特別支援学校高等部学習指導要領

解　説

（２）

文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

平成３１年２月

文　部　科　学　省

特別支援学校高等部学習指導要領解説（２）

目　次

第２編　高等部学習指導要領解説
第２部　高等部学習指導要領総則等の解説
第５章　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
第１節　各教科の基本的な考え方
第２節　指導の特徴について
第３節　各教科における改善の要点
第４節　各学科に共通する各教科
第１　国語
第２　社会
第３　数学
第４　理科
第５　音楽
第６　美術
第７　保健体育
第８　職業
第９　家庭
第 10　外国語
第 11　情報
第５節　主として専門学科において開設される各教科
第１　家政
第２　農業
第３　工業
第４　流通・サービス
第５　福祉
第６節　指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い
第６章　特別の教科　道徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）
第７章　総合的な探究の時間
第８章　特別活動
第９章　自立活動

（参考）

特別支援学校高等部学習指導要領解説（１）

目　次

第１編　総説

第１章　改訂の経緯及び基本方針

第１節　改訂の経緯

第２節　改訂の基本方針

第２章　改訂の要点

第１節　学校教育法施行規則改正の要点

第２節　高等部学習指導要領改訂の要点

第３節　道徳教育の充実

第２編　高等部学習指導要領解説

第１部　教育課程の基準と編成

第１章　教育課程の基準

第１節　教育課程の意義

第２節　教育課程に関する法制

第２部　高等部学習指導要領総則等の解説

第１章　教育課程の編成及び実施

第１節　教育目標

第２節　高等部における教育の基本と教育課程の役割

第３節　教育課程の編成

第４節　教育課程の実施と学習評価

第５節　単位の修得及び卒業の認定

第６節　生徒の調和的な発達の支援

第７節　学校運営上の留意事項

第８節　道徳教育推進上の配慮事項

第９節　重複障害者等に関する教育課程の取扱い

第 10 節　専攻科

第２章　視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科

第３章　視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専門教科・科目

第１節　保健理療科

第２節　理療科

第３節　理学療法科

第４章　聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専門教科・科目

第１節　印刷科

第２節　理容・美容科

第３節　クリーニング科

第４節　歯科技工科

第２編　高等部学習指導要領解説

第２部　高等部学習指導要領総則等の解説

第５章　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第１節　各教科の基本的な考え方

第２節　指導の特徴について

第３節　各教科における改善の要点

第５章　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第１節　各教科等の基本的な考え方

１　知的障害について

知的障害者である生徒に対する教育を行う場合は，下記のような知的障害の特徴を理解しておく必要がある。

知的障害とは，知的機能の発達に明らかな遅れと，適応行動の困難性を伴う状態が，発達期に起こるものを言う。

「知的機能の発達に明らかな遅れ」がある状態とは，認知や言語などに関わる精神機能のうち，情緒面とは区別される知的面に，同年齢の児童生徒と比較して平均的水準より有意な遅れが明らかな状態である。

「適応行動の困難性」とは，他人との意思の疎通，日常生活や社会生活，安全，仕事，余暇利用などについて，その年齢段階に標準的に要求されるまでには至っていないことであり，適応行動の習得や習熟に困難があるために，実際の生活において支障をきたしている状態である。

「伴う状態」とは，「知的機能の発達に明らかな遅れ」と「適応行動の困難性」の両方が同時に存在する状態を意味している。知的機能の発達の遅れの原因は，概括的に言えば，中枢神経系の機能障害であり，適応行動の困難性の背景は，周囲の要求水準の問題などの心理的，社会的，環境的要因等が関係している。

「発達期に起こる」とは，この障害の多くは，胎児期，出生時及び出生後の比較的早期に起こることを表している。発達期の規定の仕方は，必ずしも一定しないが，成長期（おおむね 18 歳）までとすることが一般的である。

適応行動の面では，次のような困難さが生じやすい。

〇概念的スキルの困難性
　言語発達：言語理解，言語表出能力など
　学習技能：読字，書字，計算，推論など
〇社会的スキルの困難性
　対人スキル：友達関係など
　社会的行動：社会的ルールの理解，集団行動など
〇実用的スキルの困難性
　日常生活習慣行動：食事，排泄（せつ），衣服の着脱，清潔行動など
　ライフスキル：買い物，乗り物の利用，公共機関の利用など
　運動機能：協調運動，運動動作技能，持久力など

このような知的障害の特徴及び適応行動の困難さ等を踏まえ，知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の各教科等については，学校教育法施行規則第 128 条第２項において，その種類を規定している。

そして，発達期における知的機能の障害を踏まえ，生徒が自立し社会参加するために必要な「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」を育成することを重視し，特別支援学校学習指導要領において，各教科等の目標と内容等を示している。

２　中央教育審議会答申における各教科等の改訂の方針

中央教育審議会答申において示された知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等の改訂に向けた主な方針は，次のとおりである。

○小学校等の各学校段階のすべての教科等において育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき，各教科の目標や内容が整理されたことを踏まえ，知的障害者である児童生徒のための各教科の目標や内容について，小学校等の各教科の目標や内容との連続性・関連性を整理することが必要であること。

○小・中学部及び高等部の各段階において，育成を目指す資質・能力を明確にすることで計画的な指導が行われるよう，教科の目標に基づき，各段階の目標を示すこと。

○各学部間での円滑な接続を図るため，現行では１つの段階で示されている中学部について，新たに２つの段階を設けるとともに，各段階間の系統性の視点から内容の充実を図ること。

○小学校等の各教科の内容の改善を参考に，社会の変化に対応した知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の内容や構成の充実を図ること。

○小学校における外国語教育の充実を踏まえ，小学部において，児童の実態等を考慮のうえ，外国語に親しんだり，外国の言語や文化について体験的に理解や関心を深めたりするため，教育課程に外国語活動の内容を加えることができるようにすることが適当であること。

○障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ，既に当該各部の各教科における段階の目標を達成しているなど，特に必要な場合には，個別の指導計画に基づき，当該各部に相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領の各教科の目標・内容等を参考に指導できるようすることが適当であること。

これらの方針に基づき知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科及び外国語活動（本節において以下，「各教科等」という。）の改善・充実を図っている。

３　各教科等の改訂の要点

各教科等の改訂の要点は次のとおりである。

○育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき，各教科等の目標や内容を構造的に示した。その際，小学校，中学校及び高等学校の各教科等の目標や内容等との連続性や関連性を整理した。

○各段階における育成を目指す資質・能力を明確にするため，段階ごとの目標を新設した。

○各段階間の円滑な接続を図るため，各段階の内容のつながりを整理し，段階間で系統性のある内容を設定した。

○社会の変化に対応した内容の充実を図るため，例えば，国語科における日常生活に必要な国語のきまり，数学科における生活や学習への活用，社会科における社会参加や生活を支える制度，職業科における勤労の意義，家庭科における消費生活・環境などを充実した。

○高等部の生徒のうち高等部の２段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については，高等部に相当する学校段階までの小学校学習指導要領等における各教科等の目標及び内容の一部を取り入れることができるよう規定した。（第１章第２節第８款の２参照）

４　各教科の構成と履修

高等部の各教科は，各学科に共通する各教科，主として専門学科において開設される各教科及び学校設定教科で構成されている。

各学科に共通する各教科は，国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，職業，家庭，外国語及び情報の 11 教科で構成されている。

外国語と情報については，各学校の判断により，必要に応じて設けることができる教科であるが，その他の教科は，すべての生徒に履修させることとなっている。

主として専門学科において開設される各教科は，家政，農業，工業，流通・サービス及び福祉の５教科で構成されている。また，学校設定教科は，学校が独自に設けることができる教科である。

各教科について，各学校が指導計画を作成する際には，個々の生徒の知的障害の状態，生活年齢，学習状況や経験等を踏まえながら，第１章第２節第２款の３の(4)のオに示すとおり，各教科の目標の系統性や内容の関連及び各教科間の関連性を踏まえ，生徒の実態等に即した指導内容を選択・組織し，具体的な指導内容を設定する必要がある。

５　段階の考え方

学年ではなく，段階別に内容を示している理由は，本解説第５章第１節の１に示すとおり，発達期における知的機能の障害が，同一学年であっても，個人差が大きく，学力や学習状況も異なるからである。そのため，段階を設けて示すことにより，個々の生徒の実態等に即して，各教科の内容を精選して，効果的な指導ができるようにしている。

従前の各教科は，各教科の目標の下に，２つの段階の内容が示されていた。今回の改訂では，各段階における育成を目指す資質・能力を明確にすることから，段階ごとの目標を新設して示している。

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校には，学校教育法施行令第 22 条の３に規定する「一知的発達の遅滞があり，他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの」，「二知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち，社会生活への適応が著しく困難なもの」である生徒が在学している。

こうした生徒の知的機能の障害の状態と適応行動の困難性等を踏まえ，各教科の各段階は，基本的には，知的発達，身体発育，運動発達，生活行動，社会性，職業能力，情緒面での発達等の状態を考慮して目標を定め，小学部１段階から高等部２段階へと７段階にわたり構成している。

各段階の内容は，各段階の目標を達成するために必要な内容として，生徒の生活年齢を基盤とし,知的能力や適応能力及び概念的な能力等を考慮しながら段階毎に配列している。生徒の成長とともに，生活したり，学習したりする場やその範囲が広がっていくことや，それらのことと関連して，特に高等部においては，生徒自らが主体的に，将来の生活を見据えて,必要とされる基本的な生活習慣や社会性,職業能力等を身に付けていく段階から，それらを踏まえてより実用的かつ発展的な内容を習得することをねらいとする段階などを念頭に置き，より深い理解や学習へと発展し，学習や生活を質的に高めていくことのできる段階の構成としている。

○各段階の構成

【高等部　１段階】

中学部２段階の内容やそれまでの経験を踏まえ，生活年齢に応じながら，主として卒業後の家庭生活，社会生活及び職業生活などの関連を考慮した，基礎的な内容を示している。

この段階では，主として生徒自らが主体的に学び，卒業後の生活を見据えた基本的な生活習慣や社会性，職業能力等を身に付けられるようにしていくことをねらいとする内容を示している。

【高等部　２段階】

高等部１段階を踏まえ，比較的障害の程度が軽度である生徒を対象として，卒業後の家庭生活，社会生活及び職業生活などの関連を考慮した，発展的な内容を示している。

この段階では，主として生徒自らが主体的に学び，卒業後の実際の生活に必要な生活習慣，社会性及び職業能力等を習得することをねらいとする実用的かつ発展的な内容を示している。

第２節　指導の特徴について

１　知的障害のある生徒の学習上の特性等

知的障害のある生徒の学習上の特性としては，学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく，実際の生活の場面の中で生かすことが難しいことが挙げられる。そのため，実際の生活場面に即しながら，繰り返して学習することにより，必要な知識や技能等を身に付けられるようにする継続的，段階的な指導が重要となる。生徒が一度身に付けた知識や技能等は，着実に実行されることが多い。

また，成功経験が少ないことなどにより，主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことが多い。そのため，学習の過程では，生徒が頑張っているところやできたところを細かく認めたり，称賛したりすることで，生徒の自信や主体的に取り組む意欲を育むことが重要となる。

更に，抽象的な内容の指導よりも，実際的な生活場面の中で，具体的に思考や判断，表現できるようにする指導が効果的である。

これらの教育的対応に加え，教材・教具，補助用具やジグ等を含めた学習環境の効果的な設定をはじめとして，生徒への関わり方の一貫性や継続性の確保などの教育的対応や在籍する生徒に対する周囲の理解などの環境的条件も整え，知的障害のある生徒の学習活動への主体的な参加や経験の拡大を促していくことも大切である。そうすることにより，例えば，卒業後の就労等の進路先では，物事にひたむきに取り組む態度や誠実さといった学びに向かう力や人間性が十分発揮されやすい。また，近年では，タブレット端末等の情報機器等を有効に活用することにより，生徒のもつ能力や可能性が更に引き出され，様々に学習活動が発展し，豊かな進路選択の可能性が広がることで，自立と社会参加が促進されていくことなどがある。

生徒の多様な学びの可能性を引き出すためには，学校だけでなく，生徒に関わる家族や支援者，家庭等での様子など生徒を取り巻く環境や周囲の理解なども視野に入れた生徒の確実な実態把握が必要である。特に，知的障害の程度が極めて重度である場合は，本来もっている能力を十分に把握できない場合があるため，より詳細な実態把握が必要である。また，視覚障害，聴覚障害，肢体不自由や病弱など，他の障害を併せ有することも多いので，より一層のきめ細かな配慮が必要となる。

２　知的障害のある生徒の教育的対応の基本

知的障害のある生徒の学習上の特性等を踏まえ，学習環境面を含めた生徒一人一人の確実な実態把握に基づき，次のような教育的対応を基本とすることが重要である。

(1) 第１章第２節第２款の３の（4）のオ及び(5)のアの（ｳ）に示すとおり，生徒の知的障害の状態，生活年齢，学習状況や経験等を考慮して教育的ニーズを的確に捉え，育成を目指す資質・能力を明確にし，指導目標を設定するとともに，指導内容のより一層の具体化を図る。

(2) 望ましい社会参加を目指し，日常生活や社会生活に生きて働く知識及び技能，習慣

や学びに向かう力が身に付くよう指導する。

(3) 職業教育を重視し，将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能，態度及び人間性等が育つよう指導する。その際に，多様な進路や将来の生活について関わりのある指導内容を組織する。

(4) 生活の課題に沿った多様な生活経験を通して，日々の生活の質が高まるよう指導するとともに，よりよく生活を工夫していこうとする意欲が育つよう指導する。

(5) 自発的な活動を大切にし，主体的な活動を促すようにしながら，課題を解決しようとする思考力，判断力，表現力等を育むよう指導する。

(6) 生徒が，自ら見通しをもって主体的に行動できるよう，日課や学習環境などを分かりやすくし，規則的でまとまりのある学校生活が送れるようにする。

(7) 生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え，実際的な状況下で指導するとともに，できる限り生徒の成功経験を豊富にする。

(8) 生徒の興味や関心，得意な面に着目し，教材・教具，補助用具やジグ等を工夫するとともに，目的が達成しやすいように，段階的な指導を行うなどして，生徒の学習活動への意欲が育つよう指導する。

(9) 生徒一人一人が集団において役割が得られるよう工夫し，その活動を遂行できるようにするとともに，活動後には充実感や達成感，自己肯定感が得られるように指導する。

(10) 生徒一人一人の発達の側面に着目し，意欲や意思，情緒の不安定さなどの課題に応じるとともに，生徒の生活年齢に即した指導を徹底する。

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，生徒の知的障害の状態等に即した指導を進めるため，各教科，道徳科，総合的な探究の時間，特別活動及び自立活動（以下，「各教科等」という。）それぞれに，各教科等の時間を設けて指導を行う場合と，それらを合わせて指導を行う場合がある。

いずれの場合においても，カリキュラム・マネジメントの視点から，生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標及び指導内容等を設定し，指導を行うことが重要である。

各学校においては，生徒の知的障害の状態，生活年齢，学習状況や経験等に応じた指導が適切に行われるよう指導計画を作成し，指導を行う必要がある。

３　指導の形態について

(1) 教科別に指導を行う場合

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，特別支援学校高等部学習指導要領に示す知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科をもとに各教科の内容の指導を行うこととなるが，教科ごとの時間を設けて指導を行う場合は，「教科別の指導」と呼ばれている。

指導を行う教科やその授業時数の定め方は，対象となる生徒の実態によっても異なる。したがって，教科別の指導を計画するに当たっては，教科別の指導で扱う内容について，一人一人の生徒の実態に合わせて，個別的に選択・組織しなければならない

ことが多い。その場合，一人一人の生徒の興味や関心，生活年齢，学習状況や経験等を十分に考慮することが大切である。

また，指導に当たっては，第２章第２節第１款における各教科の目標及び段階の目標を踏まえ,生徒に対しどのような資質･能力の育成を目指すのかを明確にしながら，指導を創意工夫する必要がある。その際，生活に即した活動を十分に取り入れつつ学んでいることの目的や意義が理解できるよう段階的に指導する必要がある。

教科別の指導を一斉授業の形態で進める際，生徒の個人差が大きい場合もあるので，それぞれの教科の特質や指導内容に応じて更に小集団を編成し個別的な手立てを講じるなどして，個に応じた指導を徹底する必要がある。

更に，個別の指導計画の作成に当たっては，他の教科，道徳科，総合的な探究の時間，特別活動及び自立活動との関連，また，各教科等を合わせて指導を行う場合との関連を図るとともに，生徒が習得したことを適切に評価できるように計画する必要がある。

(2) 道徳科，特別活動，自立活動の時間を設けて指導を行う場合

従前は「領域別に指導を行う場合」と示していたが，特別の教科　道徳（道徳科）が位置付いたことから，このような示し方をしている。

道徳科，特別活動，自立活動の時間を設けて指導を行う際には，次のことに留意する必要がある。また,高等部では総合的な探究の時間を設けて指導を行うこととなる。

ア　特別の教科　道徳

道徳科の指導に当たっては，個々の生徒の興味や関心，生活に結び付いた具体的な題材を設定し，実際的な活動を取り入れたり，視聴覚機器を活用したりするなどの一層の工夫を行い，生徒の生活や学習の文脈を十分に踏まえた上で，道徳的実践力を身に付けるよう指導することが大切である。（本解説第６章参照）

イ　特別活動

特別活動の指導に当たっては，個々の生徒の実態，特に学習上の特性等を十分に考慮し，適切に創意工夫する必要がある。

特別活動の指導を計画するに当たっては，各教科，道徳科，自立活動及び総合的な探究の時間との関連を図るとともに，障害のある人と障害のない人が共に生きる社会の実現に向けて高等学校等の生徒等及び地域の人々と活動を共にする機会を積極的に設けるよう配慮することが大切である。（本解説第８章参照）

ウ　自立活動

知的障害のある生徒は，全般的な知的発達の程度や適応行動の状態に比較して，言語，運動，動作，情緒等の特定の分野に，顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態が知的障害に随伴して見られる。

顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な知的障害に随伴する状態とは，例えば，言語面では，発音が明瞭でなかったり，言葉と言葉を滑らかにつないで話すことが難しかったりすること，運動動作面では，走り方がぎこちなく，安定した姿勢が維持できないことや衣服のボタンかけやはさみなどの道具の使用が難しいこと，情緒面では，失敗経験が積み重なり，自信がもてず絶えず不安が多いことなどである。また，てんかんや心臓疾患なども，随伴する状態等として挙げられる。

このような状態等に応じて，各教科の指導などのほかに，自立活動の内容の指導が必要である。

知的障害のある生徒の自立活動の考え方は，他の障害を有する場合の考え方と同じである。自立活動の指導は，個別の指導計画に基づいて，学習上の特性等を踏まえながら指導を進める必要がある。特に，自立活動の時間の指導では，個々の生徒の知的障害の状態等を十分考慮し，個人あるいは小集団で指導を行うなど，指導目標及び指導内容に即して効果的な指導を進めるようにすることが大切である。（特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）第３章２の(4)）参照）

(3) 各教科等を合わせて指導を行う場合

各教科等を合わせて指導を行う場合とは，各教科，道徳科，特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことをいう。各教科等を合わせて指導を行う際には，各教科等で育成を目指す資質・能力を明確にした上で，第１章第２節第３款の１の(1)に留意しながら，効果的に実施していくことができるようにカリキュラム・マネジメントの視点に基づいて計画（Plan）-実施（Do）-評価（Check）-改善（Action）していくことが必要である。高等部においても，知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，生徒の学校での生活を基盤として，将来の生活を見据えた学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから，従前から，日常生活の指導，生活単元学習，作業学習などとして実践されてきており，それらは「各教科等を合わせた指導」と呼ばれている。

各教科等を合わせて指導を行うことに係る法的な根拠は，学校教育法施行規則第130 条第２項に，特別支援学校において「知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは，各教科，特別の教科である道徳，外国語活動，特別活動及び自立活動の全部又は一部について，合わせて授業を行うことができる」とされていることである。

なお，高等部においては，総合的な探究の時間を適切に設けて指導をすることに留意する必要がある。

各学校において，各教科等を合わせて指導を行う際は，生徒の知的障害の状態，生活年齢，学習状況や経験等に即し，次に示す事項を参考とすることが有効である。また，各教科等を合わせて指導を行う場合においても，各教科等の目標を達成していく

ことになり，育成を目指す資質・能力を明確にして指導計画を立てることが重要となる。

【各教科等を合わせた指導の特徴と留意点】

ア　日常生活の指導

日常生活の指導は，生徒の日常生活が充実し，高まるように日常生活の諸活動について，知的障害の状態，生活年齢，学習状況や経験等を踏まえながら計画的に指導するものである。

日常生活の指導に当たっては，以下のような点を考慮することが重要である。

(ｱ) 日常生活や学習の自然な流れに沿い，その活動を実際的で必然性のある状況下で取り組むことにより，生活や学習の文脈に即した学習ができるようにすること。

(ｲ) 毎日反復して行い，望ましい生活習慣の形成を図るものであり，繰り返しながら取り組むことにより習慣化していく指導の段階を経て，発展的な内容を取り扱うようにすること。

(ｳ) できつつあることや意欲的な面を考慮し，適切な支援を行うとともに，生活上の目標を達成していくために，学習状況等に応じて課題を細分化して段階的な指導ができるものであること。

(ｴ) 指導場面や集団の大きさなど，活動の特徴を踏まえ，個々の実態に即した効果的な指導ができるよう計画されていること。

(ｵ) 学校と家庭等とが連携を図り，生徒が学校で取り組んでいること，また家庭等でこれまで取り組んできたことなどの双方向で学習状況等を共有し，指導の充実を図るようにすること。

イ　生活単元学習

生活単元学習は，生徒が生活上の目標を達成したり，課題を解決したりするために，一連の活動を組織的・体系的に経験することによって，自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するものである。

生活単元学習では，広範囲に各教科等の目標や内容が扱われる。

生活単元学習の指導では，生徒の学習活動は，実際の生活上の目標や課題に沿って指導目標や指導内容を組織されることが大切である。

生活単元学習の指導計画の作成に当たっては，以下のような点を考慮することが重要である。

(ｱ) 単元は，実際の生活から発展し，生徒の知的障害の状態や生活年齢等及び興味や関心を踏まえたものであり，個人差の大きい集団にも適合するものであること。

(ｲ) 単元は，必要な知識や技能の習得とともに，思考力，判断力，表現力等や学びに向かう力，人間性等の育成を図るものであり，生活上の望ましい態度や習慣が形成され，身に付けた指導内容が現在や将来の生活に生かされるようにすること。

(ｳ) 単元は，生徒が指導目標への意識や期待をもち，見通しをもって，単元の活動

に意欲的に取り組むものであり，目標意識や課題意識，課題の解決への意欲等を育む活動をも含んだものであること。

(ｴ) 単元は，一人一人の生徒が力を発揮し，主体的に取り組むとともに，学習活動の中で様々な役割を担い，集団全体で単元の活動に協働して取り組めるものであること。

(ｵ) 単元は，各単元における生徒の指導目標を達成するための課題の解決に必要かつ十分な活動で組織され，その一連の単元の活動は，生徒の自然な生活としてのまとまりのあるものであること。

(ｶ) 単元は，各教科等に係る見方・考え方を生かしたり，働かせたりすることのできる内容を含む活動で組織され，生徒がいろいろな単元を通して，多種多様な意義のある経験ができるよう計画されていること。

生活単元学習の指導を計画するに当たっては，一つの単元が，２，３日で終わる場合もあれば，１学期間など長期にわたる場合もあるため，年間における単元の配置，各単元の構成や展開について組織的・体系的に検討し，評価・改善する必要がある。

ウ　作業学習

作業学習は，作業活動を学習活動の中心にしながら，生徒の働く意欲を培い，将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものである。

とりわけ，作業学習の成果を直接，生徒の将来の進路等に直結させることよりも，生徒の働く意欲を培いながら，将来の職業生活や社会自立に向けて基盤となる資質・能力を育むことができるようにしていくことが重要である。

作業学習で取り扱われる作業活動の種類は，農耕，園芸，紙工，木工，縫製，織物，金工，窯業，セメント加工，印刷，調理，食品加工，クリーニングなどのほか，事務，販売，清掃，接客なども含み多種多様である。作業活動の種類は，生徒が自立と社会参加を果たしていく社会の動向なども踏まえ，地域や産業界との連携を図りながら，学校として検討していくことが大切である。

作業学習の指導に当たっては，以下のような点を考慮することが重要である。

(ｱ) 生徒にとって教育的価値の高い作業活動等を含み，それらの活動に取り組む意義や価値に触れ，喜びや完成の成就感が味わえること。

(ｲ) 地域性に立脚した特色をもつとともに，社会の変化やニーズ等にも対応した永続性や教育的価値のある作業種を選定すること。

(ｳ) 個々の生徒の実態に応じた教育的ニーズを分析した上で，段階的な指導ができるものであること。

(ｴ) 知的障害の状態等が多様な生徒が，相互の役割等を意識しながら協働して取り組める作業活動を含んでいること。

(ｵ) 作業内容や作業場所が安全で衛生的，健康的であり，作業量や作業の形態，実習時間及び期間などに適切な配慮がなされていること。

(ｶ) 作業製品等の利用価値が高く，生産から消費への流れと社会的貢献などが理解されやすいものであること。

高等部の職業科に示す「産業現場等における実習」（一般に「現場実習」や「職場実習」とも呼ばれている。）を，他の教科等と合わせて実施する場合は，作業学習として位置付けられる。その場合，「産業現場等における実習」については，現実的な条件下で，生徒の職業適性等を明らかにし，職業生活ないしは社会生活への適応性を養うことを意図するとともに，働くことに関心をもつことや，働くことの良さに気付くことなど，将来の職業生活を見据えて基盤となる力を伸長できるように実施していくことに留意したい。更に，各教科等の目標や広範な内容が包含されていることに留意する必要がある。

「産業現場等における実習」は，これまでも企業等の協力により実施され，大きな成果が見られるが，実施に当たっては，保護者，事業所及び公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関等との密接な連携を図り，綿密な計画を立て，評価・改善することが大切である。また，実習中の巡回指導についても適切に計画し，生徒の状況を把握するなど柔軟に対応する必要がある。

４　指導内容の設定と授業時数の配当

第１章第２節第２款の３の(5)のアの(ｳ)には，各教科等の一部又は全部を合わせて指導を行う場合には，授業時数を適切に定めることが示されている。各教科等の一部又は全部を合わせて指導を行う場合において，取り扱われる教科等の内容を基に，生徒の知的障害の状態や経験等に応じて，具体的に指導内容を設定し，指導内容に適した時数を配当するようにすることが大切である。

指導に要する授業時数をあらかじめ算定し，関連する教科等を教科等別に指導する場合の授業時数の合計と概ね一致するように計画する必要がある（本解説第２編第２部第１章第３節の３の(5)のアの(ｳ)）。

５　学習評価について

学習評価は，一つの授業や単元，年間を通して，生徒がどのように学ぶことができたのかや，成長したのかを見定めるものである。

また，学習評価は生徒にとって，自分の成長を実感し学習に対する意欲を高める上で有効であり，教師にとって，授業計画や単元計画，年間指導計画等を見直し改善する上でも，効果的に活用していくことが重要である。

このような評価は教師が相互に情報を交換し合いながら適時，適切に評価に関する情報を積み上げ，組織的・体系的に取り組んでいくことが重要である。

第３節　各教科等における改善の要点

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等の改善の要点は次のとおりである。

○知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標や内容について，小学校等との各教科等の目標や内容の連続性・関連性を整理し，充実・改善を図ったこと。

○各段階において，育成を目指す資質・能力を明確にすることで計画的な指導が行われるよう，教科の目標に基づき，各段階の目標を示したこと。

１　各教科等の目標の示し方

今回の改訂では，高等部卒業時までに育成を目指す資質・能力を明確にした上で，高等部段階における教科の目標について育成を目指す資質･能力の三つの柱(「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」）で構造的に示した。

国語の場合，教科の目標は次のとおりである。

【高等部　国語科の例】

１　目　標

言葉による見方・考え方を働かせ，言語活動を通して，国語で理解し表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1)　社会生活に必要な国語について，その特質を理解し適切に使うことができるようにする。

(2)　社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め，思考力や想像力を養う。

(3)　言葉がもつよさを認識するとともに，言語感覚を養い，国語を大切にしてその能力の向上を図る態度を養う。

はじめに，国語科で育成を目指す資質･能力である「国語で理解し表現する資質･能力」であることを示し，その後に，三つの柱で目標を示している。(1)は「知識及び技能」，(2)は「思考力，判断力，表現力等」，(3)は「学びに向かう力，人間性等」である。これを踏まえ，段階ごとに，三つの柱に即し段階の目標を示している。

知的障害のある生徒の場合，障害の程度や発達の状態等により，日常生活に関連のある話し言葉の意味や表す内容を理解したり，相手に伝えたい内容や事柄を言葉を使って表現したり，そのために必要な言葉の使い方を理解し使うといった資質・能力を育むことを目標としている。

このように，各教科の目標は，知的障害のある生徒の学習上の特性や生活との関連の視点を踏まえて改訂している。

２　各教科の内容の改訂について

今回の改訂では，目標と同様に育成を目指す資質・能力の三つの柱に沿った整理を踏まえ，各教科の内容を構造的に示した。

また，知的障害のある生徒の実態が多様であることから，知的障害のある生徒の学びの連続性を確保するため，小学校等の各教科との内容構成を概ね同じにしたり，各段階の目標の系統性や内容の連続性について小学校等の内容を参考に充実したり，関連を分かりやすくし目標及び内容の系統性を整理した。

内容として取り扱う範囲は，従前の特別支援学校高等部学習指導要領及び同解説で示されている内容に概ね基づくものとしている。

その上で，コンピュータや情報通信ネットワーク等の生徒を取り巻く生活環境の変化や主権者として求められる資質・能力など社会の変化に対応して充実が必要な内容及び小学校等の各教科の内容との連続性の観点から特に必要な内容については，新たに取り入れて内容の充実を図っている。

３　指導計画の作成と内容の取扱い

全教科に共通する内容の取扱いは，従前の通り，第２章第２節第３款の「指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い」において示している。

今回の改訂では，第２章第２節第１款及び第２款に示した各教科においても，指導計画の作成と内容の取扱いについて，新たに示した。ここでは，各教科における指導計画の作成に当たって配慮する事項と内容の取扱い上配慮する事項を示している。各教科の配慮事項に留意しながら，知的障害のある生徒の学習上の特性を踏まえ，育成を目指す資質・能力が育まれるように指導計画を作成していくことが必要である。

４　各教科等に係る総則における共通的事項の改訂

今回の改訂において，知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等の取扱いについて，新たに示した事項は次のとおりである。各教科等の取扱いに関して共通となる事項であるので留意が必要である。

○卒業までに履修させる各教科等

各学科に共通する各教科等について，総合的な学習の時間に替え，総合的な探究の時間を示した。（第１章第２節第２款の３の(2)のアの(ｲ)の㋐）

○総合的な探究の時間の時間の授業時数

総合的な探究の時間に充てる授業時数は，各学校において，生徒や学校の実態に応じて，適切に定めることを示した。（第１章第２節第２款の３の(2)のイの(ｶ)）

○内容等の取扱い

各教科の指導に当たっては，各教科の各段階に示す内容を基に，生徒の知的障害の状

態や経験等に応じて，具体的に指導内容を設定するものとし，その際，高等部の３年間を見通して計画的に指導することを示した。（第１章第２節第２款の３の(4)のオ）

○指導計画の作成等に当たっての配慮事項

各教科，道徳科，外国語活動，特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行う場合，各教科，道徳科，外国語活動，特別活動及び自立活動に示す内容を基に，生徒の知的障害の状態や経験等に応じて，具体的に指導内容を設定することを示した。また，各教科等の内容の一部又は全部を合わせて指導を行う場合には，授業時数を適切に定めることを示した。（第１章第２節第２款の３の(5)のアの（ｳ））

○重複障害者等に関する教育課程の取扱い

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部に就学する生徒のうち，高等部の２段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については，高等学校学習指導要領第２章に示す各教科・科目，中学校学習指導要領第２章に示す各教科又は小学校学習指導要領第２章に示す各教科及び第４章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとした。また，主として専門学科において開設される各教科の内容を習得し目標を達成している者については，高等学校学習指導要領第３章に示す各教科・科目の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとした。（第１章第２節第８款の２）

第２編　高等部学習指導要領解説

第２部　高等部学習指導要領総則等の解説

第５章　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第４節　各学科に共通する各教科

第１　国語

第４節　各学科に共通する各教科

第１　国語

１　国語科の改訂の要点

言葉は，生徒の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり，すべての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものである。このため，高等部の国語科においては，中学部で培った力や態度を踏まえ，「生活に必要な国語についての理解を深め，伝え合う力を高めるとともに，それらを適切に活用する能力と態度を育てる」ことを目標としてきたところである。

また，中学部での学習の状況を踏まえ，高等部では，生徒の生活や学習の広がりに応じて具体的な題材や，興味・関心，意欲を喚起する題材を用い，具体的な場面における言語活動を通して社会生活に必要な国語を確実に身に付けていくことが大切である。

このため，今回の改訂では，本解説第５章第３節で述べるよう育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき，目標及び内容について以下の改善を行った。

(1) 目標の構成の改善

国語科において育成を目指す資質・能力を「国語で理解し表現する資質・能力」と規定するとともに，「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で整理した。また，このような資質・能力を育成するためには，生徒が「言葉による見方・考え方」を働かせることが必要であることを示している。

また，今回の改訂では，生徒の実態に応じた指導が充実するよう各段階の目標を新たに設定し，教科の目標と同様に，「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で整理した。

(2) 内容の構成の改善

三つの柱に沿った資質・能力の整理を踏まえ，従前，「聞くこと・話すこと」，「書くこと」，「読むこと」の３領域で構成していた内容を，〔知識及び技能〕及び〔思考力，判断力，表現力等〕に構成し直した。

〔知識及び技能〕及び〔思考力，判断力，表現力等〕の構成は，以下のとおりである。

〔知識及び技能〕
ア　言葉の特徴や使い方に関する事項
イ　情報の扱い方に関する事項
ウ　我が国の言語文化に関する事項

〔思考力，判断力，表現力等〕
A　聞くこと・話すこと
B　書くこと
C　読むこと

「知識及び技能」と「思考力，判断力，表現力等」は，国語で理解し表現する上で共に

必要となる資質・能力である。したがって，国語で理解し表現する際には，聞くこと・話すこと，書くこと，読むことの「思考力，判断力，表現力等」のみならず，言葉の特徴や使い方，情報の扱い方，我が国の言語文化に関する「知識及び技能」が必要となる。

この〔知識及び技能〕に示されている言葉の特徴や使い方などの「知識及び技能」は，個別の事実的な知識や一定の手順のことのみを指しているのではない。国語で理解したり表現したりする様々な場面の中で生きて働く「知識及び技能」として身に付けるために，思考・判断し表現することを通じて育成を図ることが求められるなど，「知識及び技能」と「思考力，判断力，表現力等」は，相互に関連し合いながら育成される必要がある。

こうした「知識及び技能」と「思考力，判断力，表現力等」の育成において大きな原動力となるのが「学びに向かう力，人間性等」である。「学びに向かう力，人間性等」については，教科及び段階の目標においてまとめて示し，指導事項のまとまりごとに示すことはしていない。教科及び段階の目標において挙げられている態度等を養うことにより，「知識及び技能」と「思考力，判断力，表現力等」の育成が一層充実することが期待される。

〔思考力，判断力，表現力等〕の領域について，小・中・高等学校の国語科では，「A話すこと・聞くこと」としているが，高等部の国語科では，「A聞くこと・話すこと」としている。これは，知的障害のある生徒が国語を獲得する過程をより重視していることから，「聞くこと」を先に位置付けているものである。

(3) 内容の改善・充実

今回の改訂では，育成を目指す資質・能力の三つの柱で目標を整理したことを踏まえ，社会生活に必要な国語を確実に身に付けていくことができるよう，これまでの国語科の内容や解説等に示された事項について，その系統性を整理して示した。

まず，〔知識及び技能〕について「(1)言葉の特徴や使い方に関する事項」では，「言葉の働き」，「話し言葉と書き言葉」，「語彙」，「文や文章」，「言葉遣い」，「音読」に関する内容を整理し，系統的に示した。「(2)情報の扱い方に関する事項」では，「情報と情報との関係」，「情報の整理」の二つの系統で構成した。「(3)我が国の言語文化に関する事項」では，「伝統的な言語文化」，「書写」，「読書」に関する内容を整理し，系統的に示した。

次に，〔思考力，判断力，表現力等〕については，３領域における学習過程に沿って内容を構成した。「A聞くこと・話すこと」では，「話題の設定」，「内容の把握」，「内容の検討」，「構成の検討」，「表現」，「話合い」を示した。「B書くこと」では，「題材の設定」，「情報の収集」，「内容の検討」，「構成の検討」，「記述」，「推敲」，「共有」を示した。「C読むこと」では，「構造と内容の把握」，「精査・解釈」，「考えの形成」を示した。ここに示す学習過程は指導の順序性を示すものではないため，アからオまでの指導事項を必ずしも順番に指導する必要はない。

なお，〔知識及び技能〕及び〔思考力，判断力，表現力等〕に示す各段階の内容には，生徒の社会生活に関連のある場面や言語活動，行動と併せて示しているものがある。このため，知的障害のある生徒の国語科では，小・中・高等学校国語科のように言語活動例を示していない。なお，国語科の目標が達成されるよう，教師が生徒の実態に応じた場面や言語活動を創意工夫して設定し，授業改善を図ることが重要である。

２　国語科の目標

1　目　標

言葉による見方・考え方を働かせ，言語活動を通して，国語で理解し表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 社会生活に必要な国語について，その特質を理解し適切に使うことができるようにする。

(2) 社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め，思考力や想像力を養う。

(3) 言葉がもつよさを認識するとともに，言語感覚を養い，国語を大切にしてその能力の向上を図る態度を養う。

教科の目標では，まず国語科において育成を目指す資質・能力を国語で理解し表現する資質・能力とし，国語科が国語で理解し表現する言語能力を育成する教科であることを示している。

今回の改訂において示す「国語で理解し表現する資質・能力」とは，国語で表現された内容や事柄を理解する資質・能力，国語を使って内容や事柄を表現する資質・能力であるが，そのために必要となる国語の使い方を理解する資質・能力，国語を使う資質・能力を含んだものである。

「言葉による見方・考え方を働かせ」るとは，生徒が学習の中で，対象と言葉，言葉と言葉との関係を，言葉の意味，働き，使い方等に着目して捉えたり問い直したりして，言葉への自覚を高めることであると考えられる。様々な事象の内容を自然科学や社会科学等の視点から理解することを直接の学習目的としない国語科においては，言葉を通じた理解や表現及びそこで用いられる言葉そのものを学習対象としている。このため，「言葉による見方・考え方」を働かせることが，国語科において育成を目指す資質・能力をよりよく身に付けることにつながることとなる。

また，言語能力を育成する中心的な役割を担う国語科においては，言語活動を通して資質・能力を育成する。言語活動を通して，国語で理解し表現する資質・能力を育成するとしているのは，この考え方を示したものである。

今回の改訂では，他教科等と同様に，国語科において育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」に三つの柱で整理し，それぞれに整理された目標を(1)，(2)，(3)に位置付けている。

(1)は，「知識及び技能」に関する目標を示したものである。社会生活において必要な国語の特質について理解し，それを適切に使うことができるようにすることを示している。中学部では「日常生活や社会生活に必要な国語」としており，高等部では日常生活に必要な国語も含め生徒の生活や学習の広がりに対応して必要な国語の特質について理解し適切に使うことを意図している。具体的には，内容の〔知識及び技能〕に示されている言葉の特徴や使い方，話や文章に含まれている情報の扱い方，我が国の言語文化に関する「知識及び技能」のことである。

(2)は，「思考力，判断力，表現力等」に関する目標を示したものである。社会生活における人と人との関わりの中で，思いや考えを伝え合う力を高め，思考力や想像力を養うことを示している。具体的には，内容の〔思考力，判断力，表現力等〕に示されている「Ａ聞くこと・話すこと」，「Ｂ書くこと」，「Ｃ読むこと」に関する「思考力，判断力，表現力等」のことである。

「伝え合う力を高め」るとは，人間と人間との関係の中で，互いの考えなどを尊重し，言語を通して理解したり表現したりする力を高めることである。「思考力や想像力を養う」とは，言語を手掛かりとしながら論理的に思考する力や豊かに想像する力を養うことである。知的障害のある生徒の場合，具体的な活動や場面の状況などを手掛かりとしながら，中学部までの学習を踏まえ，「思考力，判断力，表現力等」を育成することが求められる。

(3)は，「学びに向かう力，人間性等」に関する目標を示したものである。言葉がもつよさを認識するとともに，言語感覚を養い，国語を大切にしてその能力の向上を図る態度を養うことを示している。

「言葉がもつよさ」には，言葉によって自分の考えを形成したり新しい考えを生み出したりすること，言葉から様々なことを感じたり，感じたことを言葉にしたりすることで心を豊かにすることなどがある。こうしたことをよさとして認識することを示している。

「言語感覚」とは，言語で理解したり表現したりする際の正誤・適否・美醜などについての感覚のことである。聞いたり話したり書いたり読んだりする具体的な言語活動の中で，相手，目的や意図，場面や状況などに応じて，どのような言葉を選んで表現するのが適切であるかを直観的に判断したり，話や文章を理解する場合に，そこで使われている言葉が醸し出す味わいを感覚的に捉えたりすることができることである。言語感覚を養うことは，一人一人の生徒の言語活動を充実させ，自分なりのものの見方や考え方を形成することに役立つ。こうした言語感覚の育成には，多様な場面や状況における学習の積み重ねや，継続的な読書などが必要であり，そのためには，国語科の学習を他教科等の学習や学校の教育活動全体と関連させていくカリキュラム･マネジメント上の工夫も大切である。さらに，生徒を取り巻く言語環境を整備することも，言語感覚の育成に極めて重要である。

「国語を大切にしてその能力の向上を図る態度を養う」ことを求めているのは，我が国の歴史の中で育まれてきた国語が，人間としての知的な活動や文化的な活動の中枢をなし，一人一人の自己形成，社会生活の向上，文化の創造と継承などに欠かせないからである。国語を大切にして，国語に対する関心を高め，聞いたり話したり書いたり読んだりすることが，生徒一人一人の言語能力を更に向上させていく。その中で，国語を大切にして，国語そのものを一層優れたものに向上させていこうとする意識や態度も育っていくのである。

３　各段階の目標及び内容

(1)　１段階の目標と内容

ア　目標

○１段階

(1)　目　標

ア　社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに，我が国の言語文化に親しむことができるようにする。

イ　筋道立てて考える力や豊かに感じたり想像したりする力を養い，社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め，自分の思いや考えをまとめることができるようにする。

ウ　言葉がもつよさを認識するとともに，幅広く読書をし，国語を大切にして，思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。

〈１段階の生徒の姿〉

１段階の生徒は，身近な事物や人だけでなく，職業生活につながる地域や社会における事物や人との関わりが増えてくる。このような生活を通して様々な言葉に触れることで，言葉には，考えたことや思ったことを表す働きがあることに気付き，相手や目的に応じて言葉を選んだり言葉の使い方に気を付けたりして伝え合おうとする段階である。

このため，国語科の指導においては，生徒の生活の広がりに伴う事物や人との関わりの中で，伝える目的や内容を明確にしたり，伝え方を工夫したりすることについて体験的に学ぶことを通して，社会生活に必要な国語を身に付けることが大切である。

〈１段階の目標〉

① 知識及び技能のア

「社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付ける」とは，1 段階の生徒の生活の広がりに伴い，日常生活における身近な人や事物との関わりだけでなく，職業生活につながる地域や社会における人や事物との関わりの中で必要とされる言葉を理解したり，適切に使ったりすることができるようになることを示している。

② 思考力，判断力，表現力等のイ

考える力については，中学部では「順序立てて考える力」，高等部では「筋道立てて考える力」の育成に重点を置いている。「筋道立てて考える力」を養うことで，相手や目的を意識したり，話の中心を明確にしたりして構成や内容などを考えることができるようになることを示している。

高等部では，生活場面や相手の広がりに応じた言葉の量や質の高まりが求められ，考える力や感じたり想像したりする力を養うこと，社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め自分の思いや考えをまとめることができるようにすることを系統的に示している。

③ 学びに向かう力，人間性等のウ

言葉がもつよさについては，中学部では「気付く」こと，高等部では「認識する」ことに重点を置いている。読書については，中学部では「親しむ」こと，高等部では「幅広く」読書することに重点を置いている。

「言葉がもつよさを認識する」とは，言葉の働きや我が国の言語文化に触れ，その良さを認識し，言葉に対する意識を高めていくことである。「幅広く読書をし」とは，生徒の生活や学習の広がりに応じて様々な文章や本があることを知り，読書の幅を広げていく態度を示している。

イ 内容

〔知識及び技能〕

(2) 内　容 〔知識及び技能〕 ア　言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 社会生活に係る人とのやり取りを通して，言葉には，考えたことや思ったことを表す働きがあることに気付くこと。
(ｲ) 相手を見て話したり聞いたりするとともに，間の取り方などに注意して話すこと。
(ｳ) 漢字と仮名を用いた表記や送り仮名の付け方を理解して文や文章の中で使うとともに，句読点の使い方を意識して打つこと。
(ｴ) 表現したり理解したりするために必要な語句の量を増し，話や文章の中で使うとともに，言葉には，性質や役割による語句のまとまりがあることを理解すること。
(ｵ) 接続する語句の役割，段落の役割について理解すること。
(ｶ) 日常よく使われる敬語を理解し使うこと。
(ｷ) 文章の構成や内容の大体を意識しながら音読すること。
イ　話や文章の中に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
(ｱ) 考えとそれを支える理由や事例，全体と中心など，情報と情報との関係について理解すること。
(ｲ) 比較や分類の仕方，辞書や事典の使い方などを理解し使うこと。
ウ　我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
(ｱ) 生活に身近なことわざや慣用句などを知り，使うこと。
(ｲ) 書くことに関する次の事項を取り扱うこと。
㋐　文字の組み立て方を理解し，形を整えて書くこと。
(ｳ) 幅広く読書に親しみ，読書が，必要な知識や情報を得ることに役立つことに気付くこと。

①　言葉の特徴や使い方に関する事項のア

(ｱ)は，言葉の働きに関する事項である。中学部までの指導を踏まえ，日常的に用いている言葉の働きと同様に，場を広げた社会生活で用いる言葉にも思考や感情を表す働きがあるということに気付くことを示している。「考えたことや思ったことを表す働き」とは，思考や感情を表出する働きと他者に伝える働きの両方を含むものである。色々な場面で周りの人と言葉を用いてやり取りすることを通して，これまで身に付けてきた言葉には，自分の思いや考えをまとめたり，自分が考えたことや思ったことを周りの人に表現したり伝達したりする働きがあることを実感できるようにすることが大切である。

(ｲ)は，話し言葉と書き言葉に関する事項である。(ｲ)は，話したり聞いたりする際に視線を意識することや，間の取り方などの話し方に注意することを示している。話したり聞いたりする際に視線を意識することによって,話したことが聞き手に伝わっているかなど,聞き手の反応を見ながら話すことや話を聞こうとする意志を示したりすることができる。こうしたことの基盤として，相手を見て話したり聞いたりすることを示しており，１段階の指導においては，会話の中で丁寧に繰り返し，意識できるように指導することが大切である。

「間の取り方など」は，言葉の抑揚や強弱などを含め，話し手が一方的に話すのではなく，話の内容を聞き手にとって聞き取りやすくしたり，理解してもらったりするために大

切な要素である。その際，生徒が会話の中で適切な「間の取り方」を理解できるよう，段階的に指導を行う工夫も必要である。

(ｳ)は，文や文章の中で漢字や仮名を使い分けたり，送り仮名や仮名遣いに注意して書いたりすることを示している。

句読点は，文の構成と関係している。特に読点は意味を明確に伝えるため主語の後，従属節の後などに適切に打つことが求められる。それらに加え，文を読みやすくまた分かりやすくするために文脈に合わせて使うことが求められる。

漢字と仮名を用いた表記や送り仮名の付け方を指導する際は，中学部段階までに身に付けた仮名の表記の仕方や漢字を交ぜて書くことで，文が読みやすくなったり，伝わりやすくなったりすることを体験的に理解させていくことが大切である。

(ｴ)は，語彙に関する事項である。中学部までの指導を基に，生徒の活動範囲の広がりに伴い，そこで関わるより多くの人とのやり取りの中で聞いたり話したり，文章の中で書いたり読んだりすることを通して，様子や行動，気持ちや性格を表す語句などを，自分の語彙として身に付けていくことが重要である。

「性質や役割による語句のまとまりがあることを理解する」とは，様々な語句をその特徴や使い方によって類別して捉えるということである。性質による語句のまとまりとは，物の名前を表す語句や動きを表す語句，様子を表す語句などのまとまりのことである。役割による語句のまとまりとは，文の主語になる語句，述語になる語句，修飾する語句などのまとまりのことである。

聞いたり読んだりする際に新しい言葉に着目することや，話したり書いたりする際にいろいろな表現を使うようにするといった中学部までに身に付けた学び方を生かして，関わる相手や場の広がりの中で，語彙の量と質を豊かにしていくことが大切である。

(ｵ)は，文や文章に関する事項である。「接続する語句」とは，前後の文節や文などをつなぐ働きを持つ語句，いわゆる「つなぎ言葉」のことである。なお，「なぜかというと」など，複数の語から構成される語句の中にも，接続語と同様の役割をするものがあることから，接続する語句という示し方をしている。

「段落」は，改行によって示されるいくつかの文のまとまりである形式段落と，形式段落のいくつかが意味のつながりの上でひとまとまりになった意味段落とがある。段落には，具体例を示したり，理由を述べたりするなどの役割があり，これらの段落の役割を理解することで，内容を把握したり，必要な情報を見付けたりすることができる。

１段階では，生徒の興味・関心，生活経験の範囲などを考慮した題材であること，数行の文で構成されるなどの大きさの段落や段落同士の関係が明確な文章から扱い，接続する語句や段落の役割の理解を促していくことが大切である。

(ｶ)は，言葉遣いに関する事項である。「日常よく使われる敬語」とは，学校内や職場実習等の学校外での様々な立場の人々との関わりの中で必要となる尊敬語や謙譲語などのことである。相手や場面に応じた敬語を知り，使う経験を重ねていくことが重要である。

(ｷ)は，音読に関する事項である。中学部２段階の指導を受け，より適切に内容の大体を捉えるために，文章全体の構成を意識しながら読むことを示している。生徒が，簡単な構成の文章を正確に読む経験を積むことが大切である。

なお，少しずつ黙読を活用し，文章の内容の理解を深めるような指導を行っていくことも大切である。

②　情報の扱い方に関する事項のイ

(ｱ) は，情報と情報との関係に関する事項である。「理由」は，なぜそのような「考え」をもつのかを説明するものであり，「事例」とは，考えをより具体的に説明するために挙げられた事柄や内容のことである。考えとそれを支える理由や事例との関係を正しく捉えるためには，例えば，「考え」と対応する「理由」や「事例」をノートやカードに書き出したり，文章に線を引いたりするなどして整理することなどが考えられる。

「中心」とは，話や文章の中心的な部分のことである。話や文章の全体とその「中心」との関係を正しく捉えるためには，文相互や段落相互の関係が分かることが重要であるため，〔知識及び技能〕の「ア言葉の特徴や使い方に関する事項」の(ｵ)「接続する語句の役割，段落の役割について理解すること。」などと関連を図り，指導の効果を高めることが考えられる。

(ｲ) は情報の整理に関する事項である。「比較」とは複数の情報を比べることである。「分類」とは，複数の情報を共通な性質に基づいて分けることである。話や文章を理解したり表現したりするためには，観点を明確にして比較したり分類したりすることで情報を整理することが重要である。

「辞書や事典の使い方などを理解し使う」ためには，目的に応じた辞書や事典の選び方や，目次や索引の利用の仕方を指導することが重要である。このとき，手元や教室に辞書を置く，学校図書館を活用するなど，必要なときに辞書や事典を使うことができる環境を整え，国語科に限らず，他の教科等の調べる学習や日常生活の中でも積極的に利用できるようにすることが大切である。生徒の実態に応じてタブレット端末や電子辞書等の情報機器を活用することも考えられる。

③　我が国の言語文化に関する事項のウ

(ｱ)は生活の中でよく用いられるなじみのあることわざや慣用句などの意味を知り，ふさわしい場面で使うようにすることに関する内容を示している。ことわざは，生活経験などにおいてありがちなことを述べたり，教訓を述べたりするものである。例えば，「塵(ちり)も積もれば山となる」，「善は急げ」などである。慣用句は，「水に流す」，「羽を伸ばす」などのように，二つ以上の語が結び付いて元の意味とは違った特定の意味を表すものである。

知的障害のある生徒の場合，これらの意味を自分の経験や既習事項と結び付けながら知り，教師等が生活の中で用いるのを繰り返し見聞きすることが大切である。

(ｲ)は，書くこと（書写）関する事項である。㋐については，高等部の生徒は，生活の場の広がりから，中学部に比べ，組立て方が複雑な漢字を目にすることが多くなる時期であることや，漢字を交ぜることで文が読みやすくなったり，伝わりやすくなったりすることを体験的に理解していく時期であることを考慮して，書いた文字を自分や周りの人が読むことができるように，文字の形を整えて書けるようにすることが大切である。

「文字の組立て方を理解して」とは，部首と他の部分の組立て方，すなわち左と右，上と下，内と外などの関係において一つの文字が組み立てられるという仕組みを理解することを示している。

「形を整えて書く」とは，文字のおおよその形を意識するとともに，一つの文字の構成要素となる部分相互が等間隔であること，左右対称であること，同一方向であることなど

を考えて書くことである。

(ｳ)の「幅広く読書に親し」むとは，多様な本や文章があることを知り，読書する本や文章の種類，分野，活用の仕方など，自分の読書の幅を広げていくことである。「読書が，必要な知識や情報を得ることに役立つことに気付く」ためには，読書によって，疑問に思っていたことが解決したり，新しい世界に触れて自分の興味が広がったりする楽しさを味わうことが大切である。

また，読書によって知識や情報を得るための基盤として，学校図書館などの施設の利用方法や，必要な本などの選び方を身に付けることも大切である。

知的障害のある生徒の場合には，読書の目的を意識したり，読書記録を残したりして，読書をする前と後の自分の変化に気付くような読みを積み重ねることが大切である。小説，詩，新聞，雑誌，歴史小説，伝記，観察記録文，紀行文，料理や工作の作り方などの多くの種類の本に触れることにより，自らの興味・関心に気付かせることも重要である。

〔思考力，判断力，表現力等〕

〔思考力，判断力，表現力等〕

A　聞くこと・話すこと

聞くこと・話すことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　社会の中で関わる人の話などを，話し手が伝えたいことの中心に注意して聞き，話の内容を捉えること。

イ　目的に応じて，話題を決め，集めた材料を比較するなど伝え合うために必要な事柄を選ぶこと。

ウ　話の中心が明確になるよう話の構成を考えること。

エ　相手に伝わるように，言葉の抑揚や強弱，間の取り方などを工夫すること。

オ　目的や進め方を確認し，司会などの役割を果たしながら話し合い，互いの意見の共通点や相違点に着目して，考えをまとめること。

アは，社会生活における様々な場面で聞く話について，話の内容や話し方に関心をもち，事柄の順序など，話の組立て方を意識しながら，話の要点を聞き，話の内容を捉えることを示している。このとき，一対一の対面的なやり取りだけではなく，集会等での講話や校内放送が自分に向けた話であることや，テレビ放送やラジオ放送などには自分の生活に生かすことができる情報が含まれていることを意識できるようにすることが大切である。

また，話を聞く際には，目的に応じて，重要な語句は何か判断しながら聞いて必要な内容を記録したり，聞いた後に話の内容を振り返り，分からない点や確かめたい点を質問したり，同じ話を聞いた周囲の人と内容を確かめ合ったりすることも大切である。

イの「目的に応じて，話題を決め」るとは，中学部までの身近な人との関わりを基に社会生活における人との関わりの中で，生徒が自分や相手が興味・関心をもっていることから話題を決めることを示している。このときの「目的」としては，例えば，説明や報告をする，知りたいことを聞く，互いの思いや考えを伝え合うことなどが考えられる。

「集めた材料を比較する」とは，集めた材料が話題と合っているか確かめることに重点を置いている。

ウは，「話の中心が明確になるよう話の構成を考える」とは，自分の伝えたいことの中

心が聞き手に分かりやすくなるよう話の構成を考えることを示している。例えば，最初に話の中心を決め，その後に話の中心に合わせた説明や事例などを挙げたり，どのような順番で伝えるか検討したりすることなどが考えられ，このとき，話の中心からずれないように内容を膨らませていくことが重要である。

エは，相手に伝わるように，相手との親疎や人数，目的や場の状況などに応じて，声の出し方や言葉遣い，視線などに気を付けて話すことを示している。指導に当たっては，学級での話合いや集会での発表，産業現場等における実習での自己紹介など，具体的な場面を通して，実践できるようにすることが大切である。

オの「目的や進め方を確認し」て話し合うとは，話し合う目的や必要性を意識するとともに，話合いの目的を達成するための進め方などを互いに確認し合うことを示している。「司会などの役割を果たしながら話し合い」とは，司会者，提案者，参加者などの役割に応じて，話合いの話題や流れを踏まえて発言をすることを示している。

「互いの意見の共通点や相違点に着目して，考えをまとめる」とは，互いの意見の共通点や相違点に着目し，一つの結論を出したり，話し合われたことに対する自分の考えをまとめたりすることである。このとき，話し合われた意見を丸で囲んだり，線で結んだりして共通点や相違点を分かりやすく示す工夫や，結論に対する自分の考えだけではなく，話合いの経過に伴う自分の考えの変化等について記録するなどの工夫が考えられる。

Ｂ　書くこと

Ｂ　書くこと

書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　相手や目的を意識して，書くことを決め，集めた材料を比較するなど，伝えたいことを明確にすること。

イ　書く内容の中心を決め，内容のまとまりで段落をつくったり，段落相互の関係に注意したりして，文章の構成を考えること。

ウ　自分の考えとそれを支える理由や事例との関係を明確にして，書き表し方を工夫すること。

エ　間違いを正したり，相手や目的を意識した表現になっているかを確かめたりして，文や文章を整えること。

オ　書こうとしたことが明確になっているかなど，文章に対する感想や意見を伝え合い，自分の文章のよいところを見付けること。

アの「相手や目的を意識して」とは，例えば，保護者や教師などの身近な大人や友達，地域の人々まで広がる多様な相手のうちの誰に対して，何のために書くのかといった相手や目的を意識することを示している。

「材料」とは，伝え合う内容を構成する体験や，本や文章を調べたり聞いたりすることによって得た情報のことであり，書く内容を考える際の素材となるものである。「集めた材料を比較する」とは，集めた材料を，共通点や相違点に着目しながら比べて，伝えたいことが明確になるように書く材料を整理することである。例えば，同じような材料を比較して，どちらが自分の書きたい事柄に合っているかを考えることである。こうした整理を通して，伝えたいことを明確にすることが重要である。

イは，書こうとしている材料の中から，中心に述べたいことを一つに絞ることによって，中心となる事柄や，それに関わる他の書きたい事柄を明らかにし，それを基に「内容のまとまりで段落をつく」ることを示している。

「段落相互の関係に注意したりして，文章の構成を考える」とは，段落と段落との関係に気を付けて文章の構成を考えることである。段落相互の関係としては，例えば，考えとそれを支える理由や，考えとそれを具体的に述べる事例といった関係などがある。構造図を活用するなどして，中心になる事柄，その説明や事例といった文章の構造や効果を視覚的に捉えられるようにすることも有効である。

ウの「自分の考えとそれを支える理由」を記述する際には，「なぜなら～」，「～のためである」などの表現を用いて，理由を示すことを明確にすることが重要である。

「事例」とは，書き手の考えをより具体的に説明するために挙げられた事柄や内容のことである。考えを支える事例を記述する際には，「例えば～」，「～などがある」などの表現を用いて，自分の考えを具体的に説明することが必要である。

エは，主語と述語の関係の明確さ，長音，拗（よう）音，促音，撥（はつ）音，助詞などの表記の仕方のほかに，敬体と常体などの文末表現の使い方などに注意しながら，自分が書いた一文一文を丁寧に読み返し，間違いを正しく改めることを示している。「相手や目的を意識した表現になっているかを確かめたりして」とは，書く相手や目的に照らして，構成や書き表し方が適切なものとなっているかを確かめることである。例えば，相手の立場や年齢，相手との関係に応じた文末表現になっているかなどについて見直すことが重要である。

なお，指導に当たっては，生徒自身が間違いなどを正したり，よりよい表現に書き直したりすることによって整った文章になることが実感できるように，例えば，下書きと推敲後の文章を比べるなどの工夫をすることが考えられる。

オは，中学部２段階のオを受けて，感想や意見を伝え合い，自分の文章の良いところを見付けることを示している。１段階においては，書こうとしたことが明確になっているかなどの観点から，自分の文章のよいところを見付けることに重点を置いている。

「文章に対する感想や意見を伝え合い」とは，互いの書いた文章を読み合ったり，音読し合ったりして，その内容や表現について，感想や意見を述べ合うことである。その際，書き手が書こうとしたことが明確に表現されているところを見付けることなどが重要である。

「自分の文章のよいところを見付ける」際には，記述の仕方などで工夫したこと，なぜそのような考えに至ったのかについてのきっかけなどを共有することも大切である。

Ｃ　読むこと

Ｃ　読むこと

読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　登場人物の行動や心情などについて，叙述を基に捉えること。

イ　段落相互の関係に着目しながら，考えとそれを支える理由や事例との関係などについて，叙述を基に捉えること。

ウ　登場人物の心情や情景について，場面と結び付けて具体的に想像すること。

エ　目的を意識して，中心となる語や文を見付けて要約すること。

オ　文章を読んで理解したことに基づいて，感想や考えをもつこと。

アは，物語全体の登場人物の行動や心情を捉えることを示している。登場人物の行動の背景には，そのときの，あるいはその行動に至るまでの心情があることが多い。登場人物の行動や会話，地の文などの叙述から心情が表れている部分を選び取るなどの活動だけでなく，読み進める生徒の心情の変化や自らの経験も手掛かりとして，登場人物の心情を捉えていくことが重要である。

イは，段落相互の関係に着目しながら，文章の構造を捉え，内容を把握することを示している。「段落相互の関係」とは，考えとその事例，結論とその理由といった関係などのことである。なお，「事例」とは，書き手の考えを具体的に説明するために挙げられた事柄や内容のことである。文章の構造を捉えることが内容を把握したり，文章の効果について検討したりすることにつながる。指導においては，構造図を活用するなど，文章の構造や効果を視覚的に捉える工夫も必要である。

ウの「登場人物の心情や情景について，場面と結び付けて具体的に想像する」とは，場面とともに描かれる登場人物の心情や情景を具体的に思い描くことである。場面ごとの心情や情景について叙述を基に大まかに押さえた上で，前後の場面の叙述を中心に複数の場面を結び付けながら，心情や情景の変化を見いだして想像していくことも重要である。

エは，目的を意識して，文章の構造や内容を基に，必要な情報を見付けて要約することを示している。「要約する」とは，文章全体の内容を正確に把握した上で，元の文章の構成や表現をそのまま生かしたり自分の言葉を用いたりして，文章の内容を短くまとめることである。文章の内容を端的に説明するといった要約する目的を意識して，内容の中心となる語や文を選んで，要約の分量などを考えて要約することが重要である。例えば，順番を表す言葉や考えや理由などを表す言葉などを手掛かりに中心となる語や文を選んで短くまとめるなど，具体的な課題を設定することが必要である。

題材としては，生徒の興味・関心，生活経験の範囲などにより，伝記，観察記録文，紀行文，旅行等の諸案内，趣味の工作や料理の作り方などを取り上げ，生徒が主体的に読む活動に取り組むよう工夫することが大切である。

オは，文章の内容や構造を捉え，読んで感じたことや分かったことを基に，自分の体験や既習の内容などと結び付けて自分の考えを形成することを示している。ここには，疑問点やさらに知りたい点などを見いだすことも含まれる。文章を読む前と後の自分の考えの変化に気付くことができるよう読みの視点を確認し，印をつける，簡単なメモを残すなど，考えながら読むための手立てを身に付けることが重要である。

(2) ２段階の目標と内容

ア　目標

○２段階

(1) 目　標

ア　社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに，我が国の言語文化に親しんだり理解したりすることができるようにする。

イ　筋道立てて考える力や豊かに感じたり想像したりする力を養い，社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め，自分の思いや考えを広げることができるようにする。

ウ　言葉がもつよさを認識するとともに，進んで読書をし，国語を大切にして，思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。

〈２段階の生徒の姿〉

２段階の生徒は，将来の職業生活や家庭生活を見据えて，地域や社会における事物や人との関わりを広げ，繰り返しながら，言葉に相手とのつながりをつくる働きがあることに気付き，相手や目的に応じて活用しようとする段階である。

このため，国語科の指導においては，相手や場面，状況に応じて自ら多様な人々や社会と関わろうとする中で，意図や目的を共有して話し合ったり，効果的に伝えるために表現方法を工夫したり，生活の中で適切に国語を活用したりする経験を積み重ねることを通して，卒業後の生涯にわたる様々な生活場面や社会生活に必要な国語を身に付けることが大切である。

〈２段階の目標〉

①　知識及び技能のア

「我が国の言語文化に親しんだり理解したりする」とは，１段階では「我が国の言語文化に親しむ」ことをねらい，２段階では我が国の言語文化に親しんだり理解したりすることができるようにすることを示している。

②　思考力，判断力，表現力等のイ

自分の思いや考えについては，中学部１段階では「もつ」こと，中学部２段階から高等部１段階では「まとめる」こと，高等部２段階では「広げる」ことができるようにすることに重点を置いている。

知的障害のある生徒の中には，自分の考えと他者の考えとを比べる際，同じかどうか，あるいは正しいか正しくないかなど，一方のみを選択しなければならないと考えてしまう場合も見られる。生徒の興味・関心や必然性などを考慮しながら，他者の考えを一部取り入れたり，似ているところと異なるところを見付けて取り入れたりするなど，考えを広げる力を育てることが大切である。

③　学びに向かう力，人間性等のウ

読書については，１段階では「幅広く」，２段階では「進んで」読書をすることに重点を置いている。読書の楽しさや自分にとっての有効性を実感しながら，日常生活の中で主体的に読書をする態度を示している。このような態度を育成することは，卒業後の生涯学習への意欲を高めることにもつながるものである。

イ　内容

〔知識及び技能〕

(2) 内　容

〔知識及び技能〕

ア　言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 社会生活に係る人とのやり取りを通して，言葉には，相手とのつながりをつくる働きがあることに気付くこと。
(ｲ) 話し言葉と書き言葉に違いがあることに気付くこと。
(ｳ) 文や文章の中で漢字と仮名を使い分けて書くこと。
(ｴ) 表現したり理解したりするために必要な語句の量を増し，話や文章の中で使うとともに，語彙を豊かにすること。
(ｵ) 文と文との接続の関係，話や文章の構成や種類について理解すること。
(ｶ) 日常よく使われる敬語を理解し使い慣れること。
(ｷ) 文章を音読したり，朗読したりすること。

イ　話や文章の中に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
(ｱ) 原因と結果など，情報と情報との関係について理解すること。
(ｲ) 情報と情報との関係付けの仕方を理解し使うこと。

ウ　我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
(ｱ) 親しみやすい古文などの文章を音読するなどして，言葉の響きやリズムに親しむこと。
(ｲ) 生活の中で使われる慣用句，故事成語などの意味を知り，使うこと。
(ｳ) 書くことに関する次の事項を取り扱うこと。
㋐　用紙全体との関係に注意して，文字の大きさや配列などを決めて書くこと。
㋑　目的に応じて使用する筆記具を選び，その特徴を生かして書くこと。
(ｴ) 日常的に読書に親しみ，読書が，自分の考えを広げることに役立つことに気付くこと。

①　言葉の特徴や使い方に関する事項のア

(ｱ)の「相手とのつながりをつくる働きがあることに気付く」とは，周りの人と言葉を用いたやり取りを繰り返す中で，言葉には人間関係を構築する働きがあるということに気付くことを示している。社会生活における様々な人と交わす挨拶などの日常会話などを通して，言葉には，人との好ましい関係を新しく築き，継続させる働きがあることを，具体的な経験を通して気付くことができるようにすることが重要である。また，こうした言葉の働きが，相手の行動を促す働きにつながっていくことを見通して，呼び掛けや依頼などの場面を意図的に設定し指導を行うことが大切である。

(ｲ)の「話し言葉と書き言葉に違いがあることに気付く」とは，話し言葉と書き言葉，それぞれの特色や役割に気付くことを示している。音声は，発せられた途端に消えていくため，話し言葉はそのままでは遡って内容を確認することができない。その一方，即時的な聞き手とのやり取りを通して，表現及び理解が進められるという特質がある。

書き言葉については，読み手が文や文章を繰り返し確認することができる。使用される語彙や，文及び文章の構造なども話し言葉と違いがある。また，意味の違いを漢字の使い分けで表すこともできる。

指導に当たっては，伝えたい場面や目的に合わせて実際に相手とやり取りを繰り返す中で，話し言葉と書き言葉の違いに気付き，それぞれの特質に応じた使い方を意識できるようにしていくことが大切である。

(ｳ)の「漢字と仮名を使い分けて書くこと」とは，「漢字仮名交じり文」という日本語の表記の仕方を踏まえ，文や文章の読みやすさや意味の通りやすさを考えて，漢字と仮名を適切に使い分けることである。このことは，高等部の生徒が，様々な社会とのつながりの中で，手紙や履歴書，掲示物など実践的な文や文章を適切に書いていくためにも重要である。

書いた文を読み返したり，比べたりすることによって，漢字が加わった文の方が読みやすくなったり，意味が伝わりやすくなったりすることへの気付きを促し，知っている漢字を進んで使うようにするといったことが大切である。

(ｴ)は，社会生活の中で表現したり理解したりするために必要な語句に加え，思考に関わる語句の量を増し，話や文章の中で使うことを通して，言葉への関心を高め，さらに語彙を豊かにしていくことを示している。

「思考に関わる語句」とは，「だから」，「しかし」のように情報と情報との関係を表す語句，「考える」，「だろう」のように文の中の述部などとして現れる思考そのものに関わる語句などを指す。これらの語句を話や文章の中で使うことができるようにすることが重要である。

「語彙を豊かにする」とは，自分の語彙を量と質の両面から充実させることである。言葉を知り，繰り返し使うことを通して語句の意味や使い方の理解を図ることに加え，自分の考えを広げ，深めることに重点を置き，語彙の量と質を豊かにしていくことができるように指導することが大切である。

(ｵ)の「文と文との接続の関係」とは，前の文と後の文とのつながりのことである。文と文との関係を捉え，接続する語句を選択することが重要である。「話や文章の構成」とは，「始め－中－終わり」，「序論－本論－結論」などの話や文章の組み立てのことである。

「話や文章の種類」とは，紹介，提案，案内，指示書や説明書など，生徒が社会生活の中で触れる話や文章の種類のことである。これらは，複数の段落で構成された文を適切に読んだり，自分の考えなどを表したりする上で重要である。生徒が筋道立てて考え，それを説明する際の論の進め方を理解すること，生活の中で関わる機会の多い紹介，提案，案内，指示書や説明書などの特徴を理解し，文章作成に生かせるような指導を行うことが大切である。

(ｶ)は，決まった敬語だけでなく，相手や場面に応じて適切な敬語を使うことに慣れるようにすることを示している。２段階においては，会話の中だけでなく，公的な場面で改まった言葉遣いをすることの他，手紙や作業等の報告書を書いたりする際に相手や目的に応じた語句を選んで用いることなどを具体的に指導していくことが大切である。

(ｷ)は，文章の構成や内容を理解して音声化することに加え，自分の思いや考えが聞き手に伝わるように音読や朗読をすることを示している。「音読」では，これまで身に付けてきた，声の大きさや抑揚，間の取り方といった音読の技能を生かすことが重要である。「朗読」は，読者として自分が思ったことや考えたことを踏まえ，聞き手に伝えようと表現性を高めて，文章を声に出して読むことである。

②　情報の扱い方に関する事項のイ

(ｱ)は，情報と情報との関係に関する事項である。「原因」とは，ある物事や状態を引き起こすもとになるものを指し，「結果」とは，ある原因によってもたらされた事柄や状

態を指している。原因と結果の関係について理解するためには，例えば，ある事象がどのような原因によって起きたのかを把握したり明らかにしたりするなど，様々な情報の中から原因と結果の関係を見いだし，結び付けて捉えることができるようにすることが重要である。

指導に当たっては，「原因」や「結果」を表す語句や文についてイラストや写真などで具体的に示し，相互の関係を捉えやすくするなどの工夫が考えられる。

(ｲ)は情報の整理に関する事項である。「情報と情報との関係付けの仕方」としては，例えば，複雑な事柄などを分解して捉えたり，多様な内容や別々の要素などをまとめたり，類似する点を基にして他のことを類推したり，一定のきまりを基に順序立てて系統化したりすることなどが挙げられる。関連する複数の語句を丸や四角で囲んだり，語句と語句を線でつないだりして図示することや，語句を書き出したカードを操作して分類・整理するなどの方法によって情報を整理することができることを理解させるといったことが考えられる。

③　我が国の言語文化に関する事項のウ

(ｱ)は，生徒が言葉のリズムを実感しながら読めるもの，音読することによって内容の大体を知ることができるような親しみやすい古文などの文章を声に出して読むことを示している。その際，心地よい響きやリズムを味わうとともに，昔の人と現代の人の暮らしや考え方の共通点やつながりを見いだすなど，古文が読んで楽しいものであることを実感させるようにすることが大切である。また，古典への興味・関心を高めるために，能，狂言，人形浄瑠璃，歌舞伎，落語などを鑑賞したり，年中行事や地域に伝わる祭事などと関連させて扱ったりすることも考えられる。

(ｲ)は，１段階の(ｱ)を受けて，生活の中で使われる生徒自身にとってなじみの薄い慣用句，故事成語などの意味を知り，使うようにすることに関する内容を示している。故事成語とは，「矛盾」，「五十歩百歩」などのように中国の故事に由来する熟語である。これらによって，先人の知恵や教訓，機知に触れることができる。これらの意味を知り，周りの人が使った時に，その意図を捉え場面を理解したり，日常生活で用いたりしようとすることが大切である。

(ｳ)は，書くこと（書写）に関する事項である。

㋐の「用紙」とは，原稿用紙，便箋，履歴書などの書式に対応した用紙，半紙，画用紙や模造紙などの白紙に始まり，それらに準ずる布や金属，ガラスなどといった用材全般のことを指す。「文字の大きさ」とは，中学部までは，漢字と仮名の文字相互の相対的な大きさの関係であったのに対して，高等部では，主に用紙全体との関係から判断される文字の大きさを指している。例えば，用紙全体からはみださずに書く，逆に余白をつくり過ぎずに書くといったことである。「配列」では，用紙全体との関係から考えられる文字の位置，字間，行間などの効果的な在り方について考えることが重要である。

㋑の「目的に応じて」とは，生活や学習活動において文字を書く様々な場面における目的のことである。例えば，多くの生徒に伝えるために大きく読みやすく書くことや，お世話になった人にお礼の気持ちを伝えるために丁寧に整った文字で書くことなどである。「使用する筆記具を選び，その特徴を生かして書く」とは，鉛筆，フェルトペン，毛筆，ボールペン，筆ペンなどから選択することが考えられる。筆記具全体の形状，書く部分の材質

や形状，色などの特徴を生かして書くことを示している。これらの筆記具に適した用材の選択にも配慮する必要がある。例えば，横断幕を書くときには，大きく書ける毛筆と墨で書きやすい布を選ぶことが考えられる。

(ｴ)「日常的に読書に親し」むとは，読書の楽しさや有効性を実感しながら，日常生活の中で主体的，継続的に読書を行うことである。「読書が，自分の考えを広げることに役立つことに気付く」とは，読書によって新たな事柄や考えを知ることや，自分とは異なる立場で物事を考えることができるようになることに気付くことである。本などの中の言葉は，時間や空間を超えて読者に伝わり，様々な物事を理解したり，書き手の多様なものの見方や考え方に触れたりすることを可能にする。

知的障害のある生徒の場合には，読書を通して自分や周りの人の変化に気付いたり，読書の意義を考えたりしていくことが大切である。

〔思考力，判断力，表現力等〕

A　聞くこと・話すこと

聞くこと・話すことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　社会の中で関わる人の話などについて，話し手の目的や自分が聞きたいことの中心を捉え，その内容を捉えること。

イ　目的や意図に応じて，話題を決め，集めた材料を比較したり分類したりして，伝え合う内容を検討すること。

ウ　話の内容が明確になるように，話の構成を考えること。

エ　資料を活用するなどして，自分の考えが伝わるように表現を工夫すること。

オ　互いの立場や意図を明確にしながら，計画的に話し合い，考えを広げたりまとめたりすること。

アは，１段階の内容を受けて，話し手が伝えたいことの中心だけでなく，自分が聞きたいことの中心を明確にして聞くことを示している。「自分が聞きたいことの中心」を明確にして聞くためには，どのような目的で聞くのか，自分が聞いたことは何かなどをよく確かめて聞くことが重要である。

イは，１段階の内容である「目的に応じ」ることに加えて，場面や状況を考慮して話題を決めることを示している。「集めた材料を比較したり分類したりして，伝え合う内容を検討する」とは，集めた材料を，共通点や相違点に着目しながら比べたり，共通する性質に基づいて分けたりして，話す目的や意図に応じて内容ごとにまとめることなどを通じて，伝え合うことを明確にしていくことを示している。

ウは，１段階のウで取り上げた「話の中心が明確になるよう」に加えて，事実と感想，意見とを区別したり，詳しい説明を付け加えたりして，自分の立場や結論などが明確になるように話の内容を構成することを示している。

エの「資料を活用する」とは，実物や画像，映像などを用いたりするなどして，音声言語による説明に補足したり，伝えたいことを強調したりすることなどを示している。「表現を工夫する」とは，１段階のエ「言葉の抑揚や強弱，間の取り方などを工夫すること」に加えて，聞き手の興味・関心や情報量などを予想して，補足説明が必要な箇所や言葉だけでは伝わりにくい内容について，どのような資料を用意すればよいか考えたり，資料の提

示の仕方について検討したりして話すことを示している。

このとき，自分が説明している様子を記録した映像等を見たり，説明を聞いた他者からの感想を活用したりしながら表現の工夫について考えられるようにすることが大切である。

オの「互いの立場や意図を明確に」するとは，話題に対してどのような考えをもっているかを互いに明らかにするとともに，話合いを通して達成しようとすることや，相手や目的，状況などを踏まえて，話合いの方法に関する意識を明確にすることを示している。

「計画的に話し合」うとは，話合いを始める前に，話合いの内容，順序，時間配分等を事前に検討することに加えて，意見を一つにまとめるために話し合うのか，互いの考えを広げるために話し合うのかといった話合いの目的や方向性を検討することも含んでいる。

「考えを広げたりまとめたりする」とは，話合いを通して複数の視点から検討し，自分の考えを広げたり，互いの意見の共通点や相違点，利点や問題点等をまとめたりすることを示している。

指導に当たっては，大人が会議等を行っている様子を提示して，どのように話し合っているか気付くことができるようにすることや，話合いの目的等に応じた議事の取り方を示すなどの工夫が考えられる。

Ｂ　書くこと

Ｂ　書くこと

書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　目的や意図に応じて，書くことを決め，集めた材料を比較したり分類したりして，伝えたいことを明確にすること。

イ　筋道の通った文章となるように，文章全体の構成を考えること。

ウ　目的や意図に応じて簡単に書いたり詳しく書いたりするとともに，事実と感想，意見とを区別して書いたりするなど，自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫すること。

エ　引用したり，図表やグラフなどを用いたりして，自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫すること。

オ　文章全体の構成や書き表し方などに着目して，文や文章を整えること。

カ　文章全体の構成が明確になっているかなど，文章に対する感想や意見を伝え合い，自分の文章のよいところを見付けること。

アの「目的や意図に応じて」とは，１段階で意識してきた相手や目的に加え，場面や状況を考慮することなども含んだものである。

「集めた材料を比較したり分類したりして，伝えたいことを明確にする」とは，集めた材料を，共通点や相違点に着目しながら比べたり，共通する性質に基づいて分けたりして，書く目的や意図に応じて内容ごとにまとめることなどを通じて，伝えたいことが明確になるように書く材料を整理することである。書く内容を決めたら，書く材料を集め，事象なのか，感想なのか，意見なのかなどを整理し，事柄ごとに書きまとめ，その中で最も伝えたいことはどれか考えるなど，段階的に指導を行う工夫も考えられる。

なお，情報を収集する対象や手段としては，本や文章，パンフレットやリーフレット，雑誌や新聞，音声や映像，インタビューやアンケートなど様々なものが考えられる。

イは，１段階のイを受けて，文章全体の構成を考えることに重点を置いている。「筋道の通った文章」とは，相手に分かりやすく伝わるように，伝えたいことや知らせたいことを明確にし，首尾一貫した展開となるよう，論の進め方に注意して組み立てた文章のことである。

文章全体の構成を考える際には，それぞれの段落の内容としてどのようなことを書けばよいのかを考えたり，自分の考えを一貫して述べたりすることなどに注意したりすることが大切である。

知的障害のある生徒の場合には，構成メモなどで段落相互の関係を意識させ，順番を表す言葉や接続を表す言葉，考えや理由などを表す言葉などを用いて，文章として構成していくことができるよう，指導を工夫することも必要である。その際，例えば，〔知識及び技能〕のアの(ｵ)「話や文章の構成や種類」と関連付けて指導することも有効である。

ウ「目的や意図に応じて簡単に書いたり詳しく書いたりする」とは，書く目的や意図を明確にした上で，簡単に書く部分と詳しく書く部分を決め，書き表し方を工夫することを示している。

「事実と感想，意見とを区別して書いたりする」には，事実を客観的に書くこととともに，その事実と感想や意見との関係を捉えて書くことが重要である。事実と感想，意見とを明確に区別して書くためには，文末表現に注意することも重要である。

エの「引用」して書くとは，本や文章などから必要な語句や文を抜き出して書くことである。引用する場合は，まず何のために引用するのかという目的を明確にすることが必要である。原文に正確に引用することや，引用した部分と自分の考えとの関係などを明確にすることなどに注意することも必要である。

「図表やグラフなどを用いたり」とは，示すべき事実が，図解したり，表形式やグラフ形式で示したりした方が分かりやすい場合に，図表やグラフなどを用いて自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫することを示している。なお，引用した文章や図表等の出典については必ず明記するとともに，引用部分が適切な量になるようにすることが必要である。このことは，著作権を尊重し，保護するために必要なことであり，指導に当たっては十分留意することが求められる。

オは，ア，イ，ウ，エの指導事項を観点に，文や文章を推敲することである。文章全体を見たときに，内容や表現に一貫性があるか，目的や意図に照らして適切な構成や記述になっているか，事実と感想，意見とが区別して書かれているか，引用の仕方，図表やグラフなどの用い方は適切かといったことなどが推敲の観点となる。例えば，報告文であれば，日時や場所，内容が書かれているか，事実と感想が書き分けられているか，相手に応じた書式や言葉遣いになっているかなどの項目を示しながら，一文一文を丁寧に読み返し推敲させるなどの指導の工夫が考えられる。

カは１段階のオを受けて，目的や意図に応じた文章全体の構成が明確になっているかなどの観点から，自分の文章のよいところを見付けることに重点を置いている。また，読み合ったり，音読し合ったり，見比べたりして，互いの書いた文章のよいところを見付け，具体的に感想や意見を述べ合うことを通して，自分の表現に生かそうとすることが大切である。

Ｃ　読むこと

C　読むこと

読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　登場人物の相互関係や心情などについて，描写を基に捉えること。

イ　事実と感想，意見などとの関係を叙述を基に押さえ，文章全体の構成を捉えて要旨を把握すること。

ウ　人物像を具体的に想像したり，表現の効果を考えたりすること。

エ　目的を意識して，文章と図表などを結び付けるなどして，必要な情報を見付けること。

オ　文章を読んで理解したことに基づいて，自分の考えをまとめること。

アの「登場人物の相互関係や心情など」には，登場人物の性格や情景なども含まれる。「描写」とは，物事の様子や場面，行動や心情などを，読み手が想像できるように描いたものである。登場人物の心情は，直接的に描写されているだけでなく，登場人物相互の関係に基づいた行動や会話，情景などを通して暗示的に表現されている場合もある。このような表現の仕方にも注意し，想像を豊かにしながら読むことが大切である。その際，暗示的な表現に生徒が気付けるように，出来事の前と後，明と暗，悲しいとうれしいなどの比較が可能な場面を取り上げたり，音読を通して，表現されている心情を想像させたりするなどの指導の工夫が必要である。

イは，１段階のイを受けて，事実と感想，意見などとの関係を押さえた上で，文章全体の構成を捉え，要旨を把握することを示している。「要旨」とは，書き手が文章で取り上げている内容の中心となる事柄や，書き手の考えの中心となる事柄などである。「要旨を把握する」ためには，文章の各部分だけを取り上げるのではなく，叙述を基に，文章における事実と感想，意見などとの関係を押さえ，全体を通してどのように構成されているのかを捉えることが重要である。

ウは，登場人物の相互関係などを手掛かりに，その人物像を具体的に思い描くことや，優れた叙述に着目しながら，様々な表現の効果について考えることを示している。

登場人物の人物像を具体的に想像するためには，登場人物の行動や会話，様子などを表している複数の叙述を結び付け，それらを基に性格や考え方などを総合的に判断していくことが必要である。その際，自分や友達や周りの人達と比べたり，これまで読んできた作品の登場人物と比較したりして，人物像を捉えていくことも考えられる。また，必要に応じて，国語辞典を活用し，人物や性格を表す言葉の習得を図ることも重要である。

「表現の効果を考え」るとは，想像した人物像と関わらせながら，様々な表現が読み手に与える効果について自分の考えを明らかにしていくことである。読んで感じたことや考えたことを手掛かりに，感動やユーモアなどを生み出す優れた叙述，メッセージや題材を意識させる表現などに着目しながら読むことが重要である。

エの「目的を意識して，必要な情報を見付ける」とは，書き手の述べたいことを知るために読む，読み手の知りたいことを調べるために読む，知的欲求を満たすために読む，自分の表現に生かすために読むなどの目的を意識して，文章の中から必要な情報を取捨選択したり，整理したり，再構成したりすることである。必要な情報は，目的に応じて変わるため，読む目的を意識して読み進めることが重要である。

「文章と図表などを結び付けるなどして」読むとは，文章中に用いられている図表など

が，文章のどの部分と結び付くのかを明らかにすることによって，必要な情報を見付けることである。生活の中で使われる用具や器具，コンピューター等の情報機器，医薬品などの説明書を読み取り，生活の中で適切に利用することも大切である。また生活に必要な納品書，請求書，領収書，広報や回覧板などの意味が分かることやファクシミリ，電子メールに書かれた内容を読み取ることも必要である。

オは，１段階のオを受けて，文章を読んで自分の考えをまとめることを示している。２段階においては，感想や考えをもつことに加えて，それらをまとめることに重点を置いているため，考えとその理由や事例などを整理することが重要である。

４　指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画作成上の配慮事項

３　指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ア　単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，言葉による見方・考え方を働かせ，言語活動を通して，言葉の特徴や使い方などを理解し自分の思いや考えを深める学習の充実を図ること。

イ　２の各段階の内容の〔知識及び技能〕に示す事項については，〔思考力，判断力，表現力等〕に示す事項の指導を通して指導することを基本とすること。

ウ　２の各段階の内容の〔思考力，判断力，表現力等〕の「Ａ聞くこと・話すこと」に関する指導については，高等部卒業後の生活に必要な話し言葉を身に付け，活用できるよう指導すること。

エ　２の各段階の内容の〔思考力，判断力，表現力等〕の「Ｂ書くこと」に関する指導については，筆記具を用いる技能の指導に偏ることなく，文章を書く場面を設けるよう工夫すること。

オ　２の各段階の内容の〔思考力，判断力，表現力等〕の「Ｃ読むこと」に関する指導については，発達の段階に応じた様々な文章に接し，日常生活において読書活動を活発に行うようにするとともに，他教科等における読書の指導や学校図書館等における指導との関連を図るようにすること。

アの事項は，国語科の指導計画の作成に当たり，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし，国語科の特質に応じて，効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど，生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中，学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し，これからの時代に求められる資質・能力を身に付け，生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには，これまでの学校教育の蓄積も生かしながら，学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが求められている。

指導に当たっては，(1)「知識及び技能」が習得されること，(2)「思考力，判断力，表現力等」を育成すること，(3)「学びに向かう力，人間性等」を涵（かん）養することが偏りなく実現されるよう，単元など内容や時間のまとまりを見通しながら，生徒の主体的・対話的で

深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは，必ずしも１単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元など内容や時間のまとまりの中で，例えば，主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか，対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか，学びの深まりをつくりだすために，生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか，といった視点で授業改善を進めることが求められる。また，生徒や学校の実態に応じ，多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり，単元など内容や時間のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技能」の習得に課題が見られる場合には，それを身に付けるために，生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね，確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり，特に「深い学び」の視点に関して，各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を，習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて，より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

国語科は，様々な事物，経験，思い，考え等をどのように言葉で理解し，どのように言葉で表現するか，という言葉を通じた理解や表現及びそこで用いられる言葉そのものを学習対象としている。言葉による見方・考え方を働かせるとは，生徒が学習の中で，対象と言葉，言葉と言葉との関係を，言葉の意味，働き，使い方等に着目して捉えたり問い直したりして，言葉への自覚を高めることであると考えられる。この「対象と言葉，言葉と言葉との関係を，言葉の意味，働き，使い方等に着目して捉えたり問い直したり」するとは，言葉で表される話や文章を，意味や働き，使い方などの言葉の様々な側面から総合的に思考・判断し，理解したり表現したりすること，また，その理解や表現について，改めて言葉に着目して吟味することを示したものと言える。

なお，このことは，話や文章を理解したり表現したりする際に必要となるものであるため，これまでも国語科の授業実践の中で，生徒が言葉に着目して学習に取り組むことにより「知識及び技能」や「思考力，判断力，表現力等」が身に付くよう，授業改善の創意工夫が図られてきたところである。国語科において授業改善を進めるに当たっては，言葉の特徴や使い方などの「知識及び技能」や，自分の思いや考えを深めるための「思考力，判断力，表現力等」といった指導事項に示す資質・能力を育成するため，これまでも国語科の授業実践の中で取り組まれてきたように，生徒が言葉に着目し，言葉に対して自覚的になるよう，学習指導の創意工夫を図ることが期待される。

イの事項は，〔知識及び技能〕に示す事項は〔思考力，判断力，表現力等〕に示す事項の指導を通して行うことを基本とすることを示している。特に，知的障害のある生徒の学習上の特性を踏まえると，言葉の特徴やきまりなど，特定の〔知識及び技能〕の事項を取り上げて指導した場合，身に付けた事項が断片的であったり，生活に生かされなかったりすることが考えられる。このため，〔知識及び技能〕に示す事項は，生徒の実態等に応じて具体的な場面や言語活動を設定し，〔思考力，判断力，表現力等〕に示す事項の指導を通して行うことが必要である。

ウの事項で示す「高等部卒業後の生活に必要な話し言葉」とは，例えば，就労先におけ

る上司や同僚とのやり取り，買い物や施設利用の際のやり取りなどで用いられる話し言葉が挙げられる。相手や場面などに応じて言葉を選んだり使い分けたりすることなどの活用ができるように指導することが大切である。このため，指導計画を作成する際は，生徒の実態に応じて話し言葉を活用する活動を計画的に設定することが大切である。

エの事項について，高等部卒業後の生活においては，様々な場面や目的に応じて書く力が必要となる。このため，指導計画を作成する際は，生徒の実態に応じて文章を書く活動を計画的に設定するなどの工夫が必要である。

オの事項について，生徒が読む図書の選定に当たっては，人間形成のため幅広く，偏りがないようにし，豊かな人間性の育成に資するよう配慮する必要がある。特に，高等部の生徒については，生涯学習への意欲を高めることも重要であるため，読書活動を活発に行うようにすることが大切である。また，他教科等における読書の指導や学校図書館等における指導との関連を図り，読書が学習や生活に役立つことを実感させることが大切である。

(2) 内容の取扱いについての配慮事項

(2) ２の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。

ア　２の各段階の内容のうち，文字に関する事項については，次のとおり取り扱うこと。

(ｱ) 生活場面や関わる相手が多様になることに応じて，平仮名，片仮名，漢字，ローマ字などの文字を取り扱うようにすること。

(ｲ) これまでに学習した句読点の使い方や長音，撥（はつ）音などの表記について，高等部においても正しくより適切に用いることができるよう引き続き指導すること。

イ　２の内容の指導に当たっては，学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。その際，本などの種類や配置，探し方について指導するなど，生徒が必要な本を選ぶことができるよう配慮すること。

ウ　教材の取扱いについては，次の事項に留意すること。

(ｱ) 生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じ，興味・関心のある話題や身近な題材から，高等部卒業後の生活に関連する題材まで，様々な種類や形式の文，文章を取り扱う機会を設けること。

アは，文字に関する事項についての配慮事項を示したものである。

(ｱ)は，生徒の生活場面や関わる相手の広がりに応じ，中学部までの学習状況を踏まえながら，平仮名，片仮名，漢字，ローマ字などの文字を取り扱うことを示している。

(ｲ)は，中学部までに学習した表記について，高等部においても正しく，より適切に用いることができるよう継続して指導することを示している。文字を読んだり書いたりすることは，生徒の社会生活や卒業後の生活においても重要な資質・能力の一つであることから，国語科において計画的・意図的に取り扱うとともに，他教科等や学校の教育活動全体を通して取り扱うことが重要である。

イは，学校図書館などの活用に関する配慮事項を示したものである。２の内容の指導に当たっては，学校図書館などを利用する目的を明確にした上で計画的に利用し，これらの機能の活用を図ることが必要である。学校図書館などを利用する際には，生徒が必要な本や資料などを選ぶことができるよう，中学部までの学習状況を踏まえ，引き続き本などの

種類や配置，探し方について指導することが重要である。

ウは，教材の取扱いについての留意事項を示している。

(ｱ)は，国語科で扱う題材や教材について，生徒の興味や関心のあるものから高等部卒業後の生活に関連するものまで，様々な種類や形式の文や文章を取り扱うことを示している。

第２編　高等部学習指導要領解説

第２部　高等部学習指導要領総則等の解説

第５章　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第４節　各学科に共通する各教科

第２　社会

第２　社会

１　社会科の改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

①　教科の目標の改善

高等部社会科では，中学部の社会科で学んだ内容を更に深め，自分たちの住んでいる地域社会を中心とした社会の様子，働き，移り変わりなどについての学習活動を通して，社会生活をより快適に送るための能力や態度，さらには卒業後の社会生活を送るために必要な様々な能力の習得を目標としてきたところである。

今回の改訂においては，従前の目標の「社会の様子，働きや移り変わりについての関心と理解を一層深め，社会生活に必要な能力と態度」を，「社会的な見方・考え方を働かせ，社会的事象について関心をもち，具体的にその意味や意義，特色や相互の関連を考察する活動を通して，グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力」と改め，生徒が社会との関わりを意識し，具体的な活動や体験を通して，国家及び社会を形成する一員として生きていくための資質・能力の育成を目指すことを明確にした。

②　段階の目標の新設

今回の改訂では，「(1)知識及び技能」，「(2)思考力，判断力，表現力等」，「(3)学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で整理し，教科の目標と段階の目標との関係を明確にした。

(2) 内容の改訂の要点

内容は，従前の「集団生活と役割・責任」，「きまり」，「公共施設」，「社会的事象」，「我が国の地理・歴史」，「外国の様子」を「社会参加と決まり」，「公共施設の役割と制度」，「我が国の国土の自然環境と国民生活」，「産業と生活」，「我が国の国土と国民生活，歴史」，「外国の様子」に改めた。

「社会参加ときまり」，「公共施設の役割と制度」，「我が国の国土の自然環境と国民生活」の２段階，「我が国の国土の様子と国民生活，歴史」，「産業と生活」の２段階の(ｲ)，「外国の様子」については，㋐は「知識及び技能」に関わる事項である。㋑は「思考力，判断力，表現力等」に関わる事項である。「我が国の国土の自然環境と国民生活」の１段階，「産業と生活」の(ｱ)については，㋐と㋑が「知識及び技能」も関わる事項である。㋒と㋓が「思考力，判断力，表現力等」に関わる事項である。

(3) 指導計画の作成と内容の取扱いの改訂の要点

①　指導計画の作成に当たっての配慮事項の新設

指導計画の作成に当たっては，各教科等との関連を図り，指導の効果を高めるようにするとともに，特に特別支援学校中学部社会科の学習を踏まえ，系統的・発展的に指導できるように示している。

②　内容の取扱いについての配慮事項の新設

内容の取扱いについては，従前の「生徒にとって生活に即した分かりやすいものとなるようにできるだけ具体的な内容を取り上げて，指導する必要がある。」ことは引き続き踏襲するが，目標の達成に向けて，新たに内容を選択・実施する際の配慮事項などを示している。

２　社会科の目標

１　目　標

社会的な見方・考え方を働かせ，社会的事象について関心をもち，具体的に考察する活動を通して，グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

(1) 地域や我が国の国土の地理的環境，現代社会の仕組みや働き，地域や我が国の歴史や伝統と文化及び外国の様子について，様々な資料や具体的な活動を通して理解するとともに，情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。

(2) 社会的事象の特色や相互の関連，意味を多角的に考えたり，自分の生活と結び付けて考えたり，社会への関わり方を選択・判断したりする力，考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う。

(3) 社会に主体的に関わろうとする態度や，よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに，多角的な思考や理解を通して，地域社会に対する誇りと愛情，地域社会の一員としての自覚，我が国の国土と歴史に対する愛情，我が国の将来を担う国民としての自覚，世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚などを養う。

高等部社会科の目標は，中学部との系統性を踏まえて，「社会的な見方・考え方を働かせ，社会的事象について関心をもち，具体的にその意味や意義，特色や相互の関連を考察する活動を通して，グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す」という柱書部分と，「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性」の三つの柱に沿った資質・能力に関わる具体的な目標で構成されている。

「社会的事象」とは，社会における物事や出来事をいう。

「社会的な見方・考え方」は，中学部社会科，高等部社会科において，社会的事象の意味や意義，特色や相互の関連を考えたり，社会に見られる課題を把握して，その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする際の「視点や方法（考え方）」であると考えられる。

「グローバル化する国際社会」とは，人，もの，資本，情報，技術などが国境を越えて自由に移動したり，組織や企業，国家など様々な集合体の役割が増大したりしていく国際社会を指している。

「公民としての資質・能力の基礎」は，「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱に沿って整理した高等部社会科の目標(1)から(3)までに示す資質・能力の全てが結び付いて育まれるものであると考えられる。高等部では社会的義務や責任を果たそうとすること，また，自他の人格を尊重し合い，社会生活の様々な場面で多面的に考えることなどの態度や能力を含むものである。

(1)は「知識及び技能」に関する目標を示している。高等部社会科における「知識」は，地域や我が国の地理的環境，地域や我が国の歴史や伝統と文化，現代社会の仕組みや

働きを通して，社会生活についての総合的な理解を図るためのものであるということができる。「技能」は，「社会的事象について調べまとめる技能」である。具体的には，調査活動や諸資料の活用など手段を考えて問題解決に必要な社会的事象に関する情報を集める技能，集めた情報を「社会的事象の見方・考え方」に沿って読み取る技能，読み取った情報を問題解決に沿ってまとめる技能などであると考えられる。

(2)は「思考力，判断力，表現力等」に関する目標を示している。

「社会的事象の特色」とは，他の事象等と比較・分類したり総合したりすることで捉えることのできる社会的事象の特徴や傾向，そこから見いだすことのできるよさなどであり，それは，生産の特色，地理的環境の特色などに表されるものである。

「社会的事象の相互の関連」とは，比較したり関連付けたりして捉えることのできる事象と事象のつながりや関わりなどであり，それは，生産・販売する側の工夫と消費者の工夫との関連，関係機関の相互の連携や協力などに表されるものである。

「社会的事象の意味」とは，社会的事象の仕組みや働きなどを地域の人々や国民の生活と関連付けることで捉えることができる社会的事象の社会における働き，国民にとっての役割などであり，それは，産業が国民生活に果たす役割，情報化が国民生活に及ぼす影響，国民生活の安定と向上を図る政治の働きなどに表されるものである。

「社会への関わり方を選択・判断したりする力」とは，社会的事象の仕組みや役割を学んだ上で，習得した知識などの中から自分たちに協力できることなどを選び出し，自分の意見や考えとして決めるなどして，判断することである。

「考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力」とは，思考・判断したことをその理由や根拠を示しながら説明したり，目的や場面，状況等に応じて話し合ったり，どのようにしたら受け手に伝わるのかを意識して，発表したりする力などのことである。その際，資料等を用いて図表などに表したりする表現力や，調べたことや理解したことの言語による表現力を育成することも併せて考えることが大切である。

(3)は「学びに向かう力，人間性等」に関する目標を示している。「学びに向かう力，人間性等」は，「社会に主体的に関わろうとする態度や，よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度」と，「多角的な思考や理解を通して」涵(かん)養される自覚や愛情などである。

「社会に主体的に関わろうとする態度や，よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度」とは，対象となる社会的事象について，社会生活との関連を考えたり理解したりすることで，よりよい社会を実現し，維持していくために，生徒一人一人が学んだことを生かして社会生活を送ろうとすることである。

「多角的な思考や理解を通して」涵(かん)養される自覚や愛情などは，各段階の内容に応じて涵(かん)養される地域社会に対する誇りと愛情，地域社会の一員としての自覚，我が国の国土と歴史に対する愛情，我が国の将来を担う国民としての自覚，世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚などである。

３　各段階の目標及び内容

(1)　１段階の目標と内容

ア　目標

○１段階

(1) 目　標

学習の問題を追究・解決する活動を通して，次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

ア　我が国の国土の様子と国民生活，自然環境の特色，先人の業績や優れた文化遺産，社会参加するためのきまり，公共施設の役割と制度，農業や水産業の現状，産業と経済との関わり，外国の様子について，様々な資料や具体的な活動を通して，社会生活との関連を踏まえて理解するとともに，情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。

イ　社会的事象の特色や相互の関連，意味を多角的に考える力，自分の生活と結び付けて考える力，社会への関わり方を選択・判断する力，考えたことや選択・判断したことを表現する力を養う。

ウ　社会に主体的に関わろうとする態度や，よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに，多角的な思考や理解を通して，地域社会に対する誇りと愛情，地域社会の一員としての自覚，我が国の国土に対する愛情，我が国の歴史や伝統を大切にして国を愛する心情，我が国の産業の発展を願い我が国の将来を担う国民としての自覚や平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きることの大切さについての自覚を養う。

１段階の目標の「学習の問題を追究・解決する活動」とは，社会的な見方・考え方を働かせて，社会生活に関することや社会生活のきまり，公共施設の役割，制度の仕組み，我が国の自然環境と国民生活に関すること，我が国の農業や水産業における食料生産や産業と経済，我が国の国土の様子や歴史上の主な事象，外国の文化や習慣等について，それらの意味や意義,特色や相互の関連を具体的に理解することのできる学習活動のことである。

アは，「知識及び技能」に関わる事項である。

「社会生活との関連を踏まえて理解する」とは，中学部２段階で，主に自分たちが生活している都道府県の範囲から，我が国の国民としての生活との関連に範囲を広げ，主権者として求められる資質・能力を育成する観点から，日本や外国の社会生活などに見られる諸課題について，国民としての自分との関連として考えることを通して，理解できるようにするということである。

「情報を適切に調べまとめる」の「適切に」とは，情報の出典や作成時期，作成者を確かめたり，聞き取り調査やコンピュータなど集める手段の特性に留意したりして情報を集めること，資料の特性に留意して情報を読み取ること，必要な情報を整理して白地図や年表，図表などに効果的にまとめることなどを指している。

例えば,修学旅行等の機会を利用して自分たちの地域以外で調査活動を行ったり,地図・年表・統計・新聞や図書・文書・音声・画像（動画・静止画）・現物資料などから様々な情報を集めたりして，必要な情報を選んで，分類・整理していく活動が考えられる。

イは,「思考力，判断力，表現力等」に関わる事項である。

「社会への関わり方を選択・判断する力，考えたことや選択・判断したことを表現する力」とは，社会的事象を知識として得るだけではなく，その社会的事象が我が国の社会生活とどのように関わっているのかについて，複数の立場や意見を踏まえて，自分が考えた

ことを説明したり，話し合ったりする力のことである。

ウは，「学びに向かう力，人間性等」に関わる事項である。

「社会に主体的に関わろうとする態度や，よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度」とは，対象となる社会的事象について，社会生活との関連を考えたり理解したりすることで，よりよい社会を実現し，維持していくために，生徒一人一人が学んだことを生かして社会生活を送ろうとすることである。

「地域社会に対する誇りと愛情」を養うとは，地域社会についての理解を踏まえて，自分たちの生活している地域社会としての市区町村に対する誇りと愛情を養うようにすることである。

「地域社会の一員としての自覚」を養うとは，地域社会の一員としての自覚を養うとは，地域社会についての理解を踏まえて，自分も地域社会の一員であるという自覚や，これからの地域の発展を実現していくために共に努力し，協力しようとする意識などを養うようにすることである。

「我が国の国土に対する愛情」を養うとは，我が国の国土についての理解を踏まえて，国民生活の舞台である我が国の国土の自然などに対する愛情を養うようにすることである。

「我が国の歴史や伝統を大切にして国を愛する心情」を養うとは，我が国の歴史についての理解を踏まえて，国家及び社会の発展に貢献した先人によってつくり出された歴史や伝統を大切にして国を愛する心情を養うようにすることである。

「我が国の将来を担う国民としての自覚」を養うとは，我が国の政治についての理解を踏まえて，国家及び社会の一員としての自覚をもつとともに，主権者として将来にわたって我が国の政治に関わろうとする意識や，社会の担い手として平和で民主的な国家及び社会を築き上げようとする意識などを養うようにすることである。

「平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚」を養うとは，国際社会における我が国の役割についての理解を踏まえて，我が国はこれからも国際社会の一員として，平和な国際社会の実現を目指して努力を続けていくことが必要であるという自覚や，そのためには平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きていくことが大切であるという自覚を養うようにすることである。

「多角的な思考や理解を通して」とは，これらの愛情や自覚は，現在及び過去の社会の仕組みやよさ，課題への理解に基づくものであり，学習活動を通して複数の立場や意見を踏まえて考え理解したことを基に涵（かん）養されるものであることを示している。

イ　内容

(2) 内　容

ア　社会参加ときまり

(ｱ) 社会参加するために必要な社会生活に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

㋐　地域の人々と互いに協力することの大切さを理解し，自分の役割や責任を果たすための知識や技能を身に付けること。

㋑　社会生活の中で状況を的確に判断し，自分の役割と責任について考え，表現すること。

(ｲ) 社会生活を営む上で大切な法やきまりに関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
㋐ 社会生活を営む上で大切な法やきまりがあることを理解すること。
㋑ 社会生活を営む上で大切な法やきまりの意義と自分との関わりについて考え，表現すること。

アの「社会参加ときまり」は，中学部社会科の「ア社会参加ときまり」に関連するものである。従前の「集団生活と役割・責任」を，より広い範囲を視野に入れ，社会に主体的に関わろうとする資質・能力を育むために「社会参加」と改め，従前の「きまり」と統合することにより，社会参加ときまりとの関係をより一体的に指導できるようにした。

そのうち１段階は，社会参加に必要な役割や責任を理解し，周囲の人々と互いに協力することの意義を指導する。さらに，様々な法やきまりを知り，自分の生活との関わりについて指導する。

(ｱ)の㋐の「地域の人々と互いに協力することの大切さを理解する」とは，地域の中で自分の役割や責任を果たす際に，周囲のことを考えながら行動したり，周囲と役割などを調整したりすることの大切さを理解することである。ここでは，周囲のことを考えることを通して，自分の役割や責任を果たすためには周囲の人々との協力が必要不可欠であることが分かるようにすることが大切である。

(ｱ)の㋑の「自分の役割と責任について考え」とは社会生活の中での自分の立ち位置を認識し，自分がなすべき役割とその行動が及ぼす影響について積極的に考えることである。中学部では身近な集団生活の中での自分の役割を考え，行動することを学習するが，高等部ではさらに範囲を広げ，学校以外の集団への参加を見据えた学習にしていくことが大切である。例えば，地域の清掃やボランティアに参加する活動を通してこれらのことを具体的に学ぶことが考えられる。

(ｲ)の㋐の「社会生活を営む上で大切な法やきまり」については，自分たちの社会生活と結び付けながら、日本国憲法や，法律や条例についてについて扱うことが考えられる。

(ｲ)の㋑の「社会生活を営む上で大切な法やきまりの意義と自分との関わり」とは，社会生活に必要な法について，それらを守ることが快適で安心，安全な生活につながること，法を守らないことが社会の秩序を乱すことにもつながることを自分の生活に基づいて考えることである。

実際の指導に当たっては，法律の名前や役割を覚える指導になったりすることのないよう，例えば，道路交通法などを取り上げ，法律がある生活と法律がない生活を比較し，どのような違いがあるかを調べ，まとめるなどの活動を通して法やきまりの意義について実感を伴って考えられるよう指導することが大切である。

イ 公共施設の役割と制度
(ｱ) 公共施設の役割に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
㋐ 生活に関係の深い公共施設や公共物の役割とその必要性を理解すること。
㋑ 生活に関係の深い公共施設や公共物の利用の仕方を調べ，適切な活用を考え，

表現すること。

(ｲ) 制度に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

㋐　我が国の政治の基本的な仕組みや働きについて理解すること。

㋑　国や地方公共団体の政治の取組について調べ，国民生活における政治の働きを考え，表現すること。

イの「公共施設の役割と制度」は，中学部社会科の「イ公共施設と制度」に関連するものである。従前の「公共施設」を行政等が提供するサービス（以下,「行政サービス」という。）や,「社会的事象」に含まれていた政治や生活に関係の深い制度についての内容も合わせて,「公共施設と制度」と改めた。

そのうち１段階は，生活に関係の深い公共施設や公共物の役割，我が国の政治の仕組みを知り，自分の生活との関連について考えられるよう指導する。

(ｱ)の㋐の「生活に関係の深い公共施設や公共物の役割とその必要性について知る」の「生活に関係の深い公共施設」とは，中学部で挙げた，市（区） 役所や町（村）役場（以下,「市役所」という。)，学校，公園，公民館，コミュ ニティセンター，図書館，児童館，体育館，美術館，博物館，資料館，文化会館， 消防署，警察署，交番，裁判所などのほかに，公共職業安定所などが挙げられる。また,「公共物」とは，学校の共有備品，電車やバスなどの交通機関などの公共のためのものを指す。

実際の指導に当たっては，それらの公共施設や公共物は，それぞれに様々な機能を有しており，社会生活をより快適に営むのに必要なものであることを知ることが大切である。その際には，実際に公共施設を見学したり，資料を通したりして，公共施設の役割や機能を知り，現在や将来の自分の生活における適切な利用の仕方について考えることが重要である。

例えば，公共職業安定所では，求職登録や職業相談を受けること，市役所では，住民票の取得や福祉サービスの利用申請，年金の申請を行うことなど，現在や将来の生活での利用を考えながら公共施設の役割と必要性について知ることが大切である。

(ｲ)の㋐の「我が国の政治の基本的な仕組みや働きについて理解する」とは，我が国の政治には国会に立法，内閣に行政，裁判所に司法という三権があること，それらは相互に関連し合ってそれぞれの役割を果たしていることなどを基に，我が国の政治の仕組みについて理解することである。また，国や地方公共団体の政治は国民生活と密接な関係をもっていること，それらの政治は国民主権の考え方を基本として，国民の願いを実現し国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていることなどを基に，国や地方公共団体の政治の働きについて理解することである。

例えば，国会において，選挙で選出された国会議員によって話し合われ，多数決によって法律や予算が決められることなど国会，内閣，裁判所の具体的な役割について取り上げることも大切である。

実際の指導にあたっては，抽象的にならないように，政策や法令，予算などについて具体的な事例を取り上げて，国や地方公共団体の政治と自分たちの生活のつながりについて関心がもてるようにすることが大切である。

また,「ア　社会参加ときまり」と関連付けて指導することが大切である。

ウ　我が国の国土の自然環境と国民生活

(ｱ) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

㋐　自然災害は国土の自然条件などと関連して発生していることや，自然災害が国土と国民生活に影響を及ぼすことを理解すること。

㋑　関係機関や地域の人々の様々な努力により公害の防止や生活環境の改善が図られてきたことを理解するとともに，公害が国土の環境や国民の生活に影響を及ぼすことを理解すること。

㋒　災害の種類や発生の位置や時期，防災対策などに着目して，国土の自然災害の状況を捉え，自然条件との関連を考え，表現すること。

㋓　公害の発生時期や経過，人々の協力や努力などに着目して，公害防止の取組を捉え，その働きを考え，表現すること。

ウの「我が国の国土の自然環境と国民生活」は，中学部社会科の「ウ　地域の安全」を発展させた内容である。中学部で学んだ地域防災の範囲を広げ，我が国の自然環境とそれに由来する自然災害への対応，公害の防止に見られる，国土の環境と人々の生活や産業との密接な関連について指導する。

国土の自然災害に関する内容については，㋐と㋒を関連付けて指導する。例えば，災害の種類や発生の位置や時期，防災対策などに着目して，地図帳や各種の資料で調べ，まとめ，国土の自然災害の状況を捉え，自然条件との関連を考え，表現することを通して，自然災害は国土の自然条件などと関連して発生していることや，自然災害が国土と国民生活に影響を及ぼすことを理解できるようにすることである。また，公害の防止と生活環境に関する内容については，㋑と㋓を関連付けて指導する。例えば，公害の発生時期や経過，人々の協力や努力などに着目して，地図帳や各種の資料で調べ，まとめ，公害防止の取組を捉え，その働きを考え，表現することを通して，関係機関や地域の人々の様々な努力により公害の防止や生活環境の改善が図られてきたこと，公害が国土の環境や国民の生活に影響を及ぼすことを理解できるようにすることである。

(ｱ)の㋐の「自然災害は国土の自然条件などと関連して発生していることを理解すること」とは，我が国では，国土の地形や気候などとの関係から地震災害，津波災害，風水害，火山災害，雪害などの様々な自然災害が起こりやすいこと，自然災害はこれまで度々発生しこれからも発生する可能性があることなどを基に，国土の自然災害の状況について理解することである。

(ｱ)の㋑の「関係機関や地域の人々の様々な努力により公害の防止や生活環境の改善が図られてきたことを理解すること」とは，我が国では，産業の発展，生活様式の変化や都市化の進展により公害が発生して国民の健康や生活環境が脅かされてきたこと，関係機関をはじめ多くの人々の努力や協力により公害の防止や生活環境の改善が図られてきたことなどを基に，公害防止の取組と国民生活の関連について理解することである。

(ｱ)の㋒の「災害の種類や発生の位置や時期，防災対策などに着目して，国土の自然災害の状況を捉え，自然条件との関連を考え，表現すること」とは，社会的事象の見方・考え方を働かせ，国土の自然災害の状況について，例えば，これまでに我が国においてどのよ

うな自然災害が，いつどこで発生したか，自然災害による被害をどのように減らす対策をとっているかなどの問いを設けて調べたり，自然災害と国土の自然条件を関連付けて考えたりして，調べたことや考えたことを表現することである。

(ｱ)の㋓の「公害の発生時期や経過，人々の協力や努力などに着目して，公害防止の取組を捉え，その働きを考え，表現すること」とは，社会的事象の見方・考え方を働かせ，公害防止の取組について，例えば，どのような公害がいつごろ発生したか，それはどのように広がり，その後どのように改善したか，人々はどのように協力してきたかなどの問いを設けて調べたり，公害防止の取組と国土の環境や国民の健康な生活を関連付けて考えたりして，調べたことや考えたことを表現することである。

ここでは，中学部の内容の「ウ　地域の安全」とのねらいの違いに留意する必要がある。中学部では，県内などで発生した自然災害を取り上げ，地域の関係機関や人々による自然災害への対処や備えを通して地域社会について理解することに，高等部では，国土において発生する様々な自然災害を取り上げて，自然災害と国土の自然条件との関連を通して国土の地理的環境を理解することに，それぞれねらいがあることに留意することが大切である。また，気象条件など，理科における学習内容との関連を図った指導を工夫することも大切である。

エ　産業と生活

(ｱ) 我が国の農業や水産業における食料生産に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

㋐　我が国の食料生産は，自然条件を生かして営まれていることや，国民の食料を確保する重要な役割を果たしていることを理解すること。

㋑　食料生産に関わる人々は，生産性や品質を高めるよう努力したり輸送方法や販売方法を工夫したりして，良質な食料を消費地に届けるなど，食料生産を支えていることを理解すること。

㋒　生産物の種類や分布，生産量の変化などに着目して，食料生産の概要を捉え，食料生産が国民生活に果たす役割を考え，表現すること。

㋓　生産の工程，人々の協力関係，技術の向上，輸送，価格や費用などに着目して，食料生産に関わる人々の工夫や努力を捉え，その働きを考え，表現すること。

エの「産業と生活」は，中学部社会科の「エ産業と生活」に関連するものである。従前の「社会的事象」を，食料生産や工業生産，経済活動，産業と情報のかかわり等も含めた「産業と生活」と改めた。

ここでは，生産の盛んな地域を具体的に取り上げながら，我が国の食料生産や工業生産の概要や生産を支える人々の工夫や努力を理解し，それらが国民生活の安定と向上につながっていることを指導する。

そのうち１段階は，我が国の食糧生産の概要と人々の努力，国民生活と食糧生産のつながりを指導する。

(ｱ)の㋐の「我が国の農業や水産業における食料生産」とは，米，野菜，果物などの農産物や畜産物を生産する農業や，魚介類を採ったり養殖したりする水産業を指している。「我

が国の食料生産は，自然条件を生かして営まれていることや，国民の食料を確保する重要な役割を果たしていることを理解する」とは，我が国では様々な食料を生産していること，それぞれの土地や気候を生かして食料の生産地が広がっていること，食料生産は国民の食生活を支えていること，食料の生産量は国民生活と関連して変化していることなどを基に，我が国の食糧生産の概要と役割について理解することである。

(ｱ)の㋑の「食料生産に関わる人々は，生産性や品質を高めるよう努力したり輸送方法や販売方法を工夫したりして，良質な食料を消費地に届けるなど，食料生産を支えていることを理解する」とは，農業や水産業の盛んな地域の人々が，新鮮で良質な物を生産し出荷するために生産性や品質を高めるなど様々な工夫や努力を行っていること，生産し輸送，販売する工程で費用が発生すること，輸送方法や販売方法を工夫することにより収益を上げていることなどを基に，食料生産に関わる人々の工夫や努力について理解することである。

(ｱ)の㋒の「生産物の種類や分布，生産量の変化などに着目して，食料生産の概要を捉え，食料生産が国民生活に果たす役割を考え，表現すること」とは，社会的事象の見方・考え方を働かせ，食料生産の概要について，例えば，どこでどのようなものが生産されているか，生産量はどのように変化しているかなどの問いを設けて調べたり，食料生産と国民生活を関連付けて考えたりして，調べたことや考えたことを表現することである。

(ｱ)の㋓の「生産の工程，人々の協力関係，技術の向上，輸送，価格や費用などに着目して，食料生産に関わる人々の工夫や努力を捉え，その働きを考え，表現すること」とは，社会的事象の見方・考え方を働かせ，食料生産に関わる人々の工夫や努力について，例えば，食料はどのように生産されているか，人々はどのように協力して生産しているか，食料生産の技術はどのように向上してきたか，食料はどのように運ばれるか，食料の価格はどのように決まるかなどの問いを設けて調べたり，食料生産に関わる人々の工夫や努力とその土地の自然条件や需要を関連付けて考えたりして，調べたことや考えたことを表現することである。

例えば，実際にスーパーマーケットに並ぶ商品やファミリーレストランで提供される食事を取り上げ，店頭に並ぶまでの過程を調べたり，商品の価格には何が含まれているのかを考えたりすることなどが大切である。これらを通して，生産から販売にかかわる人々の工夫や努力をとらえることができるようにする。

その際，見学や聞き取りなどから情報を収集したり，インターネットで生産者や加工業者，販売者が発信している情報を活用したりする活動などが考えられる。

オ　我が国の国土の様子と国民生活，歴史

(ｱ) 我が国の国土の様子と国民生活に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

㋐　我が国の国土の地形や気候の概要を理解するとともに，人々は自然環境に適応して生活していることを理解すること。

㋑　地形や気候などに着目して，国土の自然などの様子や自然条件から見て特色ある地域の人々の生活を捉え，国土の自然環境の特色やそれらと国民生活との関連を考え，表現すること。

(ｲ) 我が国の歴史上の主な事象に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

㋐　我が国の歴史上の主な事象を手掛かりに，関連する先人の業績，優れた文化遺産などを理解すること。

㋑　世の中の様子，人物の働きや代表的な文化遺産などに着目して，我が国の歴史上の主な事象を捉え，世の中の様子の変化を考え，表現すること。

オの「我が国の国土の様子と国民生活，歴史」は，中学部の「我が国の地理や歴史」に関連するものである。従前の「地域の様子や社会の変化」から，伝統や文化に関する教育を充実する観点から，「我が国の国土の様子と国民生活，歴史」と改めた。我が国の国土に関する地理的な事象，歴史や伝統と文化，それらと社会生活との関連について，具体的な活動を通して知り，考えられるように指導する。

(ｱ)の㋐の「我が国の国土の地形や気候の概要を理解する」とは，我が国の地形は全体としてみると山がちで平野が少ないこと，我が国の気候には四季の変化が見られること，国土の南と北，太平洋側と日本海側では気候が異なることなどを基に，我が国の国土の自然環境について理解することである。

「人々は自然環境に適応して生活していることを理解すること」とは，我が国には地形や気候などの自然条件から見て特色ある地域があること，人々は自然条件の中で工夫しながら生活していること，人々は自然条件を生かして野菜や果物，花卉（き）の栽培，酪農，観光などの産業を営んでいることなどを基に，我が国の国土の様子と国民生活について理解することである。

(ｱ)の㋑の「地形や気候などに着目して，国土の自然などの様子や自然条件から見て特色ある地域の人々の生活を捉え，国土の自然環境の特色やそれらと国民生活との関連を考え，表現すること」とは，社会的事象の見方・考え方を働かせ，国土の自然などの様子や自然条件から見て特色ある地域の人々の生活について，例えば，我が国の地形や気候にはどのような特色があるか，人々は地形条件や気候条件をどのように生かしているかなどの問いを設けて調べたり，国土の位置と地形や気候を関連付けて国土の特色を考えたり，国土の自然環境と国民生活の関連を考えたりして，調べたことや考えたことを表現することである。

ここでは，中学部２段階で学習した自分たちの住んでいる都道府県に関する学習から広げていくようにする必要がある。例えば「自分の地域と自然環境が違う地域にはどのような特色があるのであろうか」という問いを設けて，自然や文化の様子，家の作り，気候の特色を生かした農業や水産業，土地利用の工夫とともに，生活する人々の願い等，自分たちの住んでいる地域と他の地域との違いについて，分かったことを他者に対してわかりやすく表現することが考えられる。その際には，写真等の資料を基に予想を立てたり，修学旅行等の機会に実際に観察や調査をしたりして，具体的に理解できるようにすることが大切である。

(ｲ)の㋐の「関連する先人の業績，優れた文化遺産を理解すること」とは，我が国が歩んできた歴史の中で，その時期の世の中の様子を形づくったり，国家や社会の変化に大きな影響を及ぼしたりした先人の働きとともに，各時代の人々によって生み出され，今日まで保存・保護されてきた文化遺産の大切さを理解することである。

(ｲ)の㋑の「世の中の様子，人物の働きや代表的な文化遺産などに着目して，我が国の歴史上の主な事象を捉え，世の中の様子の変化を考え，表現すること」とは，社会的事象の見方・考え方を働かせ，我が国の歴史上の主な事象について，例えば，世の中の様子，人物の働きや代表的な文化遺産などに関する問いを設けて調べたり，世の中の様子の変化を考えたりして，調べたことや考えたことを表現することである。

ここでは，生徒の興味・関心のある歴史的な事象を取り上げることが望ましい。通史として歴史的事象を網羅的に取り扱うものではないことに留意する必要がある。

実際の指導に当たっては，人物の肖像画や伝記，エピソード（逸話）などの具体的な資料を用いたり，修学旅行等で実際に訪問した地域の博物館等で見たり聞いたり体験したりして理解した歴史的事象と関連させながら，考え表現する学習などが考えられる。

カ　外国の様子

(ｱ) グローバル化する世界と日本の役割に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

㋐　異なる文化や習慣を尊重し合うことが大切であることを理解すること。

㋑　外国の人々の生活の様子などに着目して，日本の文化や習慣との違いについて考え，表現すること。

カの「外国の様子」は，従前の「外国の様子」の内容を引き継いでいる。中学部２段階で，日本と他の国との大まかな違いについて学習してきたこととの連続性をもって，日本と他の国との文化や習慣の違いについて理解し，尊重し合うことができるように指導する。

(ｱ)の㋐の「異なる文化や習慣を尊重し合うこと」とは，外国の文化や習慣を背景とした人々の生活の様子には違いがあること，その違いがその国の文化や習慣を特徴付けていることなどに触れ，異なる文化や習慣を尊重し合うことの大切さを理解することである。

(ｱ)の㋑の「日本の文化や習慣との違いについて考え，表現する」とは，例えば，その国の人々の生活や文化は，日本と比べてどのような違いがあるのかについて調べたり，互いの国の文化や習慣を理解し合うためにはどうすればよいかを考えたりして，調べたことや考えたことを表現することなどが考えられる。

文化や習慣を理解するには，例えば，衣服等を題材に取り上げて，気候の暑い国と寒い国とを比べて，その相違点を見付けたり，どうして違うのかという問いを立てて調べたりする学習活動によって，その国の地理的環境，気候，産業等の特色に応じていることを理解したり，調べたことを手がかりに，さらに関心を深めようとしたりすることが大切である。

実際の指導に当たっては，外国の方々に教えてもらいながら，その国の衣服を着用してみる等，交流活動を行うことも考えられる。

(2) ２段階の目標と内容

ア　目標

○２段階

(1) 目　標

学習の問題を追究・解決する活動を通して，次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

ア　我が国の国土の様子と国民生活，自然環境の特色，先人の業績や優れた文化遺産，社会参加するためのきまり，公共施設の役割と制度，工業の現状，産業と情報との関わり，外国の様子について，様々な資料や具体的な活動を通して，社会生活との関連を踏まえて理解するとともに，情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。

イ　社会的事象の特色や相互の関連，意味を多角的に考える力，自分の生活と結び付けて考える力，社会への関わり方を選択・判断する力，考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う。

ウ　社会に主体的に関わろうとする態度や，よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに，多角的な思考や理解を通して，地域社会に対する誇りと愛情，地域社会の一員としての自覚，我が国の国土に対する愛情，我が国の歴史や伝統を大切にして国を愛する心情，我が国の産業の発展を願い我が国の将来を担う国民としての自覚や平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きることの大切さについての自覚を養う。

２段階の目標の「学習の問題を追究・解決する活動」とは，社会的な見方・考え方を働かせて，社会生活に関することや社会生活のきまり，公共施設の役割，制度の仕組み，我が国の自然環境と国民生活に関すること，我が国の工業生産や産業・情報，我が国の国土の様子や歴史上の主な事象，グローバル化する世界と日本の役割等について，それらの意味や意義，特色や相互の関連を具体的に理解することのできる学習活動のことである。

アの「様々な資料や具体的な活動を通して社会生活との関連を踏まえて理解する」とは，特に２段階では，卒業後の社会生活を踏まえて，主権者として求められる資質・能力を育成する観点から，社会に見られる課題を把握して，その解決に向けて，自分たちの行動や生活の仕方や，これからの社会の発展などよりよい社会の在り方などについて考えることが大切である。

イの「自分の生活と結び付けて考える力，社会への関わり方を選択・判断する力，考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力」とは，社会的事象を知識として得るだけではなく，その社会的事象が自分の生活や我が国の社会生活とどのように関わっているのかについて，複数の立場や意見を踏まえて，自分が考えたことを説明したり，話し合ったりする力のことである。その際に，受け手に向けた分かりやすさや，相手や他者の立場を考えることなどに留意することが大切である。

ウは，「学びに向かう力，人間性等」に関わる事項である。

「社会に主体的に関わろうとする態度や，よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度」とは，対象となる社会的事象について，社会生活との関連を考えたり理解したりすることで，よりよい社会を実現し，維持していくために，生徒一人一人が学んだことを生かして社会生活を送ろうとすることである。

「地域社会に対する誇りと愛情」を養うとは，地域社会についての理解を踏まえて，自分たちの生活している地域社会としての市区町村に対する誇りと愛情を養うようにすることである。

「地域社会の一員としての自覚」を養うとは，地域社会の一員としての自覚を養うとは，地域社会についての理解を踏まえて，自分も地域社会の一員であるという自覚や，これからの地域の発展を実現していくために共に努力し，協力しようとする意識などを養うようにすることである。

「我が国の国土に対する愛情」を養うとは，我が国の国土についての理解を踏まえて，国民生活の舞台である我が国の国土の自然などに対する愛情を養うようにすることである。

「我が国の歴史や伝統を大切にして国を愛する心情」を養うとは，我が国の歴史についての理解を踏まえて，国家及び社会の発展に貢献した先人によってつくり出された歴史や伝統を大切にして国を愛する心情を養うようにすることである。

「我が国の将来を担う国民としての自覚」を養うとは，我が国の政治についての理解を踏まえて，国家及び社会の一員としての自覚をもつとともに，主権者として将来にわたって我が国の政治に関わろうとする意識や，社会の担い手として平和で民主的な国家及び社会を築き上げようとする意識などを養うようにすることである。

「平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚」を養うとは，国際社会における我が国の役割についての理解を踏まえて，我が国はこれからも国際社会の一員として，平和な国際社会の実現を目指して努力を続けていくことが必要であるという自覚や，そのためには平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きていくことが大切であるという自覚を養うようにすることである。

「多角的な思考や理解を通して」とは，これらの愛情や自覚は，現在及び過去の社会の仕組みやよさ，課題への理解に基づくものであり，学習活動を通して複数の立場や意見を踏まえて考え理解したことを基に涵(かん)養されるものであることを示している。

イ　内容

(2) 内　容

ア　社会参加ときまり

(ｱ) 社会参加するために必要な社会生活に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

㋐　社会の中で互いに協力しながら，社会生活に必要な知識や技能を身に付けること。

㋑　社会生活の中で状況を的確に判断し，国民としての権利及び義務，それに伴う責任について考え，表現すること。

(ｲ) 社会生活を営む上で大切な法やきまりに関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

㋐　社会の慣習，生活に関係の深い法やきまりを理解すること。

㋑　社会の慣習，生活に関係の深い法やきまりの意義と自分との関わりについて考え，表現すること。

２段階は，社会の中で協力することの意義を理解し，国民としての権利と義務について理解できるよう指導する。さらに，1 段階で学習した法についての理解を深め，自分との関わりについて考え，社会の一員として自分がすべきことを考え，表現できるよう指導する。

(ｱ)の㋐の「社会の中で互いに協力しながら」とは，学校や地域社会の中で自分の立場や役割を理解し，相手の立場や役割も理解しながら行動することである。ここでは，周囲と互いに協力することを通して，集団生活の中で自分が果たす役割の重要性に気付き，協力することのよさや意義を理解することが大切である。

(ｱ)の㋑の「国民としての権利及び義務，それに伴う責任について考え」とは，社会生活に関係の深い法やきまりを学習することを通して，日本国憲法や法によって権利が保障され，義務を課せられること，その結果が身近な生活にも影響を与えることを考えることである。例えば，日本国憲法の下，選挙で代表を選ぶ権利を行使することにより，選挙で選ばれた代表によって決められたきまりには従うことが求められ，それが自分の生活の安定や向上にもかかわってくることを，模擬選挙や校内の生徒会選挙などの具体的活動を通して学習することが考えられる。また，国民は権利を行使する一方で，勤労や納税の義務などを果たす必要があることなどの義務が定められていることについて学習することが考えられる。その際，「イ　公共施設の役割と制度」の内容と関連させながら学習することが大切である。

(ｲ)の㋐の「社会の慣習，生活に関係の深い法やきまりを理解する」とは，例えば，自動車を運転するためには自動車運転免許が必要であること，職業によっては資格が必要になること，18 歳以上の国民にはすべて選挙権が与えられることなどを理解することである。ここでは，理念のみの学習にならないよう，社会生活を送る上で必要な身近な法やきまりを取り上げ，自分の生活に役立てていこうとする意欲につなげていくことが大切である。

(ｲ)の㋑の「社会の慣習，生活に関係の深い法やきまりの意義と自分との関わりについて考え，表現する」とは，様々な法やきまりがあり，それらの法やきまりがあることによって秩序ある社会生活が成り立っていることを具体的に調べ，まとめ，考え，表現することである。例えば，日本国憲法が自分たちの生活にどのように生かされているかを調べる活動を通して，日本国憲法が国民生活に果たす役割を考えるといった学習をすることが大切である。具体的には，「自分が住みたいところに住む」「自由に職業を選ぶ」ということが，日本国憲法で保障されていることを調べ，それらについて考え，表現することが考えられる。

イ　公共施設の役割と制度

(ｱ) 公共施設の役割に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

㋐　地域における公共施設や公共物の役割とその必要性を理解すること。

㋑　地域における公共施設や公共物の利用の仕方を調べ，適切な活用を考え，表現すること。

(ｲ) 制度に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

㋐　生活に関係の深い制度について理解すること。

㋑　生活に関係の深い制度について調べ，その活用を考え，表現すること。

２段階は，１段階で学習した公共施設や公共物についての理解を深め，地域社会における役割や必要性について考え，国民生活を支える重要な機能があることを表現できるよう

指導する。

また，生活に関係の深い制度について理解し，現在や将来の生活においてそれらの制度を活用することで，自分の生活が快適になったり，社会全体が円滑に営まれたりすることにつながるということを考え，表現できるよう指導する。

(ｲ)の㋐の「生活に関係の深い制度」とは，自分たちの社会生活に関係する制度のことである。例えば，選挙，租税，年金，保険，福祉に関する制度などが挙げられる。

租税に関する制度では，税金が国や地方公共団体によって行われている施策に使われていることを知ることなどを具体的に取り上げることが考えられる。例えば，健康や生活を守ること，道路や住宅などの整備，教育や科学技術の振興などにあてられ，自分たちの生活や国民生活の向上と安定のために重要な役割を果たしていることを理解できるようにする必要がある

年金については，国民年金や厚生年金などに加え，障害年金の仕組みや手続きなどについても理解を深め，自分の生活との関連について考えられるようにする。

さらに，療育手帳や身体障害者手帳等を活用して援助を受けたり，福祉サービスを利用したりすることなど，生活の中での福祉制度の活用についても取り上げながら理解を深めていくことが大切である。

これらの生活に関係の深い制度を理解し活用することで，快適な社会生活につながることを指導することが大切である。

その際には，「ア　社会参加ときまり」と関連付けて指導することが大切である。

ウ　我が国の国土の自然環境と国民生活

(ｱ) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

㋐　自然災害から国土を保全し国民生活を守るために国や県などが様々な対策や事業を進めていることを理解すること。

㋑　国土の環境保全について，自分たちにできることなどを考え，表現すること。

２段階は，１段階の学習を踏まえ，㋐と㋑を関連付けて指導する。例えば，災害の種類や発生の位置や時期，防災対策などに着目して，地図帳や各種の資料で調べ，まとめ，国土の環境保全について，自分たちにできることなどを考え，表現することを通して，自然災害から国土を保全し国民生活を守るために国や県などが様々な対策や事業を進めていることを理解できるようにすることである。

(ｱ)の㋐の「自然災害から国土を保全し国民生活を守るために国や県などが様々な対策や事業を進めていることを理解すること」とは，国や県などは，砂防ダムや堤防，防潮堤の建設，津波避難場所の整備，ハザードマップの作成など，自然災害の種類や国土の地形や気候に応じた対策や事業を進めていることなどを基に，国土の自然災害への対策や事業について理解することである。

(ｱ)の㋑の指導に当たっては，国民の一人として，国土の自然環境，国民の健康や生活環境の維持・改善に配慮した行動が求められるなど国民一人一人の協力の必要性に気付くようにすることが大切である。その際，一度破壊された環境を取り戻すためには長い時間と多くの人の努力や協力が必要であることに気付くようにするともに，例えば，自分たちに

は何ができるかなどと，自分たちに協力できることを考えたり，表現したりして，国土の環境保全への関心を高めるように配慮することが大切である。

エ　産業と生活

(ｱ) 我が国の工業生産に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

㋐　我が国では様々な工業生産が行われていることや，国土には工業の盛んな地域が広がっていること及び工業製品は国民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解すること。

㋑　工業生産に関わる人々は，消費者の需要や社会の変化に対応し，優れた製品を生産するよう様々な工夫や努力をして，工業生産を支えていることを理解すること。

㋒　工業の種類，工業の盛んな地域の分布，工業製品の改良などに着目して，工業生産の概要を捉え，工業生産が国民生活に果たす役割を考え，表現すること。

㋓　製造の工程，工場相互の協力関係，優れた技術などに着目して，工業生産に関わる人々の工夫や努力を捉え，その働きを考え，表現すること。

(ｲ) 我が国の産業と情報との関わりに関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

㋐　大量の情報や情報通信技術の活用は様々な産業を発展させ，国民生活を向上させていることを理解すること。

㋑　情報の種類，情報の活用の仕方などに着目して，産業における情報活用の現状を捉え，情報を生かして発展する産業が国民生活に果たす役割を考え，表現すること。

２段階は，我が国の工業生産の概要と人々の努力，国民生活と工業生産のつながりを指導する。また，情報や情報通信技術の活用と産業や国民生活の向上について指導する。

(ｱ)の「我が国の工業生産」とは，我が国における工場での生産活動であり，原材料を加工しその形や性質を変えたり，部品を組み立てたりして生活や産業に役立つ製品を作り出している工業を指している。

(ｱ)の㋐の「我が国では様々な工業生産が行われていることを理解すること」とは，自分たちの身の回りには様々な工業製品があること，我が国では様々な種類の工業生産が行われていることなどを基に，我が国の工業生産の概要について理解することである。

「工業製品は国民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解すること」とは，工業製品の改良と国民生活の向上とは深い関わりがあること，工業製品は国民生活はもとより，農業や水産業，工業などの中で使われていることなどを基に，我が国の工業生産の役割について理解することである。

(ｱ)の㋑の「工業生産に関わる人々は，消費者の需要や社会の変化に対応し，優れた製品を生産するよう様々な工夫や努力をして，工業生産を支えていることを理解すること」とは，工場で働く人々は優れた製品を生産するために様々な工夫や協力をしていること，工業生産には様々な工場が関連していること，我が国の工業生産は優れた技術を生かして消費者の需要や社会の発展に応える研究開発などの努力を行っていることなどを基に，工業

生産に関わる人々の工夫や努力について理解することである。

例えば，自動車産業に着目して，部品製造と組み立て工場との関係や，産業用ロボットの活用などを取り上げながら，工業生産の方法や技術革新などについて指導することが考えられる。

(ｱ)の㋒の「工業の種類，工業の盛んな地域の分布，工業製品の改良などに着目して，各種の工業生産の概要を捉え，工業生産が国民生活に果たす役割を考え，表現すること」とは，社会的事象の見方・考え方を働かせ，工業生産の概要について，例えば，日本はどのような工業が盛んか，工業の盛んな地域はどのように広がっているか，工業製品はどのように改良されてきたかなどの問いを設けて調べたり，工業製品と国民生活を関連付けて考えたりして，調べたことや考えたことを表現することである。

(ｱ)の㋓の「製造の工程，工場相互の協力関係，優れた技術などに着目して，工業生産に関わる人々の工夫や努力を捉え，それらの人々の働きを考え，表現すること」とは，社会的事象の見方・考え方を働かせ，工業生産に関わる人々の工夫や努力について，例えば，工業製品はどのようにしてつくられているか，工場はどのように関連し合っているか，どのような技術を生かして生産しているかなどの問いを設けて調べたり，工業生産と国民生活を関連付けて考えたりして，調べたことや考えたことを表現することである。

(ｲ)の「我が国の産業と情報との関わり」とは，放送，新聞などの産業が多種多様な情報を収集・選択・加工して提供していることや，販売，運輸，観光，医療，福祉などに関わる産業が，販売情報や交通情報等の大量の情報やインターネットなどで情報を瞬時に伝える情報通信技術などを活用していることを指している。

(ｲ)の㋐の「大量の情報や情報通信技術の活用は様々な産業を発展させ，自分たちの生活を向上させていることを理解すること」とは，多様で大量の情報を情報通信技術で瞬時に収集・発信し，それらを活用することで産業が変化し発展していること，国民がコンピュータや携帯電話などの情報通信機器を利用することにより，いつでも，どこでも様々なサービスを享受でき，生活が向上していることなどを基に，情報や情報通信技術を活用する産業の役割について理解することである。その際，高度に情報化した社会においては，自他の個人情報の保護や適切な扱いが必要であることなどに触れることが大切である。

(ｲ)の㋑の「情報の種類，情報の活用の仕方などに着目して，産業における情報活用の現状を捉え，情報を生かして発展する産業が国民生活に果たす役割を考え，表現すること」とは，社会的事象の見方・考え方を働かせ，産業における情報活用の現状について，例えば，その産業ではどのような情報を集めているか，情報をどのように活用しているかなどの問いを設けて調べたり，情報を活用した産業の変化や発展と国民生活を関連付けて考えたりして，調べたことや考えたことを表現することである。

実際の指導にあたっては，インターネットや様々なメディアなどを具体的に取り上げ，そこから得られる様々な情報の活用により，生活がどのように向上するかについて考えるなど，自分の生活との関わりについて考えることが大切である。例えば，インターネットを活用した商品の購入や，IC カードでの交通機関の利用などから生活の変化等を取り上げることが考えられる。

オ　我が国の国土の様子と国民生活，歴史

(ｱ) 我が国の国土の様子と国民生活に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

㋐　世界における我が国の国土の位置，国土の構成，領土の範囲などを大まかに理解すること。

㋑　世界の大陸と主な海洋，主な国の位置，海洋に囲まれ多数の島からなる国土の構成などに着目して，我が国の国土の様子を捉え，その特色を考え，表現すること。

(ｲ) 我が国の歴史上の主な事象に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

㋐　我が国の歴史上の主な事象を手掛かりに，世の中の様子の変化を理解するとともに，関連する先人の業績，優れた文化遺産を理解すること。

㋑　世の中の様子，人物の働きや代表的な文化遺産などに着目して，我が国の歴史上の主な事象を捉え，世の中の様子の変化を考え，表現すること。

２段階は，我が国の国土の様子や世の中の変化について考えられるように指導する。

(ｱ)の㋐ の「世界における我が国の国土の位置，国土の構成，領土の範囲などを大まかに理解すること」とは，世界の大陸と主な海洋の位置や広がりと主な国の位置，それらと我が国との位置関係，我が国の国土を構成するおもな島の名称と位置，我が国の北端，南端，東端，西端の島などを含めた 6,800 以上の島を含む我が国の領土の範囲などを基に，我が国の国土の概要や特色について理解することである。

(ｱ)の㋑の「世界の大陸と主な海洋，主な国の位置，海洋に囲まれ多数の島からなる国土の構成などに着目して，我が国の国土の様子を捉え，その特色を考え，表現すること」とは，社会的事象の見方・考え方を働かせ，我が国の国土の様子について，例えば，我が国は世界のどこに位置しているか，国土はどのような島々から成り立っているか，我が国の領土はどの範囲かなどの問いを設けて調べたり，調べたことを総合して我が国の国土の特色を考えたりして，調べたことや考えたことを表現することである。

(ｲ)の㋐の「世の中の様子の変化を理解する」とは，ある時代の歴史的事象を基に，他の時代や現代とを比較し，どのように人々の生活などが変化をしているかを理解することである。

(ｲ)の㋑の「世の中の様子，人物の働きや代表的な文化遺産などに着目して，我が国の歴史上の主な事象を捉え，世の中の様子の変化を考え，表現すること」とは，社会的事象の見方・考え方を働かせ，我が国の歴史上の主な事象について，例えば，世の中の様子，人物の働きや代表的な文化遺産などに関する問いを設けて調べたり，世の中の様子を考えたりして，調べたことや考えたことを表現することである。

カ　外国の様子

(ｱ) グローバル化する世界と日本の役割に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

㋐　我が国は，平和な世界の実現のために国際連合の一員として重要な役割を果たしたり，諸外国の発展のために援助や協力を行ったりしていることを理解するこ

と。

㋑　地球規模で発生している課題の解決に向けた連携・協力などに着目して，国際社会において我が国が果たしている役割を考え，表現すること。

２段階は，世界の中で日本が果たしている役割について考えられるように指導する。

(ｱ)の㋐の「我が国は，平和な世界の実現のために国際連合の一員として重要な役割を果たしたり，諸外国の発展のために援助や協力を行ったりしていることを理解すること」とは，国際連合は，平和な国際社会の実現のための大きな役割を果たしていること，我が国は，国際連合の一員としてユニセフやユネスコの活動に協力していることなど，平和な国際社会の実現のために大きな役割を果たしていることや，我が国が教育や医学，農業などの分野で諸外国の発展に貢献していること，今後も国際社会の平和と発展のために果たさなければならない責任と義務があることなどを基に，グローバル化する国際社会における我が国の役割について理解することである。

(ｱ)の㋑の「国際社会において我が国が果たしている役割を考え，表現すること」とは，例えば，地球規模で発生している課題の解決策と我が国の国際協力の様子を関連付けて，我が国が国際社会において果たしている役割を考え，表現することである。

４　指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画作成上の配慮事項

３　指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ア　単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，生活に即した具体的で分かりやすい内容を取り上げ，社会的事象の見方・考え方を働かせ，事象の特色や意味などを考え，説明したり表現したりするなど，自ら意欲的に取り組むことのできる活動の充実を図ること。

イ　各教科等との関連を図り，指導の効果を高めるようにするとともに，中学部の社会科の学習との関連を踏まえて，系統的，発展的に指導できるようにすること。

ウ　コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用して，情報の収集やまとめなどを行うようにすること。

アの事項は，社会科の指導計画の作成に当たり，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし，社会科の特質に応じて，効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど，生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中，学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し，これからの時代に求められる資質・能力を身に付け，生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには，これまでの学校教育の蓄積も生かしながら，学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが求められている。

指導に当たっては，(1)「知識及び技能」が習得されること，(2)「思考力，判断力，表現力等」を育成すること，(3)「学びに向かう力，人間性等」を涵養することが偏りなく実

現されるよう，単元など内容や時間のまとまりを見通しながら，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは，必ずしも１単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元など内容や時間のまとまりの中で，例えば，主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか，対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか，学びの深まりをつくりだすために，生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか，といった視点で授業改善を進めることが求められる。また，生徒や学校の実態に応じ，多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり，単元のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技能」の習得に課題が見られる場合には，それを身に付けるために，生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね，確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり，特に「深い学び」の視点に関して，各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を，習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて，より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

これらのことを踏まえて，社会科の指導計画を作成するに当たり，次の事項に配慮するようにする。

主体的な学びの実現については，生徒が社会的事象から学習問題を見いだし，その解決への見通しをもって取り組むようにすることが求められる。そのためには，学習対象に対する関心を高め問題意識をもつようにするとともに，予想したり学習計画を立てたりして，追究・解決方法を検討すること，また，学習したことを振り返り，学習成果を吟味したり新たな問いを見いだしたりすること，さらに，学んだことを基に自らの生活を見つめたり社会参加に向けて生かしたりすることが必要である。

対話的な学びの実現については，学習過程を通じた様々な場面で生徒相互の話合いや討論などの活動を一層充実させることが求められる。また，実社会で働く人々から話を聞いたりする活動についても今後一層の充実が求められる。

「社会的事象の見方・考え方」は，社会的事象の特色や相互の関連，意味を考えたり，社会に見られる課題を把握して，その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする際の「視点や方法（考え方）」である。位置や空間的な広がり，時期や時間の経過，事象や人々の相互の関係などに着目するほかにも，視点は多様にあることに留意することが必要である。

生徒が社会的事象の見方・考え方を働かせ，調べ考え表現する授業を実現するためには，教師の教材研究に基づく学習問題の設定や発問の構成，地図や年表，統計など各種資料の選定や効果的な活用，学んだ事象相互の関係を整理する活動などを工夫することが大切である。

イの「系統的・発展的に指導できるようにする」とは，社会科と各教科等との関連を考慮して適切に指導し，学習したことが一層密接に結び付くようにすることである。例えば，自然災害について学習する際には，より指導の効果を高めることができるよう，理科の「B 地球・自然」の学習と関連させることなどが考えられる。

指導計画の作成に当たっては,社会参加のためにどんな力を付けさせたいかを明確にし,生徒の資質･能力の育成に必要な内容を,各教科等の特質に応じて教科相互の関連を図り,単元など内容や時間のまとまりを見通して，組織的に配列することが大切である。また,各段階の内容については，学校ごとに創意工夫を加え，生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態に応じて，系統的・発展的な指導が進められるよう指導内容を具体的に組織，配列する必要がある。

ウの「コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用して，情報の収集やまとめなどを行う」とは，生徒のもてる力を引き出すために，紙媒体や具体物だけでなく，映像や画像，地図などを活用したり，インターネットを活用したりして，実際的で具体的な活動を通して調べ学習や多様な他者との交流を行うことである。様々な学習上の困難に対し，コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用することで，学習意欲を引き出したり，注意や集中を高めたりと,機器の使用により,主体的に活動できるような設定が必要である。その際，障害特性を踏まえて活用することが大切である。

指導計画の作成に当たっては，生徒が課題解決のために目的意識をもってコンピュータや情報通信ネットワークを利用するような学習を設定すること，生徒一人一人が自分の課題に応じてコンピュータを活用できるような環境と時間の確保，効果的に活用するための場面や活動を想定することなどが大切である。

(2) 内容の取扱いについての配慮事項

(2) ２の各段階の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。

ア　各学校においては，地域の実態を生かして，生徒が興味・関心をもって学習に取り組めるようにするとともに，観察や見学，聞き取りなどの調査活動を含む具体的な体験を伴う学習を通し，自分の生活と結び付けて考えたことをまとめることで将来の社会生活に生かせるようにすること。

アの「観察や見学，聞き取りなどの調査活動を含む具体的な体験を伴う学習」では，知的障害のある生徒の特性として，学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく，実際の生活の場で応用されにくいことから，実際的・具体的な内容の指導が必要である。したがって，実際に観察したり，見学へ行ったり，人に会って話を聞くなど，具体的な体験を通して興味・関心を高め，活動から得られた具体的な情報をまとめることにより，深い理解につなげるようにすることである。その際，位置や空間的な広がりの視点や時期や時間の経過の視点，事象や人々の相互関係の視点から，それぞれの問いを設定して，社会的事象について調べて，その様子や現状などを捉えることが大切である。また，学習内容・活動に応じた振り返りの場面を設定し，生徒が伝えたいことを主体的に表現できるよう促すとともに,得た知識を自分の生活に結び付けて考えられるようにすることも大切である。

イ　２の内容については，次の事項について配慮するものとする。

(ｱ) 日本国憲法が基本的人権の尊重，国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについて触れること。

(ｲ) 情報を適切に調べまとめる技能が身に付くよう，地図帳や地球儀，各種の資料で

調べ，まとめる活動を取り入れること。

(ｳ) アについては，身近な生活の中でのきまりから日本国憲法まで幅広く取り上げ，秩序ある社会生活を保つためには，それらを遵守することが大切であることに気付くようにするとともに，主体的に社会参加するための基礎的な力を養うこと。

(ｴ) イについては，選挙などの国民の政治参加の方法や意味についても取り上げること。また，地域の公共施設について，その地域にある意味や，それらの利用がよりよい社会生活を送ることにつながることなどを考えることができるようにすること。

(ｵ) ウについては，我が国の豊かな自然環境が国民生活に多くの恩恵を与えている一方で，地震災害，津波災害，風水害，火山災害，雪害などの自然災害と，大気の汚染，水質の汚濁などの公害を取り上げ，自然災害や生活環境に関心をもち，日常生活の中で必要な注意事項を考えることにより，環境保全のためには国民一人一人の協力が必要であることに気付くようにすること。

(ｶ) エの(ｱ)の「食料生産」，「工業生産」については，食料生産や工業の盛んな地域の具体的事例を通して調べることとし，稲作のほか，野菜，果物，畜産物，水産物などの中から，また，金属工業，機械工業，化学工業，食料品工業などの中から，それぞれ一つを取り上げること。また，消費者や生産者の立場などから多角的に考えて，これからの産業の発展について自分の考えをまとめることができるようにすること。

(ｷ) ２段階のオの(ｱ)の㋐の「領土の範囲」については，竹島や北方領土，尖閣諸島が我が国の固有の領土であることに触れること。

(ｸ) カについては，我が国や諸外国には国旗があることを理解し，それを尊重する態度を養うようにすること。

(ｹ) 社会的事象については，生徒の考えが深まるよう様々な見解を提示するよう配慮し，多様な見解のある事柄，未確定な事柄を取り上げる場合には，有益適切な教材に基づいて指導するとともに，特定の事柄を強調し過ぎたり，一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った取扱いにより，生徒が多角的に考えたり，事実を客観的に捉え，公正に判断したりすることを妨げることのないよう留意すること。

イは，２の内容の各項目について，配慮事項を示している。

イの(ｱ)は，日本国憲法が基本的人権の尊重，国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについて，関連する条文などを根拠に調べることが大切である。さらに，このようにして調べたことを手掛かりに，我が国の民主政治を捉えることができるようにすることが大切である。

イの(ｲ)は，「情報を適切に調べまとめる技能」とは，我が国の国土や産業などに関する情報を地図帳や地球儀，統計などの各種の基礎的資料を通して適切に集めて，読み取り，まとめる技能や，我が国の政治や歴史，グローバル化する国際社会における我が国の役割などに関する情報を，地図帳や地球儀，統計や年表などの各種の基礎的資料を通して適切に集めて，読み取り，まとめる技能を示している。これらの技能が身に付くよう，必要な情報を収集したり，収集した情報を読み取ったり，読み取った情報を分類・整理してまと

めたりする学習活動を構成することが大切である。その際，情報を収集する手段や情報の内容，資料の特性等に応じて，繰り返し生徒が身に付けるように指導することが大切である。

なお，「適切に」とは，情報の出典や作成時期，作成者を確かめたり，聴き取り調査やコンピュータなど集める手段の特性に留意したりして情報を集めること，資料の特性に留意して情報を読み取ること，必要な情報を整理して白地図や年表，図表などに効果的にまとめることなどを指している。

具体的には，例えば，地図帳や地球儀などを用いて，我が国の各地域の名称や外国の名称，位置，形状を調べたり，写真や立体模型，統計資料などを用いたりして，社会的事象の概要や傾向，変化，特徴などの情報を集め，白地図や図表などに整理してまとめることなどを学習活動として取り入れることが考えられる。

イの(ｳ)は，小学部生活科の「ケ　きまり」や中学部社会科の「ア　社会参加ときまり」で取り上げた身近な生活の中でのきまりやきまりの意義を想起し，社会の中で法やきまりを順守することが，秩序ある円滑な社会生活を送るために必要であることを具体的に指導することが大切である。

イの(ｴ)は，公職選挙法の改正に伴い，18 歳から選挙権を行使できることを踏まえ，選挙は国民の代表者を選出する大切な仕組みであること，国民は代表者を選出するため，選挙権を行使する必要があること，自身の考えで投票をしてよいことなど具体的に指導することが大切である。

また，公共施設について，市役所や公共職業安定所などが地域にある意味や，その適切な活用について考えるように指導することが大切である。

イの(ｵ)は，自然災害について，我が国で過去に発生した地震災害，津波災害，風水害，火山災害，雪害などの自然災害を国土の自然条件と関連付けて取り上げて指導することを示している。なお，風水害とは，豪雨，洪水，高潮，崖崩れや土石流などによる土砂災害，突風や竜巻などによる災害を指している。

また，環境基本法では，公害として，大気の汚染，水質の汚濁，騒音，振動，地盤の沈下及び悪臭が挙げられている。事例の選択に当たっては，例えば，生活様式の変化や都市化の進展などがもたらした都市･生活型の公害,産業がもたらした公害などが考えられる。

ここでは，国民の一人として，国土の自然環境，国民の健康や生活環境の維持・改善に配慮した行動が求められるなど国民一人一人の協力の必要性に気付くようにすることが大切である。その際，一度破壊された環境を取り戻すためには長い時間と多くの人の努力や協力が必要であることに気付くようにするともに，例えば，自分たちには何ができるかなどと，自分たちに協力できることを考えたり選択・判断したりして，国土の環境保全への関心を高めるように配慮することが大切である。

イの(ｶ)の「食料生産」については，食料生産の盛んな地域の具体的事例を通して調べるようにする。その際，国民の主食を確保する上で重要な役割を果たしている「稲作」については必ず取り上げる。また，国民の食生活と関わりの深い「野菜，果物，畜産物，水産物など」については，それらの中から一つを選択して取り上げるようにする。「工業生産」については，工業の盛んな地域の具体的事例を通して調べるようにする。具体的事例については，「金属工業，機械工業，化学工業，食料品工業など」の中から一つを選択して取り上げるようにする。

ここでは，学習したことを基に，生産性や品質を高める工夫を消費者や生産者の立場に立って多角的に考え，これからの農業や水産業における食料生産の発展に向けて自分の考えをまとめることができるよう指導することが大切である。また，消費者や生産者の立場，人々の安全，環境，価格，利便性，バリアフリーなどに対する願いが工業生産により実現されることや，優れた技術やその向上が我が国の工業をより発展させること，工業生産を通した我が国と外国との関わり方など，我が国の工業の発展について自分の考えをまとめることが大切である。

イの(ｷ)は，「領土の範囲」について指導する際の配慮事項を示したものである。

領土の範囲について指導する際には，竹島や北方領土（歯舞群島，色丹島，国後島，択捉島），尖閣諸島は一度も他の国の領土になったことがない領土という意味で我が国の固有の領土であることなどに触れて説明することが大切である。

また，竹島や北方領土の問題については，我が国の固有の領土であるが現在大韓民国やロシア連邦によって不法に占拠されていることや，我が国は竹島について大韓民国に対し繰り返し抗議を行っていること，北方領土についてロシア連邦にその返還を求めていることなどについて触れるようにする。

さらに，尖閣諸島については，我が国が現に有効に支配する固有の領土であり，領土問題は存在しないことに触れるようにする。

その際，これら我が国の立場は，歴史的にも国際法上も正当であることを踏まえて指導するようにする。

イの(ｸ)は，「カ　外国の様子」の学習においては，国旗について関連して指導するようにすることを示している。

国旗の指導については，国際社会においては，国旗が重んじられていることに気付かせるとともに，これを尊重する態度を養うことが大切である。また，諸外国の国旗についても同様にこれを尊重する態度を養い，国際社会に生きる日本人としての自覚と資質を育成することが大切である。

イの(ｹ)は，各段階の指導において，社会的事象について多面的に考えたり，事実を客観的に捉え，公正に判断したりすることのできる生徒の育成を目指す際の留意点を示したものである。

社会科が学習の対象にしている社会的事象の捉え方は，それを捉える観点や立場によって異なることから，これらについて，一面的な見解を十分な配慮なく取り上げた場合，ともすると恣意的な考えや判断に陥る恐れがある。

とりわけ，「多様な見解のある事柄，未確定な事柄」については，一つの意見が絶対的に正しく，他の意見は誤りであると断定することは困難であり，社会科では学習問題の解決に向けて，一つの結論を出すこと以上に話合いの過程が大切であることを踏まえ，取り上げる教材が一方的であったり一面的であったりすることのないよう留意して指導することにより，生徒が多角的に考えたり，事実を客観的に捉え，公正に判断したりできるようにすることが必要である。

また，「有益適切な教材」である資料などに基づいて多角的に考えることを重視して，そのよりどころとなる資料に関しては，その資料の出典や用途，作成の経緯等を含め，十分に吟味した上で使用することが必要である。

このことに関して，平成27　年３月４日付け初等中等教育局長通知「学校における補助

教材の適正な取り扱いについて」（26 文科初第 1257 号）に記されているように，諸資料を補助教材として使用することを検討する際には，その内容及び取扱いに関して，

① 教育基本法，学校教育法，学習指導要領等の趣旨に従っていること，

② その使用される学年の児童生徒の心身の発達の段階に即していること，

③ 多様な見方や考え方のできる事柄，未確定な事柄を取り上げる場合には，特定の事柄を強調し過ぎたり，一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど，特定の見方や考え方に偏った取扱いとならないこと，

に十分留意することが必要である。

この通知の趣旨を踏まえ，各段階の指導においては，生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮して，社会的事象を公正に判断できるよう配慮することが大切である。社会的事象を公正に判断するとは，決して独りよがりの判断ではなく，社会的事象の意味について，複数の立場や意見を踏まえて多角的に考え，総合的に理解した上で判断することである。

これらのことに配慮して，「社会に主体的に関わろうとする態度や，よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに，多角的な思考や理解を通して，地域社会に対する誇りと愛情，地域社会の一員としての自覚，我が国の国土や歴史に対する愛情，我が国の将来を担う国民としての自覚，世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚などを養う」ことをねらう社会科の目標が実現できるようにすることが大切である。

第２編　高等部学習指導要領解説

第２部　高等部学習指導要領総則等の解説

第５章　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第４節　各学科に共通する各教科

第３　数学

第３　数学

１　数学科の改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

各学部段階を通じて，実社会との関わりを意識した数学的活動の充実等を図っており，高等部数学科の目標についても，「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で整理して示した。また，このような資質・能力を育成するためには，生徒が「数学的な見方・考え方」を働かせて，数学的活動に取り組めるようにする必要があることを示した。

なお，「見方・考え方」とは，生徒が各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方のことである。

また，生徒の数量的な感覚を豊かにするために，生活の中で数量にかかわる具体的・体験的な活動などに重点を置いて指導に当たる重要性があることについては，基本的にはこれまでの理念を引き継いでいる。

(2) 内容の改訂の要点

①　内容の構成及び配列の改善の方向性

数学科の内容については，指導事項のまとまりごとに，生徒が身に付けることが期待される資質・能力を三つの柱に沿って示すことにしつつ，特に「学びに向かう力，人間性等」については，教科の目標及び各段階の目標において全体として示すこととし，指導事項のまとまりごとに内容を示すことはしていない。

知識及び技能や思考力，判断力，表現力等については，特に思考力，判断力，表現力等がこれまで十分に示されていなかったことから，これを追加するとともに，知識及び技能と思考力，判断力，表現力等とに分けて記述することにした。また，思考力，判断力，表現力等については主なものを記述するとともに，「数学的な見方・考え方」の数学的な見方に関連するものを，例えば，「～に注目して」「～に着目して」などという文言により記述した。

さらに，指導事項のそれぞれのまとまりについて，数学的な見方・考え方や育成を目指す資質・能力に基づき，中学部数学科や小学校算数科との連続性・関連性を整理し，内容の系統性を見直し，領域を全体的に整理し直した。結果として「Ａ数と計算」，「Ｂ図形」，「Ｃ変化と関係」及び「Ｄデータの活用」の四つの領域とした。

なお，各段階には，生徒が，基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けたり，思考力，判断力，表現力等を高めたり，数学を学ぶことの楽しさを実感したりするための問題発見・解決の過程として〔数学的活動〕を新たに設けた。

②　指導内容の充実

引き続き，数や式，表，グラフといった数学的な表現を用いて，筋道を立てて考え表現することを重視し，内容を充実した。

なお，現代の社会においては，多くの人が，データを手にすることができるようになってきており，データを読み取ったり，表現したりするような場面も多くみられるようになってきている。そのため，今回の改訂では，データの取扱いを充実させている。

また，金銭の価値や処理に親しむことについては，内容の取扱いで触れることとした。

(3) 指導計画の作成と内容の取扱いの要点

「３指導計画の作成と内容の取扱い」を新たに設け，「指導計画作成上の配慮事項」，「内容の取扱いについての配慮事項」，「数学的活動の指導に当たっての配慮事項」によって構成した。

「指導計画作成上の配慮事項」では，単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育むべき資質・能力の育成に向けて，数学的活動を通して，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図ることについて示した。また，段階間の指導内容を円滑に接続するための計画的な指導を行うことや各領域間の関連を図ることについて示した。

「内容の取扱いについての配慮事項」では，思考力，判断力，表現力等を育成するため，具体物，図，言葉，数，式，表，グラフなどを用いて考えたり，説明したり，互いに自分の考えを表現し伝え合ったりするなどの学習活動を積極的に取り入れることや各領域で取り扱う内容の基礎的な事項との関連に配慮することについて示した。

「数学的活動の指導に当たっての配慮事項」では，数学的活動が基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けたり，思考力，判断力，表現力等を高めたり，数学を学ぶことの楽しさを実感したりするために，重要な役割を果たすものであることから，各段階の内容に示す事項については，生徒が数学的活動を行う中で指導するようにすることとした。数学的活動の一層の充実に伴い，その指導の配慮事項として，数学的活動を楽しめるようにするとともに，数学を生活に活用することなどについて実感する機会を設けることについて示した。

２　数学科の目標

１　目　標

数学的な見方・考え方を働かせ，数学的活動を通して，数学的に考える資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などを理解するとともに，日常の事象を数学的に解釈したり，数学的に表現・処理したりする技能を身に付けるようにする。

(2) 日常の事象を数理的に捉え見通しをもち筋道を立てて考察する力，基礎的・基本的な数量や図形などの性質を見いだし統合的・発展的に考察する力，数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現したり目的に応じて柔軟に表したりする力を養う。

(3) 数学的活動の楽しさや数学のよさを実感し，数学的に表現・処理したことを振り返り，多面的に捉え検討してよりよいものを求めて粘り強く考える態度，数学を生活や学習に活用しようとする態度を養う。

高等部数学科においては，小学部算数科，中学部数学科の学習を踏まえて，数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質を確実に習得し，日常生活の事象を，数学的に捉えて表現したり，処理したりする資質・能力の育成を目指す。

今回の改訂では，目標の冒頭に「数学的な見方・考え方を働かせ，数学的活動を通して，数学的に考える資質・能力を育成する」こととし，三つの柱の資質・能力に合わせて，(1)では知識及び技能に関する目標，(2)では思考力，判断力，表現力等に関する目標，(3)で

は学びに向かう力，人間性等に関する目標を示した。小学部，中学部及び小・中学校，高等学校でも同様な示し方としている。

この三つの柱の資質・能力は，相互に関連をもちながら全体として達成されるべきであることに配慮する必要がある。ここでは大きく六つに分けて説明する。

①　「数学的な見方・考え方を働かせ」について

数学的に考える資質・能力を育成するための基本的な考え方は，数学的な見方・考え方を働かせ，数学的活動を通して，数学の学習指導を行うことである。

「数学的な見方・考え方」については，高等部数学科において育成を目指す資質・能力の三つの柱を明確にしたことに合わせて，以下のように位置付けと意味を整理している点に配慮する必要がある。

今回，「数学的な見方・考え方」を，数学的に考える資質・能力の三つの柱である「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」及び「学びに向かう力，人間性等」の全てに働かせることとしている。「数学的な見方・考え方」は，数学の学習において，どのような視点で物事を捉え，どのような考え方で思考していくのかという，物事の特徴や本質を捉える視点や，思考の進め方や方向性を意味しており，数学の学習が創造的に行われるために欠かせないものである。また，「数学的な見方・考え方」は，数学の学習の中で働かせるだけではなく，現在そして将来の生活においても重要な働きをする。数学の学びの中で鍛えられた見方・考え方を働かせながら，世の中の様々な物事を理解し，思考し，よりよい社会や自らの人生を創り出していくことが期待される。

「数学的な見方」は，事象を数量や図形及びそれらの関係についての概念等に着目してその特徴や本質を捉えることであり，また，「数学的な考え方」は，目的に応じて数，式，図，表，グラフ等を活用し，根拠を基に筋道を立てて考え，問題解決の過程を振り返るなどして既習の知識及び技能等を関連付けながら統合的・発展的に考えることである。こうしたことから，数学科における「数学的な見方・考え方」とは，「事象を数量や図形及びそれらの関係などに着目して捉え，根拠を基に筋道を立てて考え，統合的・発展的に考えること」と整理することができる。この「数学的な見方・考え方」は，新しい課題に当面した生徒が，その課題を自らの問題として捉え，既習事項を結びつけて解決し，新しい概念を形成していく中で働かせていくものである。そして，生徒一人一人が目的意識をもって問題解決に取り組む数学の学習を重ねることを通して，更に豊かで確かなものとなっていく。

②　「数学的活動を通して」について

数学的活動とは，作業的・体験的な活動のみならず，「事象を数理的に捉えて，数学の問題を見いだし，問題を自立的・協働的に解決する過程を遂行すること」である。数学的活動においては，単に問題を解決するのみならず，問題解決の結果や過程を振り返って，結果を捉え直したり，新たな問題を見いだしたりして，統合的・発展的に考察を進めていくことが大切である。この問題解決に当たる様々な局面で，数学的な見方・考え方が働き，解決していく過程を通して数学的に考える資質・能力の育成を図ることができる。

このような数学的活動は，小学部における教育，中学部における教育，高等部における教育を通じて，資質・能力の育成を目指して行う活動である。そこで，目標に「数学的活動を通して，数学的に考える資質・能力を育成することを目指す」と示すことにした。

③　「数学的に考える資質・能力を育成すること」について

「数学的に考える資質・能力」とは，数学科の教科目標に示された三つの柱で整理された数学教育で育てていく力のことである。これらの資質・能力は，「数学的な見方・考え方」を働かせた数学的活動によって育成されるもので，数学の学習はもとより，日常生活や他教科等の学習での問題解決に生きて働くものである。また，育成された資質・能力は「数学的な見方・考え方」の成長にも大きな影響を与えるものである。

以下の④から⑥で，数学科で育成を目指す資質・能力の三つの柱についてそれぞれ解説する。

④　「数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などを理解するとともに，日常の事象を数学的に解釈したり，数学的に表現・処理したりする技能を身に付けるようにする」について

数学の学習で生徒が身に付ける基礎的・基本的な概念や性質は，生活や学習の基盤となり欠くことができないものである。それらは他の教科等における学習はもとより，様々な活動の基となるものである。また，様々な問題解決を通して「数学的な見方・考え方」が更に豊かで確かなものとなっていく際にも欠かせない。したがって，基礎的・基本的な概念や性質についての気付きや理解に裏付けられた知識及び技能が，日常生活における事象を数学的に表現し，数学的に処理して問題を解決することに役立てられるようにすることが大切である。そのため，基礎的・基本的な概念や性質についての理解に基づいて，日常生活における事象を見つめ，そこに潜む数学的な問題を発見できたことや，身に付けた知識及び技能を使って問題を解決できたことを実感できるようにしていくことが重要である。

⑤　「日常の事象を数理的に捉え見通しをもち筋道を立てて考察する力，基礎的・基本的な数量や図形などの性質を見いだし統合的・発展的に考察する力，数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現したり目的に応じて柔軟に表したりする力を養う」について

これらの力は，基礎的・基本的な概念及び意味や性質などを生かしながら日常の事象や数学の学習場面から見いだした問題の解決に取り組み，常によりよいものを求めて粘り強く考えていくとともに，数学的に表現・処理したことを振り返り，そのよさに気付き学習したことを活用していく際に発揮される。したがって，事象を数学的に考えていく過程で，注意深く観察し，観察に当たって観点としたことや見いだした数量や図形の性質などを表したり，考えたことの結果や判断などについての理由を明らかにして筋道立てて考えたり，順序よく説明したりすることが大切になる。そこで，数学的な表現を用いることによって事象をより簡潔，明瞭かつ的確に表すことができるということを実感し，自分の考えを組み立てたり，新たな事柄に自ら気付いたりできるようにしていくことが重要である。それぞれの考えを分かりやすく伝え合い，相互に理解し合うために数学的な表現を柔軟に用いようとすることで，数学的な表現の質は一層高まり，数学の学習が充実する。

⑥　「数学的活動の楽しさや数学のよさを実感し，数学的に表現・処理したことを振り返り，多面的に捉え，検討してよりよいものを求めて粘り強く考える態度，数学を生活や学習に活用しようとする態度を養う」について

この部分は，主として数学科における態度及び情意面に関わる目標を述べている。「数学的活動の楽しさ」を実感するという部分は，例えば，数学を日常の事象と結びつける活動，具体物を扱った操作的・作業的な活動，実際の数や量の大きさを実験・実測するなどの体験的な活動，表や図，グラフなどからきまりを発見するなどの探求的な活動，解決した問

題から新しい問題をつくるなどの発展的な活動を含んだ数学的な活動を通して，生徒が活動の楽しさを味わうことをねらいとしている。後半では,「数学のよさを実感する」ことが挙げられている。数学のよさを実感するということは，数学を学習することの意義に気付き，数学の価値を味わうことであり，学習意欲の喚起や学習内容の深い理解につながる。そのため，生徒が主体的に数学の学習に関われるようにすることが重要である。

数学を生活や学習に活用しようとする態度とは，数学の学習で身に付けた資質・能力を生活や学習の中で用いようとすることである。ここでいう「生活や学習」の「生活」については，家庭や学校での生活，地域社会での生活はもとより，将来の社会生活も含められる。また,「学習」は，他教科等の学習はもとより，数学の学習にも含めて考えることが大切である。「活用」の中には，既習の内容を活用して新しい数学の知識及び技能などを生み出すことが含まれる。

これらを実現していくためには，数学で学んだことについて活用する機会を意図的に設定したり，活用を重視した創造的な学習展開を用意したりする必要がある。生徒自らが「数学的な見方・考え方」を働かせて，筋道を立てて考えたり，統合的・発展的に考えたりする学習が期待される。

３　各段階の目標及び内容

(1) １段階の目標と内容

ア　目標

○１段階

(1) 目　標

Ａ　数と計算

ア　整数，小数，分数及び概数の意味と表し方や四則の関係について理解するとともに，整数，小数及び分数の計算についての意味や性質について理解し，それらを計算する技能を身に付けるようにする。

イ　数の表し方の仕組みや数を構成する単位に着目し，数の比べ方や表し方を統合的に捉えて考察したり，数とその表現や数量の関係に着目し，目的に合った表現方法を用いて計算の仕方を考察したりするとともに，数量の関係を簡潔に，また一般的に表現する力を養う。

ウ　数量について数学的に表現・処理したことを振り返り，多面的に捉え検討してよりよいものを求めて粘り強く考える態度，数学のよさに気付き学習したことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。

１段階の「数と計算」では，整数の乗法及び除法，小数の加法及び減法，乗法及び除法，分数の表し方と加法及び減法，概数，四則の関係について指導する。

整数については，中学部で学習した十，百，千を単位としたまとまりに着目した学習を踏まえながら，数の範囲を万，億，兆に広げて扱う。

１段階の整数の乗法は，２位数や３位数に１位数や２位数をかける乗法の計算のことである。ここでは，乗法九九などの基本的な計算を基にして考える。また，整数の除法は，除数が１位数や２位数で被除数が２位数や３位数の除法のことである。

小数については，十進位取り記数法によって，整数と同じ仕組みで表されていることの

理解を深めることができるようにする。１段階の小数の加法及び減法では，小数点を揃えて整数と同様に計算することができるようにする。また，小数の乗法及び除法は，乗数や除数が小数である場合について計算することができるようにする。

分数については，単位分数に着目し，大きさを比べたり計算したりすることができるようにする。１段階の分数の加法及び減法は，同分母の分数の計算のことである。

「概数」とは，四捨五入等によって表されるおよその数のことである。概数の意味を理解し，数を手際よく捉えたり処理したりすることができるように指導する。また，場面の意味に着目して数の捉え方を考え，目的に応じて概数を用いることができるように指導する。

「四則の関係」とは，乗法，除法を加法，減法より先に計算すること，（　）の中を先に計算することなど，計算の順序についてのきまりなどのことである。計算の順序についてのきまりがあることを理解できるように指導し，数量の関係を捉え，四則を混合させたり，（　）を用いたりして一つの式に表すことができるようにする。

この内容は，２段階の整数の性質及び構成，分数の意味，整数，小数と分数の関係などにつながっていくものである。

Ｂ　図形

ア　図形の形や大きさが決まる要素や立体を構成する要素の位置関係，図形の合同や多角形の性質について理解し，図形を作図したり，三角形，平行四辺形，ひし形，台形の面積を求めたりする技能を身に付けるようにする。

イ　図形を構成する要素や図形間の関係に着目し，構成の仕方を考察したり，図形の性質を見いだしたりするとともに，三角形，平行四辺形，ひし形の面積の求め方を考え，その表現を振り返り，簡潔かつ的確な表現に高め，公式として導く力を養う。

ウ　図形や数量について数学的に表現・処理したことを振り返り，多面的に捉え検討してよりよいものを求めて粘り強く考える態度，数学のよさに気付き学習したことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。

１段階の「図形」では，図形の形や大きさが決まる要素や図形を構成する要素の位置関係，図形の合同，多角形の性質，図形の面積について指導する。

「図形の形や大きさが決まる要素」とは，目的とする図形と合同な図形ができるとき，全ての辺や全ての角を用いなくても，図形の形や大きさが「決まる」要素のことである。

「図形を構成する要素の位置関係」とは，平面図形では辺どうしの平行や垂直の位置関係のことであり，立体図形では辺や面の平行や垂直の位置関係のことである。

「図形の合同」とは，二つの図形をぴったり重ね合わせることができ、形も大きさも同じであることであり，二つの図形が合同であるとき，対応する辺や対応する角の大きさは，それぞれ等しいことである。図形の合同の指導では，対応する辺や角に着目して合同かどうかを判断したり，合同な図形を描いたりすることを指導する。

「多角形の性質」とは，三つ以上の直線で囲まれた図形においていつでも成り立つような事柄のことで，例えば，三角形については，どんな三角形でも，三つの角の大きさを加えると 180 度になることなどである。

三角形，平行四辺形，ひし形，台形の面積を求める指導では，中学部における長方形や正方形の面積の学習を踏まえ，直線で囲まれた基本的な図形の面積について，必要な部分の長さを測り，既習の長方形や正方形などの面積の求め方に帰着させ，計算によって求めたり，新しい公式を作り出しそれを用いて求めたりすることを指導する。

C　変化と関係

ア　比例の関係や異種の二つの量の割合として捉えられる数量の比べ方，百分率について理解するとともに，目的に応じてある二つの数量の関係と別の二つの数量とを比べたり，表現したりする方法についての技能を身に付けるようにする。

イ　伴って変わる二つの数量の関係に着目し，その変化や対応の特徴を表や式を用いて考察したり，異種の二つの量の割合を用いた数量の比べ方を考察したりする力を養う。

ウ　数量について数学的に表現・処理したことを振り返り，多面的に捉え検討してよりよいものを求めて粘り強く考える態度，数学のよさに気付き学習したことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。

１段階の「変化と関係」では，比例の関係，異種の二つの量の割合として捉えられる数量の比べ方及び百分率について指導する。

比例の関係とは，例えば，一方が２倍，３倍，４倍，…になれば，それに伴って他方も２倍，３倍，４倍，…になる二つの数量の関係のことである。

異種の二つの量の割合として捉えられる数量の比べ方とは，異種の二つの量の割合として捉えられる数量に着目して，ある二つの数量の関係と別の二つの数量の関係の特徴を見いだしてそれらの関係について比較することであり，例えば，時間当たりに移動する距離を示す速さにおいて，どちらが速いか，あるいはどちらが遅いかについて判断することである。

百分率（パーセント，%）とは，基準量を 100 として，それに対する割合で表すことである。

ここで育成される資質・能力は，２段階の比例，反比例などの考察に生かされる。

D　データの活用

ア　データを円グラフや帯グラフで表す表し方や読み取り方，測定した結果を平均する方法について理解するとともに，それらの問題解決における用い方についての技能を身に付けるようにする。

イ　目的に応じてデータを収集し，データの特徴や傾向に着目して，表やグラフに的確に表現し，それらを用いて問題解決したり，解決の過程や結果を多面的に捉え考察したりする力を養う。

ウ　データの活用について数学的に表現・処理したことを振り返り，多面的に捉え検討してよりよいものを求めて粘り強く考える態度，数学のよさに気付き学習したことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。

１段階の「データの活用」では，円グラフや帯グラフ，測定した結果を平均する方法に

ついて指導する。

「円グラフや帯グラフ」とは，事象にある数量の関係を割合で捉え，基準量と比較量との関係を表したグラフである。ここでは，身の回りの事象から目的に応じたデータを収集し，数量の関係を割合で捉えたほうが分かりやすい場合について，円グラフや帯グラフを用いて表したり読み取ったりするなど，それらを用いて問題解決したり，解決過程や結果を多面的に考察したりする。

「測定した結果を平均する」とは，ならして同じ大きさにすることで，それを妥当な数値として示すことである。

「多面的に捉える」とは，読み取ったデータや結論について，別の観点から見直してみることで，異なる結論が導きだせないかどうかを考察することである。

この内容は，２段階での量的データに関する分布の中心や散らばりについての学習の素地となるものである。

イ　内容

A　数と計算

ア　整数の表し方に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㋐　万の単位を知ること。

㋑　10 倍，100 倍，1000 倍，$\frac{1}{10}$ の大きさの数及びその表し方の理解を深めること。

㋒　億，兆の単位について知り，十進位取り記数法についての理解を深めること。

(ｲ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

㋐　数のまとまりに着目し，大きな数の大きさの比べ方や表し方を統合的に捉えるとともに，それらを日常生活に生かすこと。

○　整数の表し方

整数の表し方に関わる指導では，十進位取り記数法による表現を基に，単位を万，億，兆に広げて表現することができるようにするとともに，整数を 10 倍，100 倍，1000 倍，$\frac{1}{10}$ 倍した大きさの数について，数字の並び方は変わらないことや対応する数字の単位の大きさはそれぞれ 10 倍，100 倍，1000 倍，$\frac{1}{10}$した関係になっていることに気付き，理解できるようにする。

また，こうした活動を通して，どのような大きな数でも，用いる数字は０，１，２，３，４，５，６，７，８，９の 10 個で表すことができ，その考えのよさについても理解できるようにするとともに，例えば 500 や 700 は百を単位とすると５や７とみられることや 500＋700 は５＋７とみられるなど，数の相対的な見方を活用して，数を捉えたり，数の大きさを比較したり，計算の仕方を考えたりできるようにする。

大きな数の指導に際しては，例えば，１万の大きさは，1000 が 10 個集まった大きさ，9999 より１大きい数，5000 と 5000 を合わせた数，100 の 100 倍であるなど，多面的な見方を通して大きさを捉えられるようにする。

数の表し方については，例えば，１万より大きい数については，万を単位として十万，

百万，千万，１億より大きい数については，億を単位として十億，百億，千億，１兆より大きい数については，十兆，百兆，千兆のように，十，百，千を用いて表せるようにする。

また，整数を 10 倍，100 倍などにする操作を通し，数を比較したり，大きさを相対的に捉えたりする。例えば，234 を 10 倍すると，百の位の２が千の位に，十の位の３が百の位に，一の位の４が十の位にくるという関係性を見いだすことや数を相対的な見方で捉えることで，その大きさのおよそをつかむことができるようにする。

「大きな数の大きさや比べ方や表し方を統合的に捉える」こととは，これまで学んできた一，十，百，千という４桁の数のまとまりに着目し，その繰り返しに気付き，さらに大きな数についても同じように考えられるようにすることである。

万を超える大きさの数になると，その大きさを実感的につかむことが難しくなってくる。日常生活の具体的な場面を取り上げるように配慮するとともに，例えば，10000 kg の重さは，体重 1000 kg の像が 10 頭分と捉えることができるように配慮することも必要である。

イ　整数及び小数の表し方に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㋐　ある数の 10 倍，100 倍，1000 倍，$\frac{1}{10}$，$\frac{1}{100}$などの大きさの数を，小数点の位置を移してつくること。

(ｲ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

㋐　数の表し方の仕組みに着目し，数の相対的な大きさを考察し，計算などに有効に生かすこと。

○　整数及び小数の表し方

整数及び小数の表し方の指導では，整数と小数がともに十進位取り記数法によって表されていることが理解できるようにするとともに，小数点の位置を移動して 10 倍，100 倍，1000 倍，$\frac{1}{10}$，$\frac{1}{100}$などの大きさの数をつくることができるようにする。

また，こうした活動を通して，十進法としての特徴をまとめて理解できるようにし，そのよさに気付くようにする。

10 倍，100 倍，…したときの位の移動は，小数点の移動とも捉えることができる。このことを十進位取り記数法の考えと関連付けられるようにすることが大切である。例えば，２×100 のような場合，位の移動は，小数点が移動していることと関連させながら理解できるようにする必要がある。こういった考え方を基に，例えば，24.85÷100 のような計算の場合，筆算をするのではなく，$\frac{1}{100}$の大きさの数は小数点が左へ二つ移動することから 0.2485 であると計算の結果を考えることができるようにする。

ウ　概数に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㋐　概数が用いられる場面について知ること。

㋑　四捨五入について知ること。

㋒　目的に応じて四則計算の結果の見積りをすること。

(ｲ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

㋐　日常の事象における場面に着目し，目的に合った数の処理の仕方を考えるとともに，それを日常生活に生かすこと。

○　概数

概数の指導では，概数の意味を理解し，数を手際よく捉えたり処理したりするとともに，場面の意味に着目して数の捉え方を考え，目的に応じて概数を用いることができるようにする。

また，こうした活動を通して，概数を用いると数の大きさが捉えやすくなることや，物事の判断や処理が容易になること，見通しを立てやすくなることなどのよさに気付き，目的に応じて自ら概数で事象を把握しようとすることができるようにする。

概数が用いられる場合には，次のようなものがある。

①　野球場の入場者数を約何万何千と概数で表現して伝えるように，詳しい数値が分かっていても，目的に応じて数を丸めて表現する場合。

②　都市の人口を棒グラフを用いて比較するように，棒の長さなどで数のおよその大きさを表す場合。

③　ある時点での日本の人口のように，真の値を把握することが難しく，概数で代用する場合。

「四捨五入」とは，例えば，42948 を四捨五入して千の位までの概数を表す場合，千の一つ下の位である百の位にある数「９」を見て，切り上げになると判断し，43000 と表すことである。数直線のような図を用いて，概数にしても，数の大きさが大きくは変わらないことを実感的に理解できるように配慮することが大切である。

「目的に応じて用いる」とは，何のために見当を付けるのかそのねらいを明らかにし，ねらいに応じた詳しさの概数にしたり，切り上げや切り捨てを用いて大きく見積もったり，小さく見積もったりすることである。

「目的に合った数の処理の仕方を考えるとともに，それを日常に生かす」とは，例えば，ある物を千円で買うことができるかどうかを見積もる場合，値段を大きくみて（切り上げて）概算するように，どの程度の概数にすればよいか，目的に合った数の処理の仕方を考え判断することである。「どの位までの概数にするのか」「切り上げるのか，切り捨てるのか，四捨五入するのか」ということを，生徒自らが判断する場面やそれが適切であるかどうかを振り返る場面を設けることが大切である。

エ　整数の加法及び減法に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㋐　大きな数の加法及び減法の計算が，２位数などについての基本的な計算を基にしてできることを理解すること。また，その筆算の仕方について理解すること。

㋑　加法及び減法の計算が確実にでき，それらを適切に用いること。

(ｲ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

㋐　数量の関係に着目し，計算の仕方を考えたり，計算に関して成り立つ性質を見いだしたりするとともに，その性質を活用して，計算を工夫したり，計算の確か

めをしたりすること。

○　整数の加法及び減法

整数の加法及び減法の指導では，２位数及び簡単な３位数の加法及び減法の計算を基にして，３位数や４位数の加法及び減法の計算ができるようにして，必要な場面でそれらの計算を活用できるようにする。

また，こうした活動を通して，例えば，幾つかの数をまとめたり，順序を変えたりなど，計算に関して成り立つ性質に気付き，活用することができるようにする。

大きな数の加法及び減法については，例えば，154＋172 の計算を考える場合，54＋72＝126 と同様に，一の位どうしを加えた４＋２＝６と，十の位どうし（10 のまとまり）を加えた 50＋70＝120 と，百の位どうし（100 のまとまり）を加えた 100＋100＝200 をあわせて 326 と計算することができる。その際，２位数の加法及び減法の筆算の仕方を基に３位数や４位数の大きな数の加法及び減法についても位を揃えて筆算により計算できるようにする。

「数量の関係に着目し，計算の仕方を考える」とは，３位数や４位数の大きな数の加法及び減法の計算は，２位数の加法及び減法における計算の仕方を基にして，十進位取り記数法による数の表し方や数を十や百などを単位としてみる見方に着目し，数を百の位，十の位，一の位に分けて捉え，位ごとに足したり引いたりすることで，既習の数の見方や計算の仕方を活用することで，未習の計算の仕方を見付け出してくことである。例えば，568＋437 の計算を考える場合，まず，百の位どうしを足して 900 になるため，答えが 900 より大きくなると見通しを立てる。実際に計算する際は，68＋37 のような２位数の加法における計算の仕方を基に，百の位，十の位，一の位に分けて捉え，位ごとに計算する。その際，繰り上がりの１の処理の仕方を考えると十の位は「３と６と繰り上がりの１を合わせて 10」，百の位は「４と５と繰り上がりの１を合わせて 10」となるように，ここでは，位ごとに計算すると１位数どうしの計算に帰着できること，加法では，ある位の数が 10 集まったら，１繰り上がること，減法では，ある位の数どうしが引けないときは，１繰り下げて計算するという計算の仕組みが 2 位数の計算と同じであることに気付くことができるようにする。

「計算に関して成り立つ性質を活用して，計算を工夫したり計算の確かめをしたりする」とは，例えば，足して 100 になる数の組み合わせに着目すると 387＋75＋25 を 387＋（75＋25）と計算することができるなど，幾つかの数をまとめたり，順序を変えたりなど計算に関して成り立つ性質を活用して計算を工夫したり確かめたりすることである。

オ　整数の乗法に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㋐　２位数や３位数に１位数や２位数をかける乗法の計算が，乗法九九などの基本的な計算を基にしてできることを理解すること。また，その筆算の仕方について理解すること。

㋑　乗法の計算が確実にでき，それを適切に用いること。

㋒　乗法に関して成り立つ性質について理解すること。

(ｲ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

㋐　数量の関係に着目し，計算の仕方を考えたり，計算に関して成り立つ性質を見いだしたりするとともに，その性質を活用して，計算を工夫したり，計算の確かめをしたりすること。

○　整数の乗法

整数の乗法の指導では，例えば，23×４の計算は，23 を 20＋３とみて，20×４と３×４と分けて考えることで計算できるという乗法が乗法九九などの基本的な計算を基にしてできていることを理解し，筆算に結び付けることができるようにする。

また，こうした活動を通して，乗法が用いられる場面を判断し，的確に用いることができるようにするとともに，交換法則 $a\times b=b\times a$，分配法則 $a\times(b\pm c)=a\times b\pm a\times c$，結合法則 $(a\times b)\times c=a\times(b\times c)$などの性質を活用して，計算を工夫したり確かめたりすることができるようにする。

乗数が２位数の計算は，例えば，23×45 の計算の場合，乗数の 45 を 40＋５とみて，23×40 と 23×５に分けるとよい。ここでも分配法則を活用しているが，乗数が１位数の場合は，被乗数を位ごとに分けるのに対して，乗数が２位数の場合は，乗数を位ごとに分けて計算する。

指導に当たっては，生徒が自らその計算の仕方を考えることができるよう指導することが大切である。例えば，18×４の計算を考える場合，乗法の意味に基づき，18＋18＋18＋18＝72 と考えることができる。また，18 を９＋９とみて，９×４と９×４を合わせて 36＋36＝72 と考えることもできる。筆算に結び付く考えは，18 を 10＋８とみて，10×４と８×４に分けて，40＋32＝72 と考えることである。このようなことを図で表現し，式と関連付けられるようにする。また，乗数が２位数の計算の仕方を考えるときには，分配法則を活用する場合に，乗数を位ごとに分けて計算する必要がある。何十をかける乗数が既習であることを念頭に置き，計算の仕方を考えさせる必要がある。

「計算に関して成り立つ性質を活用して，計算を工夫する」とは，例えば，４×７×25 の場合，交換法則を用いて，４×７×25 を７×４×25 とする。つぎに，結合法則を用いて先に４×25 を計算し，７にその積 100 をかけることで 700 を得るなど，乗法の計算に関して成り立つ性質を活用して，計算の工夫をすることである。

カ　整数の除法に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㋐　除数が１位数や２位数で被除数が２位数や３位数の場合の計算が，基本的な計算を基にしてできることを理解すること。また，その筆算の仕方について理解すること。

㋑　除法の計算が確実にでき，それを適切に用いること。

㋒　除法について，次の関係を理解すること。

（被除数）＝（除数）×（商）＋（余り）

㋓　除法に関して成り立つ性質について理解すること。
(ｲ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。
㋐　数量の関係に着目し，計算の仕方を考えたり，計算に関して成り立つ性質を見いだしたりするとともに，その性質を活用して，計算を工夫したり，計算の確かめをしたりすること。

○　整数の除法

整数の除法の指導では，例えば，72÷３や 962÷４などのような２位数や３位数を１位数で割る場合を取り上げ，筆算形式について理解できるようにするとともに，除数が２位数の場合についても計算できるようにする。

また，こうした活動を通して，多数桁の除法が基本的な計算を基にしてできていることを理解したり，例えば，350÷50 は 35÷５として考えるなど，数量の関係に着目し計算について考えたり，計算の確かめをしたりすることができるようにする。

除数が１位数の場合には，例えば，72÷３の場合，72 を 70 と２に分け，70 を 10 のまとまり７個とみて，７÷３＝２あまり１と計算する。これは 10 のまとまりが２個できて 10 のまとまりが１個あまることを意味している。そこであまりの 10 と２を合わせた 12 について３で割ると４になることから，結果として 72÷３の商は 20 と４を合わせた 24 となる。

除数が２位数の場合には，数の相対的な大きさについての理解をしながら，各段階の商の見当を付けていく。例えば，171÷21 の場合，10 を基準とみるとおよそ 17÷２とみることができ，商がおよそ８であると見当を付けることができる。計算の見積もりはここで生かされる。なお，見当を付けた商が大きかったり，小さかったりして修正しなければならない場合，見当を付けた商を修正していく手順を丁寧に取り扱うことが重要である。

「それを適切に用いる」こととは，例えば，「96 ｍのリボンは，24 ｍのリボンの何倍の長さでしょう。」などのように「基準量」，「比較量」から「倍」を求める場合や「黄色のリボンの長さは 72 ｍで，白いリボンの長さの４倍です。白いリボンの長さは何ｍでしょう。」のように「比較量」，「倍」から「基準量」を求める場合についても除法を用いて考えるなど，必要な場面で活用できるようにすることである。また，例えば，重さが４kg，長さが２ｍである棒の１ｍの重さを求める場合，２kg で 400 円のものの１kg の値段を求める場合など，比例関係を仮定できる，伴って変わる二つの数量がある場合にも用いられる。このような場合も，図を用いるなどして等分除や包含除とみられることに気付かせることが必要である。

余りのある除法については，被除数，除数，商，余りの間の関係を調べ，次のような式の形に表すことを指導する。

（被除数）＝（除数）×（商）＋（余り）

余りは除数より小さいことに注意をする必要がある。また，被除数，除数，商，余りの関係を，計算の確かめなどに用いることができるようにする。

「除法に関して成り立つ性質」とは，除数及び被除数に同じ数をかけても，同じ数で割っても商は変わらないということである。これを式で表すと次のようになる。

$a \div b = c$ のとき，$(a \times m) \div (b \times m) = c$，$(a \div m) \div (b \div m) = c$

「計算を工夫したり計算の確かめをしたりする」とは，例えば，6000÷30 の計算は除数

と被除数を 10 で割ることで，600÷３として考えたり，300÷25 の計算は除数と被除数に４をかけることで，1200÷100 と考えたりするなど，除数に関しての性質を用いながら計算の工夫を考えることである。

キ　小数とその計算に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。
㋐　ある量の何倍かを表すのに小数を用いることを知ること。
㋑　小数が整数と同じ仕組みで表されていることを知るとともに，数の相対的な大きさについての理解を深めること。
㋒　小数の加法及び減法の意味について理解し，それらの計算ができること。
㋓　乗数や除数が整数である場合の小数の乗法及び除法の計算ができること。
(ｲ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。
㋐　数の表し方の仕組みや数を構成する単位に着目し，計算の仕方を考えるとともに，それを日常生活に生かすこと。

○　小数の計算

小数とその計算の指導では，小数が整数と同じ仕組みで表されていることを理解するとともに，ある量の何倍かを表すのに小数を用いることを理解できるようにする。また，小数の加法及び減法，乗数や除数が整数である場合の乗法や除法についての計算ができるようにする。

さらに，こうした活動を通して，身の回りにある小数で表された量に気付き，それらの量を合わせたり，差を求めたりしながら，日常生活で生かすことができるようにする。

「ある量の何倍かを表すのに小数を用いることを知る」とは，中学部までに，ある量の二つ分のことをある量の２倍というなどと，「倍」の意味を「幾つ分」として捉えてきたことを，ある量の何倍かを表すのに小数を用いてもよいことを理解できるようにすることである。例えば，４ｍを基にすると，８ｍは４ｍの二つ分なので２倍に当たり，12 ｍは４ｍの３倍に当たる。このとき，10 ｍは４ｍの２倍，３倍との間の長さであり，整数では表せない。２倍の８ｍに対して２ｍのはしたがあるので小数を用いて表すことを考える。基準となる１に対する大きさ４ｍを 10 等分し，0.1 に当たる大きさである 0.4 ｍを用いると，２ｍは 0.4 ｍの五つ分に当たる。このことから 10 ｍは４ｍを１としたときちょうど 2.5 に位置付いていることが分かる。そこで，そのことを「10 ｍは４ｍを１とすると 2.5 に当たる」といい，これを 2.5 倍の意味として指導する。８ｍは４ｍを１とすると２に当たるので，今まで２倍としていたこととも整合的な意味となっている。

小数の位については，$\frac{1}{100}$や$\frac{1}{1000}$などを単位とした小数を用いることにより，$\frac{1}{10}$の単位に満たない大きさを表すことができることを理解できるようにする。また，小数についても，整数と同様に十進位取り記数法によっているため，ある位の右の位は$\frac{1}{10}$の大きさの単位にしており，ある位の左の位は，10 倍の大きさを単位にしていることを理解できるようにする。小数の大小比較や計算についても整数と同じ考え方でできることに気付くことが大切

である。

また，例えば，1.68 は 0.01 が 168 集まった数とみるように，小数の場合についても，ある位の単位に着目してその幾つ分とみるなど，数の相対的な大きさについて理解を深めておくことが大切である。このような見方を養っておくことは，小数の意味についての理解を深めるばかりではなく，小数の乗法及び除法の計算の仕方を考える上で有効に働く。

小数の加法及び減法の計算は，小数点を揃えて位ごとに計算し，小数の仕組みの理解の上に立って行うようにし，整数と同じ原理，手順でできることを理解できるようにする。例えば，3.7＋2.48 の筆算をするとき，0.01 を基にすると，整数のときと同じ原理で計算することができる。ただし，末尾を揃えて計算する誤答が多くみられるため，小数点を基に位を揃えて書き，空位を０と考えれば，位ごとに計算できることを理解することが大切である。

乗数や除数が整数である場合についての小数の乗法及び除法の計算は，乗法については，例えば，0.1×３のような場合である。0.1×３は 0.1＋0.1＋0.1 の意味であり，整数×整数の場合と同様に，累加の簡単な表現として，乗法による表現を用いていることを理解できるようにする。さらに，乗法の意味は，基準にする大きさとそれに対する割合から，その割合に当たる大きさを求める計算と考えることができ，除法の意味は，乗法の逆で，割合を求める場合と基準にする大きさを求める場合で説明できる。

「数を構成する単位に着目する」こととは，例えば，1.2×４の計算では，1.2 は 0.1 を単位とするとその 12 個分であるから，12×４で，0.1 が 48 個分と考えることができたり，31.6÷４の計算では，31.6 は 0.1 の 316 個分であることから，316÷４で 0.1 の 79 個分と考えたりすることである。

ク　小数の乗法及び除法に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㋐　乗数や除数が小数である場合の小数の乗法及び除法の意味について理解すること。

㋑　小数の乗法及び除法の計算ができること。

㋒　余りの大きさについて理解すること。

㋓　小数の乗法及び除法についても整数の場合と同じ関係や法則が成り立つことを理解すること。

(ｲ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

㋐　乗法及び除法の意味に着目し，乗数や除数が小数である場合まで数の範囲を広げて乗法及び除法の意味を捉え直すとともに，それらの計算の仕方を考えたり，それらを日常生活に生かしたりすること。

○　小数の乗法と除法

小数の乗法の意味の指導では，例えば，１ｍの長さが 80 円の布を２ｍ買ったときの代金は，80×２という式で表せるが，同じ布を今度は 0.8 ｍや 2.5 ｍ買ったときの代金についてどのようにして求めたらいいかを考える活動などを通して，これまで学習した整数の乗法の意味を基にして，乗数が小数の場合も，それぞれ 80×0.8 や 80×2.5 と，式の形は同

じに表すことができることが理解できるようにする。

また，こうした活動を通して，乗法を乗数が小数の場合にも用いることができるようにしたり，除法との関係も考えて，より広い場面や意味に用いることができるようにしたりして一般化していくことを指導する。

小数の除法の意味の指導では，除法は乗法の逆として，割合を求める場合と，基準にする大きさを求める場合とがあることを確かめることから，除数が小数の場合にも整数と同じように当てはまることが理解できるようにする。

例えば，Bを「基準にする大きさ」，pを「割合」，Aを「割合に当たる大きさ」とすると，次のような二つの場合である。

① $p = A \div B$

これは，AはBの何倍であるかを求める考えであり，除法の意味としては，pが整数の場合には，いわゆる包含除の考えに当たる。例えば，「９ｍの赤いリボンを 1.8 ｍずつ切り取ると何本できるか」や「９ｍの赤いリボンは，1.8 ｍの青いリボンの何倍になるか」という場合である。

式は，９÷1.8 となる。

② $B = A \div p$

これは，基準にする大きさを求める考えであり，除法の意味としては，pが整数の場合には，いわゆる等分除の考えに当たる。例えば，「2.5 ｍで 200 円の布は，１ｍではいくらになるか」という場合である。

式は，200÷2.5 となる。

これらの式は，Bやpが整数の場合だけでなく，小数の場合にもそのまま当てはまると考えていくことが大切である。

小数の乗法及び除法の計算の指導では，小数も整数と同じ十進位取り記数法で表現されているから，乗法や除法の計算は，単位，すなわち小数点の位置に着目してこれを移動し，整数に置き換えれば，整数の計算と同様な考え方で積や商を求めることができることが理解できるようにする。

小数の乗法や除法の計算の仕方は，計算に関して成り立つ性質を用いて，整数の乗法や除法に直して考えることができる。小数の乗法については，乗数を 10 倍すると積も 10 倍になることなどの乗法に関して成り立つ性質を生かして，生徒が既習の整数の乗法に直して考えられるようにする。

小数の除法については，「除法の計算で，除数及び被除数に同じ数をかけても商は変わらない」という除法に関して成り立つ性質を生かして，計算の仕方を考えられるようにする。例えば，7.2÷2.4 の計算は，（7.2×10）÷（2.4×10）＝72÷24 と考えることができる。また，0.1÷0.04 の計算は，（0.1×100）÷（0.04×100）＝10÷４と考えることができる。

なお，小数を割る計算の場面で，被除数の最小の位で割り切れないときは，割り進むことができることを指導する。例えば，0.5÷0.4＝1.25 となる。

また，小数の除法で余りのある場合は，余りの小数点の位置に誤りが多いので注意を要する。その際には，余りが表す大きさを考えさせ，余りは除数より小さいことや，（被除数）＝（除数）×（商）＋（余り）の式に当てはめて，商，除数，余りの大きさの関係を捉えることなどについて指導する。

計算に関して成り立つ性質の小数への適用については，整数の乗法及び除法に関して成

り立つ関係や法則が,小数の場合でも成り立つことを確かめるようにする。例えば,30×2.5と30×２＋30×0.5をそれぞれ計算すると結果は等しくなる。

一般に，小数の場合でも，□×（△＋○）＝□×△＋□×○という分配法則が成り立つことが分かる。

こうした計算に関して成り立つ性質を活用して，計算の仕方を考えたり，計算の結果を確かめたりできるようにすることが大切である。

ケ　分数とその計算に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㋐　等分してできる部分の大きさや端数部分の大きさを表すのに分数を用いることについて理解すること。また，分数の表し方について知ること。

㋑　分数が単位分数の幾つ分かで表すことができることを知ること。

㋒　簡単な場合について，分数の加法及び減法の意味について理解し，それらの計算ができることを知ること。

㋓　簡単な場合について，大きさの等しい分数があることを知ること。

㋔　同分母の分数の加法及び減法の計算ができること。

(ｲ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

㋐　数のまとまりに着目し，分数でも数の大きさを比べたり，計算したりできるかどうかを考えるとともに，分数を日常生活に生かすこと。

㋑　数を構成する単位に着目し，大きさの等しい分数を探したり，計算の仕方を考えたりするとともに，それを日常生活に生かすこと。

○　分数とその計算

分数とその計算の指導では，分数の意味や表し方について理解できるようにするとともに，単位分数に着目して，大きさの等しい分数を探したり，計算の仕方を考えたりすることができるようにする。

また，こうした活動を通して，例えば，時刻や時間の計算についても，分母が60や6の分数の計算として処理できるなど，分数の計算が日常の生活にも使えることに気付き，分数を用いた数の処理や分数の見方を日常生活に生かすようにする。

単位分数とは，$\frac{1}{3}$，$\frac{1}{4}$，$\frac{1}{5}$ のように，分子が１である分数のことである。例えば，$\frac{2}{3}$ は$\frac{1}{3}$ の二つ分であり，１より小さい分数である。また，$\frac{4}{3}$ は$\frac{1}{3}$ の四つ分であり，１より大きい分数である。

分数の加法及び減法については，$\frac{1}{5}+\frac{2}{5}$ といった同分母で，和が１までの真分数どうしの加法及び減法が理解できるようにするとともに，その考え方を基に，和が１より大きい同分母の分数の加法及び減法の計算ができるようにする。その際，真分数，仮分数，帯分数の意味と用語についても取り扱う。

また，こうした活動を通して，真分数の考え方を基に，仮分数や帯分数の加法及び減法についても考えることができることに気付き，計算できるようにする。

真分数とは，$\frac{1}{2}$，$\frac{3}{5}$のように分子が分母より小さい分数，仮分数とは，$\frac{2}{2}$，$\frac{7}{5}$ のように分子と分母が等しいか，分子が分母より大きい分数，帯分数とは，$1\frac{2}{5}$ のように整数と真分数を合わせた形の分数のこと。$1\frac{2}{5}$ は，１と$\frac{2}{5}$ を加えた分数である。

分数の加法及び減法の計算の指導に当たっては，単位分数の個数を求めることを理解できるようにする。例えば，$\frac{3}{5}+\frac{4}{5}$ の計算では，$\frac{1}{5}$ が７個あるので，結果は$\frac{7}{5}$ となるが，$\frac{7}{10}$ と考える生徒がいることがある。このようなときは，$\frac{3}{5}$Ｌと$\frac{4}{5}$Ｌを合わせた量を求めていたことや，図を用いて，１Ｌがどこに当たるのか，$\frac{1}{5}$Ｌがどこに当たるのかを確認しながら丁寧にすすめていく必要がある。

大きさの等しい分数とは，例えば，$\frac{1}{2}$ と$\frac{2}{4}$ のように，表し方が違っても大きさの等しい分数のことである。同分母どうしの場合は，分子の大きさで，数の大きさを比べることができるが，分母が異なる場合であっても，$\frac{1}{2}$と$\frac{2}{4}$，$\frac{4}{8}$ などの場合は，テープの図などを用いたり，数直線上の並べた分数を観察したりしながら，大きさの等しい分数を探すようにする。簡単な場合とは，数直線上に表した複数の分数について，その位置に着目し，位置が等しいことから，大きさが等しく表し方の違う分数があることを知るという程度である。

「数のまとまりに着目し，分数でも数の大きさを比べたり計算したりできるかどうかを考える」とは，単位分数の個数に着目することによって，分数の大きさを比べ，整数と同じように，分数でも計算ができるかどうかを考えることである。例えば，帯分数どうしの加法及び減法の計算は，$1\frac{1}{5}+2\frac{3}{5}$ の場合，$(1+2)+\left(\frac{1}{5}+\frac{3}{5}\right)$ のように整数部分と分数部分に分け，それぞれ計算した後に合わせるという考え方と，$\frac{6}{5}+\frac{13}{5}$ のように帯分数を仮分数に直してから計算するという考え方がある。このように，これまで学習したことと関連付けながら考えることで，他にも生かそうとする態度や習慣が生まれることにも留意する。

コ　数量の関係を表す式に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㋐　四則の混合した式や（　）を用いた式について理解し，正しく計算すること。

㋑　公式についての考え方を理解し，公式を用いること。

㋒　数量を□，△などを用いて表し，その関係を式に表したり，□，△などに数を当てはめて調べたりすること。

㋓　数量の関係を表す式についての理解を深めること。

(ｲ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

㋐　問題場面の数量の関係に着目し，数量の関係を簡潔に，また一般的に表現したり，式の意味を読み取ったりすること。

㋑　二つの数量の対応や変わり方に着目し，簡単な式で表されている関係について考察すること。

○　数量の関係を表す式

数量の関係を表す式の指導では，四則の混合した式や（　）を用いた式について計算のきまりを理解することや，数量の関係を一般的に捉え，式にまとめて用いることができるようにする。また，数量の関係を□や△などの記号を用いて式に表し，□や△に数を当てはめて調べることや，式の中にある二つの数量の対応や変化の特徴を読み取ることができるようにする。

また，こうした活動を通して，数量の関係を式に表したり，式を読み取ったりするとと

もに，伴って変わる二つの数量の対応や変化の特徴について表などを用いて調べ，考察することができるようにする。

公式とは，数量の関係を簡潔かつ一般的に表したもののことである。高等部１段階で取り扱う公式とは，一般に公式と呼ばれるものだけに限らず，具体的な問題で立式するときに自然に使っているような一般的な関係を言葉でまとめて式で表したものも指している。公式については，数量を言葉で表しているということの理解と，言葉で表されているものにはいろいろな数が当てはまるということの理解が大切である。

「数量を□，△などを用いて表し，その関係を式に表したり，□や△などに数を当てはめて調べたりする」とは，例えば，正方形の一辺の長さと周りの長さの間の関係を□×４＝△と一般的な形で表すなど，変量を□，△などを用いて式に表すことである。指導に当たっては，□，△などの記号にはいろいろな数が当てはまり，□，△の一方の大きさが決まれば，それに伴って，他方の大きさが決まることについても理解できるように配慮する必要がある。

「数量の関係を表す式についての理解を深める」とは，式の中にある二つの数量の対応や変化の関係の仕方にどんな特徴があるかを，表などを用いて調べながら，伴って変わる二つの数量の関係を読み取ったり，対応の関係や変化の関係を，□や△などの記号や言葉を用いたりして表すことである。

「問題場面の数量の関係に着目し，式の意味を読み取ったりする」とは，例えば，「500 円玉をもって買い物に行き，150 円のジュースと 260 円のパンを買いました。おつりはいくらですか」という問題の場合，数量の関係に着目することで，次のように式に表すことができる。

・ジュースとパンをまとめて買った場合

500 －（150 ＋ 260）＝ 90

・ジュースとパンを別々に買った場合

・500 － 150 ＝ 350

350 － 260 ＝ 90

さらに，もしも，500 円玉１枚ではなく，100 円玉５枚もって行ったとすると，（200 － 150）＋（300－260）＝ 90 と表すこともできる。場面を変えると，どんな式になるかを考え，伝えあったりしながら，数量の関係や思考の過程を表したり，式を読み取ったりすることである。

「二つの数量の対応や変わり方に着目し，簡単な式で表されている関係について考察する」とは，例えば，□＝2＋△，□＝2×△，□＝3×△＋1 などの式で，△に１，２，３，…を入れたときの□が幾つになるかを調べ，表に表し，伴って変わる二つの数量の変化の仕方について，表を使って考察することである。

サ　計算に関して成り立つ性質に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㋐　四則に関して成り立つ性質についての理解を深めること。

(ｲ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

㋐　数量の関係に着目し，計算に関して成り立つ性質を用いて計算の仕方を考えること。

○　計算に関して成り立つ性質

計算に関して成り立つ性質の指導では，これまで指導してきた数と計算の範囲において，四則に関して成り立つ性質について，□や△などの記号を用いた式で一般的に表し，理解するとともに，小数の加法に関しても成り立つことを確かめられるようにする。

四則に関して成り立つ性質とは，交換法則，分配法則，結合法則であり，次の式で表される法則である。

（交換法則）　□＋△＝△＋□
　　□×△＝△×□
（分配法則）　□×（△＋○）＝□×△＋□×○
　　□×（△－○）＝□×△－□×○
　　（□＋△）×○＝□×○＋△×○
　　（□＋△）×○＝□×○＋△×○
（結合法則）　□＋（△＋○）＝（□＋△）＋○
　　□×（△×○）＝（□×△）×○

また，整数に関して，交換法則，結合法則，分配法則を活用して計算を簡単に行う工夫をしたり，乗法の筆算形式の中に分配法則を見付けたりするなど，四則に関して成り立つ性質についての理解を深め，必要に応じて活用することができるようにする。

計算に関して成り立つ性質を活用する際には，「たし算では，たされる数とたす数を入れ替えて計算しても答えは等しいから。」というように言葉で理由を説明させるなどして，少しずつ筋道を立てて考えられるようにすることが大切である。

B　図形

ア　平面図形に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㋐　平行四辺形，ひし形，台形について知ること。

㋑　図形の形や大きさが決まる要素について理解するとともに，図形の合同について理解すること。

㋒　三角形や四角形など多角形についての簡単な性質を理解すること。

㋓　円と関連させて正多角形の基本的な性質を知ること。

㋔　円周率の意味について理解し，それを用いること。

(ｲ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

㋐　図形を構成する要素及びそれらの位置関係に着目し，構成の仕方を考察し図形の性質を見いだすとともに，その性質を基に既習の図形を捉え直すこと。

㋑　図形を構成する要素及び図形間の関係に着目し，構成の仕方を考察したり，図形の性質を見いだし，その性質を筋道を立てて考え説明したりすること。

○　平面図形

平面図形に関わる指導では，平行四辺形，ひし形，台形について指導する。図形を構成する要素である辺の平行や垂直の関係や辺の長さなどに着目して，四角形を弁別したり作図したりする活動などを通して，向かい合った二組の辺が平行な四角形を平行四辺形といい，四つの辺の長さが等しい四角形をひし形といい，向かい合った一組の辺が平行な四角形を台形ということが理解できるようにする。このとき図形の置き方を変えても，その図形が何か判断できるようにする。そして，各々の四角形の性質についても理解できるようにする。平行四辺形には，向かい合う辺の長さが等しい，向かい合う角の大きさが等しいなどの性質がある。ひし形には，二組の向かい合う角がそれぞれ等しいという性質がある。こうした図形の性質を調べる活動を通して，既習の図形について捉え直すことができるようにしていく。

平面図形について，図形が「決まる」という意味を理解し，合同な図形を能率的にかくことができるように指導する。図形が決まることについては，目的とする図形と合同な図形ができることを指している。

図形の合同に関わる指導では，形も大きさも同じ図形をぴったり重ねる活動などを通して，図形の合同について理解できるようにする。また，合同な図形を見付けたり，かいたり，つくったりする活動を通して，図形の形や大きさが一つに決まる要素について理解できるようにする。

さらに，図形を構成する要素及び図形間の関係に着目して，図形の構成の仕方を考えたり，図形の性質について考察したりして，与えられた図形と合同な図形をいかに構成すればよいかを考察できるようにする。

「図形間の関係に着目し，構成の仕方を考察する」とは，具体的な操作を行って二つの図形をぴったり重ねることができない場合でも，ぴったり重なることを説明できないかを考えることである。その際，図形を構成する要素に着目して，対応する辺の長さや角の大きさが等しいかどうかを考えていくことで，ぴったり重なるという具体的な操作を，対応する辺の長さや角の大きさが等しいことに置き換えて考えられるようにすることが重要である。

多角形については，ある図形について、いつでも成り立つ事柄を図形の性質といい，例えば，三角形については，どんな三角形でも，三つの角の大きさを加えると 180 度になり，また，四角形については，どんな四角形でも，四つの角の大きさを加えると 360 度になるという性質がある。この四角形の性質は，三角形の三つの角の大きさを加えると 180 度になるという性質を用いて説明することができる。さらに，五角形についても，三角形のこの性質を用いると，五つの角の大きさを加えると 540 度になることが分かる。このように，三角形や四角形など多角形の性質について理解できるようにする。

正多角形には，円の内側にぴったり入る（円に内接する），円の外側にぴったり接する（円に外接する）などの性質がある。この性質を基に，正多角形を円と組み合わせて作図をする活動を通して，正多角形の性質を，円の性質と関連付けて理解できるようにする。

円周率については，円について直径の長さと円周の長さとの間の関係を調べる活動などを通して，円周の長さは直径の長さが常に同じ比率の関係になっていることに気付かせ，何倍になるかとの見通しを立てさせる。例えば，円に内接する正六角形と円に外接する正方形を利用すれば，円周の長さは，正六角形の周りの長さ（半径の６倍）より大きく，正方形の周りの長さ（直径の４倍）より小さいという見通しをもつことができる。実際に幾つかの円について，直径の長さと円周の長さを測定するなどして帰納的に考えることにより，どんな大きさの円についても，円周の長さの直径の長さに対する割合が一定であることを理解できるようにする。この割合のことを円周率という。円周率を指導することにより，直径の長さから円周の長さを，また，逆に円周の長さから直径の長さを計算によって求めることができるなど，直径の長さ，円周の長さ，円周率の関係について理解できるようにする。

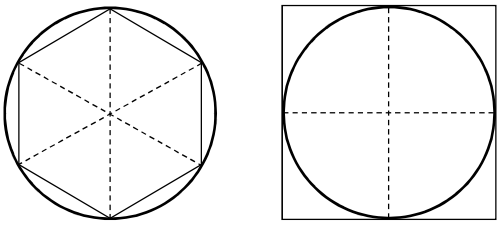

イ　立体図形に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㋐　立方体，直方体について知ること。

㋑　直方体に関連して，直線や平面の平行や垂直の関係について理解すること。

㋒　見取図，展開図について知ること。

㋓　基本的な角柱や円柱について知ること。

(ｲ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

㋐　図形を構成する要素及びそれらの位置関係に着目し，立体図形の平面上での表現や構成の仕方を考察し，図形の性質を見いだすとともに，日常の事象を図形の性質から捉え直すこと。

○　立体図形

立体図形に関わる指導では、立方体，直方体について，模型や具体物を調べる活動を通して，それを構成する要素（頂点，辺，面）に着目し，辺と辺，辺と面，面と面の平行及び垂直の関係について考察していくようにする。こうした活動を通して，立方体や直方体についての理解を深め，空間についての感覚を豊かにする。直方体の辺や面については，向かい合う面は平行になることや隣り合う面は垂直になること，12 本の辺のうち４本ずつ三組の辺がそれぞれ平行になることや一つの辺が二つの面に垂直であること，また一つの頂点に集まる三つの辺が互いに垂直であることなどについて理解できるようにする。そして，立体図形を平面図形に表したり，逆に平面図形から立体図形を構成したりする活動を通して，立体図形を平面上にいかに表現するか，また逆に，平面上に表現された図からいかに立体図形を構成できるかを考察するとともに，日常の事象を図形の性質から数学的に捉え直すことができるようにする。

見取図や展開図は，立体図形を平面上に表現するための方法である。このことのよさが分かるように指導することが大切である。その際，平面図形との関連にも配慮する。例え

ば，一つの立体図形から，一通りではなく幾つかの展開図をかくことができることを，実際に数種類の展開図から立体を作って同じになることを確かめたり，立体を切り開き展開図を作ってみたりする活動を通して，展開図からできあがる立体図形を想像できるようにすることが大切である。

基本的な角柱，円柱について，模型や具体物を観察するなどの活動を通して，角柱や円柱の構成要素である頂点や辺や面の個数や面の形を捉えたり，辺と辺，辺と面，面と面の平行，垂直の関係を捉えたりすることができるようにする。こうした活動を通して図形を構成する要素である底面，側面に着目し，図形の性質を見いだすとともに，その性質を基に既習の図形を捉え直すことができるようにする。また，見取図や展開図をかくことを通して，辺と辺，辺と面，面と面のつながりや位置関係を調べることができるようにし，角柱や円柱についての理解を深め，空間についての感覚を豊かにする。

ウ　ものの位置に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㋐　ものの位置の表し方について理解すること。

(ｲ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

㋐　平面や空間における位置を決める要素に着目し，その位置を数を用いて表現する方法を考察すること。

○　ものの位置

ものの位置に関わる指導では，実際に学校や教室の中で身近にあるものの位置を数学的に表現する活動を通して，平面の上にあるものの位置を表すには，横と縦の二つの要素が必要になることを理解できるようにしていく。こうした活動を通して，平面上にあるものの位置は二つの要素で，また，空間の中にあるものの位置の表し方について三つの要素で特定できることを知り，その位置を表現するには数をどのように活用すればよいかを考察していく。

平面上の位置を表すには，どのような要素に着目すればよいかを考えさせるために，例えば，自分の下駄箱の位置を特定するには，どのようにすればよいかを考えさせ，まずは基準となる位置をどこかに定める必要があることに気付くようにさせる。そして，基準となる位置から，幾つ目にあるかを考えていく。一列しかない場合は，右から何番目といった一つの要素だけで表すことができるが，左右，上下の平面的な広がりがあるときは，一つの要素だけでは表せない。そこで，左右，上下の二つの方向から表現していく必要性があることに気付くことができるようにする。そして，下駄箱の位置で用いた考えを発展させることで，平面上の位置を定める方法として，基準点を定め，縦，横の２方向からどのくらいの距離にあるかに着目することができるようにする。そして，体育館の床に旗を置く場合，体育館の四隅の一点を基にして，横に３m，縦に４m進むことを，例えば（横３m，縦４m）のように表すことができるようにする。

さらに，３次元の位置についても，発展的に考えていくことができる。平面上での位置の定め方から類推し，縦，横，高さの３方向からどのくらいの距離にあるのかによって，その位置が特定できることを導くことができる。教室を直方体と考えれば，天井からつり

下げた飾りが，床の四隅の一点を基にして，横に３m，縦に４m，高さ２m の位置にある場合，例えば（横３m，縦４m，高さ２m）のようにして表せることを理解できるようにする。

エ　平面図形の面積に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。
㋐　三角形，平行四辺形，ひし形，台形の面積の計算による求め方について理解すること。
(ｲ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。
㋐　図形を構成する要素などに着目して，基本図形の面積の求め方を見いだすとともに，その表現を振り返り，簡潔かつ的確な表現に高め，公式として導くこと。

○　平面図形の面積

平面図形の面積に関わる指導では，長方形や正方形の面積の学習を踏まえ，三角形や平行四辺形，ひし形及び台形の面積についても，長方形や正方形の面積の求め方に帰着して計算によって求めることができるようにする。その際，図形の一部を移動して，計算による求積が可能な図形に等積変形させたり，既習の計算による求積が可能な図形の半分であるとみたり，既習の計算による求積が可能な図形に分割して考えたりする中で，数学的な見方・考え方を働かせて，生徒が自ら工夫して面積を求めることができるようにすることが大切である。そして，計算による求め方を通して公式にして，三角形や平行四辺形，ひし形及び台形の面積は公式で求められることを理解し，それらを公式を使って求められるようにする。

三角形，平行四辺形，ひし形，台形というように，面積の計算による求め方を繰り返し考えることで，基本図形の面積の求め方を見いだすだけでなく，その表現を振り返り，簡潔かつ的確な表現に高め，公式をつくりだしていく資質・能力の育成を目指すことが大切である。

C　変化と関係
ア　伴って変わる二つの数量に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。
㋐　簡単な場合について，比例の関係があることを知ること。
(ｲ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。
㋐　伴って変わる二つの数量を見いだして，それらの関係に着目し，表や式を用いて変化や対応の特徴を考察すること。

○　伴って変わる二つの数量

比例の関係があることについての指導では，例えば，「横の長さが６cmと決まっている場合の長方形の縦の長さと面積の関係」について，表に数量を当てはめていく活動を通して，表を用いて一方が２倍，３倍，４倍になるとき，それに伴って他方も２倍，３倍，４倍になる二つの数量の関係を見いだし，この関係を比例の関係として捉えることができるよう

にする。

また，こうした活動を通して，比例の関係が，これまでに学習してきた乗法の場面と深く関わっていることに気付き，「縦の長さが２倍，３倍，４倍，…になれば，面積も２倍，３倍，４倍，…になる」などと表現できるようにする。

「簡単な場合について，比例の関係があることを知る」とは，表を用いて一方が２倍，３倍，４倍，…になれば，それに伴って他方も２倍，３倍，４倍，…になる二つの数量の関係について知ることである。

「伴って変わる二つの数量を見いだして，それらの関係に着目する」とは，ある数量の大きさを知りたいが,その数量を直接考察することが難しいような場合に,他の関係し合っている数量に注目して，それらの関係と同じ関係を成り立たせることができる，ある数量を求めるために，一方の数量を決めれば他方の数量が決まるかどうか，あるいは，一方の数量は他方の数量に伴って一定のきまりに従って変化するかといった見方から二つの数量に着目することである。

「表や式を用いて変化の特徴を考察する」とは，伴って変わる二つの数量の関係について，変化や対応の規則性を見付けだし，それらの関係を表や式で表し，変化や対応についてのさらなる特徴を見いだしていくことである。ここでは，変化や規則性が，他の数値の間においても成り立つかどうかを確かめることが大切になる。また，関数の考え方を生かして問題を解決した後に，問題解決過程を振り返り，見いだしたきまりを基に，数値を変えるなどして問題場面の条件を変更することで，変化や対応の特徴を発展的に考察できるようにしていくことも大切である。

イ　異種の二つの量の割合として捉えられる数量に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㋐　速さなど単位量当たりの大きさの意味及び表し方について理解し，それを求めること。

(ｲ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

㋐　異種の二つの量の割合として捉えられる数量の関係に着目し，目的に応じて大きさを比べたり，表現したりする方法を考察し，それらを日常生活に生かすこと。

○　異種の二つの量の割合として捉えられる数量

速さなど単位量当たりの大きさの意味及び表し方についての指導では，例えば，人の速さや乗り物が移動する速さを比べる活動を通して，単位時間当たりに移動する長さ（距離）を基に比較することができるようにする。

また，こうした活動を通して，異種の二つの量の割合として捉えられる数量があることに気付き,割合を用いることで能率的に比べたり表現したりすることができるようにする。

「速さなど単位量当たりの大きさの意味及び表し方について理解し，それを求める」とは，速さを，一定の長さを移動するのにかかる時間や，単位時間当たりに移動する長さとして捉え，それぞれを数値化することである。その上で，一般的に速さについては，速いほど大きな数値を対応させた方が都合がよいため，時間を単位量として単位時間当たりの

長さで比べることが多く，（速さ）＝（長さ）÷（時間）として表すことができる。この他，例えば，米の収量を比較するのに，１a 当たりの収量で比べたり，人口の疎密を比べるのに１km^2当たりの人口で比べたりする。

「異種の二つの量の割合として捉えられる数量の関係に着目し，目的に応じて大きさを比べたり表現したりする方法を考察し，それらを日常生活に生かす」とは，一つの量だけでは比較することができない事象に着目し，そのような量についてどのようにすれば比べられるのか，数値化できるかということを考え，例えば，速さであれば，単位時間当たりに移動する長さとして捉えたり，一定の長さの移動に要する時間として捉えたりするなど，目的に応じた処理の仕方を工夫することである。その際，どちらか一方の量を揃えて，もう一方の量の大小で比べると比べやすいことに気付かせるようにする。

ウ　二つの数量の関係に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㋐　ある二つの数量関係と別の二つの数量の関係を比べる場合に割合を用いる場合があることを理解すること。

㋑　百分率を用いた表し方を理解し，割合などを求めること。

(ｲ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

㋐　日常の事象における数量の関係に着目し，図や式などを用いて，ある二つの数量の関係と別の二つの数量の関係との比べ方を考察し，それを日常生活に生かすこと。

○　二つの数量の関係

ある二つの数量の関係と別の二つの数量の関係の比べ方の指導では，割合が小数で表される場合に考察の対象を広げ，ある二つの数量の関係と別の二つの数量の関係を比べる場合に割合を用いる場合があることや，百分率を用いた表し方を理解し，割合などを求めることができるようにする。そして，ある二つの数量の関係と別の二つの数量の関係において，比例関係が前提としてあれば，基準にする大きさが異なる場合に，割合を用いて数量の関係どうしを比べることができるようにする。

百分率を用いた表し方の指導では，「定価の 20%引き」，「降水確率 20%」など，日常生活の中で用いられている百分率をチラシやテレビなどから見つける活動などを通して，百分率が日常生活の中で用いられている割合の便利な表現であることに気付き，身近な事象の関係を百分率で表すことができるようにする。また，実際の問題の場面などで，計算機等を用いて百分率を求めることができるようにする。

「ある二つの数量の関係と別の二つの数量の関係を比べる場合に割合を用いる場合があることを理解する」とは，基準量を１として，比較量を割合として小数で表すことで，資料の全体と部分，あるいは，部分と部分の関係どうしを比べる場合があることを知り，そのような比べ方ができることである。なお，割合は，「Bを基にしたAの割合」，「Bの□倍がA」など，様々な表現で示されるため，割合を示す表現の中から，基準量や比較量を明確にすることも必要となる。

「百分率を用いた表し方を理解し，割合などを求める」とは，割合をなるべく整数で表

すために，基準量を 100 として，それに対する割合で表す方法を知り，百分率を求めたり，用いたりすることができるようにする。

「日常の事象における数量の関係に着目する」とは，資料の全体と部分の関係どうし，部分と部分の関係どうしを比べる場面で，二つの数量の関係に着目する。すなわち，比べる対象を明確にし，比べるために必要となる二つの数量の関係を，比例関係を前提に，割合でみてよいかを判断することである。

「図や式などを用いて，ある二つの数量の関係と別の二つの数量の関係との比べ方を考察し，それを日常生活に生かす」とは，二つの数量の関係を，得られた割合の大小から判断したり，割合を使って計算をした結果から問題を解決したりすることである。例えば，日常生活において，打率やシュート率，勝率など「どちらの方が上手なのだろうか」と割合を用いて比べることや，「10％の増量」，「１割引」など割合を用いて考えることなどがある。

D　データの活用

ア　データの収集とその分析に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㋐　数量の関係を割合で捉え，円グラフや帯グラフで表したり，読んだりすること。

㋑　円グラフや帯グラフの意味やそれらの用い方を理解すること。

㋒　データの収集や適切な手法の選択など統計的な問題解決の方法を知ること。

(ｲ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

㋐　目的に応じてデータを集めて分類整理し，データの特徴や傾向に着目し，問題を解決するために適切なグラフを選択して読み取り，その結論について多面的に捉え考察すること。

○　データの収集とその分析

データの収集とその分析の指導では，数量の関係を割合で捉え，基準量と比較量との関係を円グラフや帯グラフで表すことができるようにする。また，例えば，「このクラスは，風邪をひいている人が多い。」といった生徒自身の気付きから「学部（学年）によって風邪をひいている生徒の割合はどのように違うのか。」というような問題を設定するなど，身の回りの事象について，その事象の因果関係や傾向を漠然と捉えるだけではなく，データに基づいて判断する統計的な問題解決の方法を知り，その方法で考察していくことができるようにする。

また，こうした活動を通して，質的データや量的データについて，全体と部分，部分と部分の間の関係を調べると特徴が捉えやすい事象があることに気付くようにする。

帯グラフについては，「３指導計画の作成と内容の取扱い」の(2)のウでは，「複数の帯グラフを比べることにも触れるものとする」と示している。複数のデータについて項目の割合を比較するには，帯グラフが便利である。例えば，ある項目間の比較について，年次変化を合わせて分析する場合などである。ただし，複数の帯グラフを用いる際には，各帯グラフの合計が異なっている場合があり，そのような場合には，割合が小さくなっていても

実際のデータとしては大きいなど，見た目では比較ができない場合があるため注意が必要である。

「統計的な問題解決の方法」とは，

① 身の回りの事象について，興味・関心や問題意識に基づき，統計的に解決可能な問題を設定すること

② 見通しを立て，どのようなデータを，どのように集めるかについて計画を立てること

③ データを集めて分類整理すること

④ 目的に応じて，観点を決めてグラフや表に表し，データの特徴や傾向をつかむこと

⑤ 問題に対する結論をまとめるとともに，さらなる問題を見いだすこと

である。その際には，自分たちが学習した分析方法の中でどれを用いて分析するかを計画の段階で視野に入れたり，分析に合わせたデータの集め方などを考えたりすることも大切である。

「データの特徴や傾向に着目し，問題を解決するために適切なグラフを選択して読み取る」とは，データの種類や項目の数を考え，目的に応じて，これまで学習してきている簡単な表や二次元の表，棒グラフ，折れ線グラフ，円グラフ，帯グラフといった表現から適切なものを選択して表してみることで，データの特徴や傾向をつかみ読み取っていくようにすることである。

「結論について多面的に捉え，考察する」とは，自分たちが出した結論やデータについて，別の観点から見直してみることで，異なる結論が導きだせないかどうかを考察できるようにすることである。そのためには，割合でみていたものを量で見直してみたり，観点を変えて整理し直してみたりすることが必要となる。

イ 測定した結果を平均する方法に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㋐ 平均の意味や求め方を理解すること。

(ｲ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

㋐ 概括的に捉えることに着目し，測定した結果を平均する方法について考察し，それを学習や日常生活に生かすこと。

○ 測定した結果を平均する方法

測定した結果を平均する方法の指導では，例えば，歩測によってある長さを調べる場合，何度か往復して歩数を何回か測り，およその大きさを捉える活動などを通して，多いところから少ないところへ移動しならすという方法や，全てを足しあわせたのち等分する方法と平均の意味を関連させて理解できるようにする。

また，こうした活動を通して，測定には必ず誤差が伴うことに気付き，それを考慮に入れながら測定し，測定した結果を平均することで，測定する対象がもつ真の値に近い値を得るということを理解できるようにする。

平均については，生徒が形式的に計算できればよいということではなく，その意味を理解することが必要である。測定した結果を平均する方法については，多いところから少な

いところへ移動しならすという方法や，全てを足し合わせたのち等分するという方法が考えられるが，それらの方法と平均の意味を関連させて理解できるようにする。

「概括的に捉える」とは，何らかの対象を測定した結果について，全体の傾向を把握したいような場合に，平均の考え方を用いて，それを妥当な数値として示し，全体の傾向を捉えることである。

平均の考えを他の学習場面をはじめ，日常生活に生かすことができるようにする。

ウ　数学的活動

〔数学的活動〕

ア　内容の「Ａ数と計算」，「Ｂ図形」，「Ｃ変化と関係」及び「Ｄデータの活用」に示す学習については，次のような数学的活動に取り組むものとする。

(ｱ) 日常の事象から数学の問題を見いだして解決し，結果を確かめたり，日常生活等に生かしたりする活動

(ｲ) 数学の学習場面から数学の問題を見いだして解決し，結果を確かめたり，発展的に考察したりする活動

(ｳ) 問題解決の過程や結果を，図や式などを用いて数学的に表現し伝え合う活動

「日常の事象から数学の問題を見いだして解決し，結果を確かめたり，日常生活等に生かしたりする活動」とは，これまでの数学的活動での経験を踏まえて，日常生活における問題を数学を用いて解決できるように数理的に捉え，それを既習事項を活用しながら解決し，その結果を確かめるとともに日常生活などに生かすことである。日常生活でのできごとを生徒自らが数学の学習と結び付けて数理的に表現・処理する活動を通して，数学を利用することのよさを実感し，数学的な見方・考え方を働かせながら，既習の知識及び技能等を進んで活用していけるようにすることが大切である。

「数学の学習場面から数学の問題を見いだして解決し，結果を確かめたり，発展的に考察したりする活動」とは，これまでの学習経験を踏まえて，数学の問題に主体的に関わり自ら問題を見いだし，既習事項を基にして考えたり判断したりすることで解決が可能になったり，その結果を適切に表現したり処理したりするとともにそれを発展的に考察することである。数学の学習場面から自ら問題を見いだすために，事象を観察するとともに既習事項との関連を意識させるなどして問題解決の入口を丁寧に扱うことが大切である。また，これまでの学習で使用してきた具体物，図，数，式，表やグラフなどを活用して問題を解決し，その結果を確かめるだけでなく，それを発展的に考察する活動を位置付けることで，自ら数学を学び続け，数学を創ることの楽しさを実感できるようにすることが大切である。

「問題解決の過程や結果を，図や式などを用いて数学的に表現し伝え合う活動」とは，これまでの数学的活動を踏まえて，これまでの学習で使用してきた図や式などを活用して自ら取り組んでいる問題解決の過程やその結果を分かりやすく表現し，他者と伝え合うなど対話的に学ぶことである。問題解決における思考の過程や判断の結果などを数学的に表現するためには，図や式などを適切に用いて的確に表現する必要がある。また，思考した過程や結果などを数学的な表現を用いて伝え合う機会を設け，数学的に表現することのよさを実感できるようにすることも大切である。さらに，対話的に伝え合うことにより，お

互いの考えをよりよいものにしたり，新たなことを見いだしたりする機会が生まれることを経験できるようにする。

(2) ２段階の目標と内容

ア　目標

○２段階
　(1) 目標
　　A　数と計算
　　ア　整数の性質，分数の意味，文字を用いた式について理解するとともに，分数の計算についての意味や法則について理解し，それらを計算する技能を身に付けるようにする。
　　イ　数とその表現や計算の意味に着目し，発展的に考察して問題を見いだしたり，目的に応じて多様な表現方法を用いながら，数の表し方や計算の仕方などを考察したりするとともに，数量の関係を簡潔かつ一般的に表現する力を養う。
　　ウ　数量について数学的に表現・処理したことを振り返り，多面的に捉え検討してよりよいものを求めて粘り強く考える態度，数学のよさを実感し，学習したことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。

２段階の「数と計算」では，整数の性質，分数の意味，分数の計算，文字を用いた式について指導する。

「整数の性質」とは，整数を偶数と奇数に類別することや約数，倍数という観点で類別することである。ここでは，整数をある観点で整数の集合に類別したり，乗法的な構成に着目して集合を考えたりするなど，より数学的な視点から整数を捉え直し，様々な場面に活用するとともに，数に対する感覚がより豊かになるように指導していく。

「分数の意味」とは，数を構成する単位に着目し，数の相等及び大小関係について考察することや分数の表現に着目し，除法の結果の表し方を振り返ることであり，１段階で学習した分数の意味や表し方についての理解をさらに深め，分数の意味をまとめることである。

「分数の計算」とは，異分母の分数の加法及び減法や，分数の乗法及び除法の計算をすることである。

「文字を用いた式」とは，a，xなどの文字を使って未知の数量や任意の数を表すとともに，数量の関係に着目し簡潔かつ一般的な式に表したり，式から具体的な事柄を読み取ったりすることである。

B　図形
　ア　平面図形を縮小したり，拡大したりすることの意味や，立体図形の体積の求め方について理解し，縮図，拡大図を作図したり，円の面積や立方体，直方体，角柱，円柱の体積を求めたりする技能を身に付けるようにする。
　イ　図形を構成する要素や図形間の関係に着目し，構成の仕方を考察したり，図形の性質を見いだしたりするとともに，円の面積や立方体，直方体，角柱，円柱の体積

の求め方を考え，その表現を振り返り，簡潔かつ的確な表現に高め，公式として導く力を養う。

ウ　図形や数量について数学的に表現・処理したことを振り返り，多面的に捉え検討してよりよいものを求めて粘り強く考える態度，数学のよさを実感し，学習したことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。

２段階の「図形」では，平面図形を縮小したり，拡大したりすることの意味や，縮図，拡大図の作図の仕方，円の面積や立方体，直方体，角柱，円柱の体積の求め方について指導する。

「平面図形を縮小したり，拡大したりすることの意味」とは，二つの図形の大きさを問題にしないで，形だけが同じであるかどうかの観点で図形を捉えることである。ここでは，二つの図形間の関係に着目し，合同についての考え方を基に，二つの図形が拡大，縮小の関係にあるのかについて考察し，縮図や拡大図を作図することを指導する。

円の面積については，円が曲線で囲まれた図形であることから，これまでに学習した基本図形の求積方法を活用して近似値を求めたり，面積を求める公式をつくり上げたりすることを指導する。

「立方体や直方体の体積」とは，３次元に広がりをもつ空間領域の大きさを表す量である。ここでは，面積などと同じように，単位の大きさを決めるとその幾つ分として数値化して捉え，単位や測定の意味を知り，体積を求める。また，角柱や円柱の体積について，必要な部分の長さを測り，計算によって体積を求め，新しい公式を導きだしていく。

C　変化と関係

ア　比例や反比例の関係，比について理解するとともに，伴って変わる二つの数量を見いだし，それらの関係について表や式を用いて表現したり，目的に応じて比で処理したりする方法についての技能を身に付けるようにする。

イ　伴って変わる二つの数量の関係に着目し，目的に応じて表や式，グラフを用いて変化や対応の特徴を考察したり，比例の関係を前提に二つの数量の関係を考察したりする力を養う。

ウ　数量について数学的に表現・処理したことを振り返り，多面的に捉え検討してよりよいものを求めて粘り強く考える態度，数学のよさを実感し，学習したことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。

２段階の「変化と関係」では比例や反比例の関係，比について指導する。

比例の関係とは，二つの数量Ａ，Ｂがあり，一方の数量が２倍，３倍，４倍，…と変化するのに伴って，他方の数量も２倍，３倍，４倍，…と変化し，一方が$\frac{1}{2}$，$\frac{1}{3}$，$\frac{1}{4}$，…と変化するのに伴って，他方も$\frac{1}{2}$，$\frac{1}{3}$，$\frac{1}{4}$，…と変化するということである。ここでは，二つの数量について，一方がm倍になればそれと対応する他方の数量もm倍になるという関係を見いだしたり，この関係に着目して問題を解決したりする。

「反比例の関係」とは，二つの数量A，Bがあり，一方の数量が２倍，３倍，４倍，…と変化するのに伴って，他方の数量$\frac{1}{2}$，$\frac{1}{3}$，$\frac{1}{4}$，…と変化し，一方が$\frac{1}{2}$，$\frac{1}{3}$，$\frac{1}{4}$，…と変化するのに伴って，他方が２倍，３倍，４倍，…と変化するということである。ここでは、二つの数量について，一方がm倍になればそれと対応する他方の数量は$\frac{1}{m}$になるという関係を見いだしたり，この関係に着目して問題を解決したりする。

「比」とは，二つの数量の大きさを比較しその割合を表す場合に，どちらか一方を基準量とすることなく，簡単な整数などの組を用いて表す方法のことである。その際，$a:b$ を比の値である$\frac{a}{b}$で表すことを指導する。

D　データの活用

ア　量的データの分布の中心や散らばりの様子からデータの特徴を読み取る方法を理解するとともに，それらを問題解決における用い方についての技能を身に付けるようにする。

イ　目的に応じてデータを収集し，データの特徴や傾向に着目して，表やグラフに的確に表現し，それらを用いて問題解決したり，解決の過程や結果を批判的に捉え考察したりする力を養う。

ウ　データの活用について数学的に表現・処理したことを振り返り，多面的に捉え検討してよりよいものを求めて粘り強く考える態度，数学のよさを実感し，学習したことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。

２段階の「データの活用」は，量的データの分布の中心や散らばりの様子から特徴を読み取る方法について指導する。

「量的データの分布の中心や散らばりの様子から特徴を読み取る」とは，度数分布を表す表や柱状グラフなど，量的データの分布を表す表やグラフから，中央値，最頻値などの的確な代表値を選択し，読み取りながら特徴を捉えることである。ここでは，身の回りの事象から設定した問題について，目的に応じてデータを収集し，データの特徴や傾向に着目して適切な手法を選択して分析を行い，それらを用いて問題解決したり，解決の過程や結果を批判的に考察したりする。

イ　内容

A　数と計算

ア　整数の性質及び整数の構成に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㋐　整数は，観点を決めると偶数と奇数に類別されることを理解すること。

㋑　約数，倍数について理解すること。

(ｲ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

㋐　乗法及び除法に着目し，観点を決めて整数を類別する仕方を考えたり，数の構成について考察したりするとともに，日常生活に生かすこと。

○　整数の性質

ここでは，整数そのものを考察の対象として，例えば，０以上の整数全体を二つに類別する仕方を考えていく。０，１，２，３，４，…を順に二つに分けていくと，１，３，５…の集合と，０，２，４，６，…の集合に分けられることに気付けるようにする。そして，それぞれを乗除を観点にその性質について考えることで，前者は「２で割って１余る数」とも言えるし，「２をかけて作った数＋１」ともいうことができ，後者は「２で割ると商が整数となり，割り切れる数」でもあるし，「２に整数をかけてできた数」でもあることが理

解できるようにする。このように乗法や除法に着目した観点で，整数全体を類別する仕方を考えることで，整数は，偶数又は奇数の２種類に類別され，全ての整数の集合は，偶数と奇数の二つの集合に類別されるということが理解できるようにする。

約数や倍数については，乗法を用いて，例えば，８×□で表される整数の集合（８の倍数）を考えることから，九九の学習での「８の段」で表される範囲を超えて，無限に続いていくことを見いだすことで倍数について理解できるようにする。また，別の数で，例えば，12×□で表される整数の集合を考えていくと，先ほどの８の倍数と共通の数があることに気付けるようにし，24 は，８の倍数でもあり，12 の倍数でもあることが理解できるようにする。

また，除法に着目して約数を考えていくことも，同様である。例えば，12 を割り切ることができる整数を考えることから，１，２，３，４，６，12 は 12 の約数であることが理解できるようにする。

二つの整数の公約数や公倍数については，例えば，８の約数と 12 の約数を見つけることから，８の約数は｛１，２，４，８｝であり，12 の約数は｛１，２，３，４，６，12｝であることから，８と 12 の両方の約数である｛１，２，４｝を公約数ということを理解できるようにする。また，最大公約数は，公約数の中で最大の数であることを理解させ，８と 12 の最大公約数は４であることに気付かせるようにする。

また，８の倍数と 12 の倍数を比べることから，8 の倍数の｛８，16，24，32，…｝と，12 の倍数の｛12，24，36，48，…｝に共通する数を見つけると，｛24，48，72，…｝となることに気付かせ，それを８と 12 の公倍数ということを理解できるようにする。また，最小公倍数は，公倍数の中で最小の数であるから，24 であることに気付かせるようにする。

イ　分数に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。
㋐　整数及び小数を分数の形に直したり，分数を小数で表したりすること。
㋑　整数の除法の結果は，分数を用いると常に一つの数として表すことができることを理解すること。
㋒　一つの分数の分子及び分母に同じ数を乗除してできる分数は，元の分数と同じ大きさを表すことを理解すること。
㋓　分数の相等及び大小について知り，大小を比べること。
(ｲ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。
㋐　数を構成する単位に着目し，数の相等及び大小関係について考察すること。
㋑　分数の表現に着目し，除法の結果の表し方を振り返り，分数の意味をまとめること。

○　分数

ここでは，分数の意味について，その観点の置き方によって，様々な捉え方ができることを指導する。例えば，$\frac{2}{3}$ について，次のように様々な捉え方ができる。

①　具体物を３等分したものの二つ分の大きさを表す。
②　$\frac{2}{3}$L，$\frac{2}{3}$ m のように，測定したときの量の大きさを表す。
③　１を３等分したもの（単位分数である$\frac{1}{3}$）の二つ分の大きさを表す。
④　A は B の$\frac{2}{3}$ というように，B を１としたときの A の大きさの割合を表す。
⑤　整数の除法「2÷3」の結果（商）を表す。

このような様々な捉え方を具体的に確かめることから，分数の意味が理解できるようにする。

小数を分数の形に表すことについては，例えば，0.13 は，0.01 の 13 個分，すなわち$\frac{1}{100}$の 13 個分にあたるので，$\frac{13}{100}$と表すことができることを確かめさせ，分母として 10，100，1000 などを用いることが理解できるようにする。

分数を整数や小数に表すことについては，例えば，$\frac{1}{4}$は１÷４とみて，0.25 と表すことができることを計算して確かめることから分数には，例えば，$\frac{1}{3}$ は 0.333…のように有限小数では表せないものもあることに気付かせるようにする。

こうした学習を通して，分子と分母によって表される分数の表現に着目し，はしたの大きさ，量の大きさ，割合など，これまでの分数の意味について振り返りながら，分数には商を表す意味もあるというように,分数の意味を拡張して考えることができるようにする。

整数の除法の結果は，分数を用いると常に一つの数として表すことができることを理解することについては，二つの整数の除法について，商を小数まで割り進めても割り切れない場合（４÷３＝1.333…）があることを確かめることから，必ずしも計算の結果を整数や有限小数で表すことができるとは限らないことに気付かせるようにする。このとき，a÷b（a，b は整数で b は０でない）の商を$\frac{a}{b}$という分数で表すと，どのようなときでも除法の結果を一つの数で表すことができることを理解させる。その際，６÷３＝２や２÷４＝0.5 のように商が整数や小数になる場合も分数で表すことができることを理解できるようにする。

分数の相等や大小については，大きさの等しい分数の表し方は幾通りもあり，例えば，$\frac{1}{2}$，$\frac{2}{4}$，$\frac{3}{6}$，$\frac{4}{8}$，…は同じ大きさを表す分数であることを確かめることから，一つの分数の分子及び分母に同じ数を乗除してできる分数は，元の分数と同じ大きさを表していることを，具体的な操作を行って気付くようにさせる。例えば，$\frac{2}{3}=\frac{2\times2}{3\times2}=\frac{4}{3}$ となり，$\frac{4}{6}=\frac{4\div2}{6\div2}=\frac{2}{3}$ となる。このように分数は，同じ大きさの表し方が幾通りもあることが特徴であることに気付かせ，この特徴は，$a\div b$ が $\frac{a}{b}$ であることから分かるように，除法に関して成り立つ性質と同じであることが理解できるようにする。

「約分」とは，分数の分子及び分母をそれらの公約数で割って，分母の小さい分数にすることである。約分した分数は，元の分数と同じ大きさを表す。約分の指導に際しても，数直線や図などを活用することが大切である。

このように，同じ大きさを表す分数の指導を通して，数についての感覚を豊かにするように配慮することが大切である。

また，幾つかの分数の相等や大小は，共通な分母に揃えることで比べられることに気付かせ，実際に分数の相等と大小が分かるように指導する。分母が違う分数を分母が共通な分数に直すことを通分という。二つの分数を通分するときは，分母として，二つの分母の最小公倍数を用いると簡潔に表すことができることを理解できるようにする。

通分の指導に当たっては，形式的に操作するだけでなく，その意味をよく理解し，大きさの等しい分数に着目できるようにすることが大切である。

ウ　分数の加法及び減法に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㋐　異分母の分数の加法及び減法の計算ができること。

(ｲ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

㋐　分数の意味や表現に着目し，計算の仕方を考えること。

○　分数の加法，減法

２段階では，異分母の分数の加法及び減法の計算の仕方を考え，それらの計算ができるようにする。

分母が異なる分数の加法や減法は，通分することにより，分母が同じ分数の加法や減法として計算することができることを，例えば，

$$\frac{1}{2}+\frac{1}{3}=\frac{1\times3}{2\times3}+\frac{1\times2}{3\times2}=\frac{3}{6}+\frac{2}{6}=\frac{5}{6}$$

という計算の仕方を考えることから，通分することによって単位分数の個数に着目して考えることができることに気が付かせるようにする。これは，単位を揃えて計算するという加法や減法の計算の基本になる考え方であり，このことを確実に身に付けられるようにする。

分母の異なる分数の加法及び減法について，分母と分子を用いて表現された分数の意味や大きさに着目して，分母の異なる分数の大きさを比べる場合に用いた方法を振り返り，通分を用いた計算の仕方を自ら考え出すことができるようにすることが大切である。

エ　分数の乗法及び除法に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㋐　乗数や除数が整数や分数である場合も含めて，分数の乗法及び除法の意味について理解すること。

㋑　分数の乗法及び除法の計算ができること。

㋒　分数の乗法及び除法についても，整数の場合と同じ関係や法則が成り立つことを理解すること。

(ｲ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

㋐　数の意味と表現，計算について成り立つ性質に着目し，計算の仕方を多面的に捉え考えること。

○　分数の乗法，除法

これまで学習した分数の加法及び減法の計算の仕方を基にして，分数の乗法及び除法の計算の仕方を考える活動を通して，分数の乗法及び除法についても，整数の場合と同じ関係や法則が成り立つことに気付かせ，それらの計算ができるようにする。このとき，数の意味と表現，計算に関して成り立つ性質に着目し，多面的に捉え計算の仕方を考えることができるようにする。

分数の乗法の意味は，基準にする大きさとそれに対する割合から，その割合に当たる大

きさを求める計算であると考えられる。Bを「基準にする大きさ」，pを「割合」，Aを「割合に当たる大きさ」とするとき，$B \times p = A$と表すことができるということである。

分数の除法の意味は，割合を求める場合（$A \div B = p$）と基準にする大きさを求める場合（$A \div p = B$）の二つの場合が考えられるが，いずれにしても乗法の逆であると捉えられるようにする。

分数の乗法及び除法の計算については，除法の計算は逆数を用いることによって乗法の形に置き換えることができることを指導する。例えば，$\frac{2}{5} \div \frac{3}{4}$ の計算は，除数の$\frac{3}{4}$ の逆数は$\frac{4}{3}$ であることから，$\frac{2}{5} \times \frac{4}{3}$ と表すことができる。

また，整数や小数の乗法や除法を分数の場合の計算にまとめることも指導する。

例えば，$5 \div 2 \times 0.3 = \frac{5}{1} \times \frac{1}{2} \times \frac{3}{10} = \frac{5 \times 1 \times 3}{1 \times 2 \times 10}$ と分数の形にまとめて表すことができる。

分数の計算については，真分数や仮分数の計算を中心に扱い，帯分数を含む計算については，生徒の実態によって扱うものとする。分数の乗法及び除法については，帯分数で表すよりも仮分数で表す方が計算を進めやすくなる。このことに生徒が気付くことができる程度でよく，いたずらに複雑な計算を指導するのではなく，分数の計算を生活や今後の学習へ活用できるようにすることを重視する。計算に当たっては，計算機を活用するなどして、数と計算についての意味の理解を深めることが重要である。

計算に関して成り立つ性質の分数への適用については，分数についても整数や小数の場合と同じように交換法則，結合法則，分配法則が成り立つことを理解できるようにする。

また，乗数が２倍，３倍，４倍，…になると積も２倍，３倍，４倍，…になるという乗法の性質や，除数及び被除数に同じ数をかけても，同じ数で割っても商は変わらないという除法の性質が，分数の乗法及び除法についても成り立つことを理解できるようにする。

「分数の意味や表現に着目する」とは，分数の意味に基づいて$\frac{a}{b}$ を$\frac{1}{b} \times a$と捉えたり，$a \div b$を$\frac{a}{b}$ とみたり，$\frac{a}{b}$ を$a \div b$とみたりするなど分数を除法の結果と捉えたりすることなどである。

計算に関して成り立つ性質に着目することとは，乗法に関して成り立つ性質や除法に関して成り立つ性質，交換法則，結合法則などの四則に関して成り立つ性質に着目することである。

このように，数の意味と表現，計算に関して成り立つ性質に着目することで，多面的に捉えて，筋道を立てて計算の仕方を考えるなどして，数学的な見方・考え方を伸ばしていくよう指導する。

オ　数量の関係を表す式に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㋐　数量を表す言葉や□，△などの代わりに，a，x などの文字を用いて式に表したり，文字に数を当てはめて調べたりすること。

(ｲ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

㋐　問題場面の数量の関係に着目し，数量の関係を簡潔かつ一般的に表現したり，式の

意味を読み取ったりすること。

○　数量の関係を表す式

これまでの，数量の関係を□，△を用いて表してきた学習を基に，□，△の代わりに a，x などの文字を用いて，数量の関係や法則を簡潔かつ一般的に表現することができるように指導する。

文字が未知の数量を表す場合について，その処理の仕方は，□や△を用いた場合と同様なので，□，△などの代わりに，a，x などの文字を用いて式に表し，文字の使用に次第に慣れることができるようにする。文字が表す未知の数量を求めるために逆算をしたり，文字に順序よく数を当てはめたりして考察することを通して，文字には，小数や分数も整数と同じように当てはめることができることを理解させる。そして，問題解決に文字を用いた式を活用することで，数量の関係や自分の思考過程を簡潔に表現できるよさに気付き，進んで生活や学習に活用できるようにする。

文字が変量を表す場合については，二つの数量の関係を二つの文字を用いた式に表し，一方の文字に当てはめる数を決めたときの，他方の文字に当てはまる数を求めることができるようにする。

これらの学習を通して，数量の関係を a，x などの文字を用いて式に表し，簡潔にしかも一般的に表現できるようにすることが大切である。

そして，文字を用いて表した式について，具体的な事柄を読み取ったり，文字に順序よく数を当てはめたりして，問題解決に生かすようにする。例えば，底辺の長さが４cm の平行四辺形がある。この平行四辺形の高さを a cm，面積を b cm^2 として，平行四辺形の高さと面積の数量の関係を式に表すと，$4 \times a = b$ と一般的に表すことができる。この式から，高さが決まると面積も決まることや，高さと面積が比例関係になっていることを読み取らせることが大切である。また，文字には，整数だけでなく，小数や分数も当てはめることができることに着目し，数の範囲を拡張して考えることができるようにする。

また，計算法則などを文字を用いた式に表すこともある。この場合はいろいろな数を文字に当てはめて式が成り立つことを確認し，文字を用いた式を積極的に活用していけるように指導する。

B　図形

ア　平面図形に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㋐　縮図や拡大図について理解すること。

㋑　対称な図形について理解すること。

(ｲ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

㋐　図形を構成する要素及び図形間の関係に着目し，構成の仕方を考察したり，図形の性質を見いだしたりするとともに，その性質を基に既習の図形を捉え直したり，日常生活に生かしたりすること。

○　縮図や拡大図

ここでは縮図や拡大図，並びに，図形の対称性の見方を指導する。実際に，縮図や拡大図をかくに当たっては，方眼の縦，横の両方の向きに同じ割合で縮小，拡大したものを用いる場合や，一つの頂点に集まる辺や対角線の長さの比を一定にしてかく場合がある。このような縮図や拡大図の意味や特徴について，作図を通して理解できるようにする。実際にかくことを通して，互いに縮図や拡大図の関係にある図形は，その対応している角の大きさは全て等しく，対応している辺の長さの比はどこでも一定であることを理解できるようにする。

図形間の関係に着目し，構成の仕方を考察することについては，1 段階で二つの図形の関係について，辺の長さ，角の大きさが全て同じになる合同について学習してきた。2 段階では，大きさは異なるが，形が同じに見える図形について考察する。このような形が同じ二つの図形において，構成する要素の関係はどうなっているかを調べることを通して，角の大きさに着目すると，二つの図形では全ての角の大きさが一致していることが分かるが，辺の長さに着目すると，長さは一致していないことに気付かせる。ここで，「同じ形」をどのように捉えるかについて考える活動を通して，線分の長さの比に着目し，それが同じかどうかによって，同じ形かどうかを判断することを理解できるようにする。そして，対応している角の大きさが全て等しく，対応している辺の長さの比がどこでも一定であることを見いだしていく。そしてこれを活用することで，縮図や拡大図をかくことができるようにする。

対称な図形については，図形を構成する要素どうしの関係に着目し，対称性といった観点から図形の性質を考察していくことを指導する。例えば，これまでの学習経験から，対称性については，二等辺三角形は底辺の垂直二等分線を折り目にして折り重ねたときにぴったり重なるなど，具体的な操作に関連して着目してきているので，そのことを思い出すことから，線対称の意味について観察や構成，作図などの活動を通して理解できるようにする。更に，左右両側が同じに見えるのに，一本の直線を折り目にして二つに折ってみても，重ならない図形では，ある 1 点を中心に 180 度回転させてみることで，点，辺の長さ，角の大きさがぴったり重なり合う場合があることに気付かせ，点対称の意味について観察や構成，作図などの活動を通して理解できるようにする。このような図形では，ある 1 点を中心に 180 度回転させたとき，対応する点，対応する辺の長さ，対応する角の大きさが同じであるかどうかに着目することで，図形の性質（点対称）を見いだすことができるようにする。線対称な図形，点対称な図形，線対称かつ点対称な図形を弁別するなどの活動を通して，図形の見方を深めることが大切である。

また，観察や構成，作図などの活動を通して，均整のとれた美しさ，安定性など，図形のもつ美しさにも着目できるように指導することで，図形の理解を深め，図形に対する感覚を豊かにすることが大切である。

イ　身の回りにある形の概形やおよその面積などに関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㋐　身の回りにある形について，その概形を捉え，およその面積などを求めること。

(ｲ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

㋐　図形を構成する要素や性質に着目し，筋

○　概形やおよその面積

概形やおよその面積に関わる学習では，身の回りの具体的な形を，これまでに学習した図形を構成する要素や性質に着目して概形として捉えることと，およその面積を求めることができるように指導する。面積や体積を測定する対象となる身の回りにある図形は，必ずしも基本的な図形とは限らない。そこで，平面図形であれば，これまでに求積してきた三角形や四角形のように測定しやすい形と捉えたり，それらの図形に分割した形として捉えたりして，およその面積を測定させ，その値が実際の面積と大きく違わないことを理解できるようにして，実際に計算して求めることができるようにする。そのためには，教室や学校内，通学路などにある身の回りの具体的な形を考察の対象として取り上げ，多様な図形の見方を働かせるようにすることが大切である。

また，立体図形についても，直方体や立方体と捉えたり，それらの立体図形に分割した形として捉えたりといった工夫をすることで，およその体積を測定することが可能になることが理解できるようにする。

なお，測定値を用いた計算に当たっては，いたずらに桁数を多く求めてもあまり意味がないことについて触れ，目的に応じて適切な桁数の計算ができるようにする。

ウ　平面図形の面積に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㋐　円の面積の計算による求め方について理解すること。

(ｲ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

㋐　図形を構成する要素などに着目し，基本図形の面積の求め方を見いだすとともに，その表現を振り返り，簡潔かつ的確な表現に高め，公式として導くこと。

○　円の面積

円の面積は，（半径）×（半径）×（円周率）で求めることができることを理解させ，円の面積を計算によって求めることができるようにする。円の面積の求め方を考える時，これまで学習してきた基本図形の面積の求め方に帰着することで，計算によって求めることができないかを考えさせ，面積の大きさの見通しをもたせることが大切である。例えば，円に内接したり外接したりする正方形を基にして，円の面積は，一辺の長さが半径に等しい正方形の面積の２倍と４倍の間にあると捉えたり，方眼紙に円を作図して，円の内側にある正方形の個数を数えて，およその面積を捉えたりする。その上で，円の面積の求め方を，図形を構成する要素などに着目して，既習の求積可能な図形の面積の求め方を基に考えたり説明したりすることができるようにする。

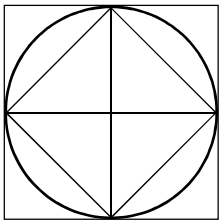

こうした学習を通して，曲線で囲まれた図形の面積を工夫して測定する能力を伸ばすとともに，円の面積を求める公式をつくる活動を通して，数学として簡潔かつ的確な表現へ高めることができるようにする。

円の面積を求める公式については，ただ，単に公式を使いこなすだけでなく，公式が半

径を一辺とする正方形の面積の 3.14 倍を意味していることを，図と関連付けて理解できるようにする。なお，「３指導計画の作成と内容の取扱い」の(2)のエの（エ）では，「円周率は 3.14 を用いるものとする」と示しており，円の面積を求める際には，円周率は 3.14 を用いて処理することについて指導する。

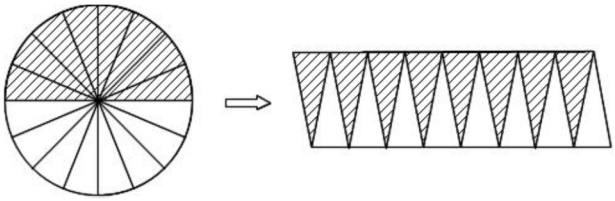

「図形を構成する要素などに着目し，基本図形の面積の求め方を見いだすとともに，その表現を振り返り，簡潔かつ的確な表現に高め，公式として導くこと」では，例えば，半径 10 cm の円の面積については，円を中心から等分して並べ替え，平行四辺形に近い形を作り，円の面積を求める方法が考えられる。この場合，等分を細かくしていけば，平行四辺形に近い形の底辺は円周の長さの半分に，高さは元の円の半径に近づくことから，円の面積は次のような式で表せる。

（円の面積）＝（平行四辺形の面積）
＝（底辺）×（高さ）
＝（円周の長さの半分）×（半径）

10×２×3.14÷２×10＝314　314 cm^2

「面積の求め方の表現を振り返り，簡潔かつ的確な表現に高め，公式として導くこと」とは，このように円の面積の求め方を見いだしたら，式を読んで，もとの円のどこの長さに着目すると面積を求めることができるのか，振り返って考えることであり，例えば，上の例では 10×２×3.14÷２×10 という式で円の面積を求めることができたことを基に考える。この式にある二つの 10 はもともと円の半径を意味していたことを振り返り，次の公式に導いていく。

（円の面積）＝（半径）×（半径）×（円周率）

なお，この公式を読むことで，円の面積が半径を一辺とする正方形の面積の 3.14 倍であることも気付かせるようにする。

エ　立体図形の体積に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㋐　体積の単位（立方センチメートル（cm^3），立方メートル（m^3））について理解すること。

㋑　立方体及び直方体の体積の計算による求め方について理解すること。

㋒　基本的な角柱及び円柱の体積の計算による求め方について理解すること。

(ｲ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

㋐　体積の単位や図形を構成する要素に着目し，図形の体積の求め方を考えるとともに，体積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察すること。

㋑　図形を構成する要素に着目し，基本図形の体積の求め方を見いだすとともに，その表現を振り返り，簡潔かつ的確な表現に高め，公式として導くこと。

○　体積

立体の体積も面積などと同じように，単位の大きさを決めるとその幾つ分として数値化して捉えることができるなど，立体の体積についてその単位や測定の意味を理解し，体積を求めることができるようにする。実際に１cm^3の大きさの立方体を積み重ねて，体積を求める直方体とおよそ同じ大きさにして，体積の大きさを実感したり観察したりする活動を通して，体積の大きさについての感覚を育てることが必要である。さらに，長方形などの面積の求め方と同じように，立方体や直方体の体積も，単位となる大きさに着目すると，図形の大きさを決定付ける辺の長さを基に計算で求められることが理解できるようにする。

立方体及び直方体の体積の計算による求め方についての指導では，面積を単位となる大きさを基に求めたことからの類推により，体積の単位としては，空間を隙間なく埋め尽くす立体図形が適当であり，その立体図形としては，一辺の長さが１cmや１mのように長さの単位の大きさであるものが都合がよいことに気付かせ，単位体積の立方体をきちんと敷き詰めた１段分の個数を（縦）×（横），その段の個数を（高さ）でそれぞれ表すことができることを理解できるようにする。そして，長方形の面積を求めた場合からの類推によって，縦，横，高さを測ることによって，計算で体積を求めることができることを理解し，公式をつくることができるようにする。

さらに，具体物を用いたり図を用いたりして，縦と横の長さを固定した直方体について，高さが２倍，３倍，４倍，…になるときの体積の変化を考えさせるなどして，体積の公式の意味について，「Ｃ変化と関係」の比例の学習との関連で理解を深めさせることも大切である。

角柱，円柱の体積については，立方体，直方体の場合の体積の求め方を基にして，これらの立体の体積も計算によって求めることができることを理解できるようにする。

角柱，円柱の体積の求め方を，これまでの学習した一辺が１cm 立方体を基にして（縦）×（横）×（高さ）で求める考え方から，（底面積）×（高さ）と捉え直し，角柱や円柱の体積は，（底面積）×（高さ）で求めることができることを理解できるようにする。

図形を構成する要素に着目し，基本図形の体積の求め方を見いだすとともに，その表現を振り返り，簡潔かつ的確な表現に高め，公式として導くこととは，角柱，円柱の体積の求め方を，図形を構成する要素などに着目して，既習の立方体，直方体の体積の求め方を基に考えたり，図形の面積の学習と関連付けたりしながら（底面積）×（高さ）という公式に導くことである。

直方体や立方体では，高さを１cmに切った立体の体積をまず考えて，その体積を高さの分だけ倍にする考えを基にして，直方体の（縦）×（横）が（底面積）に当たると捉え直し，（直方体の体積）＝（縦）×（横）×（高さ）＝（底面積）×（高さ）と考える。そして，この公式から類推して，角柱や円柱の体積を求める公式を，（角柱や円柱の体積）＝（底面積）×（高さ）と理解できるようにする。

Ｃ　変化と関係

ア　伴って変わる二つの数量に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㋐　比例の関係の意味や性質を理解すること。

㋑　比例の関係を用いた問題解決の方法について理解すること。
㋒　反比例の関係について理解すること。
(ｲ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。
㋐　伴って変わる二つの数量を見いだして，それらの関係に着目し，目的に応じて表や式，グラフを用いてそれらの関係を表現して，変化や対応の特徴を見いだすとともに，それらを日常生活に生かすこと。

○　伴って変わる二つの数量

伴って変わる二つの数量については，これまで学習したことを踏まえ，比例の関係の意味や性質を理解し，比例の関係を用いた問題解決の方法や反比例の関係について知るとともに，日常生活において，伴って変わる二つの数量の関係を見いだして，それらの関係に着目し，目的に応じて表や式，グラフを用いて変化や対応の特徴を考察し，問題を解決することができるようにする。

「比例の関係の意味や性質を理解する」とは，二つの数量の一方がm倍になれば，それと対応する他方の数量もm倍になるということや，二つの数量の対応している値の商に着目して，それがどこも一定になっているという関係を見いだし，$y=$（決まった数）$\times x$という形で表すことである。

「比例の関係を用いた問題解決の方法について理解する」こととは，①一つの数量を直接調べることが難しい場面において，調べやすく，かつ，その数量と比例の関係にあるとみることのできる別の数量を見いだし，②二つの数量の比例関係に着目し，その関係を表や式，グラフを用いて表現して，変化や対応の特徴を見いだし，③一方の数量がm倍ならば，他方の数量もm倍になるなど，比例の変化や対応の特徴を確認した後，それらの考えを用いて，問題の解決を行うことである。

「反比例の関係について理解する」とは，二つの数量の一方がm倍になれば，それと対応する他方の数量が$\frac{1}{m}$倍になるということや，二つの数量の対応している値の積に着目して，それがどこも一定になっているという関係を見いだし，$x\times y=$（決まった数）という形で表すことである。

「伴って変わる二つの数量を見いだして，それらの関係に着目する」とは，調べたい数量に関係する他の数量が，比例の関係にあるとみてよいかどうかを確認し，比例の関係にあるとみることのできる数量として幾つかの候補がある場合に，どの数量に着目するかを，目的や状況を考えながら判断し，選択することである。

「目的に応じて表や式，グラフを用いてそれらの関係を表現して，変化や対応の特徴を見いだすとともに，それらを日常生活に生かす」こととは，第一に，目的に応じた適切な表現を選択して，変化や対応の特徴を考察していくことである。例えば，表を用いて表すことで，比例の関係についての変化と対応の規則性が捉えやすくなる。グラフを用いて表せば，おおよその数量の関係が把握しやすくなるし，見通しももちやすくなる。また，式を用いて表せば，対応における規則性が簡潔かつ明瞭に示せるので，計算によって知りたい数量を求めやすくなる。第二に，例えば，比例の関係を用いると能率よく問題を解決できる場面が日常生活に様々あるので，得られた結果について，現実場面でどういう意味をもつかを考え，目的に照らして，問題解決につながるかどうかを予想することである。第三に，問題解決の方法や結果を評価し，必要に応じて，目的により適したものに改善していくことである。

イ　二つの数量の関係に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㋐　比の意味や表し方を理解し，数量の関係を比で表したり，等しい比をつくったりすること。

(ｲ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

㋐　日常の事象における数量の関係に着目し，図や式などを用いて数量の関係の比べ方を考察し，それを日常生活に生かすこと。

○　二つの数量の関係

比の意味や比の表し方の指導では，例えば，同じ大きさのコップで３杯と５杯の２種類の液体を混ぜ合わせた液体を作ったとき，これと同じ濃さの液体を別に作ることから，６杯と 10 杯の割合や，９杯と 15 杯の割合で混ぜるなどして，等しい濃さの液体を作ることができるようにする。

また，こうした活動を通して，比の相等に気付き，比を表すことができるようにする。

「比の意味や表し方を理解し，数量の関係を比で表したり，等しい比をつくったりする」とは，$a:b$ という表し方や，$\frac{a}{b}$を $a:b$ の比の値ということを知り，比の値を用いると比の相等（等しい比）を確かめることである。

「日常の事象における数量の関係に着目し，図や式などを用いて数量の関係の比べ方を考察し，それを日常生活に生かす」こととは，第一に，比べるために必要となる二つの数量の関係を，比例の関係を前提に，割合でみてよいかを判断することである。そして，どちらか一方を基準にすることなく，簡単な整数の組としての二つの数量の関係に着目することである。これは，例えば，「水３の，凝縮液２に対する割合」で作ったジュースの濃さは，凝縮液の量を２倍，３倍，…としたときに，水の量も２倍，３倍，…にすれば濃さは変わらないと考え，それらを同じ関係とみて，３：２のように表すことである。第二に，目的に応じて，図や式を関連付けたり用いたりしながら，数量の関係を見いだし，結論を導いていくことである。考察によって得られた結果については，日常の事象に戻して，その意味を考え，必要に応じて，考察の方法や表現方法を見直すなどして，比を用いて物事を処理することの特徴やよさを振り返ることが大切である。第三に，比は，日常生活のいろいろな場面で用いられる。例えば，二つの液量を混合したり，二つの長さを組み合わせたりするなど，部分と部分の関係どうしを考察する場面，二つの数量を配分する場面で，数量の関係を比で表現し，等しい比をつくるなどして考察した結果を活用して，課題を解決することである。日常生活において，比によって数量の関係を表現している事象を探す活動を通して，比による数量の関係への着目の仕方に親しむことが大切になる。

D　データの活用

ア　データの収集とその分析に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㋐　代表値の意味や求め方を理解すること。
㋑　度数分布を表す表や柱状グラフの特徴及びそれらの用い方を理解すること。
㋒　目的に応じてデータを収集したり，適切な手法を選択したりするなど，統計的な問題解決の方法を理解すること。
(ｲ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。
㋐　目的に応じてデータを集めて分類整理し，データの特徴や傾向に着目し，代表値などを用いて問題の結論について判断するとともに，その妥当性について批判的に考察すること。

○　データの収集とその分析

データの収集とその分析の指導では，データ全体を表す指標として平均値，中央値，最頻値などの代表値の意味を理解し，用いることができるようにする。

また，一つの数値で表すことで，データの特徴を簡潔に表すことができることに気付き，資料の特徴や代表値を用いる目的を明らかにしながら，どのような代表値を用いるべきかを判断できるようにする。

さらに，度数分布を表す表やグラフについては，それらの特徴及びそれらの用い方を理解できるようにする。量的データを階級に分けて集計し，柱状グラフを用いて資料の分布の様子を捉えることができるようにする。

その際，左右の広がりの範囲，山の頂上の位置，対称性など全体の特徴を直感的に捉えやすくなることに気付かせ，量的データの分布の様子や特徴を捉えるための統計的な処理の方法として活用することができるようにする。

「代表値」とは，データの個々の値を合計し，データの個数で割った値の平均値，データの大きさの順に並べたときの中央の値の中央値，データの中で最も多く現れている値の最頻値のことである。なお，日常的には平均値を平均ということもある。一つの数値で表すことで，データの特徴を簡潔に表すことができ，複数のデータを比較することも容易になる反面，分布の形などの情報は失われているので，代表値の用い方には留意する必要がある。また，例えば，ある靴メーカーが，来年，どのようなサイズの靴を多く製造するかを決める場合，今年１年間に売れた靴サイズの平均値を求め，その平均値のサイズの靴を来年，最も多く製造するようなことはしない。この場合は，最も多く売り上げがあった靴のサイズ，つまり最頻値を用いる方が望ましい。このように代表値を用いる場合は，資料の特徴や代表値を用いる目的を明らかにし，どのような代表値を用いるべきか判断する必要がある。

「度数分布を表す表」とは，分布の様子を数量的に捉えやすくするために，数量を幾つかの区間（階級という）に分けて，各区間に，それに入る度数を対応させた表である。

柱状グラフについては，棒グラフと混同して捉えてしまうことがあるため，棒グラフは質的データを集計した個数を高さで表していて，量的データの値をそのまま高さに対応させて表したものであり，横軸のラベルには質的な文字情報が表示されること，柱状グラフは，量的データの分布の様子を分析する目的から，階級に分けて集計し，度数の多さを高さに対応させて表しているため，横軸は数値軸になっていることを指導する。

統計的な問題解決の方法について，１段階で，「問題－計画－データ－分析－結論」という五つの段階を経て問題解決することとして学習してきた。２段階では，身の回りの事象

について，統計的な問題解決の方法で考察していくことで，その方法への理解を深めるとともに，目的に応じてデータを収集したり，適切な手法を選択したりするなどについて理解し，このことができるようにしていく。このように，目的に応じて収集するデータが異なることや，それに応じて分析する手法も異なることを知ることが大切である。

「データの特徴や傾向に着目し，代表値などを用いて問題の結論について判断する」とは，代表値を求めたり，度数分布を表す表や柱状グラフからデータ全体の分布の様子を捉えたり，それらの特徴が表す意味を考察することである。

「妥当性について批判的に考察する」とは，自分たちが出した結論や問題解決の過程が妥当なものであるかどうかを別の観点や立場から検討してみることや，第三者によって提示された統計的な結論が信頼できるだけの根拠を伴ったものであるかどうかを検討することである。統計的な問題解決では，解決すべき問題に対して，どのデータを用いるのかによって結論が異なることがある。また，用いるデータが同じでも，その分析の仕方や着目する点により結論が異なることがある。一方，データが少なすぎたり，公平でない比較をしたりしている場合であれば，その結論は信頼しにくいものであると言える。それらのことから，自分たちが出した結論について，また第三者によって提示された統計的な結論について,信頼できるかどうかを検討していくことが,批判的に考察するということである。

イ　起こり得る場合に関わる数学的活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㋐　起こり得る場合を順序よく整理するための図や表などの用い方を理解すること。

(ｲ) 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

㋐　事象の特徴に着目し，順序よく整理する観点を決めて，落ちや重なりなく調べる方法を考察すること。

○　起こり得る場合

起こり得る場合の指導では，観点を決めて図や表などに順序よく整理して表すことができるようにする。

また，起こり得る全ての場合を適切な観点から分類整理して，順序よく列挙できるようにする。

「起こり得る場合を順序よく整理する」とは，規則に従って正しく並べたり，整理して見やすくしたりして，誤りなくすべての場合を明らかにすることである。例えば，４人が一列に並ぶ場合を考えるときには，特定のＡに着目して，まずＡが先頭に立つ場合を考える。２番目の位置にＢが並ぶとすれば，３番目はＣかＤになる。次に２番目の位置にＣが並ぶ場合，Ｄが並ぶ場合と考えを進めていく。そうすると，Ａが先頭に立つ場合は，６通りであることを明らかにすることができる。Ａの他にも，Ｂ，Ｃ，Ｄが先頭に立つことができることから，起こり得る場合を図に書いて調べると 24 通りであることが分かる。

Ａ－Ｂ－Ｃ－Ｄ
Ａ－Ｂ－Ｄ－Ｃ
Ａ－Ｃ－Ｂ－Ｄ

Ａ－Ｃ－Ｄ－Ｂ
Ａ－Ｄ－Ｂ－Ｃ
Ａ－Ｄ－Ｃ－Ｂ

「観点を決める」とは，あるものを固定して考えるなどのことである。例えば，大中小３種類のコインの裏表の出方を調べる場面があるとする。（大コインが表，中コインが表，小コインが表）の場合を考えたのち，大コインは表のまま変えずに，中コインと小コインの場合のみ考えていくようなことである。すると，（中コイン表，小コイン裏）（中コイン裏，小コイン表）（中コイン裏，小コイン裏）の四つの場合を見いだすことができ，これ以外の場合はないことが分かる。

落ちや重なりがないように考えていくことは，思考や表現の方法を工夫することや，筋道を立てて考えていくことにつながるものである。多様な考えに触れ，それぞれのよさに気付くようにすることが大切である。

ウ　数学的活動

〔数学的活動〕

ア　内容の「Ａ数と計算」，「Ｂ図形」，「Ｃ変化と関係」及び「Ｄデータの活用」の学習やそれらを相互に関連付けた学習において，次のような数学的活動に取り組むものとする。

(ｱ) 日常の事象を数理的に捉え，問題を見いだして解決し，解決過程を振り返り，結果や方法を改善したり，日常生活等に生かしたりする活動

(ｲ) 数学の学習場面から数学の問題を見いだして解決し，解決過程を振り返り統合的・発展的に考察する活動

(ｳ) 問題解決の過程や結果を，目的に応じて図や式などを用いて数学的に表現し伝え合う活動の過程や結果を，目的に応じて図や式などを用いて数学的に表現し伝え合う活動

「日常の事象を数理的に捉え問題を見いだして解決し，解決過程を振り返り，結果や方法を改善したり，日常生活等に生かしたりする活動」とは，これまでの数学的活動での経験を踏まえて，日常生活における問題を数学の学習で解決するために，理想化したり単純化したりすることによって定式化して，それを既習事項を活用しながら解決し，よりよい問題解決にするために，解決過程を振り返り結果や方法を工夫・改善するとともに，それらを日常生活の課題解決などに生かすことである。日常の事象を丁寧に観察するなどして問題を見いだし，それを生徒が主体的に数学の学習と結び付けて数理的に表現・処理する活動を通して，数学を利用することのよさを実感し，数学的な見方・考え方などを働かせ，既習の知識及び技能等を進んで活用していけるようにすることが大切である。

「数学の学習場面から数学の問題を見いだして解決し，解決過程を振り返り統合的・発展的に考察する活動」とは，これまでの学習経験を踏まえて，数学の問題に主体的に関わり自ら問題を見いだし，既習事項を基にして問題解決を行い，その結果や方法を振り返るとともに，統合的・発展的に考察することで数学を創り出していくことである。数学の学習場面から自ら問題を見いだすためには，事象を観察するとともに，既習事項との関連を意識させるなどして問題解決の思考対象を明確にすることが大切である。また，これまで

の学習で使用してきた具体物，図，数，式，表やグラフなどを活用して問題解決し，その結果や方法を振り返りそれを統合的・発展的に捉え直すなどの考察も重要である。これらによって数学的な見方・考え方を成長させるとともに，自ら数学を学び続け，数学を創ることの楽しさを実感できるようにする。

「問題解決の過程や結果を，目的に応じて図や式などを用いて数学的に表現し伝え合う活動」とは，これまでの数学的活動を踏まえて，これまでの学習で使用してきた図や式などを活用して，自ら取り組んでいる問題解決の過程やその結果を分かりやすく表現し，他者と伝え合うなど対話的に学ぶことである。問題解決における思考の過程や判断の結果などを数学的に表現するためには，解決の目的に適した図や式などを用いて的確に表現する必要がある。そこでは数学的に表現することと，数学的に表現されたものを説明することを対にして考えることが大切である。また，思考した過程や結果などを数学的な表現を用いて伝え合う機会を設け，数学的に表現することのよさを実感できるようにすることも大切である。さらに，対話的に伝え合うことにより，お互いの考えをよりよいものにしたり，一人では気付くことのできなかった新たなことを見いだしたりする機会が生まれることを経験できるようにする。

４　指導計画の作成と内容の取扱い

３　指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ア　単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育むべき資質・能力の育成に向けて，数学的活動を通して，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，数学的な見方・考え方を働かせながら，日常の事象を数学的に捉え，数学の問題を見いだし，問題を自立的，協働的に解決し，学習の過程を振り返り，概念を形成するなどの学習の充実を図ること。

この事項は，数学科の指導計画の作成に当たり，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし，数学科の特質に応じて，効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど，生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中，学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し，これからの時代に求められる資質・能力を身に付け，生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには，これまでの学校教育の蓄積も生かしながら，学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが求められている。

指導に当たっては，(1)「知識及び技能」が習得されること，(2)「思考力，判断力，表現力等」を育成すること，(3)「学びに向かう力，人間性等」を涵(かん)養することが偏りなく実現されるよう，単元など内容や時間のまとまりを見通しながら，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは，必ずしも１単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元など内容や時間のまとまりの中で，例えば，主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか，対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面を

どこに設定するか，学びの深まりをつくりだすために，生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか，といった視点で授業改善を進めることが求められる。また，生徒や学校の実態に応じ，多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり，単元のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技能」の習得に課題が見られる場合には，それを身に付けるために，生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね，確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり，特に「深い学び」の視点に関して，各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を，習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて，より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

数学科では，数学的な見方・考え方を働かせながら，日常の事象を数理的に捉え，数学の問題を見いだし，問題を自立的，協働的に解決し，学習の過程を振り返り，概念を形成するなどの学習を指導計画に適切に位置付けることが大切である。このような学習は，数学科において全く新たな学習活動なのではなく，これまでも行われてきている活動であり，本事項は，このような学習活動の質を向上させることを意図するものである。

また，数学的な見方・考え方が学習を通して成長していくものであることに配慮し，それぞれの段階の各領域で働く数学的な見方・考え方を明らかにしておくことも大切である。

イ　数量や図形についての基礎的な能力の維持や向上を図るため，適宜練習の機会を設けて計画的に指導すること。また，段階間の指導内容を円滑に接続させるため，適切な反復による学習指導を進めるようにすること。

「数量や図形についての基礎的な能力の維持や向上を図るため，適宜練習の機会を設けて計画的に指導する」こととは，既習事項を，学習や生活の中で生きて働く力として活用する機会を意図的に設けて指導・支援に当たるということである。数学の学習の中で既習事項の定着を図るようにしたり，他の学習の中で既習事項を活用する場面を設けたりすることができるように，各教科等の単元などの指導計画や年間指導計画等を確認したり，日常生活の中で既習事項を活用して取り組める場面を設けたりするなど積極的に配慮していくようにする。

また，「段階間の指導内容を円滑に接続させるため，適切な反復による学習指導を進めるようにする」こととは，数学的な見方・考え方の発展が途切れてしまうことのないように，既習事項を使って解決可能な課題を適切に設定することを繰り返し行うということである。適切な課題の設定とは，課題に対してつまずきはあるが，少し努力すればそのつまずきを乗り越えられるような課題の設定を繰り返し行うということであり，単に同じ課題に取り組ませ続けることが反復ではないということに十分留意する必要がある。

ウ　２の内容の「Ａ数と計算」，「Ｂ図形」，「Ｃ変化と関係」及び「Ｄデータの活用」の指導の間の関連を図ること。

数学の指導に当たっては，生徒の数学的な見方・考え方を踏まえて，指導の順序性や数

学的活動などについて検討することが大切である。数学の指導では，複数の領域の内容が関わりながら，学習指導が進められることに留意しながら，指導の順序性について検討する必要がある。そして，ある領域で指導した内容を，他の領域の内容の学習指導の場面で活用するなどして，複数の領域間の指導の関連を図る数学的活動を工夫することが大切になる。

なお，生徒の障害の状況や経験等に応じて，各領域の内容を選定することを前提に，生徒の興味・関心，学習活動の必要性なども考慮し，それぞれの生徒の状態に応じて同一領域における異段階の内容の一部を組み合わせたり，他の領域の内容の一部と組み合わせたりするなどして，具体的に指導内容を設定する場合がある。具体的指導内容をよりよく身に付けることができるような数学的活動についても検討することが大切になる。

また，数学科における各領域間の指導の関連を図ることはもちろんのこと，例えば，用語の理解にあっては，国語科との関連，金銭の処理であれば数学科における数理解や職業科や家庭科と関連があることから，各教科等を横断的に見て指導に当たることにも留意する。

(2) ２の各段階の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。

① 「ア思考力，判断力，表現力等を育成するため，各段階の内容の指導に当たっては，具体物，図，言葉，数，式，表，グラフなどを用いて考えたり，数学的な表現を用いて説明したり，互いに自分の考えを表現し伝え合ったりするなどの学習活動を積極的に取り入れるようにすること」とは，図，数，式，表，グラフといった数学的な表現の方法について学ぶとともに，それらを活用する指導について工夫することである。

② 「イ「Ａ数と計算」の指導に当たっては，次の(ｱ)及び(ｲ)について留意するものとする。」とは，生徒が行動を通して具体物などの教具や計算機を扱うことによって，また，他教科との関連を図りながら数を取り扱うことによって，考えることの楽しさや大切さに気付くようにしていくということである。

③ 「ウ１段階の内容に示す事項については，次の(ｱ)から(ｼ)までに留意するものとする。」とは，指導に当たって検討すべき観点のことである。

なお，「(ｱ)内容の「Ａ数と計算」のア，イ，エ，オ及びカについては，職業科や家庭科との関連を図りながら，次の㋐についての金銭の価値や処理に親しむことを取り扱うものとする」については，他教科との関連を図りながら，生徒の数の理解に配慮し，金銭処理に関する指導を行うようにすることである。例えば，整数の表し方について，４位数までの十進位取り記数法による数の表し方及び数の大小や順序についての理解（中学部２段階）が進んでいる生徒に対して，いろいろな金種を組み合わせて，おつりのある買い物をすることができるよう，値段と代金とおつりとの関係を理解し，深めていくことである。金銭の処理の仕方については，値段にちょうどのお金を用意する場合であれば，値段を示す４位数を理解し，両替の考え方（例えば，千円札を百円硬貨 10 枚，百円硬貨を十円硬貨 10 枚に置き換えること。五百円硬貨や五十円硬貨などを，百円硬貨や十円硬貨５枚に置き換えること）を活用して，同じ価値のお金を，色々な金種を組み合わせて用意することである。また，値段に対して価値が少し大きいお金（例えば，値段が 1,374 円のときの 1,380 円や 1,400 円，1,500 円など，きりのよい代金のこと）を用

意することである。

④ 「エ２段階の内容に示す事項については，次の(ｱ)から(ｵ)までに留意するものとする。」とは，指導に当たって検討すべき観点のことである。

(3) 数学的活動の指導に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ア　数学的活動は，基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けたり，思考力，判断力，表現力等を高めたり，数学を学ぶことの楽しさや意義を実感したりするために，重要な役割を果たすものであることから，２の内容の「Ａ数と計算」，「Ｂ図形」，「Ｃ変化と関係」及び「Ｄデータの活用」に示す事項については，数学的活動を通して指導するようにすること。

イ　数学的活動を楽しめるようにするとともに，数学を生活に活用することなどについて実感する機会を設けること。

① 「ア数学的活動は，基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けたり，思考力，判断力，表現力等を高めたり，数学を学ぶことの楽しさを実感したりするために，重要な役割を果たすものであることから，２の内容の「Ａ数と計算」，「Ｂ図形」，「Ｃ変化と関係」及び「Ｄデータの活用」に示す事項については，数学的活動を通して指導するようにすること」とし，各領域に示す全ての事項において，数学的活動を通した指導を行う必要があるということである。

② 「イ数学的活動を楽しめるようにするとともに，数学を生活に活用することなどについて実感する機会を設けること」とは，数学を学ぶことの楽しさや意義を実感できるようにすることであり，生徒が目的意識をもって主体的に取り組む意欲を生活の中に広げていくことである。そのためには，数学的活動を通して，生徒が目的意識をもって主体的に取り組み，数学に関わりのある様々な活動を行う必要があるということである。

第２編　高等部学習指導要領解説

第２部　高等部学習指導要領総則等の解説

第５章　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第４節　各学科に共通する各教科

第４　理科

第４　理科

１　理科の改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

高等部の理科では，中学部における理科の目標や内容との関連と高等部段階の生徒の実態を考慮し，生徒の日常生活に関係の深い自然の仕組みや働き，事物や事象を対象として内容を示してきたところである。

今回の改訂においては，目標について，「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で整理して示した。また，このような資質・能力を育成するためには，生徒が「理科の見方・考え方」を意識的に働かせて，繰り返し自然の事物・現象に関わるようにする必要があることを示した。

これらを踏まえて，従前の「自然の仕組みや働きなどについての理解」を「自然の事物・現象についての基本的な理解」，「科学的な見方や考え方を養う」を「解決の方法を考える力とより妥当な考えをつくりだす力」，「自然を大切にする態度」を「自然を愛する心情を養うとともに，学んだことを主体的に生活に生かそうとする態度」へと改めた。また，中学部と同様に「観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付ける」ことを加え，生徒が理科の見方・考え方を働かせ，観察，実験を行うことなどを通して，自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力の育成を目指すことを明確にした。

各段階の目標は，生徒の発達の段階等を踏まえ，教科の目標を実現していくための具体的な指導の目標として，三つの柱から示している。

(2) 内容の改訂の要点

内容は，従前の「人体」，「生物」，「事物や機械」，「自然」について，育成を目指す資質・能力と学びの連続性を踏まえ，内容を見通し，「生命」，「地球・自然」，「物質・エネルギー」の三つの区分に整理した。

各区分の内容は，次のとおりとなっている。「生命」は，植物の発芽，成長，結実や動物の誕生，人の体のつくりと働き，植物の養分と水の通り道，生物と環境についてである。「地球・自然」は，流れる水の働きと土地の変化や天気の変化，土地のつくりと変化，月と太陽についてである。「物質・エネルギー」は，物の溶け方や電流の働き，燃焼の仕組み，水溶液の性質，てこの規則性，電気の利用についてである。

内容は，(ｱ)「知識及び技能」，(ｲ)「思考力，判断力，表現力等」の柱から示している。なお，「学びに向かう力，人間性等」については，各段階の目標に，それぞれ示すこととした。

(3) 指導計画の作成と内容の取扱いの改訂の要点

「３指導計画の作成と内容の取扱い」を新たに設け，「指導計画作成上の配慮事項」，「内容の取扱いについての配慮事項」，「事故防止，薬品などの管理」によって構成した。

「指導計画作成上の配慮事項」では，特に特別支援学校中学部理科の学習を踏まえ，系統的・発展的に指導するとともに，各教科等との関連を図り，指導の効果を高めるようにするだけでなく，学習の見通しや学習の振り返りの時間の設定や情報量の調整の必要性などについて示している。

「内容の取扱いについての配慮事項」では，考えたり説明したりする学習活動を重視することや，指導内容に応じてコンピュータ等を活用できるようにすること，災害に関する基礎的な理解が図られるようにすることなど，理科の目標の達成に向けて，実施する際の配慮事項について示している。

「事故防止，薬品などの管理」では，観察，実験などの指導に当たっての安全管理について示している。

２　理科の目標

１　目　標

自然に親しみ，理科の見方・考え方を働かせ，見通しをもって，観察，実験を行うことなどを通して，自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 自然の事物・現象についての基本的な理解を図り，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。

(2) 観察，実験などを行い，解決の方法を考える力とより妥当な考えをつくりだす力を養う。

(3) 自然を愛する心情を養うとともに，学んだことを主体的に生活に生かそうとする態度を養う。

「自然に親しみ」とは，単に自然に触れたり，慣れ親しんだりするということだけではなく，生徒が関心や意欲をもって対象と関わることにより，自ら問題を見いだし，それを追究していく活動を行うとともに，見いだした問題を追究し，解決していく中で，新たな問題を見いだし，繰り返し自然の事物・現象に関わっていくようになることを含意している。したがって，生徒に自然の事物・現象を提示したり，自然の中に連れて行ったりする際には，生徒が対象である自然の事物・現象に関心や意欲を高めつつ，そこから問題意識を醸成するように意図的な活動を工夫することが必要である。

「見方・考え方」とは，資質・能力を育成する過程で生徒が働かせる「物事を捉える視点や考え方」である。

問題解決の過程において，自然の事物・現象をどのような視点で捉えるかという「見方」については，「生命」を柱とした区分では，主として共通性・多様性の視点で捉えることを，「地球・自然」を柱とした区分では，主として時間的・空間的な視点で捉えることを，「物質・エネルギー」を柱とした区分では，主として質的・実体的な視点で捉えたり，量的・関係的な視点で捉えたりすることを，それぞれの区分における特徴的な視点として整理することができる。

ただし，これらの特徴的な視点はそれぞれ区分固有のものではなく，その強弱はあるものの，他の区分においても用いられる視点であることや，これら以外にも，理科だけでなく様々な場面で用いられる原因と結果をはじめとして，部分と全体，定性と定量などといった視点もあることに留意する必要がある。

問題解決の過程において，どのような考え方で思考していくかという「考え方」については，生徒が問題解決の過程の中で用いる，比較，関係付け，条件制御，多面的に考えるなどといった考え方を「考え方」として整理することができる。

中学部を通して培ってきた「比較する」，「関係付ける」という「考え方」に加え，「条件を制御する」，「多面的に考える」という「考え方」を働かせることにより問題解決を行うことができるようにすることが大切である。

「条件を制御する」とは，自然の事物・現象に影響を与えると考えられる要因について，どの要因が影響を与えるかを調べる際に，変化させる要因と変化させない要因を区別するということである。具体的には，解決したい問題について，解決の方法を考える際に，制御すべき要因と制御しない要因を区別しながら計画的に観察，実験などを行うことが考えられる。

「多面的に考える」とは，自然の事物・現象を複数の側面から考えることである。具体的には，問題解決を行う際に，解決したい問題について互いの予想や仮説を尊重しながら追究したり，観察，実験などの結果を基に，予想や仮説，観察，実験などの方法を振り返り，再検討したり，複数の観察，実験などから得た結果を基に考察をしたりすることなどが考えられる。

このような「理科の見方・考え方」を働かせ，自然の事物・現象に関わることができる生徒は，どのような視点で自然の事物・現象を捉え，どのような考え方で思考すればよいのかを自覚しながら，自然の事物・現象に関わることができるということである。それは，自然の事物・現象から問題を見いだし，予想や仮説をもち，その解決方法を考えたり，知識を関連付けてより深く理解したりすることに向かう「深い学び」を実現することになるのである。生徒の知的障害の状態等に配慮しつつも，生徒自らが「理科の見方・考え方」を意識的に働かせながら，繰り返し自然の事物・現象に関わることで，生徒の「見方・考え方」は豊かで確かなものになっていき，それに伴い，育成を目指す資質・能力がさらに伸ばされていくのである。

なお，生徒は知的障害の状態等によって一律に「理科の見方・考え方」を働かせることができるわけではないことから，生徒の実態に合わせた問題解決の活動を通して，徐々にそれらを働かせることができるように指導していく必要がある。また，「見方・考え方」は，問題解決の活動を通して育成を目指す資質・能力としての「知識」や「思考力，判断力，表現力等」とは異なることに留意が必要である。

「見通しをもって」とは，生徒が自然に親しむことによって見いだした問題に対して，予想や仮説をもち，それらを基にして観察，実験などの解決の方法を考えることである。

その際，生徒の知的障害の状態等に配慮するとともに，情報量の調整を行ったり，情報の整理をサポートしたりするなどして，制御する条件の着眼点や検討の仕方などを指導していくことが必要となる。

生徒が見通しをもつことにより，予想や仮説と観察，実験の結果の一致，不一致が明確になる。両者が一致した場合には，生徒は予想や仮説を確認したことになる。一方，両者が一致しない場合には，生徒は予想や仮説，又はそれらを基にして考えた解決の方法を振り返り，それらを見直し，再検討を加えることになる。いずれの場合でも，予想や仮説又は解決の方法の妥当性を検討したという意味において意義があり，価値があるものである。このような過程を通して，生徒は，自らの考えを大切にしながらも，他者の考えや意見を受け入れ，様々な視点から自らの考えを柔軟に見直し，その妥当性を検討しようとする態度を身に付けることになると考えられる。

なお，生徒がもつ見通しは一律ではなく，生徒の発達や状況によってその精緻さなどが

異なるものであることから，十分配慮する必要がある。また，数値を用いる場合には，数量概念の形成にも配慮する必要がある。

「観察，実験を行うことなど」とは，以下のような意義が考えられる。

理科の観察，実験などの活動は，生徒が自ら目的，問題意識をもって意図的に自然の事物・現象に働きかけていく活動である。そこでは，生徒は自らの予想や仮説に基づいて，観察，実験などの計画や方法を工夫して考えることになる。観察，実験などの計画や方法は，予想や仮説を自然の事物・現象で検討するための手続き・手段であり，理科における重要な検討の形式として考えることができる。

ここで，観察は，実際の時間，空間の中で具体的な自然の事物・現象の存在や変化を捉えることである。視点を明確にもち，周辺の状況にも意識を払いつつ，その様相を自らの諸感覚を通して捉えようとする活動である。一方，実験は，人為的に整えられた条件の下で，装置を用いるなどしながら，自然の事物・現象の存在や変化を捉えることである。自然の事物・現象からいくつかの変数を抽出し，それらを組み合わせ，意図的な操作を加える中で，結果を得ようとする活動である。観察，実験は明確に切り分けられない部分もあるが，それぞれの活動の特徴を意識しながら指導することが大切である。

なお，「観察，実験を行うことなど」の「など」には，自然の事物・現象から問題を見いだす活動，観察，実験の結果を基に考察する活動，結論を導きだす活動が含まれる。

「自然の事物・現象についての問題を科学的に解決する」とは，自然の事物・現象についての問題を，実証性，再現性，客観性などといった条件を検討する手続きを重視しながら解決していくということと考えられる。

このような手続きを重視するためには，主体的で対話的な学びが欠かせない。生徒は，問題解決の活動の中で，互いの考えを尊重しながら話し合い，既にもっている自然の事物・現象についての考えを，少しずつ科学的なものに変容させていくのである。

なお，生徒の表現力や表現方法は一律でないことから，対話的な活動となるように，必要に応じて支援することも考慮しなければならない。

「(1) 自然の事物・現象についての基本的な理解」とは，既習の内容や生活経験，そして観察，実験などの結果から導き出した結論との意味付け・関係付けを行っていくといった問題解決の過程を通して，自然の事物・現象の性質や基本的な規則性などを把握していくことである。

「(1) 観察，実験などに関する初歩的な技能」とは，器具や機器などを目的に応じて工夫して扱うとともに，観察，実験の過程やそこから得られた結果を適切に記録することである。生徒が問題解決の過程において，解決したい問題に対する結論を導き出す際，重要になるのは，観察，実験の結果である。観察，実験などに関する技能を身に付けることは，自然の事物・現象についての理解や問題解決の力の育成に関わる重要な資質・能力の一つである。なお，工夫して扱うことには，障害の状態等に応じて画像記録や動画記録などを利用したり，教師等の援助を依頼したりすることも含まれる。

また，「観察，実験など」の「など」には，観察，実験の他に自然の性質や規則性を適用したものづくりや，栽培，飼育の活動が含まれる。

「(2) 観察，実験などを行い，解決の方法を考える力とより妥当な考えをつくりだす力」とは，予想や仮説を基に観察，実験などを行い，結果を整理し，その結果を基に結論を導きだすといった問題解決の過程の中で，各段階を通して育成を目指す問題解決の力を示し

ている。

１段階では，主に予想や仮説を基に，解決の方法を考えるといった問題解決の力の育成を目指している。この力を育成するためには，自然の事物・現象に影響を与えると考える要因を予想し，どの要因が影響を与えるかを調べる際に，これらの条件を制御するといった考え方を用いることが大切である。２段階では，主により妥当な考えをつくりだすといった問題解決の力の育成を目指している。より妥当な考えをつくりだすとは，自分が既にもっている考えを検討し，より科学的なものに変容させることである。この力を育成するためには，自然の事物・現象を多面的に考えることが大切である。

これらの問題解決の力は，その段階で中心的に育成するものであるが，実際の指導に当たっては，中学部も含め，他の段階で掲げている問題解決の力の育成についても十分に配慮することや，内容区分や単元の特性によって扱い方が異なることにも留意する必要がある。

「(3) 自然を愛する心情を養うとともに，学んだことを主体的に生活に生かそうとする態度を養う」とは，以下のように考えることができる。

生徒は，植物の結実の過程や動物の発生や成長について観察したり，調べたりする中で，生命の連続性や神秘性に思いをはせたり，自分自身を含む動植物は，互いにつながっており，周囲の環境との関係の中で生きていることを考えたりすることを通して，生命を尊重しようとする態度が育まれてくる。

理科では，このような体験を通して，自然を愛する心情を育てることが大切であることは言うまでもない。ただし，その際，人間を含めた生物が生きていくためには，水や空気，食べ物，太陽のエネルギーなどが必要なことなどの理解も同時に大切にする必要がある。

さらに，自然環境と人間との共生の手立てを考えながら自然を見直すことや実験などを通して自然の秩序や規則性などに気付くことも，自然を愛する心情を育てることにつながると考えられる。

学んだことを主体的に生活に生かそうとする態度とは，関心や意欲をもって対象と関わることによって見いだした問題を，見通しをもって追究していく過程において，生活を見直したり，学んだことを生活に当てはめてみようとしたりする態度のことである。理科では，このような態度の育成を目指していくことが大切である。

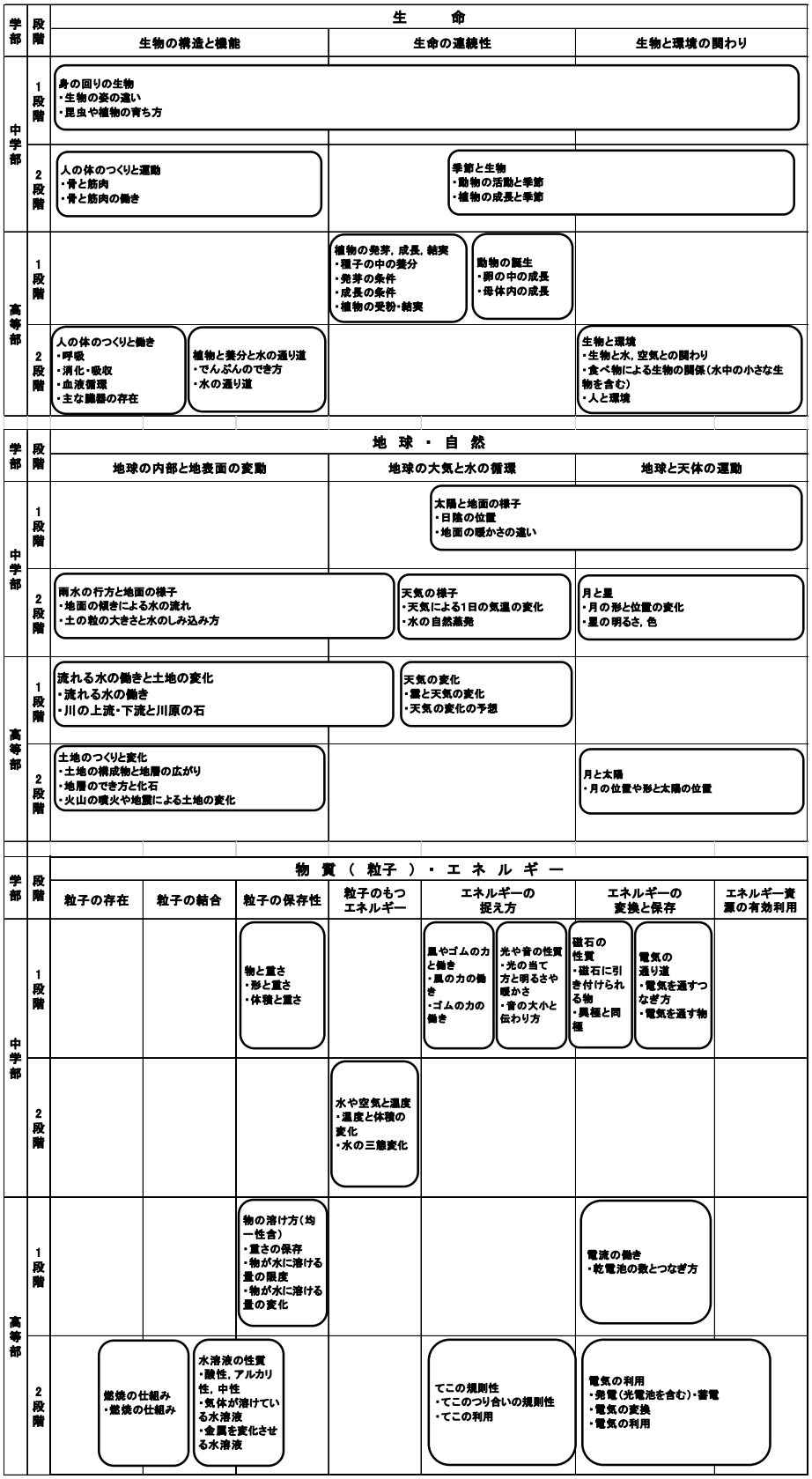

図１　中学部・高等部理科の「生命」，「地球・自然」，「物質・エネルギー」の内容と小学校・中学校理科の柱との関係性

<table>
<tr><th>学部</th><th>資質・能力</th><th>段階</th><th>生命</th><th>地球・自然</th><th>物質・エネルギー</th></tr>
<tr><td rowspan="4">中学部</td><td rowspan="2">思考力，判断力，表現力等</td><td>1段階</td><td colspan="3">（比較しながら調べる活動を通して）
自然の事物・現象について調べる中で，差異点や共通点に気付き，疑問をもち，表現すること。</td></tr>
<tr><td>2段階</td><td colspan="3">（関係づけて調べる活動を通して）
自然の事物・現象について調べる中で，既習の内容や生活経験を基に予想し，表現すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">学びに向かう力，人間性等</td><td>1段階</td><td colspan="3">学んだことを日常生活などに生かそうとする態度を養う。</td></tr>
<tr><td>2段階</td><td colspan="3">学んだことを日常生活や社会生活などに生かそうとする態度を養う。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">高等部</td><td rowspan="2">思考力，判断力，表現力等</td><td>1段階</td><td colspan="3">（条件を制御しながら調べる活動を通して）
自然の事物・現象について調べる中で，予想や仮説を基に，解決の方法を考え，表現すること。</td></tr>
<tr><td>2段階</td><td colspan="3">（多面的に調べる活動を通して）
自然の事物・現象について調べる中で，より妥当な考え方をつくりだし，表現すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">学びに向かう力，人間性等</td><td rowspan="2">1・2段階</td><td colspan="3">学んだことを生活に生かそうとする態度を養う。</td></tr>
<tr><td colspan="3">生命を尊重する態度を養う。</td></tr>
</table>

図２　思考力，判断力，表現力等及び学びに向かう力，人間性等に関する学習指導要領の主な記載

３　各段階の目標及び内容

各段階の目標の違いについては，「主に予想や仮説を基に，解決の方法を考える力」（１段階）と「主にそれらの働きや関わりについて，より妥当な考えを作り出す力」（２段階）という点がある。

(1)　１段階の目標と内容

ア　目標

○１段階
　(1) 目　標
　Ａ　生命

ア　生命の連続性についての理解を図り，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。
イ　生命の連続性について調べる中で，主に予想や仮説を基に，解決の方法を考える力を養う。
ウ　生命の連続性について進んで調べ，生命を尊重する態度や学んだことを生活に生かそうとする態度を養う。

アの「生命の連続性についての理解」とは，(2)のアの「植物の発芽，成長，結実」の場合，

・植物は，種子の中の養分を基にして発芽すること
・発芽には水，空気及び適当な温度が関係していること
・植物の成長には，日光や肥料などが関係していること
・花にはおしべやめしべなどがあり，花粉がめしべの先に付くとめしべのもとが実になり，実の中に種子ができること

など，植物の発芽，成長及び結実とそれらに関わる条件について理解することである。

(2)のイの「動物の誕生」の場合，

・魚には雌雄があり，生まれた卵は日がたつにつれて中の様子が変化してかえること
・人は，受精した卵が母体内で少しずつ成長して体ができていくことや，母体内でへその緒を通して養分をもらって成長すること

など，動物の発生や成長の様子と経過についてとそれらに関わる条件について理解することである。

イの「予想や仮説を基に，解決の方法を考える」とは，発芽，成長及び結実に関わる条件に気付き，それらを制御したり，卵や胎児の様子と時間の経過とを関係付けたりしながら，予想や仮説を確かめる方法を理解したり，検討したりして，その結果を捉えることである。

ウの「学んだことを生活などに生かそうとする」とは，植物の発芽，成長及び結実や動物の誕生について学んだことを，様々な生活場面に当てはめて考えようとしたり，行動しようとしたりすることなどである。

B　地球・自然
ア　流れる水の働き，気象現象の規則性についての理解を図り，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。
イ　流れる水の働き，気象現象の規則性について調べる中で，主に予想や仮説を基に，解決の方法を考える力を養う。
ウ　流れる水の働き，気象現象の規則性について進んで調べ，学んだことを生活に生かそうとする態度を養う。

アの「流れる水の働き（についての理解）」とは，

・流れる水には，土地を侵食したり，石や土などを運搬したり堆積させたりする働きがあること
・川の上流と下流によって，川原の石の大きさや形に違いがあること，また，流れる水の働きの違いによって川の様子が違うこと

・雨の降り方によって，水の速さや量が増し，地面を大きく侵食したり，石や土を多量に運搬したり堆積させたりして，土地の様子が大きく変化する場合があること

など，流れる水の働きと土地の変化との関係について理解することである。

アの「気象現象の規則性についての理解」とは，

・天気の変化は，雲の量や動きと関係があること，また，雲には様々なものがあること

・天気はおよそ西から東へ変化していくという規則性があり，映像などの気象情報を用いて予想ができること

など，天気の変化の仕方と雲の量や動きとの関係について理解することである。

イの「予想や仮説を基に，解決の方法を考える」とは，水の速さや量といった条件を制御したり，雲の量や動きと天気の変化とを関係付けたりしながら，予想や仮説を確かめる方法を理解したり検討したりして，その結果を捉えることである。

ウの「学んだことを生活に生かそうとする」とは，流れる水の働きと土地の変化や天気の変化について学んだことを，様々な生活場面に当てはめて考えようとしたり，行動しようとしたりすることなどである。

C　物質・エネルギー

ア　物の溶け方，電流の働きについての理解を図り，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。

イ　物の溶け方，電流の働きについて調べる中で，主に予想や仮説を基に，解決の方法を考える力を養う。

ウ　物の溶け方，電流の働きについて進んで調べ，学んだことを生活に生かそうとする態度を養う。

アの「物の溶け方（についての理解）」とは，

・物が水に溶けてもなくならず，水と物とを合わせた重さは変わらないこと

・物が一定量の水に溶ける量には限度があること

・水溶液の温度が上昇すると，溶ける量も増えることや，高い温度で物を溶かした水溶液を冷やすと，溶けた物が出てくること，また，水の量が増えると溶ける量も増えることや，水溶液の水を蒸発させると，溶けた物が出てくること，さらに，物が水に溶ける量やその変化は，溶かす物によって違うこと

など，物の溶け方の規則性について理解することである。

アの「電流の働きについての理解」とは，

・乾電池の数やつなぎ方を変えると，電流の大きさや向きが変わり，豆電球の明るさやモーターの回り方が変わること

など，電流の大きさや向きと乾電池につないだ物の様子との関係について理解することである。

イの「予想や仮説を基に，解決の方法を考える」とは，水の温度や量などといった条件を制御したり，電流の大きさや向きと乾電池につないだ物の様子とを関係付けたりしながら，予想や仮説を確かめる方法を理解したり検討したりして，その結果を捉えることである。

ウの「学んだことを生活に生かそうとする」とは，物の溶け方や電流の働きについて学

んだことを，様々な生活場面に当てはめて考えようとしたり，行動しようとしたりすることなどである。

イ　内容

Ａ　生命

(2) 内　容

Ａ　生命

ア　植物の発芽，成長，結実

植物の育ち方について，発芽，成長及び結実の様子に着目して，それらに関わる条件を制御しながら調べる活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㋐　植物は，種子の中の養分を基にして発芽すること。

㋑　植物の発芽には，水，空気及び温度が関係していること。

㋒　植物の成長には，日光や肥料などが関係していること。

㋓　花にはおしべやめしべなどがあり，花粉がめしべの先に付くとめしべのもとが実になり，実の中に種子ができること。

(ｲ) 植物の育ち方について調べる中で，植物の発芽，成長及び結実とそれらに関わる条件についての予想や仮説を基に，解決の方法を考え，表現すること。

（内容の取扱い）

(3) 内容の取扱い

ア　(2)の「Ａ生命」のアの「植物の発芽，成長，結実」については，次のとおり取り扱うものとする。

(ｱ) (ｱ)の㋐の「種子の中の養分」については，でんぷんを扱うこと。

(ｲ) (ｱ)の㋓については，おしべ，めしべ，がく及び花びらを扱うこと。また，受粉については，風や昆虫などが関係していることにも触れること。

ここでは，生徒が，発芽，成長及び結実の様子に着目して，それらに関わる条件を制御しながら，植物の育ち方を調べることを通して，植物の発芽，成長及び結実とその条件についての基本的な理解を図り，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けるとともに，主に予想や仮説を基に，解決の方法を考える力や生命を尊重する態度，学んだことを生活に生かそうとする態度を育成することがねらいである。

(ｱ)の「次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付ける」とは，㋐については，適当な温度下で種子に水を与えると，種子は水を吸い，根や芽を出し，発芽することから，発芽と種子の中の養分との関係に着目して，発芽前後の種子の養分の存在を比較しながら調べ，植物は，種子の中の養分を基にして発芽することを捉えるようにすることである。種子が発芽するための養分についてはでんぷんを扱う。その際，希釈したヨウ素液などを使用して，種子の中のでんぷんの存在を調べるなどの方法が考えられる。

㋑については，身近な植物の種子の発芽の様子に着目して，例えば，水や空気の条件を一定にして，温度の条件を変えるなど，水，空気及び温度といった条件を制御しながら，種子が発芽するために必要な環境条件を調べ，発芽には水，空気及び適当な温度が関係していることを捉えるようにすることである。

㋒については，身近な植物の成長の様子に着目して，日光や肥料などの環境条件が適した場合とそうでない場合を設定するなど，条件を制御しながら植物が成長するのに必要な環境条件を調べ，植物の成長には，日光や肥料などが関係していることを捉えるようにすることである。

㋓については，身近な植物の花のつくりや結実の様子に着目して，おしべやめしべなどの花のつくりを調べたり，顕微鏡を使って花粉を観察したり，受粉の有無といった条件を制御しながら実のでき方を調べたりして，花にはおしべやめしべなどがあり，花粉がめしべの先に付くとめしべのもとが実になり，実の中に種子ができることを捉えるようにすることである。また，ここで扱った植物が，自然の中では，風や昆虫などによって花粉が運ばれて受粉し結実することにも触れるようにする。

ここで扱う対象としては，㋐，㋑では，種子が大きく，観察しやすいものを取り上げる。また，㋒では，生命尊重の立場から，成長との関係が確認できたところで実験を終了し，花壇などに植え替えるなどして，実験に利用した植物を枯らさないように配慮するようにする。さらに，㋐，㋑，㋒では，養分などの要因によって発芽や成長に関わる環境条件の制御が困難になることがないようにするため，養分の含まれていない保水性のある基質を使用することが考えられる。㋓では，花のつくりについては，おしべ，めしべ，がく及び花びらの存在を確かめるようにする。受粉と結実との関係を調べるためには，おばな，めばなのある植物を扱って，実験を行うことが考えられる。花粉の観察においては，顕微鏡を適切に操作して，花粉の特徴を捉えることが考えられる。

ここでの指導に当たっては，発芽の条件と成長の条件について混同しやすいので，発芽と成長の意味を観察，実験を通して捉えるとともに，条件については，変える条件と変えない条件を区別して扱う必要があることを考えるようにする。また，発芽や成長の条件について調べる際には，観察，実験の方法や結果を表に整理するなど，植物の育ち方について考えたり，説明したりする活動の充実を図るようにする。

イ　動物の誕生

動物の発生や成長について，魚を育てたり人の発生についての資料を活用したりする中で，卵や胎児の様子に着目して，時間の経過と関係付けて調べる活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㋐　魚には雌雄があり，生まれた卵は日がたつにつれて中の様子が変化してかえること。

㋑　人は，母体内で成長して生まれること。

(ｲ) 動物の発生や成長について調べる中で，動物の発生や成長の様子と経過についての予想や仮説を基に，解決の方法を考え，表現すること。

（内容の取扱い）

イ　(2)の「Ａ生命」のイの「動物の誕生」の(ｱ)の㋑については，人の受精に至る過程は取り扱わないこと。

ここでは，生徒が，魚を育てたり人の発生についての資料を活用したりする中で，卵や胎児の様子に着目して，時間の経過と関係付けて，動物の発生や成長を調べる活動を通して，それらについての基本的な理解を図り，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けるとともに，主に予想や仮説を基に，解決の方法を考える力や生命を尊重する態度，学んだことを生活に生かそうとする態度を育成することがねらいである。

(ｱ)の「次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付ける」とは，㋐については，魚を育て観察する中で，魚が産んだ卵の中の様子に着目して，それらと時間の経過とを関係付けて，卵の中の変化を継続して観察して調べ，魚には雌雄があり，生まれた卵は日がたつにつれて中の様子が変化してかえることを捉えるようにすることである。その際，雌雄では体の形状が異なることや，卵の中には育つための養分が含まれていることも捉えるようにする。

㋑については，胎児の母体内での成長に着目して，それらと時間の経過とを関係付けて，胎児の成長の様子を調べ，人は，受精した卵が母体内で少しずつ成長して体ができていくことや，母体内でへその緒を通して養分をもらって成長することを捉えるようにすることである。

ここで扱う対象としては，㋐については，内部の変化の様子を捉えやすい魚の卵が適しており，これらを実体顕微鏡などを用いて観察していくようにする。㋑については，母体内の成長を直接観察することが困難なので，映像や模型，その他の資料を活用して調べるようにする。

ここでの指導に当たっては，㋐については，観察の計画を立て，継続的に調べるようにする。魚の卵の内部の変化を観察する際に，実体顕微鏡などの観察器具を適切に操作できるように指導する。また，㋑については，資料を基に調べる計画を立てるようにする。母体内での成長については，直接観察することが難しく，連続的に成長していくことを捉えにくいので，魚の卵の成長と関係付けながら捉えるようにする。

なお，ここでは，人の卵と精子が受精に至る過程については取り扱わないものとする。

Ｂ　地球・自然

Ｂ　地球・自然 ア　流れる水の働きと土地の変化 流れる水の働きと土地の変化について，水の速さや量に着目して，それらの条件を制御しながら調べる活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ｱ) 次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。 ㋐　流れる水には，土地を侵食したり，石や土などを運搬したり堆積させたりする働きがあること。

㋑　川の上流と下流によって，川原の石の大きさや形に違いがあること。
㋒　雨の降り方によって，流れる水の速さや量は変わり，増水により土地の様子が大きく変化する場合があること。
(ｲ) 流れる水の働きについて調べる中で，流れる水の働きと土地の変化との関係についての予想や仮説を基に，解決の方法を考え，表現すること。

（内容の取扱い）

ウ　(2)の「Ｂ地球・自然」のアの「流れる水の働きと土地の変化」の(ｱ)の㋒については，自然災害についても触れること。

ここでは，生徒が，流れる水の速さや量に着目して，それらの条件を制御しながら，流れる水の働きと土地の変化を調べる活動を通して,それらについての基本的な理解を図り，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けるとともに，主に予想や仮説を基に，解決の方法を考える力，学んだことを生活に生かそうとする態度を育成することがねらいである。

(ｱ)の「次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付ける」とは，㋐については，川を流れる水の速さと量に着目して，それらと土地の変化とを関係付けて，流れる水の働きを調べ，流れる水には，土地を侵食したり，石や土などを運搬したり堆積させたりする働きがあることを捉えるようにすることである。

㋑については，川を流れる水の速さや量に着目して，それらと川原の石の大きさや形とを関係付けて，川の様子の違いを調べ，川の上流と下流によって，川原の石の大きさや形に違いがあることを捉えるようにすることである。また，上流から下流まで，川を全体として捉え，上流では侵食の働きがよく見られ，下流では堆積の働きがよく見られることなど，流れる水の働きの違いによる川の様子の違いを捉えるようにすることである。

㋒については，雨が短時間に多量に降ったり，長時間降り続いたりしたときの川を流れる水の速さや量に着目して，水の速さや量といった条件を制御しながら，増水による土地の変化の様子を調べ，雨の降り方によって，水の速さや量が増し，地面を大きく侵食したり，石や土を多量に運搬したり堆積させたりして，土地の様子が大きく変化する場合があることを捉えるようにすることである。

ここでの指導に当たっては，野外での直接観察のほか，適宜，人工の流れをつくったモデル実験を取り入れて，流れる水の速さや量を変え，土地の変化を調べることで，流れる水の働きについて捉えるようにすることが考えられる。また，流れる水には，土地を侵食したり，石や土などを運搬したり堆積させたりする働きがあることや増水により土地の様子が大きく変化することを捉えるために，中学部２段階Ｂのアの「雨水の行方と地面の様子」の学習との関連を図るようにする。さらに，観察，実験の結果と実際の川の様子とを関係付けて捉えたり，長雨や集中豪雨により増水した川の様子を捉えたりするために，映像や図書などの資料を活用することが考えられる。

日常生活との関連としては，長雨や集中豪雨がもたらす川の増水による自然災害に触れるようにする。

なお，川の現地学習に当たっては，気象情報に注意するとともに，事故防止に配慮するように指導する。

イ　天気の変化

天気の変化の仕方について，雲の様子を観測したり，映像などの気象情報を活用したりする中で，雲の量や動きに着目して，それらと天気の変化とを関係付けて調べる活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㋐　天気の変化は，雲の量や動きと関係があること。

㋑　天気の変化は，映像などの気象情報を用いて予想できること。

(ｲ) 天気の変化の仕方について調べる中で，天気の変化の仕方と雲の量や動きとの関係についての予想や仮説を基に，解決の方法を考え，表現すること。

（内容の取扱い）

エ　(2)の「Ｂ地球・自然」のイの「天気の変化」の(ｱ)の㋑については，台風の進路による天気の変化や台風と降雨との関係及びそれに伴う自然災害についても触れること。

ここでは，生徒が，雲の量や動きに着目して，それらと天気の変化とを関係付けて，天気の変化の仕方を調べる活動を通して，それらについての基本的な理解を図り，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けるとともに，主に予想や仮説を基に，解決の方法を考える力，学んだことを生活に生かそうとする態度を育成することがねらいである。

(ｱ)の「次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付ける」とは，㋐については，雲の量や動きに着目して，それらと天気の変化とを関係付けて，１日の雲の量や動きを調べ，天気の変化は，雲の量や動きと関係があることを捉えるようにすることである。また，実際に観察した結果から，雲の形や量，動きの多様さに触れ，雲には様々なものがあることを捉えるようにすることである。

㋑については，数日間の雲の量や動きに着目して，それらと気象衛星などから得た雲の量や動きの情報とを関係付けて，天気の変化の仕方を調べ，天気はおよそ西から東へ変化していくという規則性があり，映像などの気象情報を用いて予想ができることを捉えるようにすることである。その際，台風の進路についてはこの規則性が当てはまらないことや，台風がもたらす降雨は短時間に多量になることにも触れるようにする。

ここで扱う対象としては，雨に関係する雲として，例えば，乱層雲や積乱雲などが考えられる。

ここでの指導に当たっては，身近な自然現象としての雲の観察をすることにより，気象現象に興味・関心をもち，天気が予想できるようにする。

日常生活の関連としては，長雨や集中豪雨，台風などの気象情報から，自然災害に触れるようにする。

なお，雲を野外で観察する際には，気象情報に注意するとともに，太陽を直接見ないように指導し，事故防止に配慮するように指導する。

Ｃ　物質・エネルギー

C　物質・エネルギー

ア　物の溶け方

物の溶け方について，溶ける量や様子に着目して，水の温度や量などの条件を制御しながら調べる活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㋐　物が水に溶けても，水と物とを合わせた重さは変わらないこと。

㋑　物が水に溶ける量には，限度があること。

㋒　物が水に溶ける量は水の温度や量，溶ける物によって違うこと。また，この性質を利用して，溶けている物を取り出すことができること。

(ｲ) 物の溶け方について調べる中で，物の溶け方の規則性についての予想や仮説を基に，解決の方法を考え，表現すること。

（内容の取扱い）

カ　(2)の「C物質・エネルギー」のアの「物の溶け方」については，水溶液の中では，溶けている物が均一に広がることにも触れること。

ここでは，生徒が，物が水に溶ける量や様子に着目して，水の温度や量などの条件を制御しながら，物の溶け方の規則性を調べる活動を通して，それらについての基本的な理解を図り，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けるとともに，主に予想や仮説を基に，解決の方法を考える力，学んだことを生活に生かそうとする態度を育成することがねらいである。

(ｱ)の「次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付ける」とは，㋐については，物が水に溶ける量や全体の量に着目して，溶かす前の物の重さに水の重さを加えた全体の重さと，溶かした後の水溶液の重さの変化を比較しながら調べ，物が水に溶けてもなくならず，水と物とを合わせた重さは変わらないことを捉えるようにすることである。

㋑については，物が水に溶ける量に着目して，水の温度や量といった条件を制御しながら，水に物を溶かしたときの，物の溶ける量を調べ，物が一定量の水に溶ける量には限度があることを捉えるようにすることである。

㋒については，物が水に溶ける量に着目して，水の温度や量といった条件を制御しながら，物の溶ける量やその変化を調べ，一定量の水を加熱したときの物の溶ける様子から，水溶液の温度が上昇すると，溶ける量も増えることや，高い温度で物を溶かした水溶液を冷やすと，溶けた物が出てくることを捉えるようにすることである。また，水の温度を一定にして，水の量を増やしたときの物の溶ける量の変化から，水の量が増えると溶ける量も増えることや，溶けた物は水溶液の中に存在することから，水溶液の水を蒸発させると，溶けた物が出てくることなどを捉えるようにすることである。さらに，それらの実験を複数の物を使って行い，物が水に溶ける量やその変化は，溶かす物によって違うことを捉えるようにすることである。

ここで扱う対象としては，水の温度や溶かす物の違いによって，溶ける量の違いが顕著に観察できるように，水の温度によって溶ける量の変化が大きい物と変化が小さい物を用

いることが考えられる。また，加熱によって分解しにくく，安全性の高い物を扱うようにする。

ここでの指導に当たっては，例えば，有色の物を溶かしたとき，色が水溶液全体に均一に広がることから，溶けている物が均一に広がることにも触れるようにする。また，物が水に溶けても，水と物を合わせた重さは変わらないことについて，実験の結果を表や画像記録などを使って整理するなどして，定量的な実験を通して捉えるようにすることが考えられる。さらに，物が溶けるということを，図，絵及び写真などを用いて表現したり，「水溶液」という言葉を使用して説明したりするなど，物の溶け方について考えたり，説明したりする活動の充実を図るようにする。

日常生活との関連として，水や湯に物を溶かした経験を想起させることが考えられる。

なお，実験を行う際には，メスシリンダーや電子てんびん，ろ過器具，加熱器具，温度計などの器具の適切な操作について，安全に配慮するように指導する。

イ　電流の働き

電流の働きについて，電流の大きさや向きと乾電池につないだ物の様子に着目して，それらを関係付けて調べる活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㋐　乾電池の数やつなぎ方を変えると，電流の大きさや向きが変わり，豆電球の明るさやモーターの回り方が変わること。

(ｲ) 電流の働きについて調べる中で，電流の大きさや向きと乾電池につないだ物の様子との関係についての予想や仮説を基に，解決の方法を考え，表現すること。

（内容の取扱い）

キ　(2)の「Ｃ物質・エネルギー」のイの「電流の働き」の(ｱ)の㋐については，直列つなぎと並列つなぎを扱うものとする。

ここでは，生徒が，電流の大きさや向き，乾電池につないだ物の様子に着目して，それらを関係付けて，電流の働きを調べる活動を通して，それらについての基本的な理解を図り，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けるとともに，主に予想や仮説を基に，解決の方法を考える力，学んだことを生活に生かそうとする態度を育成することがねらいである。

(ｱ)の「次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付ける」とは，㋐については，乾電池の数を１個から２個に増やしたり，つなぎ方を変えたりしたときの豆電球やモーターの動作の様子に着目して，これらの変化と電流の大きさや向きとを関係付けて電流の働きを調べ，乾電池の数やつなぎ方を変えると，電流の大きさや向きが変わり，豆電球の明るさやモーターの回り方が変わることを捉えるようにすることである。その際，例えば，簡易検流計などを用いて，これらの現象と電流の大きさや向きとを関係付けて調べるようにする。

ここでの指導に当たっては，電流の大きさや向きと乾電池につないだ物の様子について

考えたことを，図，絵及び写真を用いて表現したり，「電流」，「直列つなぎ」，「並列つなぎ」という言葉を使用して説明したりするなど，電流の働きについて考えたり，説明したりする活動の充実を図るようにする。また，発光ダイオードが電流の向きによって点灯したり，点灯しなかったりすることを扱うことが考えられる。

なお，乾電池をつなぐ際には，一つの回路で違う種類の電池が混在しないよう，安全に配慮するように指導する。

（内容の取扱い）

オ　(2)の「Ｃ物質・エネルギー」の指導に当たっては，ものづくりを通して行うよう配慮すること。

電流の働きを活用したものづくりとしては，乾電池の数やつなぎ方を変えると電流の大きさや向きが変わり，モーターの回り方が変わるという観点から，例えば，物の動きを制御することを目的とした，乾電池などを用いた自動車や回転ブランコ，クレーンなどが考えられる。

(2)　２段階の目標と内容

ア　目標

○２段階 (1) 目　標 Ａ　生命 ア　生物の体のつくりと働き，生物と環境との関わりについての理解を図り，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。 イ　生物の体のつくりと働き，生物と環境との関わりについて調べる中で，主にそれらの働きや関わりについて，より妥当な考えをつくりだす力を養う。 ウ　生物の体のつくりと働き，生物と環境との関わりについて進んで調べ，生命を尊重する態度や学んだことを生活に生かそうとする態度を養う。

アの「生物の体のつくりと働き（について理解）」とは，(2)のアの「人の体のつくりと働き」の場合，

・人や他の動物は体内に酸素を取り入れ，体外に二酸化炭素などを出していること
・食べた物は口から，食道，胃，小腸，大腸へと移動する間に消化されていくことや，口では咀しゃくが行われ，消化された養分は腸から吸収されて血液中に入り，吸収されなかった物はふんとして肛門から排出されること
・血液が，心臓の働きで体内を巡り，養分や酸素などを体のすみずみまで運んでいることや二酸化炭素を体のすみずみから運び出していること，また，肺から心臓に戻る血液には，酸素が多く含まれ，全身から心臓に戻る血液には，二酸化炭素が多く含まれること
・呼吸には肺が関係し，消化，吸収には主に胃，小腸，大腸，肝臓が関係し，排出には腎臓が関係し，血液の循環には心臓が関係しているとともに，それらが相互に働き合って生命が維持されていること，また，これらの臓器の名称とともに，体内における

位置を捉えること

など，人や他の動物の体のつくりと呼吸，消化，排出及び循環の働きについて理解することである。

(2)のイの「植物の養分と水の通り道」の場合は，

・植物が日光に当たると自らでんぷんをつくりだしていること

・植物の根，茎及び葉には水の通り道があり，すみずみまで水が行きわたっていることや，根から吸い上げられた水は主に葉から蒸散により水蒸気として排出されていること

など，植物の体のつくり，体内の水などの行方及び葉で養分をつくる働きについて理解することである。

アの「生物と環境との関わりについて理解」とは，

・生物は水及び空気を通して周囲の環境と関わって生きていること

・植物を食べている動物がいることや，その動物も他の動物に食べられることがあること，生物には食う食われるという関係があるということ

・人は，環境と関わり，工夫して生活していること

など，生物と環境との関わりについて理解することである。

イの「より妥当な考えをつくりだす」とは，生物の体のつくりと働き，生物と環境との関わりについて，予想や仮説，観察，実験などの方法を振り返り，再検討したり，複数の観察，実験などから得た結果を基に考察をしたりすることを通して，自分が既にもっている考えを，より科学的なものに変容させることである。

ウの「学んだことを生活に生かそうとする」とは，生物の体のつくりと働き，生物と環境との関わりについて学んだことを，様々な生活場面に当てはめて考えようとしたり，行動しようとしたりすることなどである。

B　地球・自然

ア　土地のつくりと変化，月の形の見え方と太陽との位置関係についての理解を図り，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。

イ　土地のつくりと変化，月の形の見え方と太陽との位置関係について調べる中で，主にそれらの変化や関係について，より妥当な考えをつくりだす力を養う。

ウ　土地のつくりと変化，月の形の見え方と太陽との位置関係について進んで調べ，学んだことを生活に生かそうとする態度を養う。

アの「土地のつくりと変化（についての理解）」とは，

・土地は，礫（れき），砂，泥，火山灰などからできており，幾重にも層状に重なり地層をつくって広がっているものがあること，また，地層には化石が含まれているものがあることや，礫（れき），砂，泥については，粒の大きさに違いがあること

・地層は，流れる水の働きや火山の噴火によってできること

・土地は，火山の噴火や地震によって変化すること

など，土地のつくりやでき方について理解することである。

アの「月の形の見え方と太陽との位置関係についての理解」とは，

・月は，日によって形が変わって見え，月の輝いている側に太陽があることや，月の形の見え方は太陽と月との位置関係によって変わること

など，月の位置や形と太陽の位置との関係について理解することである。

イの「より妥当な考えをつくりだす」とは，土地のつくりと変化や月の形の見え方と太陽との位置関係について，予想や仮説，観察，実験などの方法を振り返り，再検討したり，複数の観察，実験などから得た結果を基に考察したりすることを通して，自分が既にもっている考えを，より科学的なものに変容させることである。

ウの「学んだことを主体的に生活に生かそうとする」とは，土地のつくりと変化，月の形の見え方と太陽との位置関係について学んだことを，様々な生活場面に当てはめて考えようとしたり，行動しようとしたりすることなどである。

C　物質・エネルギー

ア　燃焼の仕組み，水溶液の性質，てこの規則性及び電気の性質や働きについての理解を図り，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。

イ　燃焼の仕組み，水溶液の性質，てこの規則性及び電気の性質や働きについて調べる中で，主にそれらの仕組みや性質，規則性及び働きについて，より妥当な考えをつくりだす力を養う。

ウ　燃焼の仕組み，水溶液の性質，てこの規則性及び電気の性質や働きについて進んで調べ，学んだことを生活に生かそうとする態度を養う。

アの「燃焼の仕組み（についての理解）」とは，

・植物体が燃えるときには，空気中に含まれる酸素の一部が使われて，二酸化炭素ができること，また，酸素には物を燃やす働きがあることや，燃えた後の植物体の様子が変化すること，さらに，空気には，主に，窒素，酸素，二酸化炭素が含まれていること

など，物が燃えたときの空気の変化について理解することである。

アの「水溶液の性質（についての理解）」とは，

・水溶液には，酸性，アルカリ性及び中性のものがあること
・水溶液には，気体が溶けているものがあること
・水溶液には，金属を入れると金属が溶けて気体を発生させたり，金属の表面の様子を変化させたりするものがあること

など，溶けているものによる性質や働きの違いについて理解することである。

アの「てこの規則性（についての理解）」とは，

・力を加える位置や力の大きさを変えると，てこを傾ける働きが変わり，てこがつり合うときにはそれらの間に規則性があること
・身の回りには，てこの規則性を利用した道具があり，てこの規則性が日常生活の様々な場面で活用されていること

など，力を加える位置や力の大きさとてこの働きとの関係について理解することである。

アの「電気の性質や働きについての理解」とは，

・電気は，つくりだしたり蓄えたりすることができること
・電気は，光，音，熱，運動などに変換することができること
・発電したり，蓄電したり，変換させたりしながら利用していること

など，電気の量と働きとの関係，発電や蓄電，電気の変換について理解することである。

イの「より妥当な考えをつくりだす」とは，燃焼の仕組み，水溶液の性質，てこの規則性及び電気の性質や働きについて，予想や仮説，観察，実験などの方法を振り返り，再検討したり，複数の実験などから得た結果を基に考察をしたりすることを通して，自分が既にもっている考えを，より科学的なものに変容させることである。

ウの「学んだことを生活に生かそうとする」とは，燃焼の仕組み，水溶液の性質，てこの規則性及び電気の性質や働きについて学んだことを，様々な生活場面に当てはめて考えようとしたり，行動しようとしたりすることなどである。

イ　内容

Ａ　生命

(2) 内　容

Ａ　生命

ア　人の体のつくりと働き

人や他の動物について，体のつくりと呼吸，消化，排出及び循環の働きに着目して，生命を維持する働きを多面的に調べる活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㋐　体内に酸素が取り入れられ，体外に二酸化炭素などが出されていること。

㋑　食べ物は，口，胃，腸などを通る間に消化，吸収され，吸収されなかった物は排出されること。

㋒　血液は，心臓の働きで体内を巡り，養分，酸素及び二酸化炭素などを運んでいること。

㋓　体内には，生命活動を維持するための様々な臓器があること。

(ｲ) 人や他の動物の体のつくりと働きについて調べる中で，体のつくりと呼吸，消化，排出及び循環の働きについて，より妥当な考えをつくりだし，表現すること。

（内容の取扱い）

(3) 内容の取扱い

ア　(2)の「Ａ生命」のアの「人の体のつくりと働き」については，次のとおり取り扱うものとする。

(ｱ) (ｱ)の㋒については，心臓の拍動と脈拍とが関係することにも触れること。

(ｲ) (ｱ)の㋓については，主な臓器として，肺，胃，小腸，大腸，肝臓，腎臓，心臓を扱うこと。

ここでは，生徒が，体のつくりと呼吸，消化，排出及び循環の働きに着目して，生命を維持する働きを多面的に調べる活動を通して，人や他の動物の体のつくりと働きについての基本的な理解を図り，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けるとともに，主により妥当な考えをつくりだす力や生命を尊重する態度，学んだことを生活に生かそうとする態度を育成することがねらいである。

(ｱ)の「次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付

ける」とは，㋐については，人や他の動物の呼吸の働きに着目して，吸気と呼気の成分などを基に，肺を通して血液中に酸素を取り入れ，血液中の二酸化炭素などを体外に排出する働きを多面的に調べ，人や他の動物は体内に酸素を取り入れ，体外に二酸化炭素などを出していることを捉えるようにすることである。

㋑については，人や他の動物の消化の働きに着目して，食べた物が変化し体内に取り入れられることを多面的に調べ，食べた物は口から，食道，胃，小腸，大腸へと移動する間に消化されていくことや，口では咀しゃくが行われ，消化された養分は腸から吸収されて血液中に入り，吸収されなかった物はふんとして肛門から排出されることを捉えるようにすることである。

㋒については，人や他の動物の血液の循環に着目して，心臓の動きと血液の流れを関係付けて，血液に入った養分や酸素，肺から取り入れられた酸素の行方などを多面的に調べ，血液が，心臓の働きで体内を巡り，養分や酸素などを体のすみずみまで運んでいることや二酸化炭素を体のすみずみから運び出していることを捉えるようにすることである。また，肺から心臓に戻る血液には，酸素が多く含まれ，全身から心臓に戻る血液には，二酸化炭素が多く含まれることを捉えるようにすることである。その際，人や他の動物は心臓の拍動数と脈拍数が関係することから，心臓の動きと血液の流れが関係していることに触れるようにする。

㋓については，人や他の動物の体内の臓器に着目して，呼吸，消化，吸収，排出などと臓器との関係を多面的に調べ，呼吸には肺が関係し，消化，吸収には主に胃，小腸，大腸，肝臓が関係し，排出には腎臓が関係し，血液の循環には心臓が関係していることを捉えるようにするとともに，それらが相互に働き合って生命が維持されていることを捉えるようにすることである。また，これらの臓器の名称とともに，体内における位置を捉えるようにすることである。

ここで扱う対象としては，人の体を中心とし，呼気や吸気を調べる活動では指示薬や気体検知管，気体センサーなどによる酸素や二酸化炭素の測定が，消化を調べる活動ではヨウ素液によるヨウ素デンプン反応などが考えられる。また，他の動物としては，呼吸の状態などが調べられる身近で安全な哺乳類や魚類が考えられる。体のつくりの観察については魚の解剖や標本などの活用が考えられ，その際，事前にその意義を十分説明するよう留意する。

ここでの指導に当たっては，人や他の動物の体のつくりや働きについて，個々の臓器の働きといった部分で見たり，生命を維持する働きという全体で見たりすることや，人と他の動物の体のつくりと働きを比較しながら調べることで，理解を深めるようにする。その際，映像や模型，図書，コンピュータシミュレーションなどを活用して調べたり，調べたことを図や表などに整理して伝え合ったりするなど，人や他の動物の体のつくりや働きについて考えたり，説明したりする学習活動の充実を図るようにする。

イ　植物の養分と水の通り道

植物について，その体のつくり，体内の水などの行方及び葉で養分をつくる働きに着目して，生命を維持する働きを多面的に調べる活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㋐　植物の葉に日光が当たるとでんぷんができること。

㋑　根，茎及び葉には，水の通り道があり，根から吸い上げられた水は主に葉から蒸散により排出されること。

(ｲ) 植物の体のつくりと働きについて調べる中で，体のつくり，体内の水などの行方及び葉で養分をつくる働きについて，より妥当な考えをつくりだし，表現すること。

ここでは，生徒が，植物の体のつくりと体内の水などの行方や葉で養分をつくる働きに着目して，生命を維持する働きを多面的に調べる活動を通して，植物の体のつくりと働きについての基本的な理解を図り，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けるとともに，主により妥当な考えをつくりだす力や生命を尊重する態度，学んだことを生活に生かそうとする態度を育成することがねらいである。

(ｱ)の「次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付ける」とは，㋐については，植物の体のつくりと葉で養分をつくる働きに着目して，葉の中のでんぷんの存在を多面的に調べ，葉の中のでんぷんの存在から，植物が日光に当たると自らでんぷんをつくりだしていることを捉えるようにすることである。その際，日光が当たっている何枚かの葉で，アルミニウム箔などを被せて遮光した葉と遮光しない葉を用いて，希釈したヨウ素液などを使用して，葉の中のでんぷんの存在を比較しながら調べるなどの方法が考えられる。

㋑については，植物の体のつくりと体内の水などの行方に着目して，植物の体内での水の通り道を多面的に調べ，植物の根，茎及び葉には水の通り道があり，すみずみまで水が行きわたっていることや，根から吸い上げられた水は主に葉から蒸散により水蒸気として排出されていることを捉えるようにすることである。その際，植物に着色した水を吸わせ，茎や葉などを切ってその体の内部のつくりを観察したり，何枚かの葉に透明な袋で覆いをして袋に付く水の量を観察したりすることなどが考えられる。蒸散により排出される水の量を調べる際には，気温が高い晴れの日を選ぶようにする。

ここで扱う対象としては，葉ででんぷんがつくられる植物を扱う。

ここでの指導に当たっては，生徒の理解の充実を図るために，観察，実験とともに，映像や模型，その他の資料を活用することが考えられる。

ウ　生物と環境

生物と環境について，動物や植物の生活を観察したり資料を活用したりする中で，生物と環境との関わりに着目して，それらを多面的に調べる活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㋐　生物は，水及び空気を通して周囲の環境と関わって生きていること。

㋑　生物の間には，食う食われるという関係があること。

㋒　人は，環境と関わり，工夫して生活していること。

(ｲ) 生物と環境について調べる中で，生物と環境との関わりについて，より妥当な考えをつくりだし，表現すること。

（内容の取扱い）

イ　(2)の「Ａ生命」のウの「生物と環境」については，次のとおり取り扱うものとする。

(ｱ) (ｱ)の㋐については，水が循環していることにも触れること。

(ｲ) (ｱ)の㋑ついては，水中の小さな生物を観察し，それらが魚などの食べ物になっていることに触れること。

ここでは，生徒が，生物と水，空気及び食べ物との関わりに着目して，それらを多面的に調べる活動を通して，生物と持続可能な環境との関わりについて基本的な理解を図り，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けるとともに，主により妥当な考えをつくりだす力や生命を尊重する態度，学んだことを生活に生かそうとする態度を育成することがねらいである。

(ｱ)の「次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付ける」とは，㋐については，動物は，水及び空気がないと生きていくことができないことや，植物は水が不足すると枯れてしまうことなどから，生物と水及び空気との関わりに着目して，それらを多面的に調べ，生物は水及び空気を通して周囲の環境と関わって生きていることを捉えるようにすることである。その際，地球上の水は，海や川などから蒸発し，水蒸気や雲となり，雨となるなど循環していることに触れるようにする。また，生物は酸素を吸って二酸化炭素をはき出しているが，植物は光が当たると二酸化炭素を取り入れて酸素を出すなど，生物が空気を通して周囲の環境と関わって生きていることを捉えるようにする。

㋑については，様々な動物の食べ物に着目して，生物同士の関わりを多面的に調べ，植物を食べている動物がいることや，その動物も他の動物に食べられることがあること，生物には食う食われるという関係があるということを捉えるようにすることである。その際，池や川などの水を採取し，顕微鏡などを使って，水中の小さな生物を観察することにより，魚が，水中にいる小さな生物を食べて生きていることに触れるようにする。

㋒については，人の生活について，環境との関わり方の工夫に着目して，持続可能な環境との関わり方を多面的に調べ，人は，環境と関わり，工夫して生活していることを捉えるようにすることである。その際，人の生活が環境に及ぼす影響を少なくする工夫や，環境から人の生活へ及ぼす影響を少なくする工夫，よりよい関係をつくりだす工夫など，人と環境との関わり方の工夫について考えるようにする。

ここで扱う対象としては，㋐については，例えば，植物が酸素を出しているかを調べるために，気体検知管や気体センサーなどを活用して，酸素や二酸化炭素の検出を行うことが考えられる。また，地球上の水や空気の存在を想起するなど，生物と環境との関わりについて考察することが考えられる。㋑については，例えば，植物体を食べる身近な動物として，昆虫や草食性の哺乳類などを扱うとともに，動物を食べる動物として，肉食性の哺乳類や節足動物などを扱うようにし，食べ物を通した関わりについて考察するようにする。㋒については，例えば，科学技術を活用して水や空気など周囲の環境に与える影響を少な

くする工夫や，情報を活用して環境の変化を事前に予測し受ける影響を少なくする工夫，また，人が自然に働きかけることでよりよい関係をつくりだす工夫について扱うことが考えられる。

ここでの指導に当たっては，観察，実験が行いにくい活動については，生徒の理解の充実を図るために，映像，模型及び図書などの資料を活用することが考えられる。㋐については，水の循環や酸素，二酸化炭素の出入りを図で表現するなど，生物と環境との関わりについて考えたり，簡単な説明をしたりする活動の充実を図るようにする。㋑については，植物は自らでんぷんをつくりだしているが，人や他の動物は植物あるいは動物を食べていることから，食べ物を通して生物が関わり合って生きていることを整理し，相互の関係付けを図って理解できるようにする。水中の小さな生物を観察する際には，顕微鏡などの観察器具を適切に操作できるように指導する。㋒については，これまでの理科の学習を踏まえて，自分が環境とよりよく関わっていくためにはどのようにすればよいか，日常生活に当てはめて考察するなど，持続可能な社会の構築という観点で扱うようにする。

Ｂ　地球・自然

Ｂ　地球・自然

ア　土地のつくりと変化

土地のつくりと変化について，土地やその中に含まれる物に着目して，土地のつくりやでき方を多面的に調べる活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㋐　土地は，礫，砂，泥，火山灰などからできており，層をつくって広がっているものがあること。また，層には化石が含まれているものがあること。

㋑　地層は，流れる水の働きや火山の噴火によってできること。

㋒　土地は，火山の噴火や地震によって変化すること。

(ｲ) 土地のつくりと変化について調べる中で，土地のつくりやでき方について，より妥当な考えをつくりだし，表現すること。

（内容の取扱い）

ウ　(2)の「Ｂ地球・自然」のアの「土地のつくりと変化」については，次のとおり取り扱うものとする。

(ｱ) (ｱ)の㋑については，流れる水の働きでできた岩石として礫岩，砂岩，泥岩を扱うこと。

(ｲ) (ｱ)の㋒については，自然災害についても触れること。

ここでは，生徒が，土地やその中に含まれている物に着目して，土地のつくりやでき方を多面的に調べる活動を通して，土地のつくりや変化についての基本的な理解を図り，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けるとともに，主により妥当な考えをつくりだす力，学んだことを生活に生かそうとする態度を育成することがねらいである。

(ｱ)の「次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付

ける」とは，㋐については，崖や切り通しなどで土地やその中に含まれる物に着目して，土地のつくりを多面的に調べ，土地は，礫，砂，泥，火山灰などからできており，幾重にも層状に重なり地層をつくって広がっているものがあることを捉えるようにすることである。また，地層には化石が含まれているものがあることや，礫，砂，泥については，粒の大きさに違いがあることを捉えるようにすることである。その際，複数の地点の地層のつくりを層の構成物の粒の大きさや形，色を相互に関係付けて調べ，地層の重なりや広がりを捉えるようにする。なお，土地の構成物を調べる際には，例えば，地質ボーリングの資料を利用することが考えられる。

㋑については，土地やその中に含まれる物に着目して，粒の大きさや形や色などの特徴から，土地のでき方を多面的に調べ，地層は，流れる水の働きや火山の噴火によってできることを捉えるようにすることである。その際，地層の中に含まれる丸みを帯びた礫や砂などから，流れる水の働きによってつくられた地層であることを捉えるようにする。また，流れる水の働きでできた岩石として礫岩，砂岩，泥岩を扱うこととする。一方，火山灰や多くの穴をもつ石が地層の中に含まれていることなどから，火山の噴火によってつくられた地層もあることを捉えるようにする。

㋒については，土地の様子に着目して，火山の活動や地震による土地の変化を多面的に調べ，土地は，火山の噴火や地震によって変化することを捉えるようにすることである。その際，火山の噴火によって，溶岩が流れ出したり，火山灰が噴き出したりして変化した土地の様子や，大きな地震によって地割れが生じたり断層が地表に現れたり崖が崩れたりした様子を調べることが考えられる。

ここでの指導に当たっては，生徒が土地のつくりや変化について実際に地層を観察する機会をもつようにするとともに，映像，模型，標本などの資料を活用し，土地を構成物といった部分で見たり，地層のつくりや広がりといった全体で見たりすることで，理解を深めるようにする。また，遠足や移動教室などあらゆる機会を生かすとともに，博物館や資料館などの社会教育施設を活用することが考えられる。さらに，地層のつくりや，地層が流れる水の働きによってできる場合があることを捉えるために，中学部２段階Ｂのアの「雨水の行方と地面の様子」，１段階Ｂのアの「流れる水の働きと土地の変化」の学習との関連を図るようにする。

日常生活との関連としては，火山の噴火や地震がもたらす自然災害に触れるようにする。その際，映像，図書などの資料を基に調べ，過去に起こった火山の活動や大きな地震によって土地が変化したことや将来にも起こる可能性があることを捉えるようにする。

なお，土地の観察に当たっては，それぞれの地域に応じた指導を工夫するようにするとともに，野外観察においては安全を第一に考え，事故防止に配慮するように指導する。また，岩石サンプルを採る際には，保護眼鏡を使用するなど，安全に配慮するように指導する。

イ　月と太陽

月の形の見え方について，月と太陽の位置に着目して，それらの位置関係を多面的に調べる活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付け

ること。

㋐　月の輝いている側に太陽があること。また，月の形の見え方は，太陽と月との位置関係によって変わること。

(ｲ) 月の形の見え方について調べる中で，月の位置や形と太陽の位置との関係について，より妥当な考えをつくりだし，表現すること。

（内容の取扱い）

エ　(2)の「Ｂ地球・自然」のイの「月と太陽」の(ｱ)の㋐については，地球から見た太陽と月との位置関係で扱うものとする。

ここでは，生徒が，月と太陽の位置に着目して，これらの位置関係を多面的に調べる活動を通して,月の形の見え方と月と太陽の位置関係についての基本的な理解を図り,観察,実験などに関する初歩的な技能を身に付けるとともに，主により妥当な考えをつくりだす力，学んだことを生活に生かそうとする態度を育成することがねらいである。

(ｱ)の「次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付ける」とは，㋐については，月と太陽の位置に着目して，月の形の見え方と太陽の位置関係を実際に観察したり，モデルや図で表したりして多面的に調べ，月は，日によって形が変わって見え，月の輝いている側に太陽があることや，月の形の見え方は太陽と月との位置関係によって変わることを捉えるようにすることである。ただし，地球から見た太陽と月の位置関係で扱うものとする。

ここで扱う対象としては，太陽が沈んでから見える月の他に，昼間に観察できる月も考えられる。また，月を観察する際には，クレーターなど，表面の様子や模様にも目を向けて，月に対する興味・関心を高めるようにする。

ここでの指導に当たっては，実際に観察した月の見え方を，モデルや図によって表現するなど，月の位置や太陽の位置との関係について考えたり，簡単な説明をしたりする活動の充実を図るようにするとともに，数日後の月の見え方を予測する活動が考えられる。また，生徒の天体に関する興味・関心を高め，理解を深めるために，移動教室や宿泊を伴う学習の機会を生かすとともに，プラネタリウムなどを活用することが考えられる。

なお，夜間の観察の際には，安全を第一に考え，事故防止に配慮するように指導する。また，昼間の月を観察し，太陽の位置を確認する際には，太陽を直接見ないようにするなど，安全に配慮するよう指導する。

Ｃ　物質・エネルギー

Ｃ　物質・エネルギー

ア　燃焼の仕組み

燃焼の仕組みについて，空気の変化に着目して，物の燃え方を多面的に調べる活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㋐　植物体が燃えるときには,空気中の酸素が使われて二酸化炭素ができること。

(ｲ) 燃焼の仕組みについて調べる中で，物が燃えたときの空気の変化について，よ

り妥当な考えをつくりだし，表現すること。

ここでは，生徒が，空気の変化に着目して，物の燃え方を多面的に調べる活動を通して，燃焼の仕組みについての基本的な理解を図り，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けるとともに，主により妥当な考えをつくりだす力，学んだことを生活に生かそうとする態度を育成することがねらいである。

(ｱ)の「次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付ける」とは，㋐については，植物体が燃えるときの空気の変化に着目して，植物体が燃える前と燃えた後での空気の性質や植物体の変化を多面的に調べ，植物体が燃えるときには，空気中に含まれる酸素の一部が使われて，二酸化炭素ができることを捉えるようにすることである。また，酸素には物を燃やす働きがあることや，燃えた後の植物体の様子も変化していることを捉えるようにすることである。さらに，実験結果や資料を基に，空気には，主に，窒素，酸素，二酸化炭素が含まれていることを捉えるようにすることである。その際，植物体を空気中で燃やすと，空気の入れ替わるところでは燃えるが，入れ替わらないところでは燃えなくなってしまうことを，実験を通して捉えることが考えられる。

ここで扱う対象としては，燃焼の様子を観察しやすい植物体として，例えば，木片や紙などが考えられる。

ここでの指導に当たっては，日常生活の中で物を燃やす体験が少ない現状を踏まえ，物が燃える現象を十分に観察できるような場を設定する。その際，映像を活用することなども考えられる。また，物が燃える際に，酸素の一部が使われ二酸化炭素ができることを捉える際には，二酸化炭素の有無を調べることができる石灰水や，酸素や二酸化炭素の割合を調べることのできる気体検知管や気体センサーといった測定器具などを用いることが考えられる。その際，物が燃えたときの空気の変化について，図，絵及び写真などを用いて表現したり，「酸素」，「二酸化炭素」という言葉を用いて表現したりするなど，燃焼の仕組みについて考えたり，簡単な説明をしたりする活動の充実を図るようにする。

なお，燃焼実験の際の火の取扱いや気体検知管の扱い方などについて十分指導するとともに，保護眼鏡を使用するなど，安全に配慮するように指導する。

イ　水溶液の性質

水溶液について，溶けている物に着目して，それらによる水溶液の性質や働きの違いを多面的に調べる活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㋐　水溶液には，酸性，アルカリ性及び中性のものがあること。

㋑　水溶液には，気体が溶けているものがあること。

㋒　水溶液には，金属を変化させるものがあること。

(ｲ) 水溶液の性質や働きについて調べる中で，溶けているものによる性質や働きの違いについて，より妥当な考えをつくりだし，表現すること。

ここでは，生徒が，水に溶けている物に着目して，それらによる水溶液の性質や働きの

違いを多面的に調べる活動を通して，水溶液の性質や働きについての基本的な理解を図り，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けるとともに，主により妥当な考えをつくりだす力，学んだことを生活に生かそうとする態度を育成することがねらいである。

(ｱ)の「次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付ける」とは，㋐については，水に溶けている物に着目して，水溶液の違いを多面的に調べ，水溶液には，酸性，アルカリ性及び中性のものがあることを捉えるようにすることである。その際，水溶液には，色やにおいなどの異なるものがあることや，同じように無色透明な水溶液でも，溶けている物を取り出すと違った物が出てくることがあることなどから，水溶液の性質の違いを捉えるようにする。また，リトマス紙などを用いて調べることにより，酸性，アルカリ性，中性の三つの性質にまとめられることを捉えるようにする。

㋑については，水に溶けている物に着目して，水溶液の性質や働きを多面的に調べ，水溶液には気体が溶けているものがあることを捉えるようにすることである。その際，水溶液を振り動かしたり温めたりすると，気体を発生するものがあることや，発生した気体を調べると，その気体特有の性質を示すものがあること，発生した気体は再び水に溶けることを捉えるようにする。さらに，水溶液を加熱すると，固体が溶けている場合と違って，何も残らないものがあることから，溶けていた気体が空気中に出ていったことを捉えるようにする。

㋒については，水溶液に溶かした金属や水溶液から取り出した物に着目して，水溶液の性質や働きの違いを多面的に調べ，水溶液には，金属を入れると金属が溶けて気体を発生させたり，金属の表面の様子を変化させたりするものがあることを捉えるようにすることである。その際，金属が溶けた水溶液から溶けている物を取り出して調べると，元の金属とは違う新しい物ができていることがあることを実験を通して捉えるようにする。

ここで扱う対象としては，水溶液については，例えば，炭酸水，薄い塩酸，薄い水酸化ナトリウム水溶液などが考えられる。㋒については，例えば，鉄やアルミニウムなど，生活の中でよく見かけるもので性質やその変化が捉えやすい金属を使用することが考えられる。

ここでの指導に当たっては，水溶液の性質や金属の質的変化について，多面的に調べた結果を表に整理したり，そこから考えたことを図や絵，文を用いて表現したりするなど，水溶液の性質について考えたり，簡単な説明をしたりする活動の充実を図るようにする。

日常生活との関連として，身の回りで使用されている酸性やアルカリ性の水溶液を調べるといった活動が考えられる。

なお，実験に使用する薬品については，その危険性や扱い方について十分指導するとともに，保護眼鏡を使用するなど，安全に配慮するように指導する。また，事故のないように配慮し管理するとともに，使用した廃液などについても，環境に配慮し適切に処理する必要があることを指導する。

ウ　てこの規則性

てこの規則性について，力を加える位置や力の大きさに着目して，てこの働きを多面的に調べる活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付け

ること。

㋐　力を加える位置や力の大きさを変えると，てこを傾ける働きが変わり，てこがつり合うときにはそれらの間に規則性があること。

㋑　身の回りには，てこの規則性を利用した道具があること。

(ｲ) てこの規則性について調べる中で，力を加える位置や力の大きさとてこの働きとの関係について，より妥当な考えをつくりだし，表現すること。

ここでは，生徒が，加える力の位置や大きさに着目して，これらの条件とてこの働きとの関係を多面的に調べる活動を通して，てこの規則性についての基本的な理解を図り，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けるとともに，主により妥当な考えをつくりだす力，学んだことを生活に生かそうとする態度を育成することがねらいである。

(ｱ)の「次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付ける」とは，㋐については，てこを働かせたときの，力を加える位置や力の大きさに着目して，てこのつり合いの条件を制御しながら調べ，力を加える位置や力の大きさを変えると，てこを傾ける働きが変わり，てこがつり合うときにはそれらの間に規則性があることを捉えるようにすることである。その際，１カ所で支えて水平になった棒の支点から左右に等距離の位置に物をつり下げ，両側の物の重さが等しいとき，棒が水平になってつり合うことも捉えるようにする。

㋑については，身の回りの様々な道具で，力を加える位置や力の大きさに着目して，てこの規則性と道具の仕組みや働きとの関係を多面的に調べ，身の回りには，てこの規則性を利用した道具があり，てこの規則性が日常生活の様々な場面で活用されていることを捉えるようにすることである。

ここで扱う対象としては，㋐については，てこ実験器，㋑については，ペンチ，釘抜き，空き缶つぶし，トングなどが考えられる。

ここでの指導に当たっては，支点からの距離とおもりの重さとの関係を表などに整理するなど，てこの規則性について考えたり，簡単な説明したりする活動の充実を図り，これらの活動を通して，てこがつり合っている場合は，「左側の（力点にかかるおもりの重さ）×（支点から力点までの距離）＝右側の（力点にかかるおもりの重さ）×（支点から力点までの距離）」という関係式が成立することを捉えるようにする。

日常生活との関連として，てこの規則性が利用されている様々な道具を調べる際には，「支点」，「力点」，「作用点」等の言葉を用いて説明したり，どのような便利さが得られるかについて話し合ったりするなど，道具の効果とてこの規則性とを関係付けて考えられるようにする。

エ　電気の利用

発電や蓄電，電気の変換について，電気の量や働きに着目して，それらを多面的に調べる活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㋐　電気は，つくりだしたり蓄えたりすることができること。

㋑　電気は，光，音，熱，運動などに変換することができること。
㋒　身の回りには，電気の性質や働きを利用した道具があること。
(ｲ) 電気の性質や働きについて調べる中で，電気の量と働きとの関係，発電や蓄電，電気の変換について，より妥当な考えをつくりだし，表現すること。

（内容の取扱い）

カ　(2)の「Ｃ物質・エネルギー」のエの「電気の利用」の(ｱ)の㋒については，電気をつくりだす道具として，手回し発電機，光電池などを扱うものとする。

ここでは，生徒が，電気の量や働きに着目して，それらを多面的に調べる活動を通して，発電や蓄電，電気の変換についての基本的な理解を図り，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けるとともに，主により妥当な考えをつくりだす力，学んだことを生活に生かそうとする態度を育成することがねらいである。

(ｱ)の「次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付ける」とは，㋒については，身の回りにある発電，蓄電に関する道具に着目して，手回し発電機や光電池などを使って発電したり，蓄電器に電気を蓄えたりできることを多面的に調べ，電気は，つくりだしたり蓄えたりすることができることを捉えるようにすることである。

㋑については，豆電球や発光ダイオードを点灯させたり，電子オルゴールを鳴らしたり，電熱線を発熱させたり，モーターを回転させたりしたときの電気の働きに着目して，それらを多面的に調べ，電気は，光，音，熱，運動などに変換することができることを捉えるようにすることである。

㋒については，身の回りにある，電気を利用している道具の働きに着目して，電気の利用の仕方を多面的に調べ，発電したり，蓄電したり，変換させたりしながら利用していることを捉えるようにすることである。その際，身の回りには，電気の働きを目的に合わせて制御したり，電気を効率よく利用したりしている物があることを捉えるようにする。

ここで扱う対象としては，電気を蓄える物として，例えば，コンデンサーなどの蓄電器が考えられる。電気をつくりだしたり，蓄電器などに電気を蓄えたりすることができることについては，豆電球や発光ダイオードの点灯やモーターの回転などによって捉えるようにする。

ここでの指導に当たっては，生徒が手回し発電機や光電池などを使って自分で電気をつくりだし，その電気を蓄えたり，変換したりすることにより，エネルギーが蓄えられることや変換されることを体験的に捉えるようにする。

日常生活との関連としては，エネルギー資源の有効利用という観点から，電気の効率的な利用について捉えるようにする。このことについて，例えば，蓄電した電気を使って，発光ダイオードと豆電球の点灯時間を比較することが考えられる。

（内容の取扱い）

オ　(2)の「Ｃ物質・エネルギー」の指導に当たっては，ものづくりを通して行うよう配慮すること。

てこの規則性を活用したものづくりとしては，てこの働きを利用するという観点から，用途に応じて作用する力の大きさを制御することを目的としたてこや，物の重さを測定することを目的としたてんびんばかりなどが考えられる。

また，電気の働きを活用したものづくりとしては，風力や太陽光といった自然エネルギーでつくりだした電気を蓄電器に蓄えて効率的に利用することを目的とした照明などが考えられる。

４　指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画作成上の配慮事項

３　指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ア　単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，理科の学習過程の特質を踏まえ，理科の見方・考え方を働かせ，見通しをもって観察，実験を行うなどの，問題を科学的に解決しようとする学習活動の充実を図ること。

この事項は，理科の指導計画の作成に当たり，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし，理科の特質に応じて，効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど，生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中，学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し，これからの時代に求められる資質・能力を身に付け，生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには，これまでの学校教育の蓄積も生かしながら，学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが求められている。

指導に当たっては，(1)「知識及び技能」が習得されること，(2)「思考力，判断力，表現力等」を育成すること，(3)「学びに向かう力，人間性等」を涵(かん)養することが偏りなく実現されるよう，単元など内容や時間のまとまりを見通しながら，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは，必ずしも１単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元など内容や時間のまとまりの中で，例えば，主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか，対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか，学びの深まりをつくりだすために，生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか，といった視点で授業改善を進めることが求められる。また，生徒や学校の実態に応じ，多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり，単元のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技能」の習得に課題が見られる場合には，それを身に付けるために，生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね，確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり，特に「深い学び」の視点に関して，各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教

科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を，習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて，より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

イ　２の各段階で育成を目指す思考力，判断力，表現力等については，当該段階において育成することを目指す力のうち，主なものを示したものであり，実際の指導に当たっては，他の段階で掲げている力の育成についても十分に配慮すること。

「イ各段階で育成を目指す思考力，判断力，表現力等」とは，生徒が自然の事物・現象に親しむ中で興味・関心をもち，そこから疑問を見いだし，予想や仮説を基に観察，実験などを行い，結果を整理し，その結果を基に結論を導きだすといった問題解決の過程の中で育成される問題解決の力のことである。高等部１段階では，主に予想や仮説を基に，解決の方法を考える力が，高等部２段階では，主により妥当な考えをつくりだす力が問題解決の力として示されている。

また，生徒の障害による特性や発達の段階に対して配慮するとともに，情報量の調整を行ったり，情報の整理を支援したりするなどして，観察，実験の結果の捉え方を指導していくことが必要となる。実際の指導に当たっては，中学部で掲げている問題解決の力の育成についても十分に配慮する必要がある。

(2) 内容の取扱いについての配慮事項

(2) ２の各段階の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。

ア　問題を見いだし，予想や仮説，観察，実験などの方法について考えたり説明したりする学習活動，観察，実験の結果を整理し考察する学習活動，科学的な言葉や概念を使用して考えたり説明したりする学習活動などを重視すること。

イ　観察，実験などの指導に当たっては，指導内容に応じてコンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用できるようにすること。

ウ　実験を行うに当たっては，身の回りのことや生活に関わるものを取り扱うこと。

エ　生物，天気，川，土地などの指導に当たっては，野外に出掛け地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れるとともに，生命を尊重し，自然環境の保全に寄与する態度を養うようにすること。

オ　天気，川，土地などの指導に当たっては，災害に関する基礎的な理解が図られるようにすること。

カ　科学技術が日常生活や社会を豊かにしていることや理科で学習することが様々な職業などと関係していることに触れること。

キ　個々の生徒が主体的に問題を解決する活動を進めるとともに，日常生活や他教科等との関連を図った学習活動，目的を設定し，計測して制御するという考え方に基づいた学習活動が充実するようにすること。

ク　博物館や科学学習センターなどと連携，協力を図ること。

アの「科学的な言葉や概念を使用して考えたり説明したりする」とは，自らの観察記録や実験データを整理した表やグラフなどを活用しつつ科学的な言葉や概念を使用して考え

たり説明したりすることである。

イの「コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用できるようにする」とは，学習を深めていく過程で，生徒が相互に情報を交換したり，説明したりする手段として，コンピュータをはじめとする様々な視聴覚機器を活用することである。

ウの「身の回りのことや生活に関わるものを取り扱う」とは，生徒が見通しをもって意欲的に学習活動に取り組むことができるように，生活に関連した題材を扱うことである。その際，実際の生活とどのように関連しているかについて指導することが大切である。

エの「自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れる」とは，自然に直接関わる体験を充実するために，それぞれの地域で自然の事物・現象を教材化し，これらの積極的な活用を図ることである。例えば，生物の飼育や植物の栽培活動，校外学習などの自然に触れ合う体験活動等が考えられる。また，野外で生物を採取する場合には，必要最小限にとどめるなど，生態系の維持に配慮するとともに，生物の体のつくりと働きの精妙さを認識し，生命を尊重しようとする態度を養うことができるようにする。

オの「災害に関する基礎的な理解が図られるようにする」とは，自然の事物・現象の働きや規則性などを理解し，自然災害に適切に対応することにつながるようにすることである。例えば，１段階Ｂのアの「流れる水の働きと土地の変化」，Ｂのイの「天気の変化」，２段階Ｂのアの「土地のつくりと変化」において，自然災害との関連を図りながら，学習内容の理解を深めることが重要である。

カの「科学技術が日常生活や社会を豊かにしている（ことに触れる）」とは，理科で学習した様々な原理や法則は日常生活や社会と深く関わりをもっており，科学技術の発展を支える基礎となっていることを認識させることである。

「理科で学習することが様々な職業などと関係していることにも触れる」とは，理科で学ぶ様々な事物や現象がさまざまな職業に深く関わりをもっていることを認識させることである。特に，科学的な原理が日常的に使用する製品などに応用されていることを実感させることが大切である。

また，生徒の進路選択との関わりの中でも理科を学ぶ意義を実感させ，理科で学んだことが様々な職業やその後の学習と関連していることや，理科の見方・考え方が職業にも生かされることに触れることが大切である。

キの「日常生活や他教科等との関連を図った学習活動」とは，学習の成果を日常生活との関わりの中で捉え直したり，他教科等で学習した内容と関連付けて考えたりすることである。さらには，学習したことを日常生活との関わりの中で捉え直すことで，理科を学習することの有用性を感じることができ，学習に対する意欲も増進する。そのため教師は，各教科等の内容について「カリキュラム・マネジメント」を通じての相互の関連付けや横断を図り，必要な教育内容を組織的に配列し，関係する教科等の内容と往還できるようにすることが大切である。

「目的を設定し，計測して制御するという考え方に基づいた学習活動」とは，観察，実験などにおいて，その目的を明確に意識することにより，観察，実験の結果を見直し，再度観察，実験を行ったり，解決方法の修正をしたりするといった学習活動のことである。

クの「博物館や科学学習センターなどと連携，協力を図る」とは，地域にある博物館や科学学習センター，植物園，動物園，水族館，プラネタリウムなどの施設や設備を活用することである。これらの施設や設備は，学校では体験することが困難な自然や科学に関す

る豊富な情報を提供してくれる貴重な存在である。これらの施設や設備の活用に際しては，適切に指導計画に位置付けるとともに，実地踏査や学芸員などとの事前の打合せなどを行い，育成を目指す資質・能力を共有し，指導の充実を図ることが大切である。

(3) 事故防止，薬品などの管理

(3) 観察，実験などの指導に当たっては，事故防止に十分留意すること。また，環境整備に十分配慮するとともに，使用薬品の管理及び廃棄についても適切な措置をとるよう配慮すること。

「事故防止に十分留意する」とは，安全管理という観点から，加熱，燃焼，気体の発生などの実験，ガラス器具や刃物などの操作，薬品の管理，取扱い，処理などには十分に注意を払うことである。野外での観察，採集，観測などでは事前に現地調査を行い，危険箇所の有無などを十分に確認して，適切な事前指導を行い，事故防止に努めることが必要である。

「環境整備に十分配慮する」とは，生徒が活動しやすいように授業で使用する教材や教具，実験器具などを整理整頓しておくとともに，実験器具等の配置を生徒に周知しておくようにすることである。また，教材，器具等の物的環境の整備や人的支援など，長期的な展望の下，計画的に環境を整備していくことが大切である。

「使用薬品の管理及び廃棄についても適切な措置をとる」とは，地震や火災などに備えて，法令に従い，厳正に管理することである。特に，塩酸や水酸化ナトリウムなど，毒物及び劇物取締法により，劇物に指定されている薬品は，法に従って適切に取り扱うことが必要である。

第２編　高等部学習指導要領解説

第２部　高等部学習指導要領総則等の解説

第５章　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第４節　各学科に共通する各教科

第５　音楽

第５　音楽

１　音楽科の改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

①　教科の目標の改善

高等部段階における音楽科で育成を目指す資質・能力を，「生活や社会の中の音や音楽，音楽文化と豊かに関わる資質・能力」と規定し，「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」について示した。また，資質・能力の育成に当たっては，生徒が「音楽的な見方・考え方」を働かせて，学習活動に取り組めるようにする必要があることを示した。このことによって，生徒が教科としての音楽を学ぶ意味を明確にした。

②　段階の目標の新設

今回の改訂では，段階の目標を新設し，教科の目標の構造と合わせ，「（1）知識及び技能」，「（2）思考力，判断力，表現力等」，「（3）学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で整理し，教科の目標と段階の目標との関係を明確にした。

(2) 内容の改訂の要点

①　内容構成の改善

内容構成は，従前は「鑑賞」，「身体表現」，「器楽」及び「歌唱」で構成されていた。

今回の改訂では，中学部音楽科及び中学校音楽科との連続性を踏まえて，「Ａ表現」（「歌唱」，「器楽」，「創作」，「身体表現」の四分野），「Ｂ鑑賞」の二つの領域及び〔共通事項〕で構成した。また，「Ａ表現」，「Ｂ鑑賞」に示す各事項を，「Ａ表現」では「知識」，「技能」，「思考力，判断力，表現力等」に，「Ｂ鑑賞」では「知識」，「思考力，判断力，表現力等」に新たに整理して示した。これによって，指導すべき内容が一層明確になるようにした。

②　学習内容，学習指導の改善・充実

ア　「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化

中央教育審議会答申において，「学習内容を，三つの柱に沿って見直す」とされたことを踏まえ，三つの柱の一つである「知識及び技能」について，次のように改訂した。

「知識」に関する指導内容については，「曲想と音楽の構造などとの関わり及び音楽の多様性について」理解することなどの具体的な内容を，歌唱，器楽，創作，身体表現，鑑賞の領域や分野ごとに事項として示した。

「Ａ表現」における技能に関する指導内容については，創意工夫した音楽表現をするために必要となる具体的な内容を，歌唱，器楽，創作，身体表現の分野ごとに事項として示した。このことによって，音楽科における技能は，「思考力，判断力，表現力等」の育成と関わらせて習得できるようにすべき内容であることを明確にした。

イ　〔共通事項〕の指導内容の新設

中央教育審議会答申において，「学習内容を，三つの柱に沿って見直す」とされたこと，「『見方・考え方』は，現行の学習指導要領において，小学校音楽科，中学校音楽科で示されている表現及び鑑賞に共通して働く資質・能力である〔共通事項〕とも深い関わりがある」とされたことなどを踏まえ，〔共通事項〕を新設し，アの事項を「思考力，判断力，表現力等」に関する資質・能力，イの事項を「知識」に関する資質・能力として示した。

(3) 指導計画の作成と内容の取扱いの改訂の要点

① 指導計画の作成に当たっての配慮事項の新設

各段階の目標及び内容の〔共通事項〕は，「A表現」及び「B鑑賞」において共通に必要となる資質・能力として示した。そのことによって，指導計画の作成に当たっては，「A表現」及び「B鑑賞」の各領域及び各分野における事項との関連を図り，十分な指導が行われるようにすることを配慮事項に明記した。

② 内容の取扱いについての配慮事項の新設

各段階の「A表現」及び「B鑑賞」において取り扱う教材選択の観点，言語活動の充実を図るための配慮事項などについて示した。

ア 言語活動の充実

中央教育審議会答申において，言語活動が「表現及び鑑賞を深めていく際に重要な活動である」とされたことを踏まえ，次のように改訂した。

友達や教師と協働しながら，音楽表現を楽しんだり曲や演奏を聴いてその楽しさを見いだしたりしていく学習の充実を図る観点から，生徒の言語理解や発声・発語の状況等を考慮し，「音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図る指導を工夫すること」を「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっての配慮事項として示した。

イ 「我が国や郷土の音楽」に関する学習の充実

中央教育審議会答申において，「我が国や郷土の伝統音楽に親しみ，よさを一層味わえるようにしていくこと」の「更なる充実が求められる」とされたことを踏まえ，我が国や郷土の音楽の指導に当たっての配慮事項として，「楽譜や音源等の示し方，伴奏の仕方，曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方などの指導方法について工夫すること」を配慮事項として示した。

２ 音楽科の目標

教科の目標は次の通りである。

> １ 目 標
>
> 表現及び鑑賞の幅広い活動を通して，音楽的な見方・考え方を働かせ，生活や社会の中の音や音楽，音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
>
> (1) 曲想と音楽の構造などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに，創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
>
> (2) 音楽表現を創意工夫することや，音楽を自分なりに評価しながらよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。
>
> (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して，音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに，音楽に親しんでいく態度を養い，豊かな情操を培う。

この目標は，高等部段階の教育における音楽科が担うべき役割とその目指すところを示したものである。従前は，教科の目標を総括目標として一文で示していたが，今回の改訂では，育成を目指す資質・能力を整理し，生活や社会の中の音や音楽，音楽文化と豊かに関わる資質・能力を育成することを目指している。その上で，(1)は「知識及び技能」の習

得，(2)は「思考力，判断力，表現力等」の育成，(3)は「学びに向かう力，人間性等」の涵(かん)養に関する目標を示す構成としている。また，このような資質・能力を育成するためには，「音楽的な見方・考え方」を働かせることが必要であることを示している。

冒頭に示した「表現及び鑑賞の幅広い活動を通して」とは，生徒が音楽的な見方・考え方を働かせ，生活や社会の中の音や音楽，音楽文化と豊かに関わる資質・能力を育成するためには，多様な音楽活動を幅広く体験することが大切であることを示したものである。

生徒の音楽活動とは，歌を歌ったり，楽器を演奏したり，音楽をつくったり，音楽を体の動きで表現をしたり，音や音楽を聴いたりすることなどである。学習指導要領では，このうち歌唱，器楽，創作，身体表現を「表現」領域としてまとめ，「表現」と「鑑賞」の２領域で構成している。しかしながら，これらの活動はそれぞれが個々に行われるだけではなく，相互に関わり合っていることもある。

「幅広い活動を通して」としているのは，多様な音楽活動を通して学習が行われることを前提としているからである。ここでは，人々に長く親しまれている音楽，我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽を教材として扱い，生徒一人一人の個性や興味・関心を生かした楽しい音楽活動を展開していくことの重要性を述べている。特に音楽科の学習が，生徒の音楽活動と離れた個別の知識の習得や，技能の機械的な訓練にならないようにすることが大切である。

音楽的な見方・考え方を働かせて，生徒が思いや意図をもって音楽を表現したり，味わって聴いたりするなど，生徒一人一人の個性や興味・関心を生かした歌唱，器楽，創作，身体表現，鑑賞の活動を行うことが重要である。

音楽的な見方・考え方とは，「音楽に対する感性を働かせ，音や音楽を，音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え，自己のイメージや感情，生活や社会，伝統や文化などと関連付けること」であると考えられる。

音楽に対する感性とは，音や音楽のよさや美しさなどの質的な世界を価値あるものとして感じ取るときの心の働きを意味している。生徒が，音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し，それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感受することを支えとして，自ら音や音楽を捉えていくとき，生徒の音楽に対する感性が働く。生徒が音楽に対する感性を働かせることによって，音楽科の学習は成立し，その学習を積み重ねていくことによって音楽に対する感性が豊かになっていく。

音や音楽を，音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉えとは，音や音楽を捉える視点を示している。音や音楽は，鳴り響く音や音楽を対象とし，音色，リズム，速度，旋律，テクスチュア，強弱，形式，構成などの音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚することと，それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感受することとを関わらせながら，音楽がどのように形づくられ，どのような雰囲気や表情を醸し出しているのかを見いだしていく過程を通して捉えることができる。音楽科の学習では，このように音や音楽を捉えることが必要である。

一方，音や音楽は，「自己のイメージや感情，生活や社会，伝統や文化」などとの関わりの中で，人間にとって意味あるものとして存在している。したがって，音や音楽とそれらによって喚起される自己のイメージや感情との関わり，音や音楽と人々の生活や文化などとの関わり，音や音楽と伝統や文化などとの関わりなどについて考えることによって，音楽表現を創意工夫したり音楽を解釈し評価したりするなどの学習が一層深まっていく。

このように，音楽的な見方・考え方は，音楽科の特質に応じた，物事を捉える視点や考え方であり，音楽科を学ぶ本質的な意義の中核をなすものである。

生徒が自ら，音楽に対する感性を働かせ，音や音楽を，音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え，捉えたことと自己のイメージや感情，生活や社会，伝統や文化などとを関連付けて考えているとき，音楽的な見方・考え方が働いている。音楽的な見方・考え方を働かせて学習をすることによって，生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた，「知識及び技能」の習得，「思考力，判断力，表現力等」の育成，「学びに向かう力，人間性等」の涵(かん)養が実現していく。このことによって，生活や社会の中の音や音楽，音楽文化と豊かに関わる資質・能力は育成されるのである。

なお，音楽的な見方・考え方は，音楽的な見方・考え方を働かせた学習を積み重ねることによって広がったり深まったりするなどして，その後の人生においても生きて働くものとなる。

「生活や社会の中の音や音楽，音楽文化と豊かに関わる資質・能力」は，(1)，(2)及び(3)に示している。ここでは，音楽科の学習を通して育成を目指す資質・能力を「生活や社会の中の音や音楽，音楽文化と豊かに関わる資質・能力」と示すことによって，生徒が教科としての音楽を学ぶ意味を明確にしている。

(1)は，「知識及び技能」の習得に関する目標を示したものである。

「曲想と音楽の構造などとの関わり及び音楽の多様性について理解する」ことが「知識」の習得に関する目標，「創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付ける」ことが「技能」の習得に関する目標である。知識の習得に関する目標は，表現領域及び鑑賞領域に共通するものであり，技能の習得に関する目標は，表現領域のみに該当するものである。

「曲想と音楽の構造などとの関わり」を理解するとは，対象となる音楽固有の雰囲気や表情，味わいなどを感じ取りながら，自己のイメージや感情と音楽の構造などとの関わりを捉え，理解することである。

「音楽の多様性について理解する」とは，単に多くの音楽があることを知るだけではなく，人々の暮らしとともに音楽文化があり，そのことによって様々な特徴をもつ音楽が存在していることを理解することである。

「創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能」とは，創意工夫の過程でもった音楽表現に対する思いや意図に応じて，その思いや意図を音楽で表現する際に自ら活用できる技能のことである。

技能の指導に当たっては，一定の手順や段階を追って身に付けることができるようにするのみでなく，変化する状況や課題などに応じて主体的に活用できる技能として身に付けることができるようにすることが重要である。

(2)は，「思考力，判断力，表現力等」の育成に関する目標を示したものである。

「音楽表現を創意工夫する」とは，音や音楽に対するイメージを膨らませたり他者のイメージに共感したりして，音楽を形づくっている要素の働かせ方などを試行錯誤しながら，表したい音楽表現について考え，どのように音楽で表現するかについて思いや意図をもつことである。また，思いや意図は，創意工夫の過程において，知識や技能を得たり生かしたりしながら，さらに深まったり新たな思いや意図となったりする。中学部での自分はどのように表現したいかを考えながら主体的に表現していく段階から，他者のイメージに共

感したり，音楽を形づくっている要素の働かせ方などを試行錯誤したりしながら，表したい音楽表現について考え，表現していくのが高等部段階のねらいとなる。

「音楽を自分なりに評価しながらよさや美しさを味わって聴く」とは，曲想を感じ取りながら，音や音楽によって喚起された自己のイメージや感情を，音楽の構造や背景などと関わらせて捉え直し，その音楽の意味や価値などについて自分なりに評価しながら聴くことである。

(3)は，「学びに向かう力，人間性等」の涵(かん)養に関する目標を示したものである。

「音楽活動の楽しさ」とは，表現や鑑賞の活動に取り組む中で，イメージや感情が音楽によって喚起されるなどの情動の変化によってもたらされるものである。他者と一緒に歌ったり楽器を演奏したり，身体表現したり音楽を聴いたりするときに感じることがある。さらに今まで知らなかった音楽に出会ったり，自分の演奏が聴き手に評価されたり，あるいは，音楽に対する感じ方が人によって多様であることを認識したりしたときなどにも一層の楽しさを感じることがある。

「音楽を愛好する心情」とは，生活に音楽を生かし，生涯にわたって音楽を愛好しようとする思いである。この思いは音楽のよさや美しさなどを感じ取ることによって形成される。音楽活動によって生まれる楽しさや喜びを実感したり，曲想と音楽の構造との関わりや，背景となる風土，文化や歴史などを理解したりすることを通して，音楽を愛好する心情を育てていく。

「音楽に対する感性」とは，音や音楽のよさや美しさなどの質的な世界を価値あるものとして感じ取るときの心の働きを意味している。音楽科の学習は，生徒が音や音楽の存在に気付き，それらを主体的に捉えることによって成立する。生徒が，音楽を形づくっている要素の知覚・感受を支えとして自ら音や音楽を捉えていくとき，生徒の音楽に対する感性が働く。こうした学習を積み重ねることによって，音楽に対する感性は豊かになり，「この音の方が自分にとって心地よい音だ」，「この音楽の響きには豊かさが感じられる」，といった意味付けが確かなものになっていく。そして，生徒一人一人が音や音楽をそれぞれの感じ方で味わうことにつながっていく。

「音楽に親しんでいく態度」とは，音楽科の学習が基盤となって生涯にわたって音楽に親しみ，そのことが人間的成長の一側面となるような態度のことである。そのためには，生徒が進んで様々な音や音楽及び様々な音楽活動に親しみ，音楽活動を楽しむとともに，生涯にわたって音や音楽への興味・関心をもち続け，それを更に高めていくための素地を育てていくことが求められる。

「豊かな情操を培う」とは，美しいものや優れたものに接して感動する情感豊かな心を育てることである。音楽によって培われる情操は，直接的には美的情操が最も深く関わっていると言われ，例えば音楽を聴いてこれを美しいと感じ，更に美しさを求めようとする柔らかな感性によって育てられる豊かな心のことである。

３　各段階の目標及び内容

(1)　「知識及び技能」の習得に関する目標

【１段階】

ア　曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに，創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な歌唱，器楽，創作，身体表現の技能を身に付けるよ

うにする。
【２段階】
ア　曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに，創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な歌唱，器楽，創作，身体表現の技能を身に付けるようにする。

「知識及び技能」の習得に関するもののうち，知識の習得については，表現領域及び鑑賞領域に関する目標を示している。また，全段階を通じて，曲想と音楽の構造などとの関わりなどを示している。このことは，どの段階においても，また，どの領域や分野においても知識に関する学習の方向が同一であることを示している。その上で，生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等や学習の系統性を踏まえて，１段階では，「曲想と音楽の構造などとの関わり」とし，２段階では音楽の「背景などとの関わり」が加わり，学習が質的に高まっていくように示している。

技能の習得については，表現領域に関する目標を示している。生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等や学習の系統性を踏まえて，１段階及び２段階とも「創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な…」としている。このことは，どの段階においても，また，歌唱，器楽，創作，身体表現のどの分野においても，表現領域に関する技能に関する学習の方向が同一であることを示している。その上で，中学部２段階では「表したい音楽表現をするために必要な…」としていたのが，高等部１段階及び２段階では「創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な…」とし，高等部段階の技能に関する学習がより充実するように示している。

(2)　「思考力，判断力，表現力等」の育成に関する目標

【１段階】
イ　音楽表現を創意工夫することや，音楽のよさや美しさを自分なりに見いだしながら音楽を味わって聴くことができるようにする。
【２段階】
イ　音楽表現を創意工夫することや，音楽を自分なりに評価しながらよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。

「思考力，判断力，表現力等」の育成に関する目標では，表現領域及び鑑賞領域に関する目標を示している。

表現領域については，生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等や学習の系統性を踏まえて，１段階及び２段階とも「創意工夫すること」としている。このことは，どの段階においても，また，歌唱，器楽，創作，身体表現のどの分野においても，表現領域に関する技能に関する学習の方向が同一であることを示している。その上で，中学部２段階においては，「音楽表現を考えて表したい思いや意図をもつこと」としていたのが，高等部１段階及び２段階においては「音楽表現を創意工夫すること」とし，音楽表現に対する考えが，質的に高まっていくように示している。

さらに，音楽の鑑賞については，１段階では「音楽のよさや美しさを自分なりに見いだしながら」，２段階では「音楽を自分なりに評価しながら」とし，曲や演奏のよさなどを見いだしていくことが，質的に高まっていくように示している。

(3) 「学びに向かう力，人間性等」の涵(かん)養に関する目標

【１段階】

ウ　主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み，音楽活動の楽しさを体験することを通して，音楽文化に親しみ，音楽経験を生かして生活を明るく豊かなものにしていく態度を養う。

【２段階】

ウ　主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み，音楽活動の楽しさを体験することを通して，音楽文化に親しむとともに，音楽によって生活を明るく豊かなものにしていく態度を養う。

「学びに向かう力，人間性等」の涵(かん)養に関する目標では，冒頭で「主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み」と全段階で示している。「主体的・協働的に」とは，表現及び鑑賞の学習に取り組む姿勢，心構えなどを示している。ここでは，興味・関心を養い，高めることによって，身の回りにある音や音楽に生徒が主体的に関わっていくことのできる態度の育成を目指している。また，協働的としているのは，音楽科の学習の多くが，他者との関わりの中で行われていることを大切にしているからである。その上で，生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえて，合唱や合奏などにおける「協同」に留まらず，表現及び鑑賞の学習において，自らの考えを他者と交流したり，互いの気付きを共有し，感じ取ったことなどに共感したりしながら，友達や教師と音楽表現を生み出したり，音楽を評価してよさや美しさを聴いたりできるようにすることを重視している。

さらに，学習の系統性を踏まえて，中学部２段階においては，「主体的に楽しく音や音楽に関わり，協働して音楽活動する楽しさを味わいながら，様々な音楽に親しむ」としていたのが，高等部１段階及び２段階においては，「主体的・協働的に取り組み」とし，音楽活動への関わり方が質的に高まっていくように示している。

また，１段階では「音楽経験を生かして…」，２段階では「音楽によって…」とし，生徒が音楽科の学習で得た音楽経験を学校生活や家庭，地域社会での生活に生かす経験を積み重ね，生活を明るく潤いのあるものにしていく態度を育てることを求めている。

(4) １段階の目標と内容

ア　目標

(1) 目　標

ア　曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに，創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な歌唱，器楽，創作，身体表現の技能を身に付けるようにする。

イ　音楽表現を創意工夫することや，音楽のよさや美しさを自分なりに見いだしながら音楽を味わって聴くことができるようにする。

ウ　主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み，音楽活動の楽しさを体験することを通して，音楽文化に親しみ，音楽経験を生かして生活を明るく豊かなものにしていく態度を養う。

今回の改訂では，ア「知識及び技能」の習得に関する目標，イ「思考力，判断力，表現力等」の育成に関する目標，ウ「学びに向かう力，人間力等」の涵(かん)養に関する目標を示している。

これらの目標を実現するためには，次の「イ内容」に示している資質・能力を，適切に関連付けながら育成することが重要である。

イ　内容

(2) 内　容
A　表　現
　ア　歌唱の活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
　　(ｱ) 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら，歌唱表現を創意工夫すること。
　　(ｲ) 次の㋐及び㋑について理解すること。
　　㋐　曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わり
　　㋑　声の音色や響きと発声との関わり
　　(ｳ) 創意工夫を生かした表現をするために必要な次の㋐から㋒までの技能を身に付けること。
　　㋐　範唱を聴いたり，ハ長調及びイ短調の楽譜を見たりして歌う技能
　　㋑　呼吸及び発音の仕方に気を付けて，自然で無理のない，響きのある歌い方で歌う技能
　　㋒　互いの歌声や副次的な旋律，伴奏を聴いて，声を合わせて歌う技能

ここでは，１段階の歌唱に関する事項を示している。

(ｱ)の事項は，歌唱分野における「思考力，判断力，表現力等」に関する資質・能力である，歌唱表現を創意工夫していくことができることをねらいとしている。

「歌唱表現についての知識や技能」とは，(ｲ)及び(ｳ)に示すものである。

「知識や技能を得たり生かしたり」としているのは，歌唱表現を創意工夫するためには，その過程で新たな知識や技能を習得することと，これまでに習得した知識や技能を活用することの両方が大切となるからである。したがって，知識や技能を習得してから表現を工夫するといった，一方向のみの指導にならないように留意する必要がある。

「歌唱表現を創意工夫する」とは，曲に対するイメージを膨らませたり他者のイメージに共感したりして，音楽を形づくっている要素の働かせ方などを試行錯誤しながら，表したい歌唱表現について考え，どのように歌唱表現するかについて思いや意図をもつことである。また，思いや意図は，創意工夫の過程において，歌唱表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら，さらに深まったり新たな思いや意図となったりする。

(ｲ)の事項は，歌唱分野における知識に関する資質・能力である，㋐及び㋑について理解することができるようにすることをねらいとしている。

㋐の「曲想」とは，その音楽固有の雰囲気や表情，味わいなどのことである。また曲想は，音楽の構造によって生み出されるものである。

「音楽の構造」とは，音楽を形づくっている要素そのものや要素同士の関わり方及び音楽全体がどのように成り立っているかなど，音や要素の表れ方や関係性，音楽の構成や展開の有り様などである。

㋑の「声の音色や響きと発声との関わり」とは，例えば，我が国の伝統的な歌唱や諸外国の様々な歌唱には，その曲種に応じた声の出し方などによる声の音色や響きがあり，それらは発声の仕方の違いによって生まれるものであることを理解することなどである。

(ｳ)の事項は，歌唱分野における技能に関する資質・能力である，創意工夫を生かした表現をするために必要な㋐から㋒までの技能を身に付けることができるようにすることをねらいとしている。

「創意工夫を生かした表現をするために必要な」技能としているのは，㋐から㋒までの技能を，いずれも創意工夫を生かした表現をするために必要となるものとして位置付けているからである。

したがって，学習の過程において，生徒が創意工夫を生かした表現を考え，それを実現するために，必要な技能を習得することができるよう，(ｱ)の事項と関連を図りながら，意図的，計画的に指導を進めることが大切である。

㋐の「範唱を聴いたり」して歌う技能とは，リズムや旋律に気を付けて聴くだけではなく，音楽を形づくっている要素や表現の仕方などについて，課題意識をもって聴き，それを聴いて自分の表現がより豊かになるように聴唱することである。

「ハ長調及びイ短調の楽譜を見たりして歌う」としているのは，中学部２段階で身に付けた音の高さなどを意識して歌う技能に加え，イ短調の視唱は，ハ長調と調号が同じであるが，旋律の感じが異なることから，ハ長調と比較するなどして，イ短調の視唱の技能を育てることが必要であるからである。また，楽譜と音との関連を意識した指導の充実を図り，音楽を形づくっている要素や要素同士の関連及び音符，休符，記号や用語の指導も併せて行い，音楽の流れを感じながら読譜できるようにすることが大切である。

㋑の「呼吸及び発音の仕方に気を付けて」歌うとは，表現にふさわしい呼吸や発音の仕方を工夫するに当たり，母音，子音，濁音，鼻濁音などの日本語のよさを生かした発音や語感に気を付け歌うことである。

「自然で無理のない，響きのある歌い方で歌う」とは，生徒一人一人の声の特徴を生かしつつも，力んで声帯を締め付けることなく，音楽的には曲想に合った自然な歌い方で歌声を響かせて歌うことである。

㋒の「互いの歌声や副次的な旋律，伴奏を聴いて，声を合わせて歌う」とは，自分の歌声だけでなく，友達の歌声や伴奏を聴きながら歌うことを意味している。ここでいう「副次的な旋律」とは，主旋律に加えて演奏される別の旋律であり，音の高さやリズムが違う旋律のことを指している。友達の歌声や伴奏を聴きながら，自分の歌声と友達の歌声を調和させるとともに，伴奏の響きや副次的な旋律の響きを聴きながら，豊かな表現になるよう指導を工夫することが重要である。

イ　器楽の活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら，器楽表現を創意工夫すること。

(ｲ) 次の㋐及び㋑について理解すること。

㋐　曲想と音楽の構造との関わり

㋑　多様な楽器の音色と演奏の仕方との関わり

(ｳ) 創意工夫を生かした表現をするために必要な次の㋐から㋒までの技能を身に付けること。

㋐　範奏を聴いたり，ハ長調及びイ短調の楽譜を見たりして演奏する技能

㋑　音色や響きに気を付けて，旋律楽器及び打楽器を演奏する技能

㋒　各声部の楽器の音や伴奏を聴いて，音を合わせて演奏する技能

ここでは，１段階の器楽に関する事項を示している。

(ｱ)の事項は，器楽分野における「思考力，判断力，表現力等」に関する資質・能力である，器楽表現を創意工夫していくことができることをねらいとしている。

「器楽表現についての知識や技能」とは，(ｲ)及び(ｳ)に示すものである。

「知識や技能を得たり生かしたり」としているのは，器楽表現を創意工夫するためには，その過程で新たな知識や技能を習得することと，これまでに習得した知識や技能を活用することの両方が大切となるからである。したがって，知識や技能を習得してから表現を工夫するといった，一方向のみの指導にならないように，留意する必要がある。

「器楽表現を創意工夫する」とは，曲に対するイメージを膨らませたり他者のイメージに共感したりして，音楽を形づくっている要素の働かせ方などを試行錯誤しながら，表したい器楽表現について考え，どのように器楽表現するかについて思いや意図をもつことである。また，思いや意図は，創意工夫の過程において，器楽表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら，さらに深まったり新たな思いや意図となったりする。

指導に当たっては，生徒が様々な器楽表現を試しながら工夫し，どのように演奏するかについて思いや意図をもつ過程を重視することが大切となる。

(ｲ)の事項は，器楽分野における知識に関する資質・能力である，㋐及び㋑について理解することができるようにすることをねらいとしている。

㋐の「曲想」とは，その音楽固有の雰囲気や表情，味わいなどのことである。また曲想は，音楽の構造によって生み出されるものである。

「音楽の構造」とは，音楽を形づくっている要素そのものや要素同士の関わり方及び音楽全体がどのように成り立っているかなど，音や要素の表れ方や関係性，音楽の構成や展開の有り様などである。

㋑の「多様な楽器の音色と演奏の仕方との関わり」とは，例えば様々な楽器を用いて，友達と一緒に演奏した時に，中学部２段階までに学んだ楽器の組合せを変えることに加え，自分の演奏の仕方を変えることによって，その音色が変化するといったことを理解することである。

指導に当たっては，演奏の仕方を工夫することによって楽器の音色が変わることを，演奏を通して理解できるようにすることが重要である。

(ｳ)の事項は，器楽分野における技能に関する資質・能力である，創意工夫を生かした表現をするために必要な次の㋐から㋒までの技能を身に付けることができるようにすることをねらいとしている。

「創意工夫を生かした表現をするために必要な」技能としているのは，㋐から㋒までの技能を，いずれも創意工夫を生かした音楽表現をするために必要となるものとして位置付けているからである。

したがって，技能の指導に当たっては，生徒がどのように創意工夫したいのか考えをもち，それを実現するために必要な技能を習得することの必要性を実感できるよう，(ｱ) の事項と関連を図りながら，意図的，計画的に指導を進めることが大切である。

㋐の「範奏を聴いたり」としているのは，範奏を聴いて曲や演奏のよさや美しさを判断したり，音楽を形づくっている要素を注意深く聴きながら，課題意識をもって演奏の仕方を工夫できるようにすることを大切にしているからである。ここで，「範奏」とは，教師や

生徒による演奏を始め，音源や映像等の視聴覚教材の利用，専門家による演奏などが考えられる。

「ハ長調及びイ短調の楽譜を見たりして演奏する」としているのは，中学部２段階までに慣れ親しんだハ長調の視奏に加え，イ短調の視奏にも慣れ親しむことで，ハ長調及びイ短調の音階や調の違いを捉えて視奏できるようになることを大切にしているからである。

また，楽譜と音との関連を意識した指導の一層の充実を図り，音楽を形づくっている要素や要素同士の関わり及び音符，休符，記号や用語の指導も合わせて行い，音楽の流れを感じながら読譜できるようにすることが求められる。

㋑の「音色や響きに気を付けて，旋律楽器及び打楽器を演奏する」としているのは，中学部２段階までで扱ってきた旋律楽器及び打楽器を含めて，生徒の興味・関心，これまでの学習経験や技能，演奏効果，学校の実態を考慮して，適切なものを取り扱うようにすることが大切としているからである。その際，我が国の音楽や郷土の音楽，諸外国の音楽に対する関心を一層高めるよう配慮することが必要である。

指導に当たっては，中学部２段階より継続して取り扱う楽器について，生徒や学校の実態などを十分に考慮し，それぞれの楽器がもつ固有の音色や響きの特徴に応じた演奏の仕方が身に付くように留意する必要がある。例えば，木琴や鉄琴の演奏では，表したい思いや意図に合った音色になるようマレットで打つ強さに気を付けたり，リコーダーの演奏では，音域や表現方法にふさわしい息の吹き込み方やタンギングの仕方に気を付けたりするなど，音色や響きに応じた演奏の仕方を身に付けるようにすることが考えられる。

また，中学部２段階までに身に付けた演奏の技能を生かすことができるよう，生徒の実態を踏まえて，易しいリズムや旋律の演奏から徐々に難易度を上げるなど，継続的に取り組むようにすることが求められる。

その際，教師や友達の演奏を聴いたり見たりすることで，楽器の適切な演奏の仕方が身に付くようにすることも大切である。

㋒の「各声部」とは，主旋律や副次的な旋律などを表している。各声部の役割は，一つの曲の中でも変化することがある。それらの役割を理解し，強弱などを工夫して表現することで，全体として調和のとれた演奏になる。したがって，各声部の楽器の音や伴奏を聴いて演奏することが重要となる。

ウ　創作の活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ｱ) 創作表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら，創作表現を創意工夫すること。 (ｲ) 次の㋐及び㋑について，それらが生み出す面白さなどと関わらせて理解すること。 ㋐　いろいろな音の響きやそれらの組合せの特徴 ㋑　音やフレーズのつなげ方や重ね方の特徴 (ｳ) 創意工夫を生かした表現で旋律や音楽をつくるために必要な，課題や条件に沿った音の選択や組合せなどの技能を身に付けること。

ここでは，１段階の創作に関する事項を示している。

(ｱ)の事項は，創作分野における「思考力，判断力，表現力等」に関する資質・能力である。

「創作表現についての知識や技能」とは，(ｲ)及び(ｳ)に示すものである。

「知識や技能を得たり生かしたり」としているのは，創作表現を創意工夫するためには，その過程で新たな知識や技能を習得することと，これまでに習得した知識や技能を活用することの両方が必要になるからである。したがって，知識や技能を習得してから創作表現を創意工夫するといった，一方向のみの指導にならないように留意する必要がある。

「創作表現を創意工夫する」とは，音や音楽に対するイメージを膨らませたり他者のイメージに共感したりして，音楽を形づくっている要素の働かせ方などを試行錯誤しながら，表したい創作表現について考え，どのように創作表現するかについて思いや意図をもつことである。また，思いや意図は，創意工夫の過程において，創作表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら，さらに深まったり新たな思いや意図となったりする。

指導に当たっては，音楽をつくっていく過程で，思いや意図を伝え合うことと実際に音で試すこととを繰り返しながら，表現を工夫し，思いや意図を膨らませるように促すことが大切である。

(ｲ)の事項は，創作分野における知識に関する資質・能力である，㋐及び㋑について，理解することができるようにすることをねらいにしている。

「それらが生み出す面白さなどと関わらせて理解すること」としているのは，創作の活動では，「この音の響きや組合せにはこのような面白さがある」，「このつなげ方や重ね方はこのような面白さがある」といった，実感を伴った理解を求めているからである。

㋐の「いろいろな音の響き」とは，音の素材や楽器そのものがもつ固有の音の響き，木，金属，皮など，それぞれの材質がもつ音の響き，音を出す道具によって変わる音の響き等を指すものである。音の響きには，音の高さ，長さ，音色，重なりなどの特徴がある。「その組合せ」とは，いくつかの音の響きを合わせることを意味している。

㋑の「音やフレーズ」としているのは，旋律や音楽をつくる際，一つ一つの音だけではなく，個々の音が組み合わされたフレーズをつなぐことも含めているためである。「音やフレーズのつなげ方」とは，音を組み合わせてつくったリズム・パターンや短い旋律を反復させたり，呼びかけ合うようにしたり，それらを変化させたりすることである。「重ね方」とは，リズム・パターンや短い旋律を同時に重ねたり，時間をずらして重ねたりすることである。

(ｳ)の事項は，創作分野における技能に関する資質・能力である，創意工夫を生かした表現で旋律や音楽をつくるために必要な課題や条件に沿った音の選択や組合せるなどの技能を身に付けることをねらいにしている。

「創意工夫を生かした表現で旋律や音楽をつくるために必要な，課題や条件に沿った音の選択や組合せなどの技能」としているのは，技能が，生徒にとって思いや意図を表すために必要なものとなるよう指導することを求めているからである。また，創作分野における技能は，音楽をつくる際の課題や条件によって異なるものになる。したがって，ある特定の作曲法などに基づく音の選択の仕方や組合せ方を習得するものではないことに留意する必要がある。また，中学部音楽科における「音楽づくり」の学習で習得した技能を基盤にした学習となるよう留意することも大切である。

「課題や条件」とは，旋律や音楽をつくる前提として課された内容やつくる際の約束事のことであり，旋律や音楽をつくる学習をする際に必要なものである。例えば，「○○の音（楽器）を用いて，○○のような旋律をつくろう」というような場合である。したがって，指導のねらいに応じて適切な課題や条件を設定することが，授業を展開する上で重要

である。「音の選択や組合せなどの技能」とは，自分の思いや意図を，旋律や音楽で表すために，適切に音を選んだり，組み合わせたりできることである。

指導に当たっては，「課題や条件」のイメージがもちにくい生徒には具体的な音の選択肢を提示したり，教師が一緒に音を出しながら説明したりすることが大切である。

エ　身体表現の活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ｱ) 身体表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら，身体表現を創意工夫すること。 (ｲ) 次の㋐及び㋑の関わりについて理解すること。 ㋐　曲想と音楽の構造との関わり ㋑　曲想と体の動きとの関わり (ｳ) 創意工夫を生かした表現をするために必要な次の㋐から㋒までの技能を身に付けること。 ㋐　曲の速度やリズム，曲想に合わせて表現する技能 ㋑　設定した条件に基づいて，様々な動きを組み合わせてまとまりのある表現をする技能 ㋒　友達と動きを組み合わせて表現をする技能

ここでは，１段階の身体表現に関する事項を示している。

(ｱ)の事項は，身体表現分野における「思考力，判断力，表現力等」に関する資質・能力である，身体表現を創意工夫ができるようにすることをねらいとしている。

「身体表現についての知識や技能」とは，(ｲ)及び(ｳ)に示すものである。

「知識や技能を得たり生かしたり」としているのは，身体表現を創意工夫するためには，その過程で新たな知識や技能を習得することと，これまでに習得した知識や技能を活用することの両方が必要となるからである。したがって，知識や技能を習得してから身体表現を創意工夫するといった，一方向のみの指導にならないように留意する必要がある。

「身体表現を創意工夫する」とは，音や音楽に対する自分のイメージを膨らませたり他者のイメージに共感したりして，音楽を形づくっている要素の働かせ方などを試行錯誤しながら，表現したい身体表現について考え，どのように身体表現するかについて思いや意図をもつことである。また，思いや意図は，創意工夫の過程において，身体表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら，さらに深まったり新たな思いや意図となったりする。

(ｲ)の事項は，身体表現分野における知識に関する資質・能力である㋐及び㋑について，理解することをねらいとしている。

㋐の「曲想」とは，その音楽固有の雰囲気や表情，味わいなどのことである。また曲想は，音楽の構造によって生み出されるものである。

「音楽の構造」とは，音楽を形づくっている要素そのものや要素同士の関わり方及び音楽全体がどのように成り立っているかなど，音や要素の表れ方や関係性，音楽の構成や展開の有り様などである。

㋑の「曲想と体の動きとの関わり」とは，〔共通事項〕と関わらせた指導によって，その音楽固有の雰囲気や表情，味わいなどを，生徒自身が感じ取り，感じ取ったことと体の動きとの関わりについて理解することである。したがって，教師が感じ取った曲想を伝えた

り，その曲の形式などを覚えられるようにしたりする，ということに留まるものではないことに十分留意する必要がある。

例えば,「この曲はリズミカルな明るい雰囲気がする」と感じ取った生徒が，リズムに着目してスキップをしながら，身体表現することなどが考えられる。その際，生徒が音楽活動を通して，実感を伴って理解できるようにすることが大切である。

(ｳ)の事項は，身体表現分野における技能に関する資質・能力である，創意工夫を生かした表現をするために，必要な次の㋐から㋒までの技能を身に付けることができるようにすることをねらいとしている。

学習の過程において，生徒が考え工夫した表現を実現するために必要な技能であることが分かるよう,(ｱ)と関連を図りながら,意図的,計画的に指導を進めることが大切である。

㋐の「曲の速度やリズム，曲想に合わせて表現する技能」とは，中学部段階で身に付けた技能を基礎として，例えば，右手で旋律の動き，左手で左足に触れる動きでリズムを表現するなど，創意工夫を生かした表現をする技能のことである。

㋑の「設定した条件に基づいて，様々な動きを組み合わせてまとまりのある表現をする技能」とは，例えば，㋐で示した動きを，複数で行うことにより，統一感が感じられる動きに表すことである。

㋒の「友達と動きを組み合わせて表現をする」とは，㋐や㋑の技能を活用した動きについて，生徒が考え工夫した表現を組み合わせて動きに表すことである。

B　鑑　賞 ア　鑑賞の活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ｱ) 鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら，曲や演奏のよさなどを見いだし，曲全体を味わって聴くこと。 (ｲ) 曲想及びその変化と，音楽の構造との関わりについて理解すること。

ここでは，１段階の鑑賞に関する事項を示している。

(ｱ)の事項は,「鑑賞」領域における「思考力，判断力，表現力等」に関する資質・能力である,「曲や演奏のよさなどを見いだし，曲全体を味わって聴くこと」ができるようにすることをねらいとしている。

「鑑賞についての知識」とは，(ｲ)に示すものである。

「知識を得たり生かしたり」としているのは，曲や演奏のよさなどを見いだし，曲全体を味わって聴くためには，その過程で新たな知識を習得することと，これまでに習得した知識を活用することの両方が必要となるからである。したがって，知識を習得してから曲や演奏のよさなどを見いだし，曲全体を味わって聴くといった，一方向のみの指導にならないように留意する必要がある。

「曲全体を味わって聴く」とは，曲や演奏のよさなどについて考えをもち，曲全体を聴き深めることである。

(ｱ)の指導にあたっては，(ｲ)と関連を図った学習を通して，聴き深めていくようにすることが大切である。生徒の意識が曲や演奏の部分的なよさなどを見いだすことに留まることなく，音楽の流れを感じながら聴くことができるように留意する必要がある。

(ｲ)の事項は，鑑賞領域における知識に関する資質・能力である。曲想及びその変化と，音楽の構造との関わりについて理解できるようにすることをねらいとしている。

「曲想及びその変化と，音楽の構造との関わり」について理解することは，曲全体の雰囲気や表情，味わいとその移り行く変化について，音楽を形づくっている要素や要素同士の関連との関係で理解することである。例えば，「ゆったりとしておだやかな感じから，動きのあるにぎやかな感じに変わったのは，低音の楽器が単独でテンポもゆっくり演奏されていた音楽から，高音の楽器が複数同時にテンポも速く演奏される音楽になったから」といったことが考えられる。

指導に当たっては，生徒が感じ取った曲想及びその変化を基にしながら，曲想を生み出している音楽の構造に目を向けるようにすることが大切である。その際，複数の楽器の音の動きを線で表したり，感じ取ったことや気付いたことを伝え合ったり，特徴的な部分を取り出して聴いて確かめたりするなど，効果的な手立てを工夫することが大切である。

(5) ２段階の目標と内容

ア　目標

(1) 目　標

ア　曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに，創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な歌唱，器楽，創作，身体表現の技能を身に付けるようにする。

イ　音楽表現を創意工夫することや，音楽を自分なりに評価しながらよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。

ウ　主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み，音楽活動の楽しさを体験することを通して，音楽文化に親しむとともに，音楽によって生活を明るく豊かなものにしていく態度を養う。

今回の改訂では，ア「知識及び技能」の習得に関する目標，イ「思考力，判断力，表現力等」の育成に関する目標，ウ「学びに向かう力，人間力等」の涵(かん)養に関する目標を示している。

これらの目標を実現するためには，次の「イ内容」に示している資質・能力を，適切に関連付けながら育成することが重要である。

イ　内容

(2) 内　容

A　表　現

ア　歌唱の活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら，歌唱表現を創意工夫すること。

(ｲ) 次の㋐及び㋑について理解すること。

㋐　曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わり

㋑　声の音色や響き及び言葉の特性と発声との関わり

(ｳ) 創意工夫を生かした表現をするために必要な次の㋐及び㋑の技能を身に付けること。

㋐　創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声，言葉の発音，身体の使い方などの技能

㋑　創意工夫を生かし，全体の響きや各声部の声などを聴きながら，他者と合わせて歌う技能

ここでは，２段階の歌唱に関する事項を示している。

(ｱ)の事項は，歌唱分野における「思考力，判断力，表現力等」に関する資質・能力である，歌唱表現を創意工夫することができるようにすることをねらいとしている。

「歌唱表現についての知識や技能」とは，(ｲ)及び(ｳ)に示すものである。

「知識や技能を得たり生かしたり」としているのは，歌唱表現を創意工夫するためには，その過程で新たな知識や技能を習得することと，これまでに習得した知識や技能を活用することの両方が必要となるからである。したがって，知識や技能を習得してから表現を工夫するといった，一方向のみの指導にならないように留意する必要がある。

「歌唱表現を創意工夫する」とは，曲に対するイメージを膨らませたり他者のイメージに共感したりして，音楽を形づくっている要素の働かせ方などを試行錯誤しながら，表したい歌唱表現について考え，どのように歌唱表現するかについて思いや意図をもつことである。また，思いや意図は，創意工夫の過程において，歌唱表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら，さらに深まったり新たな思いや意図となったりする。

(ｲ)の事項は，歌唱分野における知識に関する資質・能力である，㋐及び㋑について理解することができるようにすることをねらいとしている。

㋐の「曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わり」では，「曲想と音楽の構造との関わり」，「曲想と歌詞の内容との関わり」の両方の理解を求めている。「曲想と歌詞の内容との関わり」については，曲想が音楽の構造によって生み出されるものであることに配慮して学習することが大切である。また，曲想，音楽の構造，歌詞の内容は，それぞれ関連するものであることから，これらを一体的に理解する学習をすることも考えられる。また，
その音楽固有の雰囲気や表情，味わいなどが，どのような音楽の構造や歌詞の内容によって生み出されているのかを捉えていくことが，この事項で求めている理解である。

㋑の「声の音色や響き及び言葉の特性と発声との関わり」では，声の音色や響き及び言葉の特性が生み出す特質や雰囲気を感受し，感受したことと発声との関わりを自分自身で捉えていく過程が必要である。したがって，教師からの説明などによって，生徒が曲種によって様々な発声の仕方や声の種類があることを知る，ということに留まるものではないことに十分留意する必要がある。

(ｳ)の事項は，歌唱分野における技能に関する資質・能力である，創意工夫を生かした表現をするために必要な㋐から㋑の技能を身に付けることができるようにすることをねらいとしている。

㋐の「創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声，言葉の発音，身体の使い方などの技能」としているのは，技能が，生徒にとって思いや意図を表すために必要なものとなるよう指導することを求めているからである。したがって，発声，言葉の発音，身体の使い方などの指導に当たっては，生徒が思いや意図との関わりを捉えられるようにしながら行うことが大切であり，技能に関する指導を単独で行うことに終始することのないよう留意する必要がある。

㋑の「全体の響き」とは，いくつかの声部が関わり合って生み出される総体的な響きのことである。

「各声部の声など」としているのは，ソプラノやテノールなど各声部の声の他に，伴奏，

民謡における掛け声や囃子詞（はやしことば）なども含まれるからである。

「聴きながら，他者と合わせて歌う技能」には，自分と同じ声部の他者の声や，他の声部の声などとの重なりやつながりを聴きながら歌う技能などが考えられる。「創意工夫を生かし」としているのは，(ｳ)の㋐と同様に，生徒が思いや意図を表すために必要なものとして指導することを求めているからである。

このように，本事項では，生徒が思いや意図をもち，全体の響きや各声部の声などを聴きながら，他者と合わせて歌う技能を身に付けられるようにすることを求めている。

イ　器楽の活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ｱ) 器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら，器楽表現を創意工夫すること。 (ｲ) 次の㋐及び㋑について理解すること。 ㋐　曲想と音楽の構造との関わり ㋑　多様な楽器の音色や響きと演奏の仕方との関わり (ｳ) 創意工夫を生かした表現をするために必要な次の㋐及び㋑の技能を身に付けること。 ㋐　創意工夫を生かした表現で演奏するために必要な奏法，身体の使い方などの技能 ㋑　創意工夫を生かし，全体の響きや各声部の音などを聴きながら，他者と合わせて演奏する技能

ここでは，２段階の器楽に関する事項を示している。

(ｱ)の事項は，器楽分野における「思考力，判断力，表現力等」に関する資質・ 能力である，器楽表現を創意工夫することができるようにすることをねらいとしている。

「器楽表現についての知識や技能」とは，(ｲ)及び(ｳ)に示すものである。

「知識や技能を得たり生かしたり」としているのは，器楽表現を創意工夫するためには，その過程で新たな知識や技能を習得することと，これまでに習得した知識や技能を活用することの両方が必要となるからである。したがって，知識や技能を習得してから表現を工夫するといった，一方向のみの指導にならないように留意する必要がある。

「器楽表現を創意工夫する」とは，曲に対するイメージを膨らませたり他者のイメージに共感したりして，音楽を形づくっている要素の働かせ方などを試行錯誤しながら，表したい器楽表現について考え，どのように器楽表現するかについて思いや意図をもつことである。また，思いや意図は，創意工夫の過程において，器楽表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら，さらに深まったり新たな思いや意図となったりする。

(ｲ)の事項は，器楽分野における知識に関する資質・能力である，㋐及び㋑について理解することができるようにすることをねらいとしている。

㋑の「多様な楽器の音色や響きと演奏の仕方との関わり」とは，その楽器固有の音色や響きが生み出す特質や雰囲気を感受し，感受したことと，その楽器固有の演奏の仕方との関わりを自分自身で捉えていくことである。したがって，教師からの説明や範奏などによって，生徒が複数の楽器の音色や響きを判別できるようになったり，その楽器の演奏の仕方を知ったりする，ということに留まるものではないことに十分留意する必要がある。

(ｳ)の事項は，器楽分野における技能に関する資質・能力である，創意工夫を生かした表

現をするために必要な㋐及び㋑の技能を身に付けることができるようにすることをねらいとしている。

㋐の「創意工夫を生かした表現で演奏するために必要な」技能としているのは，技能が，生徒にとって思いや意図を表すために必要なものとなるよう指導することを求めているからである。したがって，その楽器固有の演奏方法，身体の使い方などの指導に当たっては，生徒が思いや意図との関わりを捉えられるようにしながら行うことが大切であり，技能に関する指導を単独で行うことに終始することのないよう留意する必要がある。また，身体の使い方には，姿勢や楽器の構え方，発音する際の身体の動かし方などが考えられる。その際，身体の使い方について，鏡を用いてまねしたり，写真や動画などを使ったりするなど，視覚的な工夫をすることが考えられる。

㋑の「全体の響き」とは，いくつかの声部が関わり合って生み出される総体的な響きのことである。

「各声部の音など」としているのは，例えば，アンサンブルを行う際の各声部の他に，伴奏，我が国の伝統音楽における掛け声なども，声部として含まれるからである。

「聴きながら他者と合わせて演奏する技能」には，自分と同じ声部の他者の音や，他の声部の音などとの重なりやつながりを聴きながら演奏する技能などが考えられる。

本事項では，生徒が思いや意図をもち，全体の響きと各声部の音などを聴きながら他者と合わせて演奏する技能を身に付けられるようにすることを求めている。

ウ　創作の活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ｱ) 創作表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら，創作表現を創意工夫すること。 (ｲ) 次の㋐及び㋑について，表したいイメージと関わらせて理解すること。 ㋐　音のつながり方の特徴 ㋑　音素材の特徴及び音の重なり方や反復，変化，対照などの構成上の特徴 (ｳ) 創意工夫を生かした表現で旋律や音楽をつくるために必要な，課題や条件に沿った音の選択や組合せなどの技能を身に付けること。

ここでは，２段階の創作に関する事項を示している。

(ｱ)の事項は，創作分野における「思考力，判断力，表現力等」に関する資質・能力である，創作表現を創意工夫することができることをねらいとしている。

「創作表現についての知識や技能」とは，(ｲ)及び(ｳ)に示すものである。

「知識や技能を得たり生かしたり」としているのは，創作表現を創意工夫するためには，その過程で新たな知識や技能を習得することと，これまでに習得した知識や技能を活用することの両方が必要になるからである。したがって，知識や技能を習得してから創作表現を創意工夫するといった，一方向のみの指導にならないように留意する必要がある。

「創作表現を創意工夫すること」とは，音や音楽に対する自分のイメージを膨らませたり他者のイメージに共感したりして，音楽を形づくっている要素の働かせ方などを試行錯誤しながら，表現したい創作表現について考え，どのように創作表現するかについて思いや意図をもつことである。また，思いや意図は，創意工夫の過程において，創作表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら，さらに深まったり新たな思いや意図となったりする。

指導に当たっては，創意工夫する過程を大切にして，生徒の思考の流れを把握しながら適切な手立てを講ずることが大切である。

(ｲ)の事項は，創作分野における知識に関する資質・能力である，㋐及び㋑について，理解することができるようにすることをねらいにしている。

「表したいイメージと関わらせて理解すること」としているのは，創作の活動では，その過程において，㋐や㋑に示す，音のつながり方や音素材，構成上の特徴などと生徒が自己の内面に生じたイメージと関わらせながら学習を展開することが重要だからである。これは，学習の初期の段階から学習の対象となる音楽が存在している歌唱や器楽の学習とは異なる，創作の学習ならではの側面を踏まえたものである。

㋐の「音のつながり方」とは，音と音とがどのようにつながっているかということである。例えば，音の高さに着目すると，順次進行であるか跳躍進行であるか，上行しているか下行しているかといったことなどが考えられる。また，音の長さに着目すると，八分音符の長さで次の音につながっているのか，二分音符や全音符の長さで次の音につながっているのかといったことが考えられる。

「音のつながり方の特徴」は，音楽を形づくっている要素のうち，旋律，リズムとの関わりが深い。音のつながり方が異なることによって感受される特質や雰囲気にも変化が生じる。例えば，順次進行であるか跳躍進行であるかによって，滑らかさを感じたり勢いを感じたりすることなどが考えられる。また，八分音符が連続してつながるのか二分音符が連続してつながるのかによって，動きを感じたり，落ち着きを感じたりすることなどである。

㋑の「音素材」には，声や楽器のほか，自然界や日常生活の中で聴くことのできる様々な音が含まれる。楽器の場合，材質，形状，発音原理，奏法などから様々に分類され，それぞれに特徴のある音をもっている。「音素材の特徴」は，音楽を形づくっている要素のうち，音色との関わりが深い。例えば，木，金属，皮などの素材の違いにより，そこから生まれる楽器の音の特徴が異なってくる。

「音の重なり方」とは，音と音とがどのように重なっているかということであり，音と音，旋律と旋律などの様々な重なりが考えられる。

「反復，変化，対照など」とは，音を音楽へと構成するための原理を例示したものである。その中でも「反復」は，最も基本的な原理であり，動機，旋律，リズム・パターンなどを繰り返すものや曲の中のあるまとまった部分を繰り返すものなどがある。

「構成上の特徴」である音の重なり方は，音楽を形づくっている要素のうち，テクスチュアとの関わりが深く，「反復，変化，対照」は構成，形式との関わりが深い。

(ｳ)の事項は，創作分野における技能に関する資質・能力である，創意工夫を生かした表現で旋律や音楽をつくるために必要な，課題や条件に沿った音の選択や組合せるなどの技能を身に付けることをねらいにしている。

「創意工夫を生かした表現で旋律や音楽をつくるために必要な課題や条件に沿った音の選択や組合せなどの技能」としているのは，技能が，生徒にとって思いや意図を表すために必要なものとなるよう指導することを求めているからである。したがって，ある特定の作曲法などに基づく音の選択の仕方や組合せ方を習得するものではないことに留意する必要がある。また，中学部音楽科における「音楽づくり」の学習で習得した技能を基盤にした学習となるよう留意することも大切である。

「課題や条件」とは，旋律や音楽をつくる前提として課された内容やつくる際の約束事のことであり，旋律や音楽をつくる学習をする際に必要なものである。したがって，指導のねらいに応じて適切な課題や条件を設定することが，授業を展開する上で重要である。

「音の選択や組合せなどの技能」とは，自分の思いや意図を，旋律や音楽で表すために，適切に音を選んだり，組み合わせたりできることである。

指導に当たっては,「課題や条件」のイメージがもちにくい生徒には具体的な音の選択肢を提示したり，教師が一緒に音を出しながら説明したりすることが大切である。

エ　身体表現の活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ｱ) 身体表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら，身体表現を創意工夫すること。 (ｲ) 次の㋐及び㋑の関わりについて理解すること。 ㋐　曲想と音楽の構造との関わり ㋑　曲想や音楽の構造と体の動きとの関わり (ｳ) 創意工夫を生かした表現をするために必要な次の㋐から㋒までの技能を身に付けること。 ㋐　曲の速度やリズム，曲想に合わせて表現する技能 ㋑　設定した条件に基づいて，様々な動きを組み合わせたり，即興的に動いたりしてまとまりのある表現をする技能 ㋒　友達と動きを組み合わせたり，即興的に表現したりする技能

ここでは，２段階の身体表現に関する事項を示している。

(ｱ)の事項は，身体表現分野における「思考力，判断力，表現力等」に関する資質・能力である，身体表現を創意工夫することができるようにすることをねらいとしている。

「身体表現についての知識や技能」とは，(ｲ)及び(ｳ)に示すものである。

「知識を得たり生かしたり」としているのは，身体表現を創意工夫するためには，その過程で新たな知識や技能を習得することと，これまで習得した知識や技能を活用することの両方が必要となるからである。したがって，知識や技能を習得してから自分なりに表そうとするといった，一方向のみの指導にならないように留意する必要がある。

「身体表現を創意工夫する」とは，音や音楽に対する自分のイメージを膨らませたり他者のイメージに共感したりして，音楽を形づくっている要素の働かせ方などを試行錯誤しながら，表現したい身体表現について考え，どのように身体表現するかについて思いや意図をもつことである。また，思いや意図は，創意工夫の過程において，身体表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら，さらに深まったり新たな思いや意図となったりする。

(ｲ)の事項は，身体表現分野における知識に関する資質・能力である㋐及び㋑を理解することをねらいとしている。

㋐の「曲想」とは，その音楽固有の雰囲気や表情，味わいなどのことである。また曲想は，音楽の構造によって生み出されるものである。

「音楽の構造」とは，音楽を形づくっている要素そのものや要素同士の関わり方及び音楽全体がどのように成り立っているかなど，音や要素の表れ方や関係性，音楽の構成や展開の有り様などである。このように，その音楽固有の雰囲気や表情，味わいなどが，どの

ような音楽の構造によって生み出されているのかを捉えていくことが，この事項で求めている理解である。

㋑の「曲想や音楽の構造と体の動きとの関わり」とは，〔共通事項〕と関わらせた指導によって，その音楽固有の雰囲気や表情，味わいや音楽を形づくっている要素などを生徒自身が感じ取り，感じ取ったことと体の動きとの関わりについて理解することである。したがって，教師が感じ取った曲想を伝えたり，その曲の形式などを覚えられるようにしたりする，ということに留まるものではないことに十分留意する必要がある。

例えば，「この曲の前半は，ゆったりとしていて静かな雰囲気を感じ取り，後半は躍動的で力強い雰囲気がある」と感じ取った生徒が，旋律やリズムの変化に着目して，手や身体全体をゆったりと滑らかな動きのある身体表現から，力強い動きで大きな動きに変化させながら身体表現することなどが考えられる。その際，生徒が音楽活動を通して，実感を伴って理解できるようにすることが大切である。

(ｳ)の事項は，身体表現分野における技能に関する資質・能力である，創意工夫を生かした表現をするために必要な次の㋐から㋒までの技能を身に付けることができるようにすることをねらいとしている。

学習の過程において，生徒が考え工夫した表現を実現するために必要な技能であることが分かるよう，(ｱ)と関連を図りながら，意図的，計画的に指導を進めることが大切である。

㋐の「曲の速度やリズム，曲想に合わせて表現する技能」とは，高等部１段階で身に付けた技能を基礎として，創意工夫を生かした表現をする技能のことである。

㋑の「設定した条件に基づいて，様々な動きを組み合わたり，即興的に動いたりしてまとまりのある表現をする」とは，例えば，㋐で示した動きを，複数で行うことにより，統一感が感じられる動きに表すことや，感じたままに自由に動きながら，ふさわしいと思う表現にまとめていくことである。

㋒の「友達と動きを組み合わせたり，即興的に表現したりする」とは，㋐や㋑の技能を活用して，その場で考え工夫した表現を組み合わせていくことである。

身体表現の活動の指導に当たっては，曲の特徴を捉えて，どのように表現するかについて思いや意図をもつこと，〔共通事項〕との関連を十分に図り，友達と一緒に意欲的に身体表現の活動を進めることが大切である。

B　鑑　賞 ア　鑑賞の活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ｱ) 鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら，曲や演奏のよさなどについて自分なりに考え，曲全体を味わって聴くこと。 (ｲ) 次の㋐及び㋑について理解すること。 ㋐　曲想及びその変化と，音楽の構造との関わり ㋑　音楽の特徴とその背景となる文化や歴史などとの関わり

ここでは，２段階の鑑賞に関する事項を示している。

(ｱ)の事項は，鑑賞領域における「思考力，判断力，表現力等」に関する資質・能力である。曲や演奏のよさなどを見いだし，曲全体を味わって聴くことができるようにすることをねらいとしている。

「鑑賞についての知識」とは，(ｲ)に示すものである。

「知識を得たり生かしたり」としているのは，曲や演奏のよさなどを見いだし，曲全体を味わって聴くためには，その過程で新たな知識を習得することと，これまでに習得した知識を活用することの両方が必要となるからである。したがって，知識を習得してから曲や演奏のよさなどを見いだし，曲全体を味わって聴くといった，一方向のみの指導にならないように留意する必要がある。

「自分なりに考え」としているのは，高等部１段階までの「曲や演奏のよさなどを見いだす」学習をさらに発展させて，自分なりの考えをもって曲全体を味わって聴くことができるような指導を大切にしているからである。

(ｲ)の事項は，鑑賞領域における理解に関する資質・能力である，㋐及び㋑について理解できるようにすることをねらいとしている。

㋐の事項は，鑑賞領域における知識に関する資質・能力である，曲想及びその変化と，音楽の構造との関わりについて理解できるようにすることをねらいとしている。あわせて２段階では，１段階の(ｲ)で得た知識をさらに発展させて，(ｲ)の㋑の事項の理解へとつなげていくことをねらいとしている。

㋑の事項は，１段階で得た知識をより発展させた資質・能力として位置付けられている。音楽は，その背景となる文化や歴史から，直接，間接に影響を受けており，それが音楽の特徴となって表れている。１段階の(ｲ)の事項に加え，その背景となる文化や歴史に目を向けることは，曲想と音楽の構造を理解したり，音楽の特徴を理解したりする上でも有効である。

指導にあたっては，生活年齢からみた体験の広がりからその背景となる文化や歴史などを考える基盤ができていることや，卒業後の生涯を見通して地域に学習の場が広がっていくことなどを生かして，音楽への興味関心を引き出しながら，指導を工夫することが大切である。

〔共通事項〕

(1) １段階と２段階の「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の指導を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し，それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感受しながら，知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること。

イ　音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる用語や記号などについて，音楽における働きと関わらせて理解すること。

〔共通事項〕とは，表現及び鑑賞の学習において共通に必要となる資質・能力を示したものである。１段階及び２段階の「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の指導の過程において，各事項と合わせて十分な指導が行われるよう工夫することが必要である。

アの事項は，音楽科における「思考力，判断力，表現力等」に関する資質・能力である，音楽を形づくっている要素を知覚し，それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感受しながら，知覚したことと感受したこととの関わりについて考えることができるようにすることをねらいとしている。

音楽を形づくっている要素とは，「３指導計画の作成と内容の取扱い」の（2）のコに示す音色，リズム，速度，旋律，テクスチュア，強弱，形式，構成などである。生徒の障害

の状態や特性及び心身の発達の段階等や指導のねらいに応じて，適切に選択したり関連付けたりして指導することが求められる。

「知覚したことと感受したこととの関わりについて考える」とは，感受したことの理由を，音楽を形づくっている要素の働きに求めたり，音楽を形づくっている要素の働きがどのような特質や雰囲気を生み出しているのかについて考えたりすることである。

例えば，「速度」であれば，速くなったのか，それとも遅くなったのかを聴き分けたり，「これは速度が速い」，「これは速度が遅い」と意識したりするなど，速度の特徴を客観的に聴き取るだけでなく，「だんだん忙しい感じになってきたのに，急にのんびりとした感じになったのは，速度がだんだん速くなった後に，急に速度が遅くなったから」と捉えるなど，速度の変化とその働きが生み出す特質や雰囲気との関係を考えることである。

指導に当たっては，生徒が音や音楽と出会い，曲名や曲想と音楽の構造との関わりについて気付いたり，思いや意図をもって表現したり，曲のよさなどを見いだし，曲全体を味わって聴いたりすることなどの学習において，知覚したことと感受したこととの関わりについて考えることを適切に位置付けることが大切である。

４　指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画作成上の配慮事項

音楽科の指導計画には，３年間を見通した指導計画，年間指導計画，各題材の指導計画，各授業の指導計画などがある。これらの指導計画を作成する際は，それぞれの関連に配慮するとともに，評価の計画も含めて作成する必要がある。

３　指導計画の作成と内容の取扱い (1) 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。 ア　題材など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育むべき資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，音楽的な見方・考え方を働かせ，他者と協働しながら，音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりするなど，思考，判断し，表現する一連の過程を大切にした学習の充実を図ること。

この事項は，音楽科の指導計画の作成に当たり，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることとし，音楽科の特質に応じて，効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。音楽科の指導に当たっては (1)「知識及び技能」が習得されること，(2)「思考力，判断力，表現力等」を育成すること，(3)「学びに向かう力，人間性等」を涵(かん)養することが偏りなく実現されるよう，題材など内容や時間のまとまりを見通しながら，主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど，生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中，学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し，これからの時代に求められる資質・能力を身に付け，生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには，これまでの学校教育の蓄積も生かしながら，学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが求められている。

主体的・対話的で深い学びは，必ずしも１単位時間の授業の中ですべてが実現されるも

のではない。題材など内容や時間のまとまりの中で，例えば，主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか，対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか，学びの深まりをつくりだすために，生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか，といった視点で授業改善を進めることが求められる。

また，生徒や学校の実態に応じ，多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり，題材などのまとまりを見通した学習を行うに当たり，特に「深い学び」の視点に関して，各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた，物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を，習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて，より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

「音楽的な見方・考え方を働かせ」るとは，生徒が自ら音楽に対する感性を働かせ，音や音楽を，音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え，捉えたことと，自己のイメージや感情，生活や社会，伝統や文化などとを関連付けて考えることであり，その趣旨等は，「２音楽科の目標」で解説している。

今回の改訂では教科の目標において，音楽科の学習が，音楽活動を通して，音楽的な見方・考え方を働かせて行われることを示している。また，第２の「Ａ表現」，「Ｂ鑑賞」及び〔共通事項〕の各事項では，音楽的な見方・考え方を働かせた学習にすることを前提として，その内容を示している。例えば，「曲想と音楽の構造との関わり」は，生徒が自ら，音楽に対する感性を働かせ，音や音楽を，音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え，自己のイメージや感情などと関連付けることによって理解される。

指導に当たっては，生徒が音楽的な見方・考え方を働かせることができるような場面設定や発問など，効果的な手立てを講ずる必要がある。

「他者と協働しながら」が大切であることの趣旨は，本解説第５の３の(3)の「主体的・協働的に」で解説していることと同様である。

イ　２の各段階の内容の「Ａ表現」のアからエまでの指導については，(ｱ)及び(ｲ)の各事項を，「Ｂ鑑賞」のアの指導については，(ｱ)及び(ｲ)の各事項を，適切に関連させて指導すること。

この事項は，２の各段階の内容の指導に当たって配慮すべきことについて示したものである。

歌唱の(ｲ)及び(ｳ)，器楽の(ｲ)及び(ｳ)，創作の(ｲ)，身体表現の(ｲ)及び(ｳ)では，それぞれの育成を目指す資質・能力に対して複数の事項を示している。これらについては，指導のねらいなどに応じて，一つの題材の中で複数の事項のうち一つ以上を扱うようにする。

ウ　２の各段階の内容の〔共通事項〕は，表現及び鑑賞の学習において共通に必要となる資質・能力であり，「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の各事項の指導と併せて，十分な指導が行われるよう工夫すること。

この事項は，〔共通事項〕の取扱いについて示したものである。〔共通事項〕の取扱いについては，第５の３の (5) で解説しているとおりである。〔共通事項〕として示した事項は，表現及び鑑賞の各活動と併せて指導することが重要であり，〔共通事項〕のみを扱

う指導にならないように留意する必要がある。

エ　２の各段階の内容の「Ａ表現」のアからエまで及び「Ｂ鑑賞」のアの指導については，適宜，〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図るようにすること。

この事項は，「Ａ表現」の歌唱，器楽，創作の分野，並びに「Ｂ鑑賞」の指導について，適宜，各領域や分野の関連を図った指導計画を工夫することについて示したものである。各領域・分野の内容は，歌唱，器楽，創作，身体表現，鑑賞ごとに示されているが，指導計画の作成に当たっては，適宜，〔共通事項〕と有機的な関連を図り，表現及び鑑賞の各活動の学習が充実するよう，指導計画を工夫することが求められる。そのための要となるのが，表現及び鑑賞の学習において共通に必要となる資質・能力，すなわち〔共通事項〕である。

オ　国歌「君が代」は，時期に応じて適切に指導すること。

生徒が，将来国際社会において尊敬され，信頼される日本人として成長するためには，国歌を尊重する態度を養うようにすることが大切である。国歌「君が代」は，入学式や卒業式等の様々な場面において，小学部は６年間，中学部は３年間を通じて歌われるものである。一方で，生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえる必要があることから，高等部における音楽科では，国歌「君が代」は，時期に応じて適切に指導することとし，国歌「君が代」の指導の趣旨を明確にしている。

「時期に応じて適切に指導する」とは，生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ，教師や友達が歌うのを聴いたり，楽器の演奏やＣＤ等による演奏を聴いたり，みんなと一緒に歌ったり，歌詞や楽譜を見て覚えて歌ったりするなど，親しみをもてるよう，個々の生徒に即した指導の工夫を行うことを示している。

国歌「君が代」の指導に当たっては，日本国憲法の下において，日本国民の総意に基づき天皇を日本国及び日本国民統合の象徴とする我が国の末永い繁栄と平和を祈念した歌であることを踏まえることが必要である。

(2) 内容の取扱いについての配慮事項

ここでは，「(2) 内容」の指導に当たって配慮すべき事項を示している。したがって，以下のアからタまでの事項については，単独で取り扱うのではなく，「イ内容」の指導と関連付けて取り扱うことが必要である。

(2) ２の各段階の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。 ア　各段階の指導に当たっては，音や音楽との一体感を味わえるようにするため，指導のねらいに即して体を動かす活動を取り入れるようにすること。

この事項は，各段階の「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の指導に当たって，体を動かす活動を取り入れることについて示したものである。生徒が体全体で音楽を感じ取ることを通して，音楽科の学習において大切となる想像力が育まれていくのである。このように，生徒が音楽と体の動きとの一体感を味わうことができるようにするためには，生徒が感じた印象のままに自然に体が動くことを基本として，動きを想起しやすいリズムや音の進行を用いて意図的，計画的に体を動かす活動を取り入れることが大切である。

イ　各段階の指導に当たっては，音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図る指導を工夫すること。その際，生徒の言語理解や発声・発語の状況等を考慮し，必要に応じてコンピュータや教育機器も効果的に活用すること。

この事項は，各段階の「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の指導に当たって，必要に応じてコンピュータや教育機器を効果的に活用できるよう指導を工夫することについて示したものである。例えば，生徒が自分たちの演奏を，ＩＣレコーダーなどを活用して録音し記録することで，曲や演奏の楽しさに気付くようにすることや，音声ソフト等を活用することで，生徒が無理なく，工夫してコミュニケーションを図ったり，音楽をつくったりすることができるようにすることが考えられる。また，音量の変化を図や形などに表し，その変化を視覚的に捉えたり，楽器の音の強弱による振動の変化を触覚的に捉えたり，楽器の音色の変化によって色が変わったりするなどのように，聴覚と視覚，聴覚と触覚など，生徒が複数の感覚を関連付けて音楽を捉えていくことができるようにすることなどが考えられる。そのことが，学習を深めることに有効に働くよう，教師の活用の仕方，生徒への活用のさせ方について工夫することが大切である。

ウ　生徒が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるような機会をつくるなど，生徒や学校，地域の実態に応じて，生活や社会の中の音や音楽，音楽文化と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること。

この事項は，生徒が生活や社会の中の音や音楽と主体的に関わっていくことができるようにするために配慮すべきことを示したものである。音楽科の教科目標には，「生活や社会の中の音や音楽，音楽文化と豊かに関わる資質・能力」の育成を目指すことを示している。音楽科では，この目標を実現することによって，生活や社会の中の音や音楽，音楽文化と豊かに関わることのできる人を育てること，そのことによって心豊かな生活を営むことのできる人を育てること，ひいては，心豊かな生活を営むことのできる社会の実現に寄与することを目指している。したがって，音楽科の学習で学んだことやその際に行った音楽活動と，学校内外における様々な音楽活動とのつながりを生徒が意識できるようにすることは，心豊かな生活を営むことのできる社会の実現に向けて，音楽科の果たす大切な役割の一つである。

学校内の音楽活動には，音楽の授業のみではなく，特別活動における諸活動などにおいて，歌を歌ったり楽器を演奏したり音楽を聴いたりする活動も含まれる。学校外における音楽活動には，生徒が自分たちの演奏を披露するだけではなく，音楽家や地域の人々によるコンサートなどの様々な音楽活動が含まれる。例えば，歌唱や器楽で扱った，世代を超えて大切にされている日本のうた，地域で親しまれている歌を参加者と歌ったり演奏したりするなどの活動が考えられる。その際，音楽科の学習で扱った教材曲と公共施設などの学校外における音楽活動で扱った曲との関わりに興味をもてるようにすることが大切である。

このように，生徒が音楽科の学習内容と学校内外の音楽活動とのつながりを意識できるようにするためには，例えば，授業で学んだことを音楽科の授業以外の場面で発表するなど，音楽科の授業以外の場面においても音楽に主体的に関わっていく機会を活用していくことが必要である。

エ　合奏や合唱などの活動を通して，和音のもつ表情を感じることができるようにすること。また，長調及び短調の曲においては，Ⅰ，Ⅳ，Ⅴ及びⅤ$_7$などの和音を中心に指導すること。

この事項は，和音の取扱いについて示したものである。和音の取扱いについては，理論的な指導に偏ることがないよう，あくまでも音楽活動を進める中で，生徒の音楽的な感覚に働きかけるとともに，合唱や合奏をはじめ，創作，身体表現，鑑賞など，具体的な活動を通して指導することが必要である。例えば，音の重ね方をいろいろと工夫して表現したり，それらを互いに聴き合ったりして，和音のもつ表情や，その表情が変化するよさや美しさを味わうようにすることが考えられる。また，旋律にふさわしい和音の連結による音楽の響きを聴き取り，感覚的にその変化のよさや美しさを味わうようにすることが考えられる。これは和声に関する学習となる。その際，和音の響きと和音の連結によって生まれる和声に対する感覚の育成を，生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて行うように配慮することが大切である。長調や短調による音楽を取り扱う場合には，その基本となるⅠ，Ⅳ，Ⅴ及びⅤ$_7$の和音を中心に指導し，学習の内容や教材，生徒の経験などの実態に応じて，適宜，その他の和音も用いるように配慮することが必要である。

オ　我が国や郷土の音楽の指導に当たっては，そのよさなどを感じ取って表現したり鑑賞したりできるよう，楽譜や音源等の示し方，伴奏の仕方，曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方など指導方法について工夫すること。

この事項は，我が国や郷土の音楽の指導に当たって，曲にあった歌い方や楽器の演奏の仕方などの指導方法を工夫することについて示したものである。曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方については，話し声を生かして歌えるようにすることや，口唱歌（くちしょうが）を活用することなどが考えられる。口唱歌（くちしょうが）とは，和楽器の伝承において用いられてきた学習方法で，リズムや旋律を「チン・トン・シャン」などの言葉に置き換えて唱えることである。また，例えば，仕事歌などの動作を入れて歌うことなども考えられる。

カ　各段階の「A表現」のアの歌唱の指導に当たっては，次のとおり取り扱うこと。
(ｱ) 歌唱教材については，我が国や郷土の音楽に愛着がもてるよう，共通教材のほか，長い間親しまれてきた唱歌，それぞれの地方に伝承されているわらべうたや民謡など日本のうたを含めて取り上げるようにすること。
(ｲ) 生徒の実態や学習状況及び必要に応じて，相対的な音程感覚などを育てるために，移動ド唱法を取り上げるようにすること。
(ｳ) 変声期の生徒に対して適切に配慮すること。

(ｱ)の事項は，歌唱教材を選択する場合には，共通教材のほかに親しみのある唱歌やそれぞれの地方に伝承されているわらべうたや民謡など日本のうたを含めて取り上げるよう示したものである。

(ｲ)の事項は，生徒の実態を十分考慮しながら，学習のねらいなどに即して移動ド唱法を用いて指導することについて示したものである。階名とは，長音階の場合はド，短音階ではラをそれぞれの主音として，その調における相対的な位置を，ドレミファソラシを用いて示すものであり，階名唱とは階名を用いて歌うことである。階名唱を行う際，調によって五線譜上のドの位置が移動するため，移動ド唱法と呼ばれる。この唱法によって，音と音との関係を捉えるという相対的な音程感覚が身に付くようになる。

(ｳ)の事項は，変声期前後の生徒への指導の配慮について示したものである。身体の成長に伴い，変声期の時期や変化には個人差があることを指導し，生徒が安心して歌えるよう配慮しながら歌唱指導を進めていくことが大切である。

キ　各段階の「A表現」のイの楽器については，次のとおり取り扱うこと。

(ｱ) 各段階で取り上げる打楽器は，簡単に操作できる楽器，木琴，鉄琴，和楽器，諸外国に伝わる様々な楽器を含めて，生徒の実態や発達の段階及び生活年齢を考慮して選択すること。

(ｲ) 各段階で取り上げる旋律楽器は，既習の楽器を含めて，鍵盤楽器や和楽器，電子楽器などの中から生徒の実態や発達の段階及び生活年齢を考慮して選択すること。

(ｳ) 合奏で扱う楽器については，各声部の役割を生かした演奏ができるよう，楽器の特性を生かして選択すること。

これらの事項は，それぞれの段階で取り上げる楽器や合奏で取り上げる楽器の選択について示したものである。

(ｱ)の事項は，打楽器の選択について示したものである。簡単に操作できる楽器とは，例えば，ツリーチャイム，カバサ，鈴等を振ったり，揺らしたり，こすったりして音を出すことを指している。

(ｲ)の事項は，視覚と聴覚の両面から音を確かめつつ演奏できる各種オルガン，視覚と聴覚の両面から音を確かめつつ演奏でき，息の入れ方を変えることにより色々な音色を工夫することができる鍵盤ハーモニカなど，生徒にとって身近で扱いやすい楽器の中から，生徒や学校の実態に応じて選ぶようにすることが大切である。情報機器等の活用も有効である。

(ｳ)の事項は，合奏で扱う楽器の選択について示したものである。合奏の各声部には，主な旋律，副次的な旋律，和音，低音，リズム伴奏などがあり，それぞれ大切な役割を担っている。また，合奏の各声部には，主な旋律，副次的な旋律，和音，低音，リズム伴奏などがあり，それぞれ大切な役割を担っている。また，合奏で使う各種打楽器や旋律楽器には，それぞれの楽器の特性がある。ここでいう楽器の特性とは，音域，音色，音量，音の減衰の仕方，強弱表現の幅などである。

ク　各段階の「A表現」のウの創作の指導に当たっては，次のとおり取り扱うこと。

(ｱ) 即興的に音を出しながら音のつながりを試すなど，音を音楽へと構成していく体験を重視すること。

(ｲ) どのような音楽を，どのようにしてつくるかなどについて，生徒の実態に応じて具体的な例を示しながら指導すること。

(ｳ) つくった音楽については，指導のねらいに即し，必要に応じて記録できるように

すること。記録の仕方については，図や絵によるものなど，柔軟に指導すること。
(ｴ) 拍のないリズム，我が国の音楽に使われている音階や調性にとらわれない音階などを生徒の実態に応じて取り上げるようにすること。

これらの事項は，創作の指導の取扱いについて示したものである。このことは，各段階の「Ａ表現」のウのいずれの事項においても配慮するものである。

(ｱ)の事項は，「即興的な表現」の取扱いについて示したものである。即興的に音を出すとは，創作の活動において，理論的な学習を先行させ過ぎたり，はじめからまとまりのある音楽をつくることを期待したりするのではなく，生徒がそのときの気持ちや気分にしたがって，自由に音を出してみることを意味する。したがって，自分で音を出し，出した音をよく聴き，音の質感を感じ取り，それを基に思考，判断するという流れが繰り返されるように指導を工夫し，生徒が，音の長さ，高さなどを意識しながら音のつながり方を試すことなどができるようにすることが大切である。

(ｲ)の事項は，どのような音楽を，どのようにしてつくるかについての取扱いについて示したものである。例えば，音と音とを連ねて短い旋律をつくったり複数の音を重ねて和音をつくったりすること，さらには，それらの反復や変化などを工夫しながら少しずつまとまりのある音楽をつくっていくことなどの手順を具体的に例示していくことが大切である。

(ｳ)の事項は，作品を記録する方法の指導について示したものである。つくった音楽を互いに共有し，思いを伝え合う上で，つくった音楽を記録することは大切である。そのため，生徒の実態に応じて，例えば，自分が関わってつくった音楽のリズムや旋律，長さなどが分かりやすいような記録の方法の工夫が求められる。

(ｴ)の事項は，生徒の実態に応じて，多様な音楽表現から手掛かりを得て音楽をつくることについて示したものである。「拍のないリズム」とは，一定の間隔をもって刻まれる拍がないリズムのことである。また，「我が国の音楽に使われている音階」とは，例えば，わらべうたや民謡などに見られる音階のことである。「調性にとらわれない音階」とは，長音階や短音階以外の音階のことで，諸外国の様々な音階や全音音階などを含む。

ケ　各段階の「Ｂ鑑賞」の指導に当たっては，気付いたり感じたりしたことを自分なりに体の動きや絵，言葉で表現できるよう指導を工夫すること。

この事項は，「Ｂ鑑賞」の指導の工夫について示したものである。

生徒が鑑賞の学習を深めるためには，音楽を聴いて感じ取ったことなどを絵や言葉などで顕在化することが必要である。絵や言葉などで表すことで，曲の特徴について気付いたり，曲や演奏のよさなどについて考えたりする学習が深まっていくのである。生徒が，気持ちなど想像したことや感じ取ったことを，体の動き，絵，図及び言葉で表すなどして教師や友達に伝えようとすることは，自分の考えを一層広げたり，他者の感じ方や考えのよさに気付いたりすることにもつながるものである。

コ　〔共通事項〕に示す「音楽を形づくっている要素」については，生徒の発達の段階や指導のねらいに応じて，音色，リズム，速度，旋律，テクスチュア，強弱，形式，構成などから，適切に選択したり関連付けたりして必要に応じて適切に指導すること。

この事項は，〔共通事項〕に示す「音楽を形づくっている要素」の具体例を示すとともに，

指導上の配慮事項を示している。

音色とは，声や楽器などから生まれる様々な音の質のことである。音色に関連する学習では，声や楽器の音色，自然音や環境音，曲種に応じた発声や楽器の奏法による様々な音色，それらの組合せや変化などが生み出す響きなどについて指導することが考えられる。

リズムとは，音楽の時間的なまとまりをつくったり，区分したりするものである。リズムに関連する学習では，拍や拍子，リズム・パターンとその反復や変化，我が国の伝統音楽に見られる様々なリズム，間（ま）などについて指導することが考えられる。

速度とは，基準となる拍が繰り返される速さのことである。速度に関連する学習では，ふさわしい速度の設定，速度の保持や変化，緩急の対比などについて指導することが考えられる。

旋律とは，種々の音高と音価をもった音を音楽的な表現意図のもとに連ねてできた音の線的つながりである。旋律に関連する学習では，音のつながり方，旋律線のもつ方向性，フレーズ，旋律の装飾，旋律が基づくところの音階，調などについて指導することが考えられる。また，音階については我が国や諸外国の音楽に使われている様々な音階を扱うことも考えられる。

テクスチュアとは，音楽における音や声部の多様な関わり合いのことである。テクスチュアに関する学習では，和音や和声，多声的な音楽，我が国の伝統音楽に見られる音や旋律の重なり方などについて指導することが考えられる。

強弱とは，基本的に音量の大小のことであり，相対的に捉えられるものである。強弱に関連する学習では，ふさわしい音量の設定，音量の保持や変化，強弱の対比といったことだけでなく，音色などとも組み合わさって，音量は小さいけれども強さを感じさせる音もあるなど，様々な強弱の印象を生み出すことなどについて指導することが考えられる。

形式とは，定型化された構成法のことであり，音楽としてのまとまりのある形が一般化されたものである。形式に関連する学習では，二部形式，三部形式，ソナタ形式，我が国や諸外国の音楽に見られる様々な楽曲形式などについて指導することが考えられる。

構成とは，音楽の組み立て方のことである。構成に関連する学習では，反復，変化，対照などの音楽の構成する原理などについて，指導することが考えられる。

サ　〔共通事項〕の(1)のイに示す「用語や記号など」については，小学校学習指導要領第２章第６節音楽の第３の２の(9)に示すものに加え，生徒の実態や学習状況を考慮して，中学校学習指導要領第２章第５節音楽の第３の２の(10)に示すものを音楽における働きと関わらせて理解し，活用できるよう取り扱うこと。

この事項は，〔共通事項〕の（1）のイに示す音符，休符，記号や用語の取扱いについて示している。指導に当たっては，単にその名称やその意味を知ることだけではなく，表現及び鑑賞の様々な学習活動の中で，音楽における働きと関わらせて，実感を伴ってその意味を理解できるように配慮することが大切である。

小学校学習指導要領第２章第６節音楽の第３の２

(9) 各学年の〔共通事項〕の(1)のイに示す「音符，休符，記号や用語」については，児童の学習状況を考慮して，次に示すものを音楽における働きと関わらせて理解し，活用できるよう取り扱うこと。

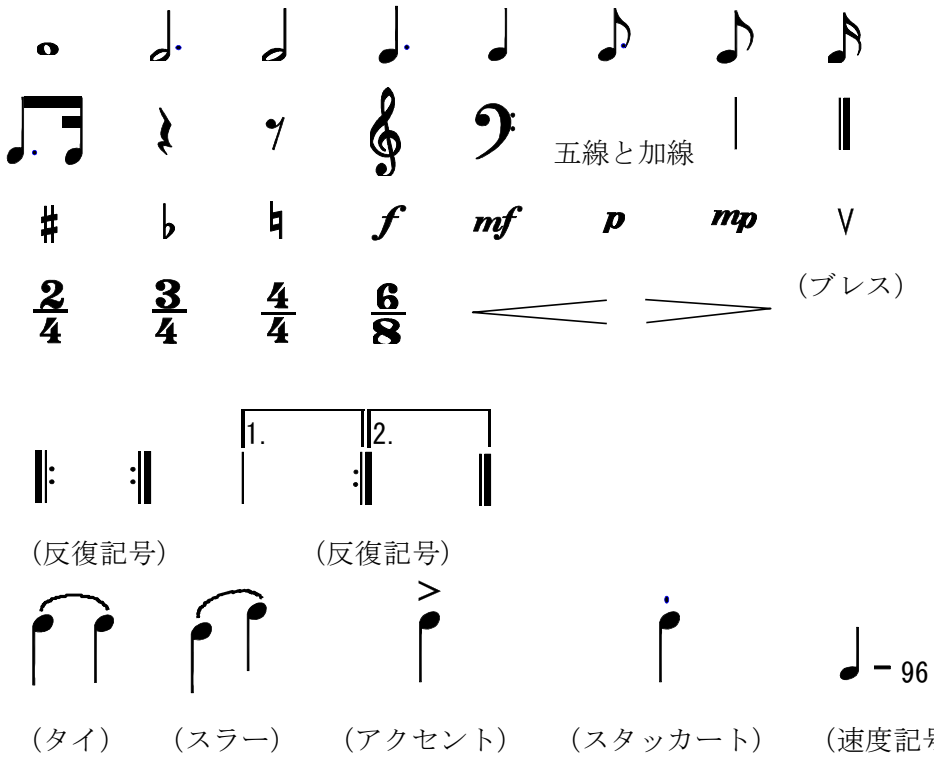

中学校学習指導要領第２章第５節音楽の第３の２

(10) 各学年の〔共通事項〕の(1)のイに示す「用語や記号など」については，小学校学習指導要領第２章第６節音楽の第３の２の(9)に示すものに加え，生徒の学習状況を考慮して，次に示すものを音楽における働きと関わらせて理解し，活用できるよう取り扱うこと。

拍　拍子　間　序破急　フレーズ　音階　調　和音

動機　Andante　Moderato　Allegro　rit.　a tempo

accel.　legato　pp　ff　dim.　D.C.　D.S.

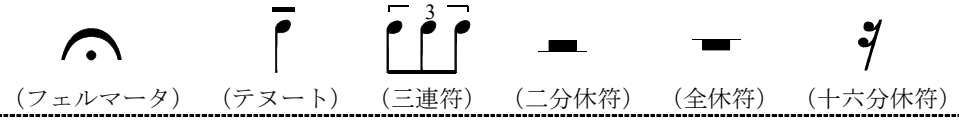

シ　歌唱教材は，次に示すものを取り扱うこと。

(ｱ) 生徒の生活年齢及び発達の段階に応じた，日常の生活に関連した曲

(ｲ) 主となる歌唱教材については，各段階とも(ｳ)の共通教材を１曲以上含めて，独

唱，斉唱及び合唱で歌う曲

(ｳ) 共通教材

㋐　１段階及び２段階の共通教材は，次に示すものとする。

「赤とんぼ」	三木露風作詞	山田耕筰作曲
「荒城の月」	土井晩翠作詞	滝廉太郎作曲
「早春賦」	吉丸一昌作詞	中田　章作曲
「夏の思い出」	江間章子作詞	中田喜直作曲
「花」	武島羽衣作詞	滝廉太郎作曲
「花の街」	江間章子作詞	團伊玖磨作曲
「浜辺の歌」	林　古溪作詞	成田為三作曲

高等部で取り上げる主な歌唱教材は，「(ｱ)生徒の生活年齢及び発達の段階に応じた，日常の生活に関連した曲」を踏まえ，(ｳ)の共通教材を含めて，生徒が親しみやすい内容の歌詞やリズム，旋律をもつ教材を選ぶなど，生徒の興味・関心に十分に配慮するとともに，独唱，斉唱及び合唱で歌う曲が対象となる。なお，共通教材については，生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮しながら，各段階で１曲以上は選択して扱うものとする。また，共通教材は，生徒の知的能力や適応能力，及び概念的な能力等を考慮しながら中学校学習指導要領ともあわせて設定しており，３年間の指導の中で適切に取り扱うと同時に，交流や地域の行事に参加する場合にも，一緒に音楽活動ができる一助になることを想定している。

ス　器楽教材は，次に示すものを取り扱うこと。

(ｱ) 生徒の生活年齢及び発達の段階に応じた，指導のねらいとの関係において適切であり，身近で親しみのもてるもの。

(ｲ) 主となる器楽教材については，既習の歌唱教材を含め，楽器の演奏効果を考慮し，簡単な合奏などの曲

この事項は，器楽教材を選択する場合の観点について示したものである。主な器楽教材は，歌唱で学習した教材や親しみのある器楽曲の旋律に，打楽器などによる簡単なリズム伴奏や平易な低声部を加えた曲などが対象となる。器楽教材の選択に当たっては，楽器同士の相性や演奏効果など，曲の雰囲気を感じ取りやすいものを主に取り上げるようにする。

セ　創作教材は，次に示すものを取り扱うこと。

(ｱ) 生徒の生活年齢及び発達の段階に応じた指導のねらいとの関係において適切であり，身近で親しみのもてるもの。

この事項は，創作教材を選択する場合の観点について示したものである。例えば，コに示す，音色，リズム，速度，旋律，テクスチュア，強弱などの「音楽を形づくっている要素」を用いることである。その際，音素材として生徒の生活に身近で親しみのもてる音やフレーズ，楽器を扱ったり，音や音楽のつくりを絵やカードで視覚化して示しやすいものを扱ったりするなどの工夫が必要である。

ソ　音や音楽の特徴を身体表現するために適した教材は，次に示すものを取り扱うこと。

(ｱ) 主となる教材については，既習の歌唱教材や器楽教材を含め，音や音楽を聴いて体を動かすことができるものを中心に，生徒の生活年齢及び発達の段階に応じた指導のねらいとの関係において適切であり，親しみのもてるもの。

この事項は，身体表現教材を選択する場合の観点について示したものである。

生徒が親しみやすい内容の歌詞やリズム，旋律をもつ教材を選ぶなど，生徒の興味や関心に十分配慮するとともに，指導する教師が動きを見本として提示することも，有効である。また，曲の雰囲気を感じ取りやすく自ら創意工夫したり，友達と一緒に表現したりする喜びを味わうことができる音や音楽を取り上げるようにすることが大切である。

タ　鑑賞教材は，次に示すものを取り扱うこと。

(ｱ) 主となる鑑賞教材については，既習の歌唱教材や器楽教材を含め，我が国や郷土の伝統音楽及び諸外国の様々な音楽のうち，生徒の生活年齢及び発達の段階に応じた曲想を感じ取り，情景を思い浮かべやすい様々な種類の曲

(ｲ) 音楽を形づくっている要素の働きを感じ取りやすく，曲の雰囲気や音楽の構造に気付きやすい曲

(ｳ) 楽器の音色や人の声の表現の違いなどによる演奏の特徴が聴き取りやすい様々な演奏形態による曲

この事項は，鑑賞の学習で取り上げる教材を選択する場合の観点について示したものである。

(ｱ)の事項は，生徒が様々な種類の音楽に親しむようにし，我が国や郷土の伝統音楽及び諸外国の様々な音楽のうち，生徒の生活年齢及び発達の段階に応じて適切な教材を選択するための観点である。具体的には，身近に感じ取ることができるわらべうたや遊びうた，リズム，拍，フレーズなどを聴き取りやすく自然に体を動かしたくなる音楽，身の回りのものや事象に関連し，情景を思い浮かべやすい曲などを教材として選択することが大切である。

(ｲ)の事項は，音楽を形づくっている要素の働きが生み出すよさや面白さを感じ取り，音楽を楽しむことができる教材を選択するための観点である。具体的には，親しみやすいリズムや旋律が現れる曲，リズムや旋律が反復する面白さを感じ取りやすい曲など，感覚的にも親しみやすい曲を教材として選択することが大切である。

(ｳ)の事項は，生徒にとって親しみやすい，様々な演奏形態の音楽に接し，楽器の音色や人の声の特徴及び演奏の楽しさを感じ取ることができるような教材を選択するための観点である。具体的には，一つ一つの楽器の音色あるいは人の声の特徴を聴き取りやすく，楽器の演奏の仕方や歌い方に興味・関心をもつことのできる曲などを教材として選択することが大切である。

第２編　高等部学習指導要領解説

第２部　高等部学習指導要領総則等の解説

第５章　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第４節　各学科に共通する各教科

第６　美術

第６　美術

１　美術科の改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

教科の目標は，小学部の図画工作科及び中学部美術科における学習経験と，そこで培われた豊かな感性や，表現及び鑑賞に関する資質・能力などを基に，高等部美術科に関する資質・能力の向上と，それらを通した人間形成の一層の深化を図ることをねらいとし，生涯にわたって美術や美術文化に主体的に関わっていく態度を育むことができるよう，目指すべきところを総括的に示したものである。

目標に「表現及び鑑賞の幅広い活動を通して，造形的な見方・考え方を働かせ，生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質･能力を次のとおり育成することを目指す。」と示し，美術は何を学ぶ教科なのかを明確にするとともに，育成を目指す資質・能力を(1)「知識及び技能」，(2)「思考力，判断力，表現力等」，(3)「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で整理している。

(1)「知識及び技能」では，「造形的な視点について理解するとともに，表現方法を創意工夫し，創造的に表すことができるようにする。」，(2)「思考力，判断力，表現力等」では，「造形的なよさや美しさ，表現の意図と工夫などについて考え，主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり，美術や美術文化などに対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。」，(3)「学びに向かう力，人間性等」では，「美術の創造活動の喜びを味わい，美術を愛好する心情を育み，感性を豊かにし，心豊かな生活を創造していく態度を養い，豊かな情操を培う。」に改めた。目標の実現に当たっては，(1)，(2)，(3)を相互に関連させながら育成できるようにした。

(2) 内容の改訂の要点

今回の改訂においては，目標を「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱に位置付けて示しているが，内容についてもこれに対応して，資質・能力を相互に関連させながら育成できるよう整理した。そのため，従前の「表現」，「材料・用具」，「鑑賞」の内容構成を，「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の二つの領域と〔共通事項〕の内容構成に改めている。「Ａ表現」は，生徒が進んで形や色彩，材料などに関わりながら，描いたりつくったりする活動を通して，「技能」や「思考力，判断力，表現力等」の育成を目指すものである。「Ｂ鑑賞」は，生徒が自分の感覚や体験などを基に，自分たちの作品や美術作品などを見たり，自分の見方や感じ方を深めたりする活動を通して，「思考力，判断力，表現力等」の育成を目指すものである。〔共通事項〕は，ア及びイの事項が「知識」の育成を目指すものである。〔共通事項〕は，表現及び鑑賞の学習において共通に必要となる資質・能力であり，「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の指導を通して指導する事項として示している。

(3) 指導計画の作成と内容の取扱いの要点

指導計画の作成上の配慮点として，生徒や学校の実態，指導の内容に応じ，「主体的な学び」，「対話的な学び」，「深い学び」の視点から授業改善を図ることや，社会に開かれた教育課程の実現を図る観点から，地域の美術館等と連携を図ったり，それらの施設等を活用したりすることなどを示している。

内容の取扱いについては，材料や用具の安全な使い方や学習活動に伴う事故防止の徹底，映像メディアの活用，校外に生徒の作品を展示する機会を設けることなどを示している。

これらのことに留意しながら指導計画を作成していくことが重要である。

２　美術科の目標

１　目　標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して，造形的な見方・考え方を働かせ，生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 造形的な視点について理解するとともに，表現方法を創意工夫し，創造的に表すことができるようにする。

(2) 造形的なよさや美しさ，表現の意図と工夫などについて考え，主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり，美術や美術文化などに対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。

(3) 美術の創造活動の喜びを味わい，美術を愛好する心情を育み，感性を豊かにし，心豊かな生活を創造していく態度を養い，豊かな情操を培う。

(1) 教科目標について

教科の目標は，教科で何を学ぶのかを明確に示すとともに，具体的に育成することを目指す資質・能力を(1)「知識及び技能」，(2)「思考力，判断力，表現力等」，(3)「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で整理した。教科の目標の実現に向けては，これらの(1)，(2)，(3)を関連させながら育成できるよう確かな実践を一層推進していくことが求められる。

○「表現及び鑑賞の幅広い活動を通して」について

美術の造形活動は，生徒一人一人が自分の心情や考えを生き生きとイメージし，それを造形的に具体化する表現の活動と，表現されたものや自然の造形，文化遺産などを自分の目や体で直接捉え，よさや美しさなどを主体的に感じ取り，作者の心情や美術文化などについて考えるなどして見方や感じ方を深める鑑賞の活動とがある。また，生活や社会を美しく豊かにする美術の働きなどについて実感を伴いながら見方や感じ方を深めていくことが大切である。

○「造形的な見方・考え方を働かせ」について

「造形的な見方・考え方」とは，美術科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として，表現及び鑑賞の活動を通して，よさや美しさなどの価値や心情などを感じ取る力である感性や，想像力を働かせ，対象や事象を，造形的な視点で捉え，自分としての意味や価値をつくりだすことが考えられる。

「造形的な視点」とは，造形を豊かに捉える多様な視点であり，形や色彩，材料や光などの造形の要素に着目してそれらの働きを捉えたり，全体に着目して造形的な特徴などからイメージを捉えたりする視点のことである。

私たちは日々，様々な形や色彩などに出会いながら生活している。美術科の学習は，様々な形や色彩などの造形と，想像や心，精神，感情などの心の働きとが，造形の要素を介して行き来しながら深められる。造形的な視点をもつことで，漠然とみているだけでは気付

かなかった身の回りの形や色彩などの特徴に気付いたり，よさや美しさなどを感じ取ったりすることができるようになる。造形的な視点とは，美術科ならではの視点であり，教科で育てる資質・能力を支える本質的な役割を果たすものである。

造形的な見方・考え方を働かせることは，生涯にわたって生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力の育成につながるものである。

○「生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力」について

「生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力」とは，造形的な視点を豊かにもち，生活や社会の中の形や色彩などに着目し，それらによるコミュニケーションを通して，一人一人の生徒が自分との関わりの中で美術や美術文化を捉え，生活や社会と豊かに関わることができるようにするための資質・能力のことである。

生活や社会の中での美術や美術文化への関わり方には様々なことが考えられる。例えば，生活の中で，ものを選んだり飾ったりするときに形や色彩に思い入れをもつ人もいる。日常の中にある建物や街並み，乗り物などの人工的な造形に興味をもったり，紅葉や夕日などの自然の造形を見て美しさを感じ取り味わったり，写真に残したりする人もいる。また，身近な生活に息づく伝統や文化の伝統的かつ創造的な側面の素晴らしさを実感し，先人の知恵を継承・発展させていこうと思う人もいる。

このように，生活の中で造形的な視点をもって身の回りの様々なものから，よさや美しさなどを感じ取ったり，形や色彩を通したコミュニケーションを通じて多様な文化や考え方に接して思いを巡らせたりすることで，心豊かな生活を形成することにつながっていくものである。

(2) 教科の目標(1)，(2)，(3)について

教科の目標(1)

ここでは，育成することを目指す「知識及び技能」について示している。前半部分は，造形的な視点を豊かにするために必要な知識に関するもの，後半部分は，創造的に表す技能に関するものであり，教科の目標(1)は，この二つから構成されている。

○「造形的な視点について理解する」について

「造形的な視点について理解する」とは，形や色彩，材料や光などの造形の要素の働きや，造形的な特徴などを基にして心に思い浮かべる像や情景，ある物事について抱く全体の感じといったイメージなどを捉えるために必要となる視点について理解することである。ここでは，生徒が自分の感じ方で形や色彩の働きやイメージ，作品の傾向や特徴である作風などを捉えられるよう，表現及び鑑賞の活動を通して造形的な視点を豊かにするために必要な知識として実感を伴いながら理解できるようにすることが大切である。

○「表現方法を創意工夫し，創造的に表すことができるようにする」について

「表現方法を創意工夫し」とは，発想や構想したことなどを基に，材料や用具などを生かし工夫するなどして自分の表現方法を見付け出したりすることである。

「創造的に表すことができるようにする」とは，更に美しい，面白い表現を創出する技能を伸ばすことである。また，創意工夫し表すこと自体が挑戦しがいのある楽しい活動であることを実感することが，生徒自らの新たな創造の喜びにつながるものである。表現の学習では，発想や構想に関する資質・能力と創造的に表す技能とが相互に関連しながら育成されていくものであり，両者が関連しあって初めて，創造的な表現が可能になるのである。

教科の目標(2)

ここでは，育成することを目指す「思考力，判断力，表現力等」について示している。

高等部美術科において育成する「思考力，判断力，表現力等」とは，表現の活動を通して育成する発想や構想に関する資質・能力と，鑑賞の活動を通して育成する鑑賞に関する資質・能力であり，教科の目標(2)は，大きくこの二つから構成されている。

○「造形的なよさや美しさ，表現の意図と工夫などについて考え」について

「造形的なよさや美しさ」とは，形や色彩などから感じるよさや美しさとともに，外形には見えない本質的なよさや美しさなどのことである。

「表現の意図や工夫など」とは，作品に込められた作者の心情や表現の意図と工夫などのことである。これらは，発想や構想をする際にも，鑑賞をする際にも働く中心となる考えを示している。

発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から，造形的なよさや美しさ，表現の意図と工夫，美術の働きなどの学習の中心になる考えを明確にすることにより，鑑賞したことが発想し構想を練るときに生かされ，また発想や構想したことが鑑賞において見方や感じ方に関する学習に生かされるようになることが大切である。学習を終えたとき，形や色彩などの造形の要素の働きによって気持ちや情報を伝えることができ，伝える相手や場面などに応じて，より効果的に伝えるためには何が大切かという考え方を学びとして身に付けられるようにすることが重要である。

○「主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり」について

「主題を生み出し」とは，生徒自らが感じ取ったことや考えたこと，目的や条件などを基に「自分は何を表したいのか，何をつくりたいのか，どういう思いで表現しようとしているのか」など，表したいことを心の中に思い描くことであり，個性豊かな発想や構想をする際に基盤となるものである。

「豊かに発想し構想を練ったり」とは，生徒が自分の思いや願い，他者への気持ち，分かりやすさ，よさや美しさ，あこがれなどを考えながら豊かに発想し構想を練ることである。表現活動の喜びは，自分独自の満足できる発想や構想が生み出されたときに特に強く感じられる。そのため題材では，画一的な表現をするのではなく，生徒の多様な個性やよさがのびのびと表現できるように工夫することが求められる。

○「美術や美術文化などに対する見方や感じ方を深めたり」について

ここでは，造形的なよさや美しさを感じ取ったり，表現の意図と工夫，美術の働きや美術文化などについて考えたりして，見方や感じ方を深める鑑賞に関する資質・能力について示している。

ここでの「美術」とは，単に美術作品だけを指しているのではなく，自然の造形や身の回りの環境，事物なども含めた幅広い内容を示している。鑑賞の学習では，自分の見方や感じ方を大切にしながら主体的に造形的なよさや美しさなどを感じとることを基本としている。

また「美術文化」については，材料・技術・方法・様式などによって美を追究・表現しようとする美術の活動や所産など，人間の精神や手の働きによってつくりだされた有形・無形の成果の総体として幅広く捉えることが大切である。それは現代の生活や社会の中の美術の働きとも大きく関わり，つながっているものである。

教科の目標(3)

ここでは育成することを目指す「学びに向かう力，人間性等」について示している。教科の目標(1)及び 教科の目標(2)に関する資質・能力を，どのような方向性で働かせていく

かを決定付ける重要な要素である。高等部美術科において，学びに向かう力や人間性等を育んでいくためには，一人一人の生徒が，自己の生き方との関わりの中で，表現及び鑑賞に関する資質・能力を身に付け，学んだことの意義を実感できるような学習活動を充実させていくことが重要となる。

○「美術の創造活動の喜びを味わい，美術を愛好する心情を育み」について

「美術の創造活動の喜びを味わい」の創造活動は，新しいものをつくりだす活動であり，創造活動の喜びは美術の学習を通して生徒一人一人が楽しく主体的，個性的に自己を発揮したときに味わうことができることを示している。

美術はこのような表現の活動や鑑賞の活動を美と創造という観点から追求していく学習であり，それらを実感していく喜びは，充実感や成就感を伴うものとして特に大切にする必要がある。また，創造したものが心や生活に潤いをもたらしたり役立ったり，他者に認められたりしたときも創造活動の喜びや自己肯定感を強く感じるものである。したがって，美術の創造活動の喜びは，美術の表現及び鑑賞の全過程を通して味わえるようにすることを目指している。

「美術を愛好する心情を育み」とは，一人一人の生徒が自分のやりたいことを見付け，意欲的に取り組めるようにすることが大切である。美術を愛好していくには，「よさを感じる」，「楽しい」，「美しいものにあこがれる」，「夢中になって取り組む」，「よりよいものを目指す」「他者の考えを認め合う」などの感情や主体的な態度を養うことが大切である。

このように，美術を愛好する心情は，美術を好み楽しむことをはじめ，生活における心の潤いと生活を美しく改善していく心や豊かな人間性と精神の涵(かん)養に寄与するものである。

○「感性を豊かにし，心豊かな生活を創造していく態度を養い，豊かな情操を培う」について

「感性を豊かにし」の感性とは，様々な対象や事象からよさや美しさなどの価値や心情などを感じ取る力である。美術において感性を育てることは，豊かな心や人間性を育み，社会や人生の在り方を創造的に考えていく観点から極めて大きな意味をもっている。

また，私たちは，生活や社会の中で，動植物，風景，四季や自然現象，日用品を含む工芸品などの自然や環境，生活に見られる造形などから，日々，美術の働きに恩恵を受けたり実感したりしながら生きている。

「心豊かな生活を創造していく態度を養い」とは，学校生活だけでなく，学校外の生活や将来の社会生活も見据え，生活や社会を造形的な視点で幅広く捉え，美術の表現や鑑賞に親しんだり，生活環境を美しく飾ったり構成したりするなどして，心潤う生活を創造しようとする態度を養うことである。

したがって，美術科の授業の内容を学校内で閉じることなく，生活や社会とつなげて関わりをもてるように工夫しながら，主体的に生活や社会の中で美術を生かし，創造していく態度を養うことが重要である。

「豊かな情操を培う」の情操とは，美しいものや優れたものに接して感動する，情感豊かな心をいい，特に美術科では，美しいものやよりよいものにあこがれ，それを求め続けようとする豊かな心の働きに重点を置いている。

情操を培うためには，造形的な視点を豊かにもち，表現の活動においては，対象や事象を深く観察し，感じ取ったよさや美しさなどや，自らの心の中を見つめそこから湧き出した感情や夢などを，自分の表したい感じや気持ちを大切にして描いたり，他者の立場に立って使いやすく美しいものをつくり，生活や社会の中の美術の働きを考えたりするなど，思いを巡らせながら創造的に学習を進めることが重要である。また，鑑賞の活動においては，自然や美術作品，美術文化などのよさや美しさ，美術の働きや美術文化の創造の知恵

や仕事への共感・感動などを味わうことを通して情操を豊かに涵(かん)養することなどが大切である。

このような美術の学習は，主体的な創造活動を通して，造形的な視点を豊かにもち，心を生き生きと働かせて，自己実現を果たしていく中でよいものや美しいものをつくりだす喜びを実感的に味わうことにより，よさや美しさを自分の中で大事な価値とし，それらにあこがれる心が一層豊かに育っていくことになる。

３　各段階の目標及び内容

(1) 各段階の目標

各段階の目標は，教科の目標の実現を図るため，生徒の発達の特性や生活年齢を考慮し，具体的な目標として示している。各段階において，生徒の発達や必要な経験などに配慮しながら，それぞれにふさわしい学習内容を選択して指導計画を作成し，目標の実現を目指す必要がある。

各段階の目標は，教科の目標の(1)から(3)に対応して示している。アは，「知識及び技能」に関する目標，イは，「思考力・判断力・表現力等」に関する目標，ウは，「学びに向かう力・人間性等」に関する目標である。目標の実現に当たっては，ア，イ，ウを相互に関連させながら生徒の資質・能力の育成を図る必要がある。

(2) 各段階の内容

教科の目標及び各段階の目標を受けた内容は，「Ａ表現」と「Ｂ鑑賞」及び〔共通事項〕で構成している。「Ａ表現」と「Ｂ鑑賞」は，本来一体である内容の二つの側面として，美術科を大きく特徴付ける領域である。〔共通事項〕は，この二つの領域の活動において共通に必要となる資質・能力であり，指導事項として示している。

「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の各項目は，それぞれ「活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する」と示し，項目と事項の関係を明確にするとともに，「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の活動を通して生徒の資質・能力を育成することを示している。〔共通事項〕の指導については，「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の具体的な指導の中で取り扱われることから，「『Ａ表現』及び『Ｂ鑑賞』の指導を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する」と示している。

「Ａ表現」は，主体的に描いたりつくったりする表現の幅広い活動を通して，発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力を育成する領域である。「Ｂ鑑賞」は，自分の見方や感じ方を大切にして，造形的なよさや美しさなどを感じ取り，表現の意図と工夫，美術の働きや美術文化などについて考えるなどして，見方や感じ方を深めるなどの鑑賞に関する資質・能力を育成する領域である。

〔共通事項〕は，「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の学習において共通に必要となる資質・能力であり，「知識」の育成を目指すものである。〔共通事項〕の共通とは，「Ａ表現」と「Ｂ鑑賞」の２領域及びその項目，事項の全てに共通するという意味である。「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の指導においては，〔共通事項〕がどのような場面にも含まれている事項として捉え，指導や評価を具体化する必要がある。

(3) １段階の目標と内容

ア　１段階の目標

○１段階
(1) 目　標
ア　造形的な視点について理解するとともに，意図に応じて表現方法を工夫して表すことができるようにする。
イ　造形的なよさや美しさ，表現の意図と工夫などについて考え，主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり，美術や美術文化などに対する見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。
ウ　楽しく美術の活動に取り組み創造活動の喜びを味わい，美術を愛好する心情を培い，心豊かな生活を創造していく態度を養う。

１段階の目標のアは，育成することを目指す「知識及び技能」について示している。

○「造形的な視点について理解する」について

「造形的な視点について理解する」とは， 造形要素の働きやイメージなどを捉えるために必要となる視点を理解することを示している。また，ここでの知識は，実感を伴いながら理解することで身に付くものであることから，発達の特性などを考慮し，表現及び鑑賞の活動を通して理解できるようにすることや，生徒が理解しやすい具体的な内容にするなど配慮することが大切である。

○「意図に応じて表現方法を工夫して表すこと」について

「意図に応じて表現方法を工夫して表すこと」とは，発想や構想をしたことを基に，表現の意図に応じて技能を応用したり，表現方法を工夫したりして，更に美しい，面白いなどの表現を創意工夫して表すことを示している。

特に，中学部美術科における学習において身に付けた資質・能力や，様々な材料や水彩絵の具をはじめとする用具などの経験を基盤として，発想や構想したことなどを基に，形を描いたり色をつくったり，立体に表したりする技能を身に付けることを重視している。すなわち，形，色彩，材料などで自らの思いや意図を表現するのに必要な技能であり，材料や用具の使い方など，表現の基礎となる技能を中心に身に付けることを目指している。

１段階の目標のイは，育成することを目指す「思考力，判断力，表現力等」について示している。

○「造形的なよさや美しさ，表現の意図と工夫などについて考え」について

「造形的なよさや美しさ」とは，対象を美術作品に限定せず，日用品を含む工芸品や製品，動植物，風景，四季や自然現象など，自然や環境，生活に見られる造形をも対象に含めた幅広いそのよさ美しさなどのことである。

「表現の意図や工夫」とは，作品などに見られる主題や創造的な構成などの工夫のことである。

美術科における「思考力，判断力，表現力等」は，これらの発想や構想をする際にも，鑑賞をする際にも働く中心となる考えを軸として，相互に関連して働くようにすることで高まっていく。

○「主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり」について

「主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり」とは，感じ取ったことや考えたこと，見る人や使う人などの立場に立った目的や条件などを基に主題を生み出し，美的，創造的

な構成を考えながら発想し構想を練ることを示している。

○「美術や美術文化などに対する見方や感じ方を広げたり」について

造形や美術作品などを見て美しいと感じる要因や，造形が美術として成立する特質，生活の中の美術の働きや美術文化について，感じ取ったり考えたりするなどして鑑賞の視点を豊かにし，見方や感じ方を広げることである。

１段階では，造形的なよさや美しさなどを感じ取り，表現の意図と工夫や，生活を美しく豊かにする美術の働き，美術文化について考えることで，見方や感じ方を広げることを目指している。

１段階の目標のウは，育成することを目指す「学びに向かう力，人間性等」について示している。

○「楽しく美術の活動に取り組み」について

１段階では，美術の学習活動に，まず楽しく関わることが大切である。ここでの楽しさとは，表面的な楽しさだけではなく，夢や目標の実現に向けて追求し，自己実現していく充実感を伴った喜びのことである。それは，生徒一人一人が，目標の実現のために創意工夫を重ね，一生懸命に取り組む中から生じる質の高い楽しさである。

○「美術を愛好する心情を培い，心豊かな生活を創造していく態度を養う」について

美的なものを大切にし，生活の中で美術の表現や鑑賞に親しんだり，生活環境を美しく飾ったり構成したりするなどの美術を愛好していく心情を培い，心潤う生活を創造しようとする態度を養うことである。その育成のためには，学校生活だけでなく，学校外の生活や将来の社会生活も見据えて，生徒が造形を豊かに捉える多様な視点をもてるようにし，身の回りの生活を造形的な視点で見つめ，新たな気付きや発見が生まれるような題材を設定するなど，心豊かな生活を創造する美術の働きを実感できるようにすることが重要である。

イ　内容

Ａ　表　現

ア　感じ取ったことや考えたこと，目的や機能などを基に，描いたり，つくったりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 対象や事象を見つめ感じ取ったことや考えたこと，伝えたり使ったりする目的や条件などを基に主題を生み出し，構成を創意工夫し，心豊かに表現する構想を練ること。

(ｲ) 材料や用具の特性の生かし方などを身に付け，意図に応じて表現方法を工夫して表すこと。

１段階の「Ａ表現」アは，造形的な見方・考え方を働かせ，対象や事象を見つめて感じ取ったことや考えたことを基にしたり，身の回りの生活に目を向け，伝えたり使ったりする目的や機能などを基にしたりして主題を生み出し，構成を創意工夫し，構想を練る「思考力，判断力，表現力等」の育成と，材料や用具の特性を生かし，意図に応じて表現方法を工夫する「技能」を育成することをねらいとしている。

「感じ取ったことや考えたこと，目的や機能」とは，主題を生み出すときや発想や構想をするときの要因となるものを示している。「感じ取ったこと」は受け身ではなく，意識を

働かせて何かを得ようとする主体的な関わりを意図している。また,「考えたこと」は，内的あるいは外的な要因によって心の中に思い描いたことや願いなどである。

「目的や機能」とは，生活を心豊かにするために飾る，気持ちや情報を美しく分かりやすく伝える，製品などを生活の中で楽しく使うなど，生活や社会における美術の働きとの関連性と深く関わる内容である。

「描いたり，つくったりする活動」の「描く」内容に関しては，絵にかく，版画にする，目的や用途に合わせたポスターや表示物をデザインすることなどが挙げられる。「つくる」内容に関しては，主として彫刻などの立体に表すこと，生活に役立てる器物や装飾品などをつくる工芸などがある。

絵や版画の題材としては，人物や動植物，静物や風景の観察や描写，学校行事や社会行事などの印象，想像画などがあり，版画の方法としては，紙版，木版，ゴム版，スチレンボード版などがある。デザインの題材としては，ポスター，案内表示・標識，表紙装丁デザイン，カット，模様・装飾などがある。

彫刻や立体の題材としては，人物，動植物，乗り物，建築物などが，工芸の種類としては，織物，紙工，革工，木工，金工，七宝焼きや焼き物の器物などが挙げられる。

(ｱ)は，対象や事象をじっくり見つめて感じとったことや考えたこと，伝えたり使ったりする目的や条件などを基に主題を生み出し，構成を創意工夫し，心豊かに表現するための発想や構想に関する指導事項である。

「対象や事象を見つめ感じ取ったことや考えたこと」とは，生徒自らが自然や人物，動植物，身近にあるものや，出来事などに対して，感性を豊かに働かせることによって感じ取った形や色彩の特徴や，それらがもたらす様々なよさ，雰囲気，情緒，美などを示している。また，体験などを基に感じたことや考えたこと，実際にはあり得ないこと，自分の思いや願いなどを心の中に思い浮かべることである。

「伝えたり使ったりする目的や条件」とは，生徒が身の回りの生活に目を向け，自分を含めた身近な相手を対象として，見る人や使う人の立場に立って考える目的や条件のことである。「伝えたり使ったりする」を２つに分けて考えた時,「伝える目的や条件」とは，気持ちや価値観，情報などの伝える目的や，対象，方法，手段などの伝えるための条件のことである。伝達するための発想や構想を高めるためには，目的となる伝えたい内容が生徒にとって価値ある内容であり，伝えることの必要性が実感できることが重要である。特に１段階では，生徒に身の回りの具体的な出来事や場面，人々が生活する姿に目を向けさせ，生徒が主体的に周囲に働きかけるような学習活動を通して，気持ちや情報を伝える楽しさを味わわせることが大切である。

もう一方の「使う目的や条件など」とは，使う人が楽しんだり，心地よさを感じたり，便利であったりなどの目的や，使いみち，使われる場所や場面，使う人などの条件のことである。1 段階では，主として身近な生活の範囲から，いつ，どこで，誰が使うかなど場面や状況を踏まえて，使いやすさや利用しやすさを考えるようにする。

「主題を生み出し」とは，生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描くことであり，発想や構想の学習を進める上で基盤となるものである。

「構成を創意工夫し，心豊かに表現する構想を練ること」とは，感じ取ったことや考えたことをなどから生み出された主題を基に，一人一人が自分の表したい表現世界をどのようにしたいかを考えて，構成を創意工夫して発想や構想をすることである。1 段階では，

感じたことや思いなど，主題とまではいえないものから構想を練ることも考えられる。例えば，材料を見たり触ったりしているときに感じたことやイメージなどを基に構成を工夫し，技能を働かせて具体的な形に表現していく活動などが考えられる。また，描いたりつくったりしながら構想が明確になったり，描いたりつくったりしていく中で構想が変わったりすることもある。このように活動の中で表したいことが明確になり主題が生み出され表現が深まることもある。

(ｲ)は，材料や用具の特性の生かし方などを身に付け，発想や構想したことなどを基に，意図に応じて表現方法を工夫して表す技能に関する指導事項である。

「材料や用具の特性の生かし方などを身に付け」とは，自分の意図する形や色彩などに表すことができるよう，材料や用具の特性を理解し，工夫して表すための基礎となる技能を身に付けることである。

この段階の生徒が扱う材料としては，描画では水彩絵の具やポスターカラー絵の具，墨，色鉛筆，ペン，パステル，色紙など，立体では粘土，木，石，紙，布，金属，プラスティック，スチレンボード，ニス，水性・油性塗料などがある。

主な用具としては，塗装用具，接着剤，彫刻刀，簡易な木材・金属加工用具，糸のこ盤や研磨機などの電動工具などが挙げられる。

これらの材料の中から表現に合う素材を選択し，その特徴と使い方や用具の扱い方を理解し，生かしていく事ができるように体験を積み重ねていくことが必要である。

「意図に応じて表現方法を工夫して表す」とは，生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描き，発想や構想したことを，材料や用具を生かしながら工夫して表すことである。自分の意図に応じて工夫して表すためには材料や用具の生かし方だけでなく，形や色彩などの生かし方なども身に付けることが必要である。

形の表し方については，形の捉え方，表し方の指導とともに，大まかな遠近感や簡単な立体感も表せるように指導する。立体としての形の表し方については，いろいろな角度から形体を捉え，立体としての量感や動勢などに気付かせて表現させるようにする。粘土や段ボール，厚紙などの紙素材など，扱う材料を限定することにより，立体で表現する力を育成することも考えられる。

色彩の表し方については，既成の概念や常識的な色の表現にとらわれることなく，自分の目と心で深く観察し，感じた色などを素直に表すことが大切である。様々な色を見たり実際につくったりして色に対する体験を豊かにすることで，表現への抵抗感を少なくすることができる。

B　鑑　賞

ア　美術作品や生活の中の美術の働き，美術文化などの鑑賞の活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 美術作品などの造形的なよさや美しさを感じ取り，作者の心情や表現の意図と工夫などについて考えるなどして，見方や感じ方を広げること。

(ｲ) 生活の中の美術や文化遺産などのよさや美しさを感じ取り，生活を美しく豊かにする美術の働きや美術文化について考えるなどして，見方や感じ方を広げること。

１段階の「Ｂ鑑賞」アでは，美術作品や生活の中の美術の働き，美術文化などの鑑賞の活動を通して，よさや美しさを感じ取り，作者の心情や表現の意図と工夫，生活の中の美術の働きや美術文化について考えるなどの見方や感じ方を広げる「思考力，判断力，表現力等」を育成することをねらいとしている。

(ｱ)は，美術作品などから，造形的なよさや美しさを感じ取るとともに，作者の心情や表現の意図と工夫などについて考えるなどして，見方や感じ方を広げる鑑賞に関する指導事項である。

「美術作品などの造形的なよさや美しさ」とは，美術作品などの形や色彩などから感じられるよさや美しさのことである。１段階では，対象をじっくりと見つめる時間を大切にし，自分の感覚で素直に味わうとともに，教師が示した課題や助言などを基に，形や色彩，材料などに視点を置いて感じ取ったり考えたりするなどの学習が必要である。

「作者の心情や表現の意図と工夫などについて考える」とは，作者の関心や発想，作品に込められた心情，その作品によって何を表現したかったのかという意図と，それがどのように表現されているかという工夫について考えることである。また，デザインや工芸などの作品などからは，使う人に対する作者の温かい心遣い，作品に込められた作者の思いや願いなどに基づいた表現の工夫について考えることである。心情や表現の意図と工夫などは，必ずしも正解があるわけではないので，作品が表している内容や形，色彩，材料，表現方法などから，生徒が自分の感覚や言葉で感じ取れるように，助言や指導をすることが大切である。

「見方や感じ方を広げる」とは，美術作品などの造形的なよさや美しさを感じ取り，作者の心情や表現の意図と工夫などについて考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし，見方や感じ方を広げることである。その際，生徒が自分の感じたことや気付いたこと，考えたことなどについて，対話などを通してお互いに説明し合う中で，自分にはない新たな見方や感じ方に気付かせることが大切である。また，発想や構想の学習と関連させることで，見方や感じ方が一層広がっていくことが考えられる。

(ｲ)は，生活の中の美術や文化遺産などから，よさや美しさを感じ取り，生活を美しく豊かにする美術の働きや美術文化について考えるなどして，見方や感じ方を広げる鑑賞に関する指導事項である。

「生活の中の美術や文化遺産などのよさや美しさを感じ取り」とは，身の回りにある身近な風景や自然現象，街で見られる人工物などの形や色彩，材料などに視点を置いて意識して捉え，造形的な美しさを感じ取ったり，文化遺産などを鑑賞することを通して，その特性やよさに気付いたりすることである。

「生活を美しく豊かにする美術の働きや美術文化について考える」とは，私たちが日常的に形や色彩，材料などに囲まれて生活していることを意識して考え，生活の中の様々なものから，その形や色彩などを通してメッセージを受け取り，心豊かに生活していることを実感することであり，文化遺産などの鑑賞を通して，その特性やよさに気付き，美術文化と伝統を実感的に捉えることである。

「見方や感じ方を広げる」とは，身の回りにある自然物や人工物の造形的な美しさなどを感じ取り，生活を美しく豊かにする美術の働きについて考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし，見方や感じ方を広げることである。

また，身近な地域や日本及び諸外国の美術の文化遺産などのよさや美しさなどを感じ取

り，美術文化について考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし，見方や感じ方を広げることである。また，ここでの指導に当たっては，鑑賞の活動に必要な地域の人材や施設等の活用を図り，実感の伴う学びを実現することで，積極的に鑑賞しようとする気持ちを高めたり，見方や感じ方を広げたりすることも効果的である。

〔共通事項〕
ア　「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の指導を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
(ｱ) 形や色彩，材料や光などの働きを理解すること。
(ｲ) 造形的な特徴などから全体のイメージで捉えることを理解すること。

〔共通事項〕アは，「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の学習において共通に必要となる造形的な視点を豊かにするために，形や色彩，材料，光などの働きや，造形的な特徴などを基に，全体のイメージや作風で捉えることを理解する項目である。

〔共通事項〕は，それ自体を単独で扱ったり，単に新たな事柄として知ることや言葉を暗記することに終始したりするものではない。ここでは，「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の指導と併せて，示された内容について指導することによって生徒一人一人の造形的な視点を豊かにし，作品や身の回りの生活の中の形や色彩などの造形の要素や全体に意識を向けて着目したり，造形の要素の働きやイメージを捉えたりできるようにすることが大切である。

(ｱ) は，形や色彩，材料，光などの働きについての理解に関する指導事項，(ｲ)は，造形的な特徴などから，全体のイメージや作風などで捉えることについての理解に関する指導事項である。

１段階では,内容に示す各事項の定着を図ることを基本としている。その観点に立って，生徒が造形を豊かに捉える多様な視点がもてるように，「３指導計画の作成と内容の取扱い」の「(2)内容の取扱いと指導上の配慮事項」のサに配慮し，(ｱ)では，作品などの造形の要素などに着目させて，視角や触覚等で，色彩の色味や明るさ，鮮やかさや，材料の性質や質感を感じ，形の優しさ，色の楽しさや寂しさ，木の温かさ，光の柔らかさ，形や色彩などの組合せによる美しさなどについて心で感じ取れるよう，実感を伴いながら理解できるようにする。(ｲ)では，作品などの全体に着目させて，造形的な特徴などを基に見立てたり心情などと関連付けたりして全体のイメージで捉えることや，作風などの視点で捉えることなどについて実感を伴いながら理解できるようにし，(ｱ)及び(ｲ)の事項の理解が，造形的な視点を豊かにし，１段階の表現及び鑑賞の学習の中で生きて働くようにすることが大切である。

(4) ２段階の目標と内容

ア　目標

○２段階
(1) 目　標
ア　造形的な視点について理解するとともに，意図に応じて自分の表現方法を追求して創造的に表すことができるようにする。

イ　造形的なよさや美しさ，表現の意図と創造的な工夫などについて考え，主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり，美術や美術文化などに対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
ウ　主体的に美術の活動に取り組み創造活動の喜びを味わい，美術を愛好する心情を深め，心豊かな生活を創造していく態度を養う。

２段階の目標のアは育成することを目指す「知識及び技能」について示している。

○「意図に応じて自分の表現方法を追求して創造的に表すこと」について

「意図に応じて自分の表現方法を追求して創造的に表すこと」とは，発想や構想をしたことを基に，意図に応じて自分の表現方法を追求して表すことを示している。２段階においては，これまでの様々な表現に関する経験を基に，より独自の表現を目指して多様な表現方法や表現技法について追求することが大切である。

２段階の目標のイは，育成することを目指す「思考力，判断力，表現力等」について示している。

○「造形的なよさや美しさ，表現の意図と創造的な工夫などについて考え，主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり，美術や美術文化などに対する見方や感じ方を深めたり」について

「造形的なよさや美しさ，表現の意図と創造的な工夫などについて考え」とは，発想や構想と鑑賞の双方に重なる資質・能力を示している。

「主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり」とは，感じ取ったことや考えたこと，見る人や使う人などの立場に立った目的や条件などを基に主題を生み出し，美的，創造的な構成を総合的に考えながら，発想し構想を練ることを示している。また，生徒の実態を踏まえて，自分らしさに自信をもちながら主題を生み出し，豊かに発想や構想ができるように指導することが必要である。

「美術や美術文化などに対する見方や感じ方を深めたり」とは，造形や美術作品などを見て美しいと感じる要因や，生活や社会の中の美術の働きや美術文化について，感じ取ったり考えたりするなどして鑑賞の視点を豊かにし，見方や感じ方を深めることである。

鑑賞により生徒の心の中につくりだされる思いや考え，価値などには様々なものがある。多様な見方や感じ方で作品などを捉えることは，美術作品だけではなく生活や社会の中の様々なものや出来事などを多様な視点で捉えることにもつながり，生徒が生きていく上において大切な学びとなる。

２段階の目標のウは，育成することを目指す「学びに向かう力，人間性等」について示している。

○「主体的に美術の活動に取り組み，創造活動の喜びを味わい，美術を愛好する心情を深め，心豊かな生活を創造していく態度を養う」について

「主体的に美術の活動に取り組み，創造活動の喜びを味わい」とは，２段階での美術に関わる基本的な姿勢について述べている。ここでは，１段階の「楽しく」から更に質を高め，自らの目指す夢や目標の実現に向かって積極的に取り組み，創造的な活動を目指して挑戦していく喜びや，主体的な態度の形成を一層重視している。そのため生徒一人一人が表現への願いや創造に対する自分の夢や目標をもてるように励ましたりよさをほめたりすることで，創造的な表現や鑑賞に主体的に取り組むことができるようにすることが大切である。

「美術を愛好する心情を深め，心豊かな生活を創造していく態度を養う」とは，美的なものを大切にし，生活の中で美術の表現や鑑賞に親しんだり，生活環境を美しく飾ったり構成したりするなどの美術を愛好していく心情を一層深め，心潤う生活を創造しようとする態度を養うことである。

ここでは，生涯を通して美にあこがれ，美術に親しみ，日々心豊かな生活を楽しみ充実させていこうとする創造的な生き方や態度を養うことを目指している。また，日常生活のあらゆるところに美術が関わっていることを認識し，社会に果たす美術の役割に気付き，自然や美術作品や文化遺産などに目を向け，よさや美しさなどを積極的に味わい生活に取り入れて，生涯にわたり心豊かな生活を創造していくための資質・能力を高めることが大切である。

イ　内容

(2) 内　容

A　表　現

ア　感じ取ったことや考えたこと，目的や機能などを基に，描いたり，つくったりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 対象や事象を深く見つめ感じ取ったことや考えたこと，伝えたり使ったりする目的や条件などを基に主題を生み出し，創造的な構成を工夫し，心豊かに表現する構想を練ること。

(ｲ) 材料や用具の特性の生かし方などを身に付け，意図に応じて表現方法を追求し，自分らしさを発揮して表すこと。

２段階の「A表現」アは，造形的な見方・考え方を働かせ，対象や事象を深く見つめて，感じ取ったことや考えたことなどを基にしたり，社会との関わりを意識し，伝えたり使ったりする目的や機能などを基にしたりして主題を生み出し，創造的な構成を工夫し，構想を練る「思考力，判断力，表現力等」の育成と，材料や用具の特性を生かし，意図に応じて表現方法を工夫する「技能」を育成することをねらいとしている。

(ｱ)は，対象や事象を深く見つめて感じとったことや考えたこと，伝えたり使ったりする目的や条件などを基に主題を生み出し，創造的な構成を工夫し，心豊かに表現するための発想や構想に関する指導事項である。

「対象や事象を深く見つめ感じ取ったことや考えたこと」とは，感性や想像力を豊かに働かせながら対象や事象を深く見つめ，感じ取った形や色彩などの特徴やイメージ，対象の内面や全体の感じ，生命感や心情などから生じた思いや考えなどを示している。例えば，自画像の制作においては，鏡を見て表面的に形や色彩を捉えさせるだけではなく，自分自身の気持ちや心の中を見つめさせることで，より深く自己を理解し，自分の感情やものの考え方，価値観に改めて気付けるように指導を工夫する必要がある。

２段階の「伝えたり使ったりする目的や条件」とは，身の回りの出来事や身近な相手だけでなく，社会性や客観性を意識して，見る人や使う人の立場に立って考える目的や条件のことである。

「伝える目的や条件」とは，より多くの他者や社会に対して伝えるための，気持ちや価値観，情報などの目的や，対象，方法，手段などの伝えるための条件のことである。伝達

するための発想や構想を高めるためには，1 段階と同様に，目的となる伝えたい内容が生徒にとって価値ある内容であり，伝えることの必要性が実感できることが重要である。特に２段階では，社会的な出来事や場面，学校に関わる人々や地域の人々などに目を向けさせ，生徒が主体的に地域や社会に働きかけるような学習活動を通して，多くの人に気持ちや情報を伝えるすばらしさや面白さを味わわせることを重視する。

「使う目的や条件など」とは，身近な人だけでなく，様々な人が楽しんだり，心地よさを感じたり，便利であったりするなどの使いみちや，使われる場所や場面，使う人などの条件のことである。２段階では，１段階の学習を更に深めて，例えば，使用する多くの人たちの気持ちや身体に優しいデザイン，多様な人々が共有できる機能について考えることが求められる。

「主題を生み出し」とは，生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描くことである。

「創造的な構成を工夫し，心豊かに表現する構想を練ること」とは，感じ取ったことや考えたことなどから生み出された主題を基に，楽しさや自分の思いや願い，よさや美しさへのあこがれなど，自己の心を見つめて考えたことを十分に取り入れながら構想を練ることである。構想の中には，主題を基に考えをまとめる構成的な側面からの構想と，材料や技法などの表現方法の側面からの構想がある。表現方法から構想を練る際には，どのような材料を用い，どのような方法で表現するのか，また，構想をしている内容が，技術的に実現可能なのかなど，生徒の造形体験などを基に，十分に検討しておく必要がある。その際，表現方法を試す場の設定や，性質や特徴の違う材料を複数準備するなどの条件整備を整えておくことが大切である。

(ｲ)は，材料や用具の特性の生かし方などを身に付け，発想や構想したことなどを基に，意図に応じて表現方法を追求し，自分らしさを発揮して表す技能に関する指導事項である。

「意図に応じて表現方法を追求し，自分らしさを発揮して表す」とは，表現の意図を明確にもち，現状に満足することなく，よりよいもの，より美しいものを目指すなど，自分の表現方法を追求して創意工夫を続け，自分らしさを発揮して創造的に表すことである。表現の技能を高めるためには，材料や用具の特性を理解させ，生かし方を身に付けるとともに，制作している中で，生徒が「やってみたい，試してみたい」と思ったときに，材料や用具と自由に関われるような学習環境の工夫も必要である。また，「Ｂ鑑賞」の学習活動とも関連させながら，生徒自身が自分の見方や感じ方を深め，既成の表現方式にとらわれることなく，様々な作風や様式について学ぶことも大切である。

Ｂ　鑑　賞

ア　美術作品や生活の中の美術の働き，美術文化などの鑑賞の活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 美術作品などの造形的なよさや美しさを感じ取り，作者の心情や表現の意図と創造的な工夫などについて考えるなどして，見方や感じ方を深めること。

(ｲ) 生活や社会の中の美術や文化遺産などのよさや美しさを感じ取り，生活や社会を美しく豊かにする美術の働きや美術文化について考えるなどして，見方や感じ方を深めること。

２段階の「Ｂ鑑賞」アでは，美術作品や生活の中の美術の働き，美術文化などの鑑賞の

活動を通して，よさや美しさを感じ取り，作者の心情や表現の意図と創造的な工夫，生活や社会の中の美術の働きや美術文化について考えるなどの見方や感じ方を深める「思考力，判断力，表現力等」を育成することをねらいとしている。

(ｱ)は，美術作品などから，造形的なよさや美しさを感じ取るとともに，作者の心情や創造的な工夫などについて考えるなどして，見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導事項である。

「美術作品などの造形的なよさや美しさ」とは，美術作品などの形や色彩などから感じられるよさや美しさのことである。２段階では，対象の形や色彩などの特徴や印象などから内面や全体の感じ，価値や情緒などを感じ取り，外形には見えない本質的なよさや美しさなども捉えようとすることが大切である。

「作者の心情や表現の意図と創造的な工夫などについて考える」とは，作者の生きた時代や社会的背景など幅広い視点から捉えた作者の心情や表現の意図と創造的な工夫について考えることである。また，デザインや工芸などの作品などからは，使う人や場を考えた作者の温かい心遣いや，作品の主題や表現の意図などに基づいた創造的な工夫について考えることである。

「見方や感じ方を深める」とは，主題などに基づき，作品の背景を見つめたり自分の生き方との関わりの中で作品や制作に対する姿勢を捉えたりするとともに，表現の意図と創造的な工夫などについて考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし，見方や感じ方を深めることである。鑑賞は単に知識や定まった作品の価値を学ぶだけの学習ではなく，知識なども活用しながら自分の中に作品に対する新しい価値をつくりだす学習である。指導に当たっては，異なった見方や感じ方を尊重する雰囲気をつくるとともに，作品に対する生徒の興味・関心をより高めたり，いくつかの鑑賞の視点を設定したりしながら，生徒それぞれに自分一人では気付くことができない多様な見方や感じ方ができるようにして，鑑賞を深めていけるような配慮が必要である。

(ｲ)は，生活や社会の中の美術や文化遺産などから，よさや美しさを感じ取り，生活や社会を美しく豊かにする美術の働きや美術文化について考えるなどして，見方や感じ方を深める鑑賞に関する指導事項である。

「生活や社会の中の美術や文化遺産などのよさや美しさを感じ取り」とは，動植物や自然物，四季や自然現象，風景などの自然や，公園や建造物，街並みなどの環境の中に見られる造形的な美しさを感じ取ることである。また，独自の文化を生み出してきた日本の美術文化のよさを十分に味わうことである。そして，美術としての文化遺産そのものや，その背景となる日本文化の特質への関心を高め，それらが現代においても大きな意味をもつことに気付かせるようにすることが大切である。

「生活や社会を美しく豊かにする美術の働きや美術文化について考える」とは，美術作品や身の回りの環境を美しさや自然との調和の視点から捉え，生活や社会を心豊かにする造形や美術の働きや美術文化について考えることである。人間は，形，色彩，材料，光，空間などにより，明るい開放感や落ち着いた雰囲気，心が躍るような楽しさなどを感じることができる。また，自然や優しさのある環境は，精神的な温かみやくつろぎを与えてくれる。このような造形や美術の働きに気付き，それを豊かに感じ取ろうとすることが大切である。

「見方や感じ方を深める」とは，身近な環境の中に見られる造形的な美しさを感じ取り，

生活や社会を美しく豊かにする美術の働きについて考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし，見方や感じ方を深めることである。また，日本及び諸外国の美術文化のよさや美しさを感じ取り，生活や社会を美しく豊かにする美術の働きや美術文化について考えるなどして鑑賞の視点を豊かにし，見方や感じ方を深めることである。その際，生徒が鑑賞の学習を通して考えたことや，発想や構想をしたことを表現の学習に生かしたり，表現した作品を相互に鑑賞し合ったりするなど，鑑賞と表現が関連し合いながら繰り返されるように指導を工夫し，見方や感じ方を深めることなどが考えられる。

〔共通事項〕
ア　「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の指導を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
(ｱ) 形や色彩，材料や光などの働きを理解すること。
(ｲ) 造形的な特徴などから全体のイメージで捉えることを理解すること。

〔共通事項〕アは，「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の学習において共通に必要となる造形的な視点を豊かにするために，形や色彩，材料，光などの働きや，造形的な特徴などを基に，全体のイメージや作風で捉えることを理解する項目である。２段階において，「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」に関する資質・能力を豊かに育成するためには，〔共通事項〕に示されている内容を，表現及び鑑賞の各活動に適切に位置付けることが大切である。

(ｱ)では，形や色彩，材料，光などの働きについての理解に関する指導事項，(ｲ)は，造形的な特徴などから，全体のイメージや作風などで捉えることについての理解に関する指導事項である。

２段階では，１段階において身に付けた資質・能力を柔軟に活用して，表現及び鑑賞に関する資質・能力をより豊かに高めることを基本としている。

生徒が表したいイメージを捉えて，豊かに発想し構想を練ったり作品などからイメージを捉えて豊かに鑑賞したりできるようにするためには，対象を具体物に見立てたり心情などと関連付けたりするなど全体のイメージで捉えるということを理解して対象を見つめることも重要である。また，作風や様式などで捉えるということの理解から，「霧のかかった景色が水墨画のようだ」，「この作品は印象派の雰囲気がある」など，全体を文化的な視点から捉えることも重要であり，美術文化についての見方や感じ方を深めることにもつながるものである。一方で，イメージを捉える際には，直感的な捉え方も大切である。例えば，風景や作品を見た瞬間にイメージが浮かぶことも少なくない。「ラッパを見て花びらのように見えた」ときに，必ずしもイメージとして捉えた根拠が明確でなくても，生み出されたイメージは大切にし，後からその根拠が明確になっていき〔共通事項〕の(ｲ)の内容の理解が深まることもある。直感的な捉え方を重ねることも大切にする中で，一人一人の独自の造形的な視点が豊かになり，自分らしい見方が育っていくものである。

４　指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画作成上の配慮事項

３　指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ア　題材など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，造形的な見方・考え方を働かせ，表現したり鑑賞したりする資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。

イ　２の各段階の内容の「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の指導については相互の関連を図り，特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにすること。

ウ　２の各段階の内容の〔共通事項〕は，表現及び鑑賞の学習において共通に必要となる資質・能力であり，「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の各事項の指導と併せて，十分な指導が行われるよう工夫すること。

エ　２の各段階の内容の「Ｂ鑑賞」の指導に当たっては，作品等について説明したり，話し合ったりして，周りの人と共有できる機会を設けるようにすること。

オ　２の各段階の内容の「Ｂ鑑賞」の指導に当たっては，生徒や学校の実態に応じて，地域の美術館や博物館等と連携を図ったり，それらの施設や文化財などを積極的に活用したりするようにすること。また，学校図書館等における鑑賞用図書，映像資料等の活用を図ること。

アについては，美術科の指導計画の作成に当たり，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし，美術科の特質に応じて，効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

美術科の指導に当たっては，(1)「知識及び技能」が習得されること，(2)「思考力，判断力，表現力等」を育成すること，(3)「学びに向かう力，人間性等」を涵(かん)養することが偏りなく実現されるよう，題材など内容や時間のまとまりを見通しながら，主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

この事項は，美術科の指導計画の作成に当たり，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし，美術科の特質に応じて，効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど，生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中，学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し，これからの時代に求められる資質・能力を身に付け，生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには，これまでの学校教育の蓄積も生かしながら，学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが求められている。

指導に当たっては，(1)「知識及び技能」が習得されること，(2)「思考力，判断力，表現力等」を育成すること，(3)「学びに向かう力，人間性等」を涵(かん)養することが偏りなく実現されるよう，単元など内容や時間のまとまりを見通しながら，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは，必ずしも１単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。題材など内容や時間のまとまりの中で，例えば，主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか，対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面を

どこに設定するか，学びの深まりをつくりだすために，生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか，といった視点で授業改善を進めることが求められる。また，生徒や学校の実態に応じ，多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり，題材のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技能」の習得に課題が見られる場合には，それを身に付けるために，生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね，確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり，特に「深い学び」の視点に関して，各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を，習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて，より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

これまで美術科では，美術の創造活動を通して，自己の創出した主題や，自分の見方や感じ方を大切にし，創造的に考えて表現したり鑑賞したりする学習を重視してきた。「深い学び」の視点から学習活動の質を向上させるためには，造形的な見方・考え方を働かせ，表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習を充実させることで，美術を学ぶことに対する必要性を実感し目的意識を高めるなどの「主体的な学び」の視点も大切である。さらに，自己との対話を深めることや，〔共通事項〕に示す事項を視点に，表現において発想や構想に対する意見を述べ合ったり，鑑賞において作品などに対する自分の価値意識をもって批評し合ったりすることなどの「対話的な学び」の視点が重要である。このような言語活動の充実を図ることや作品づくりを通して思考を表現に置き換えたり，協働する活動で，共に考えを創り上げたりする対話的な活動の充実を図ることで，お互いの見方や感じ方，考えなどが交流され，新しい見方に気付いたり，価値を生み出したりすることができるようになる。

このように表現と鑑賞を関連させながら，主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を進めていくことで，造形的な見方・考え方が豊かになり，美術科において育成する資質・能力が一層深まっていくことになる。

イについて，指導計画の作成に当たっては，表現及び鑑賞のそれぞれの目標と内容を的確に把握し，相互の関連を十分に図った学習が展開されるよう配慮しなければならない。そのためには，各内容における指導のねらいを十分に検討し，それを実現することのできる適切な題材を設定し，系統的に育成する資質・能力が身に付くよう指導計画に位置付ける必要がある。表現と鑑賞の相互の関連を図る際には，特に「思考力，判断力，表現力等」を育成する観点からは，発想や構想と鑑賞に関する資質・能力を総合的に働かせて学習が深められるよう十分配慮する必要がある。

例えば，「A表現」のアの(ｱ)の対象を見つめ感じ取ったことや考えたことを基に，主題を生み出し，構成を創意工夫し，構想を練ることと「B鑑賞」アの(ｱ)の 作者の心情や表現の意図と工夫を考えることは相互に関連している。

感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現に関する作品を鑑賞し，作者がどのようにして主題を生み出し，表現の工夫をしているのかについて考えることは，生徒が実際に表現する際に主題を生み出したり構想を練ったりする力を高めることになる。同様に，「A表現」のアの(ｱ)の伝えたり使ったりする目的や条件などを基に主題を生み出し，構成を創意工夫し，構想を練ることと「B鑑賞」アの(ｱ)の 作者の心情や表現の意図と工夫を

考えることは相互に関連しており,目的や機能などを基にした表現に関する鑑賞の学習が,発想や構想に関する資質・能力を高めることにつながる。

表現と鑑賞の指導の関連を図る際には，発想や構想と鑑賞の学習の双方に働く中心となる考えを軸にそれぞれの資質・能力を高められるようにすることが大切である。これらの相互の関連を図ることは，表現活動において発想や構想と関連する創造的に表す技能も高めることにもつながる。

このように，表現と鑑賞は密接に関係しており，表現の学習が鑑賞に生かされ，そしてまた,鑑賞の学習が表現に生かされることで,一層充実した創造活動に高まっていくため,「A表現」と「B鑑賞」の相互の関連を十分に図り，学習の効果が高まるように指導計画を工夫する必要がある。

ウについて,〔共通事項〕は表現及び鑑賞の学習において共通に必要となる資質・能力を示したものであり，造形的な視点を豊かにするために必要な知識として表現及び鑑賞の各活動に適切に位置付け，指導計画を作成する必要がある。

〔共通事項〕を造形的な視点と関連させながら「A表現」及び「B鑑賞」の学習の中で十分に指導をするためには，具体的な学習活動を想定し,〔共通事項〕アの「形や色彩，材料，光などの働きを理解すること」や，イの「造形的な特徴などを基に，全体のイメージで捉えることを理解すること」が，表現及び鑑賞の活動の中で造形的な視点として豊かに働くようにどの場面でどのように指導するのかを明確に位置付け，指導計画の作成を行う必要がある。

その際,〔共通事項〕に示す事項の視点で指導を見直し学習過程を工夫することや，生徒自らが必要性を感じて〔共通事項〕に示す事項の視点を意識できるような題材を工夫するなどして，形や色彩などに対する豊かな感覚を働かせて表現及び鑑賞の学習に取り組むことができるようにすることが大切である。

また，中学部美術科の〔共通事項〕を踏まえた指導にも十分配慮する必要がある。

エについて,「A表現」及び「B鑑賞」の学習を通して学んだことが，生活や社会の中で生かせるように，指導計画を作成することが大切である。その際，生徒や各学校の実態,地域性などを生かした効果的な指導方法を工夫することが求められる。

オについて，地域によって美術館や博物館等の施設や美術的な文化財の状況は異なるが,学校や地域の実態に応じて,実物の美術作品を直接鑑賞する機会が得られるようにしたり,作家や学芸員と連携したりして，可能な限り多様な鑑賞体験の場を設定するようにする。連携については，生徒の鑑賞の活動をより豊かに展開していく観点から学校と美術館等が活動のねらいをお互いに共有しながら推進することが大切である。

また，鑑賞が授業としての学習だけではなく，平素の学校生活の中で親しめるようにすることが大切である。日常的に美術鑑賞に親しみ，校内環境の美的な装飾などに心掛けていくことで，生徒一人一人の造形的な視点を豊かにし，感性や情操が培われるようにするとともに，このことが美術科の授業において鑑賞の学習や表現の学習への意欲付けにもなるよう工夫していくことが大切である。したがって，生徒作品をはじめ様々な鑑賞作品,鑑賞用の図書資料や映像資料などを，美術室や校内，その他の適切な場所に展示したり備えたりするようにすることが必要である。

このような学習の計画に当たっては，総合的な探究の時間や学校行事，地域に関係する行事などとの関連を図るなどの工夫も考えられる。

(2) 内容の取扱いと指導上の配慮事項

(2) ２の各段階の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。

ア　「Ａ表現」の指導に当たっては，材料や用具の安全な使い方や保管について指導するとともに，活動場所について事前の点検や安全指導をするなどして，事故防止について徹底すること。

イ　生徒が個性を生かして活動することができるようにするため，学習活動や表現方法などに幅をもたせるようにすること。

ウ　「Ａ表現」の指導に当たっては，活動の全過程を通して生徒が実現したい思いや願いを大切にしながら活動できるようにし，自分のよさや可能性を見いだし，生涯にわたり，楽しく豊かな生活を創造する態度を養うようにすること。

エ　各活動において，互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにすること。

オ　互いの個性を生かし合い協力して創造する喜びを味わえるようにするため，適切な機会を選び共同で行う創造活動を経験させること。

カ　「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の学習を通して学んだことが，生活や社会の中で生かせるようにすることや，作品や用具等を大切に取り扱うことを理解して使えるよう指導すること。

キ　見る力や感じ取る力，考える力，描く力などを育成するために，スケッチの学習を効果的に取り入れるようにすること。

ク　美術の表現の可能性を広げるために，写真・ビデオ・コンピュータ等の映像メディアの積極的な活用を図るようにすること。

ケ　日本及び諸外国の作品の独特な表現形式，漫画やイラストレーション，図などの多様な表現方法を活用できるようにすること。

コ　表現の材料や題材などについては，地域の身近なものや伝統的なものも取り上げるようにすること。

サ　〔共通事項〕の指導に当たっては，生徒が造形を豊かに捉える多様な視点をもてるように，以下の内容について配慮すること。

(ｱ) 〔共通事項〕のアの(ｱ)の指導に当たっては，形や色彩などの造形の要素に着目して，生徒が実感的に理解できるようにすること。

(ｲ) 〔共通事項〕のアの(ｲ)の指導に当たっては，造形的な特徴などを基に，見立てたり，心情などと関連付けたりして全体のイメージなどに着目して，生徒が実感的に理解できるようにすること。

シ　生徒が鑑賞に親しむことができるよう，校内の適切な場所に鑑賞作品などを展示するとともに，学校や地域の実態に応じて，校外においても生徒作品などの展示の機会を設けるなどすること。

ス　創造することの価値に気付き，自分たちの作品や美術作品などに表れている創造性を大切にする態度を養うとともに，必要に応じて，美術に関する知的財産権や肖像権などについて触れるようにすること。また，こうした態度を養うことが，美術文化の継承，発展，創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。

アについて，高等部段階の表現の活動は，扱う材料や用具の種類が増えたり，活動場所

が多様になったりする。事故防止のためには，使用する用具や機械類は日常よく点検整備をし，刃物類をはじめとした材料・用具の正しい使い方や手入れや片付けの仕方などの約束事を明確にしたり，周囲の安全を確認したうえで活動したりするなどの安全指導を，授業の中で適切な機会を捉えて行う必要がある。

刃物類の扱いや保管・管理には十分留意し，事故を招かないように安全指導を徹底するとともに，道具については劣化の点検や番号を記入するなどして，その管理に努める。また，電動ドリルなど機械類については慎重に取り扱い，使用時には教師が直接指導に当たり，適切な扱い方を生徒へ実感的に学ばせるとともに，安全意識をもたせるなどの指導が大切である。

塗料類及び薬品類の使用に際しては，換気や保管・管理を確実に行うとともに，薬品などに対してアレルギーをもつ生徒などを事前に把握するなどの配慮も必要である。

また，作品や用具，塗料，器具等を収納するロッカーや棚などについては，生徒が不意に体をぶつけたり，地震が起きたりしても安易に倒壊しない措置を講じておくなどして，安全管理に努める必要がある。

イについて，生徒一人一人が自分の個性を生かしながら資質・能力を十分に働かせるために，多様な学習ができるようにすることを示している。

「学習活動や表現方法などに幅をもたせるようにする」とは，表現や鑑賞を幅広く捉え，生徒が経験したことを基に，自分に適した表現方法や材料，用具などを選ぶことができるようにすることを示している。

指導に当たっては，育成を図る資質・能力を明らかにし，生徒の表現や作品を幅広く捉えるとともに，一人一人の生徒が，自分の思いで活動を進めることができるようにし，その生徒らしい表現を励ますようにする必要がある。その際，個性は変容し得るものであることにも配慮することが必要である。

ウについて，「A表現」の指導に当たっての配慮事項を示している。中学部の美術科での学習内容を踏まえながら，生徒が自分自身の実現したい思いや願いを大切にしながら，発想や構想をしたり，技能を働かせたりできるような指導をすることの重要性を示している。そして，その活動の中で，生徒が自分のよさや可能性を見いだすようにすること，それが，楽しく豊かな生活を創造しようとする態度につながることを示している。

エについて，美術科の学習は一人一人が表現や鑑賞を通して，感性や想像力を働かせて，自分としての意味や価値をつくりだしていく。そこには，一人一人のよさや個性などがあり，それらは他者と交流し，認め合い尊重し合う活動をすることによってより高められていく。そのためには，まず教師が日頃から一人一人の生徒のよさや個性などを認め尊重することや，一人一人の生徒のよさや個性が発揮できる題材を設定し，生徒が自分のよさや個性が教師から大切にされていると実感するようにすることが重要である。その上で，生徒が他の生徒の作品や活動，言動にも目を向け，感じ方や考え方，表し方の工夫などには違いがあるということに気付き，そのどれもが，大切にされるべきものなのだということが分かるようにすることが重要である。

オについて，「共同で行う創造活動」とは，一人一人が持ち味を生かして一つの課題や題材に取り組み，協力して創造する活動である。その際には，発想，構想，計画，制作から完成に至る過程での話合いなどの交流を重視する。話し合いの場面においては，一人一人の個性が生きるよう，適切なタイミングで，教師が指導や支援の工夫を行うことも大切で

ある。

カについて，学習したことを生活や社会の中で生かせるように指導すること及び作品や用具等を大切に取り扱えるように指導することを示している。特に高等部段階では，卒業後の生活や社会の中での活動に自然とつながるようにすることが大切となる。また，制作した作品に愛着をもち，大事にしたり，使って楽しんだりすることも大切である。

キについて，スケッチの学習は，単に描く力だけでなく，見る力や感じ取る力をはじめ，発想や構想を練る際に「思考力，判断力，表現力等」を育成するものである。

スケッチによって，自然や対象の美しさ，造形的な面白さを感じ取ったり，見たことや思い付いたアイデアなどを描きとめ，イメージや考えを広げながら，それらを組み合わせてまとめ上げたりすることを学べるようにする。また，スケッチの活用として，伝える相手の立場に立って，伝えたい情報を分かりやすく絵や図に描くことの効果や意味を実感できるような場面の設定も必要である。

このように，表現の学習においては，育成する資質・能力を踏まえて，スケッチを効果的に取り入れ，表現に関する資質・能力を総合的に培っていかなければならない。

クについて，映像メディアによる表現は，今後も大きな発展性を秘めている。デジタル機器の普及などにより，映像メディアの活用は従前に比べると図りやすくなってきているといえる。中学部の美術科での学習内容を踏まえながら，これらを活用することは表現の幅を広げ，様々な表現の可能性を引き出すために重要である。

映像メディアは，アイデアを練ったり編集したりするなど，発想や構想の場面でも効果的に活用できるものである。写真，ビデオ，コンピュータ等のそれぞれがもつ特徴を生かし，積極的な活用を図るようにすることが大切である。また，これらの映像メディア活用の際には，生徒が主体的に関われるよう，生徒の実態に合わせて，操作する部分を簡素に，分かりやすく図示するなどの配慮や工夫が必要である。

ケについて，生徒の表現の能力を一層豊かに育成するためには，ねらいや目的に応じて表現方法を選択できるように，多様な表現方法を学習する機会を効果的に取り入れる必要がある。

【日本及び諸外国の独特な表現形式】

生徒の表現の能力を高めるためには，国や地域などによる表現の違いや特色に気付かせ，幅広い柔軟な思考力や表現の技能を育成することが大切である。例えば，日本の美術の表現には，扇や短冊，絵巻物など様々な大きさや形の紙などに描かれた絵がある。多様な表現形式のよさに触れて，美術や美術文化に対する見方や感じ方を広げられるようにすることが大切である。

【漫画，イラストレーション，図】

漫画は，形を単純化し，象徴化，誇張などして表現する絵である。日本では関連するものとして「鳥獣人物戯画巻」や「信貴山縁起絵巻」，「北斎漫画」なども残されており，日本の伝統的な表現形式の一つといえる。イラストレーションは，挿絵，図解，説明や装飾のための図や絵などのことであり，書籍や雑誌，新聞，ポスター，映像メディアなどに活用され，日常の生活の中に深く浸透してきている。図は特に，瞬時に内容が分かり伝わることが大切であり，その目的や，何を示したいのかを考え，単純化・強調などをする必要がある。これらの表現方法の指導においては，表現する対象や目的に応じて，単純化・強調などをする際に，形と色彩の調和や効果を考えて表現をさせることが大切である。

コについて，美術科は自然のものから人工の材料までを自由に取り込み，表現することのできる教科である。

各地域には，粘土，砂，石，和紙，木，竹などの独特の材料があり，それら地域の材料の特性を生かした表現方法や題材を工夫して指導することが大切である。その際，地域の伝統的な工芸，民芸など，地域の材料とそれに伴う表現技術，伝統工芸家や作家など経験豊かな人材なども併せて活用するなどして，美術が生活に根ざし，伝統や文化の創造の礎となっていることを，体験を通して理解させ，美術の学習を深めることも大切である。

サについて，〔共通事項〕の指導の重要な点は，造形を豊かに捉える多様な視点をもてるようにすることで，今まで気付かなかった作品などのよさや美しさ，面白さなどに気付いたり，新たな意味や価値を発見したりすることにつながることを実感させることである。

〔共通事項〕の(ｱ)の指導

指導に当たっては，形や色彩，材料，光などの造形の要素などに着目して，それらがもつ働きなどについて実感を伴いながら理解できるようにする。他者との対話やグループ全体での発表などを取り入れ，それぞれの捉え方の違いや共通していることなどに気付かせるとともに，自分が感じた根拠を探るなどして理解が深められるようにすることなどが考えられる。

○　色彩の色味や明るさ，鮮やかさ

色彩には，色味や明るさ，鮮やかさなどの性質があり，それらについて体験を通して直接感じ取り理解できるようにする。

○　材料の性質や質感

材料には，硬さや軟らかさなどの性質や，材料のもつ地肌の特徴や質感による「冷たい」，「温かい」など，人間の感覚や感情に強く働きかける特性がある。また，質感は材料に触れることで捉えられるものであるが，材料に対する経験が高まることで，視覚的に捉えられるようにもなる。材料の性質や質感を捉えさせるためには，実際に材料を手に取らせ，その感触などを十分に確かめさせることが大切である。

○　形や色彩，材料，光などが感情にもたらす効果

形や色彩，材料，光などには，形の優しさ，色の楽しさや寂しさ，材料のもつ温かみ，光の柔らかさなど，感情にもたらす効果がある。色彩が感情にもたらす様々な効果に着目させたり，そのような視点で色彩を豊かに捉えさせたりする。その際，感情にもたらす効果には，一人一人の感じ方が異なるものと，多くの人が共通に感じるものとがあることに留意することも必要である。

○　構成の美しさ

形や色彩などの大きさや配置の変化などによる組合せが生み出す構成の美しさを捉えることは，形や色彩などの美しさや働きに気付き，造形的な可能性を発見することでもある。

〔共通事項〕の(ｲ)の指導

〔共通事項〕に示すイの事項の指導に当たっては，全体を大きく見る視点からイメージなどを捉えることが重要である。ここでは，造形的な特徴などに着目して具体物に見立てたり心情などと関連付けたりして全体のイメージで捉えることや，作風などの文化的な視点で捉えることなどについて実感をもって体験し，理解できるようにする。

○　造形的な特徴などを基に全体のイメージで捉えること

造形的な視点を豊かにもち，対象や事象などからイメージを捉えることができるようにするためには，漠然と全体を見るだけでは十分ではない。例えば，造形的な特徴などから何かに見立てたり，「かわいい」，「寂しい」などの心情などと関連付けたりすることによって，具体的に自分なりのイメージを捉えられるようになる。ここでの指導の重要な点は，最初の直感的なイメージも大切にしながら，見立てたり心情などと関連付けたりして全体のイメージで捉えることについて実感を伴いながら理解できるようにすることである。

シについて，授業で制作した生徒の作品や鑑賞作品などを，ふだんから校内で鑑賞できるよう，適切な場所に展示し，いつでも作品に親しむことができる環境をつくることが望ましい。美術室における作品展示の仕方に創意工夫を図るとともに，それ以外の場所として，玄関ホールや廊下，階段，空き教室などの壁面を活用してミニギャラリーを設け，展示することなどが考えられる。

また，地域で表現する場をつくることなどにより，学校と社会とをつないでいくことに取り組むことも重要である。特に美術科は，作品を介して教室内の人間関係だけにとどまらず，教職員や保護者，地域の人々などと連携ができる教科であり，身近なところから社会に関わる活動を進めていくことは，生徒の学びを深めていく上で効果的である。

スについて，生徒一人一人が創意工夫を重ねて生み出した作品にはかけがえのない価値があり，自分たちの作品や美術作品などに表れている創造性を大切にする態度を養うことが重要である。その指導の中で，必要に応じて著作権などの知的財産権や肖像権に触れ，作者の権利を尊重し，侵害しないことについての指導も併せて必要である。

著作者の没後又は著作物の公表後 70 年を経ない作品には著作権がある。例外的に，授業で利用する際，一定の条件を満たす場合には著作者の了解を得る必要がない。ただし，他人の著作物を活用した生徒作品を学校のウエブサイトなどへ掲載したり，コンクールへ出品したり，看板やポスターなどを地域に貼ったりすることは，例外となる条件を満たさないため無断で行うことはできないと考えられる。生徒の作品も有名な作家の作品も，創造された作品は同等に尊重されるものであることに気付けるよう指導する。また，肖像権については著作権などのように法律で明記された権利ではないが，プライバシーの権利の一つとして裁判例でも定着している権利なので，写真やビデオを用いて人物などを撮影して作品化する場合，相手の了解を得て行うなどの配慮について指導することも必要である。こうした態度を養うことが，美術文化の継承，発展，創造を支えていることへの理解につながるよう配慮することが大切である。

第２編　高等部学習指導要領解説

第２部　高等部学習指導要領総則等の解説

第５章　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第４節　各学科に共通する各教科

第７　保健体育

第７　保健体育

１　保健体育科の改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

従前の「適切な運動の経験や健康・安全についての理解を通して，心身の調和的発達を図り，明るく豊かな生活を営む態度と習慣を育てる」から高等学校保健体育科の目標との連続性を踏まえて，体育や保健の見方・考え方を働かせて，課題を発見し，合理的・計画的な解決に向けた主体的・協働的な学習過程を通して，心と体を一体として捉え，生涯にわたって心身の健康の保持増進や豊かなスポーツライフを継続するための資質･能力を「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で整理し，目標として示した。

(2) 内容の改訂の要点

内容は，従前二つの段階において「いろいろな運動」，「きまり」，「保健」の三つの観点で構成していたが，今回の改訂では，高等学校保健体育科の内容との連続性を踏まえて，体育分野として「体育理論」を含む８領域，保健分野を１領域で示した。

１段階及び２段階
A　体つくり運動
B　器械運動
C　陸上競技
D　水泳
E　球技
F　武道
G　ダンス
H　体育理論
I　保健

「武道」，「体育理論」，「保健」も含めて各領域とも，全て取り扱うものとして示していることに留意が必要である。また，高等学校保健体育科の内容と同様に，各領域において育成を目指す資質・能力を明確にする観点から，「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で示している。

(3) 指導計画の作成と内容の取扱いの要点

指導計画の作成については，保健体育科において育成を目指す資質・能力を育むため，主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改善を図るようにすることなど２項目を示している。

内容の取扱いについては,学校や地域の状況や生徒の障害の状態等に応じた指導の工夫,運動を苦手と感じている等の生徒への指導の工夫，コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用，集団を意識したゲームの取り扱いなどの 12 項目を示している。

２　保健体育科の目標

(1) 保健体育科の目標

1　目　標

体育や保健の見方・考え方を働かせ，課題を発見し，合理的・計画的な解決に向けた主体的・協働的な学習過程を通して，心と体を一体として捉え，生涯にわたって心身の健康を保持増進し，豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 各種の運動の特性に応じた技能等並びに個人生活及び社会生活における健康・安全についての理解を深めるとともに，目的に応じた技能を身に付けるようにする。

(2) 各種の運動や健康・安全についての自他や社会の課題を発見し，その解決に向けて仲間と思考し判断するとともに，目的や状況に応じて他者に伝える力を養う。

(3) 生涯にわたって継続して運動に親しむことや，健康の保持増進と体力の向上を目指し，明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養う。

この目標は，「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」を育成することを目指すとともに，生涯にわたって心身の健康を保持増進し，豊かなスポーツライフを継続することを目指すことを示している。

この目標を達成するためには，運動する子供とそうでない子供の二極化傾向が見られること，健康課題を発見し主体的に課題解決に取り組む学習が不十分であり，社会の変化に伴う新たな健康課題に対応した教育が必要であるという指摘を踏まえ，学習したことを実生活や実社会に生かし，豊かなスポーツライフを継続することができるよう，小学校及び小学部，中学校及び中学部，高等部を通じて系統性のある指導を行うことや体育と保健を一層関連させて指導することが重要である。

目標に示されている各部分を解説すると次のとおりである。

「体育や保健の見方・考え方」の「体育の見方・考え方」とは，生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する観点を踏まえ，「運動やスポーツを，その価値や特性に着目して，楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え，自己の適性等に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付けること」としている。

「保健の見方・考え方」とは，疾病や傷害を防止するとともに，生活の質や生きがいを重視した健康に関する観点を踏まえ，「個人生活及び社会生活における課題や情報を，健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え，疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上，健康を支える環境づくりと関連付けること」としている。

保健体育科においては，見方・考え方を働かせることができるようになる学習過程を工夫することにより，「生涯にわたって心身の健康を保持増進し，豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力」の育成につなげようとするものである。

「課題を発見し，合理的・計画的な解決に向けた主体的・協働的な学習過程」とは，体育分野においては，各領域特有の特性や魅力に応じた課題や生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続するための課題等を発見し，運動に関わる一般原則や運動に伴う事故の防止等の科学的な知識や技能及びスポーツライフをより豊かにするための知識や技能を活用して，計画を立て，実践し，評価するといった課題解決の過程などを活用して，自らの学習活動を振り返りつつ，仲間とともに課題を解決し，次の学びにつなげられるようにするといった学習の過程を示している。

保健分野においては，個人生活及び社会生活における健康・安全の内容から自他や社会

の課題を発見し，健康情報や知識を吟味し，活用して多様な解決方法を考えるとともに，これらの中から，適切な方法を選択・決定し，個人生活及び社会生活に活用したりすることを示している。

「心と体を一体として捉え」とは，生徒の心身ともに健全な発達を促すためには心と体を一体として捉えた指導が重要であることから,引き続き強調したものである。すなわち，心と体の発達の状態を踏まえて，運動による心と体への効果や健康，特に心の健康が運動と密接に関連していることなどを理解することの大切さを示したものである。

「生涯にわたって心身の健康を保持増進し」とは，保健を通して培う包括的な目標を示したものである。現在及び将来の生活において，自他の健康やそれを支える環境づくりに関心をもち，その大切さについての認識を深めるとともに，健康に関する課題に対して保健の知識及び技能等を習得，活用して，自他の健康の保持増進や回復，それを支える環境づくりを目指して的確に思考，判断し，それらを表現することができるような資質・能力を育成することを目指している。ここには，健康・安全について科学的に理解することを通して，心身の健康の保持増進に関する内容を単に記憶としてとどめることではなく，生徒が現在及び将来の生活において健康に関する課題に対して，科学的な思考と正しい判断の下に適切な意思決定・行動選択を行い，適切に実践していくための思考力，判断力，表現力等が含まれている。

生涯にわたって「豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力」とは，それぞれの運動が有する特性や魅力に応じて，その楽しさや喜びを深く味わおうとすることに主体的に取り組む資質・能力を示している。

これは，公正に取り組む，互いに協力する，自己の責任を果たす，参画する，一人一人の違いを大切にしようとするなどへの意欲や健康・安全への態度，運動を合理的，計画的に実践するための知識や技能，及びそれらを運動実践に活用するなどの思考力，判断力，表現力等をバランスよく育むことで，その基盤が培われるものである。これらの資質・能力を更に高め，学校の教育活動全体を通して取り組むことで，実生活，実社会の中などで卒業後においても，継続的なスポーツライフを営むことを通して，明るく豊かで活力ある生活を営むができるようにすることを目指したものである。

(1) は「知識及び技能」であり，個別の事実的な知識のみを指すものではなく，それらが相互に関連付けられ，さらに社会の中で生きて働く知識となるものも含んでいる。

「各種の運動の特性に応じた技能等」とは，体つくり運動，器械運動，陸上運動，水泳，球技，武道，ダンス，体育理論に示されている内容を指している。また,「社会生活における健康・安全」とは，保健の内容を指している。

(2) は「思考力，判断力，表現力等」であり，運動や健康などについての自他や社会の課題や豊かなスポーツライフを継続するための課題を発見し，解決に向けて思考し判断する力を養うとともに，学習したことを基に，解決の仕方や気付いたこと等について自他の考えたことを目的や状況に応じて他者に伝える力を養うことを目指したものである。

「目的や状況に応じて他者に伝える力」とは，自他と考えた解決に向けた方法等を，問題に合わせて必要な情報や方法をまとめたり，選んだりすることができることを指している。

(3) は「学びに向かう力，人間性等」であり，運動や健康における競争や協働の経験を通して，公正，協力，責任などの意欲を育てるとともに，健康・安全を確保し，運動に取

り組み，生涯にわたり継続して運動に親しむ態度を養うことを目指したものである。

「明るく豊かで活力ある生活を営む態度」とは，生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力，健康で安全な生活を営むための資質・能力としての実践力及び健やかな心身を育てることによって，現在及び将来の生活を健康で活力に満ちた明るく豊かなものにすることである。

３　各段階の目標及び内容

各段階とも目標は，教科の目標を実現していくための具体的な指導目標を，「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で示している。

各段階に共通する内容を次に示す。

Ａ　体つくり運動

体つくり運動は，自分や仲間の心と体に向き合って，体を動かす楽しさや心地よさを味わい，心と体をほぐしたり，体の動きを高める方法を学んだりすることができる領域であり，体ほぐしの運動と体の動きを高める運動で構成される。

体つくり運動の学習指導では，体を動かす楽しさや心地よさを味わい，体つくり運動の意義と行い方，体の動きを高める方法などを理解するとともに，目的に適した運動を身に付け，組み合わせることができるようにする。その際，自己の課題を発見し，合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに，考えたことを他者に伝えることができるようにすることが大切である。また，体つくり運動の学習に自主的に取り組み，仲間の学習を援助することや一人一人の違いに応じた動きなどを認めることなどに意欲をもち，健康や安全に気を配ることができるようにすることが大切である。

指導に当たっては，高等部段階では，生徒の身体が最も成長し体力も高まる時期なので，特に筋力の増加，持久力の養成を心掛けるとともに，実生活に役立てることができるようにすることが大切である。

Ｂ　器械運動

器械運動は，器械の特性に応じて多くの「技」がある。これらの技に挑戦し，その技ができる楽しさや喜びを味わうことのできる運動であり，「マット運動」「鉄棒運動」「平均台運動」「跳び箱運動」が構成内容である。

器械運動の学習指導では，技ができる楽しさや喜びを味わい，器械運動の特性や成り立ち，技の名称や行い方，その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに，技がよりよくできるようにすることが課題となる。その際，技などの自己の課題を発見し，合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに，考えたことを他者に伝えることができるようにすることが大切である。また，集団で取り組み，仲間とタイミングを合わせて演技する活動に取り組むことも考えられる。

指導に当たっては，器械運動の学習に自主的に取り組み，よい演技を認めることや一人一人の違いに応じた課題や挑戦を認めることなどに意欲をもち，健康や安全に気を配ることができるようにすることが大切である。

Ｃ　陸上競技

陸上競技は，走る，跳ぶなどの運動で，記録の向上や競走（争）の楽しさや喜びを味わうことのできる運動であり，１段階では，短距離走・リレー，長距離走，ハードル走（障害

物走）, 走り幅跳び及び走り高跳び，２段階では，短距離走・リレー，長距離走，ハードル走，走り幅跳び及び走り高跳びなどが構成内容である。

陸上競技の学習指導では，各種目の技術の名称や行い方などを理解し，基本的な動きや効率のよい動きを身に付けることができるようにするために，各種目における動きなどの自己の課題を発見し，合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに，考えたことを他者に伝えることができるようにすることが大切である。

指導に当たっては，陸上競技の学習に自主的に取り組み，ルールやマナーを守ることや一人一人の違いに応じた課題や挑戦を認めることなどに意欲をもち，健康や安全に気を配ることができるようにすることが大切である。

Ｄ　水泳

水泳は，浮く，呼吸をする，進むなどのそれぞれの技能の組合せによって成立している運動で，それぞれの泳法を身に付け，続けて長く泳いだり，速く泳いだり，競い合ったりする楽しさや喜びを味わうことのできる運動であり，１段階では「クロール」「平泳ぎ」，２段階では「クロール」「平泳ぎ」「背泳ぎ」及び「バタフライ」などが構成内容である。

水泳の学習指導では，記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい，技術の名称や行い方などを理解し，泳法を身に付けることができるようにするなどが課題である。その際，泳法などの自己の課題を発見し，合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに，考えたことを他者に伝えることができるようにすることが大切である。なお，指導に当たっては，水泳の学習に自主的に取り組み，分担した役割を果たすことや一人一人の違いに応じた課題や挑戦を認めることなどに意欲をもち，健康や水中の安全確保に気を配ることができるようにすることが大切である。

Ｅ　球技

球技は，個人やチームの能力に応じた作戦を立て，集団対集団，個人対個人で勝敗を競うことに楽しさや喜びを味わうことのできる運動であり，ゴール型，ネット型，ベースボール型などが構成内容である。

球技の学習指導では，勝敗を競う楽しさや喜びを味わい，球技の特性や成り立ち，技術の名称や行い方，その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに，基本的なボールや用具等の操作と仲間と連携した動きで攻防を展開できるようにするなどが課題である。その際，攻防などの自己の課題を発見し，合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに，考えたことを他者に伝えることができるようにすることが大切である。

指導に当たっては，球技の学習に自主的に取り組み，作戦などについての話合いに参加することや一人一人の違いに応じたプレイなどを認めることなどに意欲をもち，健康や安全に気を配ることができるようにすることが大切である。

Ｆ　武道

武道は，武技，武術などから発生した我が国固有の文化であり，相手の動きに応じて，基本動作や基本となる技を身に付け，相手を攻撃したり相手の技を防御したりすることによって，勝敗を競い合い互いに高め合う楽しさや喜びを味わうことのできる運動である。また，武道に自主的に取り組むことを通して，武道の伝統的な考え方を理解し，相手を尊重して練習や試合ができるようにすることを重視する対人的な技能を基にした運動で,「柔道」「剣道」「相撲」などが構成内容である。

武道の学習指導では，技ができる楽しさや喜びを味わい，武道の特性や成り立ち，技の

名称や行い方，その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに，基本動作や基本となる技を用いて簡易な攻防を展開することができるようにするなどが課題である。その際，攻防などの自己の課題を発見し，合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに，考えたことを他者に伝えることができるようにすることが大切である。

指導に当たっては，武道の学習に自主的に取り組み，相手を尊重し，伝統的な所作を守ろうとすることや一人一人の違いに応じた課題や挑戦を認めようとすることなどに意欲をもち，禁じ技を用いないなど健康や安全に気を配ることができるようにすることが大切である。

Ｇ　ダンス

ダンスは,イメージを捉えた表現や踊りを通した交流を通して仲間とのコミュニケーションを豊かにすることを重視する運動で,仲間とともに感じを込めて踊ったり,イメージをとらえて自己を表現したりすることに楽しさや喜びを味わうことのできる運動であり,「創作ダンス」,「フォークダンス」,「現代的なリズムのダンス」で構成されている。

ダンスの学習指導では，イメージを捉えたり深めたりする表現，伝承されてきた踊り，リズムに乗って全身で踊ることや，これらの踊りを通した交流や発表ができるようにすることなどが課題である。その際，表現などの自己の課題を発見し，合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに，考えたことを他者に伝えることができるようにすることが大切である。

指導に当たっては，ダンスの学習に自主的に取り組み，仲間の学習を援助することや一人一人の違いに応じた表現や役割を認めることなどに意欲をもち，健康や安全に気を配ることができるようにすることが大切である。

Ｈ　体育理論

体育理論は，体育分野における運動の実践や保健分野との関連を図りつつ，豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成するため,「スポーツの多様性」を踏まえ,個々の実態に応じた「運動やスポーツの効果と学び方」や「安全な行い方」そして「文化としてのスポーツの意義」などが構成内容である。

これらの内容は，運動やスポーツの合理的な実践や生涯にわたる豊かなスポーツライフを送る上で必要となる運動やスポーツに関する知識等を中心に示し，現在及び将来における自己の適性等に応じた運動やスポーツとの多様な関わり方を見付けることができるようにすることが大切である。

体育理論については，中学校や高等学校との連続性を踏まえ，運動やスポーツの幅広い知識を身に付け，豊かなスポーツライフの実現に向けた基盤となる学習であることから，新たに高等部の領域として位置付けた内容である。高等部の運動に関する各領域との関連で指導することが効果的な内容については，各運動に関する領域の「知識及び技能」で扱うこととするが，体育分野の各領域との関連を図りつつ，全学年で適切に取り扱うこととする。

Ｉ　保健

保健は，身体的成熟や心理的な発達に合わせて，健康的な生活を送るための「けがや疾病の予防」「心身の機能の発達に関すること」に加え,「ストレスへの対処」や「交通事故や自然災害などへの備えと対応」などが構成内容である。

保健の学習指導に当たっては，健康で安全な生活を充実させ，将来の生活を豊かにする

ために，保健に関する知識，技能，望ましい習慣及び態度を身に付けるようにすることが大切である。高等部段階においては，中学部の健康に関する指導を基礎に，身体の発達，身体の諸機能の働き，安全，情緒の安定（ストレスへの対処），性に関する指導，喫煙や飲酒等の指導などについて，小学部及び中学部における保健の指導との一貫性をもたせるとともに，他教科等との深い関連をもたせる必要がある。また，指導に当たっては，家庭科等との連携を密にしながら，その能力や態度を身に付けるようにすることが大切である。

(1) １段階の目標と内容

ア　目標

○１段階

(1) 目　標

ア　各種の運動の楽しさや喜びを味わい，その特性に応じた技能等や心身の発育・発達，個人生活に必要な健康・安全に関する事柄などを理解するとともに，技能を身に付けるようにする。

イ　各種の運動や健康・安全な生活を営むための自他の課題を発見し，その解決のための方策を工夫したり，仲間と考えたりしたことを，他者に伝える力を養う。

ウ　各種の運動における多様な経験を通して，きまりやルール，マナーなどを守り，仲間と協力したり，場や用具の安全を確保したりし，自己の最善を尽くして自主的に運動をする態度を養う。また，健康・安全に留意し，健康の保持増進と回復に積極的に取り組む態度を養う。

アの「各種の運動の楽しさや喜びを味わい」とは，心と体が関連していることを実感したり，それぞれの運動が有する特性や魅力に応じて，運動することそのものを楽しんだり，その運動の特性や魅力に触れたりすることが大切であることを示したものである。

「その特性に応じた技能等」とは，中学部までに扱った各種の運動における基本的な動きや技能を含みつつ，各種の運動の特有な技や技能のことである。

「心身の発育・発達，個人生活に必要な健康・安全に関する事柄など」とは，高等部の生徒は，心身の発育・発達への理解だけではなく，身体の形態的な発育や性徴に関心をもつこと，自分の身体の状態について考えることや，運動後の健康管理について習慣や態度を身に付けること，常に身体や身辺を清潔に保つことなどのことである。

イの「自他の課題を発見し」とは，各領域特有の特性や魅力に応じた自他の課題を発見することを示している。提示された動きなどのポイントと自分や他者の動きを比較して課題を発見したり，仲間との関わり合いや健康・安全についての課題を発見したりすることなどができるようにすることが大切である。

「その解決のための方策を工夫したり」とは，基本的な知識や技能を活用して，自己の課題に応じた取り組み方を工夫することができるようにすることが大切である。

「仲間と考えたりしたことを，他者に伝える力」とは，課題について，思考し判断したことを，言葉や文章及び動作などで表したり，仲間や教師などに理由を添えて伝えたりすることを示している。

ウの「きまりやルール，マナーなどを守り」とは，運動における競争や協働の経験を通して，生徒に身に付けさせたい情意面の目標を示したものである。中学部段階までの各種

の運動におけるきまりやルール，マナーを守ることだけではなく，スポーツマンシップや礼儀，授業や単元におけるきまりなど，正々堂々と明るく全力を尽くす態度や精神を大切にすることである。

「自己の最善を尽くして自主的に運動をする態度」とは，体育理論や各領域で学習する知識との関連を重視した運動の学習で，生徒が課題の解決に向けて，全力を出し，自ら考え行動して積極的に運動に取り組むという運動への愛好的な態度を育成することを目指したものである。なお，各領域においては，「自分の力を発揮し」としている。各領域において，自分の力を発揮する態度を養うことにより，総合的に自分の最善を尽くすことができる態度を養うことが大切である。

「健康・安全に留意し」とは，運動による事故，けがなどを防止するためには，健康・安全に対しては，意欲をもつだけでなく，自己の健康とともに，自他の安全に対して，その行動化が求められることを示したものである。

「積極的に取り組む態度」とは，健康の保持増進と回復のために，主体的に取り組むことである。

イ　内容

A　体つくり運動

体つくり運動について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　体ほぐしの運動や体の動きを高める運動を通して，体を動かす楽しさや心地よさを味わい，その行い方や方法を理解するとともに，仲間と積極的に関わったり，動きを持続する能力などを高める運動をしたりすること。

イ　体ほぐしの運動や体の動きを高める運動についての自他の課題を発見し，その解決のための方策を工夫したり，仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。

ウ　体ほぐしの運動や体の動きを高める運動の多様な経験を通して，きまりを守り，仲間と協力したり，場や用具の安全を確保したりし，自主的に運動をすること。

1 段階での体つくり運動における「体ほぐしの運動」とは，いろいろな手軽な運動やリズミカルな運動を行い，体を動かす楽しさや心地よさを味わうことによって，心と体の関係や心身の状態に気付き，仲間と積極的に関わり合うことをねらいとして行われる運動である。

【例示】

・のびのびとした動作で用具などを用いた運動を行うこと。
・リズムに乗って心が弾むような運動を行うこと。
・いろいろな条件で，歩いたり走ったり跳びはねたりする運動を行うこと。
・ラジオ体操や地域で親しまれている曲に合わせて行う体操などをすること。

1 段階での体つくり運動における「体の動きを高める運動」とは，自他の課題を発見し，体の柔らかさ，巧みな動き，力強い動き，動きを持続する能力を高めるための運動である。

【例示】

・大きくリズミカルに全身や体の各部位を振ったり，回したり，ねじったり，曲げ伸ばしたりすること。
・体の各部位をゆっくり伸展し，そのままの状態で約 10 秒間維持すること。

・人と組んだり，用具を利用したりしてバランスを保持すること。
・床やグラウンドに設定した様々な空間をリズミカルに歩く，走る，跳ぶ及び素早く移動することなど。
・重い物を押す，引く，投げる，受ける，振る及び回すことなど。
・走や縄跳びなどを，一定の時間や回数，又は，自己で決めた時間や回数を持続して行うこと。

B　器械運動
　器械運動について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　器械運動の楽しさや喜びを味わい，その特性に応じた技能を理解するとともに技を身に付けること。
イ　器械運動についての自他の課題を発見し，その解決のための方策を工夫したり，仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。
ウ　器械運動の多様な経験を通して，きまりやルール，マナーなどを守り，仲間と協力したり，場や器械・器具の安全を確保したりし，自主的に運動をすること。

１段階での器械運動における「技」とは，マットの上で補助倒立，補助倒立前転をしたり，鉄棒で前方かかえ込み回りや逆上がりをしたり，跳び箱でかかえ込み跳びをしたり，平均台の上で前方走や片足水平バランスをしたりなどのことである。

１段階の器械運動は，次の(ｱ)から(ｴ)までの運動で構成されている。

(ｱ) マット運動

回転技や倒立技に取り組み，一連の動きを滑らかに行ったり，バランスよく姿勢を保ったり，それらを組み合わせて演技すること。

【例示】

○補助倒立

・体を前方に振り下ろしながら片足を振り上げ両手を着き，体を真っ直ぐに伸ばして逆さの姿勢になり，補助者の支えで倒立すること。

○補助倒立前転

・片足を振り上げ補助倒立を行い，前に倒れながら腕を曲げ，頭を入れて前転すること。

(ｲ) 鉄棒運動

支持系の基本的な技に取り組み，それらの発展技に取り組んだり，技を繰り返したりすること。

【例示】

○前方かかえ込み回り

・支持の姿勢から前方へ大きく振り出して，腰を曲げたまま回転し，両足を揃えて開始した側に着地すること。

○逆上がり

・足の振り上げとともに腕を曲げ，上体を後方へ倒し手首を返して鉄棒に上がること。

(ｳ) 平均台運動

体操系やバランス系の基本的な技に取り組み，それらを安定して行ったり，一連の動きを滑らかに行ったりすること。できるようにする。

【例示】

○前方走

・平均台の上で，重心を乗せバランスよく前方に走ること。

○片足水平バランス

・平均台の上で，片足を後方に上げながら上半身を前方に倒し，上げた足と上半身が水平になるようにして両腕を左右に広げバランスを取ること。

(ｴ) 跳び箱運動

かかえ込み跳びなどに取り組み，それらを安定して行ったり，一連の動きを滑らかに行ったりすること。

【例示】

○かかえ込み跳び

・助走から両足で踏み切って着手し，足をかかえ込んで跳び越し着地すること。

C　陸上競技 陸上競技について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア　陸上競技の楽しさや喜びを味わい，その特性に応じた技能を理解するとともに技能を身に付けること。 イ　陸上競技についての自他の課題を発見し，その解決のための方策を工夫したり，仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。 ウ　陸上競技の多様な経験を通して，きまりやルール，マナーなどを守り，仲間と協力したり，場や用具の安全を確保したりし，自主的に運動をすること。

１段階での陸上競技における「技能」とは，記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい，技術の名称や行い方などを理解し，基本的な動きや効率のよい動きを身に付けることである。１段階での短距離走・リレーでは一定の距離を全力で走ったり，滑らかなバトンの受渡しをしたりすること，長距離走ではペースを守って走ること，ハードル走ではハードルをリズミカルに走り越えること，走り幅跳びでは短い助走から踏み切って遠くへ跳ぶこと，走り高跳びでは短い助走から踏み切って高く跳ぶことがあげられる。

【例示】

○短距離走・リレー

・短距離走では，スタンディングスタートから，素早く走り始めること。

・体を軽く前傾させて全力で走ること。

・リレーでは，テークオーバーゾーン内で，減速の少ないバトンの受渡しをすること。

走る距離は，短距離走では50～100m程度，リレーでは一人50～100m程度を目安とするが，生徒の体力や技能の程度やグラウンドの大きさに応じて弾力的に扱うようにする。

○長距離走

・腕に余分な力を入れないで，リラックスして走ること。

・自己に合ったピッチとストライドで，上下動の少ない動きで走ること。

・ペースを一定にして走ること。

ペースを守って走るとは，設定した距離をあらかじめ決めたペースで走ることである。指導に当たっては，「体つくり運動」領域に，「動きを持続する能力を高めるための運動」

として長く走り続けることに主眼をおく持久走があるが，ここでは，長距離走の特性を捉え，取り扱うようにする。

また，走る距離は，1,000～3,000m 程度を目安とするが，生徒の体力や技能の程度や気候等に応じて弾力的に扱うようにする。

○ハードル走（障害物走）

・40～50m程度のハードル走をすること。

・第１ハードルを決めた足で踏み切って走り越えること。

・スタートから最後まで，体のバランスをとりながら真っ直ぐ走ること。

・インターバルを３又は５歩で走ること。

一定の歩数でハードルを走り越えることが苦手な生徒には，３又は５歩で走り越えることができるインターバルを選んでいるかを仲間と確かめるようにさせたり，インターバル走のリズムを意識できるレーンを設けたりするなどの配慮をする。

○走り幅跳び

・７～９歩程度のリズミカルな助走をすること。

・幅 30～40cm 程度の踏切りゾーンで力強く踏み切ること。

・かがみ跳びから両足で着地すること。

リズミカルな助走から踏み切ることが苦手な生徒には，５～７歩程度の助走からの走り幅跳びや跳び箱などの台から踏み切る場などで，力強く踏み切って体が浮くことを経験できるように工夫したり，「トン・トン・ト・ト・トン」などの一定のリズムを声に出しながら踏み切ることができるようにするなどの配慮をする。

○走り高跳び

・５～７歩程度のリズミカルな助走をすること。

・上体を起こして力強く踏み切ること。

・はさみ跳びで，足から着地すること。

リズミカルな助走から踏み切ることが苦手な生徒には，３～５歩程度の短い助走での走り高跳びや跳び箱などの台から踏み切る場などで，力強く踏み切って体が浮くことを経験できるようにしたり，一定のリズムを声に出しながら踏み切る場を設定したりするなどの配慮をする。

D　水泳

水泳について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　水泳の楽しさや喜びを味わい，その特性に応じた技能を理解するとともに泳法を身に付けること。

イ　水泳についての自他の課題を発見し，その解決のための方策を工夫したり，仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。

ウ　水泳の多様な経験を通して，きまりやルール，マナーなどを守り，仲間と協力したり，場や用具の安全を確保したりし，自主的に運動をすること。

１段階での水泳運動における「泳法」とは，中学部段階の基礎的な泳ぎを踏まえ，手のかき（プル）や足のけり（キック）と呼吸動作を合わせた一連の動き（コンビネーション）を理解し，クロールや平泳ぎで，手や足の動きに呼吸を合わせて泳ぐことがあげられる。

【例示】

〇クロール

・クロールでは，その行い方を理解するとともに，左右の手を入れ替える動きに呼吸を合わせて泳ぐこと。(25m程度を目安にしたクロール)

・手を左右交互に前方に伸ばして水に入れ，水を大きくかくこと。

・柔らかく足を交互に曲げたり伸ばしたりして，リズミカルなばた足をすること。

・肩のローリングを用い，体を左右に傾けながら顔を横に上げて呼吸をすること。

〇ゆったりとしたクロール

・１ストロークで進む距離が伸びるように，頭の上方で両手を揃えた姿勢で，片手ずつ大きく水をかくこと。

・１ストロークで進む距離が伸びるように，ゆっくりと動かすばた足をすること。

・呼吸する側の手をかく動きに合わせて，呼吸をすること。

〇平泳ぎ

・平泳ぎでは，その行い方を理解するとともに，手の動きに合わせて呼吸し，キックの後には息を止めてしばらく伸びて，続けて長く泳ぐことができるようにする。(25m程度を目安にした平泳ぎ)

・両手を前方に伸ばし，ひじを曲げながら円を描くように左右に開き，水をかくこと。

・足の親指を外側に開いて左右の足の裏や脚の内側で水を挟み出すとともに，キックの後に伸びの姿勢を保つこと。

・手を左右に開き水をかきながら，顔を前に上げ呼吸をすること。

・伸びた姿勢から顔を前方にゆっくりと起こしながら手をかきはじめ，肘を曲げながら顔を上げ呼吸した後，キックをした勢いを利用して伸びること。

〇ゆったりとした平泳ぎ

・１ストロークで進む距離が伸びるように，キックの後に顎を引いた伏し浮きの姿勢を保つこと。

・キックの勢いをしっかり利用するようにゆっくりと手をかくこと。

手や足の動きと呼吸のタイミングを合わすことが苦手な生徒には，陸上で動きのイメージができる言葉とともにタイミングを確認する場を設定したり，友達にゆっくりと引っ張ってもらいながら息継ぎのタイミングを声かけしてもらったりするなどの配慮をする。

Ｅ　球技

球技について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　球技の楽しさや喜びを味わい，その特性に応じた技能を理解するとともに技能を身に付け，簡易化されたゲームを行うこと。

イ　球技についての自他の課題を発見し，その解決のための方策を工夫したり，仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。

ウ　球技の多様な経験を通して，きまりやルール，マナーなどを守り，仲間と協力したり，場や用具の安全を確保したりし，自主的に運動をすること。

１段階での球技における「技能」とは，ゴール型ではボール操作とボール保持者からボールを受けることのできる場所に動ごくなどのボールを持たないときの動き，ネット型で

は個人やチームの作戦に基づいた位置取りをするなどの動き，ベースボール型ではボールを打つ攻撃とチームとして守備の隊形をとったり走塁したりする動きのことである。

指導に当たっては，フットベースボールの指導の前にワンベースボールを，ソフトボールの指導の前にティーボールを，サッカーの指導の前にラインサッカーの指導を，卓球の指導の前にネットを外したゴロ卓球の指導を取り入れるなどして，基本的なルールや特性に応じた技能を段階的に指導することが大切である。また，守備に就く生徒の人数を多くする，ソフトバレーボールでは風船を使用する，飛んできたボールをキャッチしてパスしたりするなど，生徒の実態に応じたルールを工夫して，生徒が楽しく参加できるようにすることも大切である。さらに，ボッチャ，フライングディスクやその他の運動やスポーツなど将来の余暇活動にも結び付く種目を積極的に取り入れることも必要である。

【例示】

〇バスケットボール，サッカーなどを基にした簡易化されたゲーム（攻守が入り交じって行うゴール型）

・近くにいるフリーの味方にパスを出すこと。
・相手に捕られない位置でドリブルをすること。
・ボール保持者と自己の間に守備者が入らないようにして攻撃に参加すること。
・ボール保持者とゴールの間に体を入れて守備をすること。

〇ソフトバレーボール，バドミントン，卓球などを基にした簡易化されたゲーム

・自陣のコートの中央付近から相手コートに向けサービスを打ち入れること。
・ボールやシャトルの方向に体を向けること。
・片手，両手もしくは用具を使って，相手コートにボールやシャトルを打ち返すこと。

〇フットベースボール，ティーボール，ソフトボールなどを基にした簡易化されたゲーム

・止まったボールや易しく投げられたボールをバットでフェアグラウンド内に打つこと。
・打球方向に移動し，捕球すること。
・捕球する相手に向かって，投げること。
・塁間を全力で走塁すること。
・守備の隊形をとって得点を与えないようにすること。

F　武道

武道について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　武道の楽しさや喜びを味わい，その特性に応じた技能を理解するとともに，基本動作や基本となる技を用いて，簡易な攻防を展開すること。

イ　武道についての自他の課題を発見し，その解決のための方策を工夫したり，仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。

ウ　武道の多様な経験を通して，きまりや伝統的な行動の仕方を守り，仲間と協力したり，場や用具の安全を確保したりし，自主的に運動をすること。

「武道」は，柔道，剣道，相撲などで構成されている。なお，相撲の例示については，１段階，２段階を通して扱うものとする。

１段階での武道における「基本動作」とは，例えば柔道では，崩し，受け身などのことであり，剣道では，打突の仕方などのことである。また，相撲では，中学部までの「基本

動作」を受けて，より安定して行えるようにすることがねらいとなる。

また，「攻防を展開する」とは，柔道では，相手の動きに応じた基本動作や投げ技の基本となる技を用いて投げたり受けたりする攻防，固め技の基本となる技を用いて抑えたり返したりする攻防を展開することである。剣道では，相手の動きに応じた基本動作や基本となる技を用いて，打ったり受けたりしながら攻防を展開することである。相撲では，相手の動きに応じた基本動作と基本となる技を一体として用いて，押したり，寄ったり，いなしたりする攻防を展開することである。中学部と同様に，安全を考慮し，攻防の相手を人形で行うなどの工夫も考えらえる。

【例示】

○基本動作

(ｱ)　柔道

・崩しでは，相手の動きに応じて相手の体勢を不安定にし，技をかけやすい状態をつくること。

・相手の投げ技に応じて横受け身，後ろ受け身，前回り受け身をとること。

(ｲ)　剣道

・基本の打突の仕方と受け方では，中段の構えから体さばきを使って，面や胴（右）や小手（右）の部位を打ったり受けたりすること。

(ｳ)　相撲

・蹲踞（そんきょ）姿勢と塵（ちり）浄水では，正しく安定した姿勢や形をとること。

・四股，腰割りでは，重心を低くして安定した動きをすること。

・中腰の構えでは，重心を低くし安定した姿勢をとること。

・運び足では，低い重心を維持し安定して，すり足で移動すること。

・仕切りからの立ち合いでは，相手と動きを合わせて一連の動作で行うこと。

・相手の動きや技に応じ，安定して受け身をとること。

「基本となる技」とは，例えば柔道では，大外刈り，上四方固めなどのことであり，剣道では，引き面や抜き技などのことであり，相撲では，押し，寄り（押し - いなし，寄り - 巻き返し）及び投げ技（下手投げ - 受け身）のことである。なお，相手と動きを合わせる動作などの習得が不十分な場合は，安全を考慮し，基本動作を中心に指導するなどの配慮も考えられる。

【例示】

○基本となる技

(ｱ) 柔道

・投げ技である大外刈りは，取（技をかける人）が大外刈りをかけて投げ，受（技を受ける人）は受け身をとること。

・固め技である上四方固めは，取は上四方固めで相手を抑え，受は抑えられた状態から，相手を頭方向に返すこと。

(ｲ) 剣道

・相手と接近した状態にあるとき，隙ができた面を退きながら打つこと。（引き面）

・相手が面を打つとき，体をかわして隙ができた胴を打つこと。（面抜き胴）

(ｳ) 相撲

・相手の両脇の下や前まわしを取って押すこと，これに対し体を開き，相手の攻めの方

向にいなすこと。（押し–いなし）

・相手のまわしを取って引き付けること，これに対し相手の差し手を逆に下手に差し替えること。（寄り–巻き返し）

・寄りから下手で投げること，これに対し受け身を取ること。（下手投げ–受け身）

１段階での「攻防を展開する」とは，柔道では，相手の動きに応じた基本動作や投げ技の基本となる技を用いて投げたり受けたりする攻防，固め技の基本となる技を用いて抑えたり返したりする攻防を展開することである。剣道では，相手の動きに応じた基本動作や基本となる技を用いて，打ったり受けたりしながら攻防を展開することである。相撲では，相手の動きに応じた基本動作と基本となる技を一体として用いて，押したり，寄ったり，いなしたりする攻防を展開することである。

G　ダンス

ダンスについて，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　ダンスの楽しさや喜びを味わい，その行い方を理解するとともに，技能を身に付け，表現や踊りを通した交流をすること。

イ　ダンスについての自他の課題を発見し，その解決のための方策を工夫したり，仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。

ウ　ダンスの多様な経験を通して，仲間の表現を認め助け合ったり，場や用具の安全を確保したりし，自主的に運動をすること。

１段階でのダンスにおける「技能」とは，感じを込めて踊ったりみんなで踊ったり，ダンスの特性や由来，表現の仕方などを理解し，イメージを捉えた表現をすることや踊ることである。「交流」とは，表現や踊りを通して仲間と豊かに関わる楽しさを体験することや，仲間のよさを認め合うことである

【例示】

「テーマやリズムと動き」

〇創作ダンス

多様なテーマから表したいイメージを捉え，動きに変化を付けて表現すること。

・身近な生活や日常動作などのテーマから連想を広げてイメージを出したり，思いついた動きで踊ったり，仲間の動きをまねたりすること。

・動きを誇張したり，繰り返したり，変化を付けたりして，ひと流れの動きで表現すること。

〇フォークダンス

日本の民踊や外国の踊りがあり，それぞれの踊り方の特徴を捉え，音楽に合わせて特徴的なステップや動きと組み方で踊ること。

・小道具を操作する踊りでは，曲調と手足の動きを一致させて，賑やかな掛け声と歯切れのよい動きで踊ること。

・童謡の踊りでは，軽快で躍動的な動きで踊ること。

・パートナーチェンジのある踊りでは，なめらかにパートナーチェンジをするとともに，軽快なステップで相手と合わせて踊ること。

〇現代的なリズムのダンス

ロックやヒップホップなどの現代的なリズムの曲で，リズムの特徴を捉え，変化のある動きを組み合わせて，リズムに乗って全身で踊ること。

・自然な弾みやスイングなどの動きで気持ちよく音楽のビートに乗れるように，簡単な繰り返しのリズムで踊ること。

・軽快なリズムに乗って弾みながら，揺れる，回る，ステップを踏んで手をたたく，ストップを入れるなどリズムを捉えて自由に踊ったり，相手の動きに合わせたり，手をつなぐなど相手と対応しながら踊ること。

Ｈ　体育理論

体育理論について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　運動やスポーツの多様性，効果と学び方，安全な行い方及び文化としてのスポーツの意義に気付くこと。

イ　運動やスポーツの多様性，効果と学び方，安全な行い方及び文化としてのスポーツの意義についての課題を発見し，その解決のための方策を工夫したり，仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。

ウ　運動やスポーツの多様性，効果と学び方，安全な行い方及び文化としてのスポーツの意義についての学習に積極的に取り組むこと。

１段階での体育理論における「運動やスポーツの多様性」とは，運動やスポーツは，体を動かしたり，健康を維持したりする必要性や，競技に応じた力を試したり，記録等を達成したり，自然と親しんだり，仲間と交流したり，感情を表現したりするなどの多様な楽しさから生みだされてきたこと，すること・知ること・みること・応援（支援）することなどの多様な関わり方があることなどのことである。

直接「行うこと」に加えて，「みること」には，例えば，テレビなどのメディアや競技場等での観戦を通して一体感を味わったり，研ぎ澄まされた質の高い動きに感動したりするなどの多様な関わり方があること，「応援（支援）すること」には，運動の学習で仲間の学習を応援（支援）したり，大会や競技会の企画をしたりするなどの関わり方があること，「知ること」には，例えば，運動やスポーツの歴史や記録などを書物やインターネットなどを通して調べる関わり方があること，などの多様な関わり方があることを理解できるようにすることが大切である。

「効果と学び方」とは，運動やスポーツは，身体の発達やその機能，体力や運動の技能を維持，向上させるという効果があることや食生活の改善と関連させることで肥満予防の効果が期待できることなどのことである。

運動の技能については，合理的な練習の積み重ねにより身に付けることができ，技能は個人の体力（筋力，持久力，柔軟性，巧緻性など）と関連していることを理解できるようにすることも大切である。

「安全な行い方」とは，安全に運動やスポーツを行うためには，その特性や目的に適した運動やスポーツを選択し，個々の発達段階に応じた強度，時間，頻度に配慮した計画を立てること，自己の体調，施設や用具の安全を事前に確認すること，準備運動や整理運動を適切に実施することなどのことである。また，運動やスポーツの実施中や実施後には，適切な休憩や水分補給を行うこと，共に活動する仲間の安全にも配慮することなどが重要

であることを理解できるようにする。

「文化としてのスポーツの意義」とは，体つくり運動，ダンスや野外活動などを含む運動やスポーツが，人々の生活や人生を豊かにするかけがえのない文化となっていること，また，そのような文化としてのスポーツが世界中に広まっていることによって，現代生活の中で重要な役割を果たしていることなどのことである。そして，ユネスコの「体育およびスポーツに関する国際憲章」やスポーツ振興に関する日本の「スポーツ基本計画」などがあることに触れ，個々の好きなことや目的に応じた運動やスポーツの楽しみ方について理解することも大切である。

Ⅰ　保健

健康・安全に関する事項について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　心身の発育・発達，傷害の防止及び疾病の予防等を理解するとともに，健康で安全な個人生活を営むための技能を身に付けること。

イ　健康・安全に関わる自他の課題を発見し，その解決のための方策を工夫したり，仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。

１段階での保健においては，中学部までの学習を発展させ，保健に関する知識，技能，望ましい習慣及び態度を身に付けることが大切である。

アの「心身の発育・発達，傷害の防止及び疾病の予防等に関する知識」とは，けがや疾病の予防，心身の機能の発達に関すること，ストレスへの対処，交通事故や自然災害などへの備えと対応について，個人生活を中心として理解できるようにするとともに，それらの内容に関わる基本的な技能を身に付けるようにすることである。

けがや疾病の予防では，安全に注意して運動をすることの必要性を理解すること，すり傷，鼻出血，やけどや打撲などを適宜取り上げ，傷口を清潔にする，圧迫して出血を止める，患部を冷やすなどの自らできる簡単な応急手当の仕方を知り，実際の生活でできるようにすること，健康な生活に必要な汗の処理，休息などの運動後の健康管理についての習慣や態度を身に付けること，常に身体や身辺を清潔に保つことを理解できるようにすることなどがあげられる。また，健康を保持増進するためには，年齢や生活環境等に応じて運動を続けることが必要であること，毎日適切な時間に食事をすること，年齢や運動量等に応じて栄養素のバランスや食事の量などに配慮すること，適切な休養及び睡眠をとる必要があることを理解できるようにすることが大切である。

特に，高等部段階では，好奇心から喫煙，飲酒，薬物乱用を始める場合があることなどを想定し，自分の健康は自分で守るという意識を高め，健康的な生活態度や望ましい行動を身に付けるようにすることが大切である。

心身の機能の発達に関することでは，身体の形態的な発育や性徴に関心をもったり，自分の身体の状態を考えたりすること,思春期における心身の発達や性的成熟に伴う身体面，心理面，行動面などの変化に関わり，自分の行動への責任感や異性を理解したり，尊重したりする態度が必要であることを理解することなどがあげられる。また，身体的な成熟に伴う性的な発達に対応し，一人ひとりの性に対する考え方や行動が違うことを踏まえ異性の尊重，性情報への対処など性に関する適切な態度や行動の選択が必要となることを理解

できるようにすることが大切である。特に性情報への対処については，書籍やインターネット上などからも簡単に性に関する情報を入手することができること，ＳＮＳなどを通じた誤った情報から性犯罪などの事件・事故に巻き込まれる場合があることなどを踏まえる必要がある。これらの指導に当たっては，発達の段階を踏まえること，養護教諭や生徒指導担当教諭など学校全体で共通理解を図ること，保護者の理解を得て密接に連携・協力することなどに配慮することが大切である。

ストレスへの対処では，精神と身体には，密接な関係があり，人前に出て緊張したときに脈拍が速くなったり口が渇いたりすること，身体に痛みがある時には物事に集中できなかったりするなど互いに様々な影響を与え合っていることなどを理解し，心の健康を保つには，適切な生活習慣を身に付けるとともに，欲求やストレスに適切に対処することが必要であることを理解することなどがあげられる。また，友達や家族，教員，医師などの専門家などに話を聞いてもらったり，相談したりすること，コミュニケーションの方法を身に付けること，規則正しい生活をすることなどいろいろな解決方法があり，それらの中からストレスの原因，自分や周囲の状況に応じた対処の仕方を選ぶことを理解できるようにすることが大切である。

交通事故や自然災害などへの備えと対応については，毎年多くの交通事故や水の事故などが発生し，登下校や学校生活での事故や犯罪の被害に多くの人が巻き込まれていることを理解できるようにし，それらを防止するためには，周囲の状況をよく見極め，危険に気付き，的確な判断の下に安全に行動することが必要であることを理解できるようにする。なお，心の状態や体の調子が，的確な判断や行動に影響を及ぼすことについても触れるようにする。そして，地震，台風，大雨，竜巻，噴火などの自然災害等の発生に懸念が広がっていることからも，例えば地震が発生した場合に家屋の倒壊や家具の落下，転倒など原因となって危険が生じること，また，地震に伴って発生する津波，土砂崩れ，地割れ，火災などの二次災害によっても自然災害が生じることなどを理解できるようにするなどの安全に関する指導も必要である。その際，地域の実情に応じて，気象災害や火山災害などについても触れるようにすることが大切である。

イの「健康・安全に関わる自他の課題を発見し，その解決のための方法や活動を工夫したり，仲間と考えたりしたことを他者に伝える」とは，健康に関わる事象や健康情報などにおける自他の課題を発見し，自他における健康・安全に関する内容について思考し，判断したことを他者に表現できるようにすることである。

(2) ２段階の目標と内容

ア　目標

○２段階

(1) 目　標

ア　各種の運動の楽しさや喜びを深く味わい，その特性に応じた技能等や心身の発育・発達，個人生活及び社会生活に必要な健康・安全に関する事柄などの理解を深めるとともに，目的に応じた技能を身に付けるようにする。

イ　各種の運動や健康・安全な生活を営むための自他の課題を発見し，よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを，目的や状況に応じて他者に伝える力を養

う。
ウ　各種の運動における多様な経験を通して，きまりやルール，マナーなどを守り，自己の役割を果たし仲間と協力したり，場や用具の安全を確保したりし，生涯にわたって運動に親しむ態度を養う。また，健康・安全に留意し，健康の保持増進と回復に自主的に取り組む態度を養う。

アの「運動の楽しさや喜びを深く味わい」とは，それぞれの運動が有する特性や魅力に応じて，運動を楽しんだり，その運動の特性や魅力に触れたりすることが大切であることを示したものである。高等部の１段階までの全ての領域の学習の経験を踏まえ，更に追求したい領域，課題を克服したい領域など，選択した領域に応じて運動の楽しさや喜びを味わうことが大切であることを示している。

「社会生活に必要な健康・安全に関する事柄」とは，心の発達などに伴って生じてくる不安や悩みへの適切な対応の方法を知って活用すること，必要に応じて休養をとったり，進んで診療を受けたりすること，予防注射や健康診断を申請したりすることなどのことである。

「目的に応じた技能」とは，これまでに獲得した技能を，その場の状況や状態に応じて，正確に選択できることである。

イの「よりよい解決のために仲間と思考し判断したこと」とは，運動の行い方や練習の仕方，仲間との関わり方，健康・安全の確保の仕方，運動の継続の仕方など，仲間とともに課題解決のための最善の方法を考え，選択することである。

「目的や状況に応じて」とは，これまで学習した運動に関わる一般原則や運動に伴う事故の防止等の知識や技能を，自他の課題に応じて，学習場面に適用したり，応用したりすることを示している。

ウの「生涯にわたって運動に親しむ態度」とは，これまでの学習を踏まえて身に付けさせたい運動への愛好的な態度を示したものである。

「自主的に取り組む態度」とは，健康の保持増進と回復のために，自ら考え，計画的・継続的に運動などに取り組むことである。

イ　内容

A　体つくり運動
体つくり運動について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　体ほぐしの運動や体の動きを高める運動を通して，体を動かす楽しさや心地よさを深く味わい，その行い方や方法の理解を深めるとともに，仲間と自主的に関わったり，動きを持続する能力などを高める運動をしたりするとともに，それらを組み合わせること。
イ　体ほぐしの運動や体の動きを高める運動についての自他の課題を発見し，よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを，目的や状況に応じて他者に伝えること。
ウ　体ほぐしの運動や体の動きを高める運動の多様な経験を通して，きまりを守り，自己の役割を果たし仲間と協力したり，場や用具の安全を確保したりし，見通しを

もって自主的に運動をすること。

２段階での体つくり運動における「体ほぐしの運動」とは，いろいろな手軽な運動やリズミカルな運動を行い，体を動かす楽しさや心地よさを味わうことによって，心と体は互いに影響し変化することや心身の状態に気付き，仲間と自主的に関わり合うことをねらいとして行われる運動である

例示に示す運動などを組み合わせて取り組むことが大切である。

【例示】

・緊張したり緊張を解いて脱力したりする運動を行うこと。
・いろいろな条件で，歩いたり走ったり跳びはねたりする運動を行うこと。
・仲間と協力して課題を達成するなど，集団で挑戦するような運動を行うこと
・ラジオ体操や地域で親しまれている曲に合わせて行う体操などをすること。

２段階での体つくり運動における「体の動きを高める運動」とは，１段階と同様に自他の課題を発見し，体の柔らかさ，巧みな動き，力強い動き，動きを持続する能力を高めることをねらいとして行われる運動である。２段階では，運動を効率よく組み合わせたり，バランスよく組み合わせたりすることが大切である。

【例示】

・体の柔らかさ，巧みな動き，力強い動き，動きを持続する能力を高めるための運動の中から，一つのねらいを取り上げ，それを高めるための運動を効率よく組み合わせて行うこと。
・体の柔らかさ，巧みな動き，力強い動き，動きを持続する能力を高めるための運動の中から，ねらいが異なる運動をバランスよく組み合わせて行うこと。

Ｂ　器械運動

器械運動について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　器械運動の楽しさや喜びを深く味わい，その特性に応じた技能の理解を深めるとともに，目的に応じた技を身に付け，演技すること。

イ　器械運動についての自他の課題を発見し，よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを，目的や状況に応じて他者に伝えること。

ウ　器械運動の多様な経験を通して，きまりやルール，マナーなどを守り，自己の役割を果たし仲間と協力したり，場や器械・器具の安全を確保したりし，見通しをもって自主的に運動をすること。

２段階での器械運動における「目的に応じた技」とは，マットの上で伸膝後転や側方倒立回転をしたり，鉄棒で前方支持回転や後方支持回転をしたり，跳び箱で伸膝台上前転をしたりなどのことである。

２段階の器械運動は，次の(ｱ)から(ｴ)までの運動で構成されている。

(ｱ) マット運動

回転技や倒立技に取り組み，一連の動きを滑らかに安定して行ったり，バランスの崩れを復元したり，それらを構成し演技すること。

【例示】

○伸膝後転

・直立の姿勢から前屈しながら後方へ倒れ，尻をつき，膝を伸ばして後方に回転し，両手でマットを押して膝を伸ばしたまま立ち上がること。

○側方倒立回転

・正面を向き，体を前方へ振り下ろしながら片足を振り上げ，前方に片手ずつ着き，腰を伸ばした姿勢で倒立位を経過し，側方回転しながら片足を振り下ろして起き上がること。

(ｲ) 鉄棒運動

支持系などの技に取り組み，それらの一連の動きを滑らかに安定して行ったり，自己やグループで組み合わせたりすること。

【例示】

○前方支持回転

支持の姿勢から腰と膝を曲げ，体を前方に勢いよく倒して腹を掛けて回転し，その勢いを利用して手首を返しながら支持の姿勢に戻ること。

○後方支持回転

支持の姿勢から腰と膝を曲げたまま体を後方に勢いよく倒し，腹を鉄棒に掛けたまま回転し，手首を返して支持の姿勢に戻ること。

(ｳ) 平均台運動

体操系やバランス系の技に取り組み，それらを安定して行ったり，それらの発展技に取り組んだりすること。

【例示】

○台上を歩いたり走ったりして移動する（体操系歩走）

・台の位置を確認しながら振り出す足の動かし方，重心を乗せバランスよく移動する動き方で，基本的な技の一連の動きを滑らかに安定させて移動すること。

・姿勢，動きのリズムなどの条件を変えて移動すること。

・学習した基本的な技を発展させて，一連の動きで移動すること。

○台上へ跳び上がる，台上で跳躍する，台上から跳び下りるなど（体操系跳躍）

・跳び上がるための踏み切りの動き方，空中で姿勢や動きを変化させて安定した着地を行うための動き方で，基本的な技の一連の動きを滑らかに安定させて跳躍すること。

・姿勢，組合せの動きなどの条件を変えて跳躍すること。

・学習した基本的な技を発展させて，一連の動きで跳躍すること。

○台上でいろいろな姿勢でポーズをとる（バランス系ポーズ）

・バランスよく姿勢を保つための力の入れ方とバランスの崩れを復元させるための動き方で，基本的な技の一連の動きを滑らかに安定させてポーズをとること。

・姿勢の条件を変えてポーズをとること。

・学習した基本的な技を発展させて，一連の動きでポーズをとること。

○台上で方向転換する（バランス系ターン）

・バランスよく姿勢を保つための力の入れ方，回転をコントロールするための動き方で，基本的な技の一連の動きを滑らかに安定させて方向転換すること。

・姿勢の条件を変えて方向転換すること。

・学習した基本的な技を発展させて，一連の動きで方向転換すること。

(ｴ) 跳び箱運動

伸膝台上前転などに取り組み，それらを安定して行ったり，それらの発展技に取り組んだりすること。

【例示】

○伸膝台上前転

・助走から両足で強く踏み切り，足を伸ばしたまま腰の位置を高く保って着手し，前方に回転して着地すること。

C　陸上競技

陸上競技について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　陸上競技の楽しさや喜びを深く味わい，その特性に応じた技能の理解を深めるとともに，目的に応じた技能を身に付けること。

イ　陸上競技についての自他の課題を発見し，よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを，目的や状況に応じて他者に伝えること。

ウ　陸上競技の多様な経験を通して，きまりやルール，マナーなどを守り，自己の役割を果たし仲間と協力したり，場や用具の安全を確保したりし，見通しをもって自主的に運動をすること。

２段階での陸上競技における「目的に応じた技能」とは，短距離走・リレーでは，滑らかな動きで速く走ることやバトンの受渡しでタイミングを合わせること,ハードル走では,リズミカルな走りから滑らかにハードルを越すこと。走り幅跳びでは，リズミカルな助走から素早く踏み切って跳ぶこと，走り高跳びでは，リズミカルな助走から力強く踏み切って跳ぶことがあげられる。

指導にあたっては，距離，高さ，時間などについては，一人一人の能力に応じて適切に定めることが大切である。

【例示】

○短距離走・リレー

・クラウチングスタートから徐々に上体を起こしていき加速すること。

・自己に合ったピッチとストライドで速く走ること。

・リレーでは，次走者がスタートするタイミングやバトンを受け渡すタイミングを合わせること。

短距離走・リレーでは，自己の最大スピードを高めたり，バトンの受渡しでタイミングを合わせたりして，個人やチームのタイムを短縮したり，競走したりできるようにする。

指導に当たっては，走る距離は，短距離走で 100～200m 程度，リレーでは一人 50～100m 程度を目安とするが，生徒の体力や技能の程度やグラウンドの大きさに応じて弾力的に扱うようにする。

○長距離走

・リズミカルに腕を振り，力みのないフォームで軽快に走ること。

・呼吸を楽にしたり，走りのリズムを作ったりする呼吸法を取り入れて走ること。

・自己の体力や技能の程度に合ったペースを維持して走ること。

自己に適したペースを維持して走るとは，目標タイムを達成するペース配分を自己の技

能・体力の程度に合わせて設定し，そのペースに応じたスピードを維持して走ることである。

また，走る距離は，1,000～3,000m 程度を目安とするが，生徒の体力や技能の程度や気候等の状況に応じて弾力的に扱うようにする。

○ハードル走

・遠くから踏み切り，勢いよくハードルを走り越すこと。

・抜き脚の膝を折りたたんで前に運ぶなどの動作でハードルを越すこと。

・インターバルを３又は５歩でリズミカルに走ること。

ハードル走の距離は 50～80m 程度，その間にハードルを５～８台程度置くことを目安とするが，生徒の体力や技能の程度やグラウンドの大きさに応じて弾力的に扱うようにする。

○走り幅跳び

・自己に適した距離又は歩数の助走をすること。

・踏切線に足を合わせて踏み切ること。

・かがみ跳びなどの空間動作からの流れの中で着地すること。

走り幅跳びでは，助走スピードを生かして素早く踏み切り，より遠くへ跳んだり，競争したりできるようにし，指導に当たっては，学習の始めの段階では，踏切線に足を合わせることを強調せずに行うようにし，技能が高まってきた段階で，助走マークを用いて踏切線に足を合わせるようにすることが大切である。

○走り高跳び

・リズミカルな助走から力強い踏み切りに移ること。

・跳躍の頂点とバーの位置が合うように，自己に合った踏切位置で踏み切ること。

・脚と腕のタイミングを合わせて踏み切り，大きなはさみ動作で跳ぶこと。

走り高跳びは，リズミカルな助走から力強く踏み切り，より高いバーを越えたり，競争したりできるようにする。

大きなはさみ動作とは，はさみ跳びでバーを越える際に，振り上げ足と踏み切り足を交互に大きく動かす動作のことである。

D　水泳

水泳について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　水泳の楽しさや喜びを深く味わい，その特性に応じた技能の理解を深めるとともに，目的に応じた泳法を身に付けること。

イ　水泳についての自他の課題を発見し，よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを，目的や状況に応じて他者に伝えること。

ウ　水泳の多様な経験を通して，きまりやルール，マナーなどを守り，自己の役割を果たし仲間と協力したり，場や用具の安全を確保したりし，見通しをもって自主的に運動をすること。

２段階での水泳運動における「目的に応じた技能」とは，１段階からのクロールや平泳ぎを発展させて泳ぐことで，クロールでは手と足の動き，呼吸のバランスをとり速く泳ぐこと，平泳ぎでは手と足の動き，呼吸のバランスをとり長く泳ぐこと，さらに背泳ぎやバタフライでは，手と足の動き，呼吸のバランスをとり泳ぐことがあげられる。

【例示】

〇クロール

・一定のリズムで強いキックを打つこと。

・水中で肘を曲げて腕全体で水をキャッチし，Ｓ字やＩ字を描くようにして水をかくこと。

・プルとキック，ローリングの動作に合わせて横向きで呼吸をすること。

速く泳ぐとは，一定の距離を，大きな推進力を得るための力強い手の動きと，安定した推進力を得るための力強い足の動き，ローリングを利用した呼吸動作で，速度を速めて泳ぐことである。

指導に当たっては，クロールの距離は，25～50m 程度を目安とするが，生徒の体力や技能の程度などに応じて弾力的に扱うようにする。

〇平泳ぎ

・蹴り終わりで長く伸びるキックをすること。

・肩より前で，両手で逆ハート型を描くように水をかくこと。

・プルのかき終わりに合わせて顔を水面上に出して息を吸い，キックの蹴り終わりに合わせて伸び（グライド）をとり進むこと。

長く泳ぐとは，余分な力を抜いた，大きな推進力を得るための手の動きと安定した推進力を得るための足の動き，その動きに合わせた呼吸動作で，バランスを保ち泳ぐことである。

指導に当たっては，平泳ぎの距離は，50～100m 程度を目安とするが，生徒の体力や技能の程度などに応じて弾力的に扱うようにする。

〇背泳ぎ

・両手を頭上で組んで，腰が「く」の字に曲がらないように背中を伸ばし，水平に浮いてキックをすること。

・水中では，肘が肩の横で 60～90 度程度曲がるようにしてかくこと。

・水面上の腕は，手と肘を高く伸ばした直線的な動きをすること。

・呼吸は，プルとキックの動作に合わせて行うこと。

バランスをとり泳ぐとは，リラックスした背浮きの姿勢で，手と足の動作と，呼吸のタイミングを合わせて泳ぐことである。

指導に当たっては，背泳ぎの距離は，25～50m 程度を目安とするが，生徒の体力や技能の程度などに応じて弾力的に扱うようにする。

〇バタフライ

・気をつけの姿勢やビート板を用いて，ドルフィンキックをすること。

・両手を前方に伸ばした状態から，鍵穴（キーホール）の形を描くように水をかくこと。

・手の入水時とかき終わりのときに，それぞれキックをすること。

・プルのかき終わりと同時にキックを打つタイミングで，顔を水面上に出して呼吸をすること。

指導に当たっては，バタフライの距離は，25～50m 程度を目安とするが，生徒の体力や技能の程度などに応じて弾力的に扱うようにする。

［スタート及びターンについて］

各泳法において，スタート及びターンは，続けて長く泳いだり，速く泳いだりする上で，

重要な技能の一部であることから，各泳法の指導と共に取り上げることとする。特にスタートについては，安全の確保が重要となることから，水中からのスタートをするよう指導する。

水中からのスタートとは，水中でプールの壁を蹴り，抵抗の少ない流線型の姿勢で，浮き上がりのためのキックを用いて，速い速度で泳ぎ始めることができるようにすることである。

・クロール，平泳ぎ，バタフライでは，水中で両足あるいは左右どちらかの足をプールの壁につけた姿勢から，スタートの合図と同時に顔を水中に沈め，抵抗の少ない流線型の姿勢をとって壁を蹴り泳ぎだすこと。

・背泳ぎでは，両手でプールの縁やスターティンググリップをつかんだ姿勢から，スタートの合図と同時に両手を前方に伸ばし，抵抗の少ない仰向けの姿勢をとって壁を蹴り泳ぎだすこと。

ターンとは，プールの壁を用いて進行方向を転換することである。指導に当たっては，壁を蹴って素早く折り返すことに重点を置くとともに，生徒の技能に応じて，各泳法のターン技術を段階的に学習することができるようにする。

・クロールと背泳ぎでは，片手でプールの壁にタッチし，膝を抱えるようにして体を反転し蹴りだすこと。

・平泳ぎとバタフライでは，両手で同時に壁にタッチし，膝を抱えるようにして体を反転し蹴りだすこと。

Ｅ　球技

球技について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　球技の楽しさや喜びを深く味わい，その特性に応じた技能の理解を深めるとともに，目的に応じた技能を身に付け，ゲームを行うこと。

イ　球技についての自他の課題を発見し，よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを，目的や状況に応じて他者に伝えること。

ウ　球技の多様な経験を通して，きまりやルール，マナーなどを守り，自己の役割を果たし仲間と協力したり，場や用具の安全を確保したりし，見通しをもって自主的に運動をすること。

２段階での球技における「目的に応じた技能」とは，ゴール型ではボール操作と攻撃や守備の際に空間に走り込むなどの動き，ネット型では身体や用具を操作してボールを返球したり，返球後に自分のコートに空いた場所を作らないように定位置に戻る動き，ベースボール型では，身体やバット操作と走塁での攻撃，ポジションの決められた位置に戻ったりする動きのことである。指導に当たっては，バレーボールでは，ビーチボールや軽いボール使用し，ネットを低くするとともに，ボールに３回以上触れてもよいなどルールを工夫してラリーが続くようにするなど，生徒がゲームを楽しめるようにすることが大切である。さらに，ボッチャ，フライングディスクやその他のニュースポーツなど将来の余暇活動に結び付く種目を積極的に取り入れることも必要である。

【例示】

〇バスケットボール，サッカー，ハンドボールなどのゲーム（攻守が入り交じって行うゴ

ール型）

・ゴール方向に守備者がいない位置でシュートをすること。
・マークされていない味方にパスを出すこと。
・得点しやすい空間にいる味方にパスを出すこと。
・パスやドリブルなどでボールをキープすること。
・ボールとゴールが同時に見える場所に立つこと。
・パスを受けるために，ゴール前の空いている場所に動くこと。
・ボールを持っている相手をマークすること。

○バレーボール，バドミントン，卓球などのゲーム

・サービスではボールやラケットの中心付近で捉えること。
・ボールを返す方向にラケット面を向けて打つこと。
・味方が操作しやすい位置にボールをつなぐこと。
・相手側のコートの空いた場所にボールを返すこと。
・テイクバックをとって肩より高い位置からボールを打ち込むこと。
・相手の打球に備えた準備姿勢をとること。
・プレイを開始するときは，各ポジションの定位置に戻ること。
・ボールを打ったり受けたりした後，ボールや相手に正対すること。

○ティーボール，ソフトボールなどを基にしたゲーム

・ティーボールではホームベースの真横に立ち，ソフトボールでは投球の方向と平行に立ち，肩越しにバットを構えること。
・地面と水平になるようにバットを振り抜くこと。
・スピードを落とさずに，タイミングを合わせて塁を駆け抜けること。
・打球の状況によって塁を進んだり戻ったりすること。
・ボールの正面に回り込んで，緩い打球を捕ること。
・投げる腕を後方に引きながら投げ手と反対側の足を踏み出し，体重を移動させながら，大きな動作でねらった方向にボールを投げること。
・守備位置から塁上へ移動して，味方からの送球を受けること。
・決められた守備位置に繰り返し立ち，準備姿勢をとること。
・各ポジションの役割に応じて，ベースカバーやバックアップの基本的な動きをすること。

F　武道

武道について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　武道の楽しさや喜びを深く味わい，その特性に応じた技能の理解を深めるとともに，基本動作や基本となる技を用いて，相手の動きの変化に応じた攻防を展開すること。

イ　武道についての自他の課題を発見し，よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを，目的や状況に応じて他者に伝えること。

ウ　武道の多様な経験を通して，きまりや伝統的な行動の仕方を守り，自己の役割を果たし仲間と協力したり，場や用具の安全を確保したりし，見通しをもって自主的

に運動をすること。

２段階での「武道」は，柔道，剣道などで構成されている。

２段階での武道における「基本動作」とは，例えば柔道では，姿勢と組み方，進退動作，崩しなどのことであり，剣道では，打突の仕方とその受け方などのことである。

【例示】

○基本動作

(ｱ) 柔道

・姿勢と組み方では，相手の動きの変化に応じやすい自然体で組むこと。

・崩しでは，相手の動きの変化に応じて相手の体勢を不安定にし，技をかけやすい状態をつくること。

・進退動作では，相手の動きの変化に応じたすり足，歩み足，継ぎ足で，体の移動をすること。

(ｲ) 剣道

・打突の仕方と受け方では，体さばきや竹刀操作を用いて打ったり，応じ技へ発展するよう受けたりすること。

２段階で示す「基本となる技」とは，例えば柔道では，体落としや大腰，固め技の連絡などのことであり，剣道では，抜き技や二段の技などのことである。なお，１段階と同様に，相手と動きを合わせる動作などの習得が不十分な場合は，安全を考慮し，基本動作を中心に指導するなどの配慮も考えられる。

(ｱ) 柔道

・投げ技である体落としは，取（技をかける人）が体落としをかけて投げ，受（技を受ける人）は受け身をとること。

・投げ技である大腰は，取（技をかける人）が大腰をかけて投げ，受（技を受ける人）は受け身をとること。

・取は相手の動きの変化に応じながら，けさ固め，横四方固め，上四方固めの連絡を行うこと。

・受はけさ固め，横四方固め，上四方固めで抑えられた状態から，相手の動きの変化に応じながら，相手を体側や頭方向に返すことによって逃げること。

・相手がうつぶせのとき，相手を仰向けに返して抑え込みに入ること。

(ｲ) 剣道

・相手が小手を打つとき，体をかわしたり，竹刀を頭上に振りかぶったりして面を打つこと。（小手抜き面）

・最初の面打ちに相手が対応したとき，隙がでた面を打つこと。（面－面）

２段階で示す「攻防を展開する」とは，柔道では，投げ技の基本となる技や連絡技を用いて相手を崩して攻撃をしかけたり，その防御をしたりして攻防を展開することである。剣道では，相手の構えを崩し，その隙を捉えてしかけ技や応じ技の基本となる技を用いて攻防を展開することなどである。１段階と同様に，安全を考慮し，攻防の相手を人形で行うなどの工夫も考えらえる。

G　ダンス

ダンスについて，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　ダンスの楽しさや喜びを深く味わい，その行い方の理解を深めるとともに，目的に応じた技能を身に付け，表現や踊りを通した交流や発表をすること。

イ　ダンスについての自他の課題を発見し，よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを，目的や状況に応じて他者に伝えること。

ウ　ダンスの多様な経験を通して，一人一人の表現や役割を認め助け合ったり，場や用具の安全を確保したりし，見通しをもって自主的に運動をすること。

２段階でのダンスにおける「目的に応じた技能」とは，感じを込めて踊ったり，みんなで自由に踊ったり，踊りの特徴と表現の仕方や運動観察の方法などを理解し，イメージを深め表現することや踊ることである。「交流や発表」とは，動きや簡単な作品の見せ合いや発表会を行うこと，見る人も拍手をしたりリズムをとるなどしたりして交流し合うことである。

【例示】

「テーマやリズムと動き」

〇創作ダンス

表したいテーマにふさわしいイメージを捉え，動きに変化をつけて表現したり，踊ったりすること。

・取り組んでみたいテーマや題材や動きなどでグループを組み，思いついた動きを表現すること，仲間の動きをまねること，ひと流れの動きで表現すること。

・緩急強弱のある動きや空間の使い方や場面転換などで，変化をつけたひと流れの動きで表現すること。

〇フォークダンス

日本の民謡や外国の踊りのそれぞれの踊り方の特徴を捉え，音楽に合わせて特徴的なステップや動きと組み方で踊ること。

・小道具を操作する踊りでは，手に持つ鳴子のリズムに合わせて，沈み込んだり跳びはねたりする躍動的な動きで踊ること。

・労働の作業動作に由来をもつ踊りでは，種まきや稲刈りなどの手振りの動きを強調して踊ること。

・ゲーム的な要素が入った踊りでは，グランドチェーンなどの行い方を覚えて次々と替わる相手と組み合わせて踊ること。

・軽やかなステップの踊りでは，グレープバインステップなどをリズミカルに行って踊ること。

〇現代的なリズムのダンス

リズムの特徴を捉え，変化とまとまりをつけて，リズムに乗って全身で自由に弾んで踊ること。

・簡単なリズムの取り方や動きで，音楽のリズムに同調したり，体幹部を中心としたシンプルに弾む動きをしたりして自由に踊ること。

・リズムの取り方や動きの連続のさせ方を組み合わせて，動きに変化を付けて踊ること。

Ｈ　体育理論

体育理論について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　運動やスポーツの多様性，効果と学び方，安全な行い方及び文化としてのスポーツの意義に関する基礎的な知識を身に付けること。

イ　運動やスポーツの多様性，効果と学び方，安全な行い方及び文化としてのスポーツの意義についての課題を発見し，よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを，目的や状況に応じて他者に伝えること。

ウ　運動やスポーツの多様性，効果と学び方，安全な行い方及び文化としてのスポーツの意義についての学習に自主的に取り組むこと。

２段階での体育理論における「運動やスポーツの多様性」とは，人々の生活と深く関わりながら，その時々の社会の変化とともに，その捉え方が，競技としてのスポーツから，誰もが生涯にわたって楽しめるスポーツへと変容してきたことなどのことである。健康を維持したりする必要性に応じて運動を実践する際には，例えば体つくり運動の学習では，体を動かすことの心地よさを楽しんだり，体の動きを高めることを楽しんだりする行い方があること，そして，競技に応じた力を試す際には，ルールやマナーを守りフェアに競うこと，世代や機会に応じてルールを工夫すること，勝敗にかかわらず健闘を称え合う等の行い方があることなどを理解できるようにすることが大切である。また，障害のある生徒と障害のない生徒がともにスポーツをする機会などを通して，共に支え合う社会の形成を推進していくことも大切である。

「効果と学び方」とは，１段階の体力や技能を維持，向上させることに加え，発達の段階を踏まえて，適切に運動やスポーツを行うことで達成感を得たり，自己の能力に対する自信をもったりすることができること，ストレスを解消したりリラックスしたりすることができること，などの効果が期待できることなどである。

また，体力や技能の程度，年齢や性別，障害の有無等の様々な違いを超えて，運動やスポーツを行う際に，ルールやマナーに関して合意形成することや適切な人間関係を築くことなどの社会性が求められる。そこで，例えば，違いに配慮したルールを受け入れたり，仲間と教え合ったり，相手のよいプレイに称賛を送ったりすることなどを通して社会性を高めるような指導が必要である。また，各種の運動の技能を効果的に獲得するためには，その領域や種目に応じて，よい動き方を見付けること，合理的な練習の目標や計画を立てること，実行した技術や戦術，表現がうまくできたかを確認すること，新たな課題を設定することなどの運動の課題を合理的に解決する学び方があることを理解できるようにすることが大切である。その際，特に競技などの対戦相手との競争において，技能の程度に応じた 戦術や作戦を立てることが有効であることを理解できるようにすることも大切である。

「安全な行い方」とは，運動やスポーツの実施中のケガや事故に適切に対応できるよう簡単な応急手当の方法を理解すること，野外での活動では，自然や気象などに関する知識をもつことが必要であること，落雷や大雨，河川の急な増水，雪山での雪崩など，気象の変化を予測できるように事前に情報を集めて計画を作成することが必要であることについても理解できるようにすることである。なお，運動に関する領域で扱う運動種目等のけが

の事例や健康・安全に関する留意点などについては，各運動に関する領域で扱うこととする。

「文化としてのスポーツの意義」とは，メディアの発達によって，スポーツの魅力が世界中に広がり，オリンピック・パラリンピック競技大会や国際的なスポーツ大会がより身近になり，人々の相互理解を深めたりすることで，国際親善や世界平和に大きな役割を果たしていることなどのことである。そして，スポーツには民族や国，人種や性，障害の有無，年齢や地域，風土といった違いを超えて人々を結び付ける文化的な働きがあり，「スポーツ」という言葉自体が，国，地域や言語の違いを超えて世界中に広まっている。指導に当たっては，パラリンピック競技大会に限らず，地域の障害者スポーツ大会や運動会，スポーツイベントなどにおいて，年齢や性，障害などの違いを超えて交流する運動やスポーツが行われるようになっていることなどについても触れることが大切である。

Ⅰ　保健

健康・安全に関する事項について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　心身の発育・発達，傷害の防止及び疾病の予防等の理解を深めるとともに，健康で安全な個人生活及び社会生活を営むための目的に応じた技能を身に付けること。

イ　健康・安全に関わる自他の課題を発見し，よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを，目的や状況に応じて他者に伝えること。

２段階での保健における，「心身の発育・発達，傷害の防止及び疾病の予防等に関する知識」とは，１段階を踏まえた，けがや疾病の予防，心身の機能の発達に関すること，ストレスへの対処，交通安全や自然災害などへの備えと対応について，個人だけでなく社会生活まで広げて理解できるようにするとともに，それらの内容に関わる基本的な技能を身に付けるようにすることである。

けがや疾病の予防では，傷害の発生には人の心身の状態や行動の仕方，生活環境における施設・設備の状態や気象条件などが相互に関わって発生すること，それらに対する適切な対策によって傷害の多くは防止できることを理解するとともに，止血，患部の保護や固定などの応急手当ができるようにすることが大切である。また，ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の使用を含む心肺蘇そ生法などの応急手当に触れ，事故場面における使用方法などについて理解することも大切である。そして，日常経験しているかぜやインフルエンザ，生活習慣病やがんの予防について，適度な運動を定期的に行うことや毎日の食事における量や頻度，栄養素のバランスを整えること，将来的に喫煙や過度の飲酒をしないこと，口腔の衛生を保つことなどの生活習慣を身に付けることが有効であることを理解し，必要に応じて休養をとったり，進んで診療を受けたりすること，予防注射や健康診断を申請したりすることなど，自分から積極的に健康で安全な生活を送るようにする。また，人々の病気を予防するために，居住地域の保健所や保健センターなどでは，健康な生活習慣に関わる情報提供や予防接種などの活動が行われていることを確認することも大切である。

なお，喫煙，飲酒，薬物乱用などの行為は，好奇心，なげやりな気持ち，過度のストレスなどの心理状態，断りにくい人間関係，宣伝・広告や入手し易さなどの社会環境によって助長されること，それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにする。特

に薬物乱用は，個人の心身の健全な発育や人格の形成を阻害するだけでなく，社会への適応能力や責任感の発達を妨げるため，暴力，非行，犯罪など家庭・学校・地域社会にも深刻な影響を及ぼすこともあることを理解できるようにすることが大切である。

心身の機能の発達に関することでは，心も身体と同様に発達することや，心と身体は密接な関係があることを理解して，それに応じた適切な行動を身に付けたり，身体の発育や健康に関心をもち，身体の各部の働きを理解できるようにする。また，性に関する指導については，生徒個々の知的障害の状態等に応じて，適切な指導内容を設定し，保護者の理解を得て密接な連携・協力が必要である。一人一人の生徒の知的障害の状態等を踏まえ，身体的成熟や心理的発達に合わせて，異性との交際の在り方，身だしなみや服装，態度など社会生活への適応を図るための指導を行う必要がある。結婚や妊娠・出産についても家庭科における指導と関連して取り扱うこと，学校全体で共通理解を深めるとともに，ケースによっては保健師や助産婦などの地域関係機関の専門職などとの連携により指導内容を工夫していくことも大切である。

ストレスへの対処では，例えば心の発達などに伴って生じてくるストレス（不安や悩み）への適切な対応の方法を知って活用すること，精神的な安定を図るには，日常生活に充実感をもてたり，欲求の実現に向けて取り組んだり，欲求が満たされないときに自分や周囲の状況からよりよい方法を見付けたりすることなどがあること，ストレスの原因についての受け止め方を見直すこと，また，リラクセーションの方法等を取り上げ，ストレスによる心身の負担を軽くするような対処の方法ができるようにすることが大切である。

交通事故や自然災害などへの備えと対応では，運転免許を取得できる年齢であることも踏まえ，自転車や自動車の特性を知り，交通法規を守ると共に，各車両，道路，気象条件などの周囲の好況に応じ，安全に行動することが必要であることを理解できるようにすることが大切である。また，自転車事故などを起こすことによる加害責任についても触れるようにすることも大切である。そして，日頃から災害時の安全の確保に備えておくこと，緊急地震速報を含む災害情報を正確に把握すること，地震などが発生した時や発生した後，周囲の状況を的確に判断し，自他の安全を確保するために冷静かつ迅速に行動する必要があることを理解できるようにすることが必要である。

なお，高等部段階では長距離を通学しているケースもあることから，災害発生時の周囲の状況を的確に判断できるよう災害情報の取得方法，緊急連絡方法，避難所への避難方法，周囲へ助けを求めることなどを保護者と共に確認するなどが大切である。

イの「健康・安全に関わる自他の課題を発見し，よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを，目的や状況に応じて他者に伝える」とは，健康に関わる事象や健康情報などにおける自他や社会の課題を発見し，健康・安全に関する内容について思考し，判断するとともに，それらを他者に表現できるようにすることである。

４　指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画作上の配慮事項

３　指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ア　単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に

向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，体育や保健の見方・考え方を働かせ，運動や健康についての自他の課題を見付け，個々の生徒の障害の状態等に応じて，その解決のための活動の充実を図ること。また，運動の楽しさや喜びを味わったり，健康の大切さを実感したりすることができるよう，留意すること。

この事項は，保健体育科の指導計画の作成に当たり，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし，保健体育科の特質に応じて，効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど，高等部の生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中，学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し，これからの時代に求められる資質・能力を身に付け，生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには，これまでの優れた教育実践の蓄積も生かしながら，学習の質を一層高める授業改善の取組を推進していくことが求められている。

保健体育科の指導に当たっては，(1)「知識及び技能」が習得されること，(2)「思考力，判断力，表現力等」を育成すること，(3)「学びに向かう力，人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう，単元など内容や時間のまとまりを見通しながら，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

生徒に保健体育科の指導を通して「知識及び技能」や「思考力，判断力，表現力等」及び「学びに向かう力，人間性等」の育成を目指す授業改善を行うことはこれまでも多くの実践が重ねられてきている。そのような着実に取り組まれてきた実践を否定し，全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉えるのではなく，生徒や学校の実態，指導の内容に応じ，「主体的な学び」，「対話的な学び」，「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要である。

主体的・対話的で深い学びは，必ずしも１単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元など内容や時間のまとまりの中で，例えば，主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか，対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか，学びの深まりをつくりだすために，生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか，といった観点で授業改善を進めることが求められる。また，生徒や学校の実態に応じ，多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり，単元など内容や時間のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技能」の習得に課題が見られる場合には，それを身に付けるために，生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね，確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり，特に「深い学び」の視点に関して，各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を，習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて，より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

保健体育科においては，例えば次の視点等を踏まえて授業改善を行うことにより，育成を目指す資質・能力を育んだり，体育や保健の見方・考え方を更に豊かなものにしたりす

ることにつなげることが大切である。

・運動の楽しさや健康の意義等を発見し，運動や健康についての興味や関心を高め，課題の解決に向けて粘り強く自ら取り組み，学習を振り返るとともにそれを考察し，課題を修正したり新たな課題を設定したりするなどの主体的な学びを促すこと。

・運動や健康についての課題の解決に向けて，生徒が他者（書物等を含む）との対話を通して，自己の思考を広げ深め，課題の解決を目指して学習に取り組むなどの対話的な学びを促すこと。

・習得・活用・探究という学びの過程を通して，自他の運動や健康についての課題を発見し，解決に向けて試行錯誤を重ねながら，思考を深め，よりよく解決するなどの深い学びを促すこと。

なお，これら三つの学びの過程をそれぞれ独立して取り上げるのではなく，相互に関連を図り，保健体育科で求められる学びを一層充実させることが重要である。また，これら三つの学びの過程は,順序性や階層性を示すものでないことに留意することが大切である。また，主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進に向けては，指導方法を工夫して必要な知識及び技能を指導しながら，子供たちの思考を深めるために発言や意見交換を促したり，気付いていない視点を提示したりするなど，学びに必要な指導の在り方を工夫し，必要な学習環境を積極的に整備していくことが大切である。

その際，各運動領域の特性や魅力に応じた体を動かす楽しさや特性に触れる喜びを味わうことができるよう，また，健康の大切さを実感することができるよう指導方法を工夫することが大切である。さらに，単元など内容や時間のまとまりの中で，指導内容と評価の場面を適切に組み立てていくことが重要である

イ　２の各段階の内容の「Ａ体つくり運動」,「Ｈ体育理論」及び「Ｉ保健」については，３学年間にわたって取り扱うこと。

「Ａ体つくり運動」,「Ｈ体育理論」及び「Ｉ保健」については，第１学年から第３学年の各学年において指導することを示したものである。授業時数については，適切に定めるようにすること。

(2) 内容の取扱いと指導上の配慮事項

(2) ２の各段階の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。 ア　学校や地域の実態を考慮するとともに，個々の生徒の障害の状態等，運動の経験及び技能の程度などに応じた指導や生徒自らが運動の課題の解決を目指す活動を行えるよう工夫すること。

「学校や地域の実態を考慮する」では，各段階に示されている「イ内容」を踏まえて具体的な指導内容を設定する際，保健体育科の目標や内容と関連付けながら，学校や地域などで特に行われている運動やスポーツなどを取り入れるようにしたり，地域の人材や近隣の高等学校等を活用したりすることなどが考えられる。

「個々の生徒の障害の状態等，運動の経験及び技能の程度などに応じた指導」とは，同じ段階であっても個々の生徒の障害の状態等，運動の経験及び技能の程度が中学部段階よ

りもさらに多様であることを踏まえ，生徒が興味や関心をもって，安心して安全に自ら取り組めるようにすることなどを示している。

「生徒自らが運動の課題の解決を目指す活動」とは，各領域の内容を指導する際，例えば，運動やスポーツについての自他の課題を見付けられるようにしたり，当該生徒が達成可能な目標などを自ら設定したりするなどして，生徒が意欲的にその課題の解決を目指せるような活動を工夫することを示している。

イ　各領域の特性に応じた，知識及び技能の効果的な獲得や，思考力・判断力・表現力等の育成が図られるよう，コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用するなどして，指導の効果を高めるよう工夫すること。

情報活用能力とは，世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉えて把握し，情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して，問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力のことである。将来の予測が難しい社会においては，情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく，手段として活用していく力が求められる。未来を拓(ひら)いていく子供たちには，情報を主体的に捉えながら，何が重要かを主体的に考え，見いだした情報を活用しながら他者と協働し，新たな価値の創造に挑んでいくことがますます重要になってくる。また，情報化が急速に進展し，身の回りのものに情報技術が活用されていたり，日々の情報収集や身近な人との情報のやりとり，生活上必要な手続など，日常生活における営みを，情報技術を通じて行ったりすることが当たり前の世の中となってきている。情報技術は今後，私たちの生活にますます身近なものとなっていくと考えられ，情報技術を手段として活用していくことができるようにしていくことも重要である。

保健体育科においても，各分野の特質を踏まえ，情報モラル等にも配慮した上で，必要に応じて，コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用し，学習の効果を高めるよう配慮することを示している。

例えば，体育分野においては，学習に必要な情報の収集やデータの管理・分析，課題の発見や解決方法の選択などにおける ICT の活用が考えられる。また，保健分野においては，健康情報の収集，健康課題の発見や解決方法の選択における情報通信ネットワーク等の活用などが考えられる。

なお，運動の実践では，補助的手段として活用するとともに，効果的なソフトやプログラムの活用を図るなど，活動そのものの低下を招かないよう留意することが大切である。

また，情報機器の使用と健康との関わりについて取り扱うことにも配慮することが大切である。

ウ　運動を苦手と感じている生徒や，運動に意欲的に取り組まない生徒への指導を工夫すること。

運動の経験や技能の程度の個人差が大きいことを踏まえた指導を工夫することを示したものである。これまでの経験の中で苦手意識が強くなっている生徒もいることなども考慮し，指導を工夫することが大切である。また，生徒の中には，運動に取り組みたくても，

様々な理由から取り組めない者がいることにも留意することが大切である。

エ　「Ａ体つくり運動」から「Ｇダンス」までと「Ｉ保健」との関連を図る指導を工夫すること。

「体つくり運動」を始めとする体育分野の各領域の内容間，及び保健分野の内容とを関連して指導することを示したものである。

例えば，体育理論との関連では，ルールやマナーを守り競うことや，相手の好プレイに賞賛を送るなどフェアに競技することを関連させて指導するなどが考えられる。保健との関連では，各運動を行う際の場や用具の安全確認を実施することや，けがの予防の仕方などを関連させて指導することなどが考えられる。

また，保健体育科におけるカリキュラム・マネジメントを実現する観点から，体育分野と保健分野とが関連する内容について，年間計画や個別の指導計画等に反映させることも大切である。

オ　「Ａ体つくり運動」については，実生活に役立てるため，自分の体力や生活に応じた運動を考えることができるよう指導を工夫すること。

体つくり運動については，学校教育活動全体や実生活，生涯にわたって健康の保持増進や調和のとれた体力の向上に生かすことができるよう，日常的に取り組める簡単な運動の組合せを取り上げるなど，指導の工夫を図ることが大切である。

カ　「Ｄ水泳」については，泳法との関連において指導を行う場合は，水中からのスタート及びターンを取り上げること。

特に，水泳でのスタート及びターンの指導については，安全の確保が重要となることから，「水中からのスタート及びターン」を取り上げることとしたものである。

キ　「Ｅ球技」については，個の能力だけでなく，より集団を意識したゲームを取り扱うものとする。

球技については，ボールを投げる，蹴るなどの個々のボール操作の技能等を身に付けるだけではなく，生徒同士でルールや作戦を工夫したり，集団対集団の攻防によって仲間と力を競い合ったりする楽しさや喜びに触れられるようなゲームを取り扱うことを示している。

ク　「Ｆ武道」については，武道場や用具の確保が難しい場合は指導方法を工夫して行うとともに，安全面に十分留意すること。

武道場などの確保が難しい場合は，他の施設で実施することとなるが，その際は，安全上の配慮を十分に行い，基本動作や基本となる技の習得を中心として指導を行うなど指導方法を工夫すること。また，高等部段階では，相手の動きに合わせる動作など対人的な技

を取扱うことが多くなることから，事故やけがのないよう安全面に十分留意することを示している。

ケ　「H体育理論」については，オリンピック・パラリンピックなどの国際大会の意義や役割，フェアプレイの精神等に触れるとともに，運動やスポーツを「すること」,「知ること」,「見ること」,「応援すること」などの多様な関わり方についても取り扱うようにすること。

体育理論については，オリンピック・パラリンピック競技大会を通じて，人々の友好を深め世界の平和に貢献しようとするものであること，また，パラリンピック競技大会等の国際大会が，障害の有無等を超えてスポーツを楽しむことができる共生社会の実現に寄与していることについて理解できるようにするとともに，参加する選手がルールやマナーを守りフェアに競っていること，勝敗にかかわらず健闘を称え合っていることなどにも触れることが大切である。

また，運動やスポーツには，する，知る，見る及び応援するなどの多様な関わり方があることを取り扱うとともに，目的や年齢，障害の有無，性の違いを超えて運動やスポーツを楽しむことができるような社会を形成していく視点にも触れることが大切である。

コ　自然との関わりの深いスキー，スケートや水辺活動などの指導については，生徒の障害の状態等，学校や地域の実態等に応じて積極的に行うようにすること。

自然の中で活動することが不足しているなど,現在の生徒を取り巻く社会環境の中では,自然との関わりを深める教育が大切であることから，諸条件の整っている学校において，スキー，スケートや水辺活動など，自然との関わりの深い活動を積極的に奨励しようとするものである。

指導に当たっては，季節，天候，地形などの自然条件の影響を受けやすいことから，自然に対する知識や計画の立て方，事故防止について十分留意する必要がある。

サ　集合，整頓，列の増減，方向転換などの行動の仕方を身に付け，能率的で安全な集団としての行動ができるようにするための指導を行う場合は,「A体つくり運動」から「Gダンス」までの領域において適切に行うものとする。

集団として必要な行動の仕方を身に付け，能率的で安全な集団としての行動ができるようにすることは，運動の学習においても大切なことである。

能率的で安全な集団としての行動については，運動の学習に直接必要なものを取り扱うようにし，体つくり運動からダンスまでの学習との関連を図って適切に行うことに留意する必要がある。

なお，集団行動の指導の効果を上げるためには，保健体育科だけでなく，学校の教育活動全体において指導するよう配慮する必要がある。

シ　言語能力を育成する言語活動を重視し，筋道を立てて練習や作戦について話し合う

活動や，個人生活における健康の保持増進や回復について話し合う活動などを通して，コミュニケーション能力や思考力の育成を促し，主体的な学習活動の充実を図ること。

これは，保健体育科の指導においては，その特質に応じて，言語活動について適切に指導する必要があることを示すものである。

第１章第２節第２款の２の(1)においては，「各学校においては，生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し，言語能力，情報活用能力（情報モラルを含む。），問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう，各教科・科目等及び各教科等の特質を生かし，教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。」と規定されている。

体育分野においては，学習した運動に関わる一般原則や運動に伴う事故の防止等の科学的な知識や技能を基に，自己や仲間の課題に応じて思考し判断したことなどを，言葉や文章及び動作などで表したり，仲間や教師などに理由を添えて伝えたりする機会を確保することが重要である。

なお，積極的・自主的な学習に取り組むことができるよう，指導内容の精選を図る，学習の段階的な課題を明確にする場面を設ける，課題解決の方法を確認する，練習中及び記録会や競技会などの後に話合いの場を設けるなどして，知識を活用して思考する機会や，思考し判断したことを仲間に伝える機会を適切に設定することが重要である。その際，話合いのテーマを明確にしたり，学習ノートを活用したりするなどの工夫を図り，体を動かす機会を適切に確保することが大切である。

また，内容として，(1)知識及び技能，(2)思考力，判断力，表現力等，(3)学びに向かう力，人間性等を示していることから，これらをバランスよく育むことで，結果として言語活動の充実に資することに留意する必要がある。

保健分野においては，健康に関わる概念や原則を基に，個人生活における課題を発見したり，学習したことと自他の生活とを比較したり，適切な解決方法について話し合ったりする機会を確保することが重要である。

第２編　高等部学習指導要領解説

第２部　高等部学習指導要領総則等の解説

第５章　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第４節　各学科に共通する各教科

第８　職業

第８　職業

１　職業科の改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

目標は，従前の「勤労の意義について理解するとともに，職業生活に必要な能力を高め，実践的な態度を育てる。」を改め，「職業に係る見方・考え方を働かせ，職業など卒業後の進路に関する実践的・体験的な学習活動を通して，よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力」として，次の三つの柱から整理し示している。

「知識及び技能」として「(1)職業に関する事柄について理解を深めるとともに，将来の職業生活に係る技能を身に付けるようにする。」，「思考力，判断力，表現力等」として「(2)将来の職業生活において，必要な事柄を見いだして課題を設定し，解決策を考え，実践を評価・改善し，表現する力を養う。」，「学びに向かう力，人間性等」として「(3)よりよい将来の職業生活の実現や地域社会への貢献に向けて，生活を改善しようとする実践的な態度を養う。」に改めた。

(1)から(3)までに示す資質・能力の育成を目指すに当たり，生徒がどのような学びの過程を経験することが求められているのかを示すとともに，質の高い深い学びを実現するために，教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（見方・考え方）を働かせることが求められていることを述べている。

指導に当たっては，職業に関する実践的・体験的な活動と相互に関連付けて，実際の生活に生きる力や生涯にわたって活用できる資質・能力が育成されるよう工夫することが重視される。また，実践的・体験的な活動を自己の成長と関連付けて，一人一人の生徒のキャリア発達を一層促すことが指導の要点となる。

(2) 内容の改訂の要点

内容は，従前の「働くことの意義」，「道具・機械等の取扱いや安全・衛生」，「役割」，「職業に関する知識」，「産業現場等における実習」，「健康管理・余暇」，「機械・情報機器」の内容について，「Ａ職業生活」，「Ｂ情報機器の活用」，「Ｃ産業現場等における実習」とする内容構成に改めた。

内容は，二つの段階により示され，２段階においては，１段階を踏まえて発展的な学習内容を示している。

(3) 指導計画の作成と内容の取扱いの改訂の要点

「指導計画の作成」の配慮事項として，内容や時間のまとまりを見通して，主体的・対話的で深い学びの実現を図ること，各教科等との関連にも留意すること，キャリア発達を促し主体的に進路を選択できるよう組織的・計画的に指導すること，地域や産業界との連携により実習等の実際的な学習活動を取り入れ，段階的・系統的に指導することを示している。

また，「内容の取扱い」の配慮事項として，指導上の安全・衛生管理に留意し事故防止に努めること，実際の職業生活で生かすことができる知識や技能等が形成されるよう効果的な指導をすること，情報セキュリティ及び情報モラルを扱うことなどを示している。

２　職業科の目標

教科の目標は次のとおりである。

1　目　標 職業に係る見方・考え方を働かせ，職業など卒業後の進路に関する実践的・体験的な学習活動を通して，よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (1) 職業に関する事柄について理解を深めるとともに，将来の職業生活に係る技能を身に付けるようにする。 (2) 将来の職業生活を見据え，必要な事柄を見いだして課題を設定し，解決策を考え，実践を評価・改善し，表現する力を養う。 (3) よりよい将来の職業生活の実現や地域社会への貢献に向けて，生活を改善しようとする実践的な態度を養う。

教科の目標は，職業科の果たすべき役割やねらいについて示したものである。

「職業に係る見方・考え方を働かせ」とは，職業に係る事象を，将来の生き方等の視点で捉え，よりよい職業生活や社会生活を営むための工夫を行うことを示したものである。これらの学びは，思考力，判断力，表現力等を育成することはもとより，既知の知識や技能を自分の生活に結び付けて具体的に考えて深く理解することや，将来の職業生活に主体的に関わり，直面する課題を解決しようとする態度にも作用することが考えられるため，資質・能力全体に関わるものとして，目標の柱書部分に位置付けた。

「職業など卒業後の進路に関する実践的・体験的な学習活動を通して」とは，将来の職業生活に直接関わる内容を具体的に取り扱うという職業科の特質及び知的障害のある生徒の学習上の特性等を踏まえて，職業生活，情報機器の活用，産業現場等における実習等，職業など卒業後の進路に関する体験や実習などを含む実際的・具体的な内容を特に重視することを示したものである。

「よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を次のとおり育成する」とは，職業科の最終的な目標が，よりよい将来の職業生活の実現を目指して基本的な知識や技能を習得し，これを活用しながら課題解決を図る力や生活を工夫しようとする実践的な態度の育成であり，この資質・能力は(1)から(3)に示す三つの柱で構成されていることを示している。

(1)は，「知識及び技能」としての資質・能力を示したものである。「職業に関する事柄について理解を深めるとともに，将来の職業生活に係る技能を身に付けるようにする。」とは，生徒が将来自立して主体的な職業生活を営むために必要とされる事柄に興味をもち，その基本的な理解と，それらに係る知識や技能の習得の重要性を示したものである。指導に当たっては，学習の成果と自己の成長を結び付けて捉えられるよう評価を工夫し，主体的な学びを促すとともに，学習内容に対する生徒の関心を一層高めることが大切である。

(2)は「思考力，判断力，表現力等」としての資質・能力を示したものである。「将来の職業生活を見据え，必要な事柄を見いだして課題を設定し，解決策を考え，実践を評価・改善し，表現する力を養う。」とは，職業生活の中の課題を見いだし，解決する力を育むことを示しており，一連の学習の過程において，習得した知識や技能を活用し，思考力，判断力，表現力等を養い，課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。指導に当

たっては，生徒の実態に応じた内容や活動を計画的に準備することで，問題解決的な学習を一層充実させることが重要である。

(3)は，「学びに向かう力，人間性等」としての資質・能力を示している。「よりよい将来の職業生活の実現や地域社会への貢献に向けて，生活を改善しようとする実践的な態度を養う。」とは，自分の生産や生育活動等が地域社会への貢献に資するものであることを踏まえ，将来の職業生活の実現に向けて，職業科において育むことを目指す実践的な態度を養うことを述べたものである。内面的な成長を一層促すために，役割を担い責任を果たす意義や地域社会へ貢献することの充実感及び成就感を実感できるように従来の実践的・体験的な活動の内容を吟味したり，自己の成長を確かめながら，学習内容と将来の職業など卒業後の進路の選択や生き方との関わりの理解を図ったりすることで，学びに向かう力，人間性等を育むことが大切である。

上記の目標を実現するためには，生徒自らが職業に関心をもち，実践的・体験的な活動を通して，知識及び技能を身に付け，それらを活用して将来の職業生活につながるよう学習活動を組み立てることが重要である。その際に，家庭や地域社会との連携を重視し，学校における学習と家庭や社会における実践との結び付きに留意して適切な題材を設定し，資質・能力の育成とともに，心豊かな人間性を育むことや発達の段階に即した社会性の獲得，他者と関わる力の育成等にも配慮することが大切である。

３　各段階の目標及び内容

(1)　１段階の目標と内容

ア　目標

２　各段階の目標及び内容

○１段階

(1)　目　標

ア　職業に関する事柄について理解するとともに，将来の職業生活に係る技能を身に付けるようにする。

イ　将来の職業生活を見据え，必要な事柄を見いだして課題を設定し，解決策を考え，実践を評価し，表現する力を養う。

ウ　よりよい将来の職業生活の実現や地域社会への参画に向けて，生活を工夫しようとする実践的な態度を養う。

目標は，１段階において育成を目指す資質・能力を「ア知識及び技能」「イ思考力，判断力，表現力等」「ウ学びに向かう力，人間性等」の三つの柱に沿って示したものである。

１段階では，作業を成し遂げることを通して，自分の役割を果たす達成感を得て，作業を通して主体的に他者の役に立とうとする気持ちを育むとともに，職業に関する学習を積み重ね，作業や実習等を通して基本的な知識や技能を身に付けながら，課題を解決する力や将来の職業生活に向けて生活面での工夫をしようとする態度を養うことを目指している。

さらに，段階的に活動の場を地域に広げるなどして，取り組んでいる作業や実習が将来の働くことにつながることなどの理解を図り，これらを自己の成長と関連付けて，一人一人の生徒のキャリア発達を一層促すことが指導の要点となる。

アの「職業に関する事柄について理解するとともに，将来の職業生活に係る技能を身に

付けるようにする。」とは，職業に対する関心を高め，様々な職業の種類や内容，働く上で求められる事柄などについて理解するとともに，生産や生育活動等に係る技能や職業生活に係る技能を身に付けることである。

なお，知的障害のある生徒に対する職業教育は，従前より特定の職業に就くための教育ではなく，将来の社会参加を目指し，社会人や職業人として必要な知識や技能及び態度の基礎を身に付けることを重視してきた。したがって，生産や生育活動等に係る様々な学習を通して，確実性や持続性，巧緻性等の作業活動の種類を問わず共通して求められる力や，社会人に求められる一般的な知識や技能及び態度を身に付けることを重視している。

指導に当たっては，望ましい勤労観や職業観を育むことを重視し，仕事を通して得られる達成感に着目させたり，自らの作業を通してそれらを実感したりしながら，将来の職業生活の実現に向けて，基本的な知識や技能の確実な習得を図ることが大切である。

イの「将来の職業生活を見据え」とは，課題解決の過程において，実際の職業生活を踏まえていくことを示している。

また，「課題を設定し，解決策を考え，実践を評価し，表現する力を養う。」とは，課題解決の過程に関わる能力をすべて含んだものであり，職業生活に係る事柄から問題を見いだし課題を設定する力，課題の解決策や解決方法を検討・構想して具体化する力，知識及び技能を活用して課題解決に取り組む力，実践を評価して改善する力，課題解決の結果や実践を評価した結果を的確に表現する力等があげられる。これらの能力の育成には，知的障害のある生徒の学習上の特性等を踏まえて，実践的・体験的な活動を重視して段階的に指導を行う必要がある。例えば，作業製品の改善や販売会の振り返りなどの具体的な課題を取り上げ，生徒自身が習得した知識や技能を使って解決していく経験を積み重ねることなどが考えられる。

ウの「地域社会への参画」とは，生産や生育活動等を通して地域社会へ積極的に参加することを意味している。例えば，地域の人々と接しながら自分たちで作った食品等を販売したり，地域の公共施設や事業所等で清掃等を行ったりする経験を積み重ねることなどが考えられる。

また，「生活を工夫しようとする態度」とは，学習を通して習得した知識や技能を実際的な場面において活用し，生活をよりよくしようと工夫する態度である。

１段階においては，例えば，作業や産業現場等における実習などを通して，地域社会に参加することが地域貢献につながることに気付くことや，課題を解決する手応えを得て自信をもつことで，習得した知識や技能を活用して生活を工夫しようとする態度を育むことを重視する。

イ　内容

(2) 内　容

A　職業生活

ア　勤労の意義

勤労に対する意欲や関心を高め，他者と協働して取り組む作業や実習等に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 勤労の意義を理解すること。

(ｲ) 意欲や見通しをもって取り組み，その成果や自分と他者との役割及び他者との協力について考え，表現すること。

(ｳ) 作業や実習等に達成感を得て，計画性をもって主体的に取り組むこと。

イ　職業

職業に関わる事柄について，他者との協働により考えを深めたり，体験したりする学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 職業に関わる知識や技能について，次のとおりとする。

㋐　職業生活に必要とされる実践的な知識及び技能を身に付けること。

㋑　職業生活を支える社会の仕組み等の利用方法を理解すること。

㋒　材料や育成する生物等の特性や扱い方及び生産や生育活動等に関わる技術について理解すること。

㋓　使用する道具や機械等の特性や扱い方を理解し，作業課題に応じて正しく扱うこと。

㋔　作業の確実性や持続性，巧緻性等を高め，状況に応じて作業すること。

(ｲ) 職業生活に必要な思考力，判断力，表現力等について，次のとおりとする。

㋐　作業や実習における役割を踏まえて，自分の成長や課題について考え，表現すること。

㋑　生産や生育活動等に関わる技術について考えること。

㋒　作業上の安全や衛生及び作業の効率について考え，改善を図ること。

㋓　職業生活に必要な健康管理や余暇の過ごし方について考えること。

B　情報機器の活用

職業生活で使われるコンピュータ等の情報機器を扱うことに関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　情報セキュリティ及び情報モラルについて知るとともに，表現，記録，計算，通信等に係るコンピュータ等の情報機器について，その特性や機能を知り，操作の仕方が分かり，扱えること。

イ　情報セキュリティ及び情報モラルを踏まえ，コンピュータ等の情報機器を扱い，収集した情報をまとめ，考えたことを発表すること。

C　産業現場等における実習

産業現場等における実習を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　職業など卒業後の進路に必要となることについて理解すること。

イ　産業現場等における実習での自己の成長について考えたことを表現すること。

A　職業生活

ここでは，特に中学部職業・家庭科の職業分野の内容との関連を踏まえ，勤労の意義や職業に関わる知識や技能について，作業や実習などに関する実践的・体験的な学習活動を通して学び，身に付けた力を発揮したり，他者と協力したりして課題を解決しながら働こうとする意欲を育むことをねらいとしている。

ア(ｱ)の「勤労の意義を理解する」とは，仕事には，生計を維持するばかりでなく，働くことで自己実現を図るなどの目的があることや，働く場に所属し，仕事において自分の能

力や適性を発揮しながら，社会の一員としての役割を果たすために，自ら仕事に励む大切さなどを理解することである。例えば，職場見学や産業現場等における実習等を通して，多くの人々が社会の中で働きながら生活をしていることや，人々は働くことを誇りとしていること，働くことを通して充実感や生きがいをもてるようになることなど，人々が働くことを尊重していることを理解することが考えられる。また，進んで働く経験を通してこれらを実感できるようにすることが大切である。

ア(ｲ)の「成果や自分と他者の役割及び他者との協力について考え，表現する」とは，意欲や見通しをもって取り組んだ結果や，分担した役割を果たすことで得られた成果などを振り返り，自分の役割を果たすことや協力の仕方について考え，表現することである。この学習では，作業工程における担当，仕事内容，手順などにおける自分の役割を確実に行い，最後までやり遂げる意義や，協力することで得られる効率性や仲間との連帯感などを自らの体験を通して実感できるよう，振り返りを行うなどの工夫をすることが大切である。

また，協力して作業する場面等において，互いに声を掛け合いながら作業することや，作業のペースを合わせること，必要に応じて報告や質問をすることなど，適切な関わり方などについて考え，これらが職場の一員として円滑に作業を進める上で重要であることに気付くよう指導することが大切である。

ア(ｳ)の「達成感を得て」とは，作業や実習などにおいて，生徒が実際に作業活動に取り組み，確実に成し遂げることや，製品や作物の販売等を通して成就感を得ることを意味している。

「計画性をもって主体的に取り組む」とは，作業内容や手順，作業計画等を踏まえ，準備や片付けを含んだ一連の活動に見通しをもち，自ら作業等に取り組む意欲と態度を育むことを指している。

なお，生徒の主体的な作業活動を促すためには，作業や実習の目的，作業工程全体及び一つ一つの工程などについて十分に理解を促すとともに，作業工程や使用する機械，道具を工夫すること，実習や販売などの場所の環境を整えること，安全や衛生に配慮することなどが大切である。

イの「他者との協働により考えを深め」とは，他者とやりとりしながら，作業や実習，職業生活に係る実践的･体験的な活動に取り組むことで,既習の知識の意味を確かめたり，他者の意見を踏まえて自分の考えを広げ深めたりすることである。指導に当たっては，他者との意見交換やそれぞれがもつ知識や技能を活用し，協力しながら学習活動に取り組むことなどを通して,実感を伴った理解が促されるよう段階的に指導することが大切である。また，他者には，地域や産業界も含まれ，連携による作業の技術指導や講話などを効果的に行うことも考えられる。

イ(ｱ)㋐の「職業生活に必要とされる実践的な知識及び技能」は，職業に関することと，職業に必要な態度に関することに分けられる。

職業に関することとは，地域にある農・林・水産業，工業，商業などに関わる多様な職場や，それぞれが果たす役割や仕事内容などの知識，職場の組織，労働と報酬の関係などの基本的な労働条件などの知識である。例えば，職場における生産活動等の社会的な意義を知ること，職場の役職やその役割，部，課及び係などの機能分担について知ること，勤務時間や残業などの労働時間，賃金，年次休暇などの基本的な労働条件を知ること，健康保険，雇用保険，年金などの制度のあらましを知ること，職種によっては資格や検定等が

必要であることを知ることなどが考えられる。

また，職業に必要な態度に関することとは，職場で求められる作業態度に関することである。例えば，円滑な仕事をすること，標準的な動作を順守すること，正確な作業を一定時間継続すること，作業目標の達成を意識して積極的に取り組むこと，最後までやり遂げること，時間帯や場所などに応じた服装，動作，挨拶や言葉遣いができること，仕事に関連する伝達，作業伝票の処理，日報の記入などの簡単な実務を正確に行うことなどが考えられる。

イ(ア)㋑の「職業生活を支える社会の仕組み等の利用方法」とは，雇用に関する各種援助や障害福祉サービス等の内容と利用方法のことである。例えば，就職に向けた相談や準備・訓練，就職活動や雇用前支援，雇用定着支援，離職・転職時の支援等に関わる利用方法や，生活の場や生活費，生活に対する介助，余暇活動を含めた日中活動への支援に関わる利用方法などが考えられる。指導に当たっては，相談先やその利用方法等について見学や利用の登録をするなど，実際的・具体的に確認するとともに，これらのサービスを利用することを通して，職業生活を送る上で生じる諸課題を解決・改善できることを知ることが大切である。必要に応じて自ら相談できるよう，家庭や関係機関と連携するなど，組織的かつ計画性をもって段階的に指導を工夫することが重要である。

イ(ア)㋒の「材料や育成する生物等の特性や扱い方及び生産や生育活動等に関わる技術」とは，作業に使用する材料や育成する生物等の特性や，生産や生育活動等についての基本的な技術のことである。例えば，取り扱う材料に応じた加工の方法等の基礎的な技術や，育成する生物の特性を踏まえた育成環境を調整する基本的な方法などが考えられる。１段階においては，原材料や収穫物，半製品，完成品の管理や保管方法が分かり，適切に取り扱うことや，必要な原材料の名称が分かること，必要な分量を量って使用すること，材料や製品を整理して保管すること，基本的な加工方法や生育方法などが分かることなどについて，生徒の知的障害の状態や学習状況等の実態を踏まえ，指導内容を計画し段階的に指導することが大切である。指導に当たっては，品質のよい製品や作物等を作ることで自信をもち，技術に対する意識を高めることが重要である。

イ(ア)㋓の「使用する道具や機械等の特性や扱い方を理解し，作業課題に応じて正しく扱う」とは，道具や機械等の種類や用途が分かり，品物の運搬，製品や材料の長さや重さなどの測定，材料や半製品の加工，品物の梱包（こんぽう）などの作業内容に応じて，使用する道具や機械等を適切に選定し，安全・衛生に留意して使用することである。また，道具や機械の手入れや簡単な修理及び管理を行うことなども考えられる。

イ(ア)㋔の「作業の確実性や持続性，巧緻（ち）性等を高め」とは，学校における作業や実習において，作業の準備，作業活動，作業の片付けの一連の学習活動を十分に積み重ねることを通して，正確な作業を安定して取り組めるようになったり，身体の円滑な動きや手指の細やかさなどを身に付けたりすることである。

また，「状況に応じて作業する」とは，作業する場所の温度や湿度などの作業環境に応じて身支度を整えたり，作業量の増加や急な作業内容の変更などにも対応して作業したりすることである。さらに，自分の作業状況に応じて他者に協力を要請したり，他者の要請に応じて協力したりして作業を進めるなど，他者と協力して作業を進めることなどが考えられる。

イ(イ)㋐の「作業や実習における役割を踏まえて，自分の成長や課題について考え，表現

する」とは，作業工程における担当，作業内容，手順などにおける自分の役割を確実に行い，最後までやり遂げることで得られた成果を，作業全体への貢献の視点から確認するとともに，自分の成長や課題に気付き，さらなる向上や解決に向けた方策を考え，他の生徒，保護者及び教師などに伝えたり，作業日誌等で文章にまとめたりするなどして表現することである。課題を見いだし解決策を検討するに当たっては，自己のよさやこれまでの成長に着目するよう促し，自己の特性に応じた具体的な方法を考え，試行しながら確認するようにするなど，課題解決に向けた意欲を高めることが大切である。

イ(ｲ)㋑の「生産や生育活動等に関わる技術について考える」とは，取り上げた技術が，生産や生育活動等を行う上で，どのように役立っているかについて考えることである。例えば，作業を通して安全に品質の良い製品や生産物を作るための要点を技術面から確認したり，地域や産業界の人材から技術指導を受ける機会を設けたりすることなどが考えられる。

イ(ｲ)㋒の「作業上の安全や衛生及び作業の効率について考え，改善を図る」とは，危険な場所や状況に注意を払い，健康に悪影響を与えるような状況を避けたり，つくらないように作業や実習を行ったりすることなどである。また，材料を大切に扱うとともに，無駄のない作業動作や動線について考え，作業環境を整えながら一つ一つの工程を成し遂げることを含む。例えば，安全や衛生に関する用語や表示を確認し，自分や他者の安全・衛生に気を配って作業をすることや，機械の故障や危険な状況，あるいは不衛生な状態に気付いたら知らせたり，適切な処理を行ったりすることなどが考えられる。

イ(ｲ)㋓の「職業生活に必要な健康管理や余暇の過ごし方について考える」とは，職場で働くことを中心とした生活をする上で求められる自らの健康を守る方法や休日の有効な生かし方，職場での休憩時間などについて考えることである。例えば，翌日の体調を考慮した睡眠時間の確保，決められた休憩時間の有効活用，食事の時間の取り方などの日常生活における健康管理の方法や，定期的な歯科検診や健康診断等の受け方，公共施設やサービスの利用方法，地域のサークル活動や福祉サービスの利用などの休日の適切な過ごし方，職場でのつきあい，福利厚生施設などの利用等を考えることなどである。また，将来の職業生活を見据えて，日頃から健康管理を行ったり，休日に福祉サービスを利用した余暇活動を経験したり，産業現場等における実習においても適切な休憩時間の過ごし方を経験したりすることなどが考えられる。

Ｂ　情報機器の活用

ここでは，特に中学部職業・家庭科の職業分野の内容との関連を踏まえ，職場や学校，家庭において使用される情報機器を対象に，その基本的な特性や機能，操作方法に加え，情報セキュリティや情報モラルを身に付けることをねらいとしている。

「職業生活で使われるコンピュータ等の情報機器」とは，タブレットPC(携帯情報端末)を含んだコンピュータ等の情報機器，固定電話やスマートフォンを含んだ携帯電話，ファクシミリのことである。

なお，音楽プレーヤー，ゲーム機，腕時計等にも情報通信機能が付加されているものがあることを踏まえて，その取扱いについて生徒指導と関連付けて指導する必要がある。

アの「情報セキュリティ及び情報モラルについて知る」とは，安全にインターネット等の情報通信ネットワークを利用する上で必要となる情報の管理方法や，情報機器を使用す

る際のルールやマナーなどを知ることである。

学習の効果を高める上で，情報通信ネットワークの活用は有効であるが，SNS（Social Networking Service）や通信用ソフトウエア，無線LAN(Local Area Network)回線等の使用には，予期せぬトラブルに巻き込まれる危険性がある。したがって，情報セキュリティ及び情報モラルについて知ることはとても重要である。情報通信ネットワーク上において自分が発信した情報に，誰でもアクセスでき，一旦拡散した情報は削除できないことを知ることや，個人認証の仕組みがあること，不用意にデータをダウンロードしたり，不審なファイルを開いたりしないなど，正しく情報を管理する意識をもつことが大切である。また，情報の取扱いにおいては，内容の正確さ，個人や団体の利害，表現などが社会的規範や道徳的価値観から逸脱しないことなどが，発信者や受信者に求められることを踏まえ，生徒の知的障害の状態や学習状況等の実態に応じて，適切に指導することが重要である。

「表現，記録，計算，通信等に係るコンピュータ等の情報機器について，その特性や機能を知り，操作の仕方が分かり，扱える」とは，各種ソフトウエアには，それぞれ特性や機能の違いがあることについて知り，ソフトウエアに応じた操作の仕方を覚え，扱えるようになることである。例えば，表計算ソフトウエアを使用して，作業で育成した農産物や作成した製品などの数量や出納簿の管理及び計算をすること，文章作成ソフトウエアと周辺機器のデジタルカメラなどを組み合わせて活動報告等を作成することなどが考えられる。

また，電話やファクシミリの基本的な操作方法が分かり，仕事に関する要件を正確に伝えたり，受けたりすることができるよう，使用する際のきまりやマナーを含め，具体的な指導内容を設定して指導することが必要である。

イの「情報セキュリティ及び情報モラルを踏まえ，コンピュータ等の情報機器を扱い，収集した情報をまとめ，考えたことを発表する」とは，インターネット等の情報通信ネットワークを活用して情報収集し，プレゼンテーションソフトウエアなどを使用してデータを作成し，発表することなどである。例えば，自分が将来就きたい仕事や，校内外における実習期間や目標，仕事内容，実習後の評価や感想などについて資料を作成し，発表することなどが考えられる。

また，コンピュータや情報機器の活用により，コミュニケーションの補助や代替が効果的に行える可能性があることから，一人一人の生徒の実態に応じ，生活の質の向上を図る視点からコンピュータや情報機器の活用についても，自立活動と関連付けて指導することが考えられる。

C　産業現場等における実習

ここでは，特に中学部職業・家庭科の職業分野の内容との関連を踏まえ，生徒が事業所等で職業や仕事の実際について経験することを通して，将来の職業生活に必要なことや，自己の能力や適性についての理解を促すとともに，働く力を身に付けることの意味を理解し，働くことへの意欲を高めながら，卒業後の進路について考えることをねらいとしている。

産業現場等における実習とは，商店や企業，農業，市役所などの公的機関，作業所などの福祉施設などで，一定期間，働く活動に取り組み，働くことの大切さや社会生活の実際を経験することである。

産業現場等における実習に関する指導では，学校内における作業や実習との関連性を重

視する必要がある。特に，学校内おける作業や実習によって，産業現場等に通用する作業能力や態度を育て，産業現場等における実習に臨むようにするとともに，実習の評価をもとに，課題を自覚し，以後の学校内における学習によって解決できるよう配慮する必要がある。

アの「職業など卒業後の進路に必要となることについて理解する」とは，産業現場等における実習を通して，就業や卒業後の職業生活を健やかに過ごすために求められる事柄について理解することである。例えば，実際に職場で働く活動に取り組むことを通して，実習先で生産している物が，社会でどのように利用されているのかを理解したり，製品の良否が分かり，不良品を出さないように注意して仕事をしたりすること，実習先のいろいろなきまりを守ったり，仕事に関する自分の分担に責任をもって最後までやり遂げたり，状況に応じて自ら職場の人と協力したりすること，実習中の健康，安全及び衛生に注意して生活するとともに，適切に余暇を過ごすことなどがあげられる。

なお，職場において適切にコミュニケーションが取れることの重要性を踏まえ，校内の作業や実習等を通して身に付けた挨拶や言葉遣いなどを産業現場等における実習においても発揮できるよう指導することが大切である。例えば，分からないことが生じた場合，確実に実習先の上司などに質問をしたり，指示を仰いだりすることや，必要に応じて感謝の気持ちを伝えたり，謝罪したりしながら作業を進めることなどが考えられる。

イの「産業現場等における実習での自己の成長について考えたことを表現する」とは，実習期間内に達成できた目標や実習先から認められたこと，改善するよう指摘を受けたことなどを振り返って，今後の課題を明らかにし，資料にまとめ発表することなどを通して，自己の能力や適性などについて理解を促し，以後の学習において改善を図ることである。

また，実習の事前学習として，実習の目標を設定すること，実習先への交通手段，持ち物，服装等について確認すること，事後学習として，実習の評価，感想などをもとに成果や課題を確認し，報告会で発表したり，実習先へお礼状を発送したりすることなど，産業現場等における実習での一連の学習を通して，自己の課題を明らかにし，解決策を考え，実践を評価し，表現するなど，繰り返し積み重ね，課題を具体的に解決できるよう指導することが大切である。その際，職場等で実際に働くことが，地域社会への貢献や人間関係の広がりなどにつながることに気付き，自己の成長を実感することで働く意欲が一層高まるように指導することが重要である。

さらに，産業現場等における実習を通して，自己の進路選択に役立てるようにすることも大切である。

産業現場等における実習を計画するに当たっては，以下のことに留意する必要がある。

(ｱ) 生徒本人の意思を確認するとともに，関係諸機関や家庭との連携に基づいて実習を計画すること。

(ｲ) 実習先の開拓に当たっては，学校の教育活動として実習を行うことが実習先に理解されるようにすること。

(ｳ) 実習先における担当者及び仕事内容を確認し，必要に応じて実習先の担当者による面接などを依頼すること。

(ｴ) 実習開始前までに，通勤の練習をしたり，仕事内容や実習先で必要とされる勤務態度に関する学習をしたりすること。

(ｵ) 実習期間を定めるとともに，実習中の指導計画を作成すること。

(ｶ) 実習先に対して実習中の生徒の評価を依頼すること。

なお，産業現場等における実習の実施に当たっては，職業科や主として専門学科において開設される各教科として，あるいは各教科等を合わせて指導を行う作業学習などとして教育課程に位置付けて，あらかじめ計画すること，賃金，給料，手当などの支払を受けないこと，教師が付き添ったり，巡回したりするなどして指導に当たることが必要である。

(2) ２段階の目標と内容

ア　目標

○２段階

(1) 目　標

ア　職業に関する事柄について理解を深めるとともに，将来の職業生活に係る技能を身に付けるようにする。

イ　将来の職業生活を見据え，必要な事柄を見いだして課題を設定し，解決策を考え，実践を評価・改善し，表現する力を養う。

ウ　よりよい将来の職業生活の実現や地域社会への貢献に向けて，生活を改善しようとする実践的な態度を養う。

目標は，２段階において育成を目指す資質・能力を「ア知識及び技能」「イ思考力，判断力，表現力等」「ウ学びに向かう力，人間性等」の三つの柱に沿って示したものである。

ここでは，１段階で育成した資質・能力を踏まえ，更に主体的に学び，課題を解決する力や生活を改善しようとする実践的な態度を育てることをねらいとしている。

２段階では，作業や実習等に関する実践的・体験的な学習活動を通して，更に作業内容の質を高め，段階的に活動の場を地域に広げるなどして，取り組んでいる内容が将来の職業生活につながることや，働くことが社会に貢献することにつながることなどの理解を深め，これらを自己の成長と関連付けて，一人一人の生徒のキャリア発達を一層促すことが指導の要点となる。

アの「職業に関する事柄について理解を深め」とは，１段階での学習を踏まえ，職業に関する様々な知識や，働くことの社会的な意義などを理解することを示している。

指導に当たっては，望ましい勤労観や職業観を育むことを重視し，仕事を通して得られる達成感や自らの作業を通して貢献する喜びを実感しながら，将来の職業生活の実現に向けて，実践的・実際的な知識や技能の確実な習得を図ることが大切である。

イの「実践を評価・改善し」とは，２段階では，課題解決の過程において，特に実践を評価して改善する力を育むことを示したものである。

これらの能力の育成には，知的障害のある生徒の学習上の特性等を踏まえて，実践的・体験的な学習活動を重視して段階的に指導を行う必要があり，作業や職業生活に関する具体的な課題について，習得した知識や技能を使って解決していく経験を積み重ねることが重要である。例えば，安全かつ効率よく作業ができるよう工夫したり，販売等を通した作業製品の評価や，作業製品の出来高及び品質を振り返る活動を通して課題を見いだし，これまでに学んだ知識や技能を活用して比較したり，対話したりしながら生産量や品質の向上につながる工夫・改善に取り組むことが考えられる。さらに，健やかな職業生活が送れるように生活を整えたり，余暇の充実を図ったりすることなども考えられる。

ウの「地域社会への貢献」とは，作業や実習により地域社会に貢献できることの意義を理解し，自ら積極的に他者と協力して主体的に物事に取り組むことを示している。

２段階では，卒業後の生活を見据え，作業や産業現場等における実習などを通して，生産や生育活動等により地域社会へ貢献しようとする意欲を高めるようにする。あわせて，職業生活における具体的な課題解決の過程を経験することを通して，習得した知識や技能を活用して生活を改善しようとする態度を育成することを重視する。

イ　内容

(2) 内　容

A　職業生活

ア　勤労の意義

勤労に対する意欲や関心を高め，他者と協働して取り組む作業や実習等に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 勤労の意義について理解を深めること。

(ｲ) 目標をもって取り組み，その成果や自分と他者との役割及び他者との協力について考え，表現すること。

(ｳ) 作業や実習等を通して貢献する喜びを体得し，計画性をもって主体的に取り組むこと。

イ　職業

職業に関わる事柄について，他者との協働により考えを深めたり，体験したりする学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 職業に関わる知識や技能について，次のとおりとする。

㋐　職業生活に必要とされる実践的な知識を深め技能を身に付けること。

㋑　職業生活を支える社会の仕組み等の利用方法について理解を深めること。

㋒　材料や育成する生物等の特性や扱い方及び生産や生育活動等に関わる技術について理解を深めること。

㋓　使用する道具や機械等の特性や扱い方の理解を深め，作業課題に応じて効果的に扱うこと。

㋔　作業の確実性や持続性，巧緻性等を高め，状況に応じて作業し，習熟すること。

(ｲ) 職業生活に必要な思考力，判断力，表現力等について，次のとおりとする。

㋐　作業や実習において，自ら適切な役割を見いだすとともに，自分の成長や課題について考え，表現すること。

㋑　生産や生育活動等に係る技術に込められた工夫について考えること。

㋒　作業上の安全や衛生及び作業の効率について考え，他者との協働により改善を図ること。

㋓　職業生活に必要な健康管理や余暇の過ごし方の工夫について考えること。

B　情報機器の活用

職業生活で使われるコンピュータ等の情報機器を扱うことに関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　情報セキュリティ及び情報モラルについて理解するとともに，表現，記録，計算，通信等に係るコンピュータ等の情報機器について，その特性や機能を理解し，目的に応じて適切に操作すること。

イ　情報セキュリティ及び情報モラルを踏まえ，コンピュータ等の情報機器を扱い，収集した情報をまとめ，考えたことについて適切に表現すること。

C　産業現場等における実習

産業現場等における実習を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　職業など卒業後の進路に必要となることについて理解を深めること。

イ　産業現場等における実習で課題の解決について考えたことを表現すること。

A　職業生活

ここでは，１段階での学習を踏まえ，将来の職業生活を見据えた実践的な力を身に付けるとともに,働くことを通して地域に貢献する喜びを自分の成長と重ねて実感することで,キャリア発達を促し，勤労の社会的な意義を理解することをねらいとしている。

ア(ｱ)の「勤労の意義について理解を深める」とは，勤労の社会的な意味の理解を図ることである。指導に当たっては，働くことで生計を維持し自己実現を図るとともに，自分たちが取り組んでいる生産や生育活動等が社会貢献につながることが分かり，働くことの意義を実感することができるよう指導を工夫することが大切である。２段階においては，製品や作物，作業活動等の社会的な有用性についても着目し，地域での販売や作業を通した地域貢献などの実践的・体験的な学習活動を通して理解を深めることで，働き手としての自信を育み，働くことへの意欲の向上を図ることが重要である。

ア(ｲ)の「目標をもって取り組み，その成果や自分と他者との役割及び他者との協力について考え，表現する」とは，作業工程全体における自分や他者の役割を理解することや，目標をもって取り組み，作業の成果を確認することにより，自分の役割に対する責任や協力することの意義を考え，表現することである。例えば，他者との協力による効率的な作業について考えたり，望ましい関り方について考えたりすることや，共に働く仲間と目標を達成する経験などから生まれる連帯感などを実感し，作業や実習を通して協力することの意義について話し合うことなどが考えられる。指導に当たっては，１段階の内容に加え，作業や実習を通して関わる他者に対して，それぞれの仕事の分担や関連について理解するとともに，望ましい関わり方や態度について考えるよう指導することが大切である。

ア(ｳ)の「貢献する喜びを体得し」とは，作業や実習を通して成就感を得るとともに，他者から喜ばれたり，感謝されたりする体験を通して，自らの取組が作業全体への貢献につながること，さらに，働くことが地域への貢献になることを実感し，生産や生育活動等に努める意義を理解することである。

指導に当たっては，分担した作業について責任をもってやり遂げることに加え，よりよい製品や作物，活動が求められることに気付き，そのための工夫・改善や，自らの知識や技能を向上しようとする意欲が高まるよう指導することが大切である。

イ(ｱ)㋐の「職業生活に必要とされる実践的な知識を深め技能を身に付ける」とは，職業に関することと，職業に必要な態度に関することなどに係る知識や技能を身に付け，作業や実習等において，効果的に活用できるようになることである。

職業に関することとは，職場の組織とそれぞれの役割，労働時間と報酬の関係，職場での各種保険制度などや,職種による免許･資格や検定等の取得などについての知識である。例えば，職場の組織が分かり，職場では組織の一員として働くことや，労働時間及び勤務時間，賃金，福利厚生及び資格と給与等との関係などの基本的な条件を理解すること，健康保険，雇用保険，年金などの制度と活用方法を理解することなどが考えられる。職種による資格や検定等については，職業能力開発促進法に基づき実施されている様々な技能検定や資格の取得などを発展的に取り扱うことが考えられる。

また，職業に必要な態度に関することでは，１段階での学習に加えて，職場で求められる実際的な内容についても指導する。例えば，製品や作物には規格や基準が定められている場合があることを踏まえ，それに応じた正確な作業が行えるように，定められた手順に従うとともに，判定基準に基づいて製品や作物の良否の判断を行ったり，作業の標準的な動作を順守したりすることなどが考えられる。

「知識を深め」とは，１段階での学習を踏まえ，卒業後の生活を見通し，職業生活に必要な実際的な知識として活用できるようになることを意味している。例えば，給料や年金の管理，病気になったときの健康保険の取扱い方などが考えられる。指導に当たっては，生活に基づく実際的な学習を通して理解を図ることが大切である。

なお，適切な進路選択のためには，進路に関する情報だけでなく，これまでの生活経験や自分の能力や適性などに基づいて，将来の社会生活の中で自己実現できる場を選ぶことが必要である。このことを踏まえ，自己の成長について考えるとともに，例えば，分担した仕事に必要な知識や技能などが自分に備わっているかなどの自己理解が図られるよう，「Ａ職業生活」の「ア勤労の意義」と「Ｃ産業現場等における実習」を十分に関連付けて指導を進めることが重要である。

イ(ｱ)㋑の「職業生活を支える社会の仕組み等の利用方法について理解を深める」とは，雇用に関する各種援助や障害福祉サービス等の内容とその利用方法について，自分の生活を顧みて必要なサービスを選び，利用の申請や手続き等が分かり，実際に利用できるようになることである。卒業後，職場に関わる相談や，消費生活に関わる相談が生じた際に，これらのサービスを自ら利用することができるように指導を工夫することが大切である。例えば，各種援護制度や相談先，利用方法等について，見学や利用の登録をして実際的・具体的に確認したり，資料にまとめたりすることなどが考えられる。また，健やかな職業生活を維持するために，余暇活動に関するサービスを積極的に利用したり，余暇活動として利用できる地域資源を活用したりするなど,将来を見据え,家庭との連携を図りながら，組織的かつ計画性をもって段階的に進める必要がある。

イ(ｱ)㋒の「材料や育成する生物等の特性や扱い方及び生産や生育活動等に関わる技術について理解を深める」とは，習得した知識を活用して，実際に生産や生育活動等が行えるようになることである。２段階では，材料や収穫物，半製品，完成品の保管，在庫状況の把握を正しく行うために，材料や製品，収穫物の特徴を理解し，それぞれに適した方法で決められた場所に安全や衛生に留意して保管すること，仕事に関連する作業指示書，在庫表，報告書などが分かり，その記入や読み取りなどの実務を適切に行うことなどが考えられる。また，危険な場所や状況を予測したり，不衛生な状態にならないよう日常的に対応したりしながら，製品や作物等をより多く生産することなども考えられる。指導に当たっては，取り扱う材料に応じた切断・接着・塗装等の加工の方法等の基礎的な技術や，育

成する生物の特性を踏まえた，光，土壌，気温や水温，肥料などの育成環境を調整する基本的な方法など，習得した知識を活用して作業を行うなど，知識と技能の確実な習得を図ることが大切である。

イ(ｱ)㋓の「使用する道具や機械等の特性や扱い方の理解を深め，作業課題に応じて効果的に扱う」とは，工具や農具，工作機械，運搬用の機器，製造機器などの特徴や構造，扱い方が分かり，効率を考えて確実に扱うことである。例えば，作業内容と使用する道具や機械の仕組みの関係が分かり，道具や機械を安全かつ正確に使うことや，衛生に気を付け取り扱うこと，道具や機械を利用して品物を決められた場所に正確に運搬すること，品物を正確に数えたり，決められたとおり並べたり，束ねたり，積み出したりして整理し保管すること，道具や機械などを点検し，日常的な手入れや簡単な修理をすること，治具や補助具を活用して一定規格の製品が恒常的にできるようにすることなどが考えられる。

イ(ｱ)㋔の「習熟する」とは，作業の要領や注意を集中するポイントが分かり，自分の作業を評価し必要に応じて修正するなどして，担当する作業について技術を高めることである。指導に当たっては，技術向上による作業成果に着目させ，技術を高める意義を理解できるようにすることが大切である。

なお，２段階では，作業工程の改善について，全体の流れが合理的になるように調整すること，材料や完成品の配置を工夫したり，その運搬方法等を工夫したりして，無駄な動作をなくした作業をすること，材料や生育の状態等を踏まえて作業すること，機械等が不調になった場合や不良品が出た場合に，適切に対応することなどについても指導する。自ら考えるとともに，必要に応じて他者と相談しながら解決するよう指導することが大切である。

イ(ｲ)㋐の「自ら適切な役割を見いだす」とは，作業や実習を通して，自分の能力や適性について理解を深め，自分の得手不得手や作業の特質等を踏まえて適切な役割を選択することである。そのためには，多様な作業の経験を自己評価や他者評価を通して客観的に振り返るとともに，治具や道具の工夫などによる改善の視点も加えて評価し，主体的に選択できるようにすることが大切である。この力は，卒業後の進路を選択する視点にもつながるため，思考力，判断力，表現力等の育成と相互に関連付けながら，「Ｃ産業現場等における実習」の内容へ発展できるよう指導計画を工夫する必要がある。

イ(ｲ)㋑の「生産や生育活動等に係る技術に込められた工夫について考える」とは，製品の製造方法や生物の栽培方法等の技術について，それぞれの工程においてどのような工夫がなされているかについてや，その工夫と安全性，品質や収量等の効率，環境に対する負荷，経済性等との関係などについてを考えることである。指導に当たっては，例えば，自分たちで制作している製品や生育している作物に係る技術を，安定供給，安全性，品質・収量等の確保などの視点で評価し，技術に対する意識を高めることが大切である。また，これらの技術と持続可能な社会の構築に向けた必要な工夫との関連を考えることも考えられる。

イ(ｲ)㋒の「他者との協働により改善を図る」とは，他者と協調して効率よく仕事をするとともに，必要に応じて相談したり，助言を得たりして課題を解決することである。

指導に当たっては，原因が分からないときや，自分だけで解決できないときは，他者に聞きながら解決する方法を学ぶとともに，他者と協働して課題を解決する経験を積み重ねられるよう指導計画を工夫することが大切である。

イ(ｲ)㋓の「健康管理や余暇の過ごし方の工夫について考える」とは，職場に継続的に勤めるために求められる自らの健康を維持する方法や，職場での休憩等の時間を積極的に生かす方法などについて考えることである。ここでは，１段階での学習を踏まえるとともに，将来の職業生活を見据え，実践的・体験的に学べるようにする。例えば，産業現場等における実習の期間中に健康の自己管理の方法を考えることや，職場の習慣を踏まえ，効率のよい休憩時間の使い方を考えることなどが考えられる。また，休日の計画的な過ごし方を考え，福祉サービスや参加できる生涯学習の活動，地域の施設の活用などを組み合わせて利用するなど，自分の生活やニーズに沿って調整すること，職場のレクリエーションやサークル活動への参加や福利厚生施設の利用を計画することなども考えられる。

日常的な健康管理や余暇に関わる指導は，「Ａ職業生活」の「イ職業」の(ｱ)の㋑や，家庭科や保健体育科などの指導と関連付けるとともに，家庭との連携を図りながら指導することが大切である。

Ｂ　情報機器の活用

ここでは，１段階での学習を踏まえ，職場や学校，家庭において使用される情報機器を対象に，各種ソフトウエアを活用して職業生活に役立つ知識や技能を習得するなど，情報機器のより効率的で効果的な活用方法を身に付けるとともに，情報セキュリティや情報モラルについて理解し，実践的な態度を身に付けることをねらいとしている。

アの「情報セキュリティ及び情報モラルについて理解する」とは，インターネット等の情報通信ネットワークを活用することの長所を十分に理解した上で，パスワードやアドレスなどの管理の重要性が分かり，情報を漏洩しないための方法を身に付けることである。

指導に当たっては，具体的な事例を通して指導するなどして，実際的・体験的に学習できるよう工夫することが重要である。また，情報通信ネットワークの活用について，常に危険が潜んでいることを理解し，コンピュータへの不正な侵入を防ぐことでファイルやデータを守り，通信の機密を保つため，コンピュータウィルス対策ソフトウエアのインストールや，それらを最新のものに更新することの必要性を理解できるよう指導する必要がある。

さらに，情報通信ネットワーク上のルールやマナーの遵守，危険の回避，人権侵害の防止など，情報通信ネットワークを適正に活用する能力と態度を身に付けることができるように指導することが重要である。

その他にも氏名，住所，電話番号や顔写真などは，利用するメディアや情報を発信する場面によっては使用すべきではないことについても気付かせ，第三者が勝手に使用したり，個人のプライバシーを侵害したりすることがないよう個人情報の保護の必要性についても指導することが必要である。

なお，情報の技術は使い方次第で，いわゆる「ネット依存」などの問題が発生する危険性があることや，トラブルに巻き込まれた際の対応についても扱うようにする。

また，余暇時間などにおける買い物やインターネットを適切に行うために，クレジットカードやキャッシュカード，マイナンバー等の個人情報の取扱いに関しては，情報セキュリティの中でも特に管理を要するものとして生徒の実態に応じて指導することが大切である。

「目的に応じて適切に操作する」とは，コンピュータ等の情報機器の使用に当たり，各

種ソフトウエアの特性や機能を活用して，どのような操作をすれば効率よく最適に処理できるかについて判断し，その特性や機能を十分に活用することである。例えば，文章ソフトウエアのファンクションキーを活用した操作，表計算ソフトウエアの数式やグラフの活用,画像ソフトウエアの加工処理などが考えられる。目的に応じた適切な操作を身に付け，素早く正確に文字入力や編集等ができるなど習熟することで，就労を希望する職種に必要な技能検定や資格の取得などに生かせるようにすることが大切である。

イの「収集した情報をまとめ，考えたことについて適切に表現する」とは，インターネット等の情報通信ネットワークを活用し，自分が考えたことを表現するために必要な情報を収集してまとめ，資料を作成したり，発表したりすることである。例えば，学校行事の開催等を地域に周知するチラシやパンフレット，ポスターなどを作成するに当たり，分かりやすく伝わるよう文字や画像を工夫して表現したり,産業現場等における実習に向けて，実習先のことや職場までの経路などを調べて資料を作成したり，実習の終了後に，成果や反省点，感想など自分の考えをプレゼンテーションソフトウエアなどによりまとめ，発表したりすることなどが考えられる。

なお，コンピュータ等の情報機器などに関する内容は，それだけを取り出して指導することも可能であるが，日常的に行う作業や実習において実際的に指導し，実際の仕事に生かせるよう留意する必要がある。

Ｃ　産業現場等における実習

ここでは，１段階の学習を踏まえ，生徒が事業所等で職業や仕事の実際について経験を重ね，職業生活に必要な知識や技能及び態度を身に付けるとともに，職業における自己の能力や適性についての理解を図り，仕事を通した地域社会への貢献に触れ，働く意欲を一層高め，卒業後の進路を考えることをねらいとしている。

１段階と同様に，産業現場等における実習に関する指導では，学校内における作業や実習との関連性を重視する必要がある。指導に当たっては，課題解決する経験を積み重ねることで自己の成長を確かめ，働く意欲を一層向上できるようにすることが大切である。

アの「職業など卒業後の進路に必要となることについて理解を深める」とは，産業現場等における実習を通して，就業や卒業後の職業生活を健やかに過ごすために求められる知識や技能及び態度が分かり，身に付けることである。例えば，生産品や製品又は商品の名称とその取扱い，それらの社会的な有用性，企業の組織体制及び配属された職場における職制，分業や協働における責任と職場で必要とされる作業態度，自分にも他者にも重要な安全・衛生及び健康の維持，休憩時間等の余暇の過ごし方などについて知ることが考えられる。また，通勤の方法や通勤にふさわしい服装について理解すること，通勤中に起きたトラブルに対処できることなども考えられる。これらは，校内の作業や実習等において習得した知識や技能等を発揮しながら，産業現場等における実習において応用する学びであり，指導に当たっては，特に「A 職業生活」の「イ職業」を中心に各項目の内容を横断的・発展的に関連させながら学習を進めることが重要である。

イの「課題の解決について考えたことを表現する」とは，実習先から指摘されたことや，本人が課題であると感じたことなどに対して，どのように対処すればよいのかについて考え，自ら改善に取り組み表現することである。例えば，新規の仕事内容や状況の変化へ対応するに当たり，どのような作業指示書があれば理解しやすいのか，どのような治具・補

助具，マニュアル等の支援や援助があれば正確な作業ができるのかを比較・検討したり，これまでの学習経験から見立てたりして申し出ることなどが考えられる。指導に当たっては，課題解決の過程を繰り返し経験し，解決の方法を身に付けるとともに，その効果について実感し，主体的に取り組もうとしたり，表現しようとしたりする態度を育むことが大切である。

これらの学習を繰り返し積み重ねていくことを通して，自己の成長を確かめ，働く意欲を一層向上させることが大切である。

あわせて，自己の能力や適性への理解を促し，進路選択に生かすとともに，自立活動と関連付けて自分に合った解決方法を見いだし活用できるようになることや，適切な表現で意思を伝えることができるようになることが，生涯にわたって主体的に働く上で特に重要である。

４　指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画作成上の配慮事項

３　指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ア　題材など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，職業に係る見方・考え方を働かせ，作業や産業現場等における実習など実践的な活動と知識とを相互に関連付けてより深く理解できるようにするとともに，生活や社会の中から問題を見いだして解決策を考え，実践を評価・改善して，新たな課題の解決に向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

イ　２の各段階の目標及び内容については，３学年間を見通した全体的な指導計画に基づき，生徒の学習状況を踏まえながら系統的に展開されるように適切に計画すること。その際，中学部の職業・家庭科をはじめとする各教科等とのつながりを重視すること。また，各項目及び各項目に示す事項については，相互に有機的な関連を図り，総合的に展開されるように適切な題材を設定して計画を作成すること。さらに，高等部における家庭科等と関連付けて効果的に指導を行うとともに，持続可能な開発のための教育を推進する視点から他教科等との関連を図ること。

ウ　生徒一人一人のキャリア発達を促していくことを踏まえ，発達の段階に応じて望ましい勤労観や職業観を育むとともに，自己に対する理解を深め，自らの生き方を考えて進路を主体的に選択することができるよう，将来の生き方等についても扱うなど，組織的かつ計画的に指導を行うこと。

エ　地域や産業界との連携を図り，校内外の作業や産業現場等における実習の充実を図ること。産業現場等における実習については，作業や就業体験活動等を踏まえ，段階的・系統的に指導するとともに，地域社会への参画や社会貢献の意識が高まるよう計画すること。

アの事項は，職業科の指導計画の作成に当たり，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし，職業科の特質に応じて，効果的な学習が展開で

きるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど，生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中，学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し，これからの時代に求められる資質・能力を身に付け，生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには，これまでの学校教育の蓄積も生かしながら，学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが求められている。

職業科の指導に当たっては，(1)「知識及び技能」が習得されること，(2)「思考力，判断力，表現力等」を育成すること，(3)「学びに向かう力，人間性等」を涵(かん)養することが偏りなく実現されるよう，題材など内容や時間のまとまりを見通しながら，主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

生徒に職業科の指導を通して基礎的・基本的な「知識及び技能」や「思考力，判断力，表現力等」の育成を目指す授業改善を行うことはこれまでも多くの実践が重ねられてきている。そのような着実に取り組まれてきた実践を否定し，全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉えるのではなく，生徒や学校の実態，指導の内容に応じ，「主体的な学び」，「対話的な学び」，「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要である。

主体的・対話的で深い学びは，必ずしも１単位時間の授業の中ですべてが実現されるものではない。題材など内容や時間のまとまりの中で，例えば，主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり，学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか，対話によって自分の考えなどを広げたり，深めたりする場面をどこに設定するか，学びの深まりをつくりだすために，生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか，といった視点で授業改善を進めることが求められる。

また，生徒や学校の実態に応じ，多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり，基礎的・基本的な「知識及び技能」の習得に課題が見られる場合には，それを身に付けるために，生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね，確実な習得を図ることが必要である。主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり，特に「深い学び」の視点に関して，各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を，習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて，より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

職業科における「主体的な学び」とは，現在及び将来を見据えて，職業など進路に関する事柄の中から問題を見いだし課題を設定し，見通しをもって解決に取り組むとともに，学習の過程を振り返って実践を評価・改善して，新たな課題に主体的に取り組む態度を育む学びである。そのため，学習した内容を実際の生活で生かす場面を設定し，自分の生活が地域社会と深く関わっていることを認識したり，自分が社会に参画し貢献できる存在であることに気付いたりする活動に取り組むことなどが考えられる。

「対話的な学び」とは，他者と対話したり協働したりする中で，自らの考えを明確にしたり，広げ深める学びである。なお，例えば，直接，他者との協働を伴わなくとも，生産品や製品を取扱いながら製作者が生産に当たり工夫している点を考えたり，製作者の意図を読み取ったりすることなども，対話的な学びとなる。さらに，安全に配慮した作業時の服装や姿勢が，なぜ必要なのかなどを考え，よりよくしていこうと自分で工夫・改善して

いくことも対話的な学びである。

「深い学び」とは，生徒が，職業など進路に関する事柄の中から問題を見いだして課題を設定し，その解決に向けた解決策の検討，計画，実践，評価・改善といった一連の学習活動の中で，職業に係る見方・考え方を働かせながら課題の解決に向けて自分の考えを構想したり，表現したりして，資質・能力を獲得する学びである。このような学びを通して，職業に関する事実的知識が概念的知識として質的に高まったり，技能の習熟・定着が図られたりする。

また，このような学びの中で「主体的な学び」や「対話的な学び」を充実させることによって，職業科が目指す思考力，判断力，表現力等も豊かなものとなり，生活や職業についての課題を解決する力や，よりよい将来の職業生活の実現に向けて生活を工夫し考えようとする態度も育まれる。

イの「相互に有機的な関連を図り」とは，職業科の各項目及び各項目に示す事項をそれぞれ別々に指導するのではなく，学習や生活の文脈に即しながら，それぞれの内容を関連付けて指導することである。各項目で習得した知識や技能を活用して課題を解決したり，多様な評価を通して自己の成長と結び付けたり，学習や生活を工夫しようとしたりすることで，学びを更に深めるとともに，問題解決能力を高めることなどを目指している。

ウの「キャリア発達を促していくことを踏まえ」とは，職業科の単元や題材等の計画を立案する際に，生徒が社会の中で自分の役割を果たしながら，自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促していく観点から，指導内容や指導方法を工夫していく必要性を示したものである。

具体的な取組として，作業や実習を行う際に学習グループ内で役割を担ったり，担当する作業に責任をもって臨み成し遂げたりする経験や，他者と協働して粘り強く物事を進めて課題を解決したりする活動を通して，自己の成長と学習することや協働して働くことの意義を実感するような指導が考えられる。高等部においては，校内での学習を踏まえ，産業現場等における実習や地域における作業等を段階的に行い，生産や生育活動等を通して地域に貢献する働き手としての自己の成長を確かめることができるよう計画することが大切である。

エの「地域や産業界との連携を図り」とは，地域の特色を生かしながら，計画的に地域や産業界が有する様々な資源を学習に取り入れたり，連携して指導の充実を図ったりすることで，実際的な学習活動が展開できるようにしていくことである。例えば，作業製品の品質向上や作業に係る技術指導，特産品などの地場産業の校内作業への導入，食品加工や販売に係る協力，市販品の原料や材料提供等，地域や産業界との連携による質の高い職業教育の実践などが考えられる。このように，社会に開かれた教育課程を実現する意味からも，各学校の特色ある工夫が期待される。

(2) 内容の取り扱いと指導上の配慮事項

(2) ２の各段階の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。

ア　実習の指導に当たっては，施設・設備の安全・衛生管理に配慮し，学習環境を整備するとともに，火気，用具，材料などの取扱いと事故防止の指導を徹底するものとする。その際，適切な服装や防護眼鏡・防塵（じん）マスクの着用等による安全・衛生の確保に努めること。

イ　実際的な知識及び技能を習得し，その理解を深めることで概念が育まれるとともに，働く喜びや仕事のやりがいを実感できるよう，実践的・体験的な学習活動を充実すること。

ウ　生徒が習得した知識や技能を生活に活用したり，職業や生活の変化に対応したりすることができるよう，問題解決的な学習を充実させるとともに，家庭や地域，企業などとの連携・協働を図ること。

エ　職業生活に生きて働く実践的な知識や技能及び態度の形成とその活用に重点を置いた指導が行われるように配慮すること。

オ　職業生活に必要な健康管理や余暇については，将来を見据え自立活動と関連させながら具体的に指導すること。

カ　「Ａ職業生活」については，社会科の内容「ア社会参加ときまり」及び「エ産業と生活」などと関連させて指導すること。

キ　「Ｂ情報機器の活用」については，家庭生活における情報機器の取扱い等についても取り上げること。

アでは，教室などの学習環境を整備していくことや，生徒が活動の見通しをもって意欲的に取り組むことができるよう環境を整備していくことが大切である。安全と衛生に留意して作業や実習をするには，活動に合わせた作業場所や整理整頓のしやすい材料置場，道具整理箱等を確保するとともに，補助具等を活用して，道具による負傷を未然に防止することが重要である。また，安全カバーの設置などの防護策を講ずるとともに，標準的な動作を順守するように指導し，機械に身体が巻き込まれないようにするなど，危険な状態を避けるようにすることが大切である。さらには，整備や補修，点検がしやすい道具・機械を使用するとともに，定期的に作業場や道具・機械の安全点検に加えて，消毒や害虫の駆除などの衛生点検及び健康に関わる照度，温度，湿度，塵埃（じんあい）の状態などに関する点検をすることが重要である。なお，学習の内容により生徒に対して，火気，用具，材料などの取扱いと事故防止の指導を徹底する。その際，適切な服装や防護眼鏡・防塵（じん）マスクの着用等による安全について，生徒が自ら留意できるように計画的な指導を行うことが大切である。また，生徒によっては，健康に関する内容の理解が難しい場合も考えられることから，例えば，健康を害するものを口に入れることがないようにするなど，衛生にも配慮した指導が大切である。

イでは，実践的・体験的な学習活動を通して，生徒が学習することの目的や意義を理解できるようにするとともに，学習したことの充実感や達成感を得られるよう指導を工夫することが大切である。

ウについて，職業科の学習を通して身に付ける知識及び技能などは，繰り返して学習したり，日常の作業や実習で活用したりして定着を図ることができる。また，よりよい生活

の実現や持続可能な社会の構築に向けて，将来にわたって変化し続ける社会に主体的に対応していくためには，生活を営む上で生じる問題を見いだして課題を設定し，自分なりの判断をして解決することができる能力（問題解決能力）をもつことが必要である。

そのため，生徒が学習したことを職業生活に生かし，継続的に実践したり，自らの課題を解決していくという問題解決的な学習を実際的に体験したりできるよう，家庭，地域及び企業等との連携により充実させていくことが大切である。

また，職業科の学習やねらいや内容について，家庭，地域及び企業等から理解を得られるように，授業参観やホームページ等を通して情報を提供することも大切である。

エでは，ウで示した問題解決的な学習を充実する際に，職業生活において生きて働く知識や技能及び態度の形成にも重点をおいて指導するとともに，生活や学習の中で活用する機会を十分設けるなどことを示している。

オでは，一人一人の生徒の地域における卒業後の生活を想定し，個々の障害の特性を踏まえた上で，健康管理や余暇について自立活動の指導と関連付けて指導することが大切である。その際，自己理解を図り，自ら環境に働きかけて状況の改善を図ったり，適切に支援を求めたりすることなどについても指導するようにする。

カでは，社会生活を送る上で必要なきまりや，産業と生活の関係などについて，将来の職業生活を見通し，職業に係る見方・考え方を働かせて理解することが大切である。

キでは，家庭生活における情報機器の取扱いについても関連させて指導することが大切である。

第２編　高等部学習指導要領解説

第２部　高等部学習指導要領総則等の解説

第５章　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第４節　各学科に共通する各教科

第９　家庭

第９　家庭

１　家庭科の改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

目標は，従前の「明るく豊かな家庭生活を営む上に必要な能力を高め，実践的な態度を育てる。」を改め，「生活の営みに係る見方・考え方を働かせ，衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して，よりよい生活の実現に向けて生活を工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。」として，次の三つの柱から整理し示している。

「知識及び技能」として「(1)家族・家庭の機能について理解を深め，生活の自立に必要な家族・家庭，衣食住，消費や環境等についての基礎的な理解を図るとともに，それらに係る技能を身に付けるようにする。」，「思考力，判断力，表現力等」として「(2)家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し，解決策を考え，実践を評価・改善し，考えたことを表現するなど，課題を解決する力を養う。」，「学びに向かう力，人間性等」として「(3)家族や地域の人々との関わりを考え，家族の一員として，よりよい生活の実現に向けて，生活を工夫し考えようとする実践的な態度を養う。」としている。

(2) 内容の改訂の要点

内容は，従前の「家庭の役割」，「消費と余暇」，「道具・器具等の取扱いや安全・衛生」，「家庭生活に関する事項」及び「保育・家庭看護」を改め，「Ａ家族・家庭生活」，「Ｂ衣食住の生活」，「Ｃ消費生活・環境」の三つの構成としている。

また，これらは，二つの段階により示している。２段階においては，１段階を踏まえて発展的な学習内容を示しているが，「Ｂ衣食住の生活」の「ア食事の役割」及び「ウ衣服の選択」は１段階のみの設定，「Ｂ衣食住の生活」における「ア必要な栄養を満たす食事」及び「ウ衣服の手入れ」は２段階のみの設定としている。

(3) 指導計画の作成と内容の取扱いの改訂の要点

「指導計画の作成」の配慮事項として，内容や時間のまとまりを見通して，主体的・対話的で深い学びの実現を図ること，家庭や地域との連携を図り，校内外での実践的・体験的な学習活動の充実を図り指導の効果を高めることや，校内での体験的な学習活動と関連させ，段階的・系統的に指導することなどを示している。

また，「内容の取扱い」の配慮事項として，生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し解決する学習活動を充実することや，言葉や図表，概念などを用いて考えたり，説明したりするなどの学習活動を充実させることなどを示している。

さらに，「実習などの指導」の配慮事項として，施設・設備の安全管理に配慮し，学習環境を整備するとともに，事故防止の指導を徹底し，安全と衛生に十分留意すること，食に関する指導について，職位君充実に資するようにすること，調理に用いる食品については，食物アレルギーについて配慮することなどを示している。

２　家庭科の目標

教科の目標は次のとおりである。

１　目　標

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ，衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して，よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 家族・家庭の機能について理解を深め，生活の自立に必要な家族・家庭，衣食住，消費や環境等についての基礎的な理解を図るとともに，それらに係る技能を身に付けるようにする。

(2) 家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し，解決策を考え，実践を評価・改善し，考えたことを表現するなど，課題を解決する力を養う。

(3) 家族や地域の人々との関わりを考え，家族の一員として，よりよい生活の実現に向けて，生活を工夫し考えようとする実践的な態度を養う。

「生活の営みに係る見方・考え方を働かせ」とは，家庭科が学習対象としている家族や家庭，衣食住，消費や環境などに係る生活事象を，協力・協働，健康・快適・安全，生活文化の継承・創造，持続可能な社会の構築等の視点で捉え，生涯にわたって，自立し共に生きる生活を創造できるよう，よりよい生活を営むために工夫することを示したものである。

この「生活の営みに係る見方・考え方」に示される視点は，家庭科で扱う全ての内容に共通する視点であり，相互に関わり合うものである。したがって，生徒の発達の段階を踏まえるとともに，取り上げる内容や題材構成などによって，いずれの視点を重視するのかを適切に定めることが大切である。

「衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して」とは，生活を営む上で必要な「Ａ家族・家庭生活」,「Ｂ衣食住の生活」,「Ｃ消費生活・環境」の三つの内容について，理論のみの学習に終わることなく，調理，製作等の実習や観察，調査，実験などの実践的・体験的な活動を通して学習することにより，習得した知識及び技能を生徒自らの生活に生かすことを意図している。

「よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力」とは，家庭科の学習で育成を目指す資質・能力であり，生涯にわたって健康で豊かな生活を送るための自立の基礎として必要なものについて示したものである。

今回の改訂では，育成を目指す資質・能力は三つの柱に沿って示されており，これらが偏りなく実現できるようにすることが大切である。そのため，家庭科の学習では，実生活と関連を図った問題解決的な学習を効果的に取り入れ，これら三つの柱を相互に関連させることにより，教科全体の資質・能力を育成することが重要である。

(1)の「家族・家庭の機能について理解を深め」とは，子供を育てる機能，心の安らぎを得るなどの精神的な機能,衣食住などの生活を営む機能,収入を得るなどの経済的な機能，生活文化を継承する機能などについて理解を深め，よりよい生活の実現に向けて工夫できる基礎を培うことを意図している。家族・家庭の基本的な機能については,「Ａ家族・家庭生活」,「Ｂ衣食住の生活」,「Ｃ消費生活・環境」の内容と関わらせて，その重要性について理解できるようにすることが大切である。

「生活の自立に必要な家族・家庭，衣食住，消費や環境等についての基礎的な理解を図る」とは，家庭科で習得する家族・家庭，衣食住，消費や環境等についての基礎的な知識が，個別の事実的な知識だけでなく，生徒が学ぶ過程の中で，既存の知識や生活経験と結

び付けられ，家庭科における学習内容の本質を深く理解するための概念として習得され，家庭や地域などにおける様々な場面で活用されることを意図している。

「それらに係る技能を身に付ける」についても同様に，一定の手順や段階を追って身に付く個別の技能だけではなく，それらが自分の経験や他の技能と関連付けられ，変化する状況や課題に応じて主体的に活用できる技能として習熟・定着することを意図している。

(2)の「家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し」とは，既習の知識及び技能や生活経験を基に生活を見つめることを通して，家庭や地域における生活の中から問題を見いだし，解決すべき課題を設定する力を育成することについて示したものである。

「解決策を考え」とは，課題解決の見通しをもって計画を立てる際，生活課題について自分の生活経験と関連付け，様々な解決策を考える力を育成することについて示したものである。その際，他者の思いや考えを聞いたり，自分の考えを分かりやすく伝えたりして計画について評価・改善し，よりよい方法を判断・決定できるようにする。

「実践を評価・改善し，考えたことを表現する」とは，調理や製作等の実習，調査，交流活動等を通して，課題の解決に向けて実践した結果を振り返り，考えたことを発表し合い，他者からの意見を踏まえて改善方法を考えるなど，実践活動を評価・改善する力を育成することについて示したものである。その際，自分の考えを根拠や理由を明確にして分かりやすく説明したり，発表したりできるようにする。

このような一連の学習過程を通して，生徒が課題を解決できた達成感や，実践する喜びを味わい，次の学習に主体的に取り組むことができるようにする。

また，３学年間を見通して，このような学習過程を工夫した題材を計画的に配列し，課題を解決する力を養うことが大切である。

なお，この学習過程は，生徒の状況や題材構成等に応じて異なることに留意する必要がある。また，家庭や地域での実践についても一連の学習過程として位置付けることが考えられる。

(3)の「家族や地域の人々との関わりを考え」とは，自分の生活は家族との協力や，地域の人々との関わりの中で成り立っていること，家庭生活は自分と家族との関係だけではなく，地域の人々と関わることでより豊かになることを理解した上で，生活がよりよくなるよう工夫して積極的に関わることができるようにすることについて述べている。

「家族の一員として」とは，家庭生活を営む上で大切な構成員の一人という自覚をもち，進んで協力しようとする主体的な態度について述べたものである。生徒の発達段階から，家庭生活の運営への参加が難しい場合でも，自分の生活の自立を目指していくことを通して，家庭生活の営みに参加していくという関わり方を明確に示したものである。

「よりよい生活の実現に向けて，生活を工夫し考えようとする実践的な態度」とは，家族・家庭生活，衣食住の生活，消費生活・環境に関する家族・家庭における様々な問題を，家族の一員として，協力・協働，健康・快適・安全，生活文化の継承等の視点で捉え，一連の学習過程を通して身に付けた力を，生活をよりよくするために生かし，実践しようとする態度について示したものである。このような実践的な態度は，家庭科で身に付けた力を家庭，地域から最終的に社会の中で生かし，社会を生き抜く力としていくために必要である。

なお，家庭科で養うことを目指す実践的な態度には，前述の家族と協力し，地域の人々と協働しようとする態度のほかに，日本の生活文化を継承しようとする態度，生活を楽しみ，豊かさを味わおうとする態度，将来の家庭生活や職業との関わりを見通して学習に取り組もうとする態度なども含まれている。

３　各段階の目標及び内容

(1)　１段階の目標と内容

ア　目標

２　各段階の目標及び内容
○１段階
(1) 目　標
ア　家族・家庭の機能について理解し，生活の自立に必要な家族・家庭，衣食住，消費や環境等についての基礎的な理解を図るとともに，それらに係る技能を身に付けるようにする。
イ　家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し，解決策を考え，実践を評価・改善し，考えたことを表現するなど，課題を解決する力を養う。
ウ　家族や地域の人々との関わりを通して，よりよい生活の実現に向けて，生活を工夫し考えようとする実践的な態度を養う。

目標は，１段階において育成を目指す資質・能力を「ア知識及び技能」「イ思考力，判断力，表現力等」「ウ学びに向かう力，人間性等」の三つの柱に沿って示したものである。

アでは，教科の目標に示したとおり，家族・家庭の機能や，生活の自立に必要な家族・家庭，衣食住，消費や環境等についての基礎的な理解を図り，また，それらに係る技能を身に付けることを示している。

イでは，教科の目標に示したとおり，生活の中から見いだした課題を解決する力を養うことを示している。

ウでは，教科の目標に示したとおり，家庭科で身に付けた力を家庭，地域から最終的に社会の中で生かし，社会を生き抜く力としていくことを示している。

イ　内容

(2) 内　容
A　家族・家庭生活
ア　自分の成長と家族
自分の成長と家族や家庭生活などに関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
(ｱ) 自分の成長と家族や家庭生活との関わりが分かり，家庭生活が家族の協力によって営まれていることに気付くこと。
(ｲ) 家族とのよりよい関わり方について考え，表現すること。
イ　家庭生活での役割と地域との関わり

家族との触れ合いや地域の人々と接することなどに関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 家庭生活において，地域の人々との協力が大切であることに気付くこと。

(ｲ) 家族と地域の人々とのよりよい関わり方について考え，表現すること。

ウ　家庭生活における健康管理と余暇

家庭生活における健康管理や余暇に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 健康管理や余暇の有効な過ごし方について理解し，実践すること。

(ｲ) 健康管理や余暇の有効な過ごし方について考え，表現すること。

エ　乳幼児や高齢者などの生活

乳幼児や高齢者と接することなどに関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 乳幼児や高齢者などの生活の特徴，乳幼児や高齢者などとの関わり方について気付くこと。

(ｲ) 乳幼児や高齢者などとのよりよい関わり方について考え，表現すること。

B　衣食住の生活

ア　食事の役割

食事の役割に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 生活の中で食事が果たす役割について理解すること。

(ｲ) 健康によい食習慣について考え，工夫すること。

イ　日常食の調理

日常食の調理に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 日常生活と関連付け，用途に応じた食品の選択，食品や調理用具等の安全と衛生に留意した管理，材料に適した加熱調理の仕方について知り，基礎的な日常食の調理ができること。

(ｲ) 基礎的な日常食の調理について，食品の選択や調理の仕方，調理計画を考え，表現すること。

ウ　衣服の選択

衣服の選択に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 衣服と社会生活との関わりが分かり，目的に応じた着用，個性を生かす着用及び衣服の適切な選択について理解すること。

(ｲ) 衣服の選択について考え，工夫すること。

エ　布を用いた製作

布を用いた製作に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 目的に応じた縫い方及び用具の安全な取扱いについて理解し，適切にできること。

(ｲ) 目的に応じた縫い方について考え，工夫すること。

オ　住居の基本的な機能と快適で安全な住まい方

住居の基本的な機能や快適で安全な住まい方に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 家族の生活と住空間との関わりや住居の基本的な機能について知ること。

(ｲ) 家族の安全や快適さを考えた住空間について考え，表現すること。

C　消費生活・環境

ア　消費生活

消費生活に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㋐　購入方法や支払方法の特徴が分かり，計画的な金銭管理の必要性に気付くこと。

㋑　売買契約の仕組み，消費者被害の背景とその対応について理解し，物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理ができること。

(ｲ) 物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え，表現すること。

イ　消費者の基本的な権利と責任

消費者の基本的な権利と責任に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 消費者の基本的な権利と責任，自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について気付くこと。

(ｲ) 身近な消費生活について，自立した消費者として責任ある消費行動を考え，表現すること。

A　家族・家庭生活

アの「自分の成長と家族や家庭生活との関わり」については，自分がこれまで成長してきた過程を振り返り，自分の成長や生活は，家族や家庭生活に支えられてきたことを分かるようにする。

「家庭生活が家族の協力によって営まれていること」については，健康，快適で安全な家庭生活は，家庭の仕事を協力して行うなど，家族の協力によって営まれていることに気付くようにする。その際，家族が家庭生活の中でそれぞれに応じた仕事を分担しており，その分担した仕事をやり遂げることで互いに支え合っていて，自らも役割を果たす必要があることにも気付くようにする。なお，ここでの役割とは，手伝いと異なって責任をもって継続的に実践する仕事のことを指している。

イの「地域の人々との協力が大切であること」については，快適で安全な生活をするためには，地域の人々との関わりが必要であること，幼児や高齢者など，様々な人々と共に協力し助け合って生活することが大切であることについて気付くようにする。

「家族とのよりよい関わり」については，家族との触れ合いや団らんについて問題を見いだし，課題を設定するようにする。課題を解決するための方法については，家族の生活時間を見直し，触れ合いや団らんの時間や場を生み出し楽しくする方法などについて考え，

表現できるようにする。

「地域の人々とのよりよい関わり」については，生徒の身近な生活の中から，地域で共に生活している幼児や高齢者など,異なる世代の人々との関わりについて問題を見いだし，課題を設定するようにする。課題を解決するための方法については，地域の人々との関係をよりよいものにするために，自分が協力できることなどについて考え，表現できるようにする。

ウの「健康管理」については，家庭での食事，睡眠，生活習慣，生活リズム等の日常生活が，健康に影響を及ぼすことを理解できるようにする。

「余暇の有効な過ごし方」については，家庭等において，スポーツや音楽鑑賞，ペットの飼育，植物の栽培などを行うことなどにより，生活を楽しむことができることを理解できるようにする。また，親戚や友達の家を訪問したり，来客の応対をしたりして過ごすことができることも含まれる。

エの「乳幼児の生活の特徴」については，乳幼児と触れ合うことで，遊びや食事などの活動の様子や着衣などから，乳幼児の生活の特徴に気付くようにする。

「高齢者などとのよりよい関わり方について考え，表現する」とは，療養中の家族や介護の必要な高齢者の食事，服薬，睡眠などの様子から，通常とは異なる配慮が必要なことが分かり，適切に接しようとすることである。

Ｂ　衣食住の生活

アの「生活の中で食事が果たす役割」については，食事を共にすることが人間関係を深めたり，偏食を改善し，栄養のバランスのよい食事にもつながったりすること，行事食や郷土料理など，食事が文化を伝える役割もあることを理解できるようにする。

その際，共食については，孤食との比較から，その重要性に気付くとともに，食事を共にするためには，楽しく食べるための工夫が必要であることに気付くようにする。

「健康によい食習慣について考え，工夫する」とは，欠食や偏食を避け，栄養のバランスがよい食事をとることや１日３食を規則正しくとること，健康の保持増進のためには，食事に加え，運動，休養も重要な要素であること，適度な運動量を確保しながら，食事で必要な栄養量をとることが大切であることを踏まえ，自分の食習慣についての課題を解決するために，アで身に付けた基礎的・基本的な知識を活用し，健康などの視点からよりよい食習慣について考え，工夫することができるようにすることである。

イの「用途に応じた食品の選択」については，目的，栄養，価格，調理の能率，環境への影響などの諸条件を考えて選択することが大切であることを知るようにする。

生鮮食品については，調理実習で用いる魚，肉，野菜などの食品を取り上げ，鮮度や品質の見分け方について知るようにする。

加工食品については，身近なものを取り上げ，その原材料や期限，保存方法などの表示を理解して用途に応じた選択ができることを知るようにする。

「食品の安全と衛生に留意した管理」については，調理実習のために購入した食品の適切な取扱いを知るようにする。特に，魚や肉などの生の食品については，食中毒の予防のために，安全で衛生的に取り扱うことが必要であること，食品の保存方法と保存期間の関係，ごみを適切に処理する必要があることを知るようにする。

「調理用具等の安全と衛生に留意した管理」については，調理実習に用いる用具を中心

に正しい使い方や安全な取扱い方を知るようにする。

「材料に適した加熱調理の仕方」については，ゆでる，いためる，煮る，焼く，蒸す等を次の点に重点を置いて扱うこととする。いずれの調理も火加減の調節が大切であることや，加熱器具を適切に操作して魚，肉，野菜などを用いた基礎的な日常食の調理ができるようにする。煮るについては，材料の種類や切り方などによって煮方が異なること，調味の仕方が汁の量によって異なることなどを知るようにする。焼くについては，直火焼き，フライパンやオーブンなどを用いた間接焼きがあり，それぞれ特徴があることを知るようにする。蒸すについては，ゆでる，いためる調理などと比較することにより，水蒸気で加熱する蒸し調理の特徴を知るようにする。その際，野菜やいも類などを蒸したり，小麦粉を使った菓子を調理したりするなど，基礎的な調理を扱うようにする。

魚や肉については，加熱することで衛生的で安全になることや，中心まで火を通す方法を知るようにする。また，魚の種類や肉の部位等によって調理法が異なることや主な成分であるたんぱく質が加熱によって変性・凝固し，硬さ，色，味，においが変化するため，調理の目的に合った加熱方法が必要であることを知るようにする。

野菜については，生食できること，食塩をふると水分が出てしなやかになること，加熱すると組織が軟らかくなることなどを知るようにする。野菜の切り口が変色することや，緑黄色野菜は加熱のしすぎなどによって色が悪くなることなどについても触れ，それを防止する方法を知るようにする。また，青菜などの野菜は加熱によってかさが減り，食べやすくなることも知るようにする。

さらに，その他の食品として卵やいも類などの身近なものを取り上げ，魚や肉，野菜と組み合わせるなどして題材とする。

調理操作に関しては，衛生的な観点などから食品によって適切な洗い方があることを知るようにするとともに排水などの問題についても触れるようにする。切り方については，安全な包丁の使い方を知り，食べられない部分を切除し，食べやすさ，加熱しやすさ，調味料のしみ込みやすさ,見た目の美しさなどを考えて適切に切ることができるようにする。

調味については，食塩，みそ，しょうゆ，さとう，食酢，油脂などを用いて，調理の目的に合った調味ができることを知るようにする。その際，計量器の適切な使用方法についても触れるようにする。

盛り付けや配膳については，料理の外観がおいしさに影響を与えることや，料理の様式に応じた方法があることを知るようにする。

「基礎的な日常食の調理について，食品の選択や調理の仕方，調理計画を考え」とは，基礎的な日常食の調理についての課題を解決するために，アで身に付けた基礎的・基本的な知識及び技能を活用し，健康・安全などの視点から，食品の選択の仕方や調理の仕方，調理計画を考えることである。

ウの「衣服と社会生活との関わり」については，所属や職業を表したり，行事などによって衣服や着方にきまりがあったりするなど，社会生活を営む上での機能を中心に理解できるようにする。その際，和服は日本の伝統的な衣服であり，冠婚葬祭や儀式等で着用することや，地域の祭りなどで浴衣を着用することなどについて触れるようにする。また，和服と洋服の構成や着方の違いに気付くようにするとともに，和服の基本的な着装を扱うことも考えられる。

「目的に応じた着用」については，生徒の身近な生活や地域社会での活動を取り上げ，

学校生活や行事，訪問などの目的に応じた，それぞれの場にふさわしい着方があることを理解できるようにする。

「個性を生かす着用」については，衣服の種類や組合せ，襟の形やゆとり，色などによって人に与える印象が異なることを理解できるようにする。

「衣服の適切な選択」については，既製服を中心に取り扱い，組成表示，取扱い表示，サイズ表示等の意味を理解できるようにする。衣服の購入に当たっては，縫い方やボタン付け等の縫製の良否，手入れの仕方，手持ちの衣服との組合せ，価格などにも留意し，目的に応じて衣服を選択する必要があることを理解できるようにする。また，既製服のサイズは身体部位の寸法で示されることと計測の仕方を理解できるようにする。

なお，衣服の入手については，購入するだけではなく，環境に配慮する視点から，他の人から譲り受けたり，リフォームしたりする方法があることにも触れるようにする。

「衣服の選択について考え，工夫する」とは，衣服の選択についての課題を解決するために，アで身に付けた基礎的・基本的な知識及び技能を活用し，健康・快適などの視点から，衣服の選択について考え，工夫することができるようにすることである。

エの「目的に応じた縫い方」については，手縫いとミシン縫いと取り上げる。手縫いは，なみ縫い，返し縫い，かがり縫いなどの縫い方を扱うようにする。これらの縫い方にはそれぞれ特徴があり，縫う部分や目的に応じて，適した手縫いを選ぶ必要があることを理解し，できるようにする。

ミシン縫いについては，丈夫で速く縫えるという特徴や使い方が分かり，直線縫いを主としたミシン縫いができるようにする。

オの「家族の生活と住空間との関わり」については，家族がどのような生活を重視するのかによって，住空間の使い方が異なることを知るようにする。また，家族が共に暮らすためには，住生活に対する思いや願いを互いに尊重しながら，調整して住空間を整える必要があることを知るようにする。さらに，畳，座卓，座布団などを用いた我が国の座式の住まい方が現代の住居に受け継がれていることが分かり，現代の住居には和式と洋式を組み合わせた住空間の使い方の工夫があることに気付くようにする。その際，中学部における季節の変化に合わせた住まい方の学習を踏まえて，我が国の伝統的な住宅や住まい方に見られる様々な知恵に気付き，生活文化を継承する大切さに気付くようにする。和式と洋式については，布団とベッドによる就寝の形態や，押入れとクローゼットによる収納の形態などにも触れるようにする。

「住居の基本的な機能」については，家族の生活と住空間との関わりを考えることを通して，住居は家族の安定した居場所であることを知るようにする。その際，中学部の学習における，風雨・寒暑などの過酷な自然から人々を守る生活の器としての働きに加え，高等部では主として心身の安らぎと健康を維持する働き，子供が育つ基盤としての働きなどがあることを知るようにする。また，住居の基本的な機能を充たすために，住居には，共同生活の空間，個人生活の空間などが必要であることを知るようにする。

「家族の安全や快適さを考えた住空間について考え」とは，安全な住まい方についての課題を解決するために，アで身に付けた基礎的・基本的な知識を活用し，安全などの視点から，住空間の整え方について考えることである。

C　消費生活・環境

アの「購入方法の特徴」については，インターネットを介した通信販売などの無店舗販売を取り上げ，利点と問題点について分かるようにする。

「支払い方法の特徴」については，支払い時期（前払い，即時払い，後払い）の違いによる特徴が分かるようにするとともに，クレジットカードによる三者間契約を取り上げ，二者間契約と比較しながら利点と問題点について分かるようにする。

「計画的な金銭管理の必要性」については，収支のバランスを図るために，生活に必要な物資・サービスについての金銭の流れを把握し，多様な支払い方法に応じた計画的な金銭管理が必要であることに気付くようにする。その際，収支のバランスが崩れた場合には，物資・サービスが必要かどうかを判断し，必要なものについては，優先順位を考慮して調整することが重要であることに気付くようにする。

また，生活に必要な物資・サービスには，衣食住や，電気，ガス，水，交通などのライフラインに係る必需的なものや，教養娯楽や趣味などに係る選択的なものがあることに触れるようにする。

「物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理」については，選択のための意思決定に必要な安全性，機能，価格，環境への配慮，アフターサービス等の観点や，関連する品質表示や成分表示，各種マークを基に，広告やパンフレットなどの情報源から，偏りなく情報を収集し，購入目的に応じた観点で適切に整理し，比較検討できるようにする。その際，情報の信頼性を吟味する必要があることにも触れるようにする。

さらに，物資・サービスの選択・購入に必要な情報の収集・整理を適切に行うことが，消費者被害を未然に防いだり，購入後の満足感を高めたりすることにも気付くようにする。

「物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え，表現する」とは，物資・サービスの購入についての課題を解決するために，アで身に付けた基礎的・基本的な知識及び技能を活用し，物資・サービスの選択，購入方法，支払い方法等について考え，表現することができるようにすることである。

イの「消費者の基本的な権利と責任」については，消費者基本法の趣旨を踏まえ，消費者の基本的な権利と責任に気付くようにする。その際，身近な消費生活と関連を図り，具体的な場面でどのような権利と責任が関わっているのかに気付くようにするとともに，権利の行使には責任の遂行が伴うことに気付くようにする。例えば，物資・サービスを購入する際には，必要な情報が与えられたり，自由に選んだりする権利が保障されるとともに，情報をよく調べたり確かめたりするなど批判的な意識をもつ責任が生じることなどに気付くようにする。

また，消費者が，購入した物資・サービスに不具合があったり，被害にあったりした場合に，そのことについて適切に主張し行動する責任を果たすことなどが，消費者被害の拡大を防ぐことについて気付くようにする。

「自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響」については，物資・サービスの購入から廃棄までの自分や家族の消費行動が，環境への負荷を軽減させたり，企業への働きかけとなって商品の改善につながったりすることなどに気付くようにする。その際，環境への負荷を軽減させることについては，電気，ガス，水をはじめ，衣食住に関わる多くのものが限りある資源であり，それらを有効に活用するためには，自分や家族の消費行動が環境に与える影響を自覚し，自分だけでなく多くの人が行ったり，長期にわたって続けたりすることが大切であることに気付くようにする。

また，商品の改善につながることについては，品質や価格などの情報に疑問や関心をもったり，消費者の行動が社会に影響を与えていることを自覚したりして，よく考えて購入することが大切であることにも気付くようにする。

「身近な消費生活について，自立した消費者として責任ある消費行動を考え」とは，身近な消費生活についての課題を解決するために，アで身に付けた基礎的・基本的な知識を活用し，自立した消費者としての責任ある消費行動を考えることである。

(2) ２段階の目標と内容

ア　目標

○２段階

(1) 目　標

ア　家族・家庭の機能について理解を深め，生活の自立に必要な家族・家庭，衣食住，消費や環境等についての基礎的な理解を図るとともに，それらに係る技能を身に付けるようにする。

イ　家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し，解決策を考え，実践を評価・改善し，考えたことを表現するなど，課題を解決する力を養う。

ウ　家族や地域の人々との関わりを通して，よりよい生活の実現に向けて，生活を工夫し考えようとする実践的な態度を養う。

目標は，２段階において育成を目指す資質・能力を「ア知識及び技能」「イ思考力，判断力，表現力等」「ウ学びに向かう力，人間性等」の三つの柱に沿って示したものである。

アでは，１段階での学習を踏まえ，家族・家庭の機能について理解を深めていくことを示している。

イ及びウでは，１段階での学習を踏まえ，２段階の内容の学習を通し，それぞれの資質・能力を更に高めていくことを目指すものである。

イ　内容

(2) 内　容

A　家族・家庭生活

ア　自分の成長と家族

自分の成長と家族や家庭生活などに関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 自分の成長と家族や家庭生活の関わりが分かり，家庭生活が家族の協力によって営まれていることを理解すること。

(ｲ) 家族とのよりよい関わり方について考え，工夫すること。

イ　家庭生活での役割と地域との関わり

家族や地域の人々などに関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 家庭生活において，地域の人々との協力が大切であることを理解すること。

(ｲ) 家族と地域の人々とのよりよい関わり方について考え，工夫すること。

ウ　家庭生活における健康管理と余暇

家庭生活における健康管理や余暇に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 健康管理や余暇の有効な過ごし方について理解を深め，実践すること。

(ｲ) 健康管理や余暇の有効な過ごし方について考え，工夫すること。

エ　乳幼児や高齢者などの生活

乳幼児や高齢者と接することなどに関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 乳幼児や高齢者などの生活の特徴が分かり，乳幼児や高齢者などとの関わり方について理解すること。

(ｲ) 乳幼児や高齢者などとのよりよい関わり方について考え，工夫すること。

B　衣食住の生活

ア　必要な栄養を満たす食事

自分に必要な栄養を満たす食事に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 自分に必要な栄養素の種類と働きが分かり，食品の栄養的な特質について理解すること。

(ｲ) 一日分の献立について考え，工夫すること。

イ　日常食の調理

日常食の調理に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 日常生活と関連付け，用途に応じた食品の選択，食品や調理用具等の安全と衛生に留意した管理，材料に適した加熱調理の仕方について理解し，基礎的な日常食の調理が適切にできること。

(ｲ) 基礎的な日常食の調理について，食品の選択や調理の仕方，調理計画を考え，工夫すること。

ウ　衣服の手入れ

衣服の手入れに関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 衣服の材料や状態に応じた日常着の手入れについて理解し，適切にできること。

(ｲ) 衣服の材料や状態に応じた日常着の手入れについて考え，工夫すること。

エ　布を用いた製作

布を用いた製作に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 製作に必要な材料や手順が分かり，製作計画について理解すること。

(ｲ) 布を用いた簡単な物の製作計画を考え，製作を工夫すること。

オ　住居の基本的な機能と快適で安全な住まい方

住居の基本的な機能や快適で安全な住まい方に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 家族の生活と住空間との関わりが分かり，住居の基本的な機能について理解すること。

(ｲ) 家族の安全や快適さを考えた住空間の整え方について考え，工夫すること。

C　消費生活・環境

ア　消費生活

消費生活に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㋐　購入方法や支払方法の特徴が分かり，計画的な金銭管理の必要性について理解すること。

㋑　売買契約の仕組み，消費者被害の背景とその対応について理解し，物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理が適切にできること。

(ｲ) 物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え，工夫すること。

イ　消費者の基本的な権利と責任

消費者の基本的な権利と責任に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 消費者の基本的な権利と責任，自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解すること。

(ｲ) 身近な消費生活について，自立した消費者として責任ある消費行動を考え，工夫すること。

A　家族・家庭生活

アの「家庭生活が家族の協力によって営まれていること」については，家庭生活を成り立たせるために，家族の一員として自身の役割を果たす必要があることを理解するようにする。

「家族とのよりよい関わり方について考え，工夫する」とは，家族の団らんに加わり，家族の心情を受け止めたりすることについて考え，工夫することができるようにすることである。

イの「地域の人々との協力が大切であること」については，１段階で学んだ内容を踏まえ，適切に理解できるようにする。

「家族と地域の人々とのよりよい関わり方について考え，工夫する」とは，１段階で学んだ内容を踏まえ，工夫することができるようにすることである。

ウの「健康管理」については，１段階で学んだ内容を踏まえ，自分の生活を振り返り，規則正しく生活することについて理解を深め，実践できるようにする。

「余暇の有効な過ごし方」については，家庭生活の中で個人が自由に使える時間や休日を自分の趣味に有効に活用することや，家族などと有意義に余暇を過ごしたりすることについて理解を深め，実践できるようにする。

「余暇の有効な過ごし方について考え，工夫すること」とは，家庭では，各人が自由に過ごす時間だけではなく，食事や団らんなど家族と共に過ごす時間，家事を行う時間などもあることを考え，有効に時間を使えるよう工夫することができるようにすることである。

エの「乳幼児の生活の特徴」については，１段階で学んだ内容を踏まえ，その特徴を理解するようにする。

Ｂ　衣食住の生活

アの「自分に必要な栄養素の種類と働き」については，栄養素及びその働き，一日に必要な食物の量，いろいろな食品を組み合わせて食べることが必要であることを分かるようにする。

なお，「栄養素の種類と働き」は次のことである。

・炭水化物と脂質は，主として体内で燃焼してエネルギーになること。
・たんぱく質は，主として筋肉，血液などの体を構成する成分となるだけでなく，エネルギー源としても利用されること。
・無機質には，カルシウムや鉄などがあり，カルシウムは骨や歯の成分，鉄は血液の成分となるなどの働きと，体の調子を整える働きがあること。
・ビタミンには，A，B_1，B_2，C，D などの種類があり，いずれも体の調子を整える働きがあること。

また，食物繊維は，消化されないが，腸の調子を整え，健康の保持のために必要であること，水は，五大栄養素には含まれないが，人の体の約 60％は水分で構成されており，生命維持のために必要な成分であることにも触れるようにする。

「食品の栄養的な特質」については，食品に含まれる栄養素の種類と量など栄養的な特質によって，食品は食品群に分類されることを理解できるようにする。なお，食品に含まれる栄養素の種類と量については，日本食品標準成分表に示されていることが分かるようにする。

「一日分の献立について考え，工夫する」とは，必要な栄養を満たす食事についての課題を解決するために，アで身に付けた基礎的・基本的な知識を活用し，一日分の献立について健康などの視点から考え，工夫することができるようにすることである。

イでは，１段階で学んだ内容を踏まえ，食品の選択，食品や調理用具等の管理，加熱調理の仕方について理解できるようにするとともに，調理計画等を工夫し，基礎的な日常食の調理が適切にできるようにする。

ウの「衣服の材料に応じた日常着の手入れ」については，日常着として着用することの多い綿，毛，ポリエステルなどを取り上げ，丈夫さ，防しわ性，アイロンかけの効果，洗濯による収縮性など，手入れに関わる基本的な性質とその違いに応じた手入れの仕方を理解し，日常着の洗濯などが適切にできるようにする。

洗濯については，洗剤の働きと衣服の材料に応じた洗剤の種類などが分かり，洗剤を適切に選択して使用できるようにする。また，衣服の材料や汚れ方に応じた洗濯の仕方について理解できるようにする。洗い方については，汚れ落ちには，水性や油性などの汚れの性質，洗剤の働き，電気洗濯機の水流の強弱などが関わっていることや，部分洗いの効果にも気付くようにする。さらに，例えば，綿と毛，また，同じ綿でも織物と編物により，布の収縮や型くずれに配慮した洗い方や干し方などがあることにも触れるようにする。

中学部で学習した手洗いによる洗濯を基礎として，電気洗濯機を用いた洗濯の方法と特徴を理解し，洗濯機を適切に使用できるようにする。また，衣服によっては専門業者に依頼する必要があることや，手入れをした衣服を適切に保管する必要があることにも気付く

ようにする。

「衣服の状態に応じた日常着の手入れ」については，衣服を大切にし，長持ちさせるために，例えば，まつり縫いによる裾上げ，ミシン縫いによるほころび直し，スナップ付けなどの補修を取り上げ，その目的と布地に適した方法について理解し，適切にできるようにする。また，日常の手入れとして，ブラシかけなどが有効であることを理解し，適切にできるようにする。

「衣服の材料や状態に応じた日常着の手入れについて考え，工夫する」とは，衣服の手入れについての課題を解決するために，アで身に付けた基礎的・基本的な知識及び技能を活用し，健康・快適などの視点から，衣服の手入れについて考え，工夫することができるようにすることである。

エの「簡単な物の製作計画を考え，工夫する」とは，型紙に合わせて裁断し，ミシンを使って作る簡単な小物や袋物の製作計画を考え，ミシンを使った製作を工夫することができるようにすることである。

オでは，１段階で学んだ内容を踏まえ，家族の生活と住空間との関わりや住居の基本的な機能について理解できるようにするとともに，家族の安全や快適さを考えた住空間の整え方について工夫できるようにする。

Ｃ　消費生活・環境

アでは，１段階で学んだ内容を踏まえ，計画的な金銭管理の必要性を理解し，物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理が適切にできるようにするとともに，物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え，工夫できるようにする。

イでは，１段階で学んだ内容を踏まえ，消費者の基本的な権利と責任，自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解するとともに，自立した消費者として責任ある消費行動を考え，工夫できるようにする。

今回の改訂においては，中学部と高等部の系統性や，成年年齢の引下げを踏まえ，「Ｃ消費生活・環境」を新たに位置付けた。消費生活と環境を一層関連させて学習できるようにし，消費者教育の推進に関する法律(消費者教育推進法)の定義に基づく消費者市民社会の担い手として行動できるようにすることを意図している。

４　指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画作成上の配慮事項

３　指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ア　題材など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，生活の営みに係る見方・考え方を働かせ，体験的な活動と知識とを相互に関連付けてより深く理解するとともに，生活の中から問題を見いだして解決策を考え，実践を評価・改善して，新たな課題の解決に向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

イ　各段階における目標・内容については，３学年間を見通した全体的な指導計画

に基づき，生徒の学習状況を踏まえながら系統的に指導ができるようにすること。その際，中学部の職業・家庭科をはじめとする各教科等とのつながりを重視すること。また，各項目及び各項目に示す事項については，相互に有機的な関連を図り，総合的に展開されるよう適切な題材を設定して計画を作成すること。さらに，高等部における職業科等と関連付けて効果的に指導を行うとととともに，他教科等との連携も図ること。

ウ　「Ｂ衣食住の生活」の２段階の「ア必要な栄養を満たす食事」及び「ウ衣服の手入れ」については，それぞれ１段階の「ア食事の役割」及び「ウ衣服の選択」の内容を十分に踏まえるとともに，各段階に示された事項の関連を図りながら，総合的に指導するよう計画すること。

エ　家庭や地域との連携を図り，校内外での実践的・体験的な学習活動の充実を図り指導の効果を高めること。実践的・体験的な学習活動については，校内での体験的な学習活動と関連させ，段階的・系統的に指導するよう配慮すること。

アの事項に関しては，家庭科の指導計画の作成に当たり，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし，家庭科の特質に応じて，効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引下げなど，高校生にとって政治や社会が一層身近なものとなる中，学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し，これからの時代に求められる資質・能力を身に付け，生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには，これまでの学校教育の蓄積も生かしながら，学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが求められている。

指導に当たっては，(1)「知識及び技能」が習得されること，(2)「思考力，判断力，表現力等」を育成すること，(3)「学びに向かう力，人間性等」を涵（かん）養することが偏りなく実現されるよう，題材など内容や時間のまとまりを見通しながら，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは，必ずしも１単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。題材など内容や時間のまとまりの中で，例えば，主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか，対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか，学びの深まりをつくりだすために，生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか，といった視点で授業改善を進めることが求められる。また，生徒や学校の実態に応じ，多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり，題材のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技能」の習得に課題が見られる場合には，それを身に付けるために，生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね，確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり，特に「深い学び」の視点に関して，各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を，習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて，より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

家庭科の特質に応じた「主体的な学び」とは，題材を通して見通しをもち，家庭や地域での生活の中から課題の発見や解決に取り組んだり，基礎的・基本的な知識及び技能の習得に粘り強く取り組んだり，実践を振り返って新たな課題を見付け，主体的に取り組んだりする態度を育む学びである。そのため，学習した内容を実際の生活で生かす場面を設定し，自分の生活が家庭や地域と深く関わっていることを認識したり，自分の成長を自覚して実践する喜びに気付いたりすることができる活動などを充実させることが重要である。

「対話的な学び」とは，生徒同士で協働したり，意見を共有して互いの考えを深めたり，家族や身近な人々などとの会話を通して考えを明確にしたりするなど，自らの考えを広げ深める学びである。例えば，家庭での役割や衣食住の生活について，高等部の生徒としての自己の在り方や自分の考えを明確にするとともに，家族や家庭との関わりにおける協力という視点から，よりよい在り方について考え実践することである。

「深い学び」とは，生徒が家庭や地域での生活の中から問題を見いだして課題を設定し，その解決に向けて様々な解決方法を考え，計画を立てて実践し，その結果を評価・改善し，さらに家庭や地域で実践するなどの一連の学習過程の中で，「生活の営みに係る見方・考え方」を働かせながら，課題の解決に向けて自分なりに考え，表現するなどして資質・能力を身に付ける学びである。このような学びを通して，家庭や地域での生活に必要な事実的な知識が概念化されて質的に高まったり，技能の定着が図られたりする。また，このような学びの中で「主体的な学び」や「対話的な学び」を充実させることによって，家庭科が目指す「思考力，判断力，表現力等」も豊かなものとなり，生活をよりよくしようと工夫する資質・能力が育まれる。

イの事項に関しては，基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図り，学習が無理なく効果的に進められるようにするために，３学年間にわたって扱うようにする。基礎的なものから応用的なものへ，簡単なものから複雑なものへと次第に発展するように，段階的に題材を配列することを示している。また，反復が必要なものについては，題材に繰り返し位置付けるなど，指導計画を工夫することを示している。また，学年の発展性や系統性，季節，学校行事，地域等との関連を考え配列することにも配慮する。

ウの事項に関しては，１段階と２段階の内容の関連を図り，総合的に学習できるように，指導計画を工夫することを示している。

エの事項に関しては，地域の特色を生かしながら，地域の資源を計画的に活用し，実践的・体験的な学習活動の充実を図ることを示している。合わせて，地域での学習活動と，校内での学習活動との関連を図ることも示している。

(2) 内容の取り扱いと指導上の配慮事項

(2) ２の各段階の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。

ア　指導に当たっては，衣食住などに関する実習等の結果を整理し考察する学習活動や，生活や社会における課題を解決するために言葉や図表，概念などを用いて考えたり，説明したりするなどの学習活動の充実を図ること。

イ　指導に当たっては，コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して，実習等における情報の収集・整理や，実践結果の発表などを行うことができるように工夫すること。

ウ　資質・能力の育成を図り，一人一人の個性を生かし伸ばすよう，生徒の興味・関心を踏まえた学習課題の設定，技能の習得状況に応じた指導や教材・教具の工夫など個に応じた指導の充実に努めること。

エ　生徒が，学習した知識及び技能を生活に活用したり，生活や社会の変化に対応したりすることができるよう，生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し解決する学習活動を充実するとともに，家庭や地域社会，企業などとの連携を図るように配慮すること。

オ　「Ｂ衣食住の生活」については，日本の伝統的な生活についても扱い，生活文化を継承する大切さに気付くことができるよう配慮すること。また，「Ｂ衣食住の生活」の各段階の「イ日常食の調理」については，地域の食文化や和食についても取り上げること。

カ　「Ｃ消費生活・環境」のア及びイについては，「Ａ家族・家庭生活」又は「Ｂ衣食住の生活」の学習との関連を図り，実践的に学習できるようにすること。また，アについては，身近な消費行動と関連を図った物資・サービスや消費者被害を扱うこと。(ｱ)の㋐については，クレジットなどの三者間契約についても扱うこと。

アの事項に関しては，国語科で培った能力を基本に，知的活動の基盤という言語の役割の観点から，実習等の結果を整理し考察するといった学習活動を充実する必要があることを示している。また，家庭科の特質を踏まえ，生活における課題を解決するために，言葉だけでなく,設計図や献立表といった図表及び衣食住に関する概念などを用いて考えたり，説明したりするなどの学習活動も充実する必要がある。

こうした言語活動の充実によって，家庭科のねらいの定着を一層確実にすることができる。

なお，家庭科で重視している実践的・体験的な活動は，様々な語彙の意味を実感を伴って理解させるという効果もある。これらも含めて，各項目の指導内容との関わり及び国語科をはじめとする他教科等との関連も踏まえ，言語の能力を高める学習活動を指導計画に位置付けておくことが大切である。

イの事項に関して，今回の学習指導要領で求められる主体的・対話的で深い学びを実現するためには，コンピュータや情報通信ネットワークを，生徒の思考の過程や結果を可視化したり，大勢の考えを瞬時に共有化したり，情報を収集し編集することを繰り返し行い試行錯誤したりするなどの学習場面において，積極的に活用することが求められる。

家庭科においても，生活や社会の中から問題を見いだして課題を解決する活動の中で，課題の設定や解決策の具体化のために，情報通信ネットワークを活用して情報を収集・整理したり，実践の結果をコンピュータを用いて分かりやすく編集し，発表したりするなどの工夫が必要である。

ここでは，課題解決に向けて計画を立てる場面において，情報通信ネットワークを活用して調べたり，実践を評価・改善する場面において，コンピュータを活用して結果をまとめ，発表したりする活動も考えられる。

ウの事項に関しては，変化する社会に主体的に対応する資質・能力を身に付けさせるため，生活や社会の中から問題を見いだして適切な課題を設定し，習得した知識及び技能を活用し主体的・意欲的に課題解決に取り組み，解決のための方策を探る学習を行うため，

必然的に生徒一人一人の興味・関心を踏まえた学習課題が設定され，個に応じた指導が必要となる。そのため，学習課題の解決に必要な技能の習得状況を把握し，必要に応じて少人数指導や教材・教具を工夫することで，生徒が自ら設定した課題の解決策を実現できるよう配慮することが必要である。

また，生徒の発達の段階によっては，問題を見いだしたり，課題を設定したりすることが困難な場合も考えられる。そのため，他教科で関連する内容の学習状況，題材の内容を踏まえた上で，生徒一人一人が興味・関心を踏まえた学習課題を設定できるよう，発達の段階に応じて，問題を見いだす範囲を生徒の生活範囲から社会に徐々に広げていくなど題材計画を工夫する必要がある。

エの事項に関しては，次の①及び②について示している。

① 問題解決的な学習の充実

よりよい生活の実現に向けて，将来にわたって変化し続ける社会に主体的に対応していくためには，生活を営む上で生じる問題を見いだして課題を設定し，自分なりの判断をして解決することができる能力，すなわち問題解決能力をもつことが必要である。

問題解決能力とは，課題を解決するに至るまでに段階的に関わる能力を全て含んだものであり，家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定する力，課題の解決策や解決方法を検討・構想して具体化する力，知識及び技能を活用して課題解決に取り組む力，実践を評価して改善する力，課題解決の結果や実践を評価した結果を表現する力などが挙げられる。

これらの能力の育成には，生徒一人一人が，自らが問題を見いだして適切な課題を設定し，学習した知識及び技能を活用し主体的・意欲的に課題解決に取り組み，解決のための方策を探るなどの学習を繰り返し行うことが大切である。

そのためには，学習の進め方として，問題の発見や課題の設定，解決策や解決方法の検討及び具体化，課題解決に向けた実践，実践の評価・改善などの一連の学習過程を適切に組み立て，生徒が主体的に課題に向き合い，協働しながら，段階を追って学習を深められるよう配慮する必要がある。

また，家庭科の指導を通して育てたい資質・能力と各項目の指導内容との関わり及び指導の時期を明確にした３学年間の指導計画を作成するとともに，具体的な学習過程を工夫したり，思考を促す発問の工夫など日々の学習指導の在り方を改善したりするなどの意図的・計画的な授業設計が必要である。

なお，問題を見いだして課題を設定し，自分なりの判断をして解決するためには，根拠となる基準が重要であるので，生徒が個々の課題に直面した時のよりどころとなる価値判断の基準を育成することが必要である。その際，個人の生活の範囲だけで基準を設定するのではなく，生活の営みに係る見方・考え方を働かせ，自分の生活の在り方が，地域の人々の生活あるいは地球規模での視点から，将来も視野に入れた上で，どのような意味をもつのかを見極めることができるようにすることが望まれる。

② 家庭や地域社会，企業などとの連携

家庭科の学習指導を進めるに当たっては，今回の改訂で重視された家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を解決し，生活を工夫する資質・能力を育むための指導を充実させることが必要である。

そのためには，家庭や地域における身近な課題を取り上げて学習したり，学習した知識及び技能を実際の生活で生かす場面を工夫したりするなど，生徒が学習を通して身に付けた資質・能力を家庭や地域における生活における問題解決の場面に活用できるような指導が求められる。そのことによって，自分の生活が家庭や地域社会と深く関わっていることや自分が社会に貢献できる存在であることにも気付いたりする。

よって，家庭科の指導計画の作成に当たっては，生徒や学校，地域の実態を踏まえ，家庭や地域社会，企業などと効果的に連携が図れる題材を必要に応じて設定するなど，生徒が身に付けた資質・能力を生活に活用できるよう配慮する。

オの事項に関しては，次について示している。

「Ｂ衣食住の生活」の内容の学習では，日本の伝統的な生活について学ぶことを通して，生活文化を継承しようとする態度を養うこととしている。例えば，「ア食事の役割」における食事が果たす役割や，「イ日常食の調理」における地域の食材を用いた和食の調理，「ウ衣服の選択」における衣服と社会生活との関わり，「オ住居の基本的な機能と快適で安全な住まい方」における家族の生活と住空間との関わりなどと関連させて，伝統的な生活の仕方などについて具体的に扱い，生活文化を継承する大切さに気付くことができるよう指導を工夫する必要がある。

地域の食文化については，主として，地域又は季節の食材を用いることの意義について理解できるようにする。地域の食材は生産者と消費者の距離が近いために，より新鮮なものを食べることができるなど，地域又は季節の食材のよさに気付くことができるようにする。また，実際に食材に触れ，和食の調理をすることを通して，自分の住む地域の食文化についても理解できるようにする。

地域の食材を用いた和食の調理については，日常食べられている和食として，だしと地域又は季節の食材を用いた煮物又は汁物を取り上げ，適切に調理ができるようにする。

カの事項に関しては，次について示している。

消費者被害については，以下について扱う。

売買契約については，両者が対等な立場で契約に臨むことが公正な取引の前提であり，消費者の意志が尊重されなければならないことに触れるようにする。また，消費者にとって熟慮する時間が短かったり，必要な情報が与えられなかったりする場合に，消費者被害に結び付きやすいことに気付くようにする。

消費者被害の背景については，消費者被害が消費者と事業者（生産者，販売者等）の間にある情報量などの格差によって発生することを理解できるようにする。また，インターネットの普及やキャッシュレス化の進行により，目に見えないところで複雑な問題に巻き込まれやすくなることや，被害が拡大しやすいこと，被害者の低年齢化により，生徒も被害者になりやすいことに触れるようにする。

消費者被害への対応については，消費者と事業者が対等な立場で結んだ公正な売買契約であるかどうかを判断する必要性について理解できるようにする。また，誤った使い方などによる被害を防ぐためには，消費者が説明書や表示，契約内容を確認することが重要であることに気付くようにする。

さらに，消費者支援の具体例として，地域の消費生活センターなどの各種相談機関やクーリング・オフ制度を取り上げ，消費者を支援する仕組みがあるのは，消費生活に係る被害を未然に防いだり，問題が発生した場合に適切に対応して被害を拡大させないようにし

たりするためであることを理解できるようにする。その際，通信販売には，クーリング・オフ制度が適用されないことについても触れるようにする。

被害にあった場合の対応については，保護者など身近な大人に相談する必要があることに気付くようにし，地域の相談機関の連絡先や場所などの具体的な情報についても触れるようにする。

また，クレジットなどの三者間契約について扱う際には，二者間契約と比較しながら利点と問題点について理解できるようにする。

(3) 実習の指導

(3) 実習などの指導については，次の事項に配慮するものとする。

ア　施設・設備の安全管理に配慮し，学習環境を整備するとともに，火気，用具，材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し，安全と衛生に十分留意するものとする。その際，服装を整え，衛生に留意して用具の手入れや保管を適切に行うこととする。

イ　食に関する指導については，家庭科の特質に応じて，食育の充実に資するようにすること。

ウ　乳幼児や高齢者などと関わるなど校外での学習について，事故の防止策及び事故発生時の対応策等を綿密に計画するとともに，相手に対する配慮にも十分留意すること。

エ　調理に用いる食品については，安全・衛生に留意すること。また，食物アレルギーについても配慮すること。

アの事項に関しては，次について示している。

実習室等の環境の整備と管理については，安全管理だけの問題ではなく，学習環境の整った実習室そのものが，生徒の内発的な学習意欲を高める効果があることに留意する。そのため，実習室内は生徒の学習意欲を喚起するように題材に関する資料や模型，生徒の主体的な学習を支える支援教材等を掲示するなど工夫し，作業の効率や安全・衛生管理にも配慮して施設・設備等の学習環境の整備に努めるようにする。

実習室等の施設の管理では，実習室の採光，通風，換気等に留意するとともに，生徒の作業動線を考慮して設備の整備をして事故防止に努める。また，設備の管理では，機器類の定期的な点検及び学習前の点検を行い，常に最良の状況を保持できるように留意する。例えば,ガス管が設備された実習室では,露出しているガス管の点検を定期的に行うなど,各実習室の安全管理に必要とされる事項を具体化し，それに基づき管理するようにする。

材料や用具の管理は，学習効果を高めるとともに，作業の能率，衛生管理，事故防止にも関係しているので，実習等で使用する材料の保管，用具の手入れなど適切に行うようにする。調理実習では，火気，包丁，食品などについての安全と衛生に留意し，食品の購入や管理を適切に行うよう十分に留意する。

これらについては，生徒にも指導を行い，整備や手入れを適切に行うことが技能の習得を補完するとともに，実生活でも役立つことに気付くよう配慮する。

なお，廃棄物や残菜物について廃棄する場合は，自治体の分別方法等に対応して処理するようにする。

安全指導においては，各学校の実態に即して実習室の使用規定や機器類の使用等に関する安全規則を定め，これらを指導計画の中に位置付けて指導の徹底を図るようにする。その際，事故が起きる状態とその理由などを予想させたり，その防止対策を考えさせたりするなど具体的に指導するようにする。また，事故・災害が発生した場合の応急処置と連絡の徹底等，緊急時の対応についても指導する。

服装については，活動がしやすく安全性に配慮したものを準備して着用するように指導する。例えば，調理実習での服装は，清潔で，付いた汚れが分かりやすいエプロンなどを身に付けさせたり，袖口をまくったり腕カバーを付けたりするなどして作業に適したものを用いることや，髪の毛などが食品や調理器具等に触れないように三角巾を着けるなどの工夫をさせる。なお，製作や調理実習の前には手指を十分に洗うなど衛生面にも留意するように指導する。

調理実習における用具の手入れについては，次のことに留意して指導する。

・加熱用調理器具は，回りの汚れを拭き取ること。
・調理用具は，使用したらなるべく早く丁寧に洗い，よく水気を取るようにすること。
・油の汚れは，紙や古い布などで拭き取ってから洗うようにすること。
・包丁は，安全に気を付けてよく洗い，水気を拭き取ること。
・まな板は，使用後，流し水をかけながら洗い，十分乾燥すること。
・ふきんは，洗剤を用いて洗い，直射日光に当てて乾燥すること。

用具の保管については，安全や衛生に留意して指導する。例えば，調理実習については，茶碗などを重ねすぎないようにしたり，清潔な場所に収納したりするようにする。製作実習については，使用する針類，はさみ類，アイロン，ミシンなどの用具の安全な保管方法についても指導を徹底するとともに，アイロンは冷めてから収納場所に保管する。また，包丁やはさみは本数を確認し，保管箱に入れたりカバーを付けたりするなど，保管には十分留意し，常に安全管理に努めるように指導する。

イの事項に関しては，次について示している。

高等部においては，家庭科における食に関する指導を中核として，学校の教育活動全体で一貫した取組を一層推進することが大切である。

今回の改訂では，中学部の内容との系統性を図るとともに，内容構成や調理の学習における内容の改善を図り，基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得できるようにすることを重視している。そのため，家庭科における食に関する指導については，中学部における学習を踏まえ，Ｂア及びイの項目に示すとおり，食事の重要性，心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方，食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力，望ましい食習慣の形成，地域の産物，食文化の理解，基礎的・基本的な調理の知識及び技能などを総合的に育むことが大切である。

指導に当たっては，食生活を家庭生活の中で総合的に捉えるという家庭科の特質を生かし，家庭や地域との連携を図りながら健康で安全な食生活を実践するための基礎が培われるよう配慮するとともに，必要に応じて，栄養教諭や地域の人々等の協力を得るなど，食育の充実を図るようにすることが大切である。

ウの事項に関しては，次について示している。

見学，調査，実習等を校外で実施する場合には，目的地に到着するまでの移動経路や方法を事前に調査し，交通などの安全の確認や生徒自身の安全の確保に留意する。また，学

習の対象が乳幼児や高齢者など人である場合には，相手に対する配慮や安全の確保などに十分気を配るように指導する。

校外での活動を計画する際には，校内での活動と同様に，事故を予見する力が求められる。また，事故の防止策及び事故発生時の対応策などについて綿密に計画し，教師の対応とともに生徒の対応についても指導の徹底を図るようにする。

エの事項に関しては，次について示している。

食品を扱う場面では，手洗いを励行させるなど衛生面に配慮するように指導する。

また，食物アレルギーについては，生徒の食物アレルギーに関する正確な情報の把握に努め，発症の原因となりやすい食物の管理や，発症した場合の緊急時対応について各学校の基本方針等を基に事前確認を行うとともに，保護者や関係機関等との情報共有を確実に行い，事故の防止に努めるようにする。具体的には，調理実習で扱う食材にアレルギーの原因となる物質を含む食品が含まれていないかを確認する。食品によっては直接口に入れなくても，手に触れたり，調理したときの蒸気を吸ったりすることで発症する場合もあるので十分配慮する。

第２編　高等部学習指導要領解説

第２部　高等部学習指導要領総則等の解説

第５章　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第４節　各学科に共通する各教科

第 10　外国語

第 10　外国語

１　外国語科の改訂の要点

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の外国語科については，設けることができる教科としての位置付けは従前通りである。

今回の改訂では，小学部の教育課程に外国語活動を新たに位置付け，児童の実態により設けることができることとした。また，小学部の外国語活動，中学部の外国語科及び高等部の外国語科で共通して育成を目指す資質・能力を明確にし，小学部で新設した外国語活動から高等部の外国語科まで一貫した目標を設定することとしたことを踏まえ，高等部の外国語科において，目標及び内容の構成について以下の改善を行った。

(1) 目標の改訂の要点

①　教科の目標の改善

高等部段階における外国語科で，育成が求められる資質・能力を明確にする視点から，従前「外国語に親しみ」，「簡単な表現を通して」，「外国語や外国への関心を育てる」の３点で構成していた目標を，資質・能力の三つの柱である「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」で整理した。

この点については，中学部や小学校，中学校及び高等学校の外国語科と同様の整理の仕方をして，育成を目指す資質・能力を明確化した。ただし，目標の構成については，小学校，中学校及び高等学校と異なる点がある。小学校，中学校及び高等学校の外国語科では，三つの資質・能力の下に，英語の目標として言語能力の「聞くこと」，「話すこと〔やり取り〕」，「話すこと〔発表〕」，「読むこと」，「書くこと」の五つの領域を設定し，領域別の目標を示している。これに対し，知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の外国語科では，領域別の目標を学習指導要領に示さないこととした。これは，知的障害のある生徒の実態が多様であることや学習の特性等を踏まえ，個別の指導計画に基づき，単元などの指導計画を作成する際に適切に目標を定めるようにしたためである。

②　段階の目標の新設

今回の改訂では，各段階における育成を目指す資質・能力を明確にするため，段階ごとの目標を新設した。段階ごとの目標においても「(1) 知識及び技能」，「(2) 思考力，判断力，表現力等」，「(3) 学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で整理し，教科の目標と段階の目標との関係を明確にした。

(2) 内容の改訂の要点

①　内容構成の改善

従前「英語とその表現への興味・関心」，「英語での表現」の２点で構成していた内容を資質・能力の観点から「知識及び技能」と「思考力，判断力，表現力等」の２点で整理した。

②　学習内容，学習指導の改善・充実

「知識及び技能」として「英語の特徴等に関する事項」を位置付けた。「思考力，判断力，表現力等」として「情報を整理しながら考えなどを形成し，英語で表現したり，伝え合ったりすることに関する事項」を位置付けた。そして，「知識及び技能」及び「思考力，判断力，表現力等」を身に付けるための具体的な言語活動，言語の働き等を整理した「言語活動及び言語の働きに関する事項」を位置付けた。言語活動については，「聞くこと」，

「話すこと［発表］」，「話すこと［やり取り］」，「読むこと」，「書くこと」の五つの領域を設定した。

内容は，知的障害のある生徒の学習の特性や高等部段階における生活や学習の広がりなどを踏まえ，育成を目指す資質・能力が確実に育まれるよう，生徒が興味・関心のあるものや日常生活及び社会生活と関わりがあるものなどを重視した。

２　外国語科の目標

１　目　標

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ，外国語による聞くこと，読むこと，話すこと，書くことの言語活動を通して，コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 外国語の音声や文字，語彙，表現，言語の働きなどについて，日本語と外国語との違いに気付くとともに，読むこと，書くことに慣れ親しみ，聞くこと，読むこと，話すこと，書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにする。

(2) コミュニケーションを行う目的や場面，状況などに応じて，身近で簡単な事柄について，聞いたり話したりするとともに，音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙などが表す事柄を想像しながら読んだり書いたりして，自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。

(3) 外国語の背景にある文化に対する理解を深め，他者に配慮しながら，主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

高等部の外国語科の目標は，「コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力」を育成することである。中学部までは，外国語に親しんだり，外国の言語や文化について関心をもったりすることに重点を置き，外国語科の学習で育成を目指す資質・能力の素地を育むようにしている。

したがって，高等部の外国語科においては，中学部までの学習経験や既習事項を踏まえながら，コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を生徒が身に付けることができるよう工夫する必要がある。

高等部の外国語科の目標である「コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力」については，「外国語による聞くこと，読むこと，話すこと，書くことの言語活動を通して」育成することとしている。これは，聞くこと，読むこと，話すこと，書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにすることを目指すものである。

また，外国語教育において，「外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方」とは，外国語によるコミュニケーションの中で，どのような視点で物事を捉え，どのような考え方で思考していくのかという，物事を捉える視点や考え方であり，「外国語で表現し伝え合うため，外国語やその背景にある文化を，社会や世界，他者との関わりに着目して捉え，コミュニケーションを行う目的や場面，状況等に応じて，情報を整理しながら考えなどを形成し，再構築すること」であると考えられる。

外国語やその背景にある文化を，社会や世界，他者との関わりに着目して捉えるとは，外国語で他者とコミュニケーションを行うには，社会や世界との関わりの中で事象を捉えたり，外国語やその背景にある文化を理解するなど相手に十分配慮したりすることが重要であることを示している。知的障害のある生徒の場合においては，外国語で他者とコミュニケーションを行う場合，単に語などに関する知識及び技能を扱うのではなく外国語やその背景にある文化を社会や他者との関わりに着目して捉える点を重視する必要がある。

また，コミュニケーションを行う目的や場面，状況等に応じて，情報を整理しながら考えなどを形成し，再構築することとは，多様な人との対話の中で，目的や場面，状況等に応じて，既習のものも含めて習得した概念（知識）を相互に関連付けてより深く理解したり，情報を精査して考えを形成したり，課題を見いだして解決策を考えたり，身に付けた思考力を発揮させたりすることであり，外国語で表現し伝え合うためには，適切な言語材料を活用し，思考・判断して情報を整理するとともに，自分の考えなどを形成，再構築することが重要であることを示している。知的障害のある生徒の場合においては，義務教育段階以降の，関わる相手や経験の範囲の広がりに応じて，コミュニケーションを行う目的や場面，状況などに応じて，自分の考えや気持ちなどを伝え合うことを生徒が実感できるようにすることが重要である。

「外国語による聞くこと，読むこと，話すこと，書くことの言語活動を通して」とは，外国語科の目標を実現するために必要な指導事項について述べたものである。外国語学習においては，語彙や文法等の個別の知識がどれだけ身に付いたかに主眼が置かれるのではなく，生徒の学びの過程全体を通じて，知識・技能が，実際のコミュニケーションにおいて活用され，思考・判断・表現することを繰り返すことを通じて獲得され，学習内容の理解が深まるなど，資質・能力が相互に関係し合いながら育成されることが必要である。このため，「思考力，判断力，表現力等」を育成するに当たり，「知識及び技能」に示す事項を活用して，英語の目標に掲げられた「聞くこと」，「読むこと」，「話すこと［発表］」，「話すこと［やり取り］」及び「書くこと」の五つの領域ごとの具体的な言語活動を通して指導することや言語の働きに関する事項を適切に取り上げて指導が行われる必要がある。

(1)は，外国語科における「知識及び技能」として掲げたものである。

平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申にもあるとおり，基礎的・基本的な知識を着実に習得しながら，既存の知識と関連付けたり組み合わせたりしていくことにより，学習内容の深い理解と，個別の知識の定着を図るとともに，社会における様々な場面で活用できる概念としていくことが重要となる。また，技能についても，一定の手順や段階を追って身に付く個別の技能のみならず，獲得した個別の技能が自分の経験やほかの技能と関連付けられ，変化する状況や課題に応じて主体的に活用できる技能として習熟・熟達していくということが重要であり，「生きて働く『知識・技能』の習得」を重視している。知的障害のある生徒の場合においては，基礎的・基本的な知識を習得しながら，既存の知識と関連付けたり組み合わせたりしていく場合，実際に起こっている身近な出来事やこれまで体験的に理解したことを取り扱うなど，生徒が学習内容を体験的に理解したり，発達段階に応じた知識を得て，社会生活で活用できるようにすることが重要である。

「外国語の音声や文字，語彙，表現，言語の働きなどについて，日本語と外国語との違いに気付く」とは，外国語の音声や文字，語彙，表現，言語の働きなどについて，実際のコミュニケーションを通して日本語と外国語との違いに気付くことを示している。知的障

害者である生徒の学習上の特性を踏まえ，例えば，同じ事物でも日本語と外国語では名称を表す音声や文字などが違うことに気付き，「何が違うか」，「どのように違うか」など生徒が自覚するような学習活動を積み重ねることが，知識としての理解につながっていくことを意図しているものである。

「聞くこと，読むこと，話すこと，書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにする」とは，中学部の外国語科で外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませたことを踏まえて，「読むこと」，「書くこと」を加え，教科として段階を進めたものである。中学部の外国語科において，外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しんできたことを生かし，高等部の外国語科では，実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能の基礎的なものを身に付けようとするものである。

(2)は，外国語科における「思考力，判断力，表現力等」として掲げたものである。コミュニケーションを行う際は，その「目的や場面，状況など」を意識する必要があり，その上で，「身近で簡単な事柄について，聞いたり話したりする」とともに，「音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙などが表す事柄を想像しながら読んだり書いたり」して，「自分の考えや気持ちなどを伝え合う」ことが重要となる。「思考力，判断力，表現力等」の育成のためには，外国語を実際に使用することが必要となる。

「身近で簡単な事柄について，聞いたり話したりする」とは，伝え合う力の基礎について「聞くこと」及び「話すこと」の二つの技能を通じて養うことを表している。「身近で簡単な事柄」とは，生徒がよく知っている人や物，事柄のうち簡単な語彙や基本的な表現で表すことができるものを指している。例えば，学校の友達や教師，家族，身の回りの物，学校や家庭での出来事や日常生活で起こること，地域や現場実習先など校外での出来事などが考えられる。

「音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙などが表す事柄を想像しながら読んだり書いたりして」とは，伝え合う力の基礎について「読むこと」及び「書くこと」の二つの技能を通じて養うことを表している。この場合，読んだり書いたりする対象は「音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙など」としている。また，「外国語の語彙などが表す事柄を想像しながら」とは，その語彙などが表す事物や出来事を思い浮かべながら読んだり書いたりすることを表している。したがって，高等部の外国語科では，音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙などが表す事柄を想像して読んだり書いたりして，自分の考えや気持ちなどを伝え合うこととしている。ただし，生徒の障害の状態は一人一人異なるため，自分の考えや気持ちを伝え合うための具体的な方法もそれぞれ異なることを踏まえながら指導することが大切である。

(3)は，外国語科における「学びに向かう力，人間性等」として掲げたものである。

「文化に対する理解」やコミュニケーションの相手となる「他者」に対する「配慮」を伴って，「主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度」を身に付けることを目標としている。

外国語教育における「学びに向かう力，人間性等」は，生徒が言語活動に主体的に取り組むことが外国語によるコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を身に付ける上で不可欠であるため，極めて重要な観点である。「知識及び技能」を実際のコミュニケーションの場面において活用し，考えを形成・深化させ，話したり書いたりして表現することを繰り返すことで，生徒に自信が生まれ，主体的に学習に取り組む態度が一層向上する

ため，「知識及び技能」及び「思考力，判断力，表現力等」と「学びに向かう力，人間性等」は不可分に結び付いている。

知的障害のある生徒の学習上又は生活上の困難さの中には，コミュニケーションやそれによって構築される人間関係などが含まれていることが多い。また，学習上の特性として，成功体験又は自分で成功したと自覚できた体験が少ないことが挙げられる。このため，生徒が興味をもって取り組むことができる易しい言語活動から段階的に取り入れたり，生徒の発話の状態を考慮して自己表現の方法を工夫したりするなど，様々な手立てを通じて生徒の「主体的に学習に取り組む態度」を養うことを目指した指導をすることが大切である。

「外国語の背景にある文化に対する理解を深め」とは，中学部の外国語科において「外国語やその背景にある文化の多様性を知り」としていることを踏まえたものである。高等部の外国語科では，学習の対象となる外国語のみならず，日本語も含めた様々な言語そのものへの理解や言語の背景にある文化に対する理解を深めることを求めている。

「他者に配慮しながら」とは，中学部の外国語科で，「相手に配慮しながら」としていることを踏まえてのものである。中学部の外国語科では，「聞くこと」，「話すこと」を中心にコミュニケーションを図る体験をすることから，目の前にいる「相手」が対象となるのに対して，高等部の外国語科では「読むこと」，「書くこと」も扱い，コミュニケーションを図る対象が必ずしも目の前にいる「相手」とは限らないため，「他者」としている。

他者に「配慮しながら」とは，例えば「話すこと」や「聞くこと」の活動であれば，聞き手である他者の理解を確かめながら話したり，他者の発話に反応しながら聞いたりすることなどが考えられる。知的障害のある生徒の場合，生徒の障害の状態は一人一人異なるため，自分の考えや気持ちを伝え合うための方法もそれぞれであることを踏まえながら，個に応じたコミュニケーションの図り方に配慮しつつ，実際のコミュニケーションにおいて活用できる具体的な方法を明らかにしておくことが大切である。

「主体的に外国語を用いてコミュニケ―ションを図ろうとする態度」とは，単に授業等において積極的に外国語を使ってコミュニケーションを図ろうとする態度のみならず，学校教育外においても，生涯にわたって継続して外国語習得に取り組もうとするといった態度を養うことを目標としている。これは，学校教育法において，学力の重要な要素として「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう」，「主体的に学習に取り組む態度」を養うことを掲げていることを踏まえたものである。知的障害のある生徒においては，卒業後の生活を考慮し，外国語でコミュニケーションを図ることの楽しさや喜びを十分に味わうことで，学校教育外でも外国語に興味・関心をもち続け，学んでいこうとする態度を養うことが大切である。

こうしたことを踏まえ，学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力，人間性等」は，(1)「知識及び技能」及び(2)「思考力，判断力，表現力等」の資質・能力を一体的に育成する過程を通して育成する必要がある。

(1) 各段階の目標

① 「知識及び技能」に関する目標

【１段階】

ア　音声や文字，語彙，表現などについて日本語と外国語との違いに気付くとともに，読むこと，書くことに慣れ親しみ，聞くこと，話すことを中心とした実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な力を身に付けるようにする。

【２段階】

ア　音声や文字，語彙，表現などについて日本語と外国語との違いに気付くとともに，読むこと，書くことに慣れ親しみ，聞くこと，話すこと，読むこと，書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な力を身に付けるようにする。

アは，「知識及び技能」として掲げた各段階の目標である。「日本語と外国語との違い」については，音声や文字，語彙，表現などの違いに気付くこととしている。

また、「実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な力」については，１段階では聞くこと，話すことを中心としており，読むこと，書くことについては慣れ親しむことをねらっている。そして，２段階では聞くこと，話すことに読むこと，書くことを加えている。中学部までの音声を中心とした学習を踏まえ，聞くこと，話すことを中心としたコミュニケーションを十分に行い，読むこと，書くことにつなげていくことが大切である。

②　「思考力，判断力，表現力等」に関する目標

【１段階】

イ　コミュニケーションを行う目的や場面，状況などに応じて，身近で簡単な事柄について，聞いたり話したりするとともに，音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙などを真似ながら読んだり，外国語の文字をなぞって書いたりして，自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。

【２段階】

イ　コミュニケーションを行う目的や場面，状況などに応じて，身近で簡単な事柄について，聞いたり話したりするとともに，音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙などが表す事柄を想像しながら読んだり書いたりして，自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。

イは，「思考力，判断力，表現力等」として掲げた各段階の目標である。「自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力」として，聞いたり話したりすることについては，１段階，２段階ともに，コミュニケーションを行う目的や場面，状況などに応じて，身近で簡単な事柄について聞いたり話したりすることをねらいとしている。読んだり書いたりすることについては，１段階では外国語の語彙などを真似ながら読んだり，外国語の文字をなぞって書いたりして，自分の考えや気持ちなどを伝え合うことをねらいとしている。２段階では，外国語の語彙などが表す事柄を想像しながら読んだり書いたりして，自分の考えや気持ちなどを伝え合うことをねらいとしている。いずれの段階においても，読んだり書いたりする言語活動においては，音声で十分に慣れ親しんだ語彙を中心として扱うことに留意が必要である。

③　「学びに向かう力，人間性等」の涵(かん)養に関する目標

【１段階】
ウ　外国語の背景にある文化について理解し，相手に配慮しながら，主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。
【２段階】
ウ　外国語の背景にある文化について理解し，他者に配慮しながら，主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

ウは，「学びに向かう力，人間性」として掲げた各段階の目標である。「外国語の背景にある文化」については，１段階，２段階共通である。コミュニケーションを図る対象については，１段階が「相手」，２段階は「他者」としている。「知識及び技能」及び「思考力，判断力，表現力等」の目標に示すよう，２段階では実際のコミュニケーションにおいて自分の考えや気持ちを伝え合う基礎的な力として，読むことと書くことが加わっている。このため，面と向かった相手から「他者」へと広げるものである。

３　内　容

〔英　語〕

○１段階

〔知識及び技能〕

(1) 英語の特徴等に関する事項

〔英　語〕
〔知識及び技能〕
ア　英語の特徴等に関する事項
実際に英語を用いた場面や状況等における言語活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
(ｱ) 英語の音声及び簡単な語句や基本的な表現などについて，日本語との違いに気付くこと。
㋐　英語の音声を聞いて話したり，文字を見て読んだり書いたりして日本語の音声や文字などとの違いに気付くこと。
㋑　英語の音声や文字も，事物の内容を表したり，要件を伝えたりするなどの働きがあることに気付くこと。
㋒　簡単な語句や基本的な表現などが表す内容を知り，それらを使うことで要件が相手に伝わることに気付くこと。

高等部の目標であるコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成するために，知識及び技能として，英語の特徴等に関する事項を示している。

(ｱ)は，英語の音声及び簡単な語句や基本的な表現などについて，日本語との違いに気付く事項である。「英語の音声及び簡単な語句や基本的な表現」とは，例えば，英語の音声としては，英語の歌，文字，食べ物やスポーツ，生活用品などの名称などがある。基本的な表現としては挨拶，指示，質問などのやり取りができるものが考えられる。

㋐の「英語の音声を聞いて話したり」とは，英語の音声及び簡単な語句や基本的な表現

を聞いたり，話したりすることを通して日本語と英語の音声の違いに気付くことを示している。「文字を見て読んだり，書いたり」するとは，英語の文字を見てその名称を読んだり，文字を見て書いたりすることを示している。知的障害のある生徒は，聞いた音声と文字とを結び付けることに困難さがあることが多いため，音声で十分に慣れ親しんだ文字や語で日本語との違いに気付きやすいものを取り上げ，生徒が興味をもって繰り返し読んだり書いたりできるような配慮が必要である。

㋑の「英語の音声や文字も，事物の内容を表したり，要件を伝えたりするなどの働きがあることに気付く」とは，英語の音声，文字には，事物の内容を表したり，相手に要件を伝えたりするといった働きがあることを実際のコミュニケーションや体験的な活動の繰り返しによって気付くようにすることである。中学部では，英語の音声や文字での表現が意思疎通の手段であることに気付くことを意図しており，高等部では，さらに物の名称を表したり要件を伝えたりするといった働きがあることへの気付きを促すような活動を設定することが大切である。

なお，国語科の知識及び技能として，中学部１段階では，言葉には事物の内容を表す働きや経験したことを伝える働きがあることに気付くこと，２段階では，考えたことや思ったことを表す働きがあることに気付くことが挙げられている。こうした既習事項と関連を図った指導を通して，日本語や英語に共通した働きがあることに気付くようにすることが大切である。

㋒は聞くこと，話すことに関する知識及び技能として示している。

「簡単な語句や基本的な表現が表す内容が分かり，それらを使うことで要件が相手に伝わることに気付くこと」とは，「(3)言語活動及び言語の働きに関する事項」で示している言語活動や言語の使用場面で用いる簡単な語句や基本的な表現が表す内容を知り，それらを実際のコミュニケーションの場面で使うことで要件が相手に伝わることを生徒が実感することである。高等部での指導においても簡単な語句や基本的な表現を知識及び技能として教えることに終始するのではなく，実際のコミュニケーションや体験的な活動を通して身に付けていくようにすることが重要である。

〔思考力，判断力，表現力等〕

(2) 情報を整理しながら考えなどを形成し，英語で表現したり，伝え合ったりすることに関する事項

〔思考力，判断力，表現力等〕

イ　情報を整理しながら考えなどを形成し，英語で表現したり，伝え合ったりすることに関する事項

具体的な課題等を設定し，コミュニケーションを行う目的や場面，状況などに応じて，情報を整理しながら考えなどを形成し，これらを表現することを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 簡単な事柄について，伝えようとした内容を整理した上で，簡単な語句などを用いて自分の考えや気持ちなどを伝え合うこと。

(ｲ) 身近で簡単な事柄について，音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などが表す事柄を想像しながら読んだり，書いたりすること。

外国語教育における学習過程では，生徒が，①設定されたコミュニケーションの目的や場面，状況等を理解する，②目的に応じて情報や意見などを発信するまでの方向性を決定し，コミュニケーションの見通しを立てる，③目的達成のため，具体的なコミュニケーションを行う，④言語面・内容面で自ら学習のまとめと振り返りを行うというプロセスを経ることで，学んだことの意味付けを行ったり，既得の知識や経験と，新たに得られた知識を言語活動へつなげ，「思考力，判断力，表現力等」を高めたりすることが大切になる。

「思考力，判断力，表現力等」としては，外国語を通じて，身近で簡単な事柄について，聞いたり話したりするとともに，音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙などを想像しながら読んだり，その語彙などが表す事柄を意識しながら書いたりして，自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養うことが求められる。

そのためには，具体的な課題を設定し，コミュニケーションを行う目的や場面，状況等に応じて，既得の知識や経験と，他者から聞き取ったり，掲示やポスター等から読み取ったりした情報を整理しながら自分の考えなどを形成することを通して，次のア及びイの事項を身に付けることができるように指導する。

知的障害のある生徒の場合は，場面や状況等を把握したり，情報を整理しながら自分の考えを形成したりすることが難しく，表現するまでに至らないことがある。そのため，具体的な課題を設定する際は，生徒が経験し目的や場面，状況等が理解できるものを取り上げるようにする必要がある。

イの(ｱ)の指導事項は，「聞くこと」，「話すこと［発表］」，「話すこと［やり取り］」の領域に関するものである。自分のこと，友達や家族，学校生活など身近で簡単な事柄について，コミュニケーションの目的や場面，状況等に応じて内容を整理した上で，簡単な語句などの中から適切なものを選び，自分の考えや気持ちなどを伝え合うことを示している。

知的障害のある生徒の場合，例えば，買物の場面において，相手とのやり取りの中で買いたい物の名称や色，数などを簡単な語句を用いて伝え，買うことができるような活動などが考えられる。 簡単な語句であっても，相手に伝わり，目的が達成できることを体験させながら，伝え合うことの喜びを実感させることが大切である。また，コミュニケーションを行う中で，表現することが難しい場合は，教師が支援をしながら考えや気持ちが伝えられるようにし，コミュニケーションの中で簡単な語句などを引き出して表現につなげていくことが大切である。

こうした体験的な言語活動を通して，友達や教師の表現を聞き，その場面に応じた表現の仕方を身に付けていくことが期待できる。

イの(ｲ)の指導事項は，「読むこと」，「書くこと」の領域に関するものであり，自分のこと，友達や家族，日常生活について，絵や写真等，言語外情報を伴って示された簡単な語彙などをそれが表す事柄を想像しながら読んだり，書いたりすることを示している。

「音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などが表す事柄」とは，これまでの学習で繰り返し聞いたり話したりしている語彙などが表す事物や出来事などのことである。「想像しながら読んだり」とは，語彙などが表す事柄を想像しながら読むことである。例えば，語の綴りが添えられた写真や絵カードを見ながら何度も聞いたり話したりしてその音声に十分に慣れ親しんだ語が文字のみで提示された場合，その表す事物や動作などを思い浮かべながら読むことを表している。

知的障害のある生徒の場合，学習上の特性から，語彙などを書いたり読んだりしていて

も，その語彙などの意味と音声や文字とが一致していないこともある。このため，例えば，“milk”という語を読み牛乳を思い浮かべたり，“eat”という語を読み食べる動作を思い浮かべ日本語の「食べる」という言葉と結び付けたりすることが大切である。「書いたりする」とは，音声で十分に慣れ親しんだ語彙などの文字をなぞったり，見ながら書いたりすることを示している。その際，読むことと同様、語彙などが表す事柄を想像しながら書くことが大切である。このため，生徒の実態に応じて絵カードを提示したり，語彙などを読みながら書いてみせたりし，何を書いているのかを生徒が意識して取り組むことができるようにすることが大切である。

(3) 言語活動及び言語の働きに関する事項

① 言語活動に関する事項

ウ　言語活動及び言語の働きに関する事項

①　言語活動に関する事項

イに示す事項については，アに示す事項を活用して，例えば，次のような言語活動を通して指導する。

(ｱ) 聞くこと

㋐　自分に関する簡単な事柄について，簡単な語句や基本的な表現を聞き，それらを表すイラストや写真などと結び付ける活動。

㋑　日付や時刻，値段などを表す表現など，身近で簡単な事柄について，表示などを参考にしながら具体的な情報を聞き取る活動

高等部の外国語科では，中学部と同様に，「聞くこと」，「話すこと［発表］」，「話すこと［やり取り］」，「読むこと」，「書くこと」の五つの領域で言語活動を示している。しかしながら，高等部で初めて外国語科を学習をする生徒がいることも考えられることから，中学部までの学習状況や生徒の実態等を考慮し，身近で簡単な事柄を中心に，聞いたり話したりする活動を中心としながら，書いたり読んだりすることに慣れ親しむことができるように学習活動を設定していくなどの配慮が必要である。

(ｱ)は，聞くことに関する事項である。

㋐の「自分に関する簡単な事柄について，簡単な語句や基本的な表現」とは，自己紹介で述べるような出身地，得意なことなど，一日のスケジュール，週末の出来事，休暇の予定などについての簡単な語句や基本的な表現を示している。例えば，“I belong to the chorus club. I’m good at singing.”や“I get up at six every morning.　And I go to school by bus.”などが挙げられる。

「それらを表すイラストや写真などと結び付ける」とは，聞くことについて，一語一句全てを詳細に聞き取ろうとするのではなく，必要な情報を得ようとする聞き方を身に付けることが重要であることを示している。聞き取った情報と合うイラストを選ぶ活動を通して，音声と事物を結び付けることが大切である。このため，ゆっくりはっきり話される音声を聞かせるようにするとともに，その表現の中の重要な部分を取り上げ繰り返して聞かせるなどして，生徒が「聞いて分かった」と実感できるようにすることが大切である。知的障害のある生徒の場合，音声を聞きながらイラストの内容を把握することを同時に行うことが難しい場合がある。その際には，イラストに描かれている内容を確認した後に音声

を聞くようにするなどの配慮が必要である。

㋑の「日付や時刻，値段など」とは，生徒が聞き取る内容として，身近で簡単な事柄についての事実や出来事などの具体的な情報であることを示している。その際,「表示などを参考にしながら」具体的な情報を聞き取るよう示している。例えば，自己紹介の場面で，カレンダーを参考にしながら友達の誕生日などを聞き取ったり，時計や時刻が書かれたものなどを参考にしながら友達の起床時刻などを聞き取ったりすることが考えられる。

知的障害のある生徒の場合，聞いた音声と表示された視覚的な情報との関係を捉えることが難しいことがある。このため，例えば，“My birthday is May twenty first.”と話されたのを聞き「5月21日」と結び付けることが難しい場合には，聞き取る情報をMayとtwenty firstとに分けて段階的に聞き取らせたり，表示のどこに着目しながら聞き取ればよいかが分かるよう，着目する箇所を○で囲んだりするなどの配慮が考えられる。

日付や時刻，値段などの日常生活に関する身近な事柄を表す語句等は，汎用性の高いものであるため，様々な場面で繰り返し用いるなどして音声で十分に慣れ親しんでおくことが大切である。

(ｲ)　話すこと[発表] ㋐　簡単な語句や基本的な表現を用いて，自分の趣味や得意なことなどを含めて自己紹介をする活動。

(ｲ)は，話すことのうち[発表]に関することの事項である。

㋐は，これまで行ってきた自己紹介をする活動に，自分の得意なことや趣味などを含めて発表することを示している。これまで自己紹介の場面で自分の名前や好きなことなどを発表してきたことに加え，得意なことや趣味など伝える内容を増やしていくことを表している。例えば“My birthday is ～.”“I have/play/watch ～.”“I'm good at ～.”“I want to ～.”などが考えられる。

年度始めの顔合わせや交流の機会などを捉えて活動を設定したり，自己紹介の内容を段階的に加えて生徒の話すことへの意欲を喚起したりするなどの工夫をすることが大切である。また，生徒の実態に応じて，発表する部分を短くしたり，身振りやイラストなどを加えたりしながら，生徒が自信をもって発表することができるよう準備をするなどの配慮も必要である。

(ｳ)　話すこと[やり取り] ㋐　挨拶を交わしたり，簡単な指示や依頼をして，それらに応じたり断ったりする活動。

(ｳ)は，話すことのうち[やり取り]に関する事項である。

㋐の事項では，例えば，年度始めに学級で行う自己紹介やレストランで客と店員になりきって行う活動などに取り組むことを示している。例えば,レストランでの会話であれば,次のようなやり取りが考えられる。

A : What would you like?

B : I'd like pizza.

A：OK. How about drinks?

B：No, thank you.

この事項における活動は，「挨拶」，「自己紹介」，「買物」，「食事」，「道案内」，「旅行」など，「②言語の働きに関する事項」の(ｱ)の㋐で示す「特有の表現がよく使われる場面」を設定して行われることが考えられる。

知的障害のある生徒の場合，バザーや喫茶コーナーなど，これまでの学習や経験を生かし，簡単な指示や依頼，応じたり断ったりするなどのやり取りができるようにすることが大切である。また生徒の実態を考慮しながら，はじめは教師が店員の役，生徒が客の役を行い，その後役割を交代したり，やり取りに慣れてきたら生徒同士で取り組ませたりするなど，段階的に進める必要がある。

(ｴ)　書くこと

㋐　活字体の大文字，小文字を区別して書く活動。

㋑　相手に伝えるなどの目的をもって，身近で簡単な事柄について，音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などを書き写す活動。

(ｴ)は書くことに関する事項である。

㋐の「活字体の大文字と小文字を区別して書く」とは，英語の文字については活字体を取り扱い，英語の文字には大文字と小文字があることを生徒が知り，区別して書くことを示している。この事項は「書くこと」の事項のうち最も基本的なものである。一方，「書くこと」は，文字の識別や手指の運動など知的障害のある生徒においては特に個人差が大きく出やすい領域であり，丁寧な指導を行うことが必要である。

このため，指導に当たっては，以下のことに留意する必要がある。

・「聞くこと」の活動により文字の読み方について十分に慣れ親しませ，「読むこと」の活動により文字を識別したり発音したりさせ，その後にこの事項の活動に取り組ませるという順序性を踏まえた指導を行う。なお，英語の文字の「読み方」には，名称の読み方と音の読み方の二種類があるが，まず，文字の名称の読み方に十分に慣れ親しませることが必要である。

・活字体の大文字，小文字を一度に全て取り扱うのではなく，生徒の実態に応じて一度に取り扱う文字の数や種類に配慮する。

・いわゆる「ドリル学習」のような，単調な繰り返しの学習に終始するのではなく，何らかの書く目的をもたせたり，ゲーム的要素を取り入れたりするなど，生徒の学習意欲を高める工夫をする。

・「書くこと」の活動を行う場合は，十分な時間を確保するとともに，四線上に正しく書くことができるようにする。四線は，文字の高さや形などの特徴を捉える手掛かりになることから，知的障害のある生徒の書く活動においても有効である。

・年間を通じて，全ての「書くこと」の活動において，文字を書くことができているか，できるようになってきているかなどを丁寧に見届け，指導に生かす。

知的障害のある生徒の中には，上下や左右，大小など文字を識別するために必要な位置関係を捉えることが困難な者もいる。このため，「書くこと」の活動で文字を取り上げる際は，「a，c，e」と「f，l」や「g，y」とを比べ文字の高さが違うことを意識させたり，「p，

q」や「b，d」など紛らわしい形を意識させたりするなど，指導の工夫が必要である。これらの特徴に生徒が気付きながら書くことができるように，小文字と大文字をマッチングさせた後に書いたりするなど，「書くこと」が負担にならないような工夫も大切である。

㋑の事項で書き写すのは「簡単な語彙など」である。また，「相手に伝えるなどの目的をもって」書き写すようにすることを示している。この事項で示す「相手に伝えるなどの目的をもって」とは，意味を考えさせたり目的をもたせたりすることなく，機械的に書かせるだけの指導ではないことを示している。知的障害のある生徒への指導においては，例えば，行ってみたい国を紹介するといった目的をもたせ，イラストを付した国紹介カードに国名を書き写したり，誕生会の招待状に“Birthday Party”と書き写したりする活動が考えられる。

「音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙など」とは，これまでの学習において音声で十分に慣れ親しみ，音声と意味が一致している簡単な語彙などのことである。また，「書き写す」とは，手本を見ながら書くことである。その際，生徒の実態によっては，教師が手を添えて一緒に書いたり，手本を手元に置いて見やすくしたりするなど，支援の仕方を工夫する必要がある。書いた後には自分で確認する時間を設け，間違いや語のまとまりに気付くようにする必要がある。

この事項は，㋐の「大文字と小文字を区別して書く活動。」の延長線上にある事項と考えられる。したがって，㋐に示した，順序性を踏まえること，十分な時間を確保して四線上に書かせることなどは，この事項においても重要である。また，語彙などの綴りを覚えることが目的ではないので，綴りを覚えさせるために何度も書かせるような指導は適していないことに留意する必要がある。

(ｵ)　読むこと

㋐　活字体で書かれた文字を見て，どの文字であるかやその文字が大文字であるか小文字であるかを識別する活動。

㋑　活字体で書かれた文字を見て，その読み方を発音する活動。

(ｵ)は，読むことに関する事項である。

㋐の事項における「識別する」とは，活字体で書かれた文字の中から，例えばA，Bやa，bという文字を見て，それらが，/ei/，/biː/を表した文字であることを認識することである。

知的障害のある生徒の場合，中学部での外国語科においても活字体で書かれた文字を見付けたり，読んだりする活動を経験していることを踏まえ，英語の文字には大文字と小文字があることに気付き意識させることが大切である。具体的な活動としては，例えば，一文字ずつ書かれたカードの中から「/ei/」と文字の名称が読まれるのを聞いて，「A」や「a」のカードを選ぶゲームや，慣れ親しんできたカードなどに書いてある文字に注目させて一文字ずつ読ませる活動，また自分の名前の綴りを言ったりする活動が考えられる。

この事項は「読むこと」の活動のうち最も基本的なものであり，丁寧な指導が必要である。音声に十分に慣れ親しませたり，身近な場所にある看板や持ち物に記されている活字体で書かれた文字に意識を向けさせたりすることを繰り返し取り扱うことが大切である。

㋑の事項における「読み方」とは，文字そのものを表す際の文字の名称の読み方を指し

ている。例えば，a や b であれば，/ei/や/biː/という発音のことである。

この事項における活動は，㋐の活動と併せて行うこともできる。例えば，自己紹介の場面で，カードに書いてある自分の名前の綴りを発音する活動がそれに相当する。

英語の文字を読むことには，この事項で取り上げている名称を読むこと以外に，語の中で用いられる音がある。文字の音の読み方については，難しさや混乱が生じることもあることからここでは取り上げないが，生徒が単語を読んだり，話したりする際に，文字には名称と音があることに自然と気付くことがある。その際には，詳しく取り扱うことはせず，どちらの読み方もあることを伝える程度にとどめるようにする。

② 言語の働きに関する事項

② 言語の働きに関する事項

言語活動を行うに当たり，主として次に示すような言語の使用場面や言語の働きを取り上げるようにする。

(ｱ) 言語の使用場面の例

㋐ 特有の表現がよく使われる場面

・挨拶
・自己紹介
・買物
・食事
・道案内
・旅行　など

㋑ 生徒の身近な暮らしに関わる場面

・学校での学習や活動
・家庭での生活
・地域での生活　など

ここでは「言語の使用場面」や「言語の働き」について特に具体例を示している。これは，日常の授業において実際的な言語の使用場面の設定や，言語の働きを意識した指導において手掛かりとなるよう考慮したものである。

「言語の使用場面」については，「特有の表現がよく使われる場面」と「生徒の身近な暮らしに関わる場面」の二つに分けて示した。

「言語の働き」については，「コミュニケーションを円滑にする」，「気持ちを伝える」，「事実・情報を伝える」，「考えや意図を伝える」及び「相手の行動を促す」の五つに整理して，それぞれ代表的な例を示した。

(ｱ) 言語の使用場面の例

以下にそれぞれの特有の表現例を示す。

㋐ 特有の表現がよく使われる場面

・挨拶

例１　A : Good morning. How are you?
　　B : I'm fine, thank you.

例２　A : Good bye.

B：See you tomorrow.

・自己紹介

例１　Hi, I’m Suzuki Emi. I like baseball very much.

例２　My name is Shinya. I live in Tokyo. Nice to meet you.

・買物

例１　店員：May I help you?

客：Yes, I’m looking for a bag.

例２　客：How much is it?

店員：Five hundred yen, please.

・食事

例１　店員：What would you like?

客：I’d like pizza.

例２　客：How much is it?

店員：It’ s two hundred yen.

・道案内

例　A：Where is the park?

B：Go straight. Turn left. You can see it on your right.

・旅行

例１　I want to go to Izu. Which train should I take?

例２　A：Could you take a picture?

B：Sure.

中学部の外国語科においても，ほぼ同様の場面が取り上げられており，高等部では「道案内」，「旅行」を新たに設けている。

上記に示す表現を扱う際には，場面設定を工夫し，場面を意識させながら特有の表現を聞いたり話したりする言語活動を，繰り返し行わせることが大切である。

㋑　生徒の身近な暮らしに関わる場面

・学校での学習や活動

例１　A：Do you have a Japanese class today?

B：Yes, I do. / No, I don’t.

例２　A：Pass me that pen.

B：Here you are.

例３　A：How many?

B：Eight.

例４　This is the music room.

例５　A：When is your school trip?

B：In October.

・家庭での生活

例１　I get up at six every morning. I go to school.

例２　A：What time is it?

B：It’s ten thirty.

例３　　I eat breakfast.

例４　　This is my brother. He is twelve years old.

例５　　A cat is under the table.

日常的に行っている動作，行動，また普段から使用している事物などは理解が定着しやすい題材が多い。中学部の外国語科で触れたことのある表現を繰り返し用いながら定着を図るとともに，場所や時刻などの情報を加えて発展させることも考えられる。

・地域での生活

例１　　Let’s go to the summer festival.

例２　　A post office is near my house.

例３　　I belong to the basketball club.

高等部になると，産業現場において働くことを体験したり，スポーツ大会等に出場したりするなど，校外で活動する機会も増えてくる。それらの場面での様子や体験したことなども題材として取り上げることも考えられる。

(ｲ) 言語の働きの例

㋐　コミュニケーションを円滑にする

・挨拶をする

・呼び掛ける

・相づちを打つ

・聞き直す　など

「コミュニケーションを円滑にする」働きとは，相手との関係を築きながらコミュニケーションを開始したり維持したりする働きである。

以下にそれぞれの働きについての表現例を示す。

・挨拶をする

例１　　Good morning.

例２　　Good afternoon.

・呼び掛ける

例１　　Hello, Ken.

例２　　Excuse me.

・相づちを打つ

例１　　Oh, I see.

例２　　Really?

・聞き直す

例１　　Sorry?

例２　　Pardon me?

この事項の指導の際には，表現を教えるだけはなく，挨拶をしたり，話し掛けたり，相づちを打ったりすることなどによって，他者とのコミュニケーションが円滑になることに気付かせることが重要である。

㋑　気持ちを伝える ・礼を言う ・褒める ・謝る　など

「気持ちを伝える」働きとは，相手との信頼関係を築いたり，良好な関係でコミュニケーションを行ったりするために，自分の気持ちを伝えることを示している。他者に配慮しながら，自分の気持ちや感情を伝えられるよう指導する。以下にそれぞれの働きについての表現例を示す。

・礼を言う

例１　Thank you very much.

例２　Thanks.

・褒める

例１　Great.

例２　Good job.

・謝る

例１　Sorry.

例２　I'm sorry.

この事項の指導の際には，表現を知らせるだけでなく，礼を言ったり，褒めたりすることなどによって，自分の気持ちを他者に伝えることができることに気付かせることが重要である。

㋒　事実・情報を伝える ・説明する ・報告する ・発表する　など

「事実・情報を伝える」働きとは，コミュニケーションを行う相手に事実や情報を伝達する働きである。以下にそれぞれの働きについての表現例を示す。

・説明する

例１　This is my favorite food.

例２　He is very kind.

・報告する

例１　She can play volleyball well.

例２　We went to Kyoto.

・発表する

例１　This is my brother.

例２　His birthday is April 6th.

この事項の指導の際には，必要に応じて実物や写真等を活用し，相手に伝わりやすい方法を工夫することも重要であることを指導する。

㋓　考えや意図を伝える
・意見を言う
・賛成する
・承諾する
・断る　など

「考えや意図を伝える」働きとは，コミュニケーションを行う相手に自分の考えや意図を伝達する働きである。以下にそれぞれの働きについての表現例を示す。

・意見を言う
例１　I want to watch baseball on TV.
例２　It is exciting.

・賛成する
例１　Yes, let's.
例２　That's a good idea.

・承諾する
例１　A：Let's play soccer.
　　B：O.K.
例２　A：I want to play basketball.
　　B：Me, too.

・断る
例１　A：May I help you?
　　B：No, thank you.
例２　A：Let's play basketball.
　　B：Sorry. I can't.

㋔　相手の行動を促す
・質問する
・依頼する
・命令する　など

「相手の行動を促す」働きとは，相手に働き掛け，相手の言語的・非言語的行動を引き出す働きを示している。以下にそれぞれの働きについての表現例を示す。

・質問する
例１　A：What sport do you like?
　　B：I like soccer.
例２　A：Can you sing well?
　　B：Yes, I can.

・依頼する
例１　Please help me.
例２　Come here, please.

・命令する

例１　　Go straight.

例２　　Close the door.

この事項の指導の際には，表現を知らせるだけではなく，質問したり，依頼したりすることなどによって，他者に働きかけて相手の行動を促すことができることに気付かせることが重要である。

上記に示した，「言語の働きの例」において言語活動を行う際には，身振りや表情，ジェスチャーなどの非言語的要素の活用も重要であることを意味する。

〔その他の外国語〕

〔その他の外国語〕
その他の外国語については，〔英語〕に示す内容に準じて指導を行うものとする。

英語ではなくほかの外国語を指導する場合については，英語に準じて行うことを示したものである。

○２段階

〔知識及び技能〕

(1) 英語の特徴等に関する事項

(2) 内　容

〔英　語〕

〔知識及び技能〕

ア　英語の特徴等に関する事項

実際に英語を用いた場面や状況等における言語活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 英語の音声及び簡単な語句や基本的な表現などについて，日本語との違いに気付くこと。

㋐　英語の音声を聞いて話したり，簡単な語彙などを読んだり書いたりして日本語の音声や文字などとの違いに気付くこと。

㋑　英語の音声や文字も，事物の内容を表したり，要件を伝えたりするなどの働きがあることに気付くこと。

㋒　簡単な語句や基本的な表現などが表す内容を知り，それらを使うことで要件が相手に伝わることに気付くこと。

㋐の「簡単な語彙などを読んだり書いたりして」は，１段階の「文字を見て読」むことの段階を進めたものである。読んだり書いたりする対象は，語彙が中心であり，簡単な語句や基本的な表現については聞くこと，話すことで扱うこととしている。

㋑の事項は１段階と同様である。１段階までの学習を踏まえ，英語の音声や文字が事物の内容を表したり，要件を伝えたりするなどの働きがあることに生徒が気付き，自覚していくようにすることを示している。例えば，取り上げる事物や要件など題材を広げ，題材が変わっても同じ働きがあることに気付かせることが考えられる。また，気付いたことを発表したり書いたりするなどの言語活動を通して理解につなげていくことも考えられる。

また，意図的に言葉を使うよう，互いに事物の内容や要件を伝え合う活動を設定することも考えられる。

㋐の事項は１段階と同様である。知的障害のある生徒の場合，語句や基本的な表現が表す内容を知っても，それらを使うまでには時間がかかる場合が多いため，２段階まで通して指導する事項として設定している。指導に当たっては，「(3) 言語活動及び言語の働きに関する事項」で示している言語活動や言語の使用場面で用いる簡単な語句や基本的な表現を相手や場面設定などに変化をもたせ，生徒が興味・関心をもって繰り返し取り組むことができるような工夫が求められる。

〔思考力，判断力，表現力等〕

(2) 情報を整理しながら考えなどを形成し，英語で表現したり，伝え合ったりすることに関する事項

〔思考力，判断力，表現力等〕

イ　情報を整理しながら考えなどを形成し，英語で表現したり，伝え合ったりすることに関する事項

具体的な課題等を設定し，コミュニケーションを行う目的や場面，状況などに応じて，情報を整理しながら考えなどを形成し，これらを表現することを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ｱ) 身近で簡単な事柄について，伝えようとする内容を整理した上で簡単な語句や基本的な表現などを用いて伝え合うこと。

(ｲ) 身近で簡単な事柄について，音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などが表す事柄を想像しながら読んだり，書いたりすること。

(ｱ)の指導事項は，１段階の(ｱ)の内容を発展させたものである。２段階では，１段階で示す簡単な語句などで表現することに加えて，基本的な表現を用いて伝え合うことを示している。「基本的な表現」とは，これまでの学習で十分に活用されてきた，“Excuse me.”や“Thank you.”などの慣用表現や“I have breakfast at seven every morning.”などの文で表現されているものである。基本的な表現を用いることでより円滑にコミュニケーションが行われたり，自分の考えや気持ちをより詳しく伝えることができたりするとともに，相手の考えや気持ちを知ることにつながっていく。コミュニケーションを行う際の重要なこととして，英語で伝え合うだけでなく，自分の考えと相手の考えを比較したり，新たな考えとして取り入れたりしながら，自分の考えを再構築することがある。知的障害のある生徒にとっても，相手の考えを踏まえて自分はどのように思うかなど，考えたり想像したりすることは可能である。その際には，活動の中に考える時間を設けるなどして，「思考力，判断力，表現力等」を高めることができるよう活動を工夫していくことが必要である。

(ｲ)の指導事項は，１段階と同様で，音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などが表す事柄を想像しながら読んだり，書いたりすることを示している。

１段階までの学習を踏まえ，例えば，取り上げる語彙を増やしたり，dog を読み犬を思い浮かべられるようになった場合は“a black dog”から dog を見付けて犬を思い浮かべたりするなど，学習を発展させていくことが必要である。

(3) 言語活動及び言語の働きに関する事項

① 言語活動に関する事項

ウ　言語活動及び言語の働きに関する事項

①　言語活動に関する事項

イに示す事項については，アに示す事項を活用して，例えば，次のような言語活動を通して指導する。

(ｱ) 聞くこと

㋐　自分のことや学校生活など身近で簡単な事柄について，簡単な語句や基本的な表現を聞き，それらを表すイラストや写真などと結び付ける活動。

㋑　日付や時刻，値段などを表す表現など，身近で簡単な事柄について，具体的な情報を聞き取る活動。

㋒　友達や家族，学校生活など，身近で簡単な事柄について，簡単な語句や基本的な表現で話される短い会話や説明を，イラストや写真を参考にしながら聞いて，必要な情報を聞き取る活動。

(ｱ)は，聞くことに関する事項である。

㋐の「自分のことや学校生活など身近で簡単な事柄について」とは，１段階では自分のことに関する簡単な事柄を話題にしていたことに,学校生活など身近で簡単な事柄を加え,話題を広げている。例えば，学校での出来事や行事，友達のことなど生徒の興味・関心や実態に応じて話題を広げることが考えられる。

「それらを表すイラストや写真などと結び付ける」活動は１段階と同様であるが，話題を広げたり，イラストや写真などの提示の仕方に変化をもたせたりして，発展的に扱っていくことが大切である。例えば,複数の異なる人物のイラストを同時に提示し,“long hair”“a white shirt”“red glasses”と話されるのを聞いてこれらの表現に合うイラストを選ぶ活動や生徒の絵やアルバムなどを見ながら教師が英語でゆっくり説明するのを聞く活動などが考えられる。

知的障害のある生徒の中には，例えば，その場で提示されたイラストに描かれた人物の衣服の色や髪型などの相違点を，音声を聞きながら見付けることが難しい者もいる。その場合には，イラストに何が描かれているのかを確認した上で音声を聞くようにするなどの配慮が必要である。また，聞き取ることができなかった音声については，その表現を教師がゆっくり話して聞かせ,生徒に繰り返し言わせた後にもう一度聞かせるなどし,「聞いて分かった」と実感させることも大切である。

㋑の「身近で簡単な事柄について，具体的な情報を聞き取る」とは，１段階では表示などを参考にしながら聞き取る活動としていたものを，音声を聞いて具体的な情報を聞き取る活動に発展させたものである。例えば，授業の始めに日付を確認したり，ゲームや競争などで数を数えたりすることが考えられる。また，(ｳ)「話すこと[やり取り]」の㋐に取り組む中で，話し手がインタビューで聞き取ったりする活動もこの事項で行うことが考えられる。

１段階では，表示などの視覚的手掛かりを参考にして情報を聞き取るようにしているが,２段階においては，話を聞く前に話題を知らせたり，生徒が十分に聞いたり話したりしている数字を用いたりするなどの配慮をしながら生徒の意欲を喚起することが大切である。

なお，日付や時刻，値段などの日常生活に関する身近な事柄を表す語句等は，卒業後の生活において触れる機会があるものである。このため，生徒の実態に応じて，少しずつ聞き取れるものを増やせるよう段階的な指導を行うことが大切である。

㋒は２段階にのみ設定された事項で，短い会話や説明などある程度まとまりのある英語を聞いて必要な情報を得る活動に取り組むことを示している。例えば，教師が，“Hello. I want to be a pilot. I want to visit many countries. …”などと話している英語を，その内容に関係するイラストや写真等を見ながら，就きたい職業，その理由などの情報を聞き取る活動が考えられる。

この事項における活動に取り組ませる際も，生徒が視覚資料を見ながら聞くことができるようにするなど，内容理解の助けとなる支援を行うことが必要である。また，活動に取り組む前には，何を聞き取ればよいのか，また何を聞き取りたいのかを明らかにし，目的意識をもった聞き方ができるように指導することが大切である。一語一句全てを詳細に聞き取ろうとするのではなく，自分にとって必要な情報を得ようとする聞き方を身に付けることが重要である。

知的障害のある生徒の場合，提示したイラストの表す意味や状況などを理解していないこともあるため，身近で簡単な事柄の中でも生徒がよく知っているものを選んだり，視覚資料に示された内容について確認してから話を聞かせたりするなどの配慮が必要である。

(ｲ) 話すこと［発表］

㋐　簡単な語句や基本的な表現を用いて，身近で簡単な事柄について，自分の考えや気持ちを話す活動。

㋐は，学校や家庭で起こる日常的な出来事や興味・関心のあることなどについて自分の考えや気持ちを含めて発表する活動に取り組むことを示している。例えば，修学旅行で興味･関心があることとして，“Naha is a beautiful city. I like Naha. I want to go to Naha.”などの発表が考えられる。

知的障害のある生徒の場合，コミュニケーションの困難さを有するため話すことへの自信や意欲をもつことが難しいことも考えられる。このため，話すための準備の時間を確保し，生徒が，自分の伝えたいことを考えたり，伝える順番を決めたりして，英語で話して伝えることへの期待感をもたせるようにすることが大切である。また，話すための練習の時間を確保し，生徒が自信をもって話すことができるようにすることも必要である。その際は，生徒が話しやすいように視覚資料などを加えたり，発表のモデルを示したりするなどの支援を行い，生徒が達成感を得ることができるようにすることが大切である。

(ｳ) 話すこと［やり取り］

㋐　身近で簡単な事柄について，自分の考えや気持ちを伝えたり，簡単な質問をしたり質問に答えたりして伝え合う活動。

㋐の事項では，例えば，身近で簡単な事柄について，質問をしたり質問に答えたりしながら自分の考えや気持ちなどを伝え合う活動などに取り組むことを示している。この活動においては，次のようなやり取りが考えられる。

A：I like *sushi* very much. It's delicious.

B：Me, too. *Sushi* is delicious. I like salmon.

Do you like it(salmon)?

A：Yes, I like salmon, too.

この事項における活動は，その場で質問や答えを考えるといった即興性を求めてはいない。したがって，身近で簡単な事柄について，生徒が自分の考えをもつことができるような指導を，単元や授業の中で必要に応じて行っておくことが必要となる。例えば，１段階の㋐の事項における活動であれば，日本の食文化としてどのようなものがあるかを知ったり，それらを説明したり，それらに対する気持ちを伝えるための表現を言うことができるようになったりするための指導を行うことなどが考えられる。

また，やり取りがある程度は継続するように，相手が言ったことを繰り返したり，応答したり，質問したりすることができるようになるための指導も必要となる。上記の例であれば，“You like *sushi*.”（繰り返し）や“Me, too.”（応答）“Do you like it(salmon)?” “How about you?”（質問）がそれらに相当する。これらの表現をやり取りの中で伝えるようになるために，まずは，教師が生徒と身近な話題について英語を使って簡単なやり取りをすること，そのようなやり取りの機会を継続的にもつこと，そして，そのやり取りの中で，教師が当該表現を意識的に繰り返し使用するといった「やってみせる指導」が大切である。知的障害のある生徒が英語によるやり取りへの意欲をもち，取り組むことができるよう，生徒の興味・関心や既習事項などを生かした場面設定をし，継続的に取り組むことが大切である。生徒が自分で考える時間を確保したり，考えるための手掛かりとなるカードやイラストなどの視覚資料を活用したりすることも大切である。

(ｴ) 書くこと

㋐　相手に伝えるなどの目的をもって，身近で簡単な事柄について，音声で十分に慣れ親しんだ語彙などを書き写す活動。

㋑　相手に伝えるなどの目的をもって，身近で簡単な事柄について，音声で十分に慣れ親しんだ語彙などを書き写す活動。

㋐の事項は，１段階の㋑と同様である。１段階までの指導を踏まえ，書き写す語彙を増やしたり，伝える相手や目的を広げたりしながら，書くことに慣れ親しむことができるようにすることが大切である。

㋑の事項については，１段階の㋐や㋑（２段階の㋐と同じ内容）との相違点や共通点を踏まえる必要がある。

１つ目は，「書き写す」と「書く」である。１段階の㋑（２段階の㋐と同じ内容）が「書き写す」としていることに対して，この事項では「書く」としている。「書き写す」とは，語彙などを見ながらそれらをそのまま書くことである。一方で，「書く」とは，例となる文を見ながら，自分の考えや気持ちを表現するために，例となる文の一部を別の語に替えて書くことである。例えば，自分が好きな人や好きなことを他者に紹介する活動において“I like baseball.”を例としながら，自分の考えや気持ちを表現するために“baseball”の語を替え，“I like music.”と書くことである。

２つ目は，１段階の㋐とこの事項との関係についてである。１段階の㋐もこの事項も「書

く活動」としている。しかし，１段階の㋐は，手本などを見ずに生徒が自分の力で書くことができるようになることを求めているものである。一方で，この事項では，「例の中から言葉を選んで」と示しているように，その段階までは求めていない。そのため，この事項における活動に取り組ませる際は，生徒が，言葉を選んで書くことができるよう，例となる語彙などを示すことが必須となる。

１段階の㋐は活字体を，１段階の㋑や２段階の㋐とこの事項では語彙などを書き写したり書いたりすることを示している。知的障害のある生徒の場合，簡単な語句や基本的な表現については「聞くこと」，「話すこと」の領域で取り扱うこととしていることに留意する必要がある。

また，書いた後は，その文を読むように促し，自分の書いた文が自分の考えや気持ちを表していることに気付くようにすることも大切である。名前や人名，地名などを書かせる際には，日本語のローマ字表記を活用して取り組ませるようにする。

(ｵ) 読むこと ㋐　日常生活に関する身近で簡単な事柄を内容とする掲示やパンフレットなどから，自分が必要とする情報を得る活動。 ㋑　音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などを，挿絵がある本などの中から識別する活動。

㋐の事項では，例えば海外旅行のパンフレットを模した紙面を読んで，行きたい国で有名な食べ物などの情報を得る活動や，テレビ番組欄を模した紙面を読み，曜日や見たいスポーツ（スポーツ番組名）などの情報を得る活動に取り組むことを示している。

この事項では，情報を得る際に読ませるものとして，「掲示やパンフレット」という例示をしている。掲示やパンフレットでは，伝えたい情報を読み手に効果的に伝えるために，写真や絵などの視覚材料を示した上で，その情報が短い語句や文で分かりやすく示されていることが多い。つまり，この活用において生徒に読ませる英語は，語句や１～２文程度の短文であり，理解の助けとなるよう，その英語が表す内容と関連した絵や写真などを付記することも必要である。

知的障害のある生徒にとって，全ての英語が読めなくとも，絵や写真などを手掛かりに知っている語などを基に推測しながら必要な情報を得ることは，卒業後の生活においても必要となることが考えられる。一方で，読むことについては個人差が大きいことが想定される。そのような場合は，個々の生徒の実態に応じた手立てを講じながら取り組ませたり，グループで取り組ませることで，友達と一緒に情報を読み取るグループ活動を設定したりするなどの工夫が必要である。生徒によっては英語の文字を識別することが難しい場合もある。この事項における活動では，情報を読み取ることをねらっているので，生徒が正しい読み方にこだわることがないよう留意する必要がある。

㋑の事項においては，「挿絵がある本」という例示をしている。これは，この事項における活動に取り組む際は，挿絵やイラストなど視覚資料を手掛かりにして簡単な語彙などを識別することができるようにすることを示している。また，「音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙など」を識別するためには，これまでの学習を踏まえ，「聞くこと」や「話すこと」の領域で取り扱った身近で簡単な事柄など，話の内容や展開が分かりやすいものであ

ることを示している。

知的障害のある生徒への指導においては，例えば，日記や身近な事柄についての紹介，簡単な物語などを取り扱うことが考えられる。

また，知的障害のある生徒が取り組む活動としては，文を読んで，その中から音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などを識別することが挙げられる。例えば，簡単な日記を提示し，“I went to see a movie with my friends last weekend. It was so interesting.” “Where is ‘movie’? ”と言ってその語を見付けさせる活動などである。生徒によってはその語を見付けることが難しい場合もあるため，その際は教師がこの文をゆっくり読んで聞かせ，その後に見付けさせたり，読んでいるところを指で追いながら聞くように促したりし，生徒が自分で見付けられるような工夫をする必要がある。生徒に識別させる語彙などについては，これまで音声で十分に慣れ親しんできたもののうち生徒が意味を理解し，書き写したことがある語彙などを選定するなどの配慮が必要である。

② 言語の働きに関する事項

> ② 言語の働きに関する事項
>
> ２段階の言語活動を行うに当たっては，１段階の言語の働きに関する事項を踏まえ，生徒の学習状況に応じた言語の使用場面や言語の働きを取り上げるようにする。

高等部の外国語科では，言語の働きに関する事項については，１段階，２段階ともに同じ事項を扱うようにする。その内容や具体例については，１段階に示されているとおりである。活動で取り扱う際には，記載されている具体例を参考にしながら，他の表現を取り入れることができる。その際に，使用頻度の高いもの，汎用性のあるものなどを優先的に取り入れるようにする。

〔その他の外国語〕

> 〔その他の外国語〕
>
> その他の外国語については，〔英語〕に示す内容に準じて指導を行うものとする。

英語ではなくほかの外国語を指導する場合については，英語に準じて行うことを示したものである。

４ 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 外国語科における英語の履修

> ３ 指導計画の作成と内容の取扱い
>
> (1) 外国語科においては，英語を履修させることを原則とすること。

高等部の外国語科では，英語が世界で秘匿コミュニケーションの手段として用いられている実態や，改訂前の高等部における外国語科においても英語を取り扱ってきたこと，中学部の外国語科は英語を履修することが原則とされていることなどを踏まえ，英語を取り扱うことを原則とすることを示したものである。

「原則とする」とは，学校の創設の趣旨や地域の実情，生徒の実態などによって，英語以外の外国語を取り扱うこともできるということである。

(2) 指導計画作成上の配慮事項

今回の改訂では，知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科全体にわたって共通する指導計画の作成と内容の取扱いについては，第２章第１節第２款第２に示した小学部及び中学部における指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱いに示した事項に準ずるとしている。

(2) 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ア　単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，具体的課題等を設定し，生徒が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら，コミュニケーションの目的や場面，状況などを意識して活動を行い，英語の音声や語彙，表現などの知識を，五つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図ること。

イ　これまでに学習した外国語との関連に留意して，指導計画を適切に作成すること。

ウ　外国語科を設ける場合は，生徒の障害の状態や実態に応じて，指導目標を適切に定め，３年間を通して外国語科の目標の実現を図るようにすること。

エ　指導内容や活動については，生徒の興味や関心，経験などに合ったものとし，他の教科等で学習したことを活用したり，学校行事で扱う内容と関連付けたりするなどの工夫により，指導の効果を高めるようにすること。

オ　指導計画の作成や授業の実施に当たっては，ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等，指導体制等の充実を図るとともに，指導方法の工夫を行うこと。

カ　外国語を通して他者とコミュニケーションを図ることの必要性や楽しさを味わうことができるよう工夫すること。

アは，外国語科の指導計画の作成に当たり，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし，外国語科の特質に応じて，効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど，生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中，学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し，これからの時代に求められる資質・能力を身に付け，生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには，これまでの学校教育の蓄積も生かしながら，学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが求められている。

指導に当たっては，(1)「知識及び技能」が習得されること，(2)「思考力，判断力，表現力等」を育成すること，(3)「学びに向かう力，人間性等」を涵(かん)養することが偏りなく実現されるよう，単元など内容や時間のまとまりを見通しながら，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは，必ずしも１単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元など内容や時間のまとまりの中で，例えば，主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか，対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面を

どこに設定するか，学びの深まりをつくりだすために，生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか，といった視点で授業改善を進めることが求められる。また，生徒や学校の実態に応じ，多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり，単元のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技能」の習得に課題が見られる場合には，それを身に付けるために，生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね，確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり，特に「深い学び」の視点に関して，各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を，習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて，より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

これらは，外国語教育においてこれまでも行われてきた学習活動の質を向上させることを主眼とするものであり，主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が，全く新たな学習活動を取り入れる趣旨ではないことに留意しなければならない。

イは，中学部の外国語科との関連に留意して，指導計画を適切に作成することを示している。知的障害者である児童生徒の教育を行う特別支援学校においては，小学部の外国語活動や中学部の外国語科は設けることができることになっており，高等部に入学した生徒の外国語の学習状況は多様であることが考えられる。このため，中学部での学習経験の有無や学習状況を把握し，これまで学習してきたことの定着を図ったり，活用を図ったりするような計画を作成していくことが大切である。また，生徒の発達段階や卒業後の生活を見通して，言語活動を選択したり，使用場面を工夫したりすることが大切である。

ウは，高等部で外国語科を設ける場合は，生徒の障害の状態や実態に応じて，指導目標を適切に定めるとともに，３年間を通して外国語科の目標の実現を図るようにすることを示している。その際，卒業後の生活を見通して，さまざまな言語の使用場面において対話的な活動を十分に行い，生涯学習への意欲を高めるようにすることが大切である。

エは，指導内容や活動については，生徒の実態や学習の特性を踏まえ，興味・関心，経験に合ったものとすることを示している。また，他の教科等で学習したことを活用したり，学校行事で扱う内容と関連付けたりするなどの工夫により，指導の効果を高めることを示している。「他の教科等で学習したこと」とは，国語科や音楽科などのほか，高等部に設けられた職業や家庭などの教科，学校行事や生徒会活動など特別活動も考えられる。こうした学習内容の広がりを踏まえて，具体的な指導内容や学習活動を計画することが大切である。

オは，ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域の人材などの協力を得るなど，指導体制の充実や指導方法の工夫について示したものである。ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材の協力を得る際には，特に音声や言語の働きに関することや文化や習慣の違いなどについて，生徒が外国語でコミュニケーションを円滑に図るための知識や技能を得られるように授業を計画していくことが大切である。また，生徒の障害特性や実態などについては，事前に伝えておき，生徒が困らないように配慮する必要がある。

カは，外国語を通して他者とコミュニケーションを図ることの必要性や楽しさを味わうことができるよう工夫することを示している。英語を使って自分の考えや気持ちを相手に伝えたり，目的を達成したりする体験的な活動を通して，相手とコミュニケーションを図

ることの大切さや良さを知るとともに，伝わる喜びを生徒自身が実感することができるような活動を計画することが必要である。また，生徒が伝えられる手段として必要に応じてカードや具体物，タブレット端末などを十分に活用し，コミュニケーションを図ることの大切さや良さを味わうことができるように工夫していくことが大切である。

(2) 内容の取扱いについての配慮事項

(3) ２の各段階の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。
ア　言語材料については，生徒に身近で簡単なものから扱うようにするとともに，語句，連語及び慣用表現については活用頻度の高いものを用い，必要に応じて繰り返し活用しながら体験的な理解を図るようにすること。
イ　１段階のウの②に示す事項については，２段階においても指導すること。
ウ　生徒の実態や教材の内容などに応じて，情報機器等を有効に活用し適切な言語材料を十分に提供できるようにすること。

アの言語材料については，中学部で学んだ生徒に身近でなじみのある簡単なものから段階的に取り扱うようにする。高等部においても「聞くこと」，「話すこと」を中心とした活動を基本としながら活動を組み立てるようにする。また，聞いたり読んだりすることで意味を理解できる事柄については，話すことができるように繰り返し扱う場面を設けるなど，運用能力として身に付けられるように活動場面や内容を工夫する必要がある。「聞くこと」，「話すこと」で取り上げる語句，基本的な表現については活用頻度の高いものから扱うようにする。「読むこと」，「書くこと」で取り上げる語彙については音声で十分に慣れ親しんだ身近でなじみのある簡単なものから扱うようにする。

また，取り扱う内容は，教師とのペア・ワークから友達とのペア・ワーク，またグループ・ワークへとその学習形態を段階的に構成し，学習した内容がさまざまな場面で活用できるように工夫していくようにする。

イは，２の内容のうち，１段階の〔思考力，判断力，表現力等〕に示す(3)言語活動及び言語の働きに関する事項の「②言語の働きに関する事項」については，２段階においても指導することを示している。この事項は、「ア　言語の使用場面の例」と「イ　言語の働きの例」で構成されている。知的障害のある生徒の学習上の特性を踏まえ，例えば，言語の使用場面が同じ挨拶や自己紹介でも，相手を広げたり、使用する語彙などを広げたりするなど，繰り返し言語活動を行うことで生徒の理解が深まるようにすることが考えられる。また，生徒が関わる相手や活動場面の広がりに応じて，言語の働きが同じ「気持ちを伝える」場合でも，相手を広げたり，気持ちを表す語彙などを広げたりすることも考えられる。

ウは，生徒の実態に応じて，身振り，手振りやカード，情報機器などを活用し，言語でコミュニケーションを図ることの表現方法は多様であるという認識のもと指導を行うことの重要性を示したものである。これを踏まえ，指導に当たっては，生徒の関心を高め，主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につながるよう，活動に応じた情報機器等の活用が考えられる。

例えば，実際にコミュニケーションが行われている様子を視聴覚教材で提示したり，活動の動画を再生して振り返ったりするなどして，外国語を通して他者とコミュニケーショ

ンを図る大切さを学ぶことができるような工夫が考えられる。また，外国語の背景にある文化に対する理解を深めるために，様々な国や地域の行事等を紹介した教材を活用することも考えられる。

知的障害のある生徒の中には，コミュニケーションや環境の把握，人間関係の形成などに，困難さを有する場合がある。こうした障害による困難さがある場合においても対話的な活動を通して，いろいろな表現方法をもつ相手を受け入れたり，待ってあげたり，ゆっくり話すようにしたりするなど，相手に配慮した関わり方を学ぶことも大切である。

また，生徒の実態によっては，生活経験が少ないため情報機器等を有効に活用することで，実際に見たり体験したりすることができない内容にも触れることができる。

第２編　高等部学習指導要領解説

第２部　高等部学習指導要領総則等の解説

第５章　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第４節　各学科に共通する各教科

第 11　情報

第 11　情報

１　情報科の改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

近年，情報技術は急激な進展を遂げ，社会生活や日常生活に浸透するなど，生徒たちを取り巻く環境は劇的に変化している。今後，人々のあらゆる活動において，そうした機器やサービス，情報を適切に選択・活用していくことが不可欠な社会が到来しつつある。こうしたことを踏まえ，高等部の情報科では，情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し，受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる力や情報モラル等，情報活用能力を含む学習を一層充実するとともに，生徒の卒業後の進路を問わず，情報の科学的な理解に裏打ちされた情報活用能力を育むことが一層重要となってきているため，これらの課題に適切に対応できるよう改善を図った。

今回の改訂においては，目標について，「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で整理して示した。また，このような資質・能力を育成するためには，生徒が「情報に関する科学的な見方・考え方」を働かせながら，知識及び技能を習得したり，習得した知識や技能を活用して問題を解決したりする必要があることを示した。

これらを踏まえて，従前からの指導内容である「コンピュータ等の情報機器の操作の習得」を図ったり，「情報を適切に活用する基礎的な能力や態度」を育てたりしながら，問題の解決を行う学習活動を通して，情報と情報技術を適切かつ効果的に活用し，情報社会に主体的に参画するために必要な資質・能力の育成を目指すことを明確にした。

各段階の目標は，生徒の発達の段階等を踏まえ，教科の目標を実現していくための具体的な指導の目標として，三つの柱から示している。

なお，情報科は，学校や生徒の実態に応じて設けることができる教科として示している。

(2) 内容の改訂の要点

内容は，従前の「情報やコンピュータ等の情報機器の役割」，「機器の操作」，「ソフトウェアの操作と活用」，「通信」，「情報の取扱い」について，育成を目指す資質・能力と学びの連続性を踏まえ，内容を見通し，「情報社会の問題解決」，「コミュニケーションと情報デザイン」，「情報通信ネットワークとデータの活用」の三つの区分に整理した。

内容は，(ｱ)「知識及び技能」，(ｲ)「思考力，判断力，表現力等」の柱から示している。なお，「学びに向かう力，人間性等」については，各段階の目標に，それぞれ示すこととした。

なお，職業科ではコンピュータ等の情報機器を扱うことに関わる学習活動が，家庭科では消費生活に関わる学習活動が示され，他に専門学科において開設される各教科においてもコンピュータ等の情報機器の操作等に関する内容が示されていることから，情報科の内容の指導に当たっては，それらと関連した指導の工夫に配慮することが大切である。

(3) 指導計画の作成と内容の取扱いの改訂の要点

「３指導計画の作成と内容の取扱い」を新たに設け，「指導計画作成上の配慮事項」，「内容の取扱いについての配慮事項」によって構成した。

「指導計画作成上の配慮事項」では，特に特別支援学校中学部職業・家庭科の学習を踏

まえ，系統的・発展的に指導するとともに，各教科等との関連を図り，指導の効果を高めるようにするだけでなく，３年間を見通した取組の必要性などについて示している。

「内容の取扱いについての配慮事項」では，情報モラルの育成や，実習を積極的に取り入れた情報機器の操作の習得，健康に留意し望ましい情報機器利用の習慣化など，情報科の目標の達成に向けて，実施する際の配慮事項について示している。

２　情報科の目標

１　目　標

情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ，身近にある情報機器の操作の習得を図りながら，問題の解決を行う学習活動を通して，問題を知り，問題の解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用し，情報社会に主体的に参画するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 身近にある情報と情報技術及びこれらを活用して問題を知り，問題を解決する方法について理解し，基礎的な技能を身に付けるとともに，情報社会と人との関わりについて理解できるようにする。

(2) 身近な事象を情報とその結び付きとして捉え，問題を知り，問題を解決するために必要な情報と情報技術を適切かつ効果的に活用する力を養う。

(3) 身近にある情報や情報技術を適切に活用するとともに，情報社会に参画しようとする態度を養う。

この教科のねらいは，身近にある情報機器の操作の習得を図りながら，具体的な問題の発見・解決を行う学習活動を通して，問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を活用するための知識と技能を身に付け，情報と情報技術を適切かつ効果的に活用するための力を養い，情報社会に主体的に参画するための資質・能力を養うことである。

「情報に関する科学的な見方・考え方」とは，「事象を，情報とその結び付きとして捉え，情報技術の適切かつ効果的な活用（プログラミングやモデル化・シミュレーションを行ったり情報デザインを適用したりすること等）により，新たな情報に再構成すること」（平成28年12月21日中教審「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」）であると整理されている。

「身近にある（身近な）」とは，生徒の日常生活や社会生活などの身の回りの生活において経験する範囲を指す。なお，生徒のこれまでの経験，興味・関心及び進路希望などの違いを踏まえて考える必要がある。

「情報社会と人との関わりについて理解できるようにする」とは，情報に関する法規や制度及びマナー，個人が果たす役割や責任等について，情報社会の問題を知り，問題を解決する活動を通じて理解するようにすることである。

「事象を情報とその結び付きとして捉え」とは，事象を複数の情報とその結び付きから構成されているものとして把握することである。

「必要な情報と情報技術を適切かつ効果的に活用する力」とは，コミュニケーションの手段，コンピュータ，ネットワーク，データ及びデータベースなどの活用を通して，情報社会などの問題を知り，問題の解決に向けて，問題を解決する活動とその振り返り及び見直しを行い，情報と情報技術を適切かつ効果的に活用する力である。

「身近にある情報や情報技術を適切に活用するとともに，情報社会に参画しようとする態度を養う」とは，情報と情報技術を適切に活用することで，法規，制度及びマナーを守ろうとする態度，情報セキュリティを確保しようとする態度などの情報モラルを養い，これらを踏まえて情報と情報技術を活用することで情報社会に参画しようとする態度を養うことである。

３　各段階の目標及び内容

(1)　１段階の目標と内容

ア　目標

２　各段階の目標及び内容
○１段階
(1) 目　標
ア　効果的なコミュニケーションの方法や，身近にあるコンピュータやデータの活用について知り，基礎的な技能を身に付けるとともに，情報社会と人との関わりについて知る。
イ　身近な事象を情報とその結び付きとして捉え，問題を知り，問題を解決するために必要な情報と情報技術を活用する力を養う。
ウ　身近にある情報や情報技術を活用するとともに，情報社会に関わろうとする態度を養う。

アの「効果的なコミュニケーションの方法や，身近にあるコンピュータやデータの活用について知り」とは，効果的なコミュニケーションを実現するために必要な情報デザイン，身近にあるコンピュータを活用するために必要な情報が処理される仕組み，身近にあるデータを活用するために必要な収集，整理の方法，ネットワーク，データベースなどについて知るようにすることである。

イの「問題を知り，問題を解決するために必要な情報と情報技術を活用する力を養う」とは，情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ，身近な事象を情報とその結び付きとして捉え，コミュニケーションの手段，コンピュータ，ネットワーク，データ及びデータベースなどの活用を通して，情報社会などの問題を知り，様々な情報手段の中から，直面する課題や目的に応じた情報手段を選択し，問題の解決に活用する力を養うことである。

ウの「情報社会に関わろうとする態度を養う」とは，生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を知り，情報モラルの必要性や情報などに対する責任などについて考えながら，情報社会に関わろうとする態度を養うことである。

イ　内容

Ａ　情報社会の問題解決

(2) 内　容
Ａ　情報社会の問題解決
身近にある情報や情報技術を活用して問題を知り，問題を解決する方法に着目し，解決に向けた活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　次のような知識及び技能を身に付けること。
(ｱ) 身近にある情報やメディアの基本的な特性及びコンピュータ等の情報機器の基本的な用途，操作方法及び仕組みを知り，情報と情報技術を活用して問題を知り，問題を解決する方法を身に付けること。
(ｲ) 情報に関する身近で基本的な，法規や制度，情報セキュリティの重要性，情報社会における個人の責任及び情報モラルについて知ること。
(ｳ) 身近にある情報技術が人や社会に果たす役割と及ぼす影響について知ること。
イ　次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。
(ｱ) 目的や状況に応じて，身近にある情報や情報技術を活用して問題を知り，問題を解決する方法について考えること。
(ｲ) 情報に関する身近で基本的な，法規や制度及びマナーの意義，情報社会において個人の果たす役割や責任，情報モラルなどについて考えること。
(ｳ) 身近にある情報や情報技術の活用について考えること。

ここでは，身近にある情報やメディアの特性及びコンピュータ等の情報機器の基本的な用途や操作方法を習得するとともに，情報の科学的な見方・考え方を働かせて，身近にある情報と情報技術を活用して問題を知り,問題を解決する学習活動を通して,問題を知り，問題を解決する方法を身に付けるとともに，情報技術が人や社会に果たす役割と影響，情報モラルなどについて知り，情報と情報技術を活用して問題を知り，問題を解決し，望ましい情報社会に関わる力を養う。

こうした活動を通して，情報社会における問題を知ること及び問題の解決に情報と情報技術を活用しようとする態度，情報モラルなどに配慮して情報社会に関わろうとする態度を養うことが考えられる。

問題を知り，問題を解決する方法については，中学部や中学校までの段階で学習するものを踏まえて，情報と情報技術を活用した具体的な問題解決の過程の中で扱う。情報に関する法規や制度及びマナーの意義，情報社会において個人の果たす役割や責任，情報モラルなどの指導に当たっては，中学部や中学校までの学習，社会科及び職業科をはじめ他教科等の学習との関連を図ることが大切である。

アの(ｱ)の「情報やメディアの基本的な特性及びコンピュータ等の情報機器の基本的な用途，操作方法及び仕組みを知り」とは，情報には「形がない」,「消えない」,「簡単に複製できる」,「容易に伝播する」などの特性や，表現，伝達，記録などに使われるメディアの特性を知るようにすることである。また，コンピュータ等の情報機器やソフトウェア等に関する基本的な知識と操作方法を知ることである。

アの(ｲ)の「情報に関する身近で基本的な法規や制度，情報セキュリティの重要性，情報社会における個人の責任及び情報モラルについて知る」とは，情報社会で生活していくために，知的財産に関する法律，個人情報の保護に関する法律及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律などを含めた法規や制度から求められる具体的な対応，更に，電子メールやSNS（Social Networking Service）の書き方やファイルの添付などのマナーの意義や基本的内容，情報を適切に管理するなど情報を扱う上では個人の責任があること，情報セキュリティの３要素である機密性・完全性・可用性の観点を踏まえた情報セキュリティの確保の重要性，情報セキュリティを確保するにはパスワードの管理などの組織や個人が行う

べき対策があり技術的対策だけでは対応できないことなどを知るようにすることである。また，人の心理的な隙や行動のミスにつけ込み情報通信技術を使わずにパスワードなどの重要な情報を盗み出すソーシャルエンジニアリングなどについて知るようにする。ソーシャルエンジニアリングについては，不特定多数の人に聞こえるような状況でパスワードなどを声に出して言ってしまったり，パスワードなどの情報を記した紙をそのまま捨ててしまったりすることから，大切な情報が漏れ悪用されてしまうことなどを取り扱うことが考えられる。

なお，情報セキュリティの３要素である機密性・完全性・可用性などについては，「C 情報通信ネットワークとデータの活用」との関連について配慮する。

アの(ｳ)の「身近にある情報技術が人や社会に果たす役割と及ぼす影響について知る」とは，情報社会の変化に対応するために，人工知能やロボットなどで利用される情報技術の進展が社会の利便性を高め，人の生活や経済活動を豊かにさせる反面，サイバー犯罪や情報格差,健康への影響などを生じさせていることなどについて知るようにすることである。

イの(ｱ)の「目的や状況に応じて，身近にある情報や情報技術を活用して問題を知り，問題を解決する方法について考える」とは，問題を知り，問題を解決するための一連の流れの中で，身近にある情報と情報技術を活用し，思考を広げ，整理し，物事を判断する力を養うことである。その際，複数の解決策から選択する力，問題がどの程度解決されたのかを判断する力を養うことである。

イの(ｲ)の「情報に関する身近で基本的な，法規や制度及びマナーの意義，情報社会において個人の役割や責任，情報モラルなどについて考える」とは，情報社会で責任をもって生活していくために，情報に関する法規や制度に適切に対応する力，情報モラルに配慮して情報を発信する力，情報セキュリティを確保する力などを養うことである。

イの(ｳ)の「情報や情報技術の活用について考える」とは，情報社会で生活していくために，情報と情報技術を適切に活用できる力，望ましい情報社会の在り方について考える力，情報社会によりよく関わる方法について考える力を養うことである。

アの(ｱ)，イの(ｱ)に係る学習活動については，例えば，「情報」と「もの」とを比較し，具体的な例を挙げて考えることを通して，情報は複製することにより伝わるとともに，誰かに情報を提供したからといって「もの」のように元の所有者の手元から無くなるわけではないという性質や，情報通信ネットワーク上に提供した情報は，どこで誰がその情報を複製しているか分からないため，情報の提供者がその情報を消去しただけでは完全に消去することができたと断定することはできないなどの情報の特性を扱うことが考えられる。

アの(ｲ)，イの(ｲ)に係る学習活動については，例えば，インターネット上で起こるトラブルや SNS でのコミュニティサイトを利用した犯罪などについて，その原因を調べ，対策を考えることを通して，情報が拡散する速さや一度拡散された情報の削除は困難であること，トラブルや犯罪は身近で発生していることなどを知り，個人情報の管理の重要性や推測されにくいパスワードの必要性などを扱うことが考えられる。

アの(ｳ)，イの(ｳ)に係る学習活動については，例えば，電子マネーや IC カード，IC チップなどの普及によって，自動改札やセルフレジなどが増加し，利便性が高まったことなどを扱うことが考えられる。また，SNS などの利用状況を調べることによって，時間や場所を越えてコミュニケーションが可能になったこと，誹謗・中傷などの悪質な書き込みが

問題になっていること,利用の仕方によっては健康面への影響が懸念されていることなど,情報技術と実生活の関わりにおける利便性と問題点の双方を扱うことが考えられる。

Ａの全体にわたる学習活動としては，よりよい情報技術の活用や情報社会の在り方について，生徒の身の回りにある事象から問題を知り，その解決方法を提案するなど，グループで一連の学習活動を行うことが考えられる。

例えば，校内で生徒が運営する喫茶コーナーを活性化する活動が挙げられる。企画・運営の段階で，インターネットを活用して季節や年齢に応じた飲食物の嗜好の傾向を調べたり，生徒や教師，保護者を対象に販売してほしい商品や運営に関する要望などをアンケート調査やインタビューなどの結果をもとに話し合い，具体的な計画の立案，運営を行う活動が考えられる。その際，調査やグループでの話合いの場面において，メディアの特性及びコンピュータ等の情報機器の基本的な用途や操作方法を踏まえ，情報技術や情報通信ネットワークを効果的に活用し，発表の場面において情報技術を適切に活用することなどが考えられる。

Ｂ　コミュニケーションと情報デザイン

Ｂ　コミュニケーションと情報デザイン

身近なメディアとコミュニケーション手段及び情報デザインに着目し，目的や状況に応じて受け手に分かりやすく情報を伝える活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　次のような知識及び技能を身に付けること。

(ｱ) 身近なメディアの基本的な特性とコミュニケーション手段の基本的な特徴について，その変遷を踏まえて知ること。

(ｲ) 身近にある情報デザインが人や社会に果たしている役割を知ること。

(ｳ) 身近にある情報デザインから，効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの基本的な考え方や方法を知り，表現する基礎的な技能を身に付けること。

イ　次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

(ｱ) 身近なメディアとコミュニケーション手段の関係を考えること。

(ｲ) コミュニケーションの目的に合わせて，必要な情報が伝わるような情報デザインを考えること。

(ｳ) 効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの基本的な考え方や方法に基づいて，表現の仕方を工夫すること。

ここでは，目的や状況に応じて受け手に分かりやすく情報を伝える活動を通じて，情報の科学的な見方・考え方を働かせて，テレビ，Web サイト，電子メール及び SNS などの身近なメディアの基本的な特性やコミュニケーション手段の基本的な特徴について知り，効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの基本的な考え方や方法を身に付け，コンテンツの表現の仕方を工夫する力を養う。

こうした学習活動を通して，情報と情報技術を活用して効果的なコミュニケーションを行おうとする態度，情報社会に関わろうとする態度を養うことが考えられる。

なお，ここで扱う情報デザインとは，効果的なコミュニケーションや問題解決のために，情報を整理したり，目的や意図をもった情報を受け手に対して分かりやすく伝達したり，操作性を高めたりするためのデザインの基礎知識や表現方法及びその技術のことである。例えば，情報を正確かつ効果的に，伝達する為に情報を表に整理したり，図やグラフによって可視化したり，ページレイアウト，情報の階層化，ハイパーリンクなどにより構造化したり，形態，色彩，光や材質などについて工夫したりする学習活動を通して情報デザインの考え方や方法を身に付けることが考えられる。

身近なメディアの基本的な特性やコミュニケーション手段の基本的な特徴については，中学部職業・家庭科の職業分野「Ｂ情報機器の活用」（中学校技術・家庭科技術分野を履修した生徒については「Ｄ情報の技術」），高等部職業科の「Ｂ情報機器の活用」，高等部情報科の「Ａ情報社会の問題解決」と関連付けて扱う。また，情報デザインの基本的な考え方や方法については，同じく情報科の「Ｃ情報通信ネットワークとデータの活用」でも扱う。

アの(ｱ)の「メディアの基本的な特性とコミュニケーション手段の基本的な特徴について，その変遷を踏まえて知る」とは，コミュニケーションを行うために，表現，伝達，記録などに使われるメディアの基本的な特性，同期や非同期，１対１や１対多数などのコミュニケーション手段の基本的な特徴について知るようにすることである。また，情報技術の発達によりコミュニケーション手段が変化したこと，情報の流通量や範囲が広がったこと，即時性や利便性が高まったこと，効果や影響が拡大したこと，コミュニケーションの役割が変化したことなどについて知るようにする。

その際，情報のデジタル化に関して，デジタルカメラやコンピュータ等の情報機器を活用し，画像データなどを実際に操作することで，標本化，量子化，符号化などを知るようにするとともに，標本化の精度や量子化のレベルによって，ファイルサイズや音質，画質の変化が生じることを知るようにする。また，情報をデジタル化することにより，情報の蓄積，編集，表現，圧縮，転送が容易にできることについて知るようにする。

アの(ｲ)の「情報デザインが人や社会に果たしている役割を知る」とは，分かりやすく情報を表現するために，目的や受け手の状況に応じて伝達する情報を抽象化，可視化，構造化する方法を知るようにすることである。その際，それらの知識や技能によって作成された情報デザインが人や社会に果たしている役割を知るようにする。

アの(ｳ)の「効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの基本的な考え方や方法を知り，表現する基礎的な技能を身に付ける」とは，効果的なコミュニケーションを行うために，目的や受け手の状況に応じたコンテンツの制作過程，情報デザインの基本的な考え方や方法について知り，技能を身に付けるようにすることである。

イの(ｱ)の「メディアとコミュニケーション手段の関係を考える」とは，よりよくコミュニケーションを行うために，複数のメディアと複数のコミュニケーション手段の関係について考える力を養うことである。

イの(ｲ)の「コミュニケーションの目的に合わせて，必要な情報が伝わるような情報デザインを考える」とは，コミュニケーションの目的を知り，目的に応じて必要な情報を伝える情報デザインを考える力を養うことである。その際，扱う情報やメディアの種類によって適切な表現方法を選択する力を養うことである。

イの(ｳ)の「効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの基本的な考え方や方法に基づいて表現の仕方を工夫する」とは，効果的なコミュニケーションを行うため

に，情報デザインの基本的な考え方や方法を用いて，表現の仕方を工夫しながらコンテンツを制作する力を養うことである。

アの(ｱ)，イの(ｱ)に係る学習活動については，例えば，電子メールやSNSの送受信やコミュニケーションの際に利用する数値や文字，静止画や動画，音声や音楽などの情報について,これらのアナログ情報をデジタル化して効率的に伝送するなどの実習が考えられる。

また，静止画については，デジタルカメラで撮影する際に解像度に応じてファイルサイズが変化したり，同じ解像度でもファイル形式を変えることで圧縮方法が変わってファイルサイズが変化したりすることから，画像データの解像度，画像サイズ，階調表現，色彩表現，圧縮方法などを操作するなど実際的な活動を通して画質とファイルサイズがトレードオフの関係になっていることを確認する学習活動が考えられる。

さらに，マスメディアの情報伝達手段の変遷を取り上げ，ニュース，天気予報，鉄道路線や経路検索などの交通情報，地図，催事など，生活を豊かにする有益な情報などについて紙，電波，情報通信ネットワークなどを扱い，個人と個人とのコミュニケーション手段の変遷を取り上げ，手紙，電子メール，SNS などを扱うことが考えられる。また，交流及び共同学習の取組として他の学校とやりとりする活動など，実際にメディアやコミュニケーション手段の扱いを体験し，それぞれのメリットやデメリットについて扱うことが考えられる。

アの(ｲ)，イの(ｲ)に係る学習活動については，例えば，道路標識やトイレの場所などを示すサイン，Web ページなどの情報デザインを取り上げ，情報を抽象化する方法としてアイコン，ピクトグラム，ダイヤグラム，地図のモデル化など，情報を可視化する方法として表，図解，グラフなど，情報を構造化する方法として，文字の配置，ページレイアウト，Web サイトの階層構造，ハイパーリンクなどを扱うことが考えられる。その際，全体を把握した上で，構成要素間の関係を分かりやすく整理することが大切である。

アの(ｳ)，イの(ｳ)に係る学習活動については，例えば，情報デザインの基本的な考え方や方法を活用した作品制作を取り上げ，アプリケーションソフトウエアを活用した学校行事の案内，生徒会活動などで取り組まれる標語ポスター，学級新聞やWebページの作成などを扱うことが考えられる。その際，例えば，点，線，面などの形態，色の三属性，配色などの色彩，ページレイアウトなどにより，伝わり方が違うことを知るようにする。

Ｂの全体にわたる学習活動としては，情報と情報技術を活用して問題を知り，その問題の解決に向けて効果的なメディアやコミュニケーション手段を選択し，情報デザインの基本的な考え方や方法に基づいて表現の工夫をし,コンテンツを制作することが考えられる。

例えば，作業製品を販売するための宣伝ポスターやWebページを制作する学習活動を行う場合，情報通信ネットワークを活用して参考となるデザインを集め，グループでの話合いなどにより，より多くの製品を販売するためにデザインを選択したり，購入者に伝えたい情報を入れたり，関連する図や表を入れたりするなどの表現の工夫をしたりすることが考えられる。

Ｃ　情報通信ネットワークとデータの活用

C　情報通信ネットワークとデータの活用

情報通信ネットワークを介して流通するデータに着目して，情報通信ネットワークや情報システムにより提供されるサービスを利用し，問題を知り，問題の解決に向けた活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　次のような知識及び技能を身に付けること。

(ｱ) 情報通信ネットワークの基本的な仕組みや情報セキュリティを確保するための基本的な方法について知ること。

(ｲ) 身近なデータを蓄積，管理，提供する基本的な方法，情報通信ネットワークを介した情報システムによるサービスの提供に関する基本的な仕組みと特徴について知ること。

(ｳ) データを表現，蓄積するための基本的な表し方と，データを収集，整理する基本的な方法について知り，基礎的な技能を身に付けること。

イ　次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

(ｱ) 情報通信ネットワークにおける情報セキュリティを確保する基本的な方法について考えること。

(ｲ) 情報システムが提供するサービスの利用について考えること。

(ｳ) データの収集，整理及び結果の表現の基本的な方法を適切に選択し，実行すること。

ここでは，情報通信ネットワークや情報システムにより提供されるサービスを活用する活動を通して情報の科学的な見方・考え方を働かせて，インターネット接続サービス，サーバ，アプリケーション及びオペレーティングシステムなどの情報通信ネットワークや情報システムの基本的な仕組みを知るとともに，身近なデータを蓄積，管理，提供する基本的な方法，データを収集，整理する方法，情報セキュリティを確保する方法を身に付けるようにし，目的に応じて情報通信ネットワークや情報システムにより提供されるサービスを安全かつ効率的に利用する力やデータから問題を知り，データを問題の解決に利用する力を養うことをねらいとしている。

また，こうした活動を通して，情報技術を利用しようとする態度，データを精査しようとする態度，情報セキュリティなどに配慮して情報社会に関わろうとする態度を養うことが考えられる。

ここで学ぶ情報通信ネットワークの仕組み，情報システムにおけるデータを通信する技術については，中学部職業・家庭科の職業分野「Ｂ情報機器の活用」（中学校において技術・家庭科を履修した生徒については技術分野「Ｄ情報の技術」）の内容を踏まえて扱う。

また，統計的な内容については，中学部数学科及び中学校数学科の領域である「Ｄデータの活用」や高等部数学科の「Ｄデータの活用」の内容を踏まえて扱うとともに，地域や学校の実態及び生徒の状況等に応じて教育課程を工夫するなど相互の内容の関連を図ることも大切である。

アの(ｱ)の「情報通信ネットワークの基本的な仕組みや情報セキュリティを確保するための基本的な方法について知る」とは，コンピュータ等を使ってデータをやり取りするためにコンピュータ同士を接続する仕組みや情報通信ネットワークを構成する機器の名称や役割を知るようにすることである。また，安全かつ効率的な通信を行うための個人認証や

情報の暗号化，デジタル署名やデジタル証明書などの情報セキュリティを確保する仕組みと必要性などについて知るようにする。

アの(ｲ)の「身近なデータを蓄積，管理，提供する基本的な方法，情報通信ネットワークを介した情報システムによるサービスの提供に関する基本的な仕組みと特徴について知る」とは，情報システムが提供するサービスを安全かつ効率的に利用するために，情報システムにおけるデータの位置付け，データを蓄積，管理，提供するデータベースについて知るようにすることである。

また，データベースとは，ある目的のために収集した情報を一定の規則に従ってコンピュータに蓄積し利用するための仕組みであることなどについて知るようにすることである。

アの(ｳ)の「データを表現，蓄積するための基本的な表し方とデータを収集，整理するための基本的な方法について知り」とは，問題を知り，問題の解決に活用するために，データをファイルとして蓄積するためのデータの様々な形式，データを収集，整理する一連のデータ処理の流れ及びその評価について知るようにすることである。その際，データの形式としては，表計算ソフトウェア等で扱われる表形式で表現されるデータをはじめとして，様々な形式のデータを扱う。また，データの収集としては，データの内容や形式を踏まえて，その収集方法を知ることができるようにする。更に，データの整理としては，データに含まれる欠損値や外れ値の扱いやデータを整理，変換する必要性を知るようにする

イの(ｱ)の「情報通信ネットワークにおける情報セキュリティを確保する基本的な方法について考える」とは，コンピュータ等を用いて安全かつ効率的な通信を行う力を養うことである。また，情報セキュリティを確保する基本的な方法について調べ，その意義を考えることにより，情報通信ネットワークを適切に利用しようとする態度を養うことが考えられる。

イの(ｲ)の「情報システムが提供するサービスの利用について考える」とは，目的に応じて適切なサービスを選択するために，様々なサービスが自らの生活にどのように役立っているのかを考え，よりよいサービスの使い方を模索する力を養うことである。また，情報システムが提供するサービスを活用する際に，提供する個人情報と受けるサービスとの関係に留意することが考えられる。

イの(ｳ)の「データの収集，整理及び結果の表現の方法を適切に選択し，実行する」とは，問題を知り，問題の解決にデータを利用するために，必要なデータの収集について，選択，判断する力，それに応じて適切なデータの整理や変換の方法を判断する力を養うことである。

アの(ｱ)，イの(ｱ)に係る学習活動については，例えば，校内LAN（Local Area Network）等の情報通信ネットワークの仕組みや，電子メールを送受信するときの情報の流れなどを取り上げ，安全で効率的な情報通信ネットワークに必要なことを扱う。

アの(ｲ)，イの(ｲ)に係る学習活動については，例えば，携帯電話のアドレス帳，学校における進路情報データベース，図書館の蔵書管理・検索システム，電車等の座席予約システム，コンビニエンスストアやスーパーマーケットなどのPOSシステム（Point Of Sales system）及び銀行ATM（Automatic Teller Machine）などの情報システムの仕組みや利用例を取り上げ，情報システムにおけるデータの重要性，情報システムが提供するサービスを利用するための方法を扱う。その際，情報通信ネットワークを介して情報システムが提

供するサービスを利用する際の留意点などについても触れる。

アの(ｳ)，イの(ｳ)に係る学習活動については，例えば，データの形式に関しては，作成した文書，表やグラフ，画像，住所録などのデータを扱うことが考えられる。その際には，必要に応じて，「Ａ情報社会の問題解決」の内容と関連付け，個人情報の取り扱いなどに配慮する必要があることにも触れる。

また，それらのデータを様々なソフトウェアで扱うことができるように整理，加工し，分かりやすい可視化の方法について話合い，これらを選択して実施する学習活動などが考えられる。

Ｃの全体にわたる学習活動としては，情報通信ネットワークとデータの利用を取り上げ，情報通信ネットワークを用いて安全かつ効率的に多量のデータを集め，これを整理し，発信する学習活動が考えられる。

例えば，作業製品の販売活動における売上げなどのデータを整理する学習活動を行う場合，購入者のアンケート結果をグラフや表などを用いてデータを可視化して全体の傾向に気づいたり，問題を知ったりすることが考えられる。

その際，アンケートのデータを整理して分かりやすくまとめる学習活動を通して，データの形式に関する知識，整理した結果を可視化する技能を身に付け，適切なデータ形式を選択する力，データを基に考える力，整理した結果を分かりやすく伝える力を養うことが考えられる。

更に，地域や学校及び生徒の実態に応じて，校内 LAN あるいはインターネットなどの情報通信ネットワークを選択するとともに，アンケートについては，サーバに生徒自身が作成するほか，アンケートの作成，収集などの機能を提供するインターネット上のサイトを使用できるようにすることが考えられる。

(2) ２段階の目標と内容

ア　目標

○２段階

(1) 目　標

ア　効果的なコミュニケーションの方法や，身近にあるコンピュータやデータの活用について理解し，基礎的な技能を身に付けるとともに，情報社会と人との関わりについて理解する。

イ　身近な事象を情報とその結び付きとして捉え，問題を知り，問題を解決するために必要な情報と情報技術を適切かつ効果的に活用する力を養う。

ウ　身近にある情報や情報技術を適切に活用するとともに，情報社会に参画しようとする態度を養う。

ここでは，１段階で育成した資質・能力を踏まえ，さらに主体的に学び，問題の解決に向けて情報技術を適切に活用する力や情報社会に参画しようとする実践的な態度を育てることをねらいとしている。

アの「情報社会と人との関わりについて理解する」とは，情報社会においては，全ての人間が情報の送り手と受け手の両方の役割をもつということを踏まえ，情報の送り手と受

け手としてあらゆる場面において適切な行動ができるようにするために必要な情報に関する法規や制度，マナー及び情報を扱うときに生じる責任などについて，情報社会の問題を知り，問題を解決する活動を通じて理解することである。

イの「問題を知り，問題を解決するために必要な情報と情報技術を適切かつ効果的に活用する力を養う」とは，１段階で習得した内容を踏まえ，様々な情報手段の中から，直面する課題や目的に応じて情報手段を選択し，問題の解決に向けて，問題を解決する活動とその振り返り及び見直しを行い，問題の解決に適切かつ効果的に活用する力を養うことである。

ウの「情報社会に参画しようとする態度を養う」とは，生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し，情報モラルの必要性や情報などに対する責任などについて考えたり，情報と情報技術を適切に活用したりしながら情報社会に参画しようとする態度を養うことである。

イ　内容

Ａ　情報社会の問題解決

(2) 内　容

Ａ　情報社会の問題解決

身近にある情報や情報技術を活用して問題を知り，問題を解決する方法に着目し，解決に向けた活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　次のような知識及び技能を身に付けること。

(ｱ) 身近にある情報やメディアの基本的な特性及びコンピュータ等の情報機器の基本的な用途，操作方法及び仕組みを踏まえ，情報と情報技術を活用して問題を知り，問題を解決する方法を身に付けること。

(ｲ) 情報に関する身近で基本的な，法規や制度，情報セキュリティの重要性，情報社会における個人の責任及び情報モラルについて理解すること。

(ｳ) 身近にある情報技術が人や社会に果たす役割と及ぼす影響について基本的な理解をすること。

イ　次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

(ｱ) 目的や状況に応じて，身近にある情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して問題を知り，問題を解決する方法について考えること。

(ｲ) 情報に関する身近で基本的な，法規や制度及びマナーの意義，情報社会において個人の果たす役割や責任，情報モラルなどについて，それらの背景を捉え，考えること。

(ｳ) 身近にある情報や情報技術の適切かつ効果的な活用と望ましい情報社会の在り方について考えること。

ここでは，１段階で習得した身近にある情報やメディアの基本的な特性及びコンピュータ等の情報機器の基本的な用途や操作方法を踏まえ，情報の科学的な見方・考え方を働かせて，身近にある情報と情報技術を活用して問題を知り，問題を解決する学習活動を通して，問題を知り，問題を解決する方法を身に付けるとともに，情報技術が人や社会に果たす役割と影響，情報モラルなどについて理解するようにし，情報と情報技術を適切かつ効

果的に活用して問題を知り,問題を解決し,望ましい情報社会の在り方を考える力を養う。

こうした活動を通して，情報社会における問題を知ること及び問題の解決に情報と情報技術を適切かつ効果的に活用しようとする態度，情報モラルなどに配慮して情報社会に参画しようとする態度を養うことが考えられる。

問題を知り，問題を解決する方法については，１段階の内容，中学部及び中学校までの段階で学習するものを踏まえて，情報と情報技術を活用した具体的な問題解決の過程の中で扱う。情報に関する法規や制度及びマナーの意義，情報社会において個人の果たす役割や責任，情報モラルなどの指導に当たっては，１段階の内容，中学部及び中学校までの学習，社会科及び職業科をはじめ他教科等の学習との関連を図ることが大切である。

アの(ｱ)の「情報と情報技術を活用して問題を知り，問題を解決する方法を身に付ける」とは，問題解決の一連の流れ及び各場面で必要な知識及び技能を身に付けることである。その際，得られた情報を文章や図にするなど可視化させることによって，比較したり，組み合わせたり，新たな情報を生み出したりすることができることを理解するようにする。更に，選択した解決方法によって作業の効率や得られる効果が異なる場合があること，問題解決の各場面や解決後に自ら振り返ったり他者に評価してもらったりして改善することが大切なこと，成果を発信し，周りと共有することによって情報が蓄積され，情報と情報技術を活用した自らの問題解決が社会に役立つ可能性があることについて理解するようにする。

アの(ｲ)の「法規や制度，情報セキュリティの重要性，情報社会における個人の責任及び情報モラルについて理解する」とは，１段階で習得した内容を踏まえ，法を遵守すること，情報モラルを養うこと，情報セキュリティを確保することの重要性，大量かつ多様な情報の発信・公開・利用に対応した法規や制度の必要性が増していることも理解するようにすることである。ソーシャルエンジニアリングについては，例えば，なりすましの電話や電子メールで，ID やパスワードなどの情報を聞き出されたことにより不正なログインをされたり，電子メールに個人情報を添付して送信してしまったりすることで，個人情報が漏洩してしまい被害に遭うことがあることなどを取り扱うことが考えられる。

なお，情報セキュリティの３要素である機密性・完全性・可用性などについては，「Ｃ情報通信ネットワークとデータの活用」との関連について配慮する。

アの(ｳ)の「身近にある情報技術が人や社会に果たす役割と及ぼす影響について基本的な理解をする」とは，１段階で習得した内容を踏まえ，人工知能などの発達により人に求められる仕事の内容が変化していくことや，情報化の「影」の影響を少なくし，「光」の恩恵をより多く享受するために問題解決の考え方が重要であることなども理解するようにすることである。

イの(ｱ)の「目的や状況に応じて，身近にある情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して問題を知り，問題を解決する方法について考える」とは，問題を知り，問題を解決するための一連の流れの中で，身近にある情報と情報技術を適切かつ効果的に活用し，思考を広げ，整理し，深め，根拠をもって物事を判断する力を養うことである。その際，問題解決のゴールを想定する力，複数の解決策を作り根拠に基づき合理的に選択する力，問題がどの程度解決されたのかを判断する力,他の方法を選択していた場合の結果を予想する力,問題を知り，問題を解決する過程を振り返って見直す力を養う。

イの(ｲ)の「情報に関する身近で基本的な，法規や制度及びマナーの意義，情報社会に

おいて個人の役割や責任，情報モラルなどについて，それらの背景を捉え，考える」とは，情報社会で責任をもって生活していくために，情報に関する基本的な法規や制度に適切に対応する力，情報モラルに配慮して情報を発信する力，情報セキュリティを確保する力なを養うことである。その際，法規や制度が改正されたり，マナーが変わったりしても，根拠や，法規，制度及びマナーの意義に基づいて正しい対応ができるようにする。

イの(ｳ)の「身近にある情報や情報技術の適切かつ効果的な活用と望ましい情報社会の在り方について考える」とは，情報社会に参画するために，身近にある情報と情報技術を適切に活用できる力，望ましい情報社会の在り方について考える力，人工知能やロボットなどの情報技術の補助を受けたときに人に求められる仕事がどのように変わるかを考える力，情報社会をよりよくする方法について考える力を養うことである。

アの(ｱ)，イの(ｱ)に係る学習活動については，例えば，自分たちの携帯情報端末の利用方法などを，国や自治体等が公開しているデータと比較する活動を通して問題を知り，解決策を提案するとともに，その活動を自ら振り返ったり，互いに評価し合ったりすることで，より適切な利用方法を選択することが考えられる。

なお，数値の処理を行う際には，これまでの学習を基に，問題の解決方法と関連付けながら数値やグラフなどを選択させることの重要性を扱い，「Ｃ情報通信ネットワークとデータの活用」でのデータの収集や統計データの分析の内容の基礎となるよう配慮する。

アの(ｲ)，イの(ｲ)に係る学習活動については，例えば，サイバー犯罪などの原因を調べ，対策を考えることを通して，ID やパスワードの管理の必要性，推測されにくいパスワードや生体認証などの個人認証の必要性，ソフトウェアのセキュリティ更新プログラムを適用する必要性，その提供が終了したソフトウェアを使い続けることの危険性を扱うことが考えられる。また，個人情報の保護に関する法律における個人データの例外的な第三者提供について考えることによって，個人情報の保護と活用の在り方を扱うことが考えられる。

アの(ｳ)，イの(ｳ)に係る学習活動については，例えば，SNS などの特性や利用状況を調べさせることによって，時間や場所を越えてコミュニケーションが可能になったこと，誹謗・中傷などの悪質な書き込みが問題になっていること，いわゆるネット依存やテクノストレスなどの健康面への影響が懸念されていることなどを扱うことが考えられる。また，電子マネーや IC カード，IC チップなどの普及によって，自動改札やセルフレジなどが増加したことや，人工知能やロボットが発達したことで人の仕事内容が変化したことなどを扱うことが考えられる。

なお，必要に応じて，「Ｂコミュニケーションと情報デザイン」の内容と関連付け，全ての人間が情報と情報技術を快適に利用するためにはユニバーサルデザイン，ユーザビリティ，アクセシビリティなどに配慮する必要があることにも触れる。

Ａの全体にわたる学習活動としては，よりよい情報技術の活用や情報社会の在り方について，問題を知り，解決方法の提案，振り返り，見直しなど，グループで一連の学習活動を行うことが考えられる。

例えば，校内で生徒が運営する喫茶コーナーを校外のイベント等で実施する活動が挙げられる。これまで行われてきたイベントへの参加状況や感想などをアンケートなどで調査し，問題を知るとともに，それをより良くするために，情報通信ネットワーク等を効果的

に活用したり，また，情報技術を取り入れることにより，どのような効果が期待されるのかを検討して当事者の立場に立って提案したりすることが考えられる。

その際，外部人材の活用や生徒自身が進んで社会と関わるような活動について配慮し，学習したことと社会との結び付きを強めるようにする。

Ｂ　コミュニケーションと情報デザイン

Ｂ　コミュニケーションと情報デザイン

身近なメディアとコミュニケーション手段及び情報デザインに着目し，目的や状況に応じて受け手に分かりやすく情報を伝える活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　次のような知識及び技能を身に付けること。

(ｱ) 身近なメディアの基本的な特性とコミュニケーション手段の基本的な特徴について，その変遷を踏まえて理解すること。

(ｲ) 身近にある情報デザインが人や社会に果たしている役割を理解すること。

(ｳ) 身近にある情報デザインから，効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの基本的な考え方や方法を理解し表現する基礎的な技能を身に付けること。

イ　次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

(ｱ) 身近なメディアとコミュニケーション手段の関係を捉え，それらを目的や状況に応じて適切に選択すること。

(ｲ) コミュニケーションの目的に合わせて，適切かつ効果的な情報デザインを考えること。

(ｳ) 効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの基本的な考え方や方法に基づいて表現し，振り返り，表現を見直すこと。

ここでは，目的や状況に応じて受け手に分かりやすく情報を伝える活動を通じて，情報の科学的な見方・考え方を働かせて，身近なメディアの基本的な特性やコミュニケーション手段の基本的な特徴について科学的に理解するようにし，効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの基本的な考え方や方法を身に付けるようにするとともに，コンテンツを表現し，振り返り，表現を見直す力を養う。

こうした学習活動を通して，情報と情報技術を活用して効果的なコミュニケーションを行おうとする態度，情報社会に参画しようとする態度を養うことが考えられる。

身近なメディアの基本的な特性やコミュニケーション手段の基本的な特徴については，中学部職業・家庭科の職業分野「Ｂ情報機器の活用」（中学校技術・家庭科技術分野を履修した生徒については「Ｄ情報の技術」），高等部情報科の「Ａ情報社会の問題解決」と関連付けて扱う。また，情報デザインの基本的な考え方や方法については，同じく情報科の「Ｃ情報通信ネットワークとデータの活用」でも扱う。

アの(ｱ)の「メディアの基本的な特性とコミュニケーション手段の基本的な特徴について，その変遷を踏まえて理解する」とは，１段階で扱った内容を理解するようにするとともに，情報のデジタル化に関して標本化，量子化，符号化などを理解するようにすることである。また，複数のメディアを組み合わせて統合したり，大量の情報を効率よく伝送し

たりできることなどについて扱うことなどが考えられる。

アの(ｲ)の「情報デザインが人や社会に果たしている役割を理解する」とは，分かりやすく情報を表現するために，目的や受け手の状況に応じて伝達する情報を抽象化，可視化，構造化する方法，年齢，言語や文化及び障害の有無などに関わりなく情報を伝える方法を理解するようにすることである。その際，これらの知識や技能によって作成された情報デザインが人や社会に果たしている役割を理解するようにする。

アの(ｳ)の「効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの基本的な考え方や方法を理解し，表現する基礎的な技能を身に付ける」とは，効果的なコミュニケーションを行うために，目的や受け手の状況に応じたコンテンツの設計，制作，実行，見直しなどの一連の過程，情報デザインの基本的な考え方や方法について理解し，技能を身に付けるようにすることである。その際，情報デザインの重要性，一連の過程を繰り返すことの重要性などについて理解するようにする。

イの(ｱ)の「メディアとコミュニケーション手段の関係を捉え，それらを目的や状況に応じて適切に選択する」とは，よりよくコミュニケーションを行うために，複数のメディアと複数のコミュニケーション手段の組合せについて考える力，コミュニケーションの目的や受け手の状況に応じて適切で効果的な組合せを選択する力，自らの取組を振り返り，表現を見直す力を養うことである。

イの(ｲ)の「コミュニケーションの目的に合わせて，適切かつ効果的な情報デザインを考える」とは，全ての人に情報を伝えるために，コミュニケーションの目的に合わせて，伝える情報を明確にする力，目的や受け手の状況に応じて適切かつ効果的な情報デザインを考える力を養うことである。その際，扱う情報やメディアの種類によって適切な表現方法を選択する力，年齢，言語や文化及び障害の有無などに関わりなく情報を伝える方法について考える力を養うことである。

イの(ｳ)の「効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの基本的な考え方や方法に基づいて表現し，振り返り，表現を見直す」とは，効果的なコミュニケーションを行うために，情報デザインの基本的な考え方や方法を用いてコンテンツを設計する力，制作する力，実行する力，及び見直す力を養うことである。その際，必要なコンテンツを企画する力，情報デザインの考え方や方法を活用する力，見直す方法を考える力を養うことである。

アの(ｱ)，イの(ｱ)に係る学習活動については，例えば，情報の受け手が理解しやすいように複数のメディアを組み合わせて統合したり，その情報を実際に関係機関などに伝送したりする学習活動が考えられる。その際，文字・静止画・動画・音声・グラフィックスなどの複数のメディアをコミュニケーションの目的や受け手の状況に応じて組み合わせて統合し，受け手に直感的で分かりやすく効果的に情報を伝える学習活動が考えられる。更に，選択したメディアやコミュニケーション手段の組合せを振り返り，表現を見直す学習活動などが考えられる。

アの(ｲ)，イの(ｲ)に係る学習活動については，例えば，全ての人に伝わりやすい情報デザインの工夫を取り上げ，ユニバーサルデザイン，ユーザビリティ，アクセシビリティや環境の様々な要素が人の動作などに働きかけるシグニファイアなどを扱うことが考えられる。

アの(ｳ)，イの(ｳ)に係る学習活動については，例えば，情報デザインの基本的な考え方や方法を活用した作品制作を取り上げ，アプリケーションソフトウエアを活用した学校行事の案内，生徒会活動などで取り組まれる標語ポスター，学級新聞やWebページなどの作成などを扱う学習活動が考えられる。その際，作品に対して，自己の振り返りや他者の感想，意見などを基に表現を見直し，工夫をすることなどについて扱うことが考えられる。

Ｂの全体にわたる学習活動としては，情報と情報技術を活用して問題を知り，その問題の解決に向けて適切かつ効果的なメディアやコミュニケーション手段を選択し，情報デザインの基本的な考え方や方法に基づいてコンテンツの設計，制作，実行，見直しなどの一連の過程に取り組むことが考えられる。

例えば，学校紹介や学校行事などの特別活動などと連携したWebページやポスターなどのコンテンツの制作する学習活動を行う場合，より多くの人に訪問してもらうために，グループで意見を出し合いながら，Web ページやポスターなどを制作し，その訪問者の数の違いや訪問者の意見からWebページやポスターのデザインを振り返ったり，表現を見直したりすることが考えられる。

また，問題の解決策を検討するためにラフスケッチや絵コンテを作成したり，図，グラフによって情報を可視化したりすることなどが考えられる。それらを基に役割分担し，制作，振り返りとそれに基づく表現の見直しなどを扱うことが考えられる。

Ｃ　情報通信ネットワークとデータの活用

Ｃ　情報通信ネットワークとデータの活用

情報通信ネットワークを介して流通するデータに着目して，情報通信ネットワークや情報システムにより提供されるサービスを活用し，問題を知り，問題の解決に向けた活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　次のような知識及び技能を身に付けること。

(ｱ) 情報通信ネットワークの基本的な仕組みや情報セキュリティを確保するための基本的な方法について理解すること。

(ｲ) 身近なデータを蓄積，管理，提供する基本的な方法，情報通信ネットワークを介した情報システムによるサービスの提供に関する基本的な仕組みと特徴について理解すること。

(ｳ) データを表現，蓄積するための基本的な表し方と，データを収集，整理，分析する基本的な方法について理解し，基礎的な技能を身に付けること。

イ　次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

(ｱ) 目的や状況に応じて，情報通信ネットワークにおける情報セキュリティを確保する基本的な方法について考えること。

(ｲ) 情報システムが提供するサービスの効果的な活用について考えること。

(ｳ) データの収集，整理，分析及び結果の表現の基本的な方法を適切に選択し，実行し，振り返り，表現を見直すこと。

ここでは，1 段階で習得した情報通信ネットワークや情報システムにより提供されるサービスを活用する活動を通して情報の科学的な見方・考え方を働かせて，情報通信ネット

ワークや情報システムの基本的な仕組みを理解するとともに,身近なデータを蓄積,管理,提供する基本的な方法，データを収集，整理，分析する方法，情報セキュリティを確保する方法を身に付けるようにし，目的に応じて情報通信ネットワークや情報システムにより提供されるサービスを安全かつ効率的に活用する力やデータから問題を知り，データを問題の解決に活用する力を養うことをねらいとしている。

また，こうした学習活動を通して，情報技術を適切かつ効果的に活用しようとする態度，データを多面的に精査しようとする態度，情報セキュリティなどに配慮して情報社会に参画しようとする態度を養うことが考えられる。

ここで学ぶ情報通信ネットワークの仕組み，情報システムにおけるデータを通信する技術やデータを蓄積，管理，提供する方法については，中学部職業・家庭科職業分野「Ｂ情報機器の活用」（中学校において技術・家庭科を履修した生徒については技術分野「Ｄ情報の技術」）の内容を踏まえて取り扱う。

また，統計的な内容については，中学部数学科及び中学校数学科の領域である「Ｄデータの活用」や高等部数学科の「Ｄデータの活用」の内容を踏まえて扱うとともに，地域や学校の実態及び生徒の状況等に応じて教育課程を工夫するなど相互の内容の関連を図ることも大切である。

アの(ｱ)の「情報通信ネットワークの基本的な仕組みや情報セキュリティを確保するための基本的な方法について理解する」とは，１段階で習得した内容を踏まえ，必要なときに正確かつ安全に保護された情報を扱うことができるようにするために，情報の信頼性，可用性，機密性を確保するための方法である個人認証や情報の暗号化，デジタル署名やデジタル証明書などの情報セキュリティを確保するための基本的な方法と必要性などについて理解するようにすることである。

アの(ｲ)の「身近なデータを蓄積，管理，提供する基本的な方法，情報通信ネットワークを介した情報システムによるサービスの提供に関する基本的な仕組みと特徴について理解する」とは，情報システムが提供するサービスを安全かつ効率的に活用するために，情報システムにおけるデータの位置付け，身近にあるデータを蓄積，管理，提供するデータベースについて理解するようにすることである。

データベースについては，１段階で習得したことに加え，情報通信技術の急速な発展により，情報システムが提供するサービスの多くが情報通信ネットワーク上のシステムで稼働していることなどについて理解するようにする。

アの(ｳ)の「データを収集，整理，分析するための基本的な方法について理解し，基礎的な技能を身に付ける」とは，１段階で習得した内容を踏まえ，データを収集，整理，分析する一連のデータ処理の流れ及びその振り返りと見直しについて理解するようにすることである。

データの分析としては，基礎的な分析及び可視化の方法を理解するようにする。

イの(ｱ)の「目的や状況に応じて，情報通信ネットワークにおける情報セキュリティを確保する基本的な方法について考える」とは，コンピュータ等を用いて安全かつ効率的な通信を行う力を養うことである。また，情報セキュリティを確保する方法について調べ，その意義を考えることにより，情報通信ネットワークを適切に活用しようとする態度を養うことが考えられる。

イの(ｲ)の「情報システムが提供するサービスの効果的な利用について考える」とは，

目的に応じて適切なサービスを選択するために，様々なサービスが自らの生活にどのように役立っているのかを考え，よりよいサービスの使い方を模索する力を養うことである。また，複数のサービスを比較検討し，目的に応じて最適なものを選択したり，組み合わせたりして活用する力を養うことである。更に，情報システムが提供するサービスを活用する際に，提供する個人情報と受けるサービスとの関係に留意することが考えられる。

イの(ｳ)の「データの収集，整理，分析及び結果の表現の方法を適切に選択し，実行し，振り返り，表現を見直す」とは，１段階で習得した内容を踏まえ，分析の目的に応じた方法を選択，処理する力，その結果について多面的な可視化を行うことにより，データに含まれる傾向を見いだす力を養うことである。

また，データの傾向に関して評価するために，客観的な指標を基に判断する力，生徒自身の考えを基にした適正な解釈を行う力を養うことである。

アの(ｱ)，イの(ｱ)に係る学習活動については，例えば，家庭内 LAN 等の小規模な情報通信ネットワークの仕組みを取り上げ，有線 LAN と無線 LAN の違い及び無線 LAN において情報セキュリティを確保する方法を扱うことが考えられる。更に，公衆無線 LAN を安全・安心に利用するための注意点についても触れる。

アの(ｲ)，イの(ｲ)に係る学習活動については，例えば，コンサートチケットの予約サービス，インターネットを介した在宅学習，防災情報などの情報提供サービスの仕組みや活用例を取り上げ，情報システムにおいて取り扱われているデータの種類や内容とそのデータの重要性，情報システムが提供するサービスを利用するための方法を扱う。また，インターネットを介した売買サービスを取り上げ,その仕組みや特徴,取引データを守る工夫,利用する側と提供する側双方のメリットを扱う。その際，情報通信ネットワークを介して情報システムが提供するサービスを活用する際の留意点などについても触れる。

アの(ｳ)，イの(ｳ)に係る学習活動については，例えば，データの形式に関しては，表形式以外の時系列データ，SNS などにおいて個人と個人の繋(つな)がりを表現するためのデータ，項目（キー）と値（バリュー）をセットにして値を格納するキー・バリュー形式のデータを扱うことが考えられる。

また，気象データや就職率など，国や地方公共団体などが提供しているオープンデータなどについて扱い，それらのデータを整理，加工し，適切な分析や分かりやすい可視化の方法について，生徒個々人の考えなどをグループで話合い，表現の方法を見直す学習活動などが考えられる。

Ｃの全体にわたる学習活動としては，情報通信ネットワークとデータの利用を取り上げ,情報通信ネットワークを用いて安全かつ効率的に多量のデータを集め，これを整理，分析し，発信する学習活動が考えられる。また，国や地方公共団体，民間企業等が提供するオープンデータを取り上げ，データの傾向を見いだす学習活動も考えられる。

例えば，作業製品の販売活動における売上げなどのデータを分析する学習活動を行う場合，グラフや表などを用いてデータを可視化して特徴を読み取ったり，公開されている気象データ等から今後の生産数や売上げの予測をしたりすることが考えられる。

その際，最適な判断ができるようにするための安全かつ効率的なデータの収集を行うために必要な情報システムについて考える学習活動を通して，情報通信ネットワークの仕組

み，データを蓄積，管理，提供するデータベースの仕組み，情報セキュリティなどについて理解を深め，これらを効果的に活用する力を養うことが考えられる。

また，調査によって得られたデータを分析して分かりやすくまとめたり，報告したりする学習活動を通して，データの形式に関する知識，統計的に分析する技能や結果を可視化する技能を身に付け，適切なデータ形式を選択する力，データを基に多面的に考える力，分析結果を分かりやすく伝える力を養うことが考えられる。

更に，地域や学校及び生徒の実態に応じて，校内 LAN あるいはインターネットなどの情報通信ネットワークを選択することが考えられる。

４　指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画作成上の配慮事項

３　指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ア　単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ，情報と情報技術を活用して問題を知り，主体的，協働的に制作や話合いなどを行うことを通して解決策を考えるなどの探究的な学習活動の充実を図ること。

この事項は，情報科の指導計画の作成に当たり，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし，情報科の特質に応じて，効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど，生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中，学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し，これからの時代に求められる資質・能力を身に付け，生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには，これまでの学校教育の蓄積も生かしながら，学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが求められている。

指導に当たっては，(1)「知識及び技能」が習得されること，(2)「思考力，判断力，表現力等」を育成すること，(3)「学びに向かう力，人間性等」を涵(かん)養することが偏りなく実現されるよう，単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは，必ずしも１単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元や題材など内容や時間のまとまりの中で，例えば，主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか，対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか，学びの深まりをつくりだすために，生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか，といった視点で授業改善を進めることが求められる。また，生徒や学校の実態に応じ，多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり，単元のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技能」の習得に課題が見られる場合には，それを身に付けるために，生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね，確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり，特に「深い学び」の視点に関して，各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を，習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて，より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

イ　学習の基盤となる情報活用能力が，中学部や中学校までの各教科等において，教科等横断的な視点から育成されてきたことを踏まえ，情報科の学習を通して生徒の情報活用能力を更に高めるようにすること。また，他の各教科等の学習において情報活用能力を生かし高めることができるよう，他の各教科等との連携を図ること。

情報科は，小・中学部，小・中学校，高等部，高等学校の各教科等の指導を通じて行われる情報教育の中核として，小・中学部，小・中学校段階からの問題を知り，問題を解決し，情報活用した経験の上に，情報と情報技術の問題を知り，問題の解決に活用するための科学的な理解や思考力等を育み，情報活用能力を更に高める教科として位置付けることができる。また，生涯にわたって情報技術を活用し現実の問題を知り，問題を解決していくことができる力を育むことは，情報科の学習だけで達成されるのではなく，各教科等の全ての教育活動を通じて達成されるものである。各教科等においては，それぞれの見方・考え方やねらいに即して情報活用能力を育成する教育が行われる。情報科においては，情報教育の目標の観点に基づき，各教科等と密接な関連を図りながら，カリキュラム・マネジメントを含めた計画的な指導によって情報活用能力を生かし高めるよう指導計画の作成に当たって次のような工夫が必要である。

・指導内容の実施時期について，相互に関連付けながら決定する
・教材等を共有する
・学習課題と情報手段を活用した学習活動と実習の有機的な関連を図る

また，生徒が中学部や中学校で情報手段をどのように活用してきたかを的確に把握することは，情報科の指導計画を立てる際に重要なことである。中学部や中学校での活動内容や程度を踏まえて，適切な指導ができるよう留意する必要がある。

ウ　情報科を設ける場合は，生徒の障害の状態や実態に応じて，指導目標を適切に定め，３年間を通して情報科の目標の実現を図るようにすること。

高等部で情報科を設ける場合は，生徒の障害の状態や実態に応じて，指導目標を適切に定めるとともに，３年間を通して情報科の目標の実現を図るようにすることを示している。また，段階の指導への円滑な接続がなされるよう留意することも示している。その際，卒業後の生活を見通して，さまざまな情報や情報機器を適切かつ効果的に活用する機会を十分に設け，生涯学習への意欲を高めるようにすることが大切である。

エ　社会科，数学科及び職業科などの内容との関連を図るとともに，教科の目標に即した調和のとれた指導が行われるように留意すること。

情報科と社会科や数学科及び職業科との連携を図るとともに学習内容の系統性に留意

することが大切である。

(2) 内容の取扱いについての配慮事項

(2) ２の各段階の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。
ア　情報の信頼性や信憑(ひょう)性を確認する基礎的な能力の育成を図るとともに，知的財産や個人情報の保護と活用など，情報モラルの育成を図ること。

各内容の指導に当たっては，情報の信頼性や信憑(ひょう)性を見極めたり確保したりする能力については，他の情報と組み合わせる，情報源を整理する，情報を比較するなどの具体的な方法を通して育成を図るようにする。知的財産や個人情報に関する扱いについては，関係する法律や規則ができた経緯や目的の理解を図るようにし，保護と同時に活用にも配慮されていることを理解するようにする。

これらと併せて情報通信ネットワークやコンピュータの仕組みなどの科学的な理解を進めることで，よりよい情報社会の実現に向けて情報モラルの育成を適切に行うことができる。

イ　目標及び内容等に即して，コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用した実習を積極的に取り入れ，身近にある情報機器の操作の習得を図ること。その際，必要な情報機器やネットワーク環境を整えるとともに，内容のまとまりや学習活動，学校や生徒の実態に応じて，適切なソフトウェア，外部装置などを選択すること。

各内容の指導に当たっては，実習などの実践的・体験的な学習活動を通して，教科や各段階の目標を達成し，その内容を実現することができるよう配慮し，指導の効果を高めることが必要である。

なお，総授業時数に占める実習に配当する授業時数の割合を明示していない。この割合については各学校の実情に応じて弾力的に設定できるようにしたものである。しかし，ここで特に留意すべきことは，情報活用能力を確実に身に付けるためには，問題解決の過程で情報手段を活用することが不可欠であり，実習は重要である，ということである。

また，実習の内容に応じた機能や性能を持つコンピュータなどの情報機器，インターネット接続を含めた情報通信ネットワーク環境を整えることが必要である。更に，情報デザインの学習であれば，それに応じた画像や動画を加工するためのソフトウェアなど，内容のまとまりや学習活動，学校や生徒の実態に応じたものを準備することによって，実習の効果を高めることができる。

ウ　思考力，判断力，表現力等を育成するため，情報と情報技術を活用して問題を知り，問題を解決する過程において，考えたり，調べたりしたことを説明したり記述したりするなどの言語活動の充実を図ること。

言葉は，情報を理解したり自分の考えをまとめたり発表したりするなどの知的活動の基盤であり，コミュニケーション能力，更には，感性・情緒の基盤としての役割を持つ。

各内容の指導に当たっては，情報と情報技術を活用した問題を知り，問題を解決する過程で，認識した情報を基に思考する場面として考察や解釈，概念の形成などの言語活動を

行う。その際，情報科の特質を生かして，情報通信ネットワークを活用した情報の収集と共有化などを用いることが考えられる。同様に思考したものを言語により表現する場面として論理的な説明や記述などの言語活動を行う。その際，情報科の特質を生かして，図，グラフ，アニメーションや動画などのメディアを用いた表現，情報通信ネットワークの特性を生かして考えを伝え合う活動の充実などが考えられる。

エ　情報機器を活用した学習を行うに当たっては，照明やコンピュータの使用時間などに留意するとともに，生徒が自らの健康に留意し望ましい習慣を身に付けることができるよう配慮すること。

学習環境としては，適切な採光と照明，周囲の光が画面に反射しない工夫，机や椅子の高さの調整など，また，望ましい習慣としては，正しい姿勢や適度な休憩などがある。

これらを踏まえ，生徒が主体的に自宅や学校で必要な学習環境を整え，望ましい習慣で情報機器を活用するようにするには，生徒自らが健康に留意した学習環境や望ましい習慣について考え，その意義を理解することが大切である。

オ　授業で扱う具体例，教材・教具などについては，生活に関連の深いものを取り上げるとともに，情報技術の進展に対応して適宜見直しを図ること。

生徒が見通しをもって意欲的に学習活動に取り組むことができるように，生活に関連した題材を扱うことが重要である。その際，その題材のもつ情報技術が実際の生活とどのように関連しているかについて指導することが大切である。

情報技術の進展により，情報と情報技術に関する用語，学習内容における具体例，実習の課題，情報モラルの内容，現在の標準的な情報機器や情報技術などが数年先には標準でなくなる可能性もあるので，授業で扱う具体例，教材・教具などは適宜見直す必要がある。

また，これに伴いコンピュータや情報通信ネットワークなどの学習環境についても見直しや更新が必要になる場合がある。情報科では，個々の機器の操作方法や技術の習得で終わるのではなく，それらの基礎になる原理を理解することが大切である。授業で具体例を選ぶ基準としては，情報機器や情報技術の原理などが生徒にとって分かりやすいものであることを優先させるべきである。

カ　「Ａ情報社会の問題解決」については，この教科の導入として位置付け，「Ｂコミュニケーションと情報デザイン」や「Ｃ情報通信ネットワークとデータの活用」との関連性に配慮すること。

内容のＡを情報科の導入として位置付けるとともに，ＢやＣの内容の指導に当たっては，内容のＡと関連付けて扱うことで，各内容に関する興味・関心を高め，生徒が主体的に学習に取り組み，「情報に関する科学的な見方・考え方」を働かせることができるようにすることが大切である。

キ　「Ｃ情報通信ネットワークとデータの活用」のアの(ｱ)及びイの(ｱ)については，身近にある情報機器を操作し，情報セキュリティを確保する活動を取り入れること。

Ｃの情報通信ネットワークの基本的な仕組みや情報セキュリティを確保するための基本的な方法に関する指導を行う際には，生徒の身近にある，もしくは日常的に使用している情報機器等を扱い，その情報機器等に潜む情報セキュリティに関する危険性に気付かせるとともに，その仕組みを知ったり，情報セキュリティを確保したりする活動に取組むことが大切である。

第２編　高等部学習指導要領解説

第２部　高等部学習指導要領総則等の解説

第５章　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第５節　主として専門学科において開設される各教科

第１　家政

第５節　主として専門学科において開設される各教科

第１　家政

１　改訂の要点

目標については，産業界で必要とされる資質・能力を見据えて三つの柱に沿って整理し，育成を目指す資質・能力のうち，(1)には「知識及び技術」を，(2)には「思考力，判断力，表現力等」を，(3)には「学びに向かう力，人間性等」を示した。

内容については，〔指導項目〕を示すこととし，〔指導項目〕として示す学習内容の指導を通じて，目標において三つの柱に整理した資質・能力を身に付けさせることを明確にした。なお，項目の記述については，専門教科は様々な履修の形があり，学習内容の程度にも幅があることから，従前どおり事項のみを大綱的に示した。

また，少子高齢化，食育の推進，価値観やライフスタイルの多様化等への対応などを踏まえ，生活産業を通して生活の質の向上と社会の発展に寄与する職業人を育成する視点から，〔指導項目〕として「生活産業の概要」を設けるなど学習内容等の改善・充実を図った。

２　目標

１　目　標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，生活の質の向上と社会の発展に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 生活産業に関することについて理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。

(2) 生活産業に関する課題を発見し，職業人に求められる倫理観を踏まえ課題を解決する力を養う。

(3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み，よりよい社会の構築を目指して自ら学び，社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この教科においては，生活産業が人間の生活を支える産業の一つであるという視点をもち，商品・サービスを提供する一連の生産活動に関わることなどを通して，生活の質の向上と社会の発展に寄与する職業人として必要な資質・能力の育成を目指すことを示した。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方とは，「生活産業に関する事象を協力・協働，健康・快適・安全，生活文化の伝承，持続可能な社会の構築等の視点で捉え，生活の質の向上や社会の発展と関連付けること」を意味している。

目標の(1)については，人間の生活を豊かにする生活産業の意義と役割を理解し，職業人に求められる技術を身に付けることを意味している。

目標の(2)については，衣食住，保育，家庭看護などの指導項目で，生活に関わる諸課題を発見し，生活産業に従事する者として求められる，職業人としての倫理観を踏まえて解決に向けて取り組み，解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については，生活産業を通して，社会に貢献する意識などを育み，卒業後企業等に就労し，生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

３　内容とその取扱い

(1) 内容の構成及び取扱い

この教科は，目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう，(1)生活産業の概要，(2)被服，(3)クリーニング，(4)手芸，(5)調理，(6)住居，(7)保育，(8)家庭看護の八つの指導項目で内容を構成している。また，内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

（内容を取り扱う際の配慮事項）

ア　〔指導項目〕の(2)から(8)までについては，生徒や地域の実態，学科の特色等に応じて，いずれか一つ以上を選択して扱うことができること。

〔指導項目〕の(2)から(8)までについては，生徒や地域の実態，学科の特色等に応じて指導項目を選択し，生徒が適切に履修できるようにすることが必要である。

また，学習指導要領第１章第２節第２款の３の(4)のアの規定に基づき，〔指導項目〕で示していない事項についても，家政に関する適切な事項があれば取り上げて指導することができる。その〔指導項目〕の選択に当たり考慮すべきこととしては，次の点が挙げられる。

(ｱ)　生徒の生活の状況や進路などを十分考慮したものであること。
(ｲ)　学校の実態や立地条件及び環境条件，地域性に即したものであること。
(ｳ)　学校の施設・備品などを考慮したものであること。
(ｴ)　生活産業において必要な基礎的な知識と技術の要素を多く含むものであること。

イ　〔指導項目〕の(4)のイについては，刺しゅう，編物，染色，織物及びその他の手芸に係る製作の中から選択して，基礎的な技法を扱うこと。

〔指導項目〕の(4)のイについて内容を取り扱う際には，各学校においては，生徒の実態等に応じて，刺しゅう，編物，染色，織物の中から選択し，生徒が適切に履修できるようにする必要がある。なお，刺しゅう，編物，染色，織物以外でも，その他の手芸に係る製作で適当なものがあれば取り上げて指導することができる。

ウ　〔指導項目〕の(5)については，家政科の特質に応じて，食育の充実を図ること。また，実習に用いる食品については，安全・衛生に留意し，食物アレルギーについても配慮すること。

食に関する内容を取り扱う際には，生涯を見通した食生活を営む力を育むために，食生

活の文化に関心をもてるようにするとともに，必要な知識と技術を習得し，安全と環境に配慮し主体的に食生活を営む力を身に付けられるようにする。その際，生徒の日常生活との関連を図り，より実践的に指導することが重要である。

また，食中毒を防止するための食材の保管と取扱い，調理器具の衛生的な管理について指導を徹底し，食中毒の防止を図り，安全と衛生に十分留意して実験・実習ができるようにする。加えて，食物アレルギーについては，生徒の食物アレルギーに関する正確な情報の把握に努め，発症の原因となりやすい食物の管理や，発症した場合の緊急時対応について各学校の基本方針等を基に事前確認を行うとともに，保護者や関係機関等との情報共有を確実に行い，事故の防止に努めるようにする。具体的には，調理実習で扱う食材にアレルギーの原因となる物質を含む食品が含まれていないかを確認する。食品によっては直接口に入れなくても，手に触れたり，調理したときの蒸気を吸ったりすることで発症する場合もあるので十分配慮する。

エ　実験・実習を行うに当たっては，関連する法規等に従い，施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し，学習環境を整えるとともに，事故防止の指導を徹底し，安全と衛生に十分留意すること。

内容を取り扱う際に，実験・実習を行うに当たっては，関連する法規等に従い，実習室の施設・設備の定期点検と整備を実施し，安全管理や衛生管理を徹底することが必要である。また，コンピュータ等の情報機器などを適切に整備し，学習環境を整えることが必要である。特に，調理実習における電気，ガスなどの火気の扱い，実習室の換気，包丁などの刃物の安全な取扱いと管理，被服製作や服飾手芸における針，縫製機器，薬品などの安全な取扱いと管理についての指導を徹底し，事故の防止を図り，安全に十分留意して実験・実習ができるようにする。

また，校外で調査・研究・実習などを行う際においても，事故の防止や安全管理などに配慮し，指導計画を綿密に作成し，目的が効果的に達成されるよう，生徒指導にも十分留意することが必要である。

(2) 内容

２　内　容 １に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

〔指導項目〕 (1) 生活産業の概要 ア　生活産業の意義と役割 イ　生活産業の基礎

ウ　使用する器具や機械，コンピュータ等の情報機器の取扱

ここでは，教科の目標を踏まえ，生活産業が日常生活に深く関わっていることについての知識などを基盤として，生活産業の意義について自らの考えをもつとともに，組織の一員として商品やサービスの生産や販売，提供などに取り組もうとする意識と意欲を高めることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

① 生活産業が社会で果たしている意義と役割について理解するとともに，職業生活に必要となる技術を身に付けること。

② 生活産業を通して生活の質の向上と社会の発展に寄与する職業人となる視点から，よりよい商品・サービスの生産や提供をするために必要な課題を発見し，工夫について考え，表現すること。

③ 生活産業の意義と役割について自ら学ぶこと。

ア　生活産業の意義と役割

ここでは，人間のニーズに応えて生活産業が発展してきたことについて取り上げ，人間の生活を支え，心の豊かさをもたらしている生活産業の意義や役割について扱うこと。また，作業態度や意欲，職業生活に必要な基本的な生活能力を高めることについても扱うこと。

イ　生活産業の基礎

ここでは，生活産業の被服，クリーニング，手芸，調理，住居，保育などの分野を取り上げ，それぞれの分野が販売，提供している多様な商品・サービスの内容や生産から消費者に販売，提供されるまでの工程について扱うこと。

ウ　使用する器具や機械，コンピュータ等の情報機器の取扱い

ここでは，生活産業で用いられる主な器具や機械，コンピュータ等の情報機器を取り上げ，名称，用途，操作手順，保管・管理等について扱うこと。

〔指導項目〕

(2) 被服 ア　被服の機能と基本的な構成 イ　被服製作の工程

ここでは，教科の目標を踏まえ，被服の機能と基本的な構成の理解に基づき，被服の製作が行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

① 被服の機能と基本的な構成について理解するとともに，被服の製作に係る技術を身に付けること。

② 被服製作において，よりよい製品を製作するために必要な課題を発見し，工夫について考え，表現すること。
③ 被服の機能と基本的な構成について自ら学び，被服製作に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 被服の機能と基本的な構成

ここでは，被服が社会生活で果たす機能や和服と洋服の構成を取り上げ，被服の機能が，被服材料の性能や被服の構成との関わりが深いことを扱うこと。また，構成上の特徴については，平面構成である和服と立体構成である洋服の違いについてなどを扱うこと。

イ 被服製作の工程

ここでは，日常着，外出着などの製作を取り上げ，採寸，型紙の活用，裁断，仮縫い，ミシンなどによる本縫い，アイロンなどによる仕上げなどを扱うこと。

〔指導項目〕

(3) クリーニング ア クリーニングの種類と特徴 イ クリーニングの工程

ここでは，教科の目標を踏まえ，クリーニングの種類と特徴の理解に基づき，クリーニングの各工程を行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

① クリーニングの種類と特徴について理解するとともに，クリーニングの各工程に係る技術を身に付けること。
② クリーニングにおいて，よりよいサービスを提供するために必要な課題を発見し，工夫について考え，表現すること。
③ クリーニングの種類と特徴について自ら学び，クリーニングの各工程に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア クリーニングの種類と特徴

ここでは，ランドリー，ウェットクリーニング，ドライクリーニングなどを取り上げ，クリーニングの種類とその内容や方法，適した被洗物などの特徴を扱うこと。

イ クリーニングの工程

ここでは，ランドリー，ウェットクリーニング，ドライクリーニングなどを取り上げ，受注，被洗物の分類，洗い，乾燥，仕上げ，たたみ込み，仕分け，包装，納品などを扱うこと。

〔指導項目〕

(4) 手芸

ア　手芸の種類と特徴
イ　刺しゅう，編物，染色，織物及びその他の手芸に係る製作

ここでは，教科の目標を踏まえ，手芸の種類と特徴の理解に基づき，刺しゅう，編物，染色，織物及びその他の手芸から選択して，その基礎的な技法を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

① 手芸の種類と特徴について理解するとともに，手芸の基礎的な技法を身に付けること。
② 手芸に係る製作において，よりよい製品を製作するために必要な課題を発見し，工夫について考え，表現すること。
③ 手芸の種類と特徴について自ら学び，手芸に係る製作に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア　手芸の種類と特徴

ここでは，刺しゅう，編み物，染色，織物，その他の手芸の中から選択して取り上げ，それぞれの種類と技法や特徴，手芸用品の種類を扱うこと。

イ　刺しゅう，編物，染色，織物及びその他の手芸に係る製作

ここでは，刺しゅう，編み物，染色，織物による小物などの製作の中から選択して取り上げ，編む，染める，洗う，干す，織るなどの基礎的な技法を扱うこと。

〔指導項目〕

(5) 調理
ア　食品の種類とその特徴
イ　栄養と栄養素
ウ　調理における衛生管理
エ　調理の工程

ここでは，教科の目標を踏まえ，食品の種類とその特徴，栄養と栄養素，調理における衛生管理の理解に基づき，調理の基本操作ができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

① 食品の種類とその特徴，栄養と栄養素，調理における衛生管理について理解するとともに，調理の基本操作を身に付けること。
② 調理の工程において，よりよい調理のために必要な課題を発見し，工夫について考え，表現すること。
③ 食品の種類とその特徴，栄養と栄養素，調理における衛生管理について自ら学び，調理の基本操作に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア　食品の種類とその特徴

ここでは，植物性食品とその加工品，動物性食品とその加工品，成分抽出素材を取り上げ，その種類と栄養的特徴，調理上の性質，利用法などの基礎を扱うこと。また，調味料，甘味料，香辛料及び嗜好品を取り上げ，使用目的とその役割，利用法などを扱うこと。

イ　栄養と栄養素

ここでは，炭水化物，脂質，たんぱく質，無機質，ビタミン，その他の成分を取り上げ，人体と栄養との関わりなど栄養の概念と，各栄養素の種類及び機能などの基礎を扱うこと。

ウ　調理における衛生管理

ここでは，食中毒とその予防，食品の変質とその防止，食品衛生対策などを取り上げ，生鮮食品や加工食品の品質や適切な管理を扱うこと。

エ　調理の工程

ここでは，弁当などの調理，製パン，クッキー，ケーキなどの製菓，加工食品の製造，大量の調理などを取り上げ，洗う，切る，むく，煮る，焼く，いためる，調味する，材料を量る，混ぜる，ねかす，焼く，揚げるなどの調理の基本操作を扱うこと。

〔指導項目〕

(6) 住居
　ア　住居の機能や室内環境
　イ　住居の管理
　ウ　インテリア

ここでは，教科の目標を踏まえ，住居の機能や室内環境の理解に基づき，必要な住居の管理，適切な室内の装飾ができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

① 住居の機能や室内環境について理解するとともに，住居の管理，室内の装飾に係る技術を身に付けること。

② 住居の管理，室内の装飾において，より安全で快適な住生活を営むために必要な課題を発見し，工夫について考え，表現すること。

③ 住居の機能や室内環境について自ら学び，住居の管理，室内の装飾に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア　住居の機能や室内環境

ここでは，住居の機能や室内環境を取り上げ，室内の空気や照度，室温，清潔など安全で快適な住生活を営むために必要な室内環境の在り方を扱うこと。

イ　住居の管理

ここでは，室内空気，室内照度，住居の保温性，安全性，快適性などを取り上げ，照明器具の点検及び取替え，空調設備の点検及び修理，通風，換気，室内や台所，トイレ，風呂などの清掃，敷地内の住居周りの外部空間の整備などを扱うこと。

ウ　インテリア

ここでは，適切な室内の装飾を取り上げ，小物や家具の配置，カーテン，壁の装飾などを扱うこと。

〔指導項目〕

(7) 保育 ア　子供の発達と生活 イ　子供との関わり

ここでは，教科の目標を踏まえ，子供の発達過程や子供の生活の特徴の理解に基づき，子供との適切な関わりができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

① 子供の発達過程や子供の生活の特徴について理解するとともに，子供との適切な関わり方に関連する技術の基礎を身に付けること。

② 子供とより適切に関わるために必要な課題を発見し，工夫について考え，表現すること。

③ 子供の発達過程や子供の生活の特徴について自ら学び，子供との関わりに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア　子供の発達と生活

ここでは，誕生以後の子供の身体発育，運動機能，認知機能，情緒，人間関係などを取り上げ，その発達過程を扱うこと。また，誕生以後の子供の睡眠，食事，遊びなどを取り上げ，その特徴を扱うこと。

イ　子供との関わり

ここでは，睡眠，食事，遊びなど子供の一日の生活を取り上げ，睡眠，栄養と食事，被服，排泄(せつ)や造形表現活動，言語表現活動，音楽・身体表現活動などの遊び・運動などについての適切な関わりの基礎を扱うこと。

〔指導項目〕

(8) 家庭看護 ア　病気の予防や疾病の状態 イ　食事や排泄(せつ)，衣生活，移動の援助

ここでは，教科の目標を踏まえ，病気の予防や疾病の状態の理解に基づき，健康観察などができるようにすること，食事や排泄(せつ)，衣生活，移動の援助などができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

① 病気の予防や疾病の状態について理解するとともに，健康観察，食事，排泄(せつ)，衣生活，

移動の援助などの方法に関連する技術の基礎を身に付けること。

② 健康観察，食事，排泄，衣生活，移動の援助などをより適切に行うために必要な課題を発見し，工夫について考え，表現すること。

③ 病気の予防や疾病の状態について自ら学び，健康観察，食事，排泄，衣生活，移動の援助などに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 病気の予防や疾病の状態

ここでは，病気の予防や疾病の状態の基礎，体温や脈，血圧の測定などによる健康観察の基礎などを扱うこと。

イ 食事や排泄，衣生活，移動の援助

ここでは，家庭生活での援助を取り上げ，食事や排泄の援助，寝間着・シーツの交換，体位変換，ベッドメーキング，移動の援助などの基礎を扱うこと。

(3) 指導計画の作成に当たっての配慮事項

指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

> 3 指導計画の作成と内容の取扱い
>
> (1) 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。
>
> ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，生活に関連する産業の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。

この事項は，家政科の指導計画の作成に当たり，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし，家政科の特質に応じて，効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど，生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中，学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し，これからの時代に求められる資質・能力を身に付け，生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには，これまでの学校教育の蓄積も生かしながら，学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが求められている。

指導に当たっては，(1)「知識及び技術」を習得すること，(2)「思考力，判断力，表現力等」を育成すること，(3)「学びに向かう力，人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう，単元など内容や時間のまとまりを見通しながら，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは，必ずしも１単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元など内容や時間のまとまりの中で，例えば，主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか，対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか，学びの深まりをつくりだすために，生徒が考える場面と教師が教える

場面をどのように組み立てるか，といった視点で授業改善を進めることが求められる。また，生徒や学校の実態に応じ，多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり，単元など内容や時間のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技術」の習得に課題が見られる場合には，それを身に付けるために，生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね，確実な習得を図ることが必要である。

主体的･対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり，特に「深い学び」の視点に関して，各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を，習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて，より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

「主体的な学び」について，例えば，就業体験活動を通して，生活産業に関する仕事に直接関わることで，学習内容により興味・関心をもったり，自分が社会の発展に寄与できる存在であることを認識したりするなどして,学習意欲を喚起することなどが考えられる。

「対話的な学び」については，産業界関係者や生徒同士と対話したり，協働したりする中で，課題解決に向けて，自らの考えを明確にしたり，他者と多様な価値観を共有したりして自らの考えを広め深めたりすることなどが考えられる。

「深い学び」については，生徒が，地域や社会の生活の中から問題を見いだして解決策を構想し，計画を立案し，実践，評価，改善して新たな課題解決に向かうといった一連の過程の中で，家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせながら，課題の解決に向けて自分の考えを構想したり，表現したりして，資質・能力を育成しているかどうかの視点から授業改善を図ることが考えられる。

このように，家政科においては，家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせて学ぶことにより，事実等に関する知識を相互に関連付けて概念に関する知識を獲得したり，技術の深化を図ったりすることができると考えられる。

以上のような授業改善の視点を踏まえ，家政科で育成を目指す資質・能力及びその評価の観点との関係も十分に考慮し，指導計画等を作成することが必要である。

イ　地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに，社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

地域や産業界との連携・交流を図り，受注・納品等を通して社会との接点をもった活動を展開するよう配慮し，製品やサービスが社会生活で有効に活用されるよう十分考慮されることが重要である。その際，専門的な知識や技術を有する社会人講師を積極的に活用し学習活動を充実するなどの工夫も必要である。

また，被服やクリーニング，手芸，調理，住居のインテリア，保育，家庭看護についての見学やそれらに関連する各種資格などについての調査等を行うことにより，興味・関心を一層深められるようにすることが大切である。

ウ　〔指導項目〕の指導に当たっては，実験・実習を適切に取り入れること。

〔指導項目〕の指導に当たっては，これらに関する実験・実習の時間を十分に確保できるよう配慮することが大切である。なお，実験・実習の指導においては，生徒一人一人の知的障害の状態や学習上の特性等を十分考慮して，進めることが重要である。また，具体的な指導に当たっては，生産工程表などによる工程全般の理解，製品やサービスの生産，製品等の出来高計算，伝票の記載，製品の梱包，運搬など作業活動に必要な知識と技術のほか，集団での作業場面への適応や他の生徒と協力する態度，自分の役割の理解などについて十分考慮することが重要である。

第２編　高等部学習指導要領解説

第２部　高等部学習指導要領総則等の解説

第５章　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第５節　主として専門学科において開設される各教科

第２　農業

第２　農業

１　改訂の要点

目標については，農業に関連する職業で必要とされる資質・能力を見据えて三つの柱に沿って整理し，育成を目指す資質・能力のうち，(1)には「知識及び技術」を，(2)には「思考力，判断力，表現力等」を，(3)には「学びに向かう力，人間性等」を示した。

内容については，〔指導項目〕を示すこととし，〔指導項目〕として示す学習内容の指導を通じて，目標において三つの柱に整理した資質・能力を身に付けさせることを明確にした。なお，項目の記述については，専門教科は様々な履修の形があり，学習内容の程度にも幅があることから，従前どおり事項のみを大綱的に示した。

また，農業に関する内容が，学校の実態や立地条件及び地域性と深く関連していることを踏まえ，農業全般をとおして，地域社会への関心を高め，地域や社会の健全で持続的な発展に寄与する職業人を育成する視点から，〔指導項目〕として「農業の概要」を設けるなど学習内容等の改善・充実を図った。

２　目標

１　目　標

農業の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，農業や農業関連産業を通じ，地域や社会の健全で持続的な発展に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 農業に関することについて理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。

(2) 農業に関する課題を発見し，職業人に求められる倫理観を踏まえ課題を解決する力を養う。

(3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み，よりよい社会の構築を目指して自ら学び，社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この教科においては，農業が人間の生活を支える産業の一つであるという視点をもち，農作物などの生産物の生産から販売までに関わることなどを通して，地域や社会の健全で持続的な発展に寄与する職業人として必要な資質・能力の育成を目指すことを示した。

農業の見方・考え方とは，「農業や農業関連産業に関する事象を，安定的な食料生産と環境保全及び資源活用等の視点で捉え，持続可能な農業や地域振興と関連付けること」を意味している。

目標の(1)については，農作物の栽培や家畜の飼育等に関する基礎的・基本的な事項を理解し，農業や農業関連産業で一般的に必要とされる技術を身に付けることを意味している。

目標の(2)については，農業生物の栽培と管理，食品加工と管理，地域資源を生かした農業などの指導項目で，農業に関わる諸課題を発見し，農業及び農業関連産業に従事する者として求められる，職業人としての倫理観を踏まえて解決に向けて取り組み，解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については，農業を通して，社会に貢献する意識などを育み，卒業後企業等に就労し，地域や社会の健全で持続的な発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

３　内容とその取扱い

(1) 内容の構成及び取扱い

この教科は，目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう，(1)農業の概要，(2)農業生物の栽培と管理，(3)農業生物の飼育と管理，(4)食品加工と管理，(5)地域資源を生かした農業の五つの指導項目で内容を構成している。また，内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

（内容を取り扱う際の配慮事項）

> (2)　２の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。
> ア　〔指導項目〕の(2)から(5)までについては，生徒や地域の実態，学科の特色等に応じて，いずれか一つ以上を選択して扱うことができること。

〔指導項目〕の(2)から(5)までについては，生徒や地域の実態，学科の特色等に応じて指導項目を選択し，生徒が適切に履修できるようにすることが必要である。

また，学習指導要領第１章第２節第２款の３の(4)のアの規定に基づき，〔指導項目〕で示していない事項についても，農業に関する適切な事項があれば取り上げて指導することができる。その〔指導項目〕の選択に当たり考慮すべきこととしては，次の点が挙げられる。

(ｱ) 地域の環境条件に合った生産物で，学校の実態に沿うこと。
(ｲ) 技術的に平易で生産と管理が容易であること。
(ｳ) 農業生産の基礎的な知識と技術の要素を多く含むこと。
(ｴ) 発育の成長過程が変化に富み，製品を食べたり，鑑賞したりして楽しむことができること。
(ｵ) 育成や収穫の時期，及び単年度あるいは複数の年度にわたって生産できるものなど，それぞれの特徴を考慮し，適切に選ぶことができること。

> イ　〔指導項目〕の(2)については，アからオまでの中から選択して，基礎的な栽培管理を扱うこと。

〔指導項目〕の(2)のイについて内容を取り扱う際には，各学校においては，生徒の実態等に応じて，作物，野菜，果樹，草花，樹木の中から選択し，生徒が適切に履修できるようにする必要がある。なお，作物，野菜，果樹，草花，樹木以外でも，その他の農作物に係る栽培と管理で適当なものがあれば取り上げて指導することができる。その際でも，身に付けた技術が社会生活で有効に活用されるよう計画することが大切である。

ウ　実験・実習を行うに当たっては，関連する法規等に従い，施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し，学習環境を整えるとともに，事故防止の指導を徹底し，安全と衛生に十分留意すること。

内容を取り扱う際に，実験・実習を行うに当たっては，関連する法規等に従い，実習室の施設・設備の定期点検と整備を実施し，安全管理や衛生管理を徹底することが必要である。また，コンピュータ等の情報機器などを適切に整備し，学習環境を整えることが必要である。

特に，安全面での配慮については，農機具等の使用方法について十分理解を図り，安全かつ効率的に作業ができるよう配慮し，危険防止の指導を徹底することが必要である。加えて，農薬や肥料等については，その使用，保管及び廃棄について常に適切な指導を行うことが大切である。

なお，農産物の取扱いや食品加工の際の衛生面への配慮についても十分理解を図り，適切な管理ができるよう指導を行うことが大切である。

また，校外で調査・研究・実習などを行う際においても，事故の防止や安全管理などに配慮し，指導計画を綿密に作成し，目的が効果的に達成されるよう，生徒指導にも十分留意することが必要である。

(2) 内容

２　内　容

１に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

〔指導項目〕

(1) 農業の概要

ア　農業の意義と役割

イ　農業の基礎

ウ　農器具や農業機械，コンピュータ等の情報機器の取扱い

ここでは，教科の目標を踏まえ，農業が日常生活に深く関わっていることについての知識などを基盤として，農業の意義について自らの考えをもつとともに，組織の一員として農作物の栽培や家畜の飼育，生産品の販売などに取り組もうとする意識と意欲を高めることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

① 農業が社会で果たしている意義と役割について理解するとともに，職業生活に必要となる技術を身に付けること。

② 農業を通して地域や社会の健全で持続的な発展に寄与する職業人となる視点から，よりよい作物等の栽培などをするために必要な課題を発見し，工夫について考え，表現す

ること。

③　農業の意義と役割などについて自ら学ぶこと。

ア　農業の意義と役割

ここでは，農作物の栽培や家畜の飼育，多様な農業生産品などが日常生活に深く関わっていることについて取り上げ，農業が社会において果たしている役割や重要性などについて扱うこと。

イ　農業の基礎

ここでは，農作物の栽培や家畜の飼育，食品加工等に関する初歩的な事項について取り上げ，農業で一般的に必要とされる技術や態度について扱うこと。

ウ　農機具や農業機械，コンピュータ等の情報機器の取扱い

ここでは，農業で用いられるクワやスコップなどの農機具，耕耘（うん）機や脱穀機などの機械，温度管理や生産物管理等のコンピュータ及びその周辺機器，複写機，食品加工に関する機械，計量器，通信機器などについて取り上げ，農機具や簡単な機械，コンピュータ等の名称，用途，操作手順，保管・管理等の理解について扱うこと。

〔指導項目〕

(2) 農業生物の栽培と管理 ア　作物の種類と特徴 イ　野菜の種類と特徴 ウ　果樹の種類と特徴 エ　草花の種類と特徴 オ　樹木の種類と特徴 カ　栽培と管理の工程

ここでは，教科の目標を踏まえ，多様な農作物に関わる種類と特徴についての理解に基づき，農業生物の栽培管理が行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

①　農業生物の種類と基本的な特徴について理解するとともに，農作物を生産する上での栽培管理に係る技術を身に付けること。

②　農業生物の生産において，よりよい生産物を栽培するために必要な課題を発見し，工夫について考え，表現すること。

③　農業生物の栽培管理について自ら学び，生産物の栽培に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア　作物の種類と特徴

ここでは，イネとトウモロコシ等の作物を取り上げ，その種類と特徴を扱うこと。

イ　野菜の種類と特徴

ここでは，トマト，キュウリ，ホウレンソウ，キャベツ，ダイコン，ニンジン，カボチ

ャ等の野菜を取り上げ，その種類と特徴を扱うこと。

ウ　果樹の種類と特徴

ここでは，ミカン，リンゴ，ナシ，ウメ，キウイ等の果樹を取り上げ，その種類と特徴を扱うこと。

エ　草花の種類と特徴

ここでは，シクラメン，ラン類，チューリップ，グラジオラス，サルビア，パンジー，ハボタン，ハーブ類等の草花を取り上げ，その種類と特徴を扱うこと。

オ　樹木の種類と特徴

ここでは，マツ，スギ，ヒノキ，モミジ，ヒバ，イチョウ等の身近な樹木を取り上げ，その種類と特徴を扱うこと。

カ　栽培と管理の工程

ここでは，作物，野菜及び果樹の栽培計画，水耕栽培など栽培に関する知識及び農地の管理，種まき，育苗，苗木の養成，除草追肥などの栽培管理，収穫，生産品の加工，販売などを取り上げ，農作物を生産する上での栽培と管理の習得について扱うこと。

また，ここでは，草花の温室の管理，種まき，育苗，移植などの栽培管理，造園，収穫，販売，花壇整備などを取り上げ，農作物を生産する上での栽培と管理の習得について扱うこと。

さらに，ここでは，樹木のせん定，整姿，保護，施肥や病害虫防除などを取り上げ，農作物を生産する上での栽培と管理の習得について扱うこと。

〔指導項目〕

(3) 農業生物の飼育と管理 ア　家畜の種類と特徴 イ　飼育と管理の工程

ここでは，教科の目標を踏まえ，多様な農業生物に関わる種類と特徴についての理解に基づき，農業生物の飼育と管理が行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

① 農業生物の種類と基本的な特徴について理解するとともに，家畜を飼育する上での管理に係る技術を身に付けること。

② 農業生物の生産において，家畜をよりよく飼育するために必要な課題を発見し，工夫について考え，表現すること。

③ 農業生物の管理について自ら学び，家畜の飼育に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア　家畜の種類と特徴

ここでは，ウシ，ブタ，ニワトリ，ウズラ，シチメンチョウなどの家畜を取り上げ，その種類と特徴を扱うこと。

イ　飼育と管理の工程

ここでは，飼育計画に関する知識及び飼料作物の栽培，草地の管理，飼料の給与や飼育管理などを取り上げ，家畜を飼育する上での管理の工程の習得について扱うこと。

〔指導項目〕

(4) 食品の加工と管理 ア　食品加工の種類と特徴 イ　食品の加工と管理の工程

ここでは，教科の目標を踏まえ，農業に関連する多様な食品加工の種類があることについての理解に基づき，加工に伴う管理が行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

① 食品加工の種類と基本的な特徴について理解するとともに，加工を行う上での飼育管理に係る技術を身に付けること。

② 食品加工品の生産において，よりよい製品を作るために必要な課題を発見し，工夫について考え，表現すること。

③ 食品の管理について自ら学び，食品加工に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア　食品加工の種類と特徴

ここでは，パン類，菓子類，そば，うどん等の麺類，豆腐，味噌等の大豆製品，漬物類，切り干し大根，梅干し，乾燥椎茸，こんにゃく，ジャム，干し柿，チーズ，ヨーグルト等の乳製品，ハムなどを取り上げ，食品加工の種類と特徴について扱うこと。

イ　食品の加工と管理の工程

ここでは，食品製造における衛生に関する知識，穀類，大豆，イモ類，野菜，果実及び畜産物などの加工，発酵食品の製造，食品の包装，販売などに関する知識と技術，身支度や実習の準備，後片付けなどを取り上げ，食品の加工を行う上での管理と工程についての習得を扱うこと。

〔指導項目〕

(5) 地域資源を生かした農業 ア　地域資源の特色 イ　地域資源の活用

ここでは，教科の目標を踏まえ，各学校の身近にある農業に関わる地域資源の特色についての理解に基づき，地域資源を有効活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

① 身近な地域について理解するとともに，地域資源に関心がもてるようにするための調査等に係る技術を身に付けること。

② 地域資源を有効活用する方法において，具体的実践のために必要な課題を発見し，工夫について考え，表現すること。

③ 地域資源の発見や，活用するための活動に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 地域資源の特色

ここでは，各学校の近隣にある農業に関わる地域資源を理解するため，農作物や地域特有の農業生物の栽培や飼育，気候的要素や土壌的要素など，農業に関わる資源や育成環境についての調査等の内容を取り上げ，身近にある農業に関わる地域資源の特色について扱うこと。また，地域振興や文化の伝承など，農業のもつ多面的な特質についても扱うこと。

イ 地域資源の活用

ここでは，地域資源の特色を生かした，例えば，林産加工（シイタケ栽培等），造園，養蜂，昆虫や社会動物等の飼育など農業生物の栽培・飼育や農産物の加工や商品開発，宣伝，販売等を取り上げ，地域資源を有効活用した内容を扱うこと。

(3) 指導計画の作成に当たっての配慮事項

指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

> 3 指導計画の作成と内容の取扱い
>
> (1) 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。
>
> ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，農業の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。

この事項は，農業科の指導計画の作成に当たり，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし，農業科の特質に応じて，効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど，生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中，学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し，これからの時代に求められる資質・能力を身に付け，生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには，これまでの学校教育の蓄積も生かしながら，学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが求められている。

指導に当たっては，(1)「知識及び技術」を習得すること，(2)「思考力，判断力，表現力等」を育成すること，(3)「学びに向かう力，人間性等」を涵（かん）養することが偏りなく実現されるよう，単元など内容や時間のまとまりを見通しながら，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは，必ずしも１単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元など内容や時間のまとまりの中で，例えば，主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか，対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか，学びの深まりをつくりだすために，生徒が考える場面と教師が教える

場面をどのように組み立てるか，といった視点で授業改善を進めることが求められる。また，生徒や学校の実態に応じ，多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり，単元など内容や時間のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技術」の習得に課題が見られる場合には，それを身に付けるために，生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね，確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり，特に「深い学び」の視点に関して，各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を，習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて，より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

農業科においては，農業の見方・考え方を「農業が人間の生活を支える産業の一つである」という視点で捉え，農業における知識や技術を身に付けるための，科学的な根拠を踏まえた実践的な農業学習を地域農業界などと連携して行うことも大切である。

「主体的な学び」について，例えば，就業体験活動を通して，農業に関する仕事に直接関わることで，学習内容により興味・関心をもったり，自分が社会の発展に寄与できる存在であることを認識したりするなどして，学習意欲を喚起することなどが考えられる。

「対話的な学び」については，農業関係者や生徒同士と対話したり，協働したりする中で，課題解決に向けて，自らの考えを明確にしたり，他者と多様な価値観を共有したりして自らの考えを広め深めたりすることなどが考えられる。

「深い学び」については，生徒が，地域や社会の生活の中から農業に関する問題を見出して解決策を構想し，計画を立案し，実践，評価，改善して新たな課題解決に向かうといった一連の過程の中で，農業の見方・考え方を働かせながら，課題の解決に向けて自分の考えを構想したり，表現したりして，資質・能力を育成しているかどうかの視点から授業改善を図ることが考えられる。

以上のような授業改善の視点を踏まえ，農業科で育成を目指す資質・能力及びその評価の観点との関係も十分に考慮し，指導計画等を作成することが必要である。

イ　地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに，社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

地域や産業界との連携・交流を図り，作物や野菜及び果樹の栽培，草花の栽培や花壇の管理，家畜の飼育，農産物の加工についての見学やそれらに関連する各種資格などについての調査等を行うことにより，興味・関心を一層深められるようにすることが大切である。また，専門的な知識や技術を有する社会人講師を積極的に活用し学習活動を充実するなどの工夫が必要である。

ウ　〔指導項目〕の指導に当たっては，実験・実習を適切に取り入れること。

〔指導項目〕の指導に当たっては，生徒一人一人の知的障害の状態等を十分考慮し，実験・実習による体験的な学習を通して，農業の各分野への興味・関心を一層高めるとともに，これらに関する実習の時間を十分に確保できるよう配慮することが大切である。

第２編　高等部学習指導要領解説

第２部　高等部学習指導要領総則等の解説

第５章　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第５節　主として専門学科において開設される各教科

第３　工業

第３　工業

１　改訂の要点

目標については，産業界で必要とされる資質・能力を見据えて三つの柱に沿って整理し，育成を目指す資質・能力のうち，(1)には「知識及び技術」を，(2)には「思考力，判断力，表現力等」を，(3)には「学びに向かう力，人間性等」を示した。

内容については，〔指導項目〕を示すこととし，〔指導項目〕として示す学習内容の指導を通じて，目標において三つの柱に整理した資質・能力を身に付けさせることを明確にした。なお，項目の記述については，専門教科は様々な履修の形があり，学習内容の程度にも幅があることから，従前どおり事項のみを大綱的に示した。

また，産業構造の変化や多様化等への対応や，工業が日常生活に深く関連していることなどを踏まえ，地域や社会の健全で持続的な発展に寄与する職業人を育成する視点から，〔指導項目〕として「工業の概要」を設けるなど学習内容等の改善・充実を図った。

２　目標

１　目　標

工業の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，ものづくりを通じ，地域や社会の健全で持続的な発展に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 工業に関することについて理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。

(2) 工業に関する課題を発見し，職業人に求められる倫理観を踏まえ課題を解決する力を養う。

(3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み，よりよい社会の構築を目指して自ら学び，社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この教科においては，工業が人間の生活を支える産業の一つであるという視点をもち，製品などの生産に関わることなどを通して，地域や社会の健全で持続的な発展に寄与する職業人として必要な資質・能力の育成を目指すことを示した。

工業の見方・考え方とは，「ものづくりを，工業生産，生産工程の情報化，持続可能な社会の構築などに着目して捉え，新たな次代を切り拓く安全で安心な付加価値の高い創造的な製品や構造物などと関連付けること」を意味している。

目標の(1)については，人間の生活を豊かにする製造業など産業の意義と役割を理解し，職業人に求められる技術を身に付けることを意味している。

目標の(2)については，木材，金属，セラミックス，紙，布，皮革による製品作りや印刷などの指導項目で，工業に関わる諸課題を発見し，製造業などの産業に従事する者として求められる，職業人としての倫理観を踏まえて解決に向けて取り組み，解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については，工業を通して，社会に貢献する意識などを育み，卒業後企業等に

就労し，地域や社会の健全で持続的な発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

３　内容とその取扱い

(1) 内容の構成及び取扱い

この教科は，目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう，(1)工業の概要，(2)木材加工による製品，(3)金属加工による製品，(4)セラミック製品，(5)紙製品，(6)布の加工による製品，(7)皮革の加工による製品，(8)印刷の八つの指導項目で内容を構成している。また，内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

（内容を取り扱う際の配慮事項）

> (2)　２の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。
> ア　〔指導項目〕の(2)から(8)までについては，生徒や地域の実態，学科の特色等に応じて，いずれか一つ以上を選択して扱うことができること。

〔指導項目〕の(2)から(8)までについては，生徒や地域の実態，学科の特色等に応じて指導項目を選択し，生徒が適切に履修できるようにすることが必要である。

また，学習指導要領第１章第２節第２款の３の(4)のアの規定に基づき，〔指導項目〕で示していない事項でも，工業に関する適切な事項があれば取り上げて指導することができる。その〔指導項目〕の選択に当たり考慮すべきこととしては，次の点が挙げられる。

(ｱ) 立地条件及び地域性に即したものであること。
(ｲ) 生徒の興味・関心，進路などを考慮したものであること。
(ｳ) 原材料の購入などが長期に見通しをもてるものであること。
(ｴ) 製品が実用性をもつものであること。
(ｵ) 作業の工程が生徒に即したものであること。

> イ　実験・実習を行うに当たっては，関連する法規等に従い，施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し，学習環境を整えるとともに，事故防止や環境保全の指導を徹底し，安全と衛生に十分配慮すること。また，排気，廃棄物や廃液などの処理についても，十分留意すること。

内容を取り扱う際に，実験・実習を行うに当たっては，関連する法規等に従い，実習室の施設・設備の定期点検と整備を実施し，安全管理や衛生管理を徹底することが必要である。また，コンピュータ等の情報機器などを適切に整備し，学習環境を整えることが必要である。

特に，安全への配慮については，工具，機械，機器などの取扱い方法について十分理解を図り，安全かつ能率的に作業ができるようにするとともに，例えば，作業手順表の作成，危険な部分のカラー表示，危険区域の表示など危険防止のための対策を徹底することが必要である。また，薬品や機械油等については，その使用，保管及び廃棄について常に適切

な指導を行うことが必要である。

なお，より一層の衛生管理が求められていることから，例えば，粉塵除去のための換気装置の設置やマスクの着用，異物混入を防ぐための作業服の着用など，衛生面に配慮した実習環境を整備することが必要である。

また，校外で調査・研究・実習などを行う際においても，事故の防止や安全管理などに配慮し，指導計画を綿密に作成し，目的が効果的に達成されるよう，生徒指導にも十分留意することが必要である。

(2) 内容

２　内　容 　　１に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

〔指導項目〕 (1) 工業の概要 　ア　工業の意義と役割 　イ　工業の基礎 　ウ　各種の工具や機械及び機器類，コンピュータ等の情報機器の取扱い

ここでは，教科の目標を踏まえ，工業が日常生活に深く関わっていることについての知識などを基盤として，工業の意義について自らの考えをもつとともに，組織の一員として製品の製作などに取り組もうとする意識と意欲を高めることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

① 工業の概要について理解するとともに,職業生活に必要となる技術を身に付けること。

② 工業の概要において，よりよい製品の製作をするために必要な課題を発見し，よりよい製品の製作に向けた工夫について考え，表現すること。

③ 工業の意義と役割などについて自ら学ぶこと。

ア　工業の意義と役割

ここでは，製造業などの産業が人間の生活と深く関わっており，工業が産業社会の中で果たす役割や重要性があること，多様な工業製品が生産され，また，顧客のニーズを踏まえて生産された製品が生活する上で必要不可欠であることなどを取り上げ，工業の意義と役割について扱うこと。

イ　工業の基礎

ここでは，工業製品の生産に関わる原材料の仕入れ，加工，組立て，製品の運搬・保管，納品などの工業生産の基本的な流れに関することを取り上げ，各工程の役割について扱うこと。

ウ　各種の工具や機械及び機器類，コンピュータ等の情報機器の取扱い

ここでは，工業で用いられる主な工具や機械，コンピュータ等の情報機器を取り上げ，名称，用途，操作手順，保管・管理などについて扱うこと。

〔指導項目〕

(2) 木材加工による製品 ア　木材の種類と特徴 イ　各種の工具や機械などの操作 ウ　木材製品を製造する工程

ここでは，教科の目標を踏まえ，木材の種類と特徴及び各種の工具や機械などの操作についての理解に基づき，木材加工による製品の製作が行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

① 木材加工による製品について材料，工具や機械及び製作の工程を踏まえて理解するとともに，関連する技術を身に付けること。

② 木材加工による製品において，よりよい製品を製作するために必要な課題を発見し，安全で安心に使用することができる製品への工夫について考え，表現すること。

③ 木材加工による製品の製作について自ら学び，社会に役立つ製品の製作などに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア　木材の種類と特徴

ここでは，日常生活で使用されている木材製品などを取り上げ，使用されている木材の種類と特徴及び保管について扱うこと。

イ　各種の工具や機械などの操作

ここでは，のこぎり，かんな，金づち，ドライバー，レンチ，のこぎり盤，自動かんな盤などを取り上げ，点検や操作について扱うこと。

ウ　木材製品を製造する工程

ここでは，木取り，電動のこぎり等による切断，かんながけ，旋盤等による木材加工，製品の組立て，塗装などを取り上げ，製造する工程について扱うこと。

〔指導項目〕

(3) 金属加工による製品 ア　金属の種類と特徴 イ　各種の工具や機械などの操作 ウ　金属製品を製造する工程

ここでは，教科の目標を踏まえ，金属の種類と特徴及び各種の工具や機械などの操作についての理解に基づき，金属加工による製品の製作が行えるようにすることをねらいとし

ている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

① 金属加工による製品について材料，工具や機械及び製作の工程を踏まえて理解するとともに，関連する技術を身に付けること。

② 金属加工による製品において，よりよい製品を製作するために必要な課題を発見し，安全で安心に使用することができる製品への工夫について考え，表現すること。

③ 金属加工による製品の製作について自ら学び，社会に役立つ製品の製作などに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 金属の種類と特徴

ここでは，日常生活で使用されている金属製品などを取り上げ，使用されている金属の種類と特徴及び保管について扱うこと。

イ 各種の工具や機械などの操作

ここでは，ドライバー，レンチ，プレス機，旋盤，溶接機器などを取り上げ，点検や操作について扱うこと。

ウ 金属製品を製造する工程

ここでは，材料の切断，旋盤等による加工，製品の組立て，電気器具の取付けなどを取り上げ，製造する工程について扱うこと。

〔指導項目〕

(4) セラミック加工による製品
　ア セラミックスの種類と特徴
　イ 各種の工具や機械などの操作
　ウ セラミック製品を製造する工程

ここでは，教科の目標を踏まえ，セラミックスの種類と特徴及び各種の工具や機械などの操作についての理解に基づき，セラミックスによる製品の製作が行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

① セラミック加工による製品について材料，工具や機械及び製作の工程を踏まえて理解するとともに，関連する技術を身に付けること。

② セラミック加工による製品において，よりよい製品を製作するために必要な課題を発見し，安全で安心に使用することができる製品への工夫について考え，表現すること。

③ セラミック加工による製品の製作について自ら学び，社会に役立つ製品の製作などに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア セラミックスの種類と特徴

ここでは，日常生活で使用されているセラミック製品などを取り上げ，使用されている

粘土，陶土及び釉(ゆう)薬の種類，特徴並びに保管について扱うこと。

イ　各種の工具や機械などの操作

ここでは，窯，攪拌(かくはん)機などを取り上げ，点検や操作について扱うこと。

ウ　セラミック製品を製造する工程

ここでは，粘土の練り込み，ろくろや型枠等を使った成形，素焼き，絵付け，釉(ゆう)薬がけ，窯詰め，本焼き，窯出しなどを取り上げ，製造する工程について扱うこと。

〔指導項目〕

(5) 紙加工による製品
　ア　紙の種類と特徴
　イ　各種の工具や機械などの操作
　ウ　紙製品を製造する工程

ここでは，教科の目標を踏まえ，紙の種類と特徴及び各種の工具や機械などの操作についての理解に基づき，紙製品の製作が行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

① 紙加工による製品について材料，工具や機械及び製作の工程を踏まえて理解するとともに，関連する技術を身に付けること。

② 紙加工による製作において，よりよい製品を製作するために必要な課題を発見し，安全で安心に使用することができる製品への工夫について考え，表現すること。

③ 紙加工による製品の製作について自ら学び，社会に役立つ製品の製作などに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア　紙の種類と特徴

ここでは，日常生活で使用されている紙製品などを取り上げ，使用されている紙の種類と特徴及び保管について扱うこと。

イ　各種の工具や機械などの操作

ここでは，裁断機などを取り上げ，点検や操作について扱うこと。

ウ　紙製品を製造する工程

ここでは，漉(す)き，圧搾，乾燥，裁断等の和紙製作，成型などを取り上げ，製造する工程について扱うこと。

〔指導項目〕

(6) 布の加工による製品
　ア　布の種類と特徴
　イ　各種の工具や機械などの操作
　ウ　布製品を製造する工程

ここでは，教科の目標を踏まえ，布の種類と特徴及び各種の工具や機械などの操作につ

いての理解に基づき,繊維による製品の製作が行えるようにすることをねらいとしている。
このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

① 布の加工による製品について材料，工具や機械及び製作の工程を踏まえて理解するとともに，関連する技術を身に付けること。

② 布の加工による製品において，よりよい製品を製作するために必要な課題を発見し，安全で安心に使用することができる製品への工夫について考え，表現すること。

③ 布の加工による製品の製作について自ら学び，社会に役立つ製品の製作などに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 布の種類と特徴

ここでは，日常生活で使用されている繊維製品などを取り上げ，使用されている繊維の種類と特徴及び保管について扱うこと。

イ 各種の工具や機械などの操作

ここでは，裁断機，ミシンなどを取り上げ，点検や操作について扱うこと。

ウ 布製品を製造する工程

ここでは，布の裁断，縫製，仕上げなどを取り上げ，製造する工程について扱うこと。

〔指導項目〕

(7) 皮革の加工による製品
ア 皮革の種類と特徴
イ 各種の工具や機械などの操作
ウ 皮革製品を製造する工程

ここでは，教科の目標を踏まえ，皮革の種類と特徴及び各種の工具や機械などの操作の理解に基づき,皮革の加工による製品の製作が行えるようにすることをねらいとしている。
このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

① 皮革の加工による製品について材料，工具や機械及び製作の工程を踏まえて理解するとともに，関連する技術を身に付けること。

② 皮革の加工による製品において,よりよい製品を製作するために必要な課題を発見し，安全で安心に使用することができる製品への工夫について考え，表現すること。

③ 皮革の加工による製品の製作について自ら学び，社会に役立つ製品の製作などに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 皮革の種類と特徴

ここでは，日常生活で使用されている皮革製品などを取り上げ，使用されている皮革の種類と特徴及び保管について扱うこと。

イ 各種の工具や機械などの操作

ここでは，裁断機などを取り上げ，点検や操作について扱うこと。

ウ　皮革製品を製造する工程

ここでは，皮の裁断，縫製，仕上げなどを取り上げ，製造する工程について扱うこと。

〔指導項目〕

(8) 印刷
　ア　印刷材料や印刷方法の種類と特徴
　イ　各種の工具や機械などの操作
　ウ　印刷の工程

ここでは，教科の目標を踏まえ，印刷材料や印刷方法の種類と特徴及び各種の工具や機械などの操作の理解に基づき，印刷による製品の製作が行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

① 印刷による製品について材料や方法，工具や機械及び製作の工程を踏まえて理解するとともに，関連する技術を身に付けること。

② 印刷による製品において，よりよい製品を製作するために必要な課題を発見し，情報を適切に伝えることができる工夫について考え，表現すること。

③ 印刷について自ら学び，社会に役立つ印刷物の製作などに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア　印刷材料や印刷方法の種類と特徴

ここでは，日常生活で使用されている印刷物などを取り上げ，印刷材料の種類，活版印刷，シルクスクリーン印刷，コンピュータ入力によるオフセット印刷などの特徴及び印刷方法について扱うこと。

イ　各種の工具や機械などの操作

ここでは，印刷機，製本機，複写機その他関連する工具など取り上げ，点検や操作について扱うこと。

ウ　印刷の工程

ここでは，印刷の準備，試し刷り，修正，印刷，製本，納品などを取り上げ，印刷の工程について扱うこと。

(3) 指導計画の作成に当たっての配慮事項

指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

３　指導計画の作成と内容の取扱い
　(1) 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。
　　ア　単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，

工業の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。

この事項は，工業科の指導計画の作成に当たり，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし，工業科の特質に応じて，効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど，生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中，学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し，これからの時代に求められる資質・能力を身に付け，生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには，これまでの学校教育の蓄積も生かしながら，学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが求められている。

指導に当たっては，(1)「知識及び技術」を習得すること，(2)「思考力，判断力，表現力等」を育成すること，(3)「学びに向かう力，人間性等」を涵(かん)養することが偏りなく実現されるよう，単元など内容や時間のまとまりを見通しながら，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは，必ずしも１単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元など内容や時間のまとまりの中で，例えば，主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか，対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか，学びの深まりをつくりだすために，生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか，といった視点で授業改善を進めることが求められる。また，生徒や学校の実態に応じ，多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり，単元など内容や時間のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技術」の習得に課題が見られる場合には，それを身に付けるために，生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね，確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり，特に「深い学び」の視点に関して，各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を，習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて，より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

工業科においては，「工業の見方・考え方」を働かせ，見通しをもって実験・実習などを行い，科学的な根拠に基づき探究するなどの実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るようにすることが重要である。

「主体的な学び」については，例えば，工業の事象などから課題を発見し，見通しをもって課題の設定をしたり，実験・実習の計画を立案したりする学習となっているか，実験・実習の結果を分析して，全体を振り返って改善策を考えることをしているか，得られた知識及び技術を基に，次の課題を発見しているかなどの視点から，授業改善を図ることが考えられる。

「対話的な学び」については，例えば，課題の設定や実験・実習の結果の検証，考察す

る場面などでは，あらかじめ個人で考え，その後，意見交換をするなどして，自分の考えをより妥当なものにする学習活動となっているかなどの視点から，授業改善を図ることが考えられる。

「深い学び」については，例えば，「工業の見方・考え方」を働かせながら探究の過程を通して学ぶことにより，工業科で育成を目指す資質･能力を獲得するようになっているか，様々な知識がつながって，より科学的な概念を形成することに向かっているか，さらに，新たに獲得した資質・能力に基づいた「工業の見方・考え方」を，次の学習や日常生活などにおける課題の発見や解決の機会に働かせているかなどの視点から，授業改善を図ることが考えられる。

以上のような授業改善の視点を踏まえ，工業科で育成を目指す資質・能力及びその評価の観点との関係も十分に考慮し，指導計画等を作成することが必要である。

イ　地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに，社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

地域や産業界との連携・交流を図り，原材料の仕入れから，加工，組立て，製品の梱包，運搬，納品に至る工業に関する就業体験活動等を行うことにより，興味・関心を一層深められるようにすることが大切である。また，専門的な知識や技術を有する社会人講師を積極的に活用し学習活動を充実するなどの工夫が必要である。

ウ　〔指導項目〕の指導に当たっては，実験・実習を適切に取り入れること。

〔指導項目〕の指導に当たっては，これらに関する実験・実習の時間を十分に確保できるよう配慮することが大切である。なお，実験・実習の指導においては，生徒一人一人の知的障害の状態や学習上の特性等を十分考慮して，進めることが重要である。

また，具体的な指導に当たっては，生産工程表などによる工程全般の理解，製品の生産，製品の出来高計算，伝票の記載，製品の梱包，運搬，など作業活動に必要な知識と技術のほか，集団での作業への適応や自分の役割の理解などについて十分考慮することが重要である。

第２編　高等部学習指導要領解説

第２部　高等部学習指導要領総則等の解説

第５章　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第５節　主として専門学科において開設される各教科

第４　流通・サービス

第４　流通・サービス

１　改訂の要点

目標については，産業界で必要とされる資質・能力を見据えて三つの柱に沿って整理し，育成を目指す資質・能力のうち，(1)には「知識及び技術」を，(2)には「思考力，判断力，表現力等」を，(3)には「学びに向かう力，人間性等」を示した。

内容については，〔指導項目〕を示すこととし，〔指導項目〕として示す学習内容の指導を通じて，目標において三つの柱に整理した資質・能力を身に付けさせることを明確にした。なお，項目の記述については，専門教科は様々な履修の形があり，学習内容の程度にも幅があることから，従前どおり事項のみを大綱的に示した。

また，顧客のニーズに応じて商品の流通やサービスの質の向上を図ることを通して，人間の生活を豊かにする流通業やサービス業の意義を踏まえ，地域や社会の健全で持続的な発展に寄与する職業人を育成する視点から，〔指導項目〕として「流通・サービスの概要」を設けるなど学習内容等の改善・充実を図った。

２　目標

１　目　標

流通・サービスの見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，流通業やサービス業を通じ，地域や社会の健全で持続的な発展に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 流通やサービスに関することについて理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。

(2) 流通業やサービス業に関する課題を発見し，職業人に求められる倫理観を踏まえ課題を解決する力を養う。

(3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み，よりよい社会の構築を目指して自ら学び，社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この教科においては，流通業やサービス業が人間の生活を支える産業の一つであるという視点をもち，商品の流通やサービスの提供などに関わることを通して，地域や社会の健全で持続的な発展に寄与する職業人として必要な資質･能力の育成を目指すことを示した。

流通・サービスの見方・考え方とは，「流通業やサービス業に関する事象を，企業の社会的責任に着目して捉え，適切な商品の流通やサービスの提供などと関連付けること」を意味している。

目標の(1)については，人間の生活を豊かにする流通業やサービス業の意義と役割などを理解するとともに，流通業やサービス業に関連する基本的な技術を身に付けることを意味している。

目標の(2)については，流通業における商品管理，販売及び事務並びにサービス業としての清掃に関わる諸課題を発見し，流通業やサービス業に従事する者として求められる，職業人としての倫理観を踏まえて課題を解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)については，流通業やサービス業を通して，社会に貢献する意識などを育み，卒業後企業等で就労し，地域や社会の健全で持続的な発展に寄与するよう社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。

３　内容とその取扱い

(1) 内容の構成及び取扱い

この教科は，目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう，(1)流通業やサービス業の概要，(2)商品管理，(3)販売，(4)清掃，(5)事務の五つの指導項目で内容を構成している。また，内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

（内容を取り扱う際の配慮事項）

> (2)　２の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。
> ア　〔指導項目〕の(2)から(5)までについては，生徒や地域の実態，学科の特色等に応じて，いずれか一つ以上を選択して扱うことができること。

〔指導項目〕の(2)から(5)までについては，生徒や地域の実態，学科の特色等に応じて指導項目を選択し，生徒が適切に履修できるようにすることが必要である。

また，学習指導要領第１章第２節第２款の３の(4)のアの規定に基づき，〔指導項目〕で示していない事項についても，流通・サービス科に関する適切な事項があれば取り上げて指導することができる。その〔指導項目〕の選択に当たり考慮すべきこととしては，次の点が挙げられる。

(ｱ)　地域社会の環境条件や立地条件に即した流通業やサービス業で学校の実態（施設・設備，備品など）に沿うものであること。
(ｲ)　生徒の興味・関心や進路などを考慮したものであること。
(ｳ)　実習場所に関して長期的な見通しがもてるものであること。
(ｴ)　一般社会で通用する商品の取扱いやサービス業務が行えるものであること。
(ｵ)　生徒に合わせて作業工程の工夫がしやすいものであること。

> イ　実験・実習を行うに当たっては，関連する法規等に従い，施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し，学習環境を整えるとともに，事故防止や環境保全の指導を徹底し，安全と衛生に十分留意すること。また，排気，廃棄物や廃液などの処理についても，十分留意すること。

内容を取り扱う際に，実験・実習を行うに当たっては，関連する法規等に従い，実習室の施設・設備の定期点検と整備を実施し，安全管理や衛生管理を徹底することが必要である。また，コンピュータ等の情報機器などを適切に整備し，学習環境を整えることが必要である。特に，安全への配慮については，運搬機械や道具等の操作や保管・管理などの取扱い方法について十分理解を図り，安全に作業ができるようにし，危険防止の指導を徹底することが必要である。また，清掃に使用する薬品等については，使用，保管及び廃棄並

びに排気及び廃液の取扱いについて常に適切な指導を行うことが大切である。

なお，より一層の衛生管理や品質管理が求められていることから，例えば，換気やマスクの着用，異物混入を防ぐための作業服の着用，衛生的な手洗いなど，衛生面に配慮した実習環境を整備することが必要である。

また，校外で調査・研究・実習などを行う際においても，事故の防止や安全管理などに配慮し，指導計画を綿密に作成し，目的が効果的に達成されるよう，生徒指導にも十分留意することが必要である。

(2) 内容

２　内　容 　　１に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

〔指導項目〕 (1) 流通業やサービス業の概要 　ア　流通業やサービス業の意義と役割 　イ　流通業やサービス業の基礎 　ウ　事務機器，機械や道具，コンピュータ等の情報機器の取扱い

ここでは，教科の目標を踏まえ，流通業やサービス業が日常生活に深く関わっていることについての知識などを基盤として，流通業やサービス業の意義について自らの考えをもつとともに，組織の一員として商品の流通やサービスの提供などに取り組もうとする意識と意欲を高めることができるようにすることをねらいとする。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

① 流通業やサービス業が社会で果たしている意義と役割などについて理解するとともに，事務機器の取扱いなどに関する技術を身に付けること。

② 商品の流通やサービスの提供などを通して地域や社会の健全で持続的な発展に寄与する視点から，顧客のニーズに応じた商品の流通やサービスの提供などのために必要な課題を発見し，よりよい商品の流通やサービスの提供などのための工夫について考え，表現すること。

③ 流通業やサービス業の意義と役割などについて自ら学ぶこと。

ア　流通業やサービス業の意義と役割

ここでは，流通業やサービス業が人間の生活と深く関わっていることや，産業社会の中で流通業やサービス業が重要な役割を果たしていること，多様な商品が流通し，多様な商品やサービスが販売，提供されていること，販売，提供される商品やサービスが人間の生活にとって必要不可欠なものであることなどについて扱うこと。

イ　流通業やサービス業の基礎

ここでは，流通やサービスに係る職業に関することや，身近にある地域の流通業やサー

ビス業の動向などについて扱うこと。その際，商品の生産から商品が顧客に渡るまでの流れ,顧客のニーズに応じた商品の流通やサービスの質の向上を図ることの重要性を踏まえ，マーケティングに関する基礎的・基本的な手順と方法に関することなどについても扱うこと。

ウ　事務機器，機械や道具，コンピュータ等の情報機器の取扱い

ここでは，流通業やサービス業で用いられる各種の事務機器，機械や道具，コンピュータ等の情報機器の名称，用途，操作手順，保管・管理等について扱うこと。また，流通業やサービス業における情報通信ネットワークの活用についても扱うこと。

〔指導項目〕

(2) 商品管理 ア　商品管理業務の内容と特徴 イ　商品管理の方法

ここでは，教科の目標を踏まえ，流通業における商品管理の内容と特徴の理解に基づき，商品管理を行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

① 流通業における商品管理業務の内容と特徴などについて理解するとともに，商品の包装・箱詰め，運搬・保管・管理の手順や方法など商品管理業務に関する技術を身に付けること。

② 商品管理業務において，顧客のニーズに応じた商品の流通のために必要な課題を発見し，よりよい商品の流通のための工夫について考え，表現すること。

③ 商品管理業務の内容と特徴などについて自ら学び，商品管理に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア　商品管理業務の内容と特徴

ここでは，食料品や衣料品など身近な例を挙げ，必要となる商品管理業務に関して，その内容の概要と特徴について扱うこと。その際，商品管理業務の意義や役割，商品の特徴に即して取り扱うことの重要性などについても扱うこと。

イ　商品管理の方法

ここでは，箱詰めやパレット詰みなどの品物の収納に関すること，倉庫における保管に関すること，台車，コンベア，フォークリフト等を使った運搬に関すること，運送に関すること，商品管理に必要な伝票の記入と取扱いに関することなどについて扱うこと。

また，例えばフォークリフトなどの各種免許等の取得と活用について興味・関心を一層高めること。

〔指導項目〕

(3) 販売
ア　販売業務の内容と特徴
イ　販売の方法

ここでは，教科の目標を踏まえ，販売業務の内容と特徴の理解に基づき，販売業務が行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

① 販売業務の内容と特徴について理解するとともに，販売の手順や方法など販売業務に関する技術を身に付けること。

② 販売業務において，顧客のニーズに応じた商品の販売やサービスの提供のために必要な課題を発見し，よりよい商品の販売やサービスの提供のための工夫について考え，表現すること。

③ 販売業務の内容と特徴などについて自ら学び，販売業務に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア　販売業務の種類と特徴

ここでは，スーパーマーケットなど身近な例を挙げ，必要となる販売業務に関して，その内容の概要と特徴について扱うこと。その際，情報通信ネットワークを活用した販売形態及び商品の特徴に即して取り扱ったり，販売したりすることの重要性についても扱うこと。

イ　販売の方法

ここでは，商品の仕入れ，包装，陳列に関すること，挨拶，案内，礼，説明などの接遇に関すること，身だしなみ，言葉遣い，姿勢など接客に関すること，金銭の受取やカード類の処理に関すること，伝票類の記入や取扱いに関することなどについて扱うこと。その際，例えば，顧客の好みやニーズに関する調査，提供したサービスに関する調査，販売データ等，収集した情報の分析結果に基づく，よりよい商品の販売やサービスの提供など，マーケティングに関する基礎的・基本的な実務についても扱うこと。

また，関連する技能検定等の受検と活用について興味・関心を一層高めること。

〔指導項目〕

(4) 清掃
ア　清掃業務の内容と特徴
イ　清掃の方法

ここでは，教科の目標を踏まえ，清掃業務の内容と特徴の理解に基づき，清掃業務が行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

① 清掃業務の内容と特徴について理解するとともに，清掃の手順や方法など清掃業務に関する技術を身に付けること。
② 清掃業務において，顧客のニーズに応じた清掃サービスの提供のために必要な課題を発見し，よりよい清掃サービスの提供のための工夫について考え，表現すること。
③ 清掃業務の内容と特徴などについて自ら学び，清掃業務に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 清掃業務の内容と特徴

ここでは，公共施設や宿泊施設など身近な例を挙げ，必要となる清掃業務に関して，その内容の概要と特徴を扱うこと。その際，建物等の様々な場所で行われている清掃業務により，美観が向上するだけでなく，環境衛生が向上したり，建物等を傷みから守ることができたりすることなど，清掃業務の重要性についても扱うこと。

イ 清掃の方法

ここでは，清掃用具や道具の使用・保管に関すること，洗剤や薬剤の取扱いや保管に関すること，清掃手順の理解や清掃技術の習得に関すること，清掃場所の床材等に応じた清掃方法の選択に関すること，廃棄物の処理と再利用に関することなどについて扱うこと。その際，例えば，依頼された清掃場所に適した清掃方法を顧客に提案したり，清掃時間内に作業を終えられるよう効率的な手順や役割分担を選択したりするなど，サービス業として顧客のニーズに応えながら，協働的に業務を遂行する必要があること及びサービス業として，周囲に常に気を配りながら作業を行うことが求められることについても扱うこと。なお，清掃で使用する機械，機器，道具などの使用と保管，使用前に安全点検を行うことや異常時の解決方法など,安全点検や異常時の対応に関することなどについても扱うこと。

また，ビルクリーニングなどの各種資格等の取得と活用について興味・関心を一層高めること。

〔指導項目〕

(5) 事務
ア 事務業務の内容と特徴
イ 事務処理の方法

ここでは，教科の目標を踏まえ，事務業務の内容と特徴の理解に基づき，事務業務が行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。
① 事務業務の内容と特徴について理解するとともに，事務処理の手順や方法など事務業務に関する技術を身に付けること。
② 事務業務において，企業でのニーズに応じた事務処理のために必要な課題を発見し，よりよい事務処理のための工夫について考え，表現すること。
③ 事務業務の内容と特徴などについて自ら学び，事務業務に主体的かつ協働的に取り組

むこと。

ア　事務業務の内容と特徴

ここでは，文書等の作成や郵便物の集配など事業所で必要となる事務業務に関して，その内容の概要と特徴について扱うこと。その際，企業における事務業務及び事務業務における情報通信ネットワークの活用の重要性についても扱うこと。

イ　事務処理の方法

ここでは，企業内の書類の複写等の事務補助に関すること，事務機器やコンピュータ等の情報機器などの操作に関すること，書類等の分類や収納，保管などの取扱いに関することなどについて扱うこと。その際，例えば，受付案内などの応対時の挨拶，言葉遣い，表情，電話応対などの応対に関する基礎的・基本的なビジネスマナー及び情報通信ネットワークの活用についても実務に即して扱うこと。なお，メールの送受信などの情報通信ネットワークの活用や個人情報の取扱いを含む情報セキュリティ管理に関することについても扱うこと。

また，例えば，コンピュータを活用した文書作成などの各種検定等の受検と活用について興味・関心を一層高めること。

(3) 指導計画の作成に当たっての配慮事項

指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

> ３　指導計画の作成と内容の取扱い
>
> (1) 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。
>
> ア　単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，流通・サービスの見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。

この事項は，流通・サービス科の指導計画の作成に当たり，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし，流通・サービス科の特質に応じて，効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど，生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中，学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し，これからの時代に求められる資質・能力を身に付け，生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには，これまでの学校教育の蓄積も生かしながら，学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが求められている。

指導に当たっては，(1)「知識及び技術」が習得されること，(2)「思考力，判断力，表現力等」を育成すること，(3)「学びに向かう力，人間性等」を涵(かん)養することが偏りなく実現されるよう，単元など内容や時間のまとまりを見通しながら，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは，必ずしも１単位時間の授業の中で全てが実現されるもの

ではない。単元など内容や時間のまとまりの中で，例えば，主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか，対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか，学びの深まりをつくりだすために，生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか，といった視点で授業改善を進めることが求められる。また，生徒や学校の実態に応じ，多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり，単元など内容や時間のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技術」の習得に課題が見られる場合には，それを身に付けるために，生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね，確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり，特に「深い学び」の視点に関して，各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を，習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて，より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

流通・サービス科においては，「知識及び技術」の習得，「思考力，判断力，表現力等」の育成及び「学びに向かう力，人間性等」の涵(かん)養を目指す授業改善を行うことはこれまでも多くの実践が重ねられてきている。そのような着実に取り組まれてきた実践を否定し，全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉えるのではなく，生徒や学校の実態，指導の内容に応じ，「主体的な学び」，「対話的な学び」，「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要である。

「主体的な学び」については，例えば，流通やサービスに関する課題を設定し，身に付けた知識，技術などを生徒自らが活用し，解決策を考案する学習となっているか，身に付けた知識，技術などを基に新たな視点で流通やサービスを捉えているかなどの視点から，授業改善を図ることが考えられる。

「対話的な学び」については，例えば，流通やサービスにおける具体的な事例を取り上げ，専門的な知識，技術などを活用し，妥当性と課題などについて，科学的な根拠に基づいて考察や討論を行い，実際の流通やサービスについて客観的に理解するようにしているか，知識と技術，実際の流通やサービスに対する理解などを基盤として流通・サービスの振興策などを考案して地域や産業界等に提案し，提案に対する意見や助言を踏まえてよりよいものとなるようにしているかなどの視点から，授業改善を図ることが考えられる。

「深い学び」については，例えば，「流通・サービスの見方・考え方」を働かせながら探究の過程を通して学ぶことにより，流通・サービス科で育成を目指す資質・能力を獲得するようになっているか，知識と技術，実際の流通やサービスに対する理解，企画力などを基盤として，地域を学びのフィールドとして模擬的な流通やサービスなどに取り組み，その結果を基に改善を図っているか，新たに獲得した資質・能力に基づいた「流通・サービスの見方・考え方」を，次の学習や流通・サービスにおける課題の発見や解決の場面で働かせているかなどの視点から，授業改善を図ることが考えられる。

以上のような授業改善の視点を踏まえ，流通・サービス科で育成を目指す資質・能力及

びその評価の観点との関係も十分に考慮し，指導計画等を作成することが必要である。

イ　地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに，社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

地域や産業界等との連携・交流を図り，流通業やサービス業に関連する企業等の見学，地域での販売や清掃に関する実習等を行うことにより，興味・関心を一層深められるようにすることが大切である。また，就業体験活動を振り返ることで自らの課題を発見し，実験・実習において課題解決を行い，次の就業体験活動に生かそうとする態度を育成することが重要である。あわせて，専門的な知識や技術を有する社会人講師を積極的に活用し学習活動を充実するなどの工夫が必要である。

ウ　〔指導項目〕の指導に当たっては，実験・実習を適切に取り入れること。

〔指導項目〕の指導に当たっては，これらに関する実習の時間を十分に確保できるよう配慮することが大切である。なお，実習の指導においては，生徒一人一人の知的障害の状態や学習上の特性等を十分考慮して，進めることが重要である。

また，具体的な指導に当たっては，販売実習など作業活動に必要な知識と技術のほか，集団での作業場面への適応や自分の役割の理解などについて十分考慮することが重要である。

第２編　高等部学習指導要領解説

第２部　高等部学習指導要領総則等の解説

第５章　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第５節　主として専門学科において開設される各教科

第５　福祉

第５　福祉

１　改訂の要点

目標については，産業界で必要とされる資質・能力を見据えて三つの柱に沿って整理し，育成を目指す資質・能力のうち，(1)には「知識及び技術」を，(2)には「思考力，判断力，表現力等」を，(3)には「学びに向かう力，人間性等」を示した。

内容については，〔指導項目〕を示すこととし，〔指導項目〕として示す学習内容の指導を通じて，目標において三つの柱に整理した資質・能力を身に付けさせることを明確にした。なお，項目の記述については，専門教科は様々な履修の形があり，学習内容の程度にも幅があることから，従前どおり事項のみを大綱的に示した。

また，急速に進展する高齢化に対応した介護人材の育成や介護員養成研修の改正などについて考慮し，福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を修得させるため，〔指導項目〕として「社会福祉の概要」を設けるなど学習内容等の改善・充実を図った。

２　目標

１　目　標

福祉の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，福祉を通じ，地域や社会の健全で持続可能な福祉社会の発展に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 福祉に関することについて理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。

(2) 福祉に関する課題を発見し，職業人に求められる倫理観を踏まえ課題を解決する力を養う。

(3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み，よりよい社会の構築を目指して自ら学び，社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この教科においては，福祉が人間の生活を支える産業の一つであるという視点をもち，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，人間の尊厳に基づく地域福祉の推進と持続可能な福祉社会の発展を担う職業人として必要な資質・能力の育成を目指すことを示した。

福祉の見方・考え方とは，生活に関する事象を，当事者の考えや状況，環境の継続性に着目して捉え，人間としての尊厳の保持と自立を目指して，適切かつ効果的な社会福祉と関連付けることを意味している。

目標の(1)については，福祉に関する学習活動を通して，福祉の各事象に関する知識や関係する技術を身に付けるようにすることを意味している。なお，福祉の各事象に関する知識や関係する個別の技術には，社会福祉の理念と意義の理解や，介護・福祉サービスを必要とする人の理解，生活支援に関する技術などを含んでいる。

目標の(2)については，福祉を担う当事者としての意識を高めるとともに，福祉に携わる者として課題に向き合い，科学的な根拠に基づいて工夫してよりよく解決し，福祉を通じ

て未来を切り拓いていくといった，福祉に関する確かな知識，技術，態度などに裏付けられた思考力，判断力，表現力等を養うことを意味している。

目標の(3)については，社会の信頼を得て，福祉を展開する上で必要な職業人に求められる倫理観，福祉を通して社会に貢献する意識，職業人としての優しさや思いやりなどを育むこと，福祉を通じ，人間の尊厳に基づく地域福祉の推進と持続可能な福祉社会の発展を目指して福祉の各分野について主体的に学ぶことにより，他者と積極的に関わり，社会貢献に責任をもって取り組む態度を養うことを意味している。

３　内容とその取扱い

(1) 内容の構成及び取扱い

この教科は，目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう，(1)社会福祉の概要，(2)介護・福祉サービス，(3)介護を必要とする人，(4)生活支援の技術の四つの指導項目で内容を構成している。また，内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

（内容を取り扱う際の配慮事項）

> (2)　２の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。
>
> ア　〔指導項目〕の(2)から(4)までについては，生徒や地域の実態，学科の特色等に応じて，いずれか一つ以上を選択して扱うことができること。

〔指導項目〕の(2)から(4)までについては，生徒や地域の実態，学科の特色等に応じて指導項目を選択し，生徒が適切に履修できるようにすることが必要である。

また，第１章第２節第２款の３の(4)のアの規定に基づき，〔指導項目〕で示していない事項についても，福祉に関する適切な事項があれば取り上げて指導することができる。その〔指導項目〕の選択に当たり考慮すべきこととしては，次の点が挙げられる。

(ｱ)　地域の福祉サービスに関する様々な機関との連携の下，見学や調査，実習などの協力が得られるものであること。

(ｲ)　抽象的な内容にとどまらず，実習を多く取り入れ体験的な活動ができるものであること。

(ｳ)　生徒の興味・関心や進路などを考慮したものであること。

(ｴ)　実習場所に関して長期的に見通しがもてるものであること。

> イ　実験・実習を行うに当たっては，関連する法規等に従い，施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し，学習環境を整えるとともに，事故防止などの指導を徹底し，安全と衛生に十分留意すること。

内容を取り扱う際に，実験・実習を行うに当たっては，関連する法規等に従い，実習室の施設・設備の定期点検と整備を実施し，安全管理や衛生管理を徹底することが必要である。

特に，福祉機器や用具などの取扱いについては，安全点検，標準的な動作を順守した福

祉機器の取扱い，衛生管理などに配慮することが大切である。

また，校外で調査・研究・実習などを行う際においても，事故の防止や安全管理などに配慮し，指導計画を綿密に作成し，目的が効果的に達成されるよう，生徒指導にも十分留意することが必要である。

(2) 内容

２　内　容 　　１に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

〔指導項目〕 (1) 社会福祉の概要 　ア　社会福祉の意義と役割 　イ　社会福祉サービスの基礎 　ウ　福祉機器や用具，コンピュータ等の情報機器の取扱い

ここでは，教科の目標を踏まえ，社会福祉サービスが日常生活に深く関わっていることについての知識などを基盤として，社会福祉の意義について自らの考えをもつとともに，組織の一員として社会福祉サービスに取り組もうとする意識と意欲を高めることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

① 社会福祉が社会で果たしている意義と役割について理解するとともに，職業生活に必要となる技術を身に付けること。

② 社会福祉に関する実習を通して地域や社会の健全で持続可能な福祉社会の発展に寄与する職業人となる視点から，よりよい社会福祉サービスの提供をするために必要な課題を発見し，工夫について考え，表現すること。

③ 社会福祉に係る事項について自ら学び，社会福祉に係る実習等に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア　社会福祉の意義と役割

ここでは，社会福祉が果たしている役割や意義，様々な制度やサービス，社会福祉サービスを必要とする高齢者や障害者などを取り上げ，社会福祉の職業に携わっている人々が社会において重要な役割を果たし，社会福祉サービスが人間の生活と深く関わっていることなどについて扱うこと。

イ　社会福祉サービスの基礎

ここでは，社会福祉の制度や社会福祉サービスに関する様々な職業，社会福祉サービスを必要とする人々，家事援助や介護などの業務を行うに当たっての心構えや知識，その職業で必要とされる技術及びサービス利用者に関する個人情報の収集，整理，管理の方法について扱うこと。

ウ　福祉機器や用具，コンピュータ等の情報機器の取扱い

ここでは，社会福祉サービスで用いられる福祉機器や用具について，名称，目的，用途，操作手順，保管・管理等を取り上げ，福祉機器や用具を適切に使用するための知識と技術について扱うこと。

また，コンピュータ等の情報機器の名称，用途，操作手順，保管・管理等を取り上げ，社会福祉サービス利用者のプライバシー保護及びコンピュータ等の情報機器を適切に使用するための知識と技術について扱うこと。

〔指導項目〕

(2) 介護・福祉サービス ア　介護の職務 イ　介護の基礎

ここでは，教科の目標を踏まえ，介護が福祉サービスを必要とする人の日常生活に深く関わっていることについての知識などを基盤として，介護の意義について自らの考えをもつとともに，組織の一員として生活の支援に取り組もうとする意識と意欲を高めることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

① 介護の職務について理解するとともに，介護に係る基本的な技術を身に付けること。

② 介護・福祉サービスにおいて，よりよい介護サービスを提供するために必要な課題を発見し，工夫について考え，表現すること。

③ 介護・福祉サービスについて自ら学び，介護に係る実習等に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア　介護の職務

ここでは，居宅や施設などにおける介護の多様なサービス，介護職の仕事内容や働く現場などを取り上げ，福祉サービスを必要とする人々が生活を営む上で，重要な役割を果たしている介護の職務について扱うこと。

また，人権と尊厳の保持，ICF（International Classification of Functioning, Disability and Health），QOL（Quality Of Life），ノーマライゼーション，虐待防止・身体拘束禁止，個人の権利を守る制度の概要などの人権と尊厳を支える介護及び自立支援や介護予防などの自立に向けた介護を取り上げ，介護における尊厳の保持・自立支援について扱うこと。

イ　介護の基礎

ここでは，介護職の役割や専門性と多職種との連携，介護職の職業倫理，介護における安全の確保とリスクマネジメント，介護職の安全などを取り上げ，介護の基本について扱うこと。

また，介護保険制度，医療との連携とリハビリテーション，障害福祉制度及びその他の

制度などを取り上げ，介護・福祉サービスの理解と医療との連携について扱うこと。

さらに，介護におけるコミュニケーションの意義やコミュニケーションの技法，チームでのコミュニケーションなどを取り上げ，介護におけるコミュニケーション技術について扱うこと。

〔指導項目〕

(3) 介護を必要とする人 ア　こころとからだの理解 イ　介護を必要とする人の理解

ここでは，教科の目標を踏まえ，人間の心理，人体の構造と機能の基本的な知識，老化や認知症，障害が生活に及ぼす影響などについて理解することをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

① 人間の欲求や発達課題，人体の構造や機能，生命維持の仕組みや人体各部の名称，老化や認知症，障害が生活に及ぼす影響について理解するとともに，関連する技術を身に付けること。

② こころとからだや介護を必要とする人の基礎的理解を通じて，福祉サービス利用者のニーズに応じた介護サービスを提供するために必要な課題を発見し，工夫について考え，表現すること。

③ こころとからだや介護を必要とする人について自ら学び，家事援助，介護にかかる実習等に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア　こころとからだの理解

ここでは，学習と記憶，感情と意欲，自己概念と生きがい，適応行動とその阻害要因などを取り上げ，介護に関するこころのしくみの理解について扱うこと。

また，人体の構造とボディメカニクス，中枢神経系と体性神経，自律神経と内部器官などを取り上げ，介護に関するからだのしくみの理解について扱うこと。

イ　介護を必要とする人の理解

ここでは，老化に伴うこころとからだの変化と日常，高齢者と健康，認知症を取り巻く状況，医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理，認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活，家族への支援などを取り上げ，老化と認知症の理解について扱うこと。

また，障害の概念と ICF，障害福祉の基本理念，障害の医学的側面，家族の心理，かかわり支援の理解などを取り上げ，障害の理解について扱うこと。

〔指導項目〕

(4) 生活支援の技術 ア　生活支援の内容

イ　生活支援の実践

ここでは，教科の目標を踏まえ，生活の支援が福祉サービスを必要とする人の日常生活に深く関わっていることについて理解して，生活の支援の意義について自らの考えをもつとともに，組織の一員として生活の支援に取り組もうとする意識と意欲を高めることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

① 自立に向けた生活支援や安全で安楽な支援などについて理解するとともに，関連する技術を身に付けること。

② 生活支援において，福祉サービス利用者のニーズに応じ生活支援をするために必要な課題を発見し，工夫について考え，表現すること。

③ 生活支援について自ら学び，家事援助や介護に係る実習等に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア　生活支援の内容

ここでは，生活支援が介護を必要とする人々と深く関わっており，生活を営む上で重要な役割を果たしていることを踏まえ，生活と家事，居住環境整備，整容，移動・移乗，食事，入浴・清潔，排泄，睡眠，終末期に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護などを取り上げ，生活支援の内容について扱うこと。

イ　生活支援の実践

ここでは，福祉サービス利用者のこころとからだの状況に合わせ，安全に生活支援を提供する方法などの理解に基づき，以下の内容から適切に選択するなどして，生活支援の実践について扱うこと。

生活と家事においては，家事に関する用具の活用方法，主体性・能動性を引き出すための支援方法について扱うこと。

居住環境整備においては，快適で安全・安心な居住環境整備や高齢者・障害者特有の住環境整備と福祉用具の活用方法について扱うこと。

整容においては，整容に関する用具の活用方法及び支援方法について扱うこと。

移動・移乗においては，移動・移乗に関する用具の活用方法，負担の少ない支援方法について扱うこと。

食事においては，食事環境の整備や福祉用具の活用方法，楽しい食事の支援方法について扱うこと。

入浴・清潔保持においては，入浴用具と整容用具の活用方法，楽しい入浴の支援方法について扱うこと。

排泄においては，排泄環境の整備と排泄用具の活用方法，爽快な排泄の支援方法について扱うこと。

睡眠においては，睡眠環境の整備と用具の活用方法，快い睡眠の支援方法について扱うこと。

終末期においては，終末期の過程における苦痛の少ない死への支援方法について扱うこと。

(3) 指導計画の作成に当たっての配慮事項

指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

> 3　指導計画の作成と内容の取扱い
>
> (1) 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。
>
> ア　単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，福祉の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。

この事項は，福祉科の指導計画の作成に当たり，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし，福祉科の特質に応じて，効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど，生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中，学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し，これからの時代に求められる資質・能力を身に付け，生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには，これまでの学校教育の蓄積も生かしながら，学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが求められている。

指導に当たっては，(1)「知識及び技術」が習得されること，(2)「思考力，判断力，表現力等」を育成すること，(3)「学びに向かう力，人間性等」を涵(かん)養することが偏りなく実現されるよう，単元など内容や時間のまとまりを見通しながら，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは，必ずしも１単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元など内容や時間のまとまりの中で，例えば，主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか，対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか，学びの深まりをつくりだすために，生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかといった視点で授業改善を進めることが求められる。また，生徒や学校の実態に応じ，多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり，単元など内容や時間のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技術」の習得に課題が見られる場合には，それを身に付けるために，生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね，確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり，特に「深い学び」の視点に関して，各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を，習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて，より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

福祉科においては，「福祉の見方・考え方」を働かせ，基礎的な内容からより専門的な内容へと理解を深められるよう系統的・体系的に理解するとともに，科学的な根拠に基づき探究するなどの実践的・体験的な学習活動を通して，「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るようにすることが重要である。

「主体的な学び」については，例えば，現代社会における福祉課題を発見し，その課題の背景や原因を整理して仮説を立て，仮説の妥当性を科学的な根拠に基づき検討したり，全体を振り返って改善策を考えたりしているか，得られた知識及び技術を基に，次の課題を発見したり，新たな視点で福祉サービスを把握したりしているかなど，学習活動の充実を図ることが考えられる。

「対話的な学び」については，例えば，福祉課題について調査・検証するときに，福祉に関する他の〔指導項目〕で学んだ知識と技術を活用して考察した考えを，生徒同士が科学的な根拠に基づく議論・対話する場面を通して，自分の考えをより質を高めるなど，学習活動の充実を図ることが考えられる。

「深い学び」については，例えば，「福祉の見方・考え方」を働かせて課題解決を図る過程を通し，福祉科で育成を目指す資質・能力を身に付けているか，関係する知識と技術の統合がなされているか，科学的な概念を形成しているか，そして新たな福祉サービスの発展に向けて活用されているかなど，学習活動の充実を図ることが考えられる。

以上のような授業改善の視点を踏まえ，福祉科で育成を目指す資質・能力及びその評価の観点との関係も十分に考慮し，指導計画等を作成することが必要である。

イ　地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに，社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

地域や産業界等との連携・交流を図り，福祉サービスに関連する企業等の見学，地域での生活支援に関する実習，関連する各種資格や検定などについての調査等を行うことにより，興味・関心を一層深められるようにすることが大切である。また，就業体験活動を振り返ることで自らの課題を発見し，実験・実習において課題解決を行い，次の就業体験活動に生かそうとする態度を育成することが重要である。

あわせて，地域の関係機関や専門家の協力を得ながら実習の機会の確保に努めることも大切である。さらに，専門的な知識や技術を有する社会人講師を積極的に活用し学習活動を充実するなどの工夫が必要である。

ウ　〔指導項目〕の指導に当たっては，実験・実習を適切に取り入れること。

〔指導項目〕の指導に当たっては，これらに関する実習の時間を十分に確保できるよう配慮することが大切である。なお，実習の指導においては，生徒一人一人の知的障害の状態や学習上の特性等を十分考慮して，進めることが重要である。

また，具体的な指導に当たっては，実習による体験的な学習を通して，福祉サービスへ

の興味・関心を高めるとともに，組織の生活支援への適応や，福祉サービスに関する役割を担う意義と役割ついて生徒が実感できるよう十分考慮することが重要である。

第２編　高等部学習指導要領解説

第２部　高等部学習指導要領総則等の解説

第５章　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第６節　指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

第６節　指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科について，従前，各教科全体にわたって共通する指導計画の作成と内容の取扱いを示してきた。今回の改訂では，各教科の特質に応じた，指導計画の作成や内容の取扱いに配慮することができるよう各教科のそれぞれにも新設した。

これを踏まえ，次に示す全体に共通する各教科の指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱いに留意していかなければならない。

（第２章第２節第３款の１）

第３款　指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

１　指導計画の作成に当たっては，個々の生徒の知的障害の状態，生活年齢，学習状況及び経験等を考慮しながら，第１款及び第２款の各教科の目標及び内容を基に，３年間を見通して，全体的な指導計画に基づき具体的な指導目標や指導内容を設定するものとする。

今回の改訂では，個に応じた指導をより一層充実するため，知的障害の状態や経験に加え，生徒の生活年齢を踏まえたり，学習状況を的確に把握したりすることなど知的障害の状態をより一層明確にする観点から，「個々の生徒の知的障害の状態や経験等」を「個々の生徒の知的障害の状態，生活年齢，学習状況や経験等」と改めた。

高等部段階の生徒は，高等部入学前の学習の場や学習状況，知的障害の状態，経験の程度，興味や関心，対人関係の広がりや適応の状態等が一人一人異なっている。また，身体的な成長とともに心理的にも大人への自覚をもち，その上，それらに加えて，将来の生活を視野に入れると，例えば，交際の範囲や交通機関を利用して外出するなど行動の範囲が大きく広がってくることが考えられる。そこで，指導計画の作成に当たっては，これらを考慮しながら，一人一人の生徒の知的障害の状態や生活年齢，学習状況，経験等に応じて，将来の生活を見据えるとともに，３年間を見通した全体的な指導計画に基づき，各教科に示された指導目標や指導内容を設定することが重要である。全体的な指導計画とは，各教科の内容に示されている項目について，３年間を見通しながら，指導内容を配列したものである。

全体的な指導計画に基づき，生徒の興味や関心，学習活動の必要性なども考慮し，それぞれの生徒の状態に応じて，例えば，１段階の一部と２段階の一部の内容を選定し，それらを組み合わせるなどして具体的に指導内容を設定する必要がある。

また，選定された指導内容を適切に組み合わせて，生徒の学習上の特性等を考慮しながら，単元等としてまとめて取り上げ，配列することが重要である。その際には，生徒の実態等を考慮して，実際の生活に結び付くよう具体的な指導内容を組織し，指導計画を作成

することが大切である。

（第２章第２節第３款の２）

２　個々の生徒の実態に即して，教科別の指導を行うほか，必要に応じて各教科，道徳科，特別活動及び自立活動を合わせて指導を行うなど，効果的な指導方法を工夫するものとする。その際，各教科等において育成を目指す資質・能力を明らかにし，各教科等の指導内容間の関連を十分に図るよう配慮するものとする。

今回の改訂では，各教科等において育成を目指す資質・能力を明確にしたとともに，各教科等の指導内容の関連等に十分に配慮していくことが重要であることからこの項を新設した。

「個々の生徒の実態に即して……効果的な指導方法を工夫」とは，個々の生徒の知的障害の状態や生活年齢に加え，興味や関心，これまでの学習や経験してきた内容などを全体的に把握した上で，効果的な指導の形態を選択していくことである。指導の形態には，教科ごとの時間を設けて指導する「教科別の指導」や各教科，道徳科，特別活動及び自立活動を合わせて指導を行う「各教科等を合わせた指導」がある。（本解説第２編第２部第５章第２節の３の(3)参考）単元などの学習のまとまりをとおして，生徒の学習成果が最大限に期待できる指導の形態を柔軟に考えられるようにすることが大切である。

例えば，数学や職業の時間に金銭やコンピュータ等の情報機器の扱いについて学習した時期と同じくして，これらの知識を生かして，将来の生活を見据えて学習することのできる単元について，作業学習として位置付けることなどが考えられる。

生徒の実態とともに，学習集団の構成などを踏まえ，適切な指導の形態を選択し，カリキュラム・マネジメントを行っていくことが必要である。

（第２章第２節第３款の３）

３　個々の生徒の実態に即して，生活に結び付いた効果的な指導を行うとともに，生徒が見通しをもって，意欲をもち主体的に学習活動に取り組むことができるよう指導計画全体を通して配慮するものとする。

今回の改訂では，個々の生徒が，意欲をもち，主体的に学習活動に取り組むことがより一層重要であることから「主体的」を加えて示した。また，教育活動全体にわたって日々の生活及び将来の生活に結び付いた効果的な指導を行っていくことも重要である。

このような将来の生活に結び付いた効果的な指導を進めるためには，一人一人の生徒の興味や関心，知的障害の状態，生活年齢，学習状況や生活経験等などに応じて設定した指導内容が，日々の生活及び将来の生活に結び付いた学習活動として展開されるように指導計画を作成する必要がある。その際に，生徒の興味や関心を考慮しつつ，家庭生活，社会生活に即した活動を取り入れたり，卒業後の生活に十分生かされるように継続的な取組にしたりするなど，指導方法を個々の生徒に合わせて工夫することが大切である。

また，生徒が見通しをもって，意欲をもち主体的に学習活動に取り組むことができるようにするためには，生徒に分かりやすいように学習活動の予定を示したり，学習活動を一定期間，繰り返したりすることなどの工夫を行うとともに，充実感や達成感を味わうことで，様々な活動への意欲を高め，主体的に生活しようとする態度を身に付けられるようにすることが重要である。

更に，生徒の様子を逐次把握したり，適切な師範を示したりすることができるように，教師と生徒が共に活動するとともに，指導の過程において，事前の指導計画に沿わない場合も想定し，生徒の学習状況に応じて柔軟に学習活動を修正したり，発展させたりする指導計画の工夫も大切である。

（第２章第２節第３款の４）

４　第１章第２節第１款の２の(2)に示す道徳教育の目標に基づき，道徳科などとの関連を考慮しながら，第３章特別の教科道徳に示す内容について，各教科の特質に応じて適切な指導をするものとする。

この項は，各教科の特質に応じて，道徳科に示す内容と関連付けて適切に指導する必要があることから新設した。

第１章第２節第１款の２の（2）においては，「知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，第３章に掲げる特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として，各教科，総合的な探究の時間，特別活動及び自立活動において，それぞれの特質に応じて，適切な指導を行うこと」と規定されている。

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科でどのように道徳教育を行うかについては，第１章第２節第７款に示すとおりであるが，内容の指導に当たっては，第３章第２款の３に留意し適切な指導を行う必要がある。

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科においては，各教科の特質に係る見方・考え方を働かせて，資質・能力を育成することを示している。

例えば，職業科では，「職業に係る見方・考え方を働かせ，職業など卒業後の進路に関する実践的・体験的な学習活動を通して，よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力」と示している。よりよい生活の実現に向けて工夫するための資質・能力を育むためには，他者との協働を通して，自らの役割を果たすなど，卒業後の社会生活を見据え，実践的・体験的な学習活動を積み重ねていくことが重要である。このことは，道徳科［節度，節制］で示されている「健康や安全に気を付け，物や金銭を大切にし，身の回りを整え，わがままをしないで，規則正しい生活をすること。」や「自分でできることは自分でやり，安全に気を付け，よく考えて行動し，節度ある生活をすること。」と関連させて指導していくことが効果的である。

各教科等を合わせて指導を行う場合においても，道徳科に示されている目標及び内容との関連を十分に考慮し，年間指導計画の作成などに際して，道徳教育の全体計画との関連，指導する内容及び時期等に配慮し，各教科と道徳科で示す目標及び内容と相互に関連させ

て指導の効果を高め合うようにすることが大切である。

（第２章第２節第３款の５）

５　生徒の実態に即して学習環境を整えるなど，安全と衛生に留意するものとする。

生徒の学校生活が充実するようにするためには，生活の基盤となる学級の教室や体験的な学習などを行う際の特別教室などの学習環境を整備していくことが重要である。学習環境とは，教室内の掲示物，活動場所の設定，自然の流れに沿った活動を組織すること，一日の日課や教材・教具なども含まれることに留意する必要がある。

高等部においても，将来の生活を見据え，一連の活動に見通しをもって意欲的に取り組むことができるような活動を組織することが大切であり，そのための環境設定を工夫する必要がある。

特に，心身の調和的な発達を促し，生徒が安心して学習に取り組めるようにするためには安全で衛生的な環境を整えることが重要である。その際，生徒の障害の状態等を考慮し，生徒が危険な場所や状況を把握したり，判断したり，予測したり，回避したりすることなどができるように安全に関する十分な指導を進めるとともに，教室や作業の場の機械や器具，道具，物品，校地内の設備，通学路などの安全点検を十分に行うことが大切である。加えて，生徒が衛生に留意し，自ら衛生的な環境を保てるようにする必要がある。また，学習活動においても，安全や衛生に配慮して物品を取扱えるようにすることも大切である。

併せて，生徒によっては，安全や衛生に関する理解が難しい場合も考えられることから，例えば，健康を害するものを口に入れることがないようにすることや異物を飲み込むことがないようにするなど，安全や衛生にも配慮した指導が大切である。

（第２章第２節第３款の６）

６　生徒の実態に即して自立や社会参加に向けて経験が必要な事項を整理した上で，指導するように配慮するものとする。

この項は，将来の自立と社会参加を見通した計画的な指導を高等部段階においてより一層充実させていくことが重要であることから，新たに示した。

生徒の自立と社会参加に向けて，高等部３年間を見通しながら，将来の生活をも見据え，高等部段階での学習を通して育成を目指す資質・能力を整理し，適宜，学習状況の評価を行いながら，繰り返し経験することで学習の定着を図ったり，経験の拡大を図ったりしていくことなど，計画- 実施- 評価- 改善のサイクルを踏まえて指導計画を適宜修正・加筆し，指導していくことが重要である。

特に知的障害のある生徒の学習上の特性として，学習によって得た知識や技能が断片的になりやすい側面があることを考慮し，どのような指導すべき事項を，どのように学習として積み上げていくことで，育成を目指す資質・能力を育むことができるのか十分に検討したうえで，年間指導計画等に基づき，組織的に指導していくことが重要である。また，

学年進行の際には，これまで学習している内容等を確実に引継ぎ，生活年齢に即した指導内容を計画できるようにすることが大切である。

（第２章第２節第３款の７）

７　学校と家庭及び関係機関等とが連携を図り，生徒の学習過程について，相互に共有するとともに，生徒が学習の成果を現在や将来の生活に生かすことができるよう配慮するものとする。

今回の改訂では，従前の「家庭等との連携を図り，生徒が学習の成果を実際の生活に生かす」ことについて，学校と家庭や関係機関等が双方向にやり取りをしながら，生徒の学習成果のみならず，その過程を含めて，相互に情報を共有して連携していくことが重要であることから「生徒の学習過程について，相互に共有するとともに，生徒が学習の成果を現在や将来の生活に生かす」ことを示した。

生徒の基本的生活習慣の確立を図り，生活経験を広げていくために，将来の生活を見据え，学校における指導内容・方法について，家庭だけでなく関係機関等との連携も図ることが重要である。その際に，学習した結果のみではなく，学習内容にどのように取り組み，どのようなことが身に付いたかなど，学習過程を含めて相互に共有することが大切である。

学校で学習した内容については，家庭生活を含む日常生活の様々な場面で，学習した内容を深めたり，生活の範囲を広げたり，生活を高めたりすることにつながるよう指導することが重要である。例えば，将来の生活を見据え，個別の指導計画や個別の教育支援計画などを基にして，学校で身に付けたことを家庭等でも取り入れたり，地域において実際に活用したりできるよう，家庭等との連携や情報交換などを工夫することが大切である。その際，学校から家庭等への一方向でなく，家庭等で取り組んでいる内容を参考にして，学校での指導を充実させるなど，双方向の情報共有が大切である。

また，学習した内容を実際の生活で十分に生かすことができるようにするためには，実際の生活や学習場面に即して活動を設定し，その成果を適切に評価して，生徒がより意欲的に取り組むことができるように，指導方法等を工夫することが大切である。

（第２章第２節第３款の８）

８　生徒の知的障害の状態や学習状況，経験等に応じて，教材・教具や補助用具などを工夫するとともに，コンピュータや情報通信ネットワークを有効に活用し，指導の効果を高めるようにするものとする。

今回の改訂では，従前の「生徒の知的障害の状態や経験等に応じて，教材・教具や補助用具などを工夫するとともに，コンピュータ等の情報機器などを有効に活用」を「生徒の知的障害の状態や学習状況，経験等に応じて，教材・教具や補助用具などを工夫するとともに，コンピュータや情報通信ネットワークを有効に活用」と改めた。

また，知的障害のある生徒に対する指導に当たっては，一人一人の生徒の知的障害の状

態や学習状況，経験，興味や関心などを踏まえるとともに，使いやすく効果的な教材・教具，補助用具などを用意したり，実生活への活用がしやすくなるように，できるだけ実際に使用する用具などを使ったりすることが重要である。

言葉や文字による理解が難しい生徒や，音声によるコミュニケーションが難しく伝えたいことを円滑に伝えられない場合でも，生徒の学習状況やそれまでの経験等に応じた絵カードなどの教材やコミュニケーションを支援するための補助用具などを用意することで，生徒の可能性が引き出されることがある。これらのことは，生徒の言語環境を充実させることにもつながり計画的に取り組むことが重要である。

補助用具などの活用に当たっては，活動を効果的に補助したり，生徒のもっている力を十分に発揮したりすることができるようにするための工夫が重要である。

補助用具とは，目的を遂行するために，支えとなる用具のことである。例えば，会話を補助するための音声出力装置や書籍等を読みやすくするために読んでいるページが固定できるようにする用具などがある。また，音読しやすくするために，１行分だけ見えるようにくり抜いた板を使う場合，その板が補助用具になる。また，補助用具などとは，加工等で活用されるジグなども含む。複数の板材に穴をあける際，穴をあける位置をガイドする役割を担うのがジグであるが，一人でできる状況を支える補助用具の一つとして加工場面だけでなく広義的に使われることがある。補助用具やジグを活用することによって，複雑な作業が容易になることもあり，生徒が達成感を得られやすくなる。

また，自力で取り組むことを目的に補助用具などを取り外す場合は，段階的に進めるなどして，生徒の負担を考慮することが大切である。

更に，コンピュータや情報通信ネットワークを有効に活用して，生徒の意思表示をより明確にしたり，数や文字を効果的に指導したり，職業教育における効果的な情報の提供にもつながったりすることなどから，生徒の知的障害の状態や経験等を考慮しつつ，適切な機器を選択して，各教科等の内容の指導において，効果的な活用が図られるようにすることが大切である。なお，コンピュータ等の情報機器を活用する際は，情報セキュリティや情報モラルについての指導を効果的に行い，生徒がトラブルに巻き込まれないようにするための指導についても配慮することが重要である。

第２編　高等部学習指導要領解説

第２部　高等部学習指導要領総則等の解説

第６章　特別の教科　道徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）

第６章　特別の教科　道徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）

第１　目標及び内容（第３章第１款）

第３章　特別の教科　道徳（知的障害者である
生徒に対する教育を行う特別支援学校）

第１款　目標及び内容

道徳科の目標及び内容については，小学部及び中学部における目標及び内容を基盤とし，さらに，青年期の特性を考慮して，健全な社会生活を営む上に必要な道徳性を一層高めることに努めるものとする。

高等部における道徳科の目標は，第１章総則第２節第１款の２の(2)において，「道徳教育は，教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき，生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し，人間としての在り方生き方を考え，主体的な判断の下に行動し，自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること」と規定していることを踏まえるとともに，知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については，小学部及び中学部における道徳科の目標及び内容を基盤とし，青年期の特性を考慮して，健全な社会生活を営む上に必要な道徳性を一層高めることについて示していることに留意する必要がある。

小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領第３章特別の教科道徳の第３の１において，「各学校においては，道徳教育の全体計画に基づき，各教科，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら，道徳科の年間指導計画を作成するものとする。」と示していることを参考に，知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部においても，以上のことを踏まえ，道徳教育を行う必要がある。

また，道徳科の内容については，小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領第３章特別の教科道徳の第２において，項目として，「Ａ主として自分自身に関すること」，「Ｂ主として人との関わりに関すること」，「Ｃ主として集団や社会との関わりに関すること」，「Ｄ主として生命や自然，崇高なものとの関わりに関すること」を示していることを参考に，各学校で道徳科の内容を適切に設定することが大切である。その際，高等部の生徒の活動範囲の広がりに応じて，様々な人々との関係を適切に形成できるようにすることや，生活年齢や青年期の心理的発達の状態などを考慮しつつ，小学部や中学部における指導との一貫性を図ることが大切である。

第２　指導計画の作成と内容の取扱い（第３章第２款）

第２款　指導計画の作成と内容の取扱い

１　指導計画の作成に当たっては，生徒や学校，地域の実態を十分考慮し，中学部における道徳科との関連を図り，計画的に指導がなされるよう工夫するものとする。
２　各教科，総合的な探究の時間，特別活動及び自立活動との関連を密にしながら，経験の拡充を図り，豊かな道徳的心情を育て，将来の生活を見据え，広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導するものとする。
３　内容の指導に当たっては，個々の生徒の知的障害の状態，生活年齢，学習状況及び経験等に応じて，適切に指導の重点を定め，指導内容を具体化し，体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

第一は，道徳科の指導計画の作成に当たっては，生徒の社会生活における活動範囲の広がりによる交際の範囲や経験の広がりなどや，生徒の知的障害や社会適応の状態などについて考慮することが大切であることから示したものである。さらに，高等部には，中学部や中学校特別支援学級等からの進学者が在籍しており，知的障害の状態や経験，興味・関心などが多様である。そのため，中学部又は中学校との連携を図るなどして，個々の生徒の実態に即して，一貫した道徳教育を進めることも配慮する必要がある。特に，一斉指導に偏ることなく，必要に応じて個別指導を取り入れるなどして道徳的実践力が身に付くよう計画することが大切である。

第二は，経験の拡充を図ることによって，豊かな道徳的心情を育て，将来の生活を見据え，広い視野に立って道徳性が養われるように指導することの必要性を示している。特別支援学校に在籍する生徒については，個々の障害の状態により，結果として様々な経験の不足が課題となることがあることから，道徳科における指導においても，各教科，総合的な探究の時間，特別活動及び自立活動の指導との関連を密にしながら，経験の拡充を図ることについて，特に留意する必要がある。

第三は，知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部においては，道徳科の内容を指導する場合においても，他の各教科等の内容の指導と同様に，個々の生徒の知的障害の状態，生活年齢，学習状況や経験等を考慮することが重要であることから，今回新設されたものである。

このことについては，視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において，知的障害を併せ有する生徒に対して指導を行う場合も，同様に配慮することが大切である。

個々の生徒知的障害の状態，生活年齢，学習状況や経験等に応じた指導の重点を明確にし，具体的な指導内容を設定することが重要である。その際，生徒の学習上の特性から，生徒理解に基づく，生活に結び付いた内容を具体的な活動を通して指導することが効果的であることから，実際的な体験を重視することが必要である。

第２編　高等部学習指導要領解説

第２部　高等部学習指導要領総則等の解説

第７章　総合的な探究の時間

第７章　総合的な探究の時間

（第４章）

第４章　総合的な探究の時間

総合的な探究の時間の目標，各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては，高等学校学習指導要領第４章に示すものに準ずるほか，次に示すところによるものとする。

１　生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し，学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
２　体験活動に当たっては，安全と保健に留意するとともに，学習活動に応じて，中学部又は中学校までの学習を踏まえ，高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。
３　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において，探究的な学習を行う場合には，知的障害のある生徒の学習上の特性として，学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ，各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら，具体的に指導内容を設定し，生徒が自らの課題を解決できるように配慮すること。

今回の改訂において，特別支援学校高等部の教育課程における「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に，高等学校に準じて変更した。これは，平成 28 年 12 月の中央教育審議会において「高等学校においては，小・中学校における総合的な学習の時間の取組の成果を生かしつつ，より探究的な活動を重視する視点から，位置付けを明確化し直すことが必要と考えられる」とされたことを受けたものである。

さて，総合的な探究の時間については，視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，適切な単位数を，また，知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては適切な授業時数を，各学校において定めることとされている。

総合的な探究の時間については，前回の改訂において，教育課程における位置付けを明確にし，各学校における指導の充実を図るため，総合的な学習の時間として新たに章立てられたところである。

総合的な探究の時間の目標，各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては，各特別支援学校を通じて，高等学校学習指導要領に準ずることとしている。ここでいう「準ずる」とは，原則として同一ということを意味している。一方，指導計画の作成と内容の取扱いについては，高等学校学習指導要領に準ずるのみな

らず，次のような特別支援学校独自の項目が二つ示されていたところ，今回の改訂では，知的障害者である生徒に対する特別支援学校の高等部においては，総合的な探究の時間の指導に当たっても，他の各教科・科目等（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては「各教科等」。）の内容の指導と同様に，個々の生徒の知的障害の状態や経験等を考慮することが重要であることから，三つ目の項目が加わった。

総合的な探究の時間の内容の指導においては，これらの事項に十分配慮する必要がある。

第一は，学習活動が効果的に行われるために配慮することを示しています。特別支援学校に在籍する生徒の障害の種類や程度，発達の段階や特性等は多様であることから，個々の生徒の実態に応じ，補助用具や補助的手段，コンピュータ等の情報機器を適切に活用するなど，学習活動が効果的に行われるよう配慮することが大切である。

第二は，体験活動に当たっての配慮事項である。体験活動としては，例えば，自然に関わる体験活動，就業体験活動やボランティア活動など社会と関わる体験活動，ものづくりや生産，文化や芸術にかかわる体験活動，交流及び共同学習などが考えられるが，これらの体験活動を展開するに当たっては，生徒をはじめ教職員や外部の協力者などの安全確保，健康や衛生等の管理に十分配慮することが求められる。

交流及び共同学習については，第１章第２節第６款の２の(2)において，一層の充実を目指していることを示した。ここでは，高等学校等との交流及び共同学習を通して体験的な学習などが展開できる場合もあることから，学習活動に応じて，適切に交流及び共同学習を行うよう配慮することを，特別支援学校独自に示した。

第三は，知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部における配慮事項である。総合的な探究の時間は，探究のよさを理解すること，実社会や実生活の中から問いを見いだし解決していくこと，探究に主体的・協働的に取り組めるようにすることなどが求められる。その際に，知的障害のある生徒の学習上の特性として，抽象的な内容が分かりにくいことや，学習した知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ，実際の生活に関する課題の解決に応用されるようにしていくためには，具体の場面や物事に即しながら段階的な継続した指導が必要になる。そのため，各教科等の学習で培われた資質・能力を明確にし，それらを総合的に関連付けながら，個別の指導計画に基づき，生徒一人一人の具体的な指導内容を設定していくことが大切となる。また，主体的・協働的に取り組めるようにするために，個々の生徒の知的障害の状態，生活年齢，学習状況や経験等を考慮しながら，単元等を設定し，生徒が自らの課題を解決できるように配慮することが大切である。

第２編　高等部学習指導要領解説

第２部　高等部学習指導要領総則等の解説

第８章　特別活動

第８章　特別活動

（第５章）

第５章　特別活動

特別活動の目標，各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては，高等学校学習指導要領第５章に示すものに準ずるほか，次に示すところによるものとする。

１　指導計画の作成に当たっては，生徒の少人数からくる種々の制約を解消し，積極的な集団活動が行われるよう配慮する必要があること。
２　生徒の経験を広めて積極的な態度を養い，社会性や豊かな人間性を育むために，集団活動を通して高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり，地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際，生徒の障害の状態や特性等を考慮して，活動の種類や時期，実施方法等を適切に定めること。
３　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において，内容の指導に当たっては，個々の生徒の知的障害の状態，生活年齢，学習状況及び経験等に応じて，適切に指導の重点を定め，具体的に指導する必要があること。

高等部における特別活動の目標，内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては，各特別支援学校を通じて，高等学校に準ずることとしている。ここでいう「準ずる」とは，原則として同一ということを意味している。しかしながら，指導計画の作成と内容の取扱いについては，高等学校に準ずるのみならず，次のような特別支援学校独自の項目が三つ示されており，これらの事項に十分配慮する必要がある。

第一は，特別活動の実施に当たっての配慮である。特別活動の実施に当たっては，生徒が互いのよさや可能性を発揮しながら，多様な他者と協働することが大変重要であるが，特別支援学校における一学級当たりの生徒数は，高等学校に比較するとかなり少なくなっており，学級を単位として行われるホームルームを実施する上で，集団の構成上創意工夫が必要となることが多い。このため，他の学級や学年と合併することなどによって，少人数からくる制約を解消するよう努めることが重要になる。

第二は，「交流及び共同学習」や「活動を共に」する際の配慮事項である。これらの実施については，第１章第２節第６款の２の（2）や第４章総合的な探究の時間の２においても示されているが，特別活動においてより成果が期待できることから，特に示されているものである。実施に当たっては，活動の種類や時期，実施方法等を適切に定めることが必要である。

第三は，知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における配慮事項である。知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，特別活動の内容

を指導する場合においても，他の教科等の内容の指導と同様に，個々の生徒の知的障害の状態や経験等を考慮することが重要である。今回の改訂では，考慮が必要な事柄として新たに「生活年齢」及び「学習状況」が追加された。これは，従前の知的障害の状態や経験だけでなく，生活年齢や個々の学習状況を踏まえた指導内容の設定に考慮することが重要であることによるものである。例えば，学校行事等を設定する際にも，生活年齢を十分に踏まえ，学年にふさわしい内容を工夫していくようにすることが大切である。

このことについては，視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において，知的障害を併せ有する生徒に対して指導を行う場合も，同様に配慮することが大切である。

特別活動の内容の指導においても，生徒一人一人の知的障害の状態，生活年齢，学習状況及び経験等に応じた指導の重点を明確にし，具体的なねらいや指導内容を設定することが重要である。その際，特に，生徒の理解に基づく，生活に結び付いた内容を，実際的な場面で具体的な活動を通して指導することが必要である。

第５章において準ずることとしている高等学校学習指導要領第５章特別活動においては，例えば，ホームルーム活動においては，「(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」として，「自他の個性の理解と尊重，よりよい人間関係の形成」，「男女相互の理解と協力」，「青年期の悩みや課題とその解決」，「生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立」などが内容として示されている。また，「(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現」として，「学校生活と社会的・職業的自立の意義の理解」，「主体的な学習態度の確立と学校図書館等の活用」，「社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成」，「主体的な進路の選択決定と将来設計」が示されている。

これらの内容の指導に当たっては，生徒の知的障害の状態や経験等に応じて内容を適切に選択し，日常生活の中から課題等を例示して具体的に指導することが大切である。また，これらの指導では，一人一人の生徒の将来の生活や生き方を想定したり，進路を選択したりすることを通して，自己実現の在り方等に関わる事項を扱うので，様々な情報や資料を基にした話合いや意見発表により主体的な学習活動が行われるようにすることも大切である。特に，教師のきめ細かな情報の提供やそれに基づく指導とともに，家庭や関係諸機関との連携を密にすることが大切である。これらの指導は，職業科や家庭科などにおける指導との関連を考慮しながら進める必要がある。

第２編　高等部学習指導要領解説

第２部　高等部学習指導要領総則等の解説

第９章　自立活動

第９章　自立活動

第１　目標（第６章第１款）

第６章　自立活動

第１款　目　標

個々の生徒が自立を目指し，障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識，技能，態度及び習慣を養い，もって心身の調和的発達の基盤を培う。

第２　内容（第６章第２款）

第２款　内　容

１　健康の保持
(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。
(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。
(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。
(5) 健康状態の維持・改善に関すること。
２　心理的な安定
(1) 情緒の安定に関すること。
(2) 状況の理解と変化への対応に関すること。
(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。
３　人間関係の形成
(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。
(2) 他者の意図や感情の理解に関すること。
(3) 自己の理解と行動の調整に関すること。
(4) 集団への参加の基礎に関すること。
４　環境の把握
(1) 保有する感覚の活用に関すること。
(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。
(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。
(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関す

ること。

(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

5　身体の動き

(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。

(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。

(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。

(4) 身体の移動能力に関すること。

(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

6　コミュニケーション

(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。

(2) 言語の受容と表出に関すること。

(3) 言語の形成と活用に関すること。

(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。

(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

第３　個別の指導計画の作成と内容の取扱い（第６章第３款）

第３款　個別の指導計画の作成と内容の取扱い

1　自立活動の指導に当たっては，個々の生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき，指導すべき課題を明確にすることによって，指導目標及び指導内容を設定し，個別の指導計画を作成するものとする。その際，第２に示す内容の中からそれぞれに必要とする項目を選定し，それらを相互に関連付け，具体的に指導内容を設定するものとする。

2　個別の指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

(1) 個々の生徒について，障害の状態，発達や経験の程度，興味・関心，生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。

(2) 生徒の実態把握に基づいて得られた指導すべき課題相互の関連を検討すること。その際，これまでの学習状況や将来の可能性を見通しながら，長期的及び短期的な観点から指導目標を設定し，それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。

(3) 具体的な指導内容を設定する際には，以下の点を考慮すること。

ア　生徒が，興味をもって主体的に取り組み，成就感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができるような指導内容を取り上げること。

イ　生徒が，障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げること。

ウ　個々の生徒が，発達の遅れている側面を補うために，発達の進んでいる側面を

更に伸ばすような指導内容を取り上げること。

エ　個々の生徒が，活動しやすいように自ら環境を整えたり，必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容を計画的に取り上げること。

オ　個々の生徒に対し，自己選択・自己決定する機会を設けることによって，思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げること。

カ　個々の生徒が，自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し，取り組めるような指導内容を取り上げること。

(4) 生徒の学習状況や結果を適切に評価し，個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。

(5) 各教科・科目，総合的な探究の時間及び特別活動（知的障害者である教育を行う特別支援学校においては，各教科，道徳科，総合的な探究の時間及び特別活動）の指導と密接な関連を保つようにし，計画的，組織的に指導が行われるようにするものとする。

3　個々の生徒の実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫し，意欲的な活動を促すようにするものとする。

4　重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについては，全人的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を，個々の生徒の実態に応じて設定し，系統的な指導が展開できるようにするものとする。その際，個々の生徒の人間として調和のとれた育成を目指すように努めるものとする。

5　自立活動の指導は，専門的な知識や技能を有する教師を中心として，全教師の協力の下に効果的に行われるようにするものとする。

6　生徒の障害の状態等により，必要に応じて，専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして，適切な指導ができるようにするものとする。

解説については，特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）（平成 30 年３月）に準ずることとする。この場合において，次の事項に留意すること。

(1) 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者及び病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，「各教科等」とあるのは「各教科・科目等」と読み替える。

(2) 「道徳科」に係る解説については，知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において準ずることとする。

(3) 「総合的な学習の時間」とあるのは「総合的な探究の時間」と読み替える。

（第６章第３款の７）

７　自立活動の指導の成果が進路先等でも生かされるように，個別の教育支援計画等を活用して関係機関等との連携を図るものとする。

本項目については，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第７章第３の７において規定している「進学先等」を，高等部の生徒の多様な進路の状況を踏まえ，「進路先等」と規定するものである。

解説については，同解説自立活動編第７章の８に準ずることとし，「就学先」とあるのは「就労先」と読み替える。